平成 30 年版

通商白書

平成 30 年 7 月

経済産業省

○本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へリサイクルできます。

概　要

2018 年版　通商白書　概要

I

世界経済編

■ 第 1 章　足下の世界経済及び日本の対外貿易投資の動向

□　IMF によれば、2017 年の世界の実質 GDP 成長率は、世界貿易の回復が大きく寄与し 2011 年以来最も高い 3.8%となった。IMF は今後の世界経済のリスクについて、保護主義的な措置の導入による貿易・投資活動へのマイナスの影響を懸念している。

□　WTO によれば、2011 年から 2016 年にかけて世界の財貿易の伸びが実質 GDP 成長率を下回る「スロー・トレード」と言われる状況が続いてきたが、2017 年にはこれが解消し、2018 年も財貿易の伸びが実質 GDP 成長率を上回る見通し。

□　米欧の金融政策の正常化に伴う米国と新興国の金利差縮小により、新興国からの資金流出が加速し、新興国景気を減速させることが懸念される。しかし、今回は、2013 年のテーパータントラムの時と違い市場の急激な変化は起こっていない。その理由としては、①テーパータントラムの教訓を踏まえ、FRB は市場とのコミュニケーションを十分に図りながら慎重に金融政策を実施していること、②新興国のファンダメンタルズが安定的に推移していることが挙げられる。ただし、今後の動向には注視が必要。

□　2017 年の我が国の経常収支は 21 兆 9,514 億円の黒字で、2007 年に次いで過去 2 番目に大きな額となった。黒字幅拡大の主な要因は、第一次所得収支の黒字幅が大幅に拡大したことと、サービス収支が過去最少の赤字額となったこと。

■ 第 2 章　主要国・地域の経済動向及び対外経済政策の動き

〈米国〉

□　米国の 2017 年の実質 GDP 成長率は前年比 2.3%と 2016 年から加速するなど、景気は着実に回復が続いている。

□　米国経済の着実な回復と世界経済の緩やかな回復により、米国の貿易額は輸出入ともに増加し、2017 年の財及びサービスの貿易赤字額は 2008 年以降で最大となった。米国が財貿易赤字となった相手国は、中国、メキシコ、日本、ドイツ、ベトナムなど。米国の貿易赤字の約半分を占める対中

赤字は、過去最大に。

□　米国通商代表部は、2018 年 2 月に「2018 年通商政策課題」を公表。①国家安全保障を支える通商政策、②米国経済の強化、③全ての米国人にとって役立つ通商協定の交渉（NAFTA 再交渉等）、④米国通商法のアグレッシブな執行（通商法 301 条、通商拡大法 232 条等）、⑤多国間通商システムの改革の 5 つを柱として掲げている。

〈欧州〉

□　ユーロ圏経済は、好調な内需と世界経済を背景に堅調に拡大している。2017 年に関しては、欧州主要国の実質 GDP 成長率は軒並み 1％を上回る水準に至り、ユーロ圏全体では、通年で 2.4％増と前年を上回った。

□　BREXIT で生じる関税・非関税障壁による影響を軽減するため、各国の産業界が英国及び他の EU 加盟国政府に対して声をあげている。在欧州の日系企業に対するアンケート調査によると、8 割以上もの製造業企業が、関税による影響を懸念している。また、非関税障壁については約 4 割、基準・認証については 3 割前後の製造企業が懸念している。

□　EU は欧州域外との通商協定の締結に積極的に取り組んでいる。その中で、2017 年 9 月に暫定適用が開始した EU・カナダ包括的経済貿易協定と、同年 12 月に交渉が妥結した日 EU・EPA は、相互の関税・非関税障壁について高いレベルで自由化を図り、かつ、労働者の人権及び環境の保護にコミットした内容となっており、保護主義の動きが広まる中で、開かれた公正な貿易・投資ルールのモデルとなることが期待されている。

□　EU は自由貿易を重視するとともに、対内直接投資に対してもオープンな姿勢が基本だが、域内の重要な技術やインフラに対する域外国からの投資拡大を背景として、2017 年 9 月、欧州委員会は、域内向けの外国直接投資について加盟国間の情報交換や意見提出等をする枠組を設立するための規則を提案した。

〈ASEAN、インド〉

□　2017 年に設立 50 周年を迎えた ASEAN は、競争力ある地域経済としての存在感を維持、拡大すべく、一層の経済統合へ向けた制度・政策を推進している。域内の貿易や直接投資は堅調に推移するものの、伸び悩む一面も見える。

□　ASEAN と中国との間の貿易パターンとしては「垂直型貿易（分業）」の割合が高いが、2000 年代に入り IT 関連製品の「水平型貿易（分業）」が急速に発展した。特に ASEAN の対中国輸出は電気機械の部品に大きく偏っており、今後中国の内製化が進むと貿易構造が大きく変化する可能性がある。

□　インドのモディ政権は、構造改革の中心として ICT 政策「デジタル・インディア」を推進。高額紙幣の廃止に伴い、国民にキャッシュレス化が浸透し、多様な電子決済手段が急速に普及している。

　また、モバイル機器を利用した M コマースが特徴の電子商取引の市場は急拡大しており、2024 年には日本を抜いてアジア太平洋で第 2 位、世界で第 4 位になる見込み。

〈中南米〉

□　中南米地域の地域経済統合体である「太平洋同盟」と「メルコスール」は、この二つで中南米地域の人口の約 8 割、GDP 及び輸出額の約 9 割を占める。

□　太平洋同盟の特徴として、加盟国の自由貿易志向の高さが挙げられる。2017 年 3 月、太平洋同盟

はアジア太平洋諸国との連携強化のため、太平洋同盟と早期かつ高水準な協定締結を望む国を「準加盟国」と位置づける方針を示し、TPP11 加盟国であるカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールとの間で交渉が開始された。

□　メルコスールは、域外国・地域との自由貿易協定の締結等では、太平洋同盟に遅れをとっていたが、2015 年末のアルゼンチンに続き、2016 年にブラジルで左派から中道右派に政権が交代したことから、EU との自由貿易協定交渉が 2016 年 10 月に再開されるなど、通商関係を拡大・深化する動きが見られる。

〈ロシア及び中央アジア〉

□　2017 年のロシア経済は、油価の回復を主因として +1.5％と 3 年ぶりのプラス成長となった。ロシア経済は、油価によって経済動向が左右されやすく、また、輸出の約 5 割を鉱物性燃料が占める。そのため、ロシアは、外交政策上の観点に加え、鉱物性燃料の販路拡大を市場が成熟した欧州から経済成長が続くアジア太平洋諸国に求める等の観点から、当該地域との経済関係を強化している。

□　中央アジア諸国の対ロシア･中国輸出依存度を見ると、2000 年の対ロシア輸出依存度は約 2 割と、ロシアとの関係が強い貿易構造であったが、2009 年以降、対中国輸出依存度が対ロシア輸出依存度を上回っている。中央アジア諸国の対内直接投資についても、中国からの投資が大きく増加している。

〈中東及びアフリカ〉

□　鉱物性燃料に依存した経済構造が続く中東の産油国では、原油価格が大幅下落した 2014 年以降、貿易収支の黒字幅の急激な減少と軌を一にして、大幅な財政赤字を抱えることとなった。2016 年以降、OPEC の減産合意等により徐々に原油価格は回復傾向であるものの、財政黒字化には至っていない国・地域が多い。サウジアラビアの「サウジ・ビジョン 2030」をはじめとして、中東の産油国は、持続可能な経済・社会体制の構築のため、石油だけに依存しない産業構造を目指し、改革を進めている。

□　アフリカでは域内貿易を推進する動きが活発化している。この動きを象徴するのがアフリカ連合加盟 55 か国・地域による「アフリカ大陸自由貿易圏（AFCFTA）」設立に向けた取組である。2015 年に交渉が開始され、2018 年 3 月の第 10 回交渉フォーラムで発足が合意され、2018 年末までの発効を目指すこととなった。

Ⅱ

分析編：大きく転換するグローバル経済

第 1 章　拡大するデジタル貿易

□　世界の越境 EC 市場規模は、2014 年に 2,360 億ドルとなり、その後も拡大を続け、2020 年には 9,940 億ドルに上る見込み。また、越境 EC 利用者数に関しては、2014 年時点では約 3 億人程度だが、2020 年には約 3 倍の 9 億人を超える見通し。

□　デジタル貿易の拡大とともに存在感を増しているのが、EC やクラウドコンピューティングサービスの IT プラットフォームを提供する世界的企業である。2008 年時点の時価総額上位 10 位には、石油・ガス等の資源事業、銀行業に加えて、通信事業者が入っていたが、2018 年 1 月時点では、上位 10 社の内 6 社が米中の IT プラットフォーム企業になっている。

□　情報の自由な流通の促進は、新たな技術革新やビジネスモデルを生み出し、人々の生活の質を向上させるといった好循環を生み出している。他方、データの自由な越境流通を阻害するデータローカライゼーション規制、セキュリティ強制規格採用要求、ソースコード開示要求等、データ保護主義的な規制が過去 20 年ほどの間に急激に増えている。

□　データに関する新規制が導入されると、自国 GDP にマイナスの影響との試算もある。

□　IT プラットフォーマーを巡る既存の業種との公正な競争環境の確保や、消費者保護・安全確保の扱いも課題になっている。

第 2 章　新興・途上国経済の台頭

□　世界の実質 GDP 成長率への各国・地域の寄与度を見てみると、2000 年頃から先進国の寄与度は次第に低下してきているのに対し、新興・途上国の寄与度が上がってきている。世界の名目 GDP に占める新興・途上国のシェアも 2000 年代半ば以降上昇傾向にあり、足下では 40％を超える水準に達している。

□　新興・途上国は固定資本形成の伸びに合わせて素材産業の生産能力も大幅に伸ばしている。例えば、鉄鋼分野では先進国の鉄鋼生産能力は過去 17 年間約 6 億トンで推移しているのに対し、新興・途上国の鉄鋼生産能力は上昇を続け、2017 年には 2000 年当時と比較して全世界で約 2.3 倍の 23 億トンに拡大している。新興・途上国の中でも中国の生産能力の拡大が著しい。

□　新興・途上国の過剰生産問題を中国鉄鋼産業を事例としてみてみると、その経緯は大きく 4 つの段階に分けられる。①まず、主に国有銀行が鉄鋼企業への低利融資を拡大し、鉄鋼企業は生産能力の拡大を進め、総資産営業利益率（ROA）は上昇。②続いて、国内供給過多となる一方で、鉄鋼企業の借入金と生産能力の拡大は続き、ROA 低下。③さらに、多くの鉄鋼企業が営業赤字になる中で、政府補助が大きく拡大。④足下では中央政府が生産設備削減目標を設定し、厳格な執行管理を行った結果、削減目標を達成。

□　国有銀行からの借入金や政府補助金等の支援措置は、相対的に経営効率の低い地方政府所管鉄鋼

企業に多く投下されている。

□　政府支援による設備投資の急拡大は、中国の集積回路産業においてもみられ、同産業における将来的な過剰生産能力問題が懸念される。

■第３章　急速に変化する中国経済

〈新産業の躍進〉

□　中国の GDP を需要面から見ると、リーマン・ショック後は輸出、４兆元の景気対策後は総資本形成がシェアを縮小させ、民間消費が緩やかにシェアを拡大させている。

□　2017 年の中国の業種別の実質 GDP 成長率を見ると、情報通信・情報技術サービスが 26.0% 増と突出して高い成長を遂げている。

□　中国における電子商取引の規模は世界第１位。消費者向けインターネットサービス分野は多岐にわたるが、旅行予約、料理の出前、配車サービス、金融関係などは特に利用者数の伸びが高い。

□　中国政府が推進する創業支援策「大衆創業・万衆創新」が発表された 2014 年頃から、創業数は大幅に増加してきた。中国の創業率は、米国や日本と比較して、大幅に高い。ベンチャー企業に対するベンチャーファンドの投資金額をみても、中国は 2.2 兆円と米国の 7.5 兆円に次いで第２位の規模。

□　中国の国際特許出願数は 2010 年に韓国を、2013 年にドイツを、2017 年には日本をも抜き、米国に次ぐ２位となった。

□　「中国製造 2025」の重点 10 産業分野について国際特許公開件数を見ると、特に IT 関連技術については世界の主要国に並ぶのみならず、デジタル通信のようにリードする分野も出てきている。一方、バイオテクノロジー・医療関連では米国と、ロボット等を含む機械関連では日本と差が開いている。

□　中国での技術力向上・創業を支えている要因の１つに大量の高度人材の供給がある。毎年 700 万人以上に上る新卒大学生のうち約 20 万人が創業している。中国から米国への留学生の半数近くが STEM（Science, Technology, Engineering and Mathematics）分野を専攻している。中国人留学生の帰国率は、2008 年までは 30%以下と低かったが、中国政府が帰国促進政策を累次打ち出した効果もあり、2013 年には 85% に上昇した。

□　中国における新産業の躍進、イノベーション力の向上、活発な創業活動の状況について認識を新たにし、国内産業の活性化のために一層の取組を進めることが必要。

〈拡大する対外貿易・投資〉

□　中国を最大の輸入相手国とする国が急激に増加し、2017 年には世界の約 30%（57 か国）と第１位に。中国が最大の輸出相手国になっている国も、輸入と比べると少ないものの世界の約 16%（30 か国）と米国に次ぐ地位に。

□　中国の輸出を牽引する産業は、繊維産業から電機・光学機器産業へと変化している。

□　中国の輸出に占める自国創出付加価値の割合を産業別に見ると、2000 年の時点では電機・光学機器産業の付加価値比率は約 30%と低いが、2014 年にかけて付加価値割合は約５割まで高まっており、部品の現地調達化・製品の高付加価値化が進展していることが伺える。

□　WTO 発足以降、1995 年～2016 年の AD 措置の被発動件数は中国が 1 位（866 件）であり、2 位韓国（239 件）以下を圧倒的に上回る。中国向け AD 措置の発動件数を発動国・地域別で見ると、新興・途上国の発動件数が先進国の発動件数を上回る。

□　2010 年代に入り、中国企業による先進国の工業・ハイテク企業の買収が活発になっている。これに対し、米国は、中国企業の米国企業買収案件を不承認とする等、対内直接投資規制を厳格化。

□　EU は、域内直接投資に関する審査枠組新設を提案。ドイツ等加盟国レベルでも規制強化の動き。

〈日本企業にとってのビジネスチャンス〉

□　日本の対中輸出額は 2017 年に過去最高の約 14.9 兆円に達し、米国の約 15.1 兆円に次ぐ第 2 位の輸出先となっている。消費財、産業用機械等が大きく伸びている。

□　中国消費者による日本からの越境電子商取引購入額も急速に拡大し、2017 年には 1 兆 2978 億円（前年比 25.2% 増）に達したと推定されている。

□　中国の一人当たり消費支出は、2013 年から 2017 年の 4 年間に 1 万 3 千元から 1 万 8 千元へと 4 割増となっている。中でも、交通・通信、教育・文化・娯楽、健康・医療のシェアが上昇している。

□　中国では環境問題への対応が大きな課題となっている。環境汚染対策のための投資額は増加傾向にある。我が国企業にとっても環境規制の遵守が求められるとともに、優秀な環境技術を有する企業にとってはビジネスの機会ともなり得る。

□　在中国日系現地法人の売上高の推移を見ると、製造業の割合が多いのが特徴である。旺盛な中国内外の需要を捉え、売上・利益共に伸ばしている。個人消費関連サービスも伸びてきているものの、その売上高は製造業の約 30 兆円に対して約 6 千億円と相対的に小さな規模にとどまっている。

□　日米欧の現地法人の売上額を比較してみても、日本は個人消費関連サービスの売上高が欧米に比べて小さい。中間層・乳幼児・シルバー市場等成長する中国市場で更なる成長余地が存在する。

□　中国での日本企業の更なるビジネス展開や、第三国での日中企業協力により、成長を続ける中国の活力を日本の活力につなげていく必要がある。

Ⅲ

施策編

第１章　自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築

□　大きく転換するグローバル経済において、自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築の重要性が益々高まっている。2017 年には、我が国は TPP11 に署名し、また、日 EU・EPA についても交渉妥結に至るなど、大きな進展が見られた。我が国による自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築に向けた取組について、メガ FTA、日米経済関係、WTO、G7、G20、OECD、APEC の直近の動きを含めて紹介する。

第２章　新興国戦略

□　グローバル化の恩恵をより多く受けるためには、我が国として発展がめざましい新興国への展開はますます重要となっている。ここでは新興国の中でも、中国、ASEAN・大洋州、インド、ロシア、中東及びアフリカに関して、主に 2017 年度中の我が国の取組を紹介する。

第３章　包摂的な通商政策

□　TPP11 及び日 EU・EPA の発効を見据え、中堅・中小企業等がこれらの発効によりメリットが得られるよう取りまとめられた「総合的な TPP 等関連政策大綱」の内容を紹介する。また、中堅・中小企業の海外展開を支援する「新輸出大国コンソーシアム」による支援状況や食品輸出関連の取組を紹介する。

2018年版通商白書目次

凡例

第Ⅰ部　世界経済編

第1章 足下の世界経済及び日本の対外貿易投資の動向 …… 3

第1節　世界経済の動向 …… 4
1. 世界 GDP の動向 …… 4
2. 財貿易の動向 …… 5
3. サービス貿易の動向 …… 6
4. 外国直接投資の動向 …… 7
5. 米欧金融政策の正常化の影響 …… 9
第2節　我が国の対外貿易投資の動向 …… 15
1. 財貿易の動向 …… 15
2. 経常収支の動向 …… 20
3. 対外直接投資の動向 …… 23

第2章 主要国・地域の経済動向及び対外経済政策の動き …… 31

第1節　米国 …… 32
1. 経済動向 …… 32
2. 通商政策動向 …… 38
第2節　欧州 …… 56
1. マクロ経済動向 …… 56
2. BREXIT の動向 …… 62
3. 通商政策動向 …… 67
第3節　アジア …… 74
1. ASEAN …… 74
(1) 経済統合の深化を目指す ASEAN …… 74
(2) マクロ経済動向 …… 74
(3) ASEAN 貿易の推移 …… 77
(4) ASEAN 外国直接投資の推移 …… 89
(5) ASEAN をめぐる自由貿易協定（FTA） …… 93
2. インド …… 96
(1) マクロ経済動向 …… 97
(2) グローバル化の推進と構造改革の継続 …… 99
(3) ICT 政策「デジタル・インディア」の進展 …… 100
(4) 電子商取引市場の拡大 …… 102
第4節　中南米 …… 105
1. マクロ経済動向 …… 105

2. 太平洋同盟とメルコスールの経済・貿易の概要 ……105
3. 中南米地域の対外貿易関係 ……111
4. 最近の中南米の域内外との連携強化の動き ……120
第５節　ロシア及び中央アジア……122
1. ロシアのマクロ経済動向 ……122
2. ロシアの東方シフト ……125
3. 中央アジアの対外経済関係 ……130
第６節　中東及びアフリカ……136
1. 中東 ……136
(1) マクロ経済動向 ……136
(2) サウジアラビアのマクロ経済動向 ……137
(3) サウジアラビアの「サウジ・ビジョン 2030」とその進展……141
2. アフリカ ……142
(1) マクロ経済動向 ……142
(2) 主要貿易相手国の変化 ……143
(3) 域内貿易の推進に向けた動き ……145

第Ⅱ部　分析編：大きく転換するグローバル経済

第1章 拡大するデジタル貿易 ……149

第１節　デジタル貿易の現状……150
1. デジタル貿易とは ……150
2. デジタル貿易の拡大 ……152
3. 世界的 IT プラットフォーム企業の台頭 ……156
4. デジタル貿易の課題 ……158

第2章 新興・途上国経済の台頭 ……165

第１節　世界経済における新興・途上国の役割の変化……166
1. 世界の経済成長に果たす新興・途上国の役割の増加 ……166
2. 世界貿易に占める新興・途上国シェアの上昇 ……168
3. 外国直接投資に占める新興・途上国シェアの上昇 ……169
4. 素材産業における新興・途上国生産能力シェアの上昇 ……169
第２節　世界的な過剰生産能力問題への対応……171
1. 過剰生産能力問題を引き起こした諸要因の分析 ……171
2. 新たな過剰生産能力問題の可能性 ……178

第3章 急速に変化する中国経済 ……183

第１節　中国マクロ経済動向……184

1. マクロ経済の動向 ……184
2. 産業構造等の変化 ……186
3.「新常態」下の経済をめぐる課題……191
第 2 節　新産業の躍進……200
1. 新産業 ……200
2. イノベーションと創業 ……204
(1) イノベーションの現状 ……204
(2) イノベーションの実現に向けた方策 ……220
第 3 節　中国の対外貿易投資に関する分析……226
1. 貿易 ……226
(1) 中国と世界の貿易概況 ……226
(2) 付加価値貿易から見た中国の貿易 ……236
(3) 付加価値ベースと通関ベースの比較による中国の貿易内容の変化と特徴 ……238
(4) 中国政府による輸入促進に向けた動き ……242
2. 対外直接投資 ……245
(1) 中国の対外直接投資の推移 ……245
(2) 対外直接投資の実施主体の変化 ……248
(3) 欧米での積極的な企業買収 ……249
3. 主要国の反応 ……254
第 4 節　日本企業にとってのビジネスチャンス……256
1. 我が国の対中輸出 ……256
2. 中国市場と日系現地法人 ……258
(1) 中国市場の動向 ……258
(2) 日系現地法人の動向 ……262

第Ⅲ部　施策編

第 1 章　自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築 ……273

第 1 節　メガ FTA の進展（CPTPP、日 EU・EPA、RCEP）等 ……274
第 2 節　投資関連協定……282
第 3 節　日米経済関係……287
第 4 節　WTO ……293
第 5 節　G7/G20 及び OECD 関連会合 ……300
第 6 節　APEC ……302

第 2 章　新興国戦略 ……303

第 1 節　中国……304
第 2 節　ASEAN・大洋州……307
第 3 節　インド……309
第 4 節　ロシア……311

第５節　中東……313
第６節　アフリカ……316

第3章 包摂的な通商政策……319

第１節　経済連携協定活用の推進……320
第２節　新輸出大国コンソーシアム……321
第３節　食品輸出関連……323

参考文献……325

図表索引……335

コラム一覧

１．明治期の日本の貿易及び主要輸出産業…… 25
２．米国政策金利と長期金利の関係…… 53
３．中国の国有企業改革…… 189
４．中国の銀行の不良債権問題の動向…… 193
５．「中国製造 2025」による中国の重点産業育成…… 196
６．中国における主要特許出願地域の特徴…… 219
７．一帯一路と中欧班列…… 243
８．日米欧三極貿易大臣会合…… 298

凡　例

1．略称

主として使用している略称の正式名称は、次のとおり。

ADB　：Asian Development Bank（アジア開発銀行）
APEC　：Asia-Pacific Economic Cooperation（アジア太平洋経済協力）
ASEAN　：Association of South-East Asian Nations（東南アジア諸国連合）
BIS　：Bank for International Settlements（国際決済銀行）
BEA　：Bureau of Economic Analysis（米国商務省経済分析局）
DBJ　：株式会社日本政策投資銀行（Development Bank of Japan）
ECB　：European Central Bank（欧州中央銀行）
ECLAC　：UN Economic Commission for Latin America and the Caribbean（国連ラテンアメリカカリブ経済委員会）
EFTA　：European Free Trade Area（欧州自由貿易地域）
EPA　：Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
ERIA　：Economic Research Institute for ASEAN and East Asia（東アジア・アセアン経済研究センター）
ESA　：Economics and Statistics Administration（米国商務省経済統計局）
FAO　：Food and Agriculture Organization of the United Nations（国際連合食糧農業機関）
FRB　：Board of Governors of the Federal Reserve System（米国連邦準備制度理事会）
FTA　：Free Trade Agreement（自由貿易協定）
GATS　：General Agreement on Trade in Services（サービス貿易に関する一般協定）
GATT　：General Agreement on Tariffs and Trade（関税及び貿易に関する一般協定）
GCC　：Gulf Cooperation Council（湾岸協力会議）
GDP　：Gross Domestic Product（国内総生産）
GNI　：Gross National Income（国民総所得）
IEA　：International Energy Agency（国際エネルギー機関）
IEC　：International Electrotechnical Commision（国際電気標準会議）
ILO　：International Labour Organization（国際労働機関）
IMF　：International Monetary Fund（国際通貨基金）
ISO　：International Organization for Standardization（国際標準化機構）
JBIC　：国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation）
JETRO（ジェトロ）：独立行政法人日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization）
JICA　：独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency）
JOGMEC　：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（Japan Oil, Gas and Metals National Corporation）
JST　：独立行政法人科学技術振興機構（Japan Science and Technology Agency）
M&A　：Merger and Acquisition（企業合併・企業買収）
NAFTA　：North American Free Trade Agreement（北米自由貿易協定）
NEDO　：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（New Energy and Industrial Technology Development Organization）
NEXI　：独立行政法人日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance）
NIEs　：Newly Industrializing Economies（新興工業国・地域）
OECD　：Organization for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）

PPP　：purchasing power parity（購買力平価）
RIETI　：独立行政法人経済産業研究所（Research Institute of Economy, Trade and Industry）
TFP　：Total Factor Productivity（全要素生産性）
UNCTAD　：United Nations Conference on Trade and Development（国連貿易開発会議）
USDA　：United States Department of Agriculture（米国農務省）
USTR　：office of the United States Trade Representative（米国通商代表部）
WIPO　：World Intellectual Property Organization（世界知的所有権機関）
WTO　：World Trade Organization（世界貿易機関）
国連　：United Nations（国際連合）
世銀　：World Bank（世界銀行）※
※国際復興開発銀行（International Bank for Reconstruction and Development）
及び国際開発協会（International Development Association）の総称。

※ EPA／FTA について
自由貿易協定（FTA）は、締約国間の関税その他の制限的通商規則等の撤廃を内容とする協定を指し、経済連携協定（EPA）は、FTA の要素に市場制度や経済活動の一体化のための取組も含む対象分野の幅広い協定を指す。本白書においては、特に断りが無い場合、EPA 又は FTA に関税同盟（域内の関税その他の制限的通商規則を撤廃し、かつ域外に対する関税その他の制限的通商規則を共通にする単一の関税地域を設定する協定）を含めた総称として、EPA／FTA と表記する。

2．資料

主として使用している外国統計の略称等は次のとおり。
(1) 世銀統計
世銀「WDI」：World Development Indicators
(2) IMF 統計
IMF「DOT」：Direction of Trade Statistics
「IFS」：International Financial Statistics
「BOP」：Balance of Payments Statistics
「WEO」：World Economic Outlook
(3) その他統計
USDA「PS&D」：米国農務省　Production, Supply, Distribution Database。

3．数値・数式等

(1) 文中及び統計表中の年は、特記しない限り暦年（1～12 月）である。また、年度は特記しない限り 4 月～翌年 3 月である。
(2) 数値は、原則として四捨五入されており、合計とは一致しないことがある。
(3) 図表中の記号のうち、数字が後に続かず単独で使われている「－」は特記しない限り不明、もしくは計上不能または該当事項なしを意味する。また、「0」は単位未満の数値を示す。
(4) 本白書は執筆当時の統計等に基づいている。その後の統計数値の改定等は反映していない。

4. 国・地域分類

(1)「国」という表現には地域を含む場合がある。

(2) NIEs、ASEAN については、以下のとおりとする。

① NIEs は、韓国、台湾、香港及びシンガポールの 4 か国・地域を指す。

②そのうち前 3 か国（韓国、台湾、香港）を本白書においては、特に NIEs3 と表記することとする。

③ ASEAN は、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、カンボジアの 10 か国を指す。

(3)「BRICs」は、ブラジル、ロシア、インド、中国の 4 か国を指す。

(4)「EU」について、1993 年 11 月に欧州連合条約が発効したことにより、欧州連合（EU）が創設されたが、創設当時の EU 加盟国 12 か国を EU12、95 年 1 月以降の加盟国 15 か国を EU15、2004 年 5 月以降の加盟国 25 か国を EU25、2007 年 1 月以降の加盟国 27 か国を EU27、2013 年 7 月以降の加盟国 28 か国を EU28 と表記する。

(5)「ドイツ」という表現を用いて統一以前の西ドイツを指す場合がある。このため、各年数値に整合性がない場合がある。

(6)「OPEC」は、イラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、ベネズエラ、カタール、リビア、アラブ首長国連邦、アルジェリア、ナイジェリア、エクアドル、アンゴラ、インドネシアの 13 か国が加盟している。このうち、イラクは統計が欠如しているものが多いことから、原則として、統計上の分析に当たっては、「OPEC」はイラクを除く 11 か国を指す。

(7)「GCC」は、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートの 6 か国・地域を指す。

(8)「メルコスール」は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの 4 か国を指す（(注) 参照)。

(注) ボリビアは 2012 年 12 月加盟議定書に署名し、各国議会の批准待ちで、現在議決権はない。ベネズエラは、2016 年 12 月アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイの外相が加盟資格停止を通知。

(9) 本資料に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

本書は、特に断りがない限り、平成 30 年 3 月末時点で把握可能な情報を元に記載しています。

第Ⅰ部

世界経済編

第1章 足下の世界経済及び日本の対外貿易投資の動向

第1節 世界経済の動向

第2節 我が国の対外貿易投資の動向

第1章
足下の世界経済及び日本の対外貿易投資の動向

第1節 世界経済の動向

1. 世界GDPの動向

国際通貨基金（IMF）によれば、2017年の世界の実質GDP成長率（以下、成長率）は、世界貿易の回復が大きく寄与し2011年以来最も高い3.8%となった。先進国の成長率は2.3%（2016年：1.7%）、新興国・途上国の成長率も4.8%（2016年：4.4%）と、どちらも加速している（第I-1-1-1図）。先進国においては、2008年の世界金融危機以降、投資が低調な状況が続き、特に2016年はその落ち込みが顕著であったが、2017年は固定資本形成及び在庫が大きく伸び、成長を加速させた。新興国及び途上国においては、個人消費の寄与度が高い。一方で、新興国・途上国も地域によって、成長の要因は様々であり、例えば中国やインドにおいては、純輸出や個人消費の伸びが成長を支えた反面、投資活動は減速している。

世界の成長率は今年さらに加速して3.9%となる見通しであり、中期的には3.7%程度に落ち着くと推計されている。先進国の今年の成長率は昨年よりもさらに加速して2.5%となる見通しであるが、中期的には1.5%まで減速する見込みである。日本や欧州圏の経済が引き続き好調となる見通しであることに加え、米国の拡張的な財政政策や税制改革の影響が、短期的には先進国のGDPの押し上げ要因となると考えられる。中期的な成長ペースが緩やかになる背景には、米国の税制改革が時限措置であることなどが織り込まれている。新興国・途上国の今年の成長率は4.9%の見通しであり、中期的にも5.0%と高い成長率を維持する見込みである。最近のコモディティ価格の上昇を背景に、金属や原油輸出国等の成長が緩やかに回復する

第I-1-1-1図　世界のGDP成長率推移

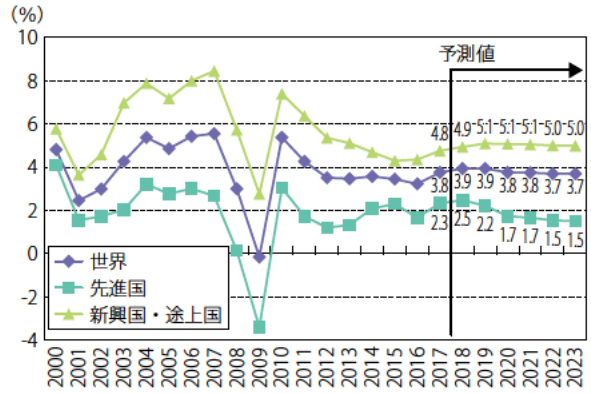

資料：IMF WEO（2018年4月）から作成。

第I-1-1-2表　GDP成長率（地域別）

(%)

	2017年	2018年（予測）	2019年（予測）
世界	3.8	3.9	3.9
先進国・地域	2.3	2.5	2.2
米国	2.3	2.9	2.7
ユーロ圏	2.3	2.4	2.0
ドイツ	2.5	2.5	2.0
フランス	1.8	2.1	2.0
イタリア	1.5	1.5	1.1
スペイン	3.1	2.8	2.2
日本	1.7	1.2	0.9
英国	1.8	1.6	1.5
カナダ	3.0	2.1	2.0
新興国市場及び途上国・地域	4.8	4.9	5.1
ロシア	1.5	1.7	1.5
中国	6.9	6.6	6.4
インド	6.7	7.4	7.8
ASEAN5	5.3	5.3	5.4
ブラジル	1.0	2.3	2.5
メキシコ	2.0	2.3	3.0
サウジアラビア	-0.7	1.7	1.9
ナイジェリア	0.8	2.1	1.9
南アフリカ	1.3	1.5	1.7

資料：IMF WEO（2018年4月）から作成。

ことに加え、中国の成長ペースが着実に鈍化しているとはいえ、引き続き新興国・途上国の平均を上回る水準で推移することが見込まれることなどが背景にある。

IMF は今後の世界経済のリスクについて、世界経済が想定を上回るペースで成長するサプライズが起きる可能性を指摘する一方、米国の鉄鋼・アルミニウムに対する追加関税の賦課やそれに対する中国の応酬など、世界経済の結びつきが阻害され、各国が内向き志向な政策に傾くことによる貿易・投資活動へのマイナスの影響を懸念している。

2. 財貿易の動向

世界貿易機関（WTO）[1] によれば、歴史的には、世界の財貿易の伸びは実質 GDP 成長率をおよそ 1.5 倍上回るペースで拡大してきた。世界の財貿易の伸びを実質 GDP 成長率で割った比率は、1990 年台には 2.0 を超える水準に達したが、2008 年の世界金融危機後にその比率は低下し、2011 年から 2016 年にかけて 1 以下の水準に低迷する「スロートレード」と言われる状況が続いてきた。2017 年はこの比率が 1.5 まで回復し、2018 年も財貿易の伸びが実質 GDP 成長率を上回る見通しである（第 I-1-1-3 図）。

2017 年の世界の財貿易量の対前年伸び率は 4.7％（2016 年：1.8％）となった。2017 年の世界貿易の高成長の主な要因は、米国、日本、英国などの先進国における投資の拡大、コモディティ価格の上昇を通じた資源国の所得拡大や米国のシェール・オイルなどのエネルギー部門への投資の拡大などが挙げられる。地域別では、特にアジアの伸びが目覚ましく、2017 年の世界全体の輸出量の伸びの 51％、輸入量の伸びの 60％はアジアの貿易量によって説明できる（第 I-1-1-4 表）。

今後の貿易動向について、WTO は世界的なアンチ・トレードの傾向や各国政府による貿易制限的な措置の増加を成長の押し下げ要因として懸念している。また、一部の国において予期せぬインフレが進み、政府が金融引締めに入ることによって、景気が減速する可能性も指摘している。米国や欧州においては、既に金融政策の正常化に向けた動きが進んでおり、これらが貿易

第 I-1-1-3 図
世界の貿易量伸び率と実質 GDP の伸び率の比較

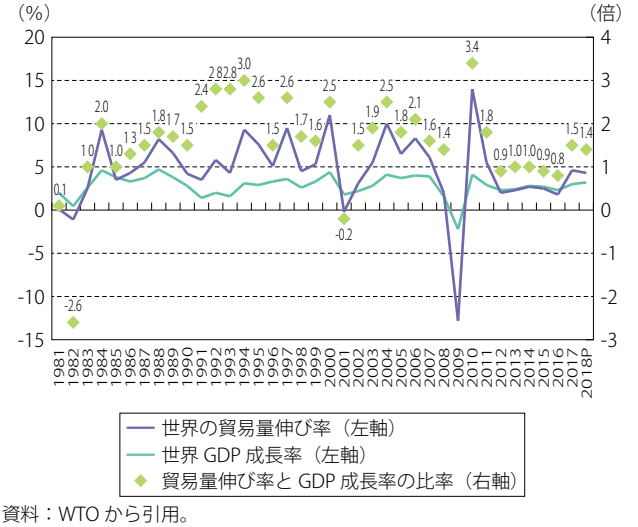

資料：WTO から引用。

第 I-1-1-4 表　世界の財の貿易量伸び率

（前年比：%）

		2014	2015	2016	2017	2018（予測）	2019（予測）
世界の財貿易量		2.7	2.5	1.8	4.7	4.4	4
輸出							
	先進国	2.1	2.3	1.1	3.5	3.8	3.1
	途上国	2.7	2.4	2.3	5.7	5.4	5.1
	北米	4.6	0.8	0.6	4.2	4.5	4.5
	中南米カリブ諸国	-2.1	1.8	1.9	2.9	2.8	2.6
	ヨーロッパ	1.6	2.9	1.1	3.5	3.6	2.9
	アジア	4.5	1.5	2.3	6.7	5.7	5
	その他地域	-1	5.5	2.6	2.3	4.7	4.4
輸入							
	先進国	3.4	4.3	2	3.1	4.1	3.3
	途上国	2.4	0.6	1.9	7.2	4.8	4.4
	北米	4.3	5.4	0.1	4	5.7	5
	中南米カリブ諸国	-2.7	-6.4	-6.8	4	3.9	5.7
	ヨーロッパ	3	3.7	3.1	2.5	3.5	2.8
	アジア	3.7	4	3.5	9.6	5.9	4.7
	その他地域	0.5	-5.6	0.2	0.9	0.4	1.8
世界の実質 GDP 成長率		2.7	2.7	2.3	3	3.2	3.1
	先進国	2	2.3	1.6	2.3	2.4	2.2
	途上国	4.3	3.7	3.6	4.3	4.6	4.6
	北米	2.6	2.7	1.5	2.4	2.8	2.7
	中南米カリブ諸国	0.9	-0.9	-2.1	1	2.3	2.8
	ヨーロッパ	2	2.3	1.9	2.6	2.4	2.1
	アジア	4.1	4.2	4.1	4.5	4.5	4.4
	その他地域	2.5	1.1	2.2	2	2.8	2.9

備考：世界の財貿易の数値は輸出と輸入の平均値。その他地域はアフリカ、中東、CIS。世界の実質 GDP 成長率は市場為替レートベース。
資料：WTO から作成。

1　WTO Press Release, 12 April 2018,（https://www.wto.org/english/news_e/pres18_e/pr820_e.htm）

に与える影響を注視していくとしている。

3. サービス貿易の動向

国連貿易開発会議（UNCTAD）及びWTO[2]によれば、2017年の世界のサービス貿易額（輸出額ベース）は、前年比7.4％増の5兆2,520億ドルであった。2015年（▲5％）、2016年（0.7％）と伸び率が低い状況が続いていたため、3年ぶりの大幅改善となった。項目別では、特に輸送サービスの伸びが好調であり、サービス貿易全体の伸び率を上回る8％を記録した。最も伸び率の低かった財関連サービスについても、5％という高水準だった。

サービス貿易が財（商品）も含めた貿易全体に占めるシェアは2011年を底に拡大し、2016年には過去最高の23.5％に到達した。2017年は財貿易の拡大がサービス貿易の伸びを上回ったため、23.1％と僅かに減少しているものの、引き続き高水準を維持している[3]（第Ⅰ-1-1-5図）。2012年から2016年のサービス貿易額は財貿易を上回る伸びで拡大しており（第Ⅰ-1-1-6図）、今後も通信や輸送コストの縮小、技術向上、取引形態の多様化などにより遠距離サービスの提供が容易になることによって、益々その重要性を増していくことが見込まれる。

第Ⅰ-1-1-5図
サービス貿易の貿易全体に占める割合推移

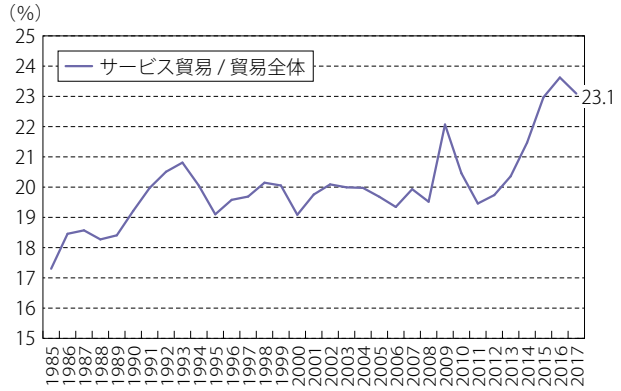

備考：1985～2009までは BPM5、2010年以降は BPM6。輸出額ベース。
資料：UNCTAD から作成。

第Ⅰ-1-1-6図　財貿易とサービス貿易の前年比伸び率

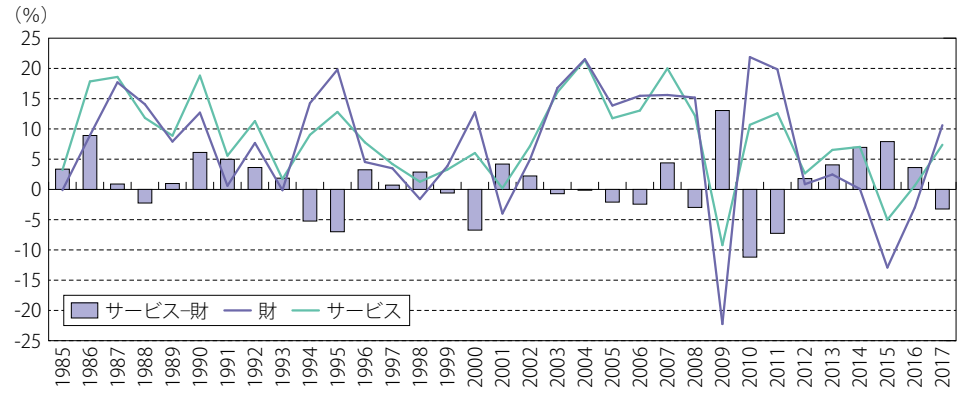

備考：1985～2009までは BPM5、2010年以降は BPM6。輸出額ベース。
資料：UNCTAD から作成。

2　脚注1と同様。
3　サービス貿易額の基となる国際収支統計では、サービス貿易の四つのモード（1：越境取引、2：国外消費、3：商業拠点、4：自然人の移動）のうち、モード1の一部のみしか記録できていないため、実際のサービス貿易額は国際収支統計以上の規模があるものと推測される。

第Ⅰ-1-1-7表　地域別サービス貿易額と対前年変化率

	輸出					輸入				
	10億ドル	変化率（%）				10億ドル	変化率（%）			
	2017	2010-17	2015	2016	2017	2017	2010-17	2015	2016	2017
世界	5,252	4.5	-5.0	0.7	7.4	5,072	4.4	-5.4	0.9	6.5
北米	876	4.7	0.6	0.5	4.2	659	4.0	0.4	2.0	6.9
米国	762	4.9	1.5	0.2	3.8	516	4.6	3.0	2.8	6.8
中南米カリブ諸国	155	4.2	-4.1	1.0	6.8	180	3.3	-11.5	-6.6	8.5
ブラジル	34	2.0	-15.5	-1.3	3.4	66	2.0	-19.8	-10.8	7.9
ヨーロッパ	2,499	3.9	-8.4	0.5	8.5	2,139	3.6	-6.2	2.0	5.9
EU28ヵ国	2,226	4.1	-8.5	1.6	8.5	1,915	3.5	-7.1	3.4	5.4
ドイツ	296	4.1	-8.3	3.2	7.0	319	2.9	-11.5	3.9	5.2
イギリス	354	4.1	-4.4	-2.2	4.9	218	2.9	-1.2	-2.0	4.2
フランス	249	3.1	-12.1	-2.1	5.5	244	4.3	-8.0	1.7	3.4
オランダ	216	3.7	-5.2	-6.0	15.6	211	3.6	4.5	-10.8	14.7
アイルランド	182	10.3	0.2	9.0	19.6	196	8.6	14.8	19.5	-3.4
アジア	1,321	5.2	-2.7	1.3	7.1	1,514	6.3	-2.7	2.3	5.5
中国	226	-	-0.2	-4.3	8.7	464	-	0.5	3.7	3.3
日本	180	4.5	-0.6	6.6	6.7	189	2.1	-7.3	3.4	3.5
シンガポール	165	7.3	-0.4	1.8	4.3	171	7.8	-0.9	-2.6	5.2
インド	179	6.3	-0.6	3.5	11.0	150	4.0	-3.7	8.3	13.1
韓国	86	0.7	-12.9	-2.8	-8.0	120	3.2	-3.0	0.0	8.1
香港	104	3.7	-2.2	-5.3	5.3	77	1.3	0.1	0.6	3.7
オーストラリア	65	5.0	-6.9	5.7	13.5	66	3.9	-10.5	-2.1	8.5
その他地域	401	5.3	-3.6	0.5	9.8	580	4.0	-12.5	-5.1	10.3
ロシア	58	2.5	-21.5	-2.3	15.9	87	2.4	-26.8	-16.3	18.8
エジプト	19	-2.8	-10.7	-22.6	38.2	16	3.3	-0.8	-2.9	1.3
南アフリカ	15	-0.4	-10.9	-4.7	9.3	16	-2.9	-9.1	-3.7	7.5
モロッコ	15	1.1	-10.8	4.1	5.4	8	5.8	-11.6	5.3	14.3
UAE	70	-	4.2	8.0	7.5	84	-	-3.5	2.5	1.9
イスラエル	44	8.5	2.8	8.6	11.1	29	6.5	0.8	6.1	11.9

資料：WTOから作成。

4. 外国直接投資の動向

UNCTADによると、2016年の世界の対内直接投資（国際収支ベース、ネット、フロー）は前年比1.6%減の1兆7,464億ドルとなり、大幅に増加した2015年から横ばいとなった。途上国向けや一部の欧州諸国に対する投資が低調であった一方、中米や中部アフリカ、中央アジア、東南アジア、欧州の北西部においてはGDPに対して5%以上の投資があったことが指摘されている。対外投資の最大の受け手は米国であり、4,000億ドル近い金額が投資されている[4]。地域別の推移をみると、欧州への投資の割合が2000年と比較して大幅に減少（2000年：52.4%、2016年33.2%）しているのに対し、アジア（2000年：11.8%、2016年：27.9%）、アフリカ（2000年：0.8%、2016年：3.4%）への投資の割合は大幅に増加した。米州への投資の割合は3割で横ばいに推移している（第Ⅰ-1-1-8図）。

トムソン・ロイターのデータによると、2017年に公表された世界のクロスボーダーM&A総額は前年比▲2.0%の1兆4,714億ドルとなり、前年からほぼ横ばいとなった。件数ベースでもほぼ横ばいの14,431件となった（第Ⅰ-1-1-9図）。同総額は世界金融危機発生後の2009年を底にしばらく伸び悩む状況が続いていたが、2014年頃から回復傾向にある。2017年のデータを地域別に分解すると、米国企業による買収が金額ベースで前年度比5割増加しているほか、フラン

4　2016年の直接投資の最大の受け入れ国は米国（3,911億ドル）、英国（2,538億ドル）、中国（1,337億ドル）の順。

ス（同 +136％）、スイス（同 +36％）などの欧州諸国、ASEAN（同 +3.9％）などによる買収も増加している。次に、被買収側からみると、EU に対する買収が５割増え、オーストラリア（+133％）、東アジア（同 +59％）、インド（同 +87％）、メキシコ（同 +37％）に対する買収金額も大幅に増加している（第Ⅰ-1-1-10 表）。

第Ⅰ-1-1-8 図　対内直接投資額の推移（フロー）

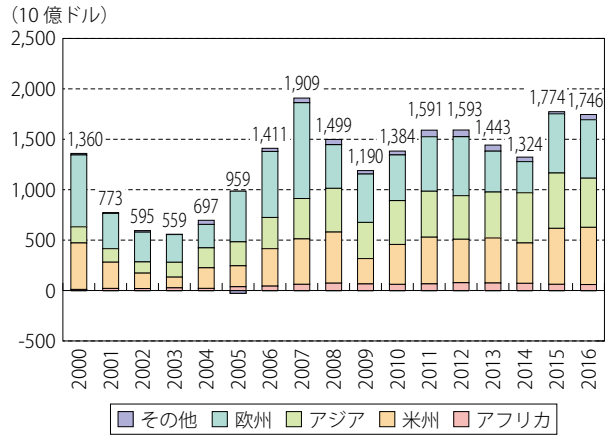

資料：UNCTAD から作成。

第Ⅰ-1-1-9 図
世界のクロスボーダーM&A 件数と総額の推移

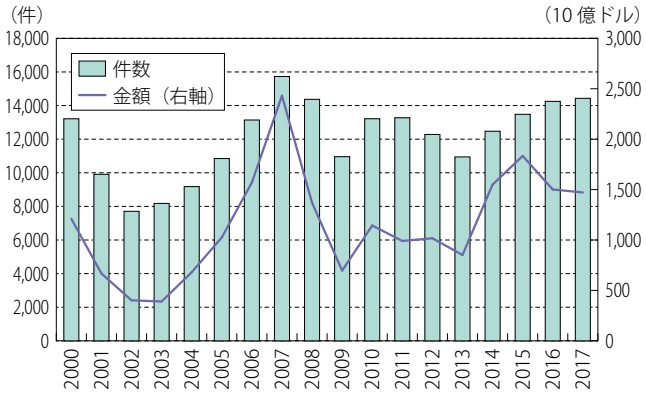

備考：公表案件ベース。
資料：Thomson Reuters から作成。

第Ⅰ-1-1-10 表
世界の国・地域別クロスボーダーM&A（2017 年）

		金額			件数
		100 万ドル	伸び率	構成比	
	世界計	1,471,492	-2.0%	100.0%	14,431
買収側	米国	448,453	54.0%	30.5%	2,537
	EU	439,340	1.9%	29.9%	5,205
	フランス	127,313	135.8%	8.7%	805
	英国	114,228	-9.2%	7.8%	1,271
	ドイツ	43,103	-64.4%	2.9%	670
	スイス	42,182	36.4%	2.9%	423
	オーストラリア	27,257	26.5%	1.9%	359
	東アジア	299,177	-29.8%	20.3%	3,117
	日本	69,209	-28.5%	4.7%	802
	中国	140,046	-42.1%	9.5%	929
	香港	58,133	2.4%	4.0%	718
	ASEAN	31,789	3.9%	2.2%	668
	シンガポール	24,255	19.0%	1.6%	405
	インド	2,586	-73.8%	.2%	158
	ロシア	278	-92.0%	0.0%	40
	メキシコ	7,123	-12.0%	.5%	52
	ブラジル	2,694	50.6%	.2%	30
被買収側	米国	290,914	-48.0%	100.0%	2,250
	EU	671,398	49.2%	230.8%	5,749
	英国	278,473	95.7%	95.7%	1,155
	スペイン	74,830	219.1%	25.7%	472
	ドイツ	74,253	-19.6%	25.5%	764
	スイス	4,461	-95.0%	1.5%	174
	オーストラリア	74,179	132.5%	25.5%	592
	東アジア	184,555	59.0%	63.4%	2,047
	日本	30,275	98.3%	10.4%	154
	中国	48,447	10.2%	16.7%	730
	香港	48,453	145.2%	16.7%	369
	ASEAN	57,379	54.6%	19.7%	794
	シンガポール	40,593	109.1%	14.0%	286
	インド	31,888	87.3%	11.0%	390
	ロシア	14,824	-26.2%	5.1%	311
	メキシコ	6,307	36.6%	2.2%	106
	ブラジル	29,313	-18.4%	10.1%	294

備考：公表案件ベース。東アジアは日本、中国、香港、ASEAN の合計。
資料：Thomson Reuters から作成。

5. 米欧金融政策の正常化の影響

(1) 欧米における金融政策の正常化の動き

2007年夏のサブプライム住宅ローン危機に端を発する世界金融危機以降、世界各国の中央銀行は、金融システムの安定化と物価の安定を目的として、大胆な金融緩和政策を実施してきた。特に、伝統的な政策変数である短期金利が実質的に0%に限りなく近い水準となったことから、金利を操作することによる金融緩和政策の実施が不可能となり、各国の中央銀行はバランスシートの規模・構成を操作する非伝統的金融政策手段を採用するようになった（第Ⅰ-1-1-11図）。我が国においても、第二次安倍政権が経済成長を目的とした「三本の矢」の一つに掲げた「大胆な金融政策」が2013年4月から実行されている。しかし、欧米においては、こうした金融緩和政策を縮小し、徐々に正常化に向かう動きが出始めている。

第Ⅰ-1-1-11図　日米欧の中銀バランスシート推移

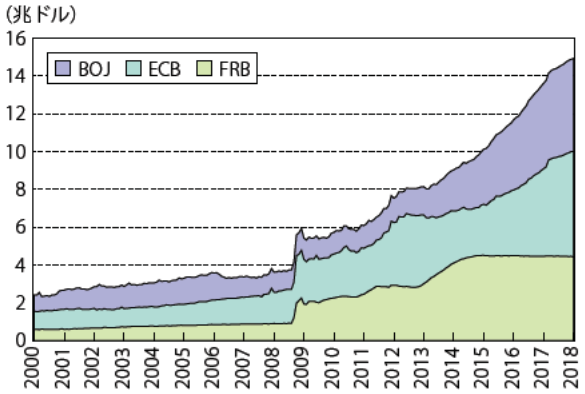

資料：Bloombergから経済産業省作成。

米国においては、連邦準備制度理事会（以下、FRB）が2007年9月から利下げを実施し、リーマン・ショック後の2008年12月には政策金利の誘導目標が0.0～0.25%に到達した。事実上のゼロ金利に突入したにもかかわらず、物価や労働市場の見通しが低調だったことから、2008年11月には大規模な資産購入による量的緩和政策に着手。また、その後も金融緩和政策を維持する旨のフォワードガイダンスを実施し、市場とのコミュニケーションを図った。2013年頃からは、景気の回復の状況を見定めながら、資産購入量の縮小（テーパリング）の時期を模索し、2014年1月にテーパリングを開始した。その後、2015年12月にはゼロ金利政策も解除され、2018年3月には1.50～1.75%まで利上げされている。昨年10月からはFRBは再投資額を減少させることにより保有資産を縮小させることに着手した。今後3～4年間でバランスシートの規模は4.5兆ドルから2～3兆ドルの水準[5]まで縮小する見込みである[6]。

欧州においては、世界金融危機への対応として、2009年以降、カバード・ボンドや国債の購入が行われたほか、欧州債務危機を背景とした金融市場における緊張感の高まりを緩和させるため、また経済の回復を下支えする目的で、2011年以降、数度にわたり銀行に対する長期資金供給が実施された。また、2015年3月には国債を含む本格的な資産購入が開始され、2018年現在までECB及びユーロ圏の各国中央銀行のバランスシートは拡大傾向が続いている。しかし、欧州経済が力強さを取り戻す中、資産購入については、購入額が2016年12月以降2回縮小しているほか、購入そのものの終了（実施が予定されている2018年9月以降の延長を行わない可能性）について注目が集まっている。

このように、主要先進国においては、これまで大胆な金融緩和政策が実施されてきたが、米国が先陣を切る形で金融政策の正常化に舵を切り、これに欧州が続く形となっている。我が国においては、足元の景気は緩やかに回復しているものの、物価が目標とする2%へは距離があることなどを理由に金融政策の出口対応には至っていない。

(2) 世界経済への波及効果

① 世界的な債務の積み上がり

各国の金融緩和政策を背景に世界では債務が積み上がっている。世界の債務残高は2017年6月末で169兆ドルと、GDPの2倍を超える水準にまで拡大している（第Ⅰ-1-1-12図）。債務膨張のペースは各国ごとにばらつきがあるが、国際決済銀行（以下、BIS）によれば、過去の金融危機の分析の経験から、GDP成長率よりも早いペースで民間債務が拡大した国では、金融危機に直面するリスクが高いという。より具

5　バウエルFRB議長は就任前の2017年11月28日、上院銀行委員会の公聴会において、バランスシートの適正規模は2.5兆～3兆ドルと述べた。
6　米国の政策金利と長期金利の関係については、コラム2「米国政策金利と長期金利の関係」を参照。

体的には、GDP に対する民間債務の比率について長期トレンドからの乖離が 10％以上の場合には、その後３分の２の確率で金融危機か大幅な景気後退が起こったとされている[7]。例えば、日本のバブル崩壊前は 23.7％、アジア通貨危機前のタイでは 35.7％、リーマン・ショック前の米国では 12.4％、欧州債務危機前のギリシャで 24％といったように（第 I-1-1-13 図）、その数値は軒並み 10％を上回る水準にあった。2017 年９月時点では、いくつかの国・地域がこの水準にある（第 I-1-1-14 図）。

第 I-1-1-12 図　世界の非金融部門への与信残高

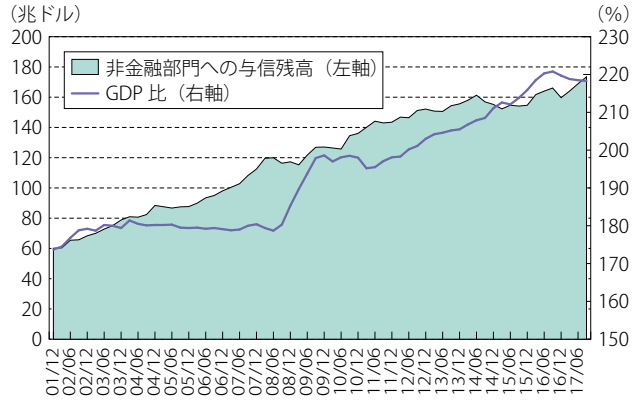

備考：１．非金融部門与信残高は政府部門、家計部門、企業部門の合計。
２．GDP 比は購買力平価（PPP）ベースの為替レートを採用。
資料：国際決済銀行（BIS）から経済産業省作成。

第 I-1-1-13 図
過去の危機時における非金融民間部門の債務／名目 GDP（トレンドからの乖離）

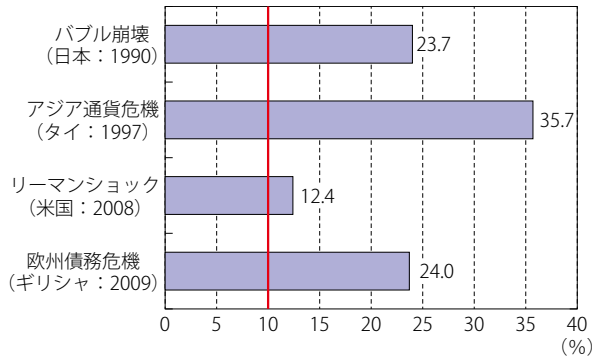

資料：国際決済銀行（BIS）から経済産業省作成。

第 I-1-1-14 図
国別の非金融民間部門の債務／名目 GDP（トレンドからの乖離）

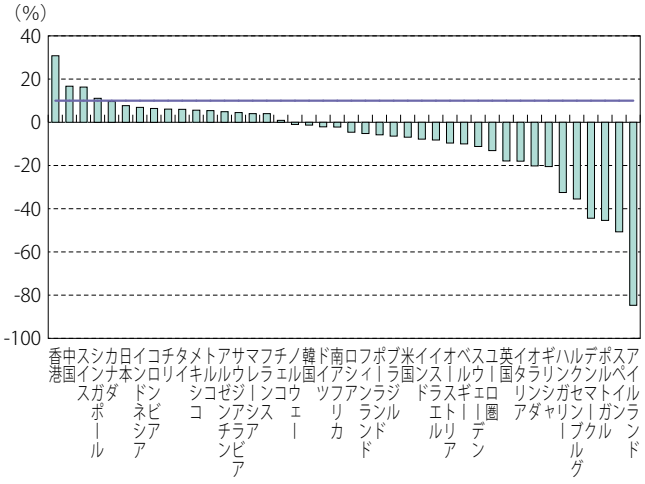

備考：１．2017 年９月末時点
２．BIS によると、10％以上の場合、今後３年以内に３分の２の確率で金融危機が発生。
資料：BIS から経済産業省作成。

② 新興国における資金流出入

新興国においては、米国を中心とする先進国による金融緩和政策によって、膨大な資金流入が生じた。IMF によれば、2010 年からの新興国への資金流入を要因別に分解すると、米国の金融緩和政策が約 2,600 億ドルの資金流入（第 I-1-1-15 図）[8] を生んだと分析している。そして、今後２年間[9] の米国の金融政策の正常化により、新興国へ資金流入量（第 I-1-1-16 図）は年間 350 億ドル減少するとしている。ここでは、過去の経験を踏まえ、新興国の経済指標や金融市場の動向に目を向けながら、最近の新興国における資金流出入動向について述べたい。

過去に米国の金融政策の変更が新興国への資金フローに大きな影響を与えた事例として、2013 年のテーパー・タントラムがある。これは、当時の FRB 議長であったバーナンキ氏が 2013 年５月 22 日に上下両院合同経済委員会において、FRB の資産購入額の縮小に言及したことに端を発する。これをきっかけに新興国においては、株式及び債券投資からの海外資金の急激な引上げが起こり（第 I-1-1-17 図～第 I-1-1-18 図）、金融市場に動揺が走った。特に、外国への借入れへの依存度が高く、経常収支が赤字の国々（ブラジ

7　BIS（2018）
8　FRB の金融緩和政策による影響（ポートフォリオバランス効果）と FRB への政策期待による資金流入の累積の合計値（2017 年９月時点）。ポートフォリオバランス（リバランス）効果とは、中央銀行の国債買いオペレーション政策によって国債利回りを大きく低下させ、民間金融機関等を中心にそれへの投資魅力度を下げ、相対的に期待収益率の高い株式、貸出し等のリスク資産運用へのポートフォリオをシフトさせる効果を指す。（米澤、2016）
9　IMF レポート執筆時（2017 年 10 月）より２年間。

第Ⅰ-1-1-15 図
新興国への証券投資フローの累積寄与度（モデル推計）

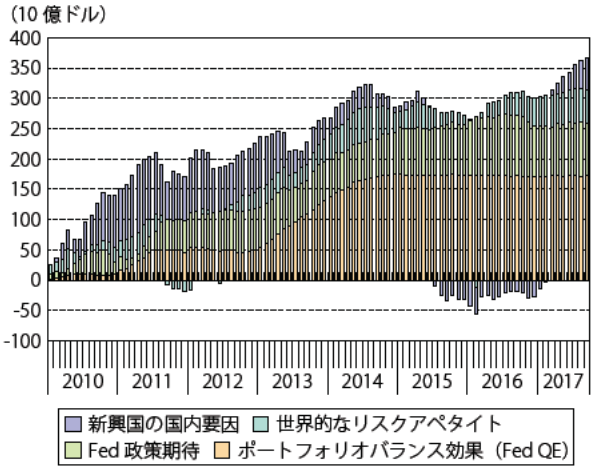

備考：ポートフォリオバランス効果：中央銀行が政策目標を達成するために政策金利やマネーベースを変更し、民間セクターに投資ポートフォリオを変更させる時の波及効果、Fed 政策期待：市場による将来の金融政策への期待の変化による影響（FF 金利先物を参照）、世界的なリスクアペタイト：投資家のリスク選好度が高い場合は新興国に資金流入（Koepke2014）。
資料：IMF Global Financial Stability Report（Oct 2017）から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-1-16 図
新興国への証券投資フローの月次累積寄与度（2017～2019 年）

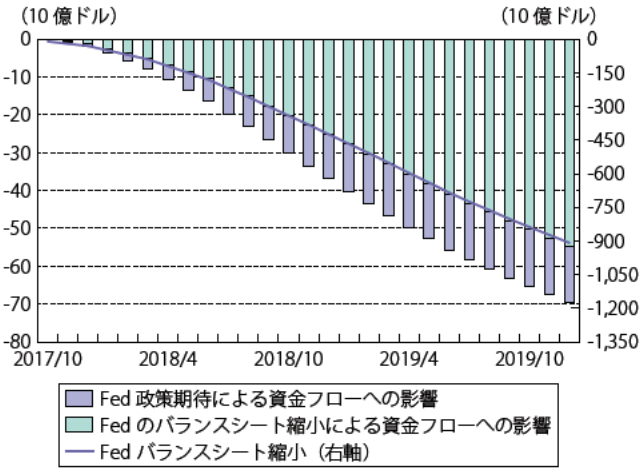

資料：IMF Global Financial Stability Report（Oct 2017）から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-1-17 図　新興国への株式投資フロー（2013）

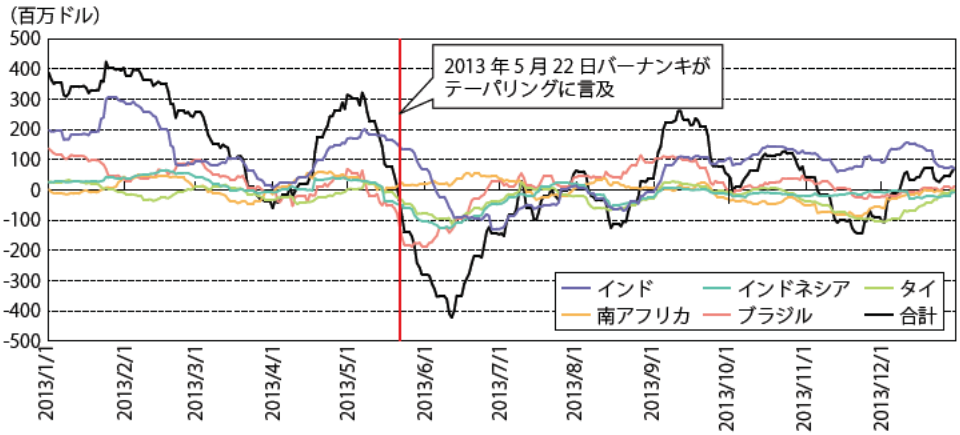

備考：各国証券取引所の日時データ（グラフは 28 日移動平均）。
資料：Bloomberg から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-1-18 図　新興国への債券投資フロー（2013）

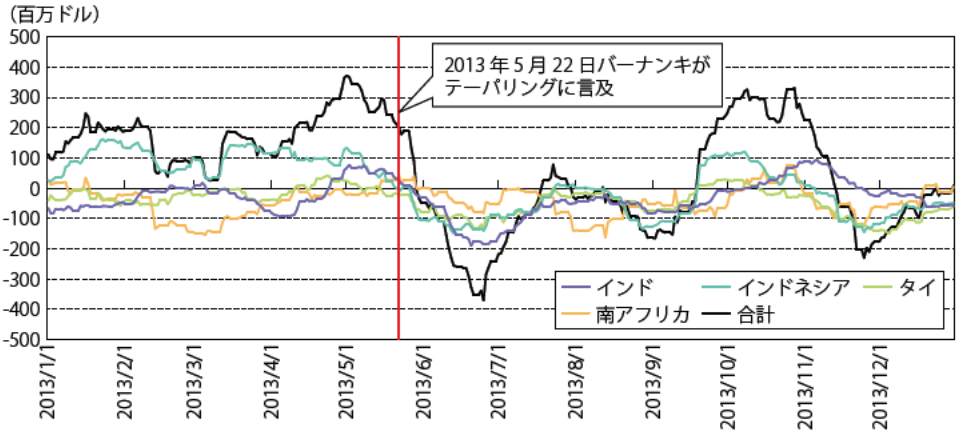

備考：各国証券取引所の日時データ（グラフは 28 日移動平均）。
資料：Bloomberg から経済産業省作成。

ル、インド、インドネシア、トルコ、南ア）においては、テーパリング発言から３か月ほどの間に急激な債券利回りの上昇（平均約 2.5%）、株価の下落（平均約 13.75%）、為替の下落（平均約 13.5%）を経験[10]した。一方で、経常収支の黒字、強い財政バランス、低いインフレ率、潤沢な外貨準備といった諸条件を満たしていた国はこうした影響が少なかったとされている。

今回の金融政策の正常化局面について分析すると、米国が利上げ局面にある一方で、複数の新興国では、これに逆行する動きがみられ（第Ⅰ-1-1-19 図）、米国と新興国の金利差は縮小している。金利差の縮小により、新興国への投資妙味が薄まることで新興国からの資金流出が加速する可能性がある。これに伴い、新興国通貨が下落し、それが輸入物価の上昇を通じて国内インフレ圧力を高め、各国中銀による急激な金融引締め策等により新興国景気を減速させることが懸念されるワーストシナリオである。しかし、今回の局面においては、市場の急激な変化は起こっていない。実際に、新興国への資金フローを確認すると、例えば、昨年 10 月の米国のバランスシート縮小といった金融政策の変更のタイミングでは、債券が直後から資金流出傾向にあった一方、株式は同月末にかけて資金流入傾向にあったことが示されており、テーパー・タントラム時のような資金の一斉流出といった現象は確認できなかった（第Ⅰ-1-1-20～21 図）。

市場の反応が穏当である理由としては以下の点が考えられる。第一に、テーパー・タントラムの教訓を踏まえ、FRB はフォワードガイダンス等を通じた市場とのコミュニケーションを十分に図りながら慎重に金融政策の実施を行っている[11]。金融政策の予見可能性

第Ⅰ-1-1-19 図　新興国の政策金利推移

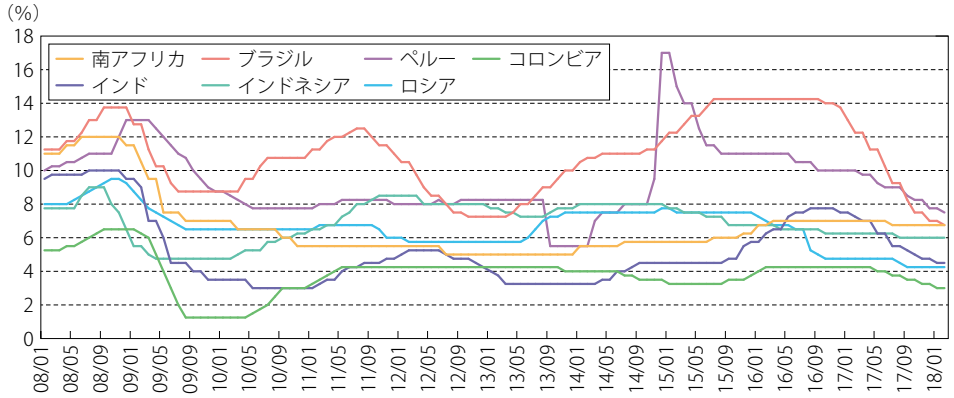

備考：政策金利の下落の傾向が顕著な新興国を抽出。
資料：BIS から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-1-20 図　新興国への株式投資フロー（2017）

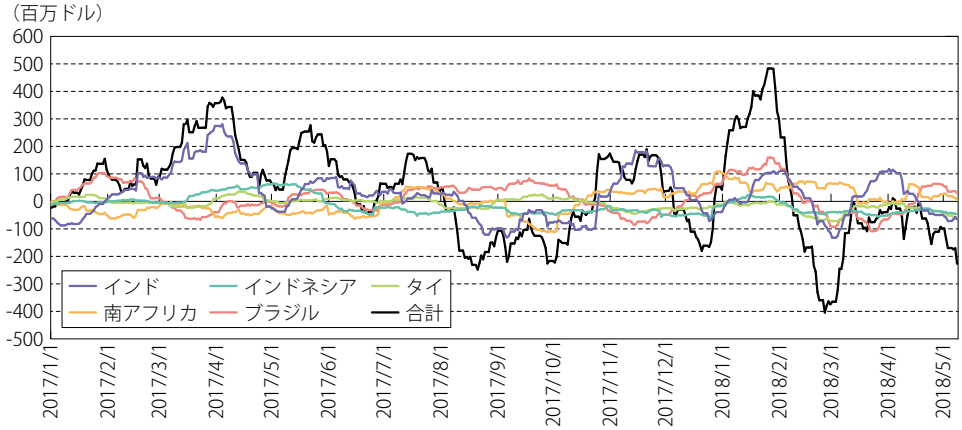

備考：各国証券取引所の日次データ。グラフは 28 日移動平均。
資料：Bloomberg から作成。

10　IMF（2014）
11　2014 年９月に公表されていた再投資政策の見直しを柱とする出口戦略の改定時期について、2017 年前半の FOMC においては繰り返し（1 月、3 月、5 月会合）議論が行われ、市場とのコミュニケーションを重視しながら実施のタイミングを図ることの重要性につき言及されている（FOMC 議事録より）。

第Ⅰ-1-1-21 図　新興国への債券投資フロー（2017）

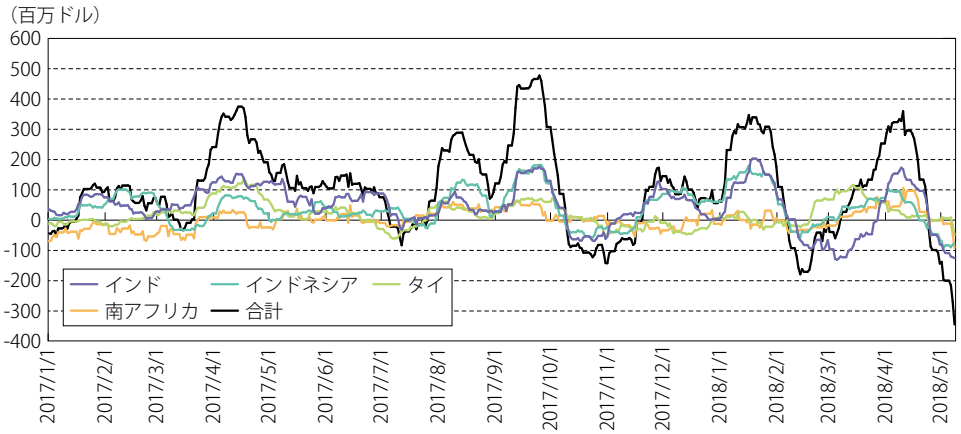

備考：各国証券取引所の日次データ。グラフは 28 日移動平均。
資料：Bloomberg から作成。

が高まったことで、金融市場の混乱は起こりにくくなっているものと思料される。第二に、新興国のファンダメンタルズ[12]が安定的に推移していたことである。第Ⅰ-1-1-22 表は 2013 年と 2017 年の主要新興国における GDP 成長率、経常収支、基礎的財政収支（プライマリーバランス）、政府総債務残高、外貨準備高を比較したものである。2017 年の表に記載の新興国の平均 GDP 成長率は 2013 年との比較で僅かに低下しているものの、4.3％という高い伸び率を維持している。また、経常収支の対 GDP 比については、2013 年平均の 0.5％から 2017 年には 1.9％と大幅に改善している。外貨準備高も三割近い水準を維持しており、2000 年代初頭には 10％台ほどだったことに鑑みれば、潤沢であると言える。また、新興国のインフレ率は 2013 年と比較して低い傾向にある。2013 年と 2017 年の為替騰落率とインフレ率を比較（第Ⅰ-1-1-23 図）すると、2013 年には大幅な為替下落と高いインフレ率を示していた国が多数存在（インド、トルコ、南ア、ブラジル、ロシア等）していたのに対し、2017 年はこうした国の数は減少し、為替の上昇と低インフレ率

第Ⅰ-1-1-22 表　新興国の GDP 成長率、経常収支、基礎的財政収支、政府総債務残高、外貨準備高

国　名	実質 GDP 成長率		経常収支 対 GDP 比（%）		基礎的財政収支 対 GDP 比（%）		政府総債務残高 対 GDP 比		外貨準備高 対 GDP 比（%）	
	2013 年	2017 年	2013 年	2017 年	2013 年	2017 年	2013 年	2017 年	2013 年	2017 年
インド	6.4	6.7	-1.7	-2.0	-2.4	-2.1	68.5	70.2	15.8	15.7
インドネシア	5.6	5.1	-3.2	-1.7	-1.0	-0.9	24.8	28.9	10.8	12.8
韓国	2.9	3.1	6.2	5.1	-0.2	0.9	35.4	39.8	26.5	25.3
タイ	2.7	3.9	-1.2	10.8	1.3	-0.1	42.2	41.9	39.8	44.5
台湾	2.2	2.8	10.0	13.8	0.0	0.0	39.0	35.2	81.5	77.9
中国	7.8	6.9	1.5	1.4	-0.3	-3.0	37.0	47.8	39.7	26.1
トルコ	8.5	7.0	-6.7	-5.5	0.8	-0.9	31.4	28.5	13.8	12.7
フィリピン	7.1	6.7	4.2	-0.4	2.7	1.4	45.7	37.8	30.6	26.0
ブラジル	3.0	1.0	-3.0	-0.5	1.7	-1.7	60.2	84.0	14.5	18.2
ベトナム	5.4	6.8	4.5	4.1	-5.9	-2.7	51.8	58.2	15.4	22.5
マレーシア	4.7	5.9	3.5	3.0	-2.2	-1.1	56.4	54.2	41.7	32.6
南アフリカ	2.5	1.3	-5.9	-2.3	-1.4	-1.0	44.1	52.7	13.5	14.5
メキシコ	1.4	2.0	-2.4	-1.6	-0.7	3.0	45.9	54.2	14.1	15.3
ロシア	1.8	1.5	1.5	2.6	-0.8	-0.9	12.7	17.4	22.2	28.3
平均	4.4	4.3	0.5	1.9	-0.6	-0.7	42.5	46.5	27.1	26.6

備考：経常収支、財政収支及び GDP は 2017 年の予測値、外貨準備高は 2017 年 12 月時点。
資料：IMF WEO, CEIC データベースから作成。

12　パウエル議長は新興国のファンダメンタルズ改善が新興国への資金フローの説明要因になると講演において言及している。一方で、新興国の対外債務の水準には注視が必要とも発言。2017 年 10 月 12 日、「Prospects for Emerging Market Economies in a Normalizing Global Economy」（https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/powell20171012a.htm）。

第Ⅰ-1-1-23 図　インフレ率と為替騰落率の関係

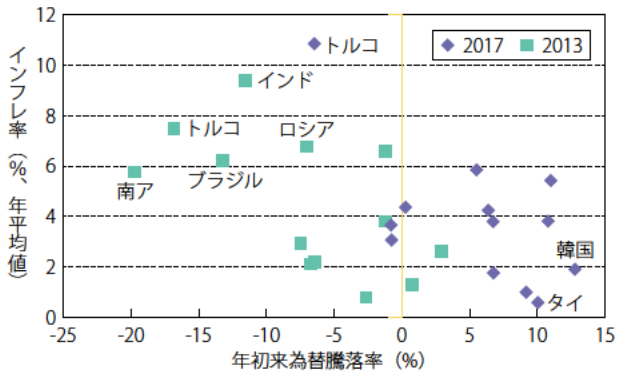

資料：Thomson Reuters　Eikon、IMF WEO から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-1-24 図
GDP 成長率、経常収支、資金流入額の累積規模

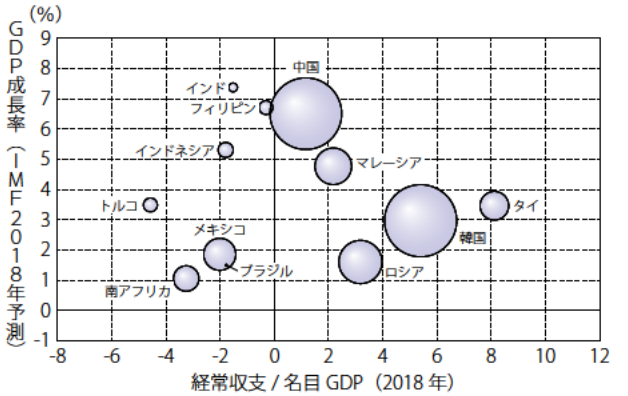

備考：1．資金流入額の累積規模は 2008 年～2017 年上半期の累積値を面積で表している。
2．資金流入額は IMF 統計における金融資産の純取得額（Financial account, Portfolio investment, Net acquisition of financial assets, US Dollars）を引用しているが、各国の統計手法により、必ずしも実際の資金流入額と一致しない場合がある。
資料：IMF IFS、IMF WEO から経済産業省作成。

を示す国の数が増加していることがわかる。一方で、プライマリーバランスと政府総債務残高については、わずかに悪化の傾向がみられ、財政政策の余地が縮小し、景気を下支えすることが難しくなるとの指摘もある。しかし、FRB のパウエル議長も新興国は正常化の動きに対応することができる（manageable）と発言[13]しているように、今回の金融政策正常化に当たって FRB 当局者は新興国経済が順調に推移していることに注目[14]していた。新興国経済が順調であったからこそ、米国は順調に金融政策の出口を進むことができたのではないだろうか。

今般の金融政策の正常化は市場に大きな驚きを与えなかったが、今後の欧米金融政策は経済情勢次第で変わりうるものであり、予見可能性が高まったとはいえ、油断はできない。市場関係者の見方によれば、欧米経済が当局の予想を超えて改善した場合、従来の政策スタンスを引締め方向に見直す可能性があり、それによって急激な金利上昇を招く懸念も指摘されている。また、国際金融協会（IIF）は、米国の長期金利が 4 年 3 か月ぶりに 3%台に乗せた 4 月後半以降は、新興国からの資金流出が顕著であったと警鐘を鳴らしている[15]。今後の動向に注視が必要である。

13　上記脚注の講演（10 月）における発言。
14　例えば、2017 年 3 月 3 日のイエレン議長の講演においては、「特に海外に起因するリスクは幾分後退しているようにみえる（particularly as risks emanating from abroad appear to have receded somewhat）」と述べている。（https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/yellen20170303a.htm）
15　IIF は 4 月 16 日～5 月 4 日の期間における新興国からの資金流出は特に債券市場において顕著であり、同期間に 61 億ドルの投資の引上げがあったとしている。これは 2013 年のテーパー・タントラム時を上回るペースであり、米国金利の変動に対する感応度が増していることを示しているとした。なお、同期間における株式市場からの資金流出は 31 億ドルと記載されている。

第２節　我が国の対外貿易投資の動向

1. 財貿易の動向

(1) 2017年の財貿易動向の概観

2017年の我が国の財貿易は、輸出入額ともに大きく拡大した年であった。本項では、2017年の我が国の貿易動向を国別、品目別にみていく。

2017年の財輸出入差引額は2兆9,072億円の黒字（輸出超過）であり、その収支額は、前年と比較すれば、▲1兆866億円と黒字幅が縮小した。黒字幅縮小の主な要因は、輸入額が輸出額を上回って拡大したことである。2017年の輸出額は78兆2,865億円、輸入額は75兆3,792億円となり、前年比で輸出額は+11.8%、輸入額+14.1%と二桁台の伸びとなった（第Ⅰ-1-2-1-1図、第Ⅰ-1-2-1-2図）。なお、2016年の財輸出入差引額は、6年ぶりの黒字転化ではあったものの、資源価格下落等による輸入額の減少が輸出額の減少を上回った結果もたらされたものであった。

貿易収支額の変化を要因分解すると、2017年の収支増加要因は輸出価格の増加と輸出数量の増加であり、それぞれ4.4兆円、3.6兆円分の増加をもたらした。他方、収支の減少要因となったものは輸入価格の増加であり、7.0兆円分の減少をもたらした。輸入価格の増加理由の一つとして、2014年から大幅に下落を続けていた原油価格が4年ぶりに上昇した点が挙げられる（第Ⅰ-1-2-1-3図）。

第Ⅰ-1-2-1-1図　我が国の輸出入額の推移

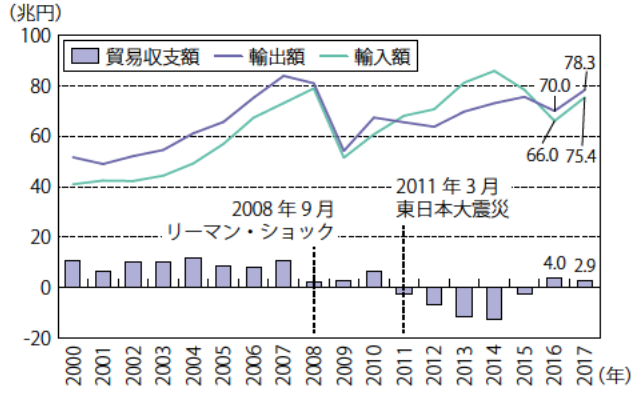

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅰ-1-2-1-2図　我が国の輸出入額の推移（前年比）

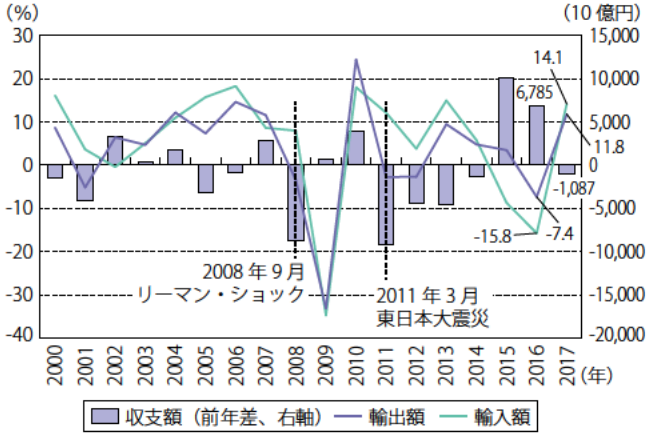

備考：輸出入額は前年比伸び率。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅰ-1-2-1-3図　貿易収支変化の要因分解

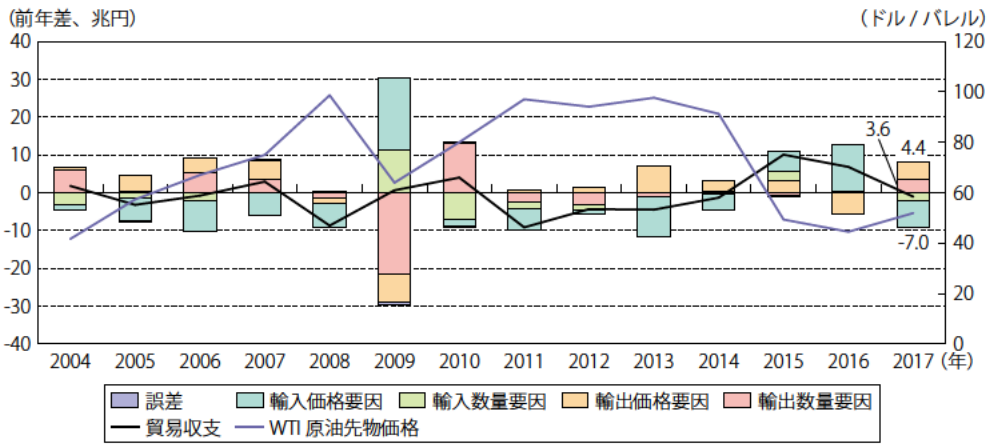

備考：各要因は指数の伸び（前年比）に金額を掛け合わせた値。
資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

（2）輸出の状況

続いて、2017年の我が国の輸出額増加要因に関して、前年と比較しながら国・地域別及び品目別に見ていく。国・地域別で見ると、2017年は中国を始めとするアジア向け輸出が+8.30％の寄与度となった。さらに、品目別では、一般機械が世界全体で前年比+2.96％の寄与度となっており、最も拡大した品目となった。国・地域と品目をクロスさせた場合、2017年の我が国の輸出額拡大に最も寄与したものはアジア向けの一般機械であることがわかり、特に中国向けの寄与が顕著である（第Ⅰ-1-2-1-4表）。

2017年の我が国の中国向け輸出額は、14.9兆円と過去最高額となった（第Ⅰ-1-2-1-5図）。全体をけん引した品目は上述した一般機械であるが、その中でも特に半導体等製造装置の輸出拡大が顕著であった。半導体等製造装置の輸出価格は前年比▲1.4％と少々落ち込んだものの、金額では前年比+47.9％、数量では前年比+50.0％と大幅に拡大しており、金額、数量ともに5年連続で増加している（第Ⅰ-1-2-1-6図）。

2000年代初頭、我が国の中国向け輸出は、一般機械と電気機器がけん引する形で拡大していた。これは2017年でも同様であるものの、それぞれの内訳となる品目は当時と現在で変化が見られる。中国向けの一般機械の輸出を見ると、2000年代前半は原動機や電算機類、金属加工機械など複数の品目によって伸びが支えられていたが、2007年以降になると急速に半導体等製造装置の寄与が拡大し、2017年では最大の寄与を示す品目である。また、中国向けの電気機器の輸出を見ると、2000年代前半は半導体等電子部品が電気機器の輸出拡大に大きく寄与していたものの、2008年の世界経済危機前後から、その伸びは徐々に緩やかになっている（第Ⅰ-1-2-1-7図）。

半導体等製造装置と半導体等電子部品の輸出動向を輸出額で見ると、半導体等電子部品の輸出額は2010年からほぼ横ばいでの推移が続いている一方、半導体等製造装置は、2009年以降急激に拡大しており、2012年に一度下落したもののその後半導体等電子部品に迫る勢いで拡大を続けている（第Ⅰ-1-2-1-8図）。電気・電子機器産業において、我が国のグローバル・バリュー・チェーンにおける役割の変化の一端がうかがえる。

（3）輸入の状況

続いて、2017年の我が国の輸入状況について見ていく。上述したように、2017年の我が国の輸入額は、主に輸入価格の上昇によって前年比14.1％と大幅に回復し、輸出入差引額の減少をもたらした。本項では、前年と比較しながら2017年の輸入額の増加要因を見

第Ⅰ-1-2-1-5図
我が国の中国向け輸出金額の推移

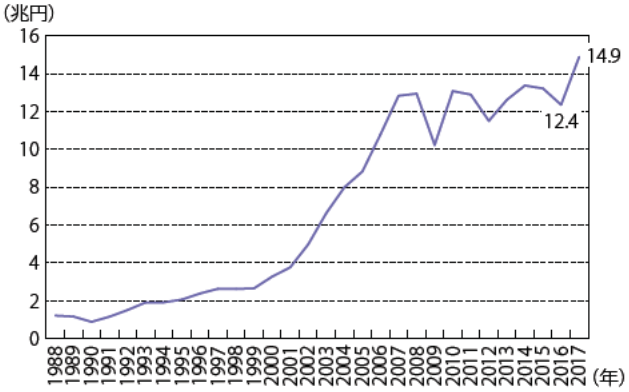

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-2-1-4表　国・品目別輸出額の寄与度（2016年→2017年）

寄与度（輸出）									
	米国	EU	アジア			中東	ロシア	その他	世界
				中国	ASEAN				
1．食料品	0.01%	0.00%	0.02%	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.02%	0.05%
2．原料品	0.01%	0.01%	0.24%	0.21%	0.06%	0.00%	0.00%	0.00%	0.26%
3．鉱物性燃料	0.03%	0.02%	0.16%	0.02%	0.19%	0.00%	0.00%	0.11%	0.31%
4．化学製品	0.11%	0.14%	1.23%	1.14%	0.42%	0.00%	0.01%	0.04%	1.53%
5．原料別製品	0.11%	0.02%	1.00%	0.59%	0.72%	-0.05%	0.02%	0.10%	1.20%
6．一般機械	0.47%	0.32%	2.04%	2.12%	0.59%	-0.07%	0.05%	0.15%	2.96%
7．電気機器	0.13%	0.14%	1.66%	1.26%	0.80%	0.00%	0.02%	0.02%	1.96%
8．輸送用機器	0.32%	0.20%	0.57%	0.43%	0.28%	-0.23%	0.08%	0.34%	1.28%
9．その他	0.19%	0.11%	1.39%	1.04%	0.93%	0.01%	0.01%	0.53%	2.24%
総額	1.39%	0.96%	8.30%	6.81%	4.02%	-0.34%	0.17%	1.30%	11.78%

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-2-1-6 図　我が国の中国向け一般機械輸出金額の品目別寄与度と半導体等製造装置の輸出伸び率の推移

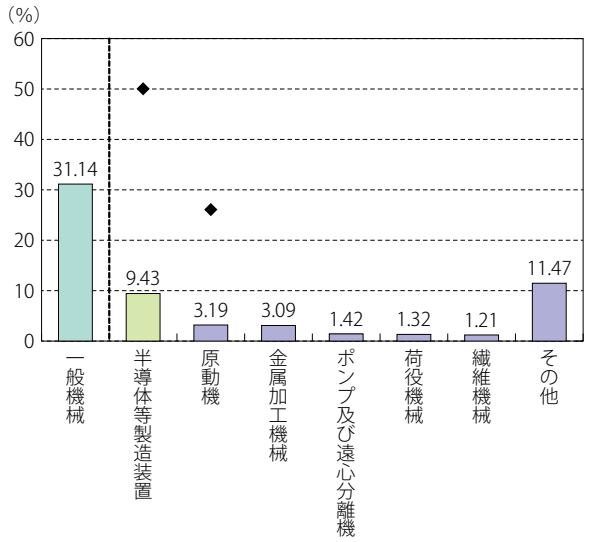

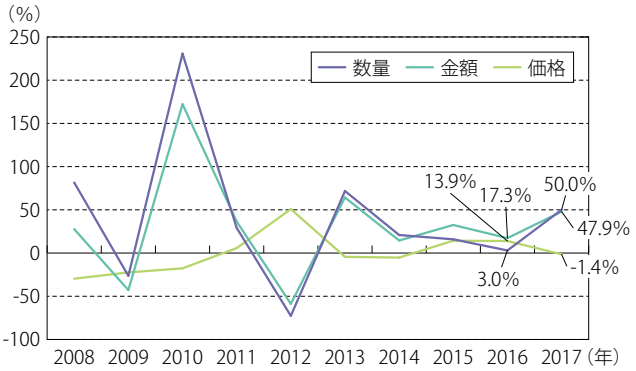

備考：点は数量の前年比伸び率を表し、表示のないものは数量のデータなし。
資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-2-1-7 図　我が国の中国向け一般機械・電気機器輸出金額の品目別寄与度推移（前年比）

全業種

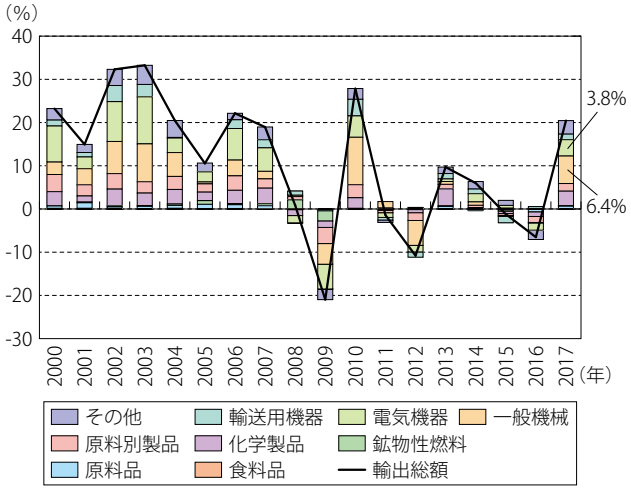

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

一般機械

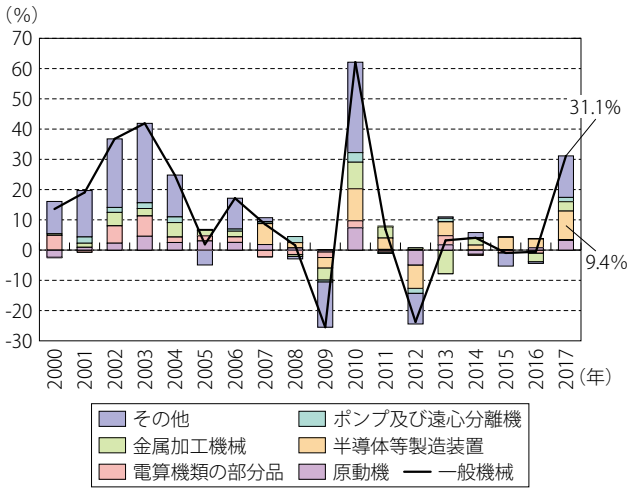

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

電気機器

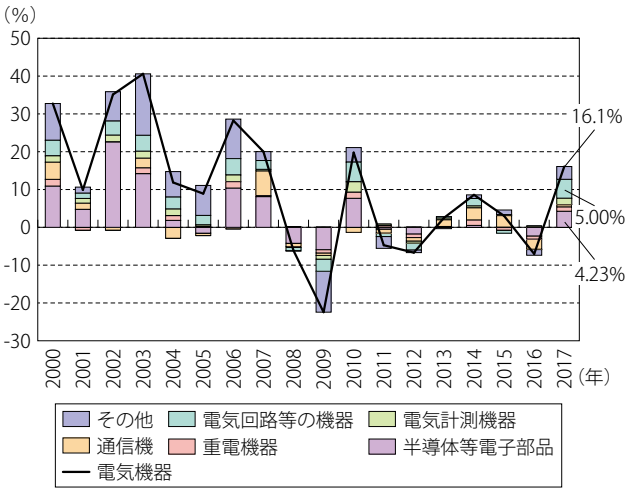

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-2-1-8 図
我が国の中国向け半導体等製造装置、半導体等電子部品の輸出金額の推移

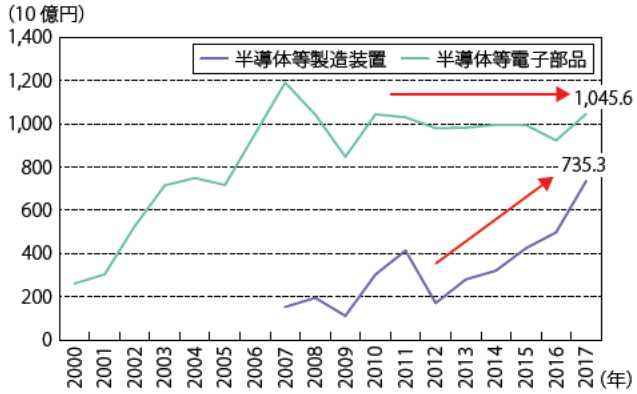

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-2-1-10 図
我が国の原油及び粗油の輸入推移

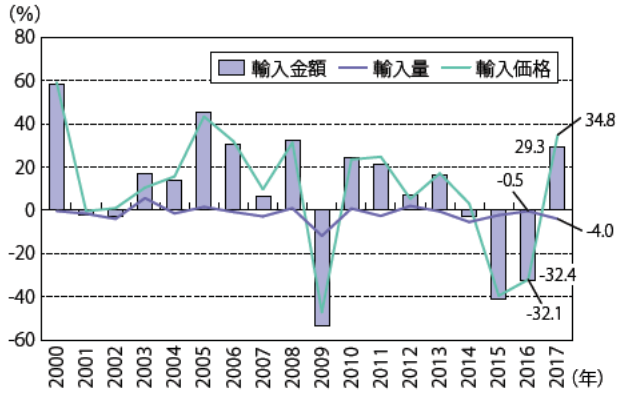

資料：財務省「貿易統計」から作成。

ていく。

2017 年の我が国の輸入を国・品目別で見ると、輸入額の増加に最も寄与したものは前年比 +2.55％の寄与度となった中東からの鉱物性燃料である。続いて、前年比 +1.86％と寄与度は小さくなるが、アジアからの電気機器の輸入が好調であった（第Ⅰ-1-2-1-9 表）。

我が国の原油及び粗油の輸入を見ると、輸入額が前年比 +29.3％となり 4 年ぶりに大幅なプラス転化となった。数量は▲ 4.0％と小幅な減少だったものの、価格が前年比 +34.8％と大幅に上昇し、3 年ぶりにプラス転化した。この原油価格の上昇が、輸出入差引額を減少させた輸入額上昇の主な要因である（第Ⅰ-1-2-1-10 図）。

原油価格は大きく回復しており、WTI 原油先物価格を見ると、2017 年は前年比 +16.6％と 4 年ぶりに価格が上昇した。石油輸出国機構（OPEC）とロシア等の主要産油国が 2017 年 1 月から開始した原油の協調減産によって徐々に原油の供給量が減少したことに加え、中東の地政学的リスクの上昇等から世界的に原油価格が上昇した（第Ⅰ-1-2-1-11 図）。

第Ⅰ-1-2-1-11 図
WTI 原油先物価格の前年比伸び率推移

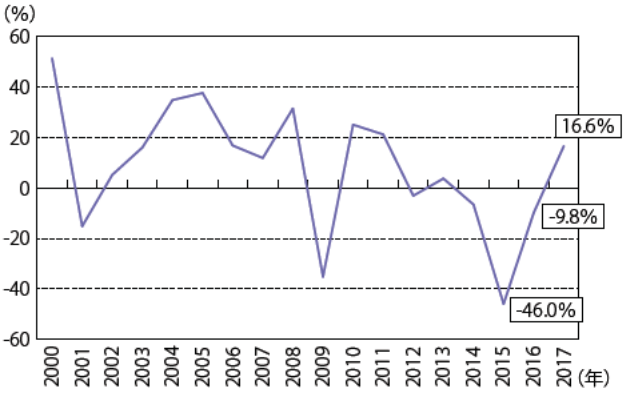

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-2-1-9 表　国・品目別輸入額の寄与度（2016 年→ 2017 年）

	寄与度								
	米国	EU	アジア			中東	ロシア	その他	世界
				中国	ASEAN				
1．食料品	0.17%	0.28%	0.27%	0.13%	0.22%	0.00%	0.02%	0.25%	0.99%
2．原料品	0.10%	0.04%	0.22%	0.03%	0.33%	0.01%	0.00%	0.71%	1.08%
3．鉱物性燃料	0.65%	-0.01%	0.67%	0.08%	0.77%	2.55%	0.33%	1.55%	5.74%
4．化学製品	0.16%	-0.06%	0.47%	0.46%	0.20%	0.03%	0.00%	0.08%	0.69%
5．原料別製品	-0.02%	0.08%	0.63%	0.48%	0.26%	0.05%	0.14%	0.31%	1.18%
6．一般機械	0.28%	0.15%	0.83%	0.94%	0.45%	0.00%	0.00%	0.04%	1.30%
7．電気機器	-0.09%	0.11%	1.86%	1.28%	1.63%	-0.03%	0.00%	0.05%	1.90%
8．輸送用機器	-0.25%	0.20%	0.09%	0.14%	0.07%	0.00%	0.00%	0.07%	0.12%
9．その他	0.16%	0.13%	0.77%	0.80%	0.59%	0.01%	0.00%	0.08%	1.14%
総額	1.16%	0.92%	5.80%	4.34%	4.51%	2.64%	0.49%	3.14%	14.14%

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

また、我が国の国・地域別輸入額の伸び率への寄与度をみると、中東の寄与が前年比 +2.64％と最大であったが、他の国・地域も大幅に回復しており、その中でも寄与が大きかった国・地域がアジア、特にASEAN（+4.51％）と中国（+4.34％）である（第Ⅰ-1-2-1-9 表）。

ASEAN、中国ともに、我が国の輸入拡大に最も寄与した品目は電気機器であり、更に細かく電気機器の内訳品目を見ると、双方ともに通信機の寄与が最も大きかった。我が国の ASEAN からの品目別輸入額シェアを見ると、2000 年当初は半導体等電子部品のシェアが 40％以上を占めていたものの年々低下傾向にあるのに対し、2007 年以降通信機と絶縁電線・絶縁ケーブルのシェアの拡大が著しい（第Ⅰ-1-2-1-12 図）。

続いて、我が国の中国からの品目別輸入額シェアを見ると、2000 年当初は音響映像機器とその部品、工業用機械を含む重電機器の輸入が全体の半分以上を占めていた。しかし、2007 年以降には、通信機のシェア拡大に伴って音響映像機器と重電機器のシェアは急速に縮小していった。2017 年では、通信機の輸入額は電気機器全体の輸入額の 42.5％、総輸入額の 12.6％を占める（第Ⅰ-1-2-1-13 図）。

2007 年以降、中国からを中心に電気機器、特に通信機の輸入が大幅に拡大し、2016 年に一時落ち込んだものの、現在もその拡大の速度は衰えていない。近年では、我が国の半導体等電子部品の輸入額の増加基調が一服しているため、中国と同じくアジア域内の ASEAN からも通信機の輸入シェア拡大が目立つ。半導体等電子部品の輸入額の伸び悩みの一因として、輸入価格の下落が挙げられる。輸入数量は引き続き拡大

第Ⅰ-1-2-1-12 図　我が国の ASEAN からの電気機器輸入額の品目別シェアと前年比伸び率寄与度の推移

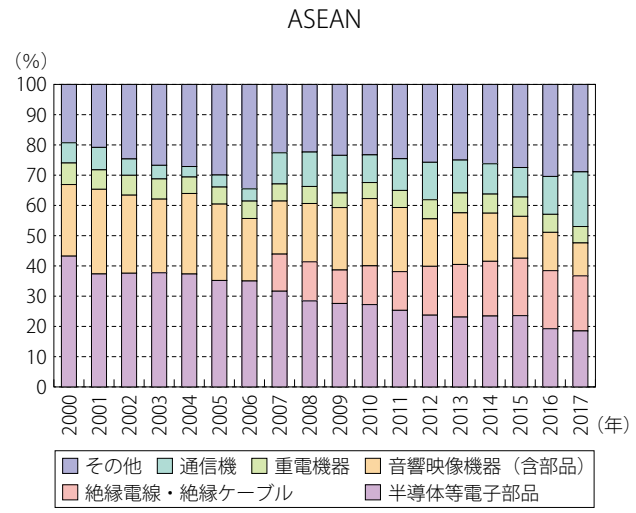

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

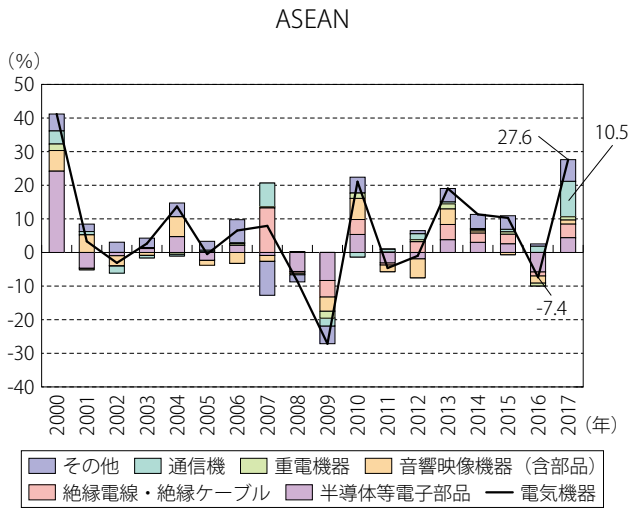

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-2-1-13 図　我が国の中国からの電気機器輸入額の品目別シェアと前年比伸び率寄与度の推移

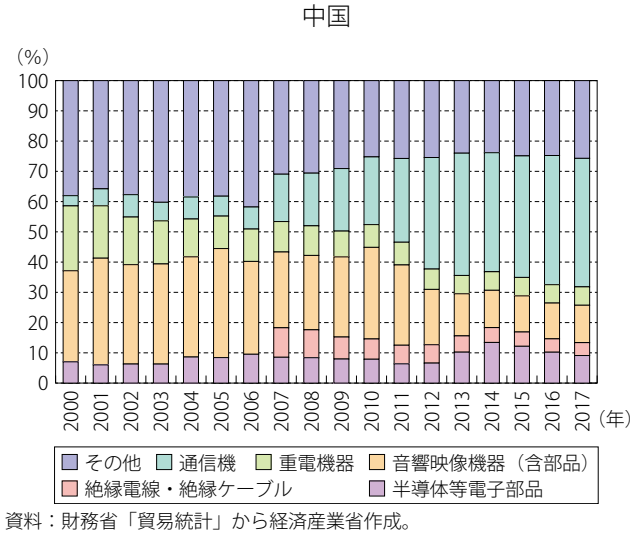

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

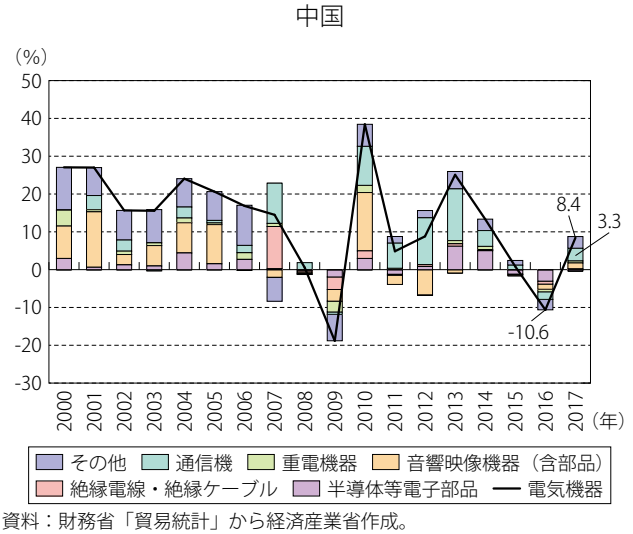

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

傾向である一方、輸入価格はどの主要な国・地域においても軒並み下落が著しい。2017 年には小幅の価格回復が見られたものの、2000 年当初と比べ低水準が続いている（第 I-1-2-1-14 図）。

第 I-1-2-1-14 図　我が国の半導体等電子部品（IC）の国・地域別輸入価格・数量の推移

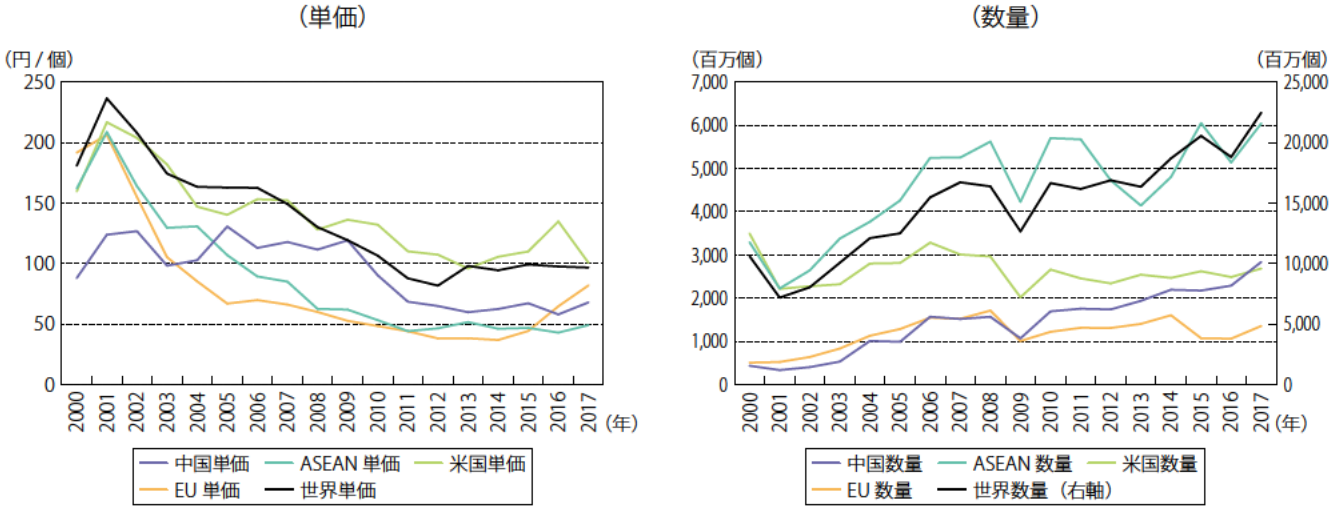

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

2. 経常収支の動向

（1）2017 年の経常収支の概観

本項では、我が国の経常収支の動向を概観していく。

2017 年の我が国の経常収支は 21 兆 9,514 億円の黒字で、前年差 +8,899 億円と 3 年連続で黒字幅が拡大した。2017 年の黒字額は、2007 年の 24 兆 9,490 億円に次いで過去二番目に大きな額である。黒字幅拡大の主な要因は、第一次所得収支が前年差 +1 兆 191 億円と大幅に黒字幅が拡大したこと、また、サービス収支が前年差 +4,030 億円と赤字幅が縮小し過去最少の赤字額となったことである（第 I-1-2-2-1 図、第 I-1-2-2-2 図）。

続いて、収支項目ごとの特徴を見ていく。

（2）貿易収支の状況

2017 年の貿易収支は、4 兆 9,554 億円と 2 年連続の黒字で、前年差▲ 5,622 億円と黒字幅が縮小した。黒字幅縮小の主な要因は、前述したとおり、輸入価格の上昇を背景とした輸入額の大幅回復である。貿易統計

第 I-1-2-2-1 図　我が国の経常収支の推移

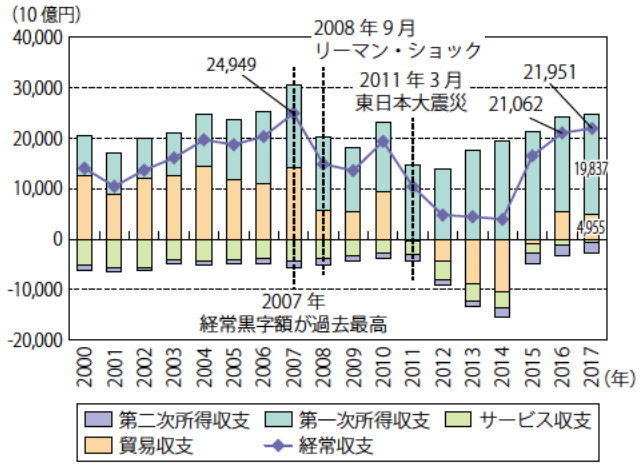

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

第 I-1-2-2-2 図　我が国の経常収支前年差の推移

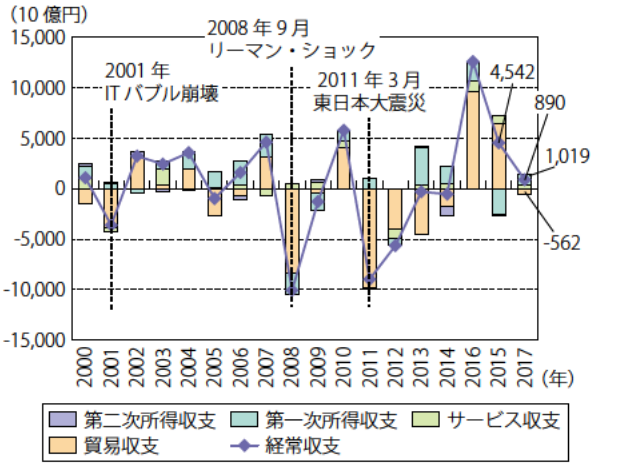

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

とは統計の取り方が異なるため、前項の値とは多少異なるものの、輸出額は77兆2,855億円と前年比+11.9%、輸入額は72兆3,301億円と前年比+13.8%の伸びとなった（第Ⅰ-1-2-2-3図、第Ⅰ-1-2-2-4図）。

(3) サービス収支の状況

続いて、サービス収支の詳細を見ていく。2017年の我が国のサービス収支は▲7,257億円の赤字で、前年差+4,031億円と5年連続で赤字幅が縮小し、過去最少の赤字額となった。赤字幅縮小の主な要因は、「旅行」収支と「知的財産権使用料」収支の黒字幅拡大である（第Ⅰ-1-2-2-5図、第Ⅰ-1-2-2-6図）。

2017年の旅行収支は1兆7,809億円の黒字で前年差+4,542億円となり、2015年に収支が黒字化してから3年連続で黒字幅が拡大した。受取・支払別に見ると、2017年の旅行受取の寄与度は+2.5%と6年連続で増加しており、主に訪日外客の支払増加により黒字幅が拡大したことがわかる。また、2017年の知的財産権等使用料の収支は2兆2,905億円の黒字で、前年差+2,206億円と2年ぶりに黒字幅が拡大し、過去最高の黒字額となった。知的財産権等使用料は、2005年よりサービス収支内の最大の黒字項目となっている。黒字幅拡大の主な要因は、受取額の寄与度が+2.2%と増加したことであり、海外において我が国が保有する知的財産権等の利用が増加していることが示唆される（第Ⅰ-1-2-2-7図）。

第Ⅰ-1-2-2-3図　我が国の貿易収支の推移

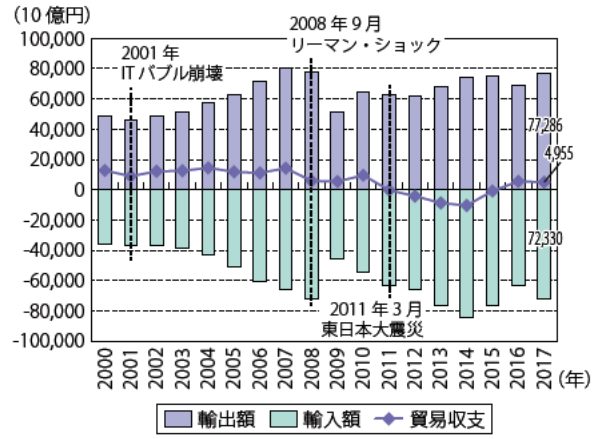

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

第Ⅰ-1-2-2-4図　我が国の貿易収支の前年差の推移

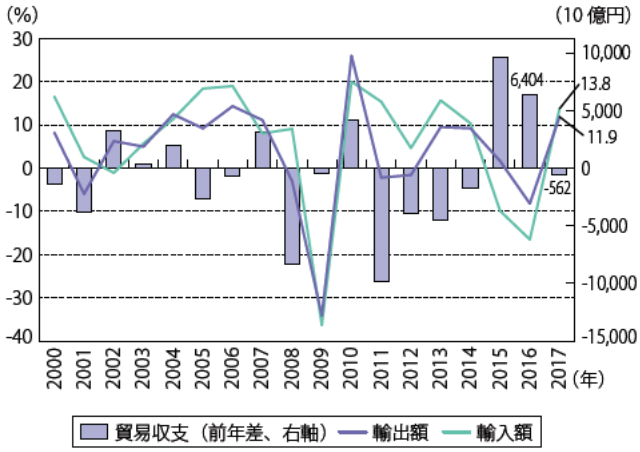

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

第Ⅰ-1-2-2-5図　我が国のサービス収支の推移

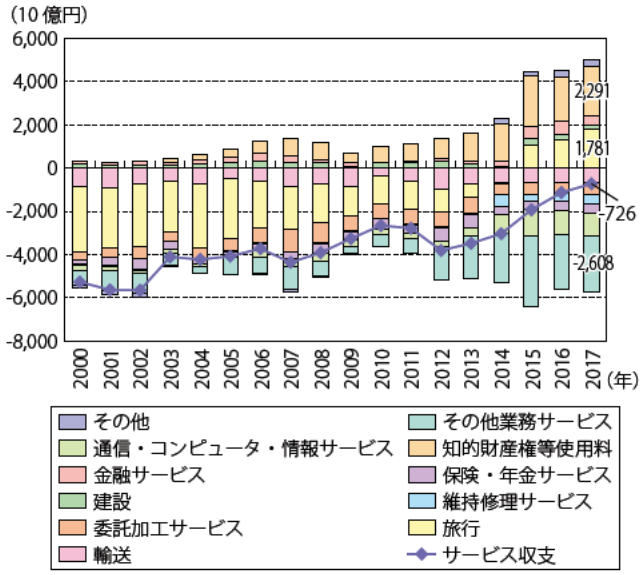

備考：「その他業務サービスとは」、「研究開発サービス」、「専門・経営コンサルティングサービス」および「技術・貿易関連・その他業務サービス」を指す。
資料：財務省「国際収支統計」から作成。

第Ⅰ-1-2-2-6図
我が国のサービス収支前年差の推移

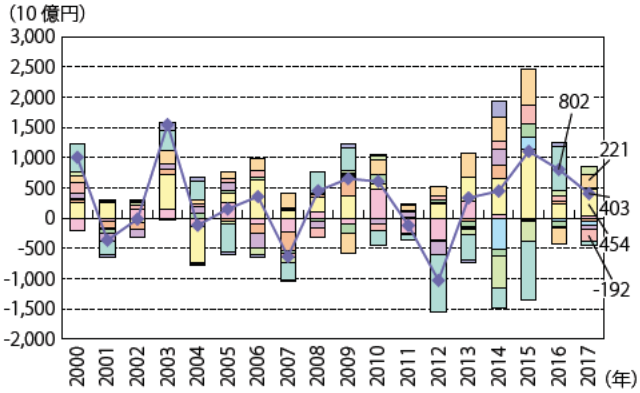

備考：「その他業務サービスとは」、「研究開発サービス」、「専門・経営コンサルティングサービス」および「技術・貿易関連・その他業務サービス」を指す。
資料：財務省「国際収支統計」から作成。

2000年代初頭、旅行収支はサービス収支中で最大の赤字項目であったものの、訪日外客数の増加を背景として、その赤字幅は縮小し、2015年についに黒字化を遂げた。その後、2017年まで3年連続で堅調に黒字を計上している。一方、一人当たりの旅行受取額を見ると、2015年の15.3万円／人をピークに2年連続減少しており、今後の旅行収支の動向に影響を与える可能性がある（第Ⅰ-1-2-2-8図）。

(4) 第一次所得収支の状況

次に、我が国の第一次所得収支の詳細を見ていく。2017年の第一次所得収支は19兆8,374億円の黒字で前年差+1兆191億円と2年ぶりに黒字幅が拡大した。黒字幅拡大の主な要因は、直接投資収益の黒字幅拡大であり、直接投資収益内の「配当金配分済・支店収益[16]」と債券投資収益内の「債権利子」の拡大が顕著であった（第Ⅰ-1-2-2-9図及び第Ⅰ-1-2-2-10図）。

第Ⅰ-1-2-2-7図　我が国のサービス収支の受取・支払別伸び率寄与度の推移

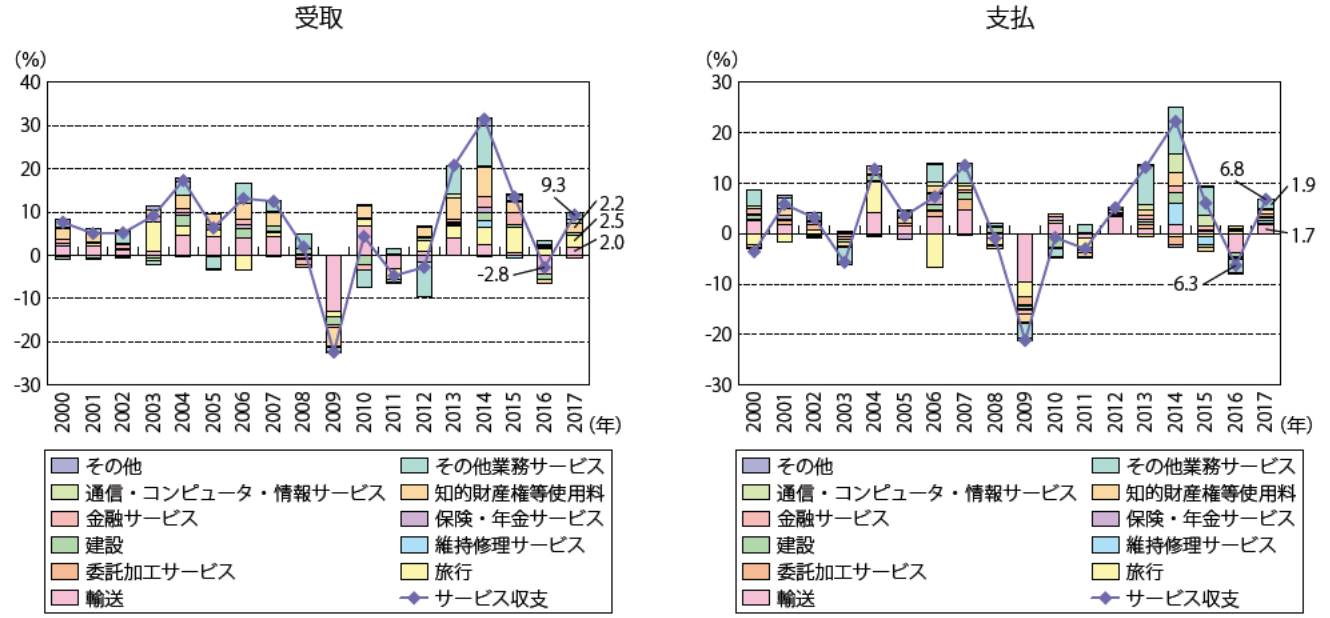

備考：「その他業務サービスとは」、「研究開発サービス」、「専門・経営コンサルティングサービス」および「技術・貿易関連・その他業務サービス」を指す。
資料：財務省「国際収支統計」から作成。

第Ⅰ-1-2-2-8図
我が国の訪日外客数と一人当たり旅行受取額の推移

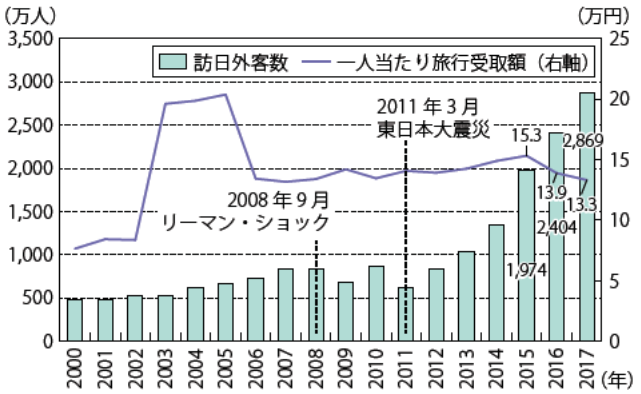

備考：① 2003年に旅行収支の計上方法が変更になり、旅行収支の受取・支払双方に、わが国に持ち込んだ円貨や我が国から持ち出す円貨などを反映したため、金額が跳ね上がっている。さらに、2006年にも旅行収支の計上方法に変更があり、「旅行サービス」以外の取引に伴う金額が排除されることとなった。
資料：財務省「国際収支統計」、観光庁「訪日外客統計」から作成。

第Ⅰ-1-2-2-9図　我が国の第一次所得収支の推移

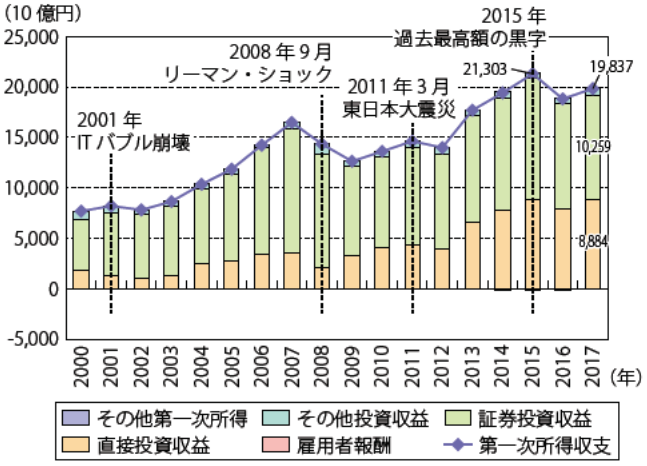

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

16　直接投資家と直接投資企業の間で受払された利益配当金、及び支店の収益のうち本社に送金されたものを計上する。（日本銀行HPより引用。https://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/data/exbpsm6.pdf）

第Ⅰ-1-2-2-10図
我が国の第一次所得収支前年差の推移

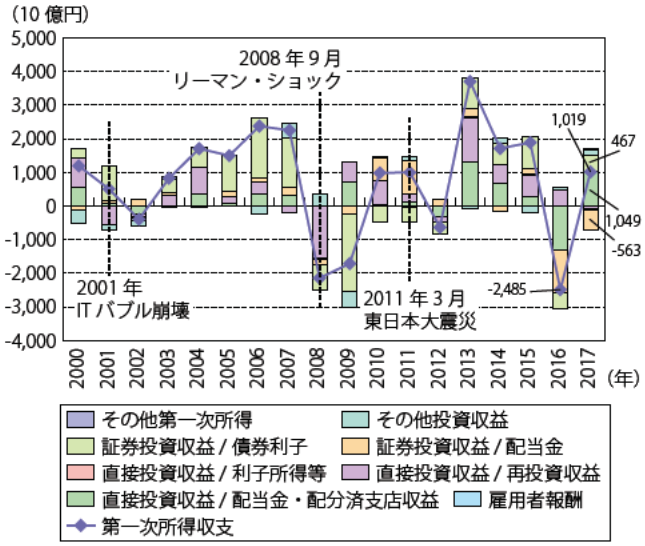

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

配当金配分済・支店収益は4兆2,792億円の黒字で、前年差+1兆491億円と2年ぶりに黒字幅が拡大した。黒字幅は拡大したものの、受取・支払別で見れば受取の寄与度は+4.9%、支払は同+3.6%と共に伸びており、我が国企業が海外投資家に配当した金額も拡大した。債券利子は9兆672億円の黒字であり、前年差+4,666億円と、配当金・配分済支店収益と同じく2年ぶりに黒字幅が拡大した。黒字幅は拡大したものの、受取・支払別で見ると、受取の寄与度は+1.8%、支払は同+0.4%となっている（第Ⅰ-1-2-2-11図）。

第Ⅰ-1-2-2-11図　我が国の第一次所得収支の受取・支払別伸び率寄与度の推移

受取

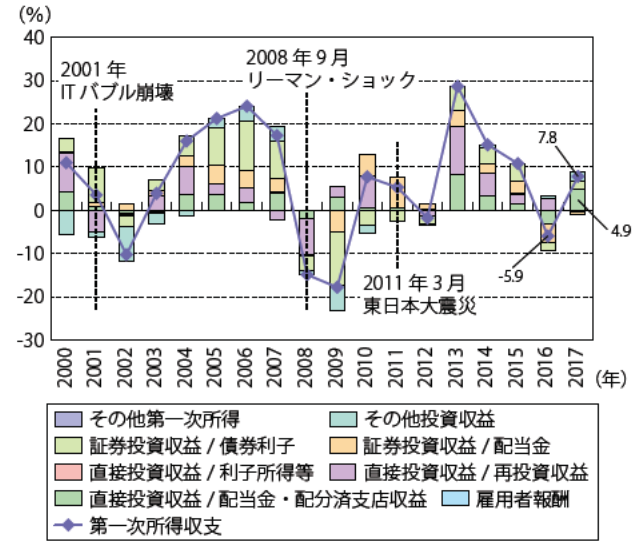

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

支払

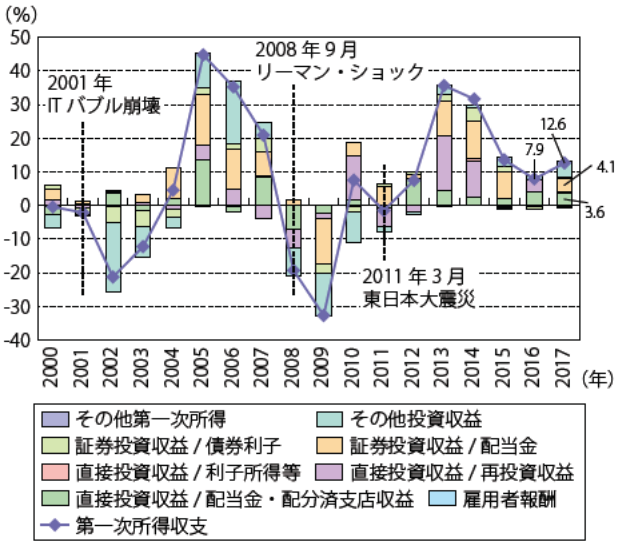

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

3. 対外直接投資の動向

続いて、我が国の対外直接投資の動向についてみていく。2016年末の我が国の対外直接投資残高は、世界全体の対外直接投資残高の5.4%を占めており、EUや米国に次ぐ対外直接投資大国となっている。国・地域別に細かく見れば、我が国は米国、英国、香港に次ぐ対外直接投資残高を有している（第Ⅰ-1-2-3-1図）。

我が国の2016年末の対外直接投資残高は153兆6,091億円であり、前年比+3.7%と6年連続で増加した。また、製造業、非製造業の別に残高をみると、製造業が64兆6,649億円、非製造業が88兆9,441億円となっている。2007年までは製造業がより多くの金額を投資していたものの、2008年に非製造業の残高が製造業の残高を上回り、その後差を大きく広げている（第Ⅰ-1-2-3-2図）。

我が国を含む主要国の対外直接投資の業種別割合を比較してみると、日本は韓国、フランスと並び製造業の割合が高く、その中でも46.5%と最大となっているのが特徴であることがわかる。米国は金融・保険業が70%近くを占めており、次いで製造業が12.5%となっている。英国、ドイツも金融・保険業が最大で、製造

業の割合は 10％台と高くない。中国は取り上げた国の中では製造業の割合が 8.0％と最も低くなっている（第 I-1-2-3-3 図）。

続いて、我が国の対外直接投資を投資先国・地域別にみていく。2017 年末時点の直接投資残高の上位国を見ると、米国、英国、中国、オランダの４か国で 10 兆円を超える残高を有している。また、2017 年の我が国の対外直接投資フローでみても、最大の投資先は米国で 5 兆 5,786 億円の投資を行い、続いて、英国、オランダ、中国となっている（第 I-1-2-3-4 表）。

第 I-1-2-3-1 図
世界の国･地域別直接投資残高のシェア（2016 年末時点）

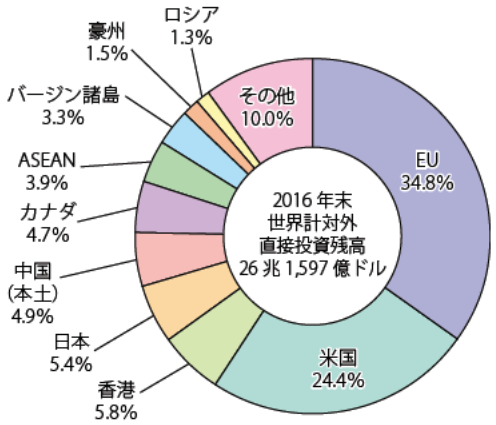

備考：我が国の統計とは、為替等の関係で多少誤差が生じる。
資料：UNCTAD「FDI/MNE database」から経済産業省作成。

第 I-1-2-3-2 図
我が国の対外直接投資残高の推移（2016 年末時点）

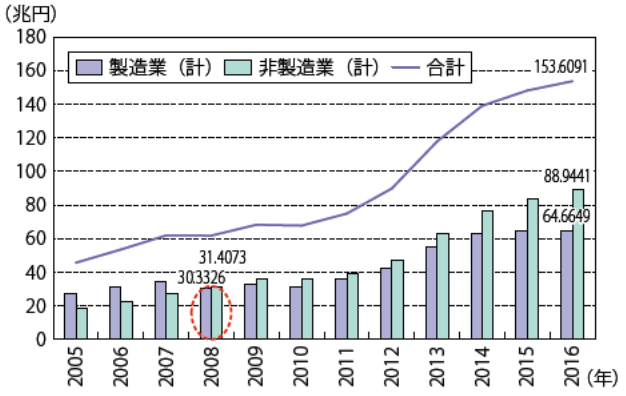

資料：財務省「国際収支統計」から経済産業省作成。

第 I-1-2-3-3 図
主要国の対外直接投資残高と業種別割合

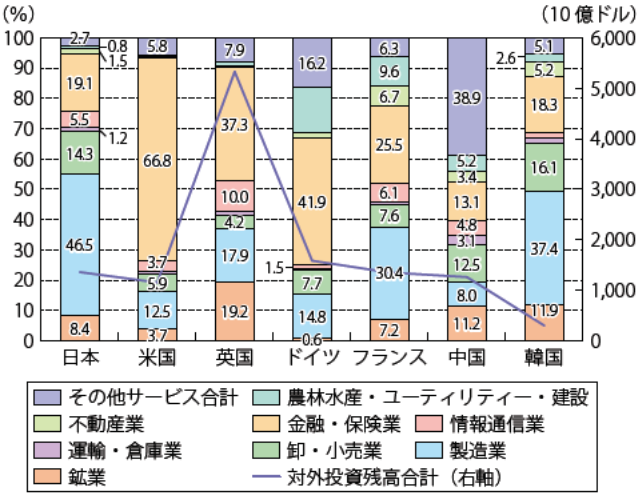

第 I-1-2-3-4 表
我が国の対外直接投資フロー、残高の国・地域別上位 10 か国

		2017 年末（億円、フロー、ネット）
1	米国	55,786
2	英国	28,943
3	オランダ	16,434
4	中国	10,446
5	バミューダ諸島	8,531
6	シンガポール	7,893
7	ルクセンブルク	6,331
8	タイ	5,885
9	ケイマン諸島	5,877
10	インドネシア	3,817

資料：「国際収支統計」（財務省）より作成。

		2017 年末（億円、残高）
1	米国	542,595
2	英国	170,197
3	中国	132,059
4	オランダ	128,019
5	オーストラリア	77,542
6	タイ	69,429
7	シンガポール	66,576
8	ケイマン諸島	41,640
9	韓国	41,312
10	インドネシア	34,309

資料：「本邦対外資産負債残高統計」（財務省）より作成。

コラム 1

明治期の日本の貿易及び主要輸出産業

今年は明治維新150周年となることから、通商白書でも明治期の貿易について振り返ってみることとしたい。

明治初期は、江戸時代の長期にわたる鎖国政策から1858年の日米修好通商条約締結により開国をした貿易経済構造の激変期に当たる。

当時の日本の貿易の拡大ペースを世界貿易と比較しながらみてみると、1882～91年を100とした場合、1902～11年には世界輸出入合計の186に対し日本の輸出は418、輸入は488と世界の2倍以上の拡大であった。さらに、1885～1910年にかけての貿易拡大を他国と比較すると、英仏1.9倍、イタリア2.2倍、ロシア米独2.6～2.8倍に対し、日本は13.9倍と大幅に上回っている[17]。

幕末・明治初期の日本の貿易統計には、幕末期と明治初期の統計の接続の問題として、例えば、1868年の明治新政府の成立以降の統計作成基準の変更、金銀混計問題、銀価低落の影響など様々な問題があり、幕末・明治初期に関する日本側の体系的な貿易統計はない。そこで幕末期と明治初期はカバーしていないものの1874年以降をカバーしている「貿易と国際収支」[18]の貿易データに基づき明治期の日本の貿易について概括する。

1. 貿易額及び貿易収支の推移

1874年（明治7年）から1911年（明治44年）までの貿易データを見ると、37年間で輸出額は1,970万円から5億3,460万円と約27倍に増加している。輸入額は同じく3,450万円から5億9,730万円と約17.3倍に増加している（コラム第1-1図）。特に、1890年以降貿易額の伸びが顕著となっている。

貿易収支は基本的に赤字基調だが、黒字の年も4年あった。赤字額は80万（1882年）から最大で1億8,680万円（1898年）で、平均で2,800万円となる。

2. 主要輸出入品目

当時の主な輸出入品目は何であっただろうか。コラム第1-2図は、1874年（明治7年）から1911年（明治44年）までの輸出額を、一次産品（加工食料品、農産物、水産物、林産物及び鉱産物）、繊維品、重化学工業品（機械、金属、化学品）及びその他工業品（窯業品、木製品、雑製品）の4つに分類した品

コラム第1-1図　明治期の貿易推移

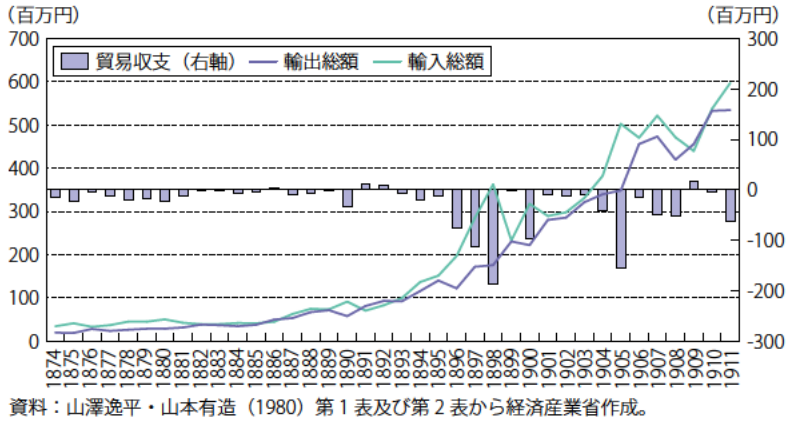

資料：山澤逸平・山本有造（1980）第1表及び第2表から経済産業省作成。

17　石井寛治（2000）P. 1-2
18　山澤逸平・山本有造（1980）

コラム第 1-2 図　輸出額品目別シェア推移

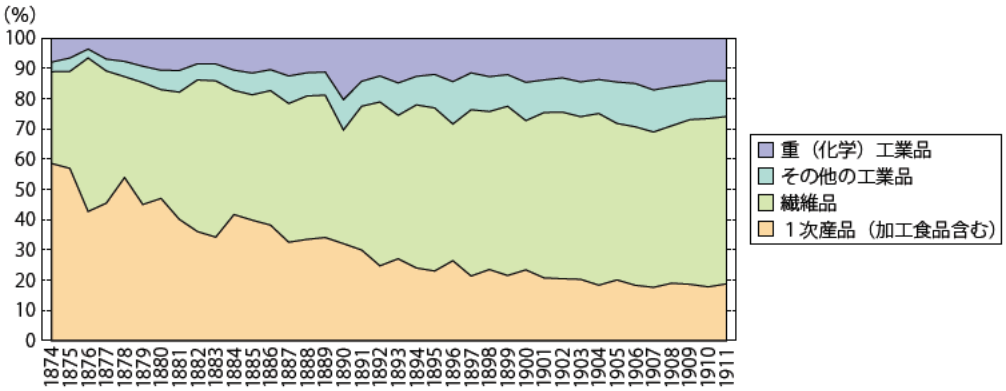

資料：山澤逸平・山本有造（1980）第 1 表から経済産業省作成。

目別シェアの推移をまとめたものである。

明治初期の頃には、1 次産品が占める割合が最も多く 6 割近くを占めていたが、その後少しずつ減少し、後半には 2 割程度まで下がっている。代わって繊維品が 3 割から 6 割程度まで上昇している。

より細かい品目分類で見ると、輸出品では、生糸、茶、石炭及び銅の 4 品目が輸出総額の 60～70%を占め、これらが外貨獲得のための戦略品目だったと言われている[19]。生糸は 1880 年代半ばまではフランス、それ以降はアメリカが主要輸出市場だった。茶は主にアメリカに輸出され、石炭は船舶燃料として主に中国、香港、シンガポールへ輸出され、銅は中国、香港を始めヨーロッパに輸出された。

コラム第 1-3 図では、輸入品を一次産品（加工食料品、農産物、水産物、林産物及び鉱産物）、繊維品、化学品、金属品、機械、その他工業品（窯業品、木製品、雑製品）の 6 つに分類している。明治初期の頃に最もシェアが高かったのは繊維品だったものの、1897 年（明治 30 年）以降には 1 割程度まで減少していたのに対し、明治初期には 15%程度だった一次産品の輸入シェアが 1897 年（明治 30 年）以降には約半分を占めるまで拡大している。明治の殖産興業期に必要不可欠であった西欧からの機械輸入については、明治期を通して 10%程度で推移しており、それほど大きなシェアとなっていない。

より細かい品目分類で見ると、主要輸入品は、綿糸、綿織物、毛織物などの繊維製品と砂糖で、輸入総額の 40～60%にのぼる。1870 年代には綿糸・綿織物が 35%、毛織物が 20%、砂糖が 10%を占めた。その後、1880 年代半ば以降の綿紡績業の発展による輸入代替化の進展に伴って綿製品輸入が減少し、代わってインドからの原料綿花の輸入が増加した。輸入における工業品のシェアは漸減したが、国内で自給できなかった機械類や金属製品などの輸入依存度は高く、石油の輸入も重要になった[20]。

コラム第 1-3 図　輸入額品目別シェア推移

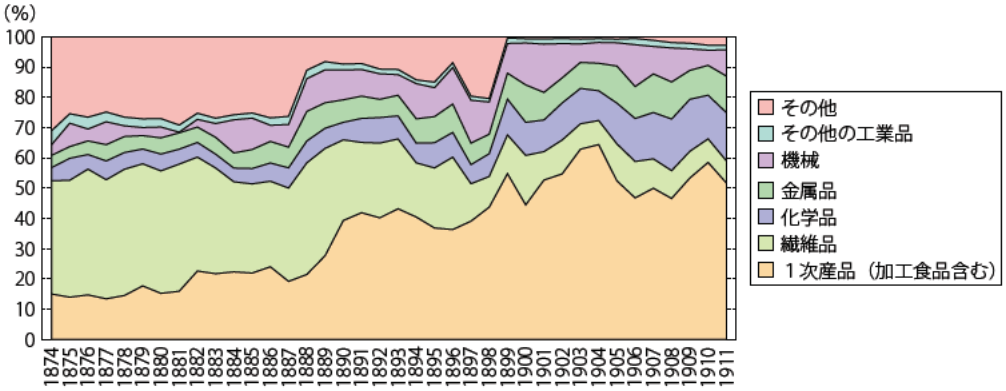

資料：山澤逸平・山本有造（1980）第 2 表から経済産業省作成。

19　杉山伸也（2012）P. 156
20　杉山伸也（2012）P. 156

3. 主要輸出入先

コラム第 1-4 図は、輸出額の地域別シェアの推移を示したものである。生糸及び茶の主要輸出先であるアメリカが、1880 年代以降輸出総額の 30～40％を占めている。明治初期はヨーロッパ向け輸出が約半分と最も多かったが、生糸の輸出市場がフランスからアメリカに転換するにつれて輸出市場としてのシェアが減少し、2 割程度まで低下している。東アジアは順調に増加し、2 割から 4 割程度まで増加している。

コラム第 1-5 図は、輸入額の地域別シェアの推移を示したものである。綿糸・綿織物や毛織物、鉄類、金属・金属製品、機械類の主要輸入先がイギリスであったので、ヨーロッパからの輸入が最も多いシェアを占めている。一時期 8 割近くまで増えたものの、その後の日本の産業化の進展とともに、輸入先としての重要性は低下した。アメリカは当初 1 桁台のシェアだったが、少しずつ増加し、1 割程度を占めるまでに増加した。アジアは当初中国を含む東アジアしかなかったが、東南アジアやその他アジアが増加し、アジア全体では約半分までシェアを伸ばしている。

幕末に見られた、生糸や茶などの一次産品を欧米市場に輸出し、綿織物・毛織物などの軽工業品や機械類などの工業品をヨーロッパから輸入するという貿易構造は、1890 年代半ば以降一次産品輸出から綿糸・綿織物などの軽工業品の輸出に急速にシフトし、工業品の比率は 80 年代の 12％から 99 年には 38％まで増加した。1890 年代以降は欧米貿易のシェアに大きな変化はなく、日本の生糸と綿製品の 2 つを主力輸出品とする貿易構造は、1890 年代末には既に確立した。同時にアジア貿易とヨーロッパ貿易の入超を対米貿易の出超でカバーするという貿易収支の構造が確立し、日本の貿易にとってアメリカ市場とアジア市場が更に重要な意味を持つようになった（コラム第 1-6 表）[21]。

コラム第 1-4 図　輸出額地域別シェア推移

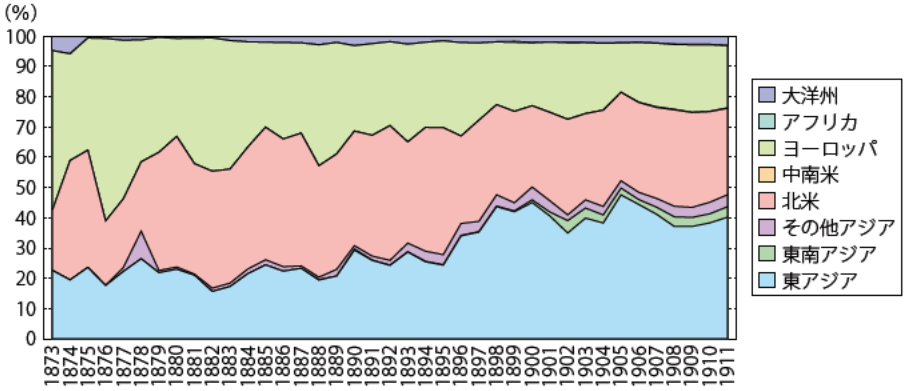

資料：山澤逸平・山本有造（1980）第 13 表から経済産業省作成。

コラム第 1-5 図　輸入額地域別シェア推移

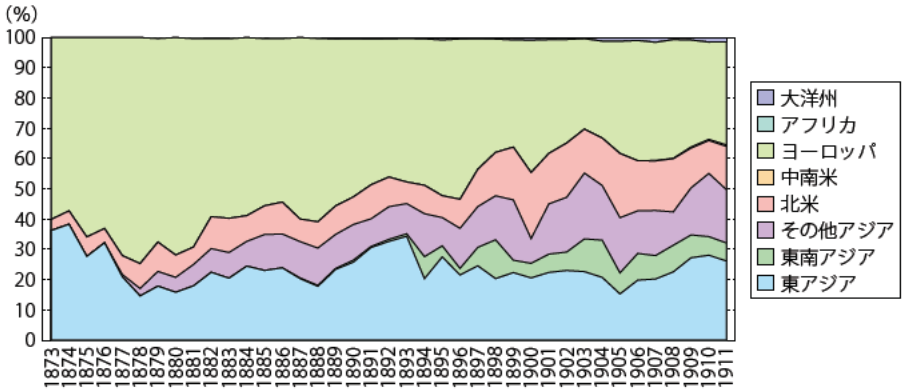

資料：山澤逸平・山本有造（1980）第 14 表から経済産業省作成。

21　杉山伸也（2012）P. 159-160

コラム第 1-6 表　地域別貿易収支　1876～1910 年（５か年累計額）

年	アジア			北米	ヨーロッパ		中南米	アフリカ	大洋州	合計
	東アジア	インド	小計		イギリス	他の欧州				
1876～80	▲ 1	▲ 1	▲ 2	28	▲ 59	9			1	▲ 23
1881～85	2	▲ 18	▲ 9	54	▲ 49	25			2	23
1886～90	2	▲ 29	▲ 29	87	▲ 83	20			6	2
1891～95	0	▲ 32	▲ 54	162	▲ 128	49			8	37
1896～1900	101	▲ 129	▲ 105	74	▲ 256	▲ 34		1	10	▲ 310
1901～05	272	▲ 280	▲ 134	144	▲ 264	▲ 3	0	2	15	▲ 240
1906～10	309	▲ 286	▲ 76	331	▲ 383	▲ 1	▲ 2	3	27	▲ 100

備考：▲はマイナス、東アジアは、中国、香港、台湾を含む。4 捨五入のため不整合の箇所がある。
資料：杉山伸也（2012）P.159 表 10-7 より経済産業省作成。

4. 輸出産業の発展

前述のとおり、鉱工業の中で、開国を機に外貨獲得の戦略産業として日本の産業化を軌道に乗せたのは、生糸、茶、石炭、銅などの一次産品を中心とする輸出産業であったと言われている。日本は、近代産業の導入に当たって機械設備や資材などを欧米諸国からの輸入に依存しなければならなかったため、輸出産業による外貨獲得が重要な意味を持っていた。

ここでは、明治期における 4 つの主要輸出産業について簡単に紹介したい。

(1) 製糸業

製糸業は、海外市場における生糸の需要拡大と価格上昇により、最大の輸出産業に発展した。1864 年の江戸糸問屋の調査によると、生糸生産量は開国前の 2 万個（1 個＝ 9 貫目）から開国後には 4 万個に増加し、そのうち 3 万個が輸出向けだった。生糸生産量の増加とともに製糸技術も変化し、従来の手繰・胴繰に代わって座繰製糸が普及し始めた。更に欧州における蚕病の流行や太平天国の乱による中国糸の供給減少により、欧州市場で中国糸などアジア産の糸に比べて相対的に良質であった日本糸の需要は増加した。しかし、生糸価格の高騰につれて「粗製濫造」による日本糸の品質低下が顕著となり、1860 年代末までに日本糸の輸出は行き詰まった。

こうした状況に直面して、明治政府は近代国家設立のため、殖産興業政策に基づき西欧の先進技術を導入し、高品質な生糸を大量生産できる技術を国内に広めるために富岡製糸場を設立した。同製糸場ではフランス式製糸技術が導入され、これらの製糸器機には技術改良が加えられるとともに、全国から伝習工女を募り、全国に技術を広める役割を果たしていた。

1876～1900 年における生糸生産高の年平均成長率は 8.8％で、輸出率は 1880～1900 年代まで平均して 4 割、1910 年代は 7 割を超えていた（コラム第 1-7 表）。製糸業が輸出産業として発展できた最大の要因として、1870 年以降のアメリカにおける絹織物業の急速な発展で、ヨーロッパ市場で行き詰まっていた日本糸は、アメリカ市場に販売先を転換できたことが挙げられている[22]。

(2) 製茶業

開国に伴う海外市場での日本茶需要の増大は、国内の製茶生産を刺激し、製茶業は 1890 年代には 8 割を超える輸出率を誇る輸出産業となった（コラム第 1-8 表）。輸出先はアメリカで、中国茶と競合したが、1870 年代半ばでは日本茶は相対的に低価格であったために一定の市場を確保することができた。

(3) 石炭業

石炭は、木材と並び国内に存在する資源で、外貨獲得の輸出産業であるだけでなく、基幹エネルギー産業でもあった。石炭は江戸時代には製塩業に使用されたが、中国及び日本の開国と 1869 年のスエズ運河開通による東アジア貿易の拡大に伴って、蒸気船の燃料としての需要が拡大した。石炭産出量は 1870 年代末以降西洋式採鉱技術の導入により着実に増加し、1886 年には高島炭鉱、三池炭鉱、筑豊炭

22　杉山伸也（2012）P. 224

コラム第 1-7 表　製糸生産量、輸出量及び輸出率推移

	製糸生産量（1,000 貫）	輸出量（1,000 貫）	輸出率（%）
1880	533	234	43.9%
1890	922	338	36.7%
1900	1,894	741	39.1%
1910	3,174	2,347	73.9%

資料：杉山伸也（2012）表 15-1

田で国内生産量の 62.5％を産出した。日本からの輸出炭もほぼこの三炭に限定され、1870～80 年代まで 3 割を超える輸出率だったが、90～1900 年代には 4 割まで輸出率が上昇した（コラム第 1-8 表）。日本炭は、地理的に近接する上海、香港、シンガポール市場で優位となった。

（4）産銅業

日本からの銅輸出は、欧米諸国における電信・電気機器関連産業の発展に伴う銅需要の拡大を背景に拡大し、1870～80 年代は 3 割を超える程度の輸出率だったが、その後急速に輸出率が高まり 7～8 割の輸出率を維持した（コラム第 1-8 表）。当初は中国市場向けが多かったが、90 年代以降イギリスなど欧州向け輸出が増加した。

コラム第 1-8 表　製茶・製銅・石炭の生産量、輸出量及び輸出率推移

	製茶業（1,000 貫）			石炭業（1,000 トン）			産銅業（トン）		
	国内生産量	輸出量	輸出率（%）	国内生産量	輸出量	輸出率（%）	国内生産量	輸出量	輸出率（%）
1870	N.A.	1,970	N.A.	208	56	26.9	2,110	733	34.7
1880	3,206	4,852	151.3	882	286	32.5	4,669	1,547	33.1
1890	6,945	5,960	85.8	2,608	1,215	46.6	18,115	19,192	105.9
1900	7,643	5,158	67.5	7,429	3,350	45.1	25,309	20,436	80.7
1910	8,342	5,271	63.2	15,681	2,794	17.8	49,324	35,610	72.2

資料：杉山伸也（2012）表 15-2, 15-3

第2章 主要国・地域の経済動向及び対外経済政策の動き

第1節 米国

第2節 欧州

第3節 アジア

第4節 中南米

第5節 ロシア及び中央アジア

第6節 中東及びアフリカ

第2章
主要国・地域の経済動向及び対外経済政策の動き

本章では、主要国・地域毎に経済動向及び対外経済政策の動きをみていく。第Ⅱ部で論述するように、現在グローバル経済は、WTOに基づく自由貿易体制に対する挑戦、デジタル貿易の拡大を含むデジタル変革の進展、新興・途上国の台頭といった大きな転換点に差し掛かっている。主要国・地域毎にみても大きな変化がみられるが、本章では、米欧の通商政策の動きや、新興・途上国地域における域内経済連携の深化・拡大の動き、そしてデジタル変革の進展に特に着目して分析していく。

第1節 米国

1. 経済動向

(1) マクロ経済

米国の2017年の実質GDP成長率は前年比2.3%増と、2016年の1.5%増から加速するなど、景気は着実に回復が続いている。需要項目別では、GDPの約7割を占める個人消費が引き続き堅調に伸びたことに加え、設備投資の伸びも全体を牽引した。IMFの見通しによれば、2018年には前期比年率で+2.9%の伸びを記録することが見込まれているなど、米国経済は着実に回復が続くと見込まれるが、今後の政策の動向及び影響並びに金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。米国景気の戦後最長の拡大局面は1991年4月から2001年3月までの10年間であるが、2009年7月に始まった今回の景気拡大局面はまもなくその10年目を迎える（第Ⅰ-2-1-1図）。

(2) 金融市場の動向

米国FRBは償還期限を迎えた米国債、住宅ローン担保証券（MBS）への再投資の縮小[23]を昨年10月から開始するとともに、政策金利であるフェデラル・ファンド・レート（FF金利）を引き上げる（第Ⅰ-2-1-2図）など、金融政策の正常化[24]を進めている。これに呼応するかのように、2017年後半から米国長期金利（10年国債利回り）の上昇がみられる（第Ⅰ-2-1-3図）。背景には、トランプ政権による税制改革法案の成立、裁量的経費の上限引上げ等による財政支出の拡大による景気拡大への期待や、原油高等があると考えられる。また、FRBのバランスシート縮小の一方で、減税政策の影響により財政赤字が拡大し、それに伴い米国債が増発されることで、米国債の需給バランスが崩れる

第Ⅰ-2-1-1図　米国GDP需要項目別寄与度推移

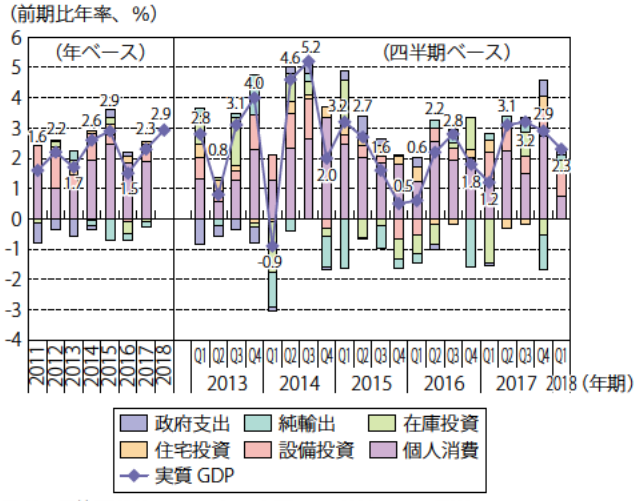

備考：季節調整値。2017年の実質GDP値はIMF予測値。
資料：米国商務省、IMF「World Economic Outlook」から作成。

23 一般的に、バランスシートの縮小政策と呼ばれる。
24 米欧金融政策の正常化の世界経済への影響については、第1章第1節第5項を参照。

第Ⅰ-2-1-2図　米国FF金利推移

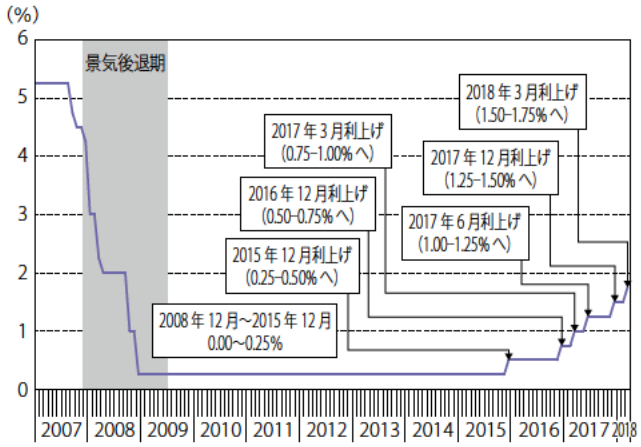

資料：米国連邦準備制度から作成。

第Ⅰ-2-1-3図
S&P500種、米国10年国債利回り推移

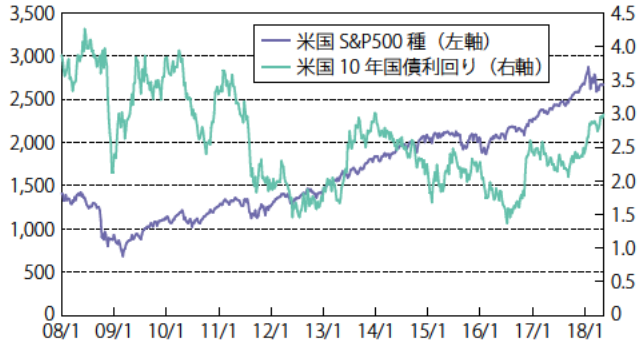

資料：Thomson Reutersから作成。

第Ⅰ-2-1-4図　非農業部門雇用者数、失業率推移

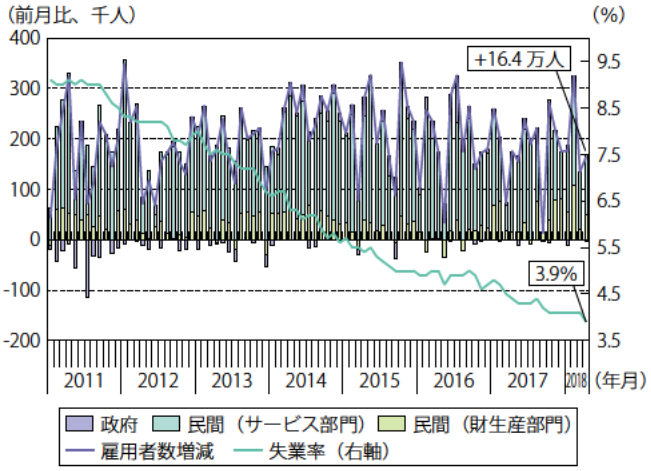

備考：季節調整値。
資料：米国労働省、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-2-1-5図　PCE価格指数推移

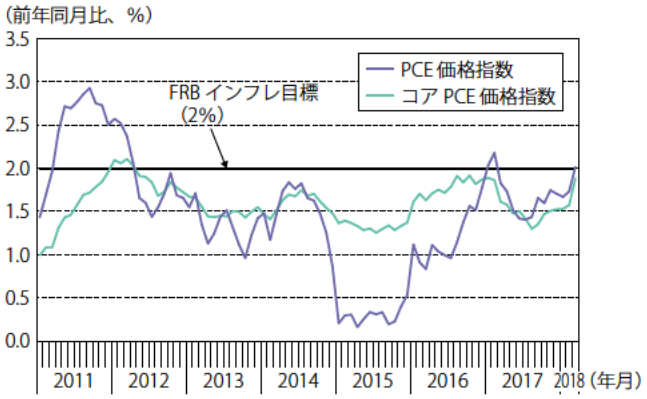

備考：コアPCE価格指数は変動の大きい食品とエネルギーを除いて計算したもの。
資料：米国商務省、CEICデータベースから作成。

ことが長期金利の上昇圧力となる可能性も指摘されている。

米国経済はGDP成長率の加速に加え、株価指数も過去最高水準を記録（第Ⅰ-2-1-3図）するなど、順調に推移している。雇用環境は良好（第Ⅰ-2-1-4図）[25]であり、物価指標の水準も徐々に上昇してきている[26]（第Ⅰ-2-1-5図）ことから、FRBは今後も段階的に政策金利を引き上げるとの見方が大勢を占めている。

(3) 通商

米国経済の着実な回復と世界経済の緩やかな回復により、米国の貿易額は輸出入ともに増加した。特に米国経済の好調を反映し、2017年の米国の財及びサービスの貿易収支（国際収支ベース）は赤字幅が拡大した（▲5,684億ドルの赤字、前年比+12.6%）。内訳は、財貿易が8,112億ドルの赤字、サービス貿易が2,428億ドルの黒字であり、財貿易の赤字幅が前年比で+7.8%拡大した一方、サービス貿易の黒字幅は▲2.0%縮小した。米国の財及びサービスの貿易赤字額は2008年以降最大である（第Ⅰ-2-1-6図）。

25　2017年の雇用環境は、ハリケーンの影響により9月に前月比+1.4万人と大きく落ち込んだものの、通年では217万人増（月平均：18.1万人のペース）となった。イエレン前FRB議長は、失業率を長期的に安定させることができる雇用増加の水準を1か月あたり7.5万人から12.5万人（FRB、「The Economic Outlook and the Conduct of Monetary Policy」、2017年1月19日）としており、2010年以降はこの水準を上回るペースでの増加が続いている。また、失業率の改善も引き続き順調に進んでおり、2010年10月に10.0%となったのをピークに、2018年4月には2000年12月以降以来となる3.9%まで低下した。3月のFOMC時に公表されたFRBの長期見通しにおける失業率の水準は4.5%であり、これを下回る水準にある。また、労働市場の状況により求職を断念した人や、フルタイムで働く意思があるにもかかわらず、経済的理由によりパートタイム就労を余儀なくされている人等を含む広義の失業率（U-6）については、2017年平均で8.5%となり、金融危機前の水準に戻っている。

26　FRBがインフレ指標としている個人消費支出（PCE）価格指数は、2017年2月にFRBのインフレ目標である2%を上回る2.1%となったが、その後は2%を下回る水準で推移している。しかし、失業率の水準は完全雇用状態にまで達しており、賃金も上昇基調であることから、2018年3月のFOMCにおいても2018年にはインフレ率は緩やかに回復し、中期的には2%程度で安定するとの見方を示している。

第Ⅰ-2-1-6 図　米国貿易収支推移

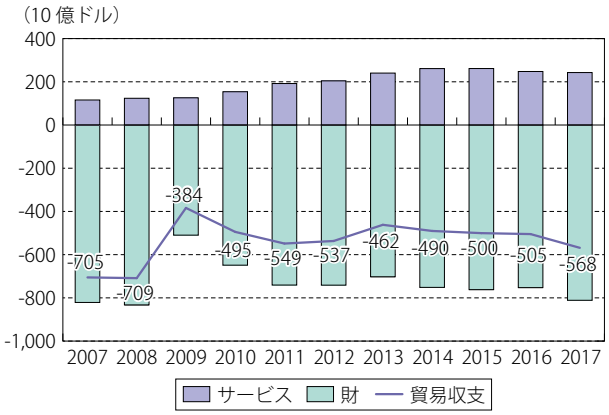

備考：国際収支ベース。
資料：米国商務省から作成。

輸出品目は一般機械、電気機器、鉱物性燃料、航空機等があり（第Ⅰ-2-1-7 表）、このうち輸出拡大には、原油等の産業用素材（+664 億ドル）、一般機械・航空機等の資本財（+132 億ドル）が貢献。輸入品目については、電気機器、一般機械、自動車、鉱物性燃料、医療用品等があり（第Ⅰ-2-1-8 表）、輸入拡大には、原油等の産業用素材（+643 億ドル）、コンピュータ等の資本財（+507 億ドル）が貢献している[27]。原油等の輸出入拡大には、シェール革命による産油量増加のほか、油価上昇の影響が考えられる。

財の貿易について、米国が貿易黒字となった相手国は、香港、オランダ、UAE、ベルギー、豪州などである（第Ⅰ-2-1-9 表）。1 位の香港に対しては、米国は電気機器、一般機械に加え、肉類や果物等の農畜産物を多く輸出している。一方、米国が貿易赤字となった相手国は、中国、メキシコ、日本、ドイツ、ベトナムなどである（第Ⅰ-2-1-10 表）。米国の貿易赤字の約半分を占める対中赤字は、過去最大に膨らんでいる他、対メキシコへの赤字も拡大した。対日赤字はほぼ横ばいとなっている。

（4）直接投資

日本企業をはじめとする外国企業からの直接投資や、投資を通じた雇用創出はトランプ政権から重視されている。2018 年 1 月 30 日に行われた一般教書演説においてトランプ大統領はトヨタ自動車及びマツダによる新工場建設の投資案件に言及しつつ、海外からの対米直接投資が活発であり、米国各地に工場ができ雇用が創出されることに対する期待を述べている。

第Ⅰ-2-1-7 表　米国の主要輸出品目

輸出	2016	2017		
	10 億ドル	10 億ドル	構成比（%）	伸び率（%）
一般機械	191	202	13.0	5.8
電気機器等	167	174	11.3	4.3
鉱物性燃料等	94	138	8.9	47.3
航空機等	135	131	8.5	-2.7
自動車等	125	130	8.4	4.4
光学機器等	82	84	5.4	1.9
プラスチック等	59	62	4.0	4.9
宝飾品	58	60	3.9	4.6
医療用品	47	45	2.9	-4.1
有機化学品	34	36	2.3	6.6
世界計	1,451	1,547	100	6.6

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米国商務省、Global Trade Atlas から作成。

第Ⅰ-2-1-8 表　米国の主要輸入品目

輸入	2016	2017		
	10 億ドル	10 億ドル	構成比（%）	伸び率（%）
電気機器等	331	351	15.0	6.2
一般機械	309	342	14.6	10.6
自動車等	281	290	12.4	3.3
鉱物性燃料等	154	195	8.3	26.7
医療用品	92	96	4.1	4.2
光学機器等	80	85	3.6	6.7
家具	59	63	2.7	6.1
宝飾品	66	59	2.5	-10.9
プラスチック	48	52	2.2	8.9
有機化学品	49	45	1.9	-7.6
世界計	2,188	2,343	100	7.1

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米国商務省、Global Trade Atlas から作成。

第Ⅰ-2-1-9 表
2017 年の米国の貿易黒字上位 10 か国

2017 年の米国の貿易黒字上位 10 か国（単位：10 億ドル）			
国　名	輸　出	輸　入	貿易収支
香港	40.0	7.6	32.5
オランダ	42.2	17.7	24.5
UAE	20.0	4.3	15.7
ベルギー	29.9	15.1	14.8
豪州	24.6	10.1	14.6
シンガポール	29.8	19.4	10.4
ブラジル	37.1	29.4	7.7
パナマ	6.4	0.4	6.0
アルゼンチン	9.5	4.8	4.7
英国	56.3	53.1	3.3
世界計	1,546.7	2,342.9	-796.2

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米国商務省、Global Trade Atlas から作成。

27　米商務省「U.S. International Trade In Goods and Services December 2017」,（https://www.bea.gov/newsreleases/international/trade/2018/trad1217.htm）.

第Ⅰ-2-1-10表
2017年の米国の貿易赤字上位10か国

2017年の米国の貿易赤字上位10か国（単位：10億ドル）			
国　名	輸　出	輸　入	貿易収支
中国	130.4	505.6	-375.2
メキシコ	243.0	314.0	-71.1
日本	67.7	136.5	-68.8
ドイツ	53.5	117.7	-64.3
ベトナム	8.2	46.5	-38.3
アイルランド	10.7	48.8	-38.1
イタリア	18.3	50.0	-31.6
マレーシア	12.8	37.4	-24.6
インド	25.7	48.6	-22.9
韓国	48.3	71.2	-22.9
世界計	1,546.7	2,342.9	-796.2

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米国商務省、Global Trade Atlasから作成。

日本との関係では、2018年4月の日米首脳会談に先立ち公表された米政府の日米関係強化に向けたファクトシート[28]で、経済について、米国における日系企業の雇用者数や直接投資額、代表的な投資案件が言及されている。

米国への直接投資残高は近年一貫して増加しており、2016年末には3兆7,254億ドルとなった。2007年末と比較すると1.9倍の規模である。国別では、2016年には、イギリスからの投資残高に続いて、日本からの投資残高が2位となった。2008年の世界経済危機以降、多くの国の対米投資残高が減少したのに対し、日本からの対米投資残高は一貫して増加し続けている。業種別の内訳では、製造が4割を占め、次いで金融（19%）、卸売（10%）、専門（5%）、情報（5%）、不動産（2%）、小売（2%）となった（第Ⅰ-2-1-11図、第Ⅰ-2-1-13図）。

直接投資残高の増加と併せ、在米日系企業の活動も活発化している。2015年時点において、米国における外国企業関連会社による直接雇用者数は、親会社の地域別では、日系企業によるものが86万人と英国に次ぐ第2位であり、このうち製造業は40万人と第1位である[29]。

また、日系企業による米国からの輸出額は一貫して増加しており、2015年時点で757.1億ドルと第1位である。同時に、対第三国のものも含め、売上高に占める輸出の割合も増加しており、在米日系企業がグローバルなサプライチェーンにより統合されつつあることが伺える。

米国企業の海外での活動も活発である。2016年の米国からの対外直接投資残高は、5兆3,322億ドルとなり、2007年と比較すると1.8倍の規模である。地域別の内訳では、欧州への投資が6割を占め、次いで中南米等（16%）、アジア太平洋（日中除く、12%）、カナダ（7%）、日本（2%）、中国（1.7%）、アフリカ（1%）、中東（0.9%）となった。業種別の内訳では、持株会社が5割を占め、次いで金融（15%）、製造（13%）、卸売（5%）、鉱業（4%）、情報（4%）、専門（2%）となった（第Ⅰ-2-1-12図、第Ⅰ-2-1-14図）。

第Ⅰ-2-1-11図　対内直接投資（地域別、残高）

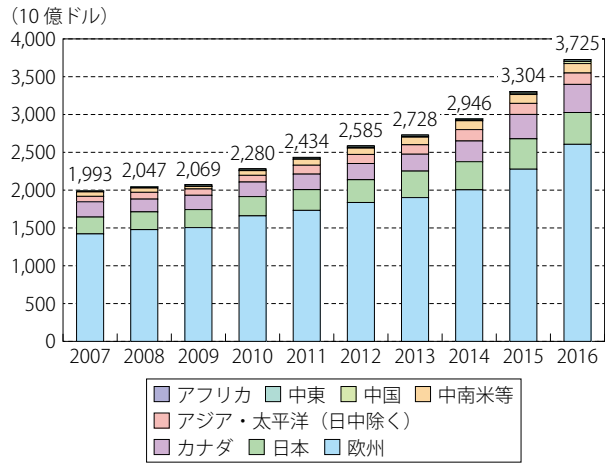

備考：中南米等には、その他西半球（バハマ、バミューダ、キュラソー、英国領の諸島、カリブ諸島、その他）を含む。
資料：米国商務省から作成。

第Ⅰ-2-1-12図　対外直接投資（地域別、残高）

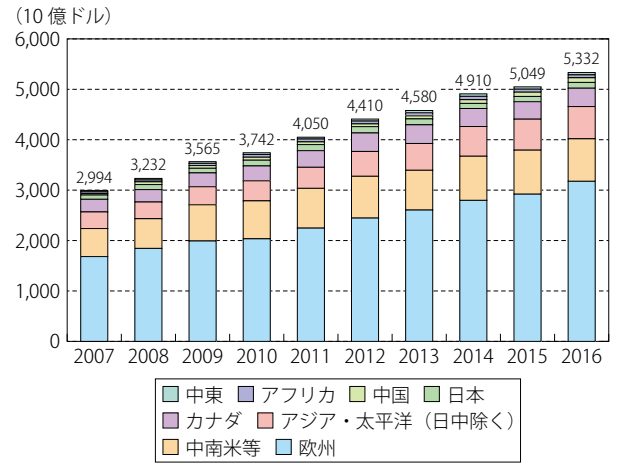

備考：中南米等には、その他西半球（バハマ、バミューダ、キュラソー、英国領の諸島、カリブ諸島、その他）を含む。
資料：米国商務省から作成。

28　https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trump-prime-minister-shinzo-abe-working-together-strengthen-u-s-japan-alliance/
29　Activities of U.S. Affiliates of Foreign Multinational Enterprises: Preliminary 2015 Statistics, Department of Commerce

第Ⅰ-2-1-13図　対内直接投資（業種別、残高）

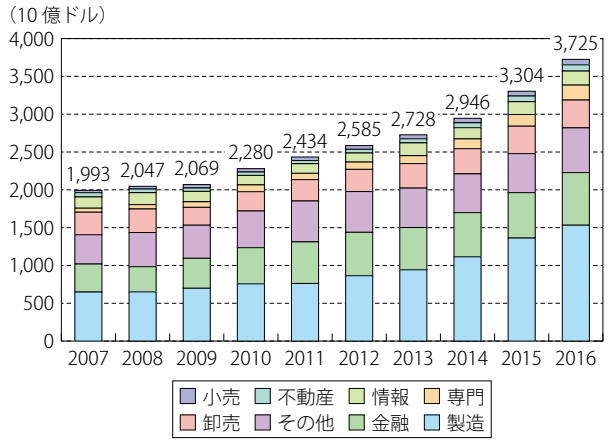

資料：米国商務省から作成。

第Ⅰ-2-1-14図　対外直接投資（業種別、残高）

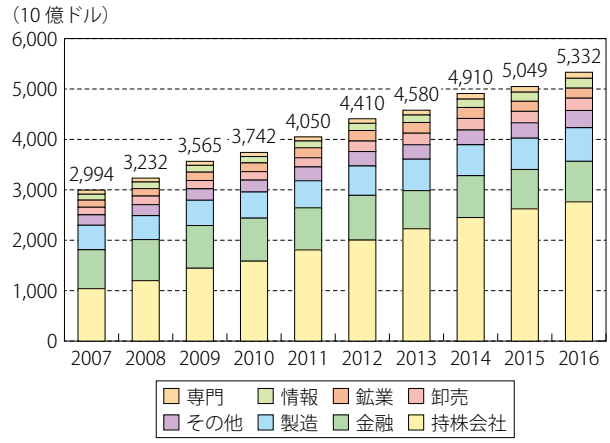

資料：米国商務省から作成。

（5）米国税制改革

トランプ政権の公約の一つである税制改革法案（Tax Cuts and Jobs Act）が2017年12月22日に成立した。これにより、連邦法人税率は35％から21％に引き下げられ、地方法人税を含めた実効税率は40.75％から27.98％[30]となった。税制改革前の米国の実効税率は、他の先進国と比べても高い水準にあったが、税制改革後はフランス、ドイツ、日本を下回る水準となる（第Ⅰ-2-1-15図）。また、設備投資については5年間の時限措置で、特定の有形固定資産の即時償却が可能となる[31]。注目されていた試験開発研究費（R&D）控除は従来どおり存続した。一方で、改正前は一定の関連者等からの過大借入に係る支払利子を損金不算入としていたが、関連者等だけでなく全ての取引に関して、調整後課税所得の30％を超える部分について損金不算入と変更された他、国内製造活動特別控除が廃止されるなど、増収措置がとられる部分もある。

個人所得税については、7段階は維持されたものの税率及び区分は変更となり、最高税率は引き下げられた。新たな税率は10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%となった。一人当たりの4,050ドルの人的控除は廃止された一方、標準控除（standard deduction）については、現行の約2倍（単身者で12,000ドル、夫婦合算申告で24,000ドル）となった。

国際課税の分野においては、全世界所得課税[32]から、領域主義課税（源泉地国課税）に原則移行となった。全世界所得課税では、海外にある子会社が得た所得が米国内の親会社に配当として還流する時点で課税が行われていたため、外国税額控除[33]は適用できるものの、米国の高い水準の税率が適用されることになる。そのため、米国企業の子会社の多くは、米国親会社への配当を避けていたとされる。移行措置として、1986年以降に国外で稼得・蓄積された資産に対し、1度限りで、現金性資産に対しては15.5%、それ以外の資産に対しては8%の課税を行うこととされた。また、税源浸食防止規定（BEAT課税）[34]や、被支配外国法人（CFC）の定義拡大[35]、グローバル無形資産低課税

第Ⅰ-2-1-15図　法人実効税率の国際比較

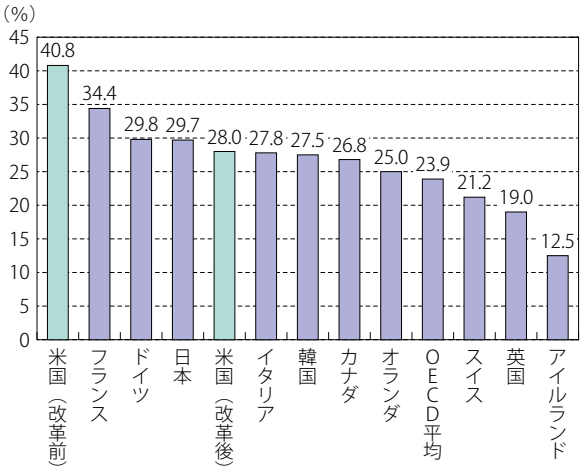

備考：地方税を含む2018年の各国税率と税制改革前の米国の税率を比較。
　　米国の税率は日本の財務省の試算値（地方税はカリフォルニア州）。
資料：OECD、財務省。

30　財務省による試算。地方法人税はカリフォルニア州。
31　2017年9月28日以降2022年12月31日までに取得・使用開始された有形固定資産が対象。建物や無形資産を除く有形動産が中心となる。2023年以降は段階的に削減。
32　法人の所得の源泉が国内であっても国外であっても全て米国による課税対象とする方式。
33　二重課税を排除するため、米国内で納付すべき税額から米国外で納付した税額を控除する外国税額控除制度が設けられている。

所得（GILTI）[36]への課税などの変更も加えられた。

米国における過去の主な税制改革について、GDPに対する歳入への影響額を示したのが第Ⅰ-2-1-16図である。過去、最も影響が大きかったとされるのは、レーガン政権時の税制改革であるが、トランプ政権における税制改革はそれに次ぐ規模であり、2018年度は1,357億ドル、2019年度は2,800億ドルの減税が見込まれる（第Ⅰ-2-1-17図）[37]。

税制改革による今後10年間のGDPへの影響について、各種試算結果は0%～0.29%の間となっており、影響は限定的との見方が多数を占める（第Ⅰ-2-1-18図）[38]。Tax Policy Centerは、個人所得税の減税による需要喚起効果、今後5年間の企業による新規の投資について即時控除が選択できることが短期的な投資需要を増加させる効果、税引後賃金率の増加が低所得の配偶者が労働時間を延ばすインセンティブとなって労働供給を増やす効果、法人減税により貯蓄や海外からの資本流入及び国内外からの投資が増大することによる効果を経済成長の要因として挙げている。しかし、特に個人所得税については、主に恩恵を受けるのが低所得者層よりも消費性向が低い高所得者層であるため、経済効果は少なくなると見積もっている。また、企業部門についても、法人減税や設備投資の即時償却が時限措置として認められることによる投資促進効果等が一定期間持続することを見込みつつも、完全雇用状態にある現状に鑑みれば、需要の底上げの効果は小さくなると推測している。

また、Tax Foundationによれば、法人税率の低下により、資本コストが低下し、経済規模の拡大とそれに伴う賃金の上昇が期待されるとしている。税制改革により、今後10年間で歳入が約1.5兆ドル減る[39]も

第Ⅰ-2-1-17図　減税額

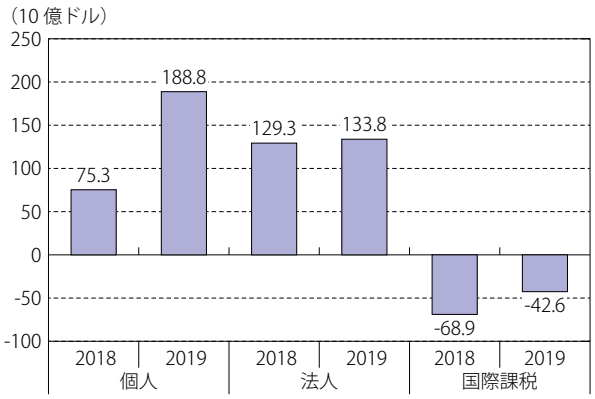

資料：Joint Committee on Taxationから作成。

第Ⅰ-2-1-16図　減税規模の比較

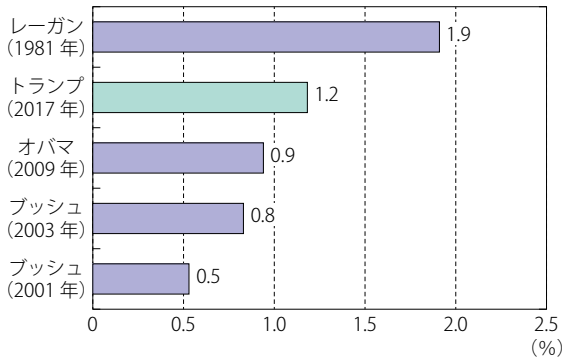

備考：当初2年間の影響の平均値。カッコ内は成立年。トランプ政権による減税規模（対GDP比）はJoint Committee on Taxation（JCT）による歳入への影響額と議会予算局（CBO）の潜在GDPから算出。その他の数値は米財務省より抜粋。
資料：米財務省、JCT、CBOから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-18図　税制改革がGDPに与える影響

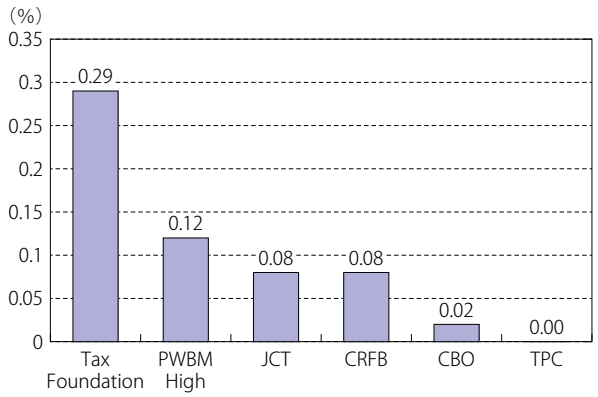

備考：10年間の影響。
資料：PWBM：Penn Wharton Budget Model, JCT：Joint Committee on Taxation, CRFB：Committee for a Responsible Federal Budget, CBO：Congressional Budget Officeから作成。

34　BEAT課税（Base Erosion and Anti Abuse Tax）は、米国外関連者（※）への保険料、資産取得対価等の支払いのうち、米国法人が損金算入している部分（Base Erosion Tax Benefit）を加算したものに原則10%（2019年から2025年の適用税率）を乗じた金額が、通常の方法で計算した法人税額を超過した分を課税。（※①法人の25%以上の持分を有する株主（25%株主）、②25%株主と50%超の持分関係でつながる関連者、③当該法人と50%超の持分関係でつながる関連者等。）
35　CFC（Controlled Foreign Company）については、従来、外国親会社に保有されている米国子会社と直接の資本関係がある第三国の兄弟会社を米国子会社のCFCとしてきたが、今回の改正で、米国子会社が第三国の兄弟会社に直接出資していない場合にもCFCとみなされることとなった。
36　GILTI（Global Intangible Low-taxed Income）への課税は、CFCが保有する有形償却資産に10%を乗じてみなし通常所得を算定し、それを上回る所得をGILTIとして米国株主側で合算課税するもの。
37　Joint Committee on Taxation公表資料（2017年12月18日付）（https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5053）
38　Committee for a Responsible Federal Budgetウェブサイト（2018年1月5日付記事）（http://www.crfb.org/blogs/resources-tax-reform）
39　Tax Foundationは静的見通し（static projection）と動的見通し（dynamic projection）を算出しており、前者の場合は10年間で1.5兆ドルの歳入減、後者の場合は4,480億ドルの歳入減としている。

のの、10年間でGDP成長率を2.86％（1年あたり平均0.29％）押し上げる効果があるため、金額にして5兆ドルの経済効果があり、減収分を充分取り戻せるとしている。このようにTax Foundationは減税による労働供給や投資の拡大といったサプライサイド効果を強調している[40]。

2. 通商政策動向

（1）トランプ政権の通商戦略

米国通商代表部（以下、USTR）は、2018年2月28日に「2018年通商政策課題」[41]を公表した。「2018年通商政策課題」は、①国家安全保障を支える通商政策、②米国経済の強化、③全ての米国人にとって役立つ通商協定の交渉、④米国通商法のアグレッシブな執行、⑤多国間通商システムの改革の5つを柱として掲げている。

第1の柱では、米国の主権を守り、米国民が同意できない義務を押し付けられないようにするべきであると述べられている。また、中国やロシアなどの挑戦的な政策が、安全保障の領域を超えて通商政策面でも影響を及ぼしているとある。特に中国に関しては、WTO加盟以降も十分な市場経済化が進んでいないことを問題視しており、中国やその他の国が公正な経済競争を阻む政策を取る場合には、トランプ大統領のリーダーシップの下、あらゆる措置を用いて米国の国益を守るために対抗するとしている。

第2の柱では、昨年12月に成立した税制改革法によって、法人税率は35％から21％に引き下げられ、主要な貿易相手国と対等な関係で競争できるようになったとしている。また、米国企業や国民に課せられている制度上の負担を軽減していく（規制見直し・撤廃）とした[42]。

第3の柱では、北米自由貿易協定（以下、NAFTA）や米韓自由貿易協定（KORUS）の再交渉や、EU離脱後の英国との貿易・投資に関する協定交渉の可能性、環太平洋経済連携協定（TPP）加盟国との交渉の可能性について言及している。TPPについては、加盟している11カ国の中で最大の経済規模を誇る我が国との貿易関係の改善に積極的に取り組むとしており、二国間又はTPP加盟国全体との交渉の可能性を模索していくとされた。

第4の柱では、既存の国際的な貿易協定に則った公正な競争環境が確保されるよう、米国の通商法や国際的な執行措置をアグレッシブに活用していくと述べている。具体的には、通商法301条に基づく中国の技術移転、知的財産、技術革新に関する政策や措置に関するUSTRによる調査、通商法201条に基づく大型家庭用洗濯機や太陽電池の輸入等に対するセーフガード措置、1962年通商拡大法232条に基づく国家安全保障上の理由による鉄鋼やアルミニウムの輸入に対する輸入制限、アンチダンピング税（以下AD）や相殺関税（CVD）の発動を含むWTO協定に基づく貿易救済措置の発動や紛争解決手続の活用[43]などを挙げている。

第5の柱では、米国がより良い多国間の通商枠組みの構築に寄与すべく、WTOにおいても積極的に活動していく方針であることを示している。一方で、WTOの過去20年の活動をみると、紛争解決手続や、現代の世界経済における重要な論点に関する合意形成で必ずしも十分な機能を果たしていないと指摘し、ドーハ開発ラウンド以降停滞している加盟国間の交渉について、現状に即した議論を行うべきだと主張している。また、開発問題についても、ブラジル、中国、インド、南アフリカ等の発展度合いの高い新興国と後発開発途上国との経済格差が広がる中で、WTOの枠組みにおいて、途上国が一律に「特別かつ異なる待遇」を受けられることに対しては疑問を呈している。米国は、こうしたWTOの改革に積極的に取り組むとともに、デジタル貿易など新たな課題についても適切な

40　トランプは、税制の簡素化と税率の引き下げにより生産力、供給力の強化を図ることの重要性を強調。税制改革により、消費活動の活発化、貯蓄の促進、投資の拡大、労働力供給の増加が進み、経済成長を最大化できるとしている。（「Tax Reform that will make America great again」等より。）

41　修正1974年通商法により、毎年3月1日までに議会に提出することが求められているものであり、同時に2017年の年次報告書も公表されている。

42　2017年版においては、①通商政策において米国の国家主権を維持すること、②米国の通商法の厳格（strictly）な執行、③海外市場の開放のための手段を講じること、④新しく、より良い通商交渉を行うことの4本柱を掲げており、2018年版の第2の柱は新たに追加された内容。

43　米国はWTOの紛争解決手続きの活用について、中国政府による市場歪曲的措置、米国のAD及びCVD措置の運用がWTO協定に違反しているとするカナダからの訴え、インドネシアの輸入ライセンス制度、ボーイングへの補助金を巡る欧州との紛争の事例などを例に挙げている。

ルール形成を促していきたいとしている。

(2) NAFTA 再交渉

本節では、トランプ政権による米国通商政策の主要な変更事項である NAFTA 再交渉について、企業のグローバルバリューチェーンに与える影響を含めて分析する。

① NAFTA 概要

1994 年 1 月に発効した NAFTA は、アメリカ、カナダ、メキシコが加盟する自由貿易協定であり、1989 年に発効した米加自由貿易協定（CUSFTA：Canada-United States Free Trade Agreement）を吸収する形で発足した。

発効から 20 年以上が経ち、2017 年の域内における貿易量は 1993 年の 3.8 倍にも増加している（第 I-2-1-19 表）。域内の人口は約 5 億人、GDP は 20 兆円、3 か国の世界との貿易量は 5 兆ドルを超える巨大な市場である（2016 年）（第 I-2-1-20 表）。

米国の国別貿易額（第 I-2-1-21 表）をみると、カナダとメキシコがそれぞれ 2 位と 3 位に入っており、貿易収支はどちらも米国の赤字である。特にメキシコに対しては 711 億ドルの赤字を抱えており、その赤字額は、中国に次いで 2 番目に大きな金額である。

米国の NAFTA 域内における貿易品目（第 I-2-1-22 表）をみると、米国からカナダへの輸出は、自動車及び部品、一般機械、電気機器が上位となっている。一方、米国によるカナダからの輸入は、鉱物性燃料、自動車及び部品、一般機械が上位となっている。米国からメキシコへの輸出については、一般機械、電気機器、鉱物性燃料が上位となっている。一方、米国によるメキシコからの輸入については、自動車及び部品、電気機器、一般機械が上位となっている。このように、NAFTA 域内の貿易においては、自動車及び部品の占める割合が非常に高い。

第 I-2-1-19 表　NAFTA 3 か国間の物品貿易

	1993 年	2017 年	2017 年/1993 年
	（10 億ドル）		（倍）
NAFTA 3 カ国の輸入	296.2	1,120.1	3.8
米国の輸入			4.1
カナダ	110.9	300.0	2.7
メキシコ	39.9	314.0	7.9
カナダの輸入			2.9
米国	100.2	285.5	2.8
メキシコ	2.9	16.4	5.6
メキシコの輸入			4.8
米国	41.6	194.4	4.7
カナダ	0.6	9.8	16.3

資料：米商務省、加統計局、IMF、Global Trade Atlas から作成。

② NAFTA の恩恵

NAFTA の発効によるマクロ経済への影響については、様々な分析が存在するが、USITC の報告書によれば、米国の年間失業率を 4.4%押し下げ、0.3%の雇用創出効果があったとの分析結果を示している[44]。

第 I-2-1-20 表　NAFTA の人口、GDP、貿易額

2016 年	人　口	GDP		財貿易額
	（億人）	（10 億ドル）	対世界（%）	（10 億ドル）
NAFTA	4.9	19,926	25.8%	5,252
TPP11	5.0	11,902	15.4%	4,775
日 EU	6.4	24,272	31.4%	11,630
ASEAN	6.4	2,648	3.4%	2,218

資料：世界銀行、UNComtrade、JETRO から作成。

第 I-2-1-21 表　米国の国別貿易額（2017 年）

（10 億ドル）	輸　出	輸　入	貿易額	貿易収支	不均衡順位
1　中国	130.4	505.6	636.0	-375.2	1
2　カナダ	282.5	300.0	582.4	-17.5	12
3　メキシコ	243.0	314.0	557.0	-71.1	2
4　日本	67.7	136.5	204.2	-68.8	3
5　ドイツ	53.5	117.7	171.2	-64.3	4
6　韓国	48.3	71.2	119.4	-22.9	10
7　英国	56.3	53.1	109.4	3.3	235
8　フランス	33.6	48.9	82.5	-15.3	14
9　インド	25.7	48.6	74.3	-22.9	9
10　イタリア	18.3	50.0	68.3	-31.6	7
11　台湾	25.8	42.5	68.2	-16.7	13
12　ブラジル	37.1	29.4	66.5	7.7	238
13　オランダ	42.2	17.7	60.0	24.5	243
14　アイルランド	10.7	48.8	59.6	-38.1	6
15　スイス	21.7	36.0	57.7	-14.3	15
16　ベトナム	8.2	46.5	54.6	-38.3	5
17　マレーシア	12.8	37.4	50.2	-24.6	8
18　シンガポール	29.8	19.4	49.2	10.4	239
19　香港	40.0	7.6	47.6	32.5	244
20　ベルギー	29.9	15.1	45.0	14.8	241
上位 20ヶ国	1,217.4	1,946.1	3,163.5	-728.7	
貿易総額	1,546.7	2,342.9	3,889.6	-796.2	

資料：Global Trade Atlas から作成。

44　USITC（2016）。

第Ⅰ-2-1-22表　米国のNAFTA域内貿易品目

米加輸出入品目（2017年、億ドル）					米墨輸出入品目（2017年、億ドル）				
#	輸　出		輸　入		#	輸　出		輸　入	
1	自動車及び部品	514	鉱物性燃料	733	1	一般機械	429	自動車及び部品	836
2	一般機械	422	自動車及び部品	559	2	電気機器	413	電気機器	619
3	電気機器	252	一般機械	214	3	鉱物性燃料	261	一般機械	540
4	鉱物性燃料	190	プラスチック	109	4	自動車及び部品	211	精密機器	140
5	プラスチック	131	木材	104	5	プラスチック	166	鉱物性燃料	111
6	精密機器	84	アルミニウム	84	6	精密機器	70	家具	108
7	航空機及び部品	83	電気機器	76	7	有機化学品	55	果物、ナッツ	70
8	鉄鋼製品	61	紙及び製紙用パルプ	58	8	鉄鋼製品	52	野菜	60
9	家具	50	航空機及び部品	53	9	鉄鋼	46	宝石、貴金属	53
10	紙及び製紙用パルプ	49	鉄鋼	52	10	紙及び製紙パルプ	40	プラスチック	51

資料：Global Trade Atlasから作成。

関税及び非関税障壁の撤廃はNAFTA域内の貿易拡大に寄与した。NAFTAの発効後、ほとんどの品目にかかる関税は即時撤廃又は5年から15年かけて順次撤廃され、2008年1月1日までに譲許表に記載の全ての関税と数量制限が撤廃された[45]。また、非関税障壁のほとんども撤廃されている。NAFTAの発効後、2017年までにメキシコから米国への輸出は約8倍にも膨らんだことから、主にNAFTAはメキシコにとってメリットのあるものと考えられがちであるが、税率改善の観点では米国にも大いに有利であったことにも留意すべきである。1993年時点で先進国である米国の税率は元々メキシコに比べて相対的に低かったからである。1993年のメキシコから米国への輸出関税は平均2.07%だった上、特恵関税制度（GSP）によってメキシコから米国への輸出の5割以上が免税となっていた。一方で、1993年の米国からメキシコへの輸入関税は10%であった[46]。以下に品目別に詳しく見ていきたい。

第Ⅰ-2-1-23表～第Ⅰ-2-1-26表は輸入額の観点から、NAFTAによる関税削減効果が大きな品目を並べたものである。NAFTA3か国間の貿易において、その貿易額の多さから、関税撤廃の影響が大きかったのは、自動車産業である。メキシコから米国の輸出品目の上位品目に乗用車や貨物自動車、自動車用の部品などが並んでいる一方、米国からメキシコへの輸出品目においても、自動車用の部品やエンジン、ハンドル、ステアリングなど自動車関連製品が目立つ。さらにカナダと米国の関係においても、その輸出入品目に乗用車や自動車用の部品等が含まれており、3か国間の貿易においていかに自動車産業が重要な地位を占めているかがわかる。また、米国がカナダとメキシコから輸入している品目の中で、石油が上位品目として挙げられる。一方、米国がメキシコやカナダに輸出している品目に着目すると、軽質油及び調整品、プラスチック製品、その他の石油製品などがあり、石油関連産業もNAFTAによる恩恵を大きく受けていることが伺える。米国石油協会（API）は、米国がカナダやメキシコから輸入した原油は、米国内へのエネルギーの安定供給に欠かせないだけでなく、一部は精製・加工されてメキシコ等に再輸出されており、3か国全てにとっての利益であるとしてNAFTAの維持の必要性を訴えている[47]。

また、農業や繊維産業もNAFTAによる関税撤廃により裨益している。米国からカナダ、メキシコへの農産品の輸出額（2017年）は中国に次いでそれぞれ、第1位、第3位であり、NAFTA発効以降大きく拡大している（第Ⅰ-2-1-27図）。また、両国からの輸入額はメキシコが第1位、カナダが第2位となっており、輸出入両面においてお互いに欠かせない存在となっている（第Ⅰ-2-1-28図）。MFN税率（2016年）で比較すると、特に米国からメキシコに対する農産品輸出について、関税撤廃の効果が大きい。メキシコから米国、あるいはカナダから米国への農産品輸出にかかるMFN税率は平均して約1～4%である一方、米

45　USTR（2018）。カナダは乳製品、家禽類、卵に対する関税を維持しており、米国もカナダからの乳製品、砂糖、ピーナッツの輸入に対する関税を維持している。一方で、米墨間の貿易は完全に無税となった。
46　議会調査局（2017）。
47　API（2017）。APIはNAFTA維持の必要性について、①雇用、②消費者への恩恵、③エネルギー安全保障の強化、④市場開放の4つを挙げている。

第Ⅰ-2-1-23表
MFN税率とNAFTA税率（メキシコから米国への輸出）

品　目	輸入額(2016年) 単位：百万ドル	MFN税率	NAFTA 税率
乗用車（1,500cc-3,000cc）	18,042	2.5%	0%
貨物自動車（5トン以下）	15,455	25.0%	0%
液晶モニター	8,729	0~3.9%	0%
石油	7,780	5.25~10.5cent/バレル	0%
配線セット（車両、航空機、船舶用）	7,079	5.0%	0%
自動車用の部品（車体用）	5,041	0~2.5%	0%
道路走行用トラクター	4,778	4.0%	0%
電気制御用の配電盤	4,121	2~2.7%	0%
乗用車（1,000cc-1,500cc）	3,624	2.5%	0%
自動車用エンジン	3,310	0~2.5%	0%

資料：Deloitte「Trade Compass」から引用。

第Ⅰ-2-1-24表
MFN税率とNAFTA税率（米国からメキシコへの輸出）

品　目	輸入額(2016年) 単位：百万ドル	MFN税率	NAFTA 税率
軽質油及び調整品	10,046	0~4%	0%
自動車用の部品（車体用）	2,903	0~5%	0%
プラスチック製品	2,288	0~15%	0%
自動車用エンジン	1,804	0~5%	0%
トラクター用の部品	1,805	0~5%	0%
医療用の電気機器	1,272	0~10%	0%
ハンドル、ステアリング	1,229	0~5%	0%
絶縁ケーブル	1,222	5.0%	0%
駆動軸	1,204	0~5%	0%
ブレーキ及びその部品	981	5.0%	0%

資料：Deloitte「Trade Compass」から引用。

第Ⅰ-2-1-25表
MFN税率とNAFTA税率（カナダから米国への輸出）

品　目	輸入額(2016年) 単位：百万ドル	MFN税率	NAFTA 税率
石油	38,937	5.25~10.5cent/バレル	0%
乗用車（3,000cc超）	21,953	2.5%	0%
乗用車（1,500cc-3,000cc）	21,587	2.5%	0%
軽質油及び調整品	3,837	10.5~52.5cents/bbl	0%
その他の石油製品	3,565	1.3~84cents/bbl 5~7%	0%
自動車用の部品（車体用）	3,507	0~2.5%	0%
アルミニウム	2,344	0~2.6%	0%
自動車用の部品（その他）	2,049	0~2.5%	0%
アルミニウム合金	1,973	0~2.6%	0%
エチレン	1,776	0~6.5%	0%

資料：Deloitte「Trade Compass」から引用。

国からメキシコへの輸出にかかるMFN税率は約5~18%である（第Ⅰ-2-1-29表）。米国はメキシコに対して、とうもろこし、大豆、小麦などを輸出しており、その恩恵を大いに受けている。

第Ⅰ-2-1-26表
MFN税率とNAFTA税率（米国からカナダへの輸出）

品　目	輸入額(2016年) 単位：百万ドル	MFN税率	NAFTA 税率
貨物自動車（5トン以下）	7,276	6.1%	0%
乗用車（3,000cc超）	7,275	6.1%	0%
乗用車（1,500cc-3,000cc）	5,544	6.1%	0%
軽質油及び調整品	4,931	0~5%	0%
自動車用の部品（車体用）	4,627	0~8.5%	0%
その他の石油製品	2,667	0~5%	0%
自動車用の部品（その他）	2,363	0~6%	0%
ギアボックス	1,931	0~6%	0%
セミトレーラー用の道路走行用トラクター	1,239	6.1%	0%
ブレーキ及び部品	1,163	0~6%	0%

資料：Deloitte「Trade Compass」から引用。

第Ⅰ-2-1-27図　米国の農産品輸出額推移

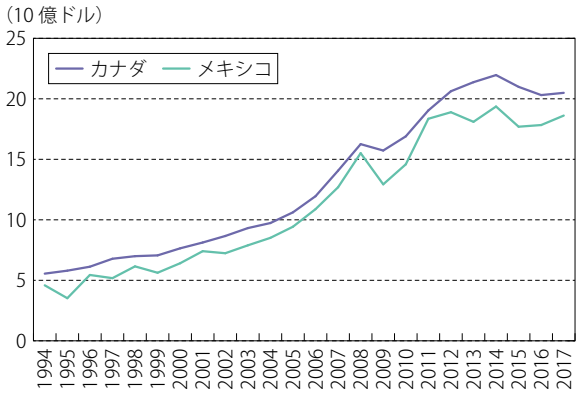

資料：米農務省から作成。

第Ⅰ-2-1-28図　米国の農産品輸入額推移

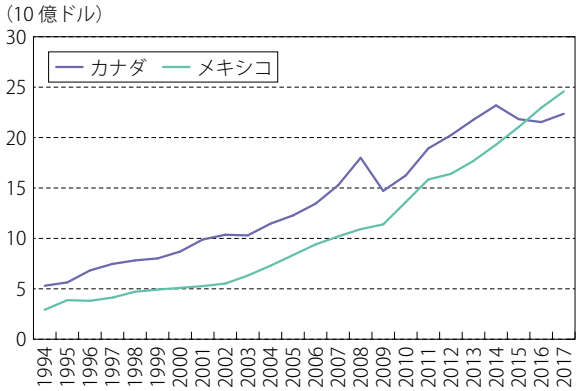

資料：米農務省から作成。

また、繊維産業については、MFN税率の水準が各国ともに約10~15%前後と比較的高いため、3か国がお互いに関税撤廃による利益を受けていることがわかる（第Ⅰ-2-1-30表）。特に米メキシコ間においては、米国からメキシコへの輸出が40億ドル、メキシコから米国への輸出が52億ドルと金額規模が大きい（2016年）。

第Ⅰ-2-1-29表　MFN税率とNAFTA税率（農産品）

農産品

輸出国→輸入国	輸入総額（百万ドル）	MFN税率	NAFTA税率
米→墨	7,552	5.31～17.89%	ごく少数を除き0%
米→加	5,682	0.45～1.63%	0%
墨→米	13,126	1.63～3.6%	0%
加→米	4,966	0.62～1.59%	0%

資料：UN Comtrade, Deloitte「Trade Compass」から作成。

第Ⅰ-2-1-30表　MFN税率とNAFTA税率（繊維）

繊維

輸出国→輸入国	輸入総額（百万ドル）	MFN税率	NAFTA税率
米→墨	4,005	9～10.1%	0%
米→加	2,159	5.32～7.46%	0%
墨→米	5,208	5.31～15.72%	0%
加→米	1,894	5.72%～11.12%	0%

資料：UN Comtrade, Deloitte「Trade Compass」から作成。

③ NAFTA再交渉の経緯

トランプ政権は、米国がメキシコやカナダに対して抱える貿易赤字や、米国とメキシコとの間の賃金格差により米国の雇用がメキシコに奪われた可能性を指摘し、NAFTAの現代化と公正な貿易の実現[48]を目指している。

2017年5月18日にNAFTAの再交渉を行う意思を議会に通知し、7月17日に22項目からなる「NAFTA再交渉の目的」を公表した[49]（第Ⅰ-2-1-31表）。8月16日にはワシントンDCにおいて第1回交渉会合が開催され、2018年3月末までに計7回の交渉会合が開催された。4月以降は公式会合ではなく分野ごとの実務者協議や閣僚級会合が行われている。

本交渉において焦点となっているのは、自動車・同部品にかかる原産地規則の見直し、貿易救済措置の見直し、サンセット条項の導入等である。これらの項目の改正の概要と想定される影響について、下記に述べていきたい。

第Ⅰ-2-1-31表　NAFTA再交渉の目的

財貿易	衛生と植物検疫のための措置	税関・貿易円滑化・原産地規則
貿易の技術的障害	好ましい規制慣行	サービス貿易
電子商取引・越境データフロー	投資	知的財産権
医薬品・医療機器に係る手続きの公正性	国有企業	競争政策
労働基準	環境基準	腐敗防止
貿易救済措置	政府調達	中小企業
エネルギー	紛争解決	一般規定
為替		

④ NAFTA再交渉の論点

（a）自動車・同部品にかかる原産地規則の見直し

まず、自動車及び同部品にかかる原産地規則の見直しについてである。米国は2017年7月に公表した「NAFTA再交渉開始に向けた交渉目標等の概要」の中で、原産地規則に関して「米国及び北米からの産品や部品の調達が促進されるような制度の導入」と掲載しており、自動車のNAFTA域内の調達率を段階的に引き上げることなど、原産地規則を強化する内容を提案している[50]。また、NAFTAの完成車（大型バス・トラックを除く）における域内比率の算定においては、「トレーシングルール」と呼ばれる特別なルールが用いられているが、米国はこの対象品目に鉄鋼など全ての自動車部品を追加することを提案している[51]。しかし、米国政府の原産地規則提案に関しては、メキシコ、カナダ両政府及び米自動車・部品業界から激しい反対の声が上がっている[52]。

自動車メーカー各社はNAFTAを利用した米国への自動車販売を念頭に、カナダやメキシコへの生産拠点の移管を進めている。結果として、米国による自動

48　米国はNAFTA三カ国間が享受すべき利益をリバランス（rebalance）すべきとの表現を「NAFTA再交渉の目的」（後述）や「2018年通商政策課題」等で多用している。

49　2015年超党派議会貿易優先事項説明責任（2015年TPA法：Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015）では、少なくとも90日前に交渉開始の意思や交渉目的等について文書で通知する必要があり、また、30日前にはより詳細な交渉目的を公表する必要があった。なお、USTRが示した「NAFTA再交渉の目的」は22項目からなるが、実際の交渉分野は約30に上るとされている。

50　2018年4月半ばの各種報道によれば、米国調達比率を50%にすべきとの提案は取り下げられたとも伝えられている。

51　トレーシングルールの下では、定められた関税番号リスト（Annex403.1）に該当する品目（トレーシング対象品目）が域外から輸入されている場合にのみ、当該品目の輸入時点まで遡って「非原産材料価額」に含めることが求められる。Annex403.1に該当しない品目については、たとえ域外から輸入したとしても「非原産材料」扱いにはならない。さらに、使用する非原産材料・部品について関税番号（HSコード）での「桁数変更ルール」（4桁）を満たせば、生産される産品は原産品と認められる関税番号変更基準の廃止も米国の提案に含まれている模様。（通商弘報　2017年11月1日）

52　メキシコのグアハルド経済相とカナダのフリーランド外相は、国別の原産地規則を設けることは望んでいないとの立場。また、米自動車政策評議会のマット・ブラント会長は、「米国に特定した規則を設ければ、中小規模をはじめとする企業がNAFTAの恩恵を享受することがかなり難しくなる」との見解を表明した。（各種報道より）

第Ⅰ-2-1-32図
米国の自動車輸入（NAFTA域外と加墨からの輸入）推移

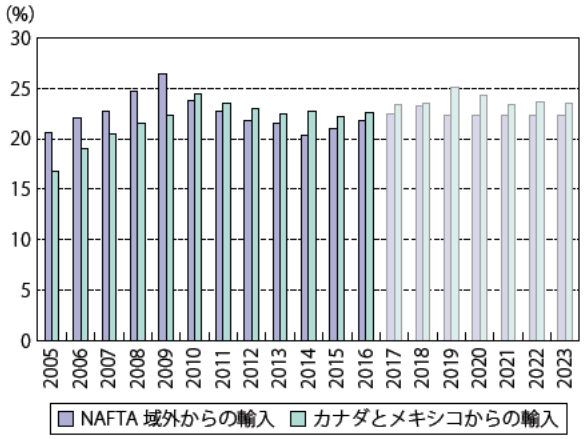

資料：IHS|Markit、Center for Automotive Researchから引用。

車輸入のうち、カナダとメキシコからの輸入はNAFTA域外からの輸入を2010年に上回っており、NAFTAにより無税の恩恵を受けられる限り、今後もその傾向を維持するものとみられる（第Ⅰ-2-1-32図）。原産地規則が変更されれば、サプライチェーンの見直しに伴う混乱と、MFN税率の適用を受ける企業が増えることによる米国の消費者へのコスト増が懸念される。民間試算によれば、NAFTAが破棄されれば、メキシコやカナダがNAFTA発効前のレベルに関税を戻すため、米自動車部品産業で5万人の雇用が失われるとした[53]。

仮に、企業がNAFTAを利用せず、WTO加盟国に適用するMFN税率で米国への輸出を実施する場合、乗用車には2.5%、トラック（ピックアップトラックやSUV等）には25%の関税が適用される。輸出車種の観点でみると、米系自動車メーカーによるメキシコから北米への自動車輸出のうち、大半がトラックの輸出（77.9%）で、日系（30.8%）を大きく上回っており、米系メーカーへの影響がより大きい。また、生産拠点の観点でみても、米系メーカーはメキシコを輸出拠点とするメリットを大いに活用しており、原産地規則の見直しによる悪影響は大きい。メキシコにおける自動車メーカーは、そのほとんど（82.2%）を国外への輸出に回しており、特に、生産に占める北米輸出の割合が非常に高い。米系メーカーにおいて、その傾向はより顕著であり、米系メーカーの北米輸出依存度（北米輸出／生産）は83.4%と、日系（55.5%）と比較して高い割合となっている。また、メキシコから北米向けの自動車輸出台数を米系メーカーと日系メーカーで比較すると、米系が約147万台（全体の56.4%）であり、日系の74万台（同28.4%）を大きく上回る。輸出全体に占める北米向け輸出の割合においても、米系は日系を大きく上回っており、米系は91.7%で日系は77.6%となった（第Ⅰ-2-1-33表）。

一方で、NAFTA域内の調達率の引き上げが実現すれば、米系メーカーよりも日系メーカーの方が現地調達率は低い傾向にある[54]ため、調達先の再検討やMFN税率による輸出、生産移転などより広範な見直しを迫られる可能性もある。

第Ⅰ-2-1-33表　メキシコの自動車輸出・生産台数

2017年	米系	FCA	フォード	GM	日系	ホンダ	マツダ	日産	トヨタ	全体
生産全体（千台）	1,760	639	315	806	1,331	209	142	829	151	3,774
輸出／生産（%）	91.0%	93.9%	97.4%	86.1%	71.5%	89.6%	104.3%	56.5%	98.1%	82.2%
北米輸出／生産（%）	83.4%	86.2%	89.7%	78.7%	55.5%	68.6%	54.4%	45.3%	94.7%	69.0%
輸出全体（千台）	1,601	599	307	694	952	187	148	469	148	3,103
北米向け輸出（千台）	1,468	551	283	634	739	143	77	376	143	2,602
企業別／北米向け輸出（%）	56.4%	21.2%	10.9%	24.4%	28.4%	5.5%	3.0%	14.4%	5.5%	100.0%
北米向け／輸出全体（%）	91.7%	91.9%	92.0%	91.4%	77.6%	76.6%	52.2%	80.1%	96.5%	83.9%
【車種別・北米向け輸出】	**米系**	**FCA**	**フォード**	**GM**	**日系**	**ホンダ**	**マツダ**	**日産**	**トヨタ**	**全体**
乗用車（千台）	324	10	283	32	512	46	77	353	36	1,171
トラック（千台）	1,143	541	0	602	228	97	0	23	107	1,432
トラック比率（%）	77.9%	98.3%	0.0%	95.0%	30.8%	68.0%	0.0%	6.1%	74.8%	55.0%

資料：メキシコ自動車工業会（AMIA）から作成。

53　ボストン・コンサルティング・グループ（2017）は米自動車部品工業会（MEMA）がスポンサーとなった分析結果を発表。
54　米運輸省道路安全局（NHTSA）のデータによれば、メキシコを最終組み立て地とする一部の車種の米国・カナダ調達率は日系（5～20%）より米系（7～55%）で高い傾向がみられる。（https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/us171019.pdf）

(b) 貿易救済措置の見直し

次に、貿易救済措置について、米国は「NAFTA再交渉の目的」の中で、貿易救済措置の発動に関する条項を見直す方針を示した。米国の国内法に基づく運用がしやすくなるよう、ADやCVDの発動に関する紛争解決制度を設置したNAFTA19章や、セーフガード措置発動に関わるNAFTA加盟国への適用除外を定めたNAFTA802条の撤廃を目指す考えを示している[55]。

まず、NAFTA19章は、加盟国間でのAD・CVDの発動に際して、当該措置の妥当性を2国間パネルで審査する紛争解決制度を設置している。AD・CVD措置の発動が輸入国の国内法に則って行われたかを審査するもので、加盟国の措置がWTO協定の規定に適合したものかを審査するWTOの紛争解決手続とは判断基準が異なる。本制度はもともとCUSFTAにおいて、米国のAD・CVD措置の適用除外を獲得しようとしたカナダ政府の主張を米国政府が一部受け入れる形で盛り込まれ、メキシコの支持も受けてNAFTAに引き継がれた。1980年代から続く米国・カナダ間の針葉樹材紛争では、同制度に基づき、カナダ政府が米国政府を提訴し、勝訴した事例がある。2017年12月には、米商務省がカナダの輸送機器メーカー、ボンバルディアの新型旅客機にAD・CVD合わせて約292%の関税を課すことを決定した。この決定を巡っては、カナダ政府が米ボーイング社製の戦闘機の購入を白紙にするなど、米加間の対立が激化していたが、今年の1月に米国際貿易委員会（ITC）が、米国の国内産業への損害を認定せず、AD・CVD措置の発動が見送られることとなった[56]。

次に、セーフガードの適用除外を定めたNAFTA802条の規定は、これまでカナダとメキシコにとって重要な意味を持っていた。本来セーフガード措置は全世界からの輸入に対して適用されるものであるが、NAFTA加盟国を802条に基づき適用除外としてきた事例がある。ブッシュ政権は2002年3月、鉄鋼製品14品目に対するセーフガード措置を発動し、日本を含む他国からの輸入に対して通常のMFN税率に加えて8～30%の関税を課したが、メキシコとカナダからの輸入は適用除外とした[57]。

しかし、トランプ政権のセーフガードの適用除外に対する態度はNAFTA再交渉における除外要求のみならず、実際の運用においても厳しくなってきている。注目すべきは、今年1月23日に発出された大型家庭用洗濯機と太陽電池の輸入に対するセーフガードにかかる大統領布告の内容だ[58]。米国政府は大型家庭用洗濯機と太陽電池の輸入急増により、国内産業が深刻な被害を受けているとして、2018年2月7日からこれらの産品に対するセーフガード措置を発動すると発表した。洗濯機については、韓国企業、太陽電池については中国企業が主な標的とみられ[59]、カナダやメキシコについては、NAFTA802条に基づき適用除外となることが期待されていた[60]。しかし、結果として、適用除外を受けられたのはカナダの洗濯機のみであり、太陽電池については全ての国への適用が決定された[61]。

(c) サンセット条項の導入

米国は、NAFTAを存続させるかどうかについて、5年毎の見直しを義務づけるサンセット条項[62]の導入も検討している。米国は、サンセット条項の追加によりNAFTAの機能していない部分の修正を定期的に行っていきたいとの考えだ。カナダやメキシコは、定期的な見直しであれば応じる姿勢を示しているものの、更新に合意しなければ協定を終結といった趣旨を含む同条項については、長期的に投資を行う企業に不確実性をもたらすと指摘している。米国内からも、全米商工会議所がトランプ政権の要求は「協定全体を破滅させるポイズンピル（毒薬条項）を含んでいる」と述べるなど、反対の声が出ている。

(d) 日系企業の反応

JETROは、米国に進出している日系企業に対して

55　JETRO通商弘報（2017年7月21日）「加盟国に対する貿易救済措置の発動を容易に」
56　JETRO通商弘報（2018年1月31日）「ボンバルディア製旅客機の輸入による損害認めず―USITCが最終裁定、ボーイングは「失望」を表明―」
57　この措置については、米国は2003年にWTOで敗訴し、関税を撤廃している。
58　米国政府によるセーフガードの発動は前述の2002年以来16年ぶりである。
59　洗濯機について、調査を要請した米家電大手ワールプールは、サムスン電子とLGエレクトロニクスの韓国企業2社が生産活動の移転により米国のAD措置を回避してきたと批判。また、太陽光発電製品については、USTRは中国企業が生産拠点を国外に移転することで、米国による貿易救済措置の関税を回避してきたと批判。（通商弘報2018年1月30日）
60　USITCのレポートでも、洗濯機についてカナダとメキシコからの輸入量は、輸入全体に占める割合が相当量に達していないとして、両国を適用除外とすべきとの提言を行っていたほか、太陽光発電製品についても、カナダは国内産業の深刻な侵害に寄与していないと判断していた。
61　1974年通商協定法201条は、USITCによる損害認定に基づき、一定期間（原則4年以内、最長8年）に限り、全ての輸入国に対して特定産品に係る関税の引き上げや関税割当などのセーフガード措置を発動する権限を大統領に与えている。
62　NAFTA加盟国が5年ごとに協定を評価し、更新について合意されなければ自動的に廃止になるとするもの。

NAFTA 再交渉による影響の大きい交渉内容についてアンケート調査を行っている（第 I-2-1-34 図）。それによれば、「通関・貿易円滑化・原産地規則」、「物品市場アクセス」、「労働・環境」が上位に挙がっている。業種別にみると、「通関・貿易円滑化・原産地規則」について、輸送機器・同部品（鉄道車両／船舶／航空／運送車両）に属する回答企業の 100％が影響ありと回答している。また、「物品市場アクセス」ではゴム製品（57.1％）、繊維（53.8％）に対する影響が大きく、「労働・環境」では、繊維（61.5％）の関心が高いことが示された。多くの輸送機器メーカーにおいて、原産地規則の変更によるコスト変動に対する懸念が示された一方、化学品・石油製品分野では再交渉の影響はないと回答する企業も存在しており、業種によって反応は様々である。現段階で生産計画の変更等、具体的な対応策を講じている企業は少なく、再交渉の行方を見守る姿勢の企業が多い模様である。

（3）米中貿易

① 米中貿易の概要

米国と中国は 1979 年の国交樹立後、二国間貿易協定を締結し、1980 年に発効した。当時の物品の貿易額は約 40 億ドルであった。1980 年当時、米国にとって第 24 位の貿易相手国に過ぎなかった中国は 40 年近くの時を経た現在、米国の最大貿易相手国となり、その貿易額（2017 年）は約 6,360 億ドルに上る（米国の対中輸出額：約 1,304 億ドル、米国の対中輸入額：約 5,056 億ドル）。2017 年の米国の中国に対する貿易赤字額は約 3,752 億ドルである（第 I-2-1-35 図）。

米国にとって中国は、カナダとメキシコに次いで第 3 位の輸出先である。対中輸出の上位 10 品目を見ると、航空機、乗用車、半導体等といった工業製品を輸出している（第 I-2-1-36 表）。特に乗用車の輸出は中国内での需要の高まりを背景に 10 年前に比べておよそ 10 倍になっている。また、米国にとって中国は第 2 位の農産品輸出市場でもあり、大豆が重要な輸出品目となっている。一方で、米国にとって中国は、輸入元の第 1 位である。中国から米国へは、携帯電話、コンピュータ、通信機器等を輸出している（第 I-2-1-37 表）。

中国は「世界の工場」として、巨大なサプライチェーンを築いて携帯電話やコンピュータ等のハイテク製品を生産し、その大半は米国をはじめとした世界各国に輸出しているが、その根幹となる半導体製品については、米国からの輸入に大きく依存している。このため、中国政府は 2014 年に「国家 IC 産業発展推進ガイドライン」を発表し、2020 年までに半導体の自給率を向上させることを目指している。また、技術獲得を急ぐために、米国の半導体メーカーを買収する動きも活発化しており、米国はこの動きを警戒している。

② グローバルサプライチェーンの中の中国

中国から米国への輸入の拡大については、アジア太平洋地域における生産拠点の移動が大きく関係している。例えば、アジア太平洋諸国から米国への機械・輸送機器の輸出推移を見ると、中国の WTO 加盟前の 2000 年時点では日本が全体の 42.8％、中国が 13.3％であったのに対し、2004 年には中国に逆転され、2017 年現在では、日本の 19.7％に対し、中国は 51.4％となっている（第 I-2-1-38 図）。中国の代表的な輸出品目であるコンピュータの輸出についてみても、中国から米国への輸出は 2000 年との比較で、約 7 倍まで拡大しているのに対し、日本から米国への輸出は 1/10 以下に縮小している（第 I-2-1-39 図）。

第 I-2-1-34 図　NAFTA 再交渉による影響

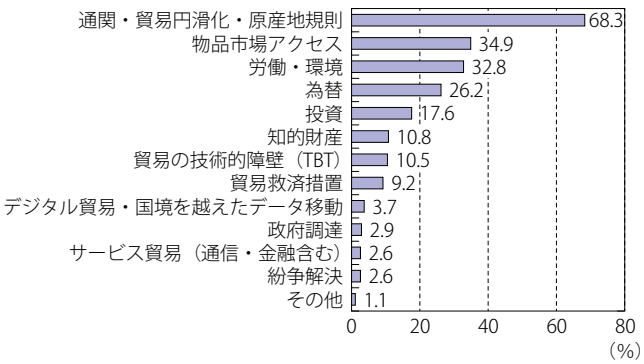

備考：回答企業数は 619 社。複数回答。
資料：JETRO「2017 年度米国進出日系企業実態調査の結果（第 36 回）」

第 I-2-1-35 図　米中貿易収支

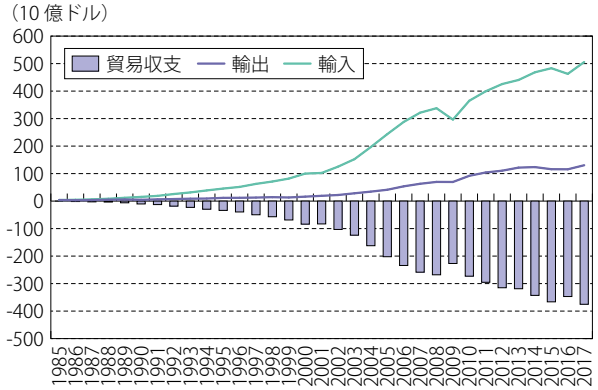

備考：センサスベース。
資料：米国国勢調査局、CEIC データベースから作成。

第Ⅰ-2-1-36 表　米国から中国への輸出品目

品　目	2008	2017	変化率（倍）
	（百万ドル）		
民間航空機、エンジン、機器、部品	3,904	16,266	4.2
大豆	7,260	12,362	1.7
乗用車	1,100	10,526	9.6
半導体	6,494	6,077	0.9
産業機械	2,797	5,442	1.9
原油	N.A.	4,434	N.A.
プラスチック	3,068	4,004	1.3
医療機器	1,049	3,454	3.3
パルプ材、木材パルプ	2,234	3,395	1.5
木材、製材	481	3,179	6.6

備考：分類は End-use code（5 桁）による。
資料：商務省（BEA）から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-37 表　中国から米国への輸出品目

品　目	2008	2017	変化率（倍）
	（百万ドル）		
携帯電話等	27,505	70,394	2.6
コンピュータ	25,040	45,520	1.8
通信機器	14,497	33,482	2.3
コンピュータ付属品	27,012	31,612	1.2
玩具、スポーツ用品	29,167	26,773	0.9
衣類、繊維製品	15,295	24,152	1.6
家具	13,279	20,667	1.6
自動車部品	6,090	14,418	2.4
家庭用品	8,988	14,146	1.6
電気機器	8,997	14,073	1.6

備考：分類は End-use code（5 桁）による。
資料：商務省（BEA）から経済産業省作成。

中国はアジア太平洋地域において、サプライチェーンの最終工程に位置しており、日本、韓国、台湾などで生産された部品を中国で組み立てて生産された多くの最終製品が米国に輸出されている。

同様に、サプライチェーンの観点で言えば、中国から輸出される最終製品の中には米国で生産された部品も含まれている。第Ⅰ-2-1-40 図にあるように、米国から中国への輸出を素材、中間財、最終財に分解すると、米国の輸出は紙・パルプ・木材等の素材の輸出に加えて、化学関連の加工品や電気機械の部品といった中間財が大きな割合を占めていることがわかる。一方、中国から米国への輸出を同様に分解すると、最終財の

第Ⅰ-2-1-38 図
アジア太平洋諸国から米国への機械・輸送機器の輸出推移

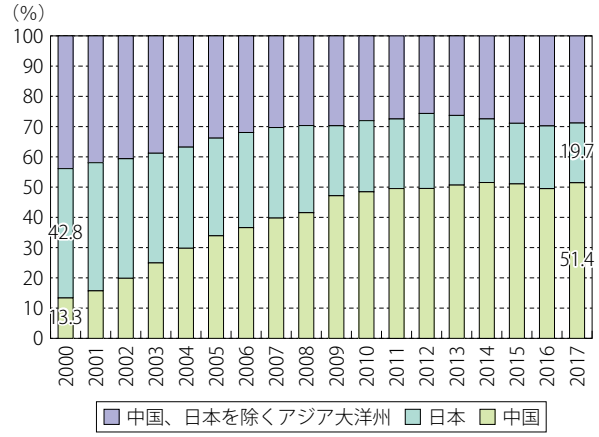

備考：SITC の分類（MACHINERY AND TRANSPORT EQUIPMENT）に基づく。
アジア大洋州諸国は、日本、中国、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、香港、インドネシア、韓国、ラオス、マカオ、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム。
資料：USITC から作成。

第Ⅰ-2-1-39 図　米国へのコンピュータ輸出額推移

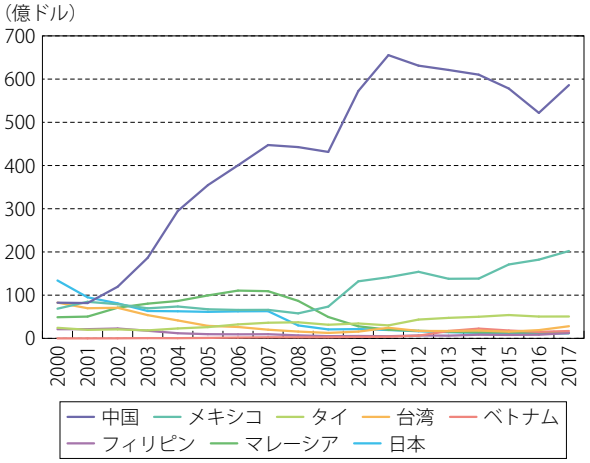

備考：NAIC 分類（33411：COMPUTER EQUIPMENT）に基づく。
資料：USITC から作成。

輸出に大きく偏りがみられ、資本財である電気機械や一般機械等の輸出の伸びが顕著であることがわかる（第Ⅰ-2-1-41 図）。こうしたことから、中国は米国から輸入した素材や部品を、最終製品として加工し、米国を含めた世界各国に輸出していることが読み取れる[63]。

63　中国がサプライチェーンの最終工程を担っている事例のを一つとして米ハイテク企業のアップルがある。アップルは、世界中で 200 のサプライヤと契約しており、900 の生産拠点を擁する（2017 年時点）。アップルの iPhone は世界中から輸入された中間財を用いて、主に中国にある台湾企業で組み立てられている。多くのアナリストたちが中国は外国で生産された部品または外国企業の所有である部品を組み立てているに過ぎず、中国が iPhone 生産で付加価値の創出に貢献している部分は非常に少なく、iPhone の売り上げによる利益のほとんどを手にしているのはアップル社であると分析。ADBI の研究によれば、2009 年時点で中国から米国に輸出された iPhone の総額は 20 億ドル以上になるがその付加価値の 96.4％は米国を含む中国以外の国からもたらされたものだと分析している。このように、通常の貿易統計では、iPhone の生産工程における付加価値の配分が正確に反映されず、米国の貿易統計には地理的に最終工程にある中国からの最終製品の価額が計上されていることに注意が必要である。（Morrison（2018）、（Xing and Detert. 2010）より要約。）

第Ⅰ-2-1-40図　米国から中国への輸出（生産工程別）

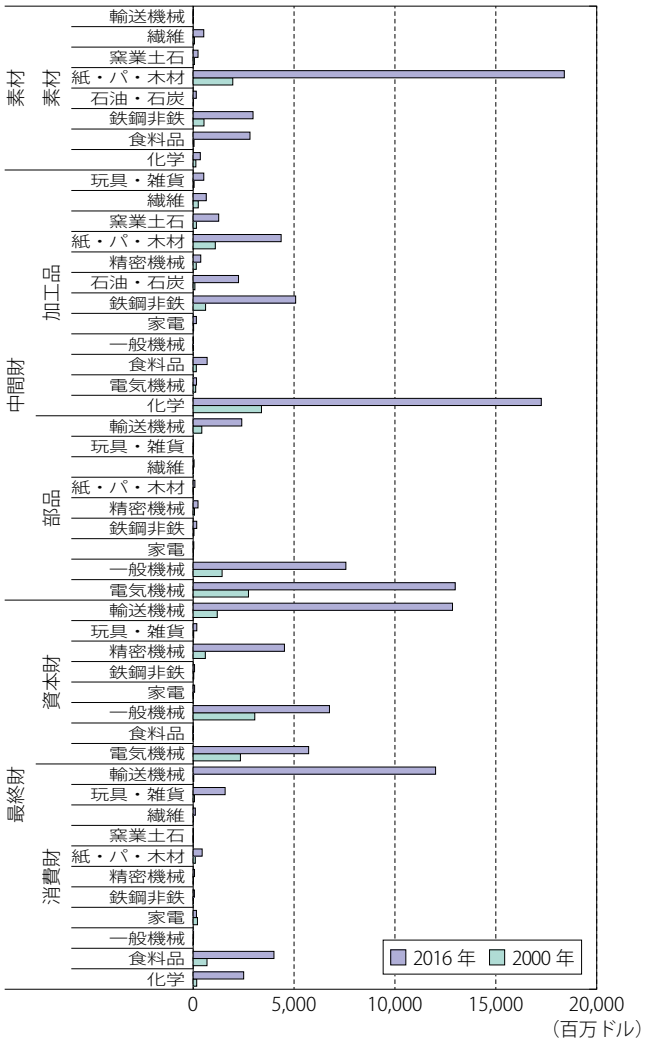

資料：RIETI-TIDから作成。

第Ⅰ-2-1-41図　中国から米国への輸出（生産工程別）

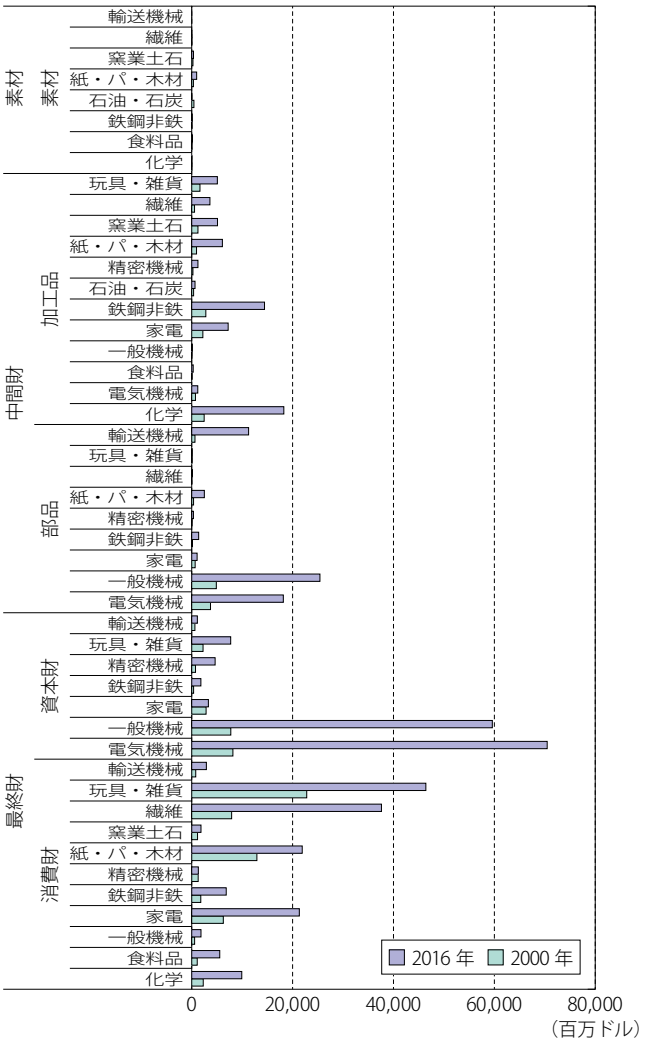

資料：RIETI-TIDから作成。

③ 米中通商摩擦

(a) 米国の対中貿易赤字

米国は対中貿易赤字について、中国からの輸入増の原因、米国からの輸出停滞の両面において背景となる問題があると考えている。まず、中国からの輸入増の背景として、中国の政府支援を背景とした国営企業による海外進出、鉄鋼やアルミニウムの過剰生産、人民元レートの水準があると考えている。一方、米国から中国への輸出に関しては、中国の閉鎖的な市場や商慣行、知的財産権の侵害、中国に進出している米国企業に対する技術移転の強要などを非難している。米中ビジネス協議会（US-China Business Council）は、中国でビジネスを行う加盟企業に対して調査を行っており、中国の国営企業が資金調達や許認可、税制面で政府から優遇を受けており米国企業が競争上不利であること（第Ⅰ-2-1-42図）、知的財産保護のために中国での研究開発や生産等を制限せざるを得ない状況にある（第Ⅰ-2-1-43図）こと、回答企業の19%が取引先の中国企業や政府から中国への技術移転を求められたことなど中国におけるビジネスの難しさを浮き彫りにしている。

米国のトランプ大統領は、こうした中国との問題点を解決するため、就任後の2017年4月には、貿易不

第Ⅰ-2-1-42図
米企業と競合する中国のSOEが受けている恩恵

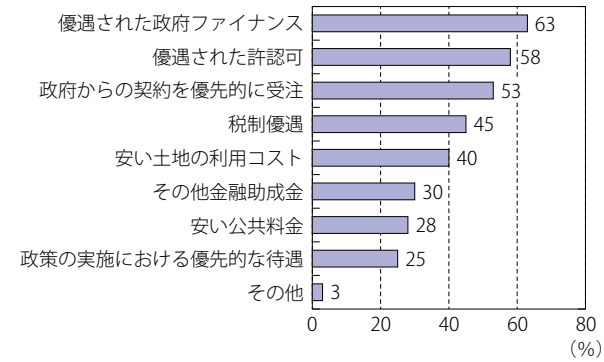

資料：US-China Business Council 2017 China Business Emvironment Member Survey から作成。

第Ⅰ-2-1-43 図
知的財産権保護のために米国企業が中国で実施している措置

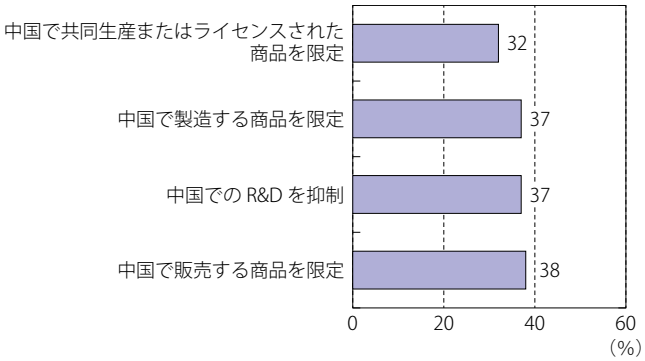

資料：US-China Business Council 2017 China Business Emvironment Member Survey から作成。

均衡是正のための「米中経済協力の 100 日計画」に合意し、7 月には米国ワシントンで第 1 回目となる米中包括経済対話を実施した。米国は一連の交渉において、牛肉の中国市場への輸出再開や、中国向け液化天然ガス（LNG）販売契約獲得、米国のバイオテクノロジー製品[64]の販売許可、中国金融サービスへの一部アクセス解禁といった一定の成果を獲得できた一方[65]、前述した対米貿易赤字の背景にある問題点の多くについては合意を得られなかった模様だ[66]。

こうした中、米国は中国に対する牽制を強めている。例えば、1974 年通商法 301 条に基づく対中制裁や 1962 年通商拡大法 232 条に基づき実施された中国を含む各国からの鉄鋼及びアルミニウムの輸入を調整するための措置がある。さらに、米国のアンチダンピングやセーフガード等により米国の国内産業を保護しようとする動きや、対米投資に関する調査権限の強化の動きにも注目が集まっている。以下、米国の中国に対する貿易救済措置や投資スクリーニング措置の実施状況について概観する。

(b) アンチダンピング

米国は、中国からの輸入が米国の国内産業に損害を与えているとの認識から、アンチダンピング（AD）措置の実施を増加させる傾向にある。AD 措置とは、他国が不当に安い価格で製品を輸出し、輸入国の国内産業に損害を与えている場合に、ダンピング価格を正常な価格に是正する目的で輸入国において賦課される特別な関税措置のことであり、WTO 協定上認められているものである。通常、外国からの輸入製品について、輸出国の国内価格を輸出価格と比較し、後者の方が低い場合には、ダンピングが行われたとされ、その差額をダンピング・マージンとし、それを上限とする AD 税を発動することになる。なお、米国は対中国の AD 税の算定に当たって、中国が公正な価格を下回る水準で輸出したかどうかを判断するのに第三国の価格を使っている。これは、中国は 2001 年の WTO 加盟時に 15 年間、非市場経済国として扱われるとの規定を受け入れたことが背景にある。この規定は 2016 年に失効したが、現在でも米国や EU、我が国は中国を市場経済国として認めていない。中国政府は、米国が失効したはずの規定に基づいて中国産品に対して不当に高率の関税をかけているとして非難している[67]。

米国と中国の AD 措置発動状況について概観したい。米国による世界各国に対する AD 措置の発動については、2016 年には 35 件に達し、過去最も多かった 2001 年の 33 件を上回っている（第Ⅰ-2-1-44 図）。中国に対する AD 措置の発動については、年ごとにばらつきがあるが、2017 年には上半期だけで 8 件を計上しており、最近は増加傾向にあることが伺える（第Ⅰ-2-1-46 図）。米国が中国に対して発動している AD 措置（1995 年～2017 年上半期の累計）をセクター別にみると、鉄鋼製品を含む卑金属（38 件）や化学品（31 件）、機械・電子機器（10 件）に対する課税が目立つ。特に鉄鋼製品を巡っては中国において国内需要を上回って過剰に生産された鉄鋼が米国に安値で輸出されることにより、米鉄鋼メーカーが打撃を受けていることが背景にある。トランプ政権誕生後の 2017 年 3 月 3 日には、米国際貿易委員会（ITC）が、厚板の対中輸入に対して、AD 税・相殺関税（CVD）を賦課する最終的な決定を下した[68]。オバマ政権時に調査が開始された案件ではあるが、トランプ政権も対中輸入について AD 措置を積極的に利用していく立場である。結果として、中国から輸入される同製品には AD 税として 68.27%、CVD として 251.0%が賦課された[69]。

一方で、中国による米国産品に対する AD 措置の

64　遺伝子組み換え製品など。
65　USCC（2017）。
66　第一回米中包括経済対話については、予定された両国による記者会見が中止され、共同声明等も発表されていない。
67　2016 年 12 月 12 日、中国は、米国及び EU に対して、市場経済国問題に関して、WTO 上の二国間協議要請を行った。（WTO 案件番号：DS515（対米国）、DS516（対欧州））。
68　USITC ニュースリリース（2017 年 3 月 3 日付）（https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2017/er0303ll731.htm）

発動の動向にも注意する必要がある。過去の推移（第Ⅰ-2-1-47図）をみると、毎年平均して1～3件程度の発動件数であるが、中国では、食肉や乳製品への需要増を背景に家畜用の飼料の輸入も急増しており、2017年1月には穀物蒸留粕（DDGS）へのAD措置が発動された。また、2018年2月には中国商務省が白酒などの材料に使われる米国産コーリャンのダンピングに関する調査を始めたと発表した。さらに、3月には、プラスチック製造に使われる化学品であるフェノールについて、米国等[70]から不当に安く輸入されている疑いがあるとして調査を開始したと発表した。

(c) 米国による通商法301条／1962年通商拡大法232条措置と中国の対応

トランプ大統領は2018年3月22日、通商法301条[71]に基づく、中国に対する制裁措置を発動することを命ずる大統領覚書に署名した。これは、2017年8月から、トランプ大統領からの指示を受けたUSTRが実施した301条に基づく調査結果において、米国企業の知的財産や技術を中国企業に移転するために中国政府が不当に介入しているとされたことを受け、対中制裁措置の発動を命じたものである。

具体的には、25%の追加関税の賦課する品目リストの公表、WTO紛争解決手続を通じた中国の差別的な技術ライセンスの慣行への対処、米国のセンシティブ

第Ⅰ-2-1-44図
米国・中国によるAD措置発動件数推移

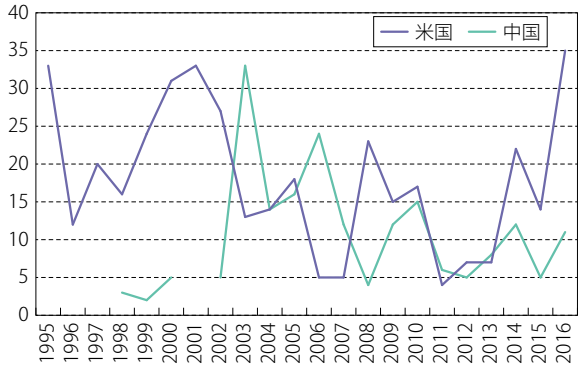

資料：WTO統計から作成。

第Ⅰ-2-1-45図
米国・中国のAD措置被発動件数推移

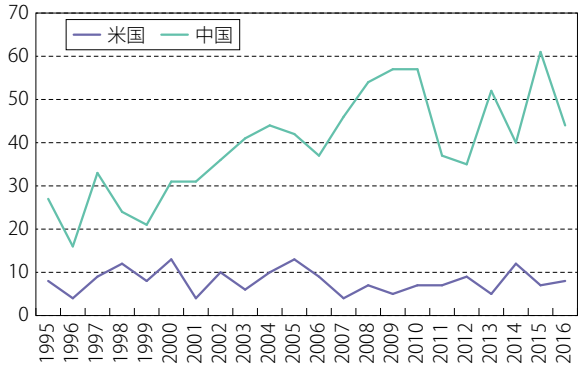

資料：WTO統計から作成。

第Ⅰ-2-1-46図
米国による対中国AD措置発動件数推移（セクター別）

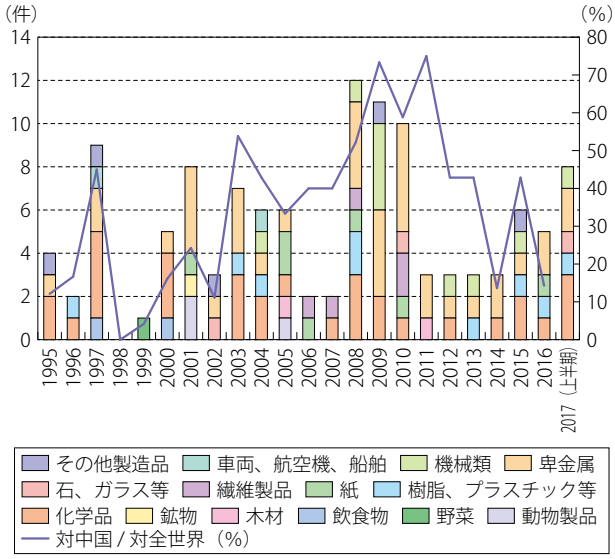

資料：WTO提供資料から作成。

第Ⅰ-2-1-47図
中国による対米国AD措置発動件数推移（セクター別）

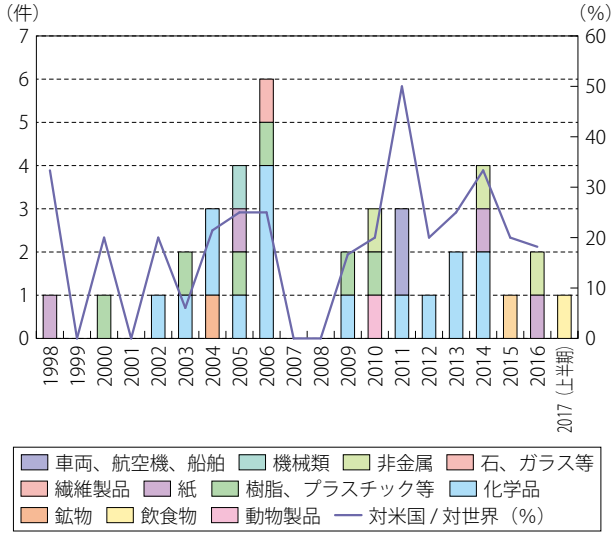

資料：WTO提供資料から作成。

69 連邦官報（2017年3月20日付）（https://www.federalregister.gov/documents/2017/03/20/2017-05440/certain-carbon-and-alloy-steel-cut-to-length-plate-from-the-peoples-republic-of-china-antidumping#footnote-4-p14352）
70 米国のほか、EU、韓国、日本、タイも対象になっている。
71 米国通商法301条により、通商協定における米国の権利が侵害されている場合や、外国の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等に、一定の措置を講じる権限をUSTRに対して与えている。

な技術に対する中国の投資規制強化の提案である。追加関税賦課の対象品目リストには、半導体、農業用機械、機械・産業用ロボット、医療用機器、航空機・宇宙関連など約1,300品目に上る幅広い品目が記載され[72]、推計年間約500億ドル規模である。対象品目のうち、最も影響が大きいのが一般機械（原子炉やボイラー及び機械類）であり、米国による輸入に占める割合は4割を超える。次に影響が大きいのが電気機器であり、同割合は3割となる（第Ⅰ-2-1-48表）。対米投資に関する規制強化については、詳細は不明であるが、外国投資委員会（CFIUS、後述）の強化につながることや、エクソン・フロリオ条項[73]又は国際緊急経済権限法[74]の援用などが指摘されている。

また、2018年3月23日には、米国は、鉄鋼とアルミニウムの輸入が米国の国家安全保障上の脅威であると判断し、1962年通商拡大法232条に基づき、鉄鋼及びアルミニウムの輸入に対し、それぞれ25％、10％の追加関税賦課を開始した[75]。米国の鉄鋼及びその製品、アルミニウム及びその製品の輸入を上位国から順に並べると、中国はアルミニウムについて第2位、鉄鋼について第10位に位置付けており、金額面での影響は大きい（第Ⅰ-2-1-49表）[76]。

こうした米国の動きを踏まえ、4月1日、米国による通商拡大法232条に基づく措置への対抗措置として、中国は、米国からの輸入の果物やワイン、豚肉など計128品目に追加関税を課すことを発表し、4月2日から実施した。具体的には、果物、ドライフルーツ、ナッツ類、ワイン、シームレス鋼管など120品目に15％の関税を上乗せし、豚肉やアルミスクラップなど8品目に対して25％上乗せした[77]。対象品目の2017

第Ⅰ-2-1-48表
通商法301条対象品目の2017年貿易額と構成比

HTSコード（類）	品目分類	億ドル	構成比
84	原子炉やボイラー及び機械類	200	43%
85	電気機器	145	31%
90	光学機器・検査機器	64	14%
87	自動車・部品	20	4%
76	アルミニウム及びその製品	13	3%
30	医療用品	6	1%
88	航空・宇宙機器	5	1%
94	家具	3	1%
73	鉄鋼製品	3	1%
86	鉄道車両・部品	2	0%
29	有機化学品	1	0%
72	鉄鋼	1	0%
40	ゴム及びその製品	0	0%
83	卑金属製品	0	0%
93	武器	0	0%
89	船舶	0	0%
28	無機化学品及び貴金属・希土類金属・放射性元素の化合物	0	0%
38	化学工業生産品	0	0%
総計	-	464	100%

備考：91類（時計）も対象であるが、統計上数値が不明のため記載せず。
資料：USITCから作成。

第Ⅰ-2-1-49表
米国の鉄鋼及びアルミニウムの輸入（国別）

鉄鋼				アルミニウム			
#	国名	輸入額（100万ドル）	シェア（%）	#	国名	輸入額（100万ドル）	シェア（%）
1	カナダ	5,187	17.9	1	カナダ	6,999	40.8
2	韓国	2,787	9.6	2	中国	1,746	10.2
3	メキシコ	2,494	8.6	3	ロシア	1,576	9.2
4	ブラジル	2,450	8.4	4	UAE	1,388	8.1
5	日本	1,659	5.7	5	バーレーン	585	3.4
6	ドイツ	1,525	5.3	6	アルゼンチン	547	3.2
7	ロシア	1,431	4.9	7	ドイツ	370	2.2
8	台湾	1,264	4.4	8	インド	370	2.2
9	トルコ	1,192	4.1	9	南アフリカ	340	2.0
10	中国	1,009	3.5	10	カタール	307	1.8

備考：2017年。
資料：Global Trade Atlasから作成。

72 2018年4月3日公表。USTRは、公表した対象品目リストに関するパブリックコメントを5月11日まで実施。公聴会は5月15日―17日に開催し、公聴会での証言に関する反論コメントを5月22日まで受け付ける。USTRは、上記プロセスを経た後で措置内容を最終的に確定。

73 1950年国防生産法第721条。大統領に対して、米国の安全保障を害する恐れのある取引を停止または禁止するために適切な措置を適切な時期に取る権限を与える条項（U.S.C. App. 2170（d）（1））。また、大統領による事実認定および決定内容については、司法審査の対象とならないことも規定している（U.S.C. App. 2170（e））。

74 1977年施行。非常かつ尋常ではない国際的脅威に国家がさらされた場合に、政府が「国家非常事態」を宣言し、経済に関する種々の権限を大統領が一時的に握ることを認める法律。外国為替取引、通貨及び有価証券の輸出入の規制・禁止や外国人の資産没収等の措置が認められる。（https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2008-title50/pdf/USCODE-2008-title50-chap35.pdf）

75 米国は2018年3月23日付大統領布告において、カナダ、メキシコ、オーストラリア、アルゼンチン、韓国、ブラジル、EU加盟国は4月末までの間暫定的に関税から除外し、安全保障上の障害の恐れに対処する代案について議論を続けるとしている。その後、4月30日付で新たな大統領布告を発出、国別除外については韓国を代替措置で合意したことから鉄鋼のみ期限を定めない除外とした。また、ブラジル、オーストラリア、アルゼンチンは代替措置の合意までの期間を除外とし、カナダ、メキシコ、EUはさらなる交渉のため5月末までの除外期間の延長を決定した。（4月30日時点）。

76 第Ⅰ-2-1-49表の対象品目は、鉄鋼等：720610-721650、721699-730110、730210、730240-730290、730410-730690、アルミニウム等：7601、7604、7605、7606、7607、7608、7609、7616995160、7616995170。

77 JETROビジネス短信（2018年4月5日）

年の米国による対中輸出額は約30億ドルであり、その金額を元に追加関税額を算出すると約6.4億ドルの影響が出ることが見込まれる。

また、4月4日には、米国による通商法301条に基づく中国製品に対する25%の追加関税措置への対抗措置として、中国は106品目に対して25%の追加関税を課すことを発表した。対象品目の2017年の対中輸出額は約490億ドルであり、米国の対中輸出額合計の32.6%を占める（第I-2-1-50表）。

中でもインパクトが大きいのが、4月4日の措置で25%を関税が課すと発表された航空機、大豆、自動車の輸出で約390億ドルとなり、その割合は8割近くを占める。3品目だけで、追加関税の規模は約100億ドルに上る。

（d）外国投資委員会（CFIUS）

米国においては、外国企業による米国企業買収にあたり、安全保障の観点から当該買収案件を審査し、懸念がある場合は買収を差し止める制度がある。米国内では、米国のハイテク関連技術の比較優位の維持、海外への技術流出の防止の必要性等を背景に、近時外国企業による対内投資に対する安全保障上の関心が高まっている[78]。

過去10年間の中国企業による米国企業に対する買収案件の推移をみると、中国企業による米国企業に対する買収案件は大幅に拡大[79]しており、特にハイテク関連企業への投資が集まっている（第I-2-1-51図）。これに関し、米国企業への買収案件を審査し、差し止めるための調査権限を持つのが外国投資委員会（以下、CFIUS）である。

CFIUSは「1950年国防産業法」721条で法制化されている米政府の省庁間委員会（第I-2-1-52表）で、外国企業による米企業の買収案件が安全保障上の脅威になり得るかを審査している。大統領にはCFIUSの勧告に基づき、外国企業の買収を差し止める権限が与えられている。

2017年12月14日に開かれた米下院金融委員会金

第I-2-1-50表　中国による対米追加関税措置（米国の対中輸出額と追加関税額）

	4月1日公表分　全128品目（232条関連）				4月4日公表分　全106品目（301条関連）				
順位	HS8桁	品目名	輸出額（億ドル）	関税額（億ドル）	順位	HS8桁	品目名	輸出額（億ドル）	関税額（億ドル）
1	02064900	冷凍食用豚肉臓物（肝臓除く）	8.7	2.2	1	12019010	黄大豆	139.6	34.9
2	76020000	アルミスクラップ	8.3	2.1	2	88024010	航空機	102.6	25.6
3	08025100	ピスタチオ	1.8	0.3	3	87032362	4WD車（2.5～3L）	54.3	13.6
4	08092900	チェリー	1.7	0.3	4	87032342	4WD車（1.5～2L）	23.6	5.9
5	02032900	その他冷凍豚肉	1.7	0.4	5	27111200	液化プロパンガス	17.6	4.4
6	02032200	冷凍豚もも肉等	1.2	0.3	6	87038000	乗用車	14.0	3.5
7	08051000	オレンジ	0.9	0.1	7	52010000	綿花	9.8	2.5
8	22042100	その他ワイン	0.8	0.1	8	10079000	穀実用モロコシ	9.6	2.4
9	73045910	ボイラーチューブ	0.8	0.1	9	87032343	ステーションワゴン（1.5～2L）	8.6	2.2
10	08021200	殻付きスイートアーモンド	0.7	0.1	10	38249999	化学製品	7.8	1.9
その他（11～128）	-	-	3.2	0.5	その他（11～106）	-	-	100.7	25.2
①合計（追加関税分）			29.7	6.4	①合計（追加関税分）			488.1	122.0
②合計（米⇒中：全輸出品目）			1,496.6	-	②合計（米⇒中：全輸出品目）			1,496.6	-
①÷②（%）			2.0%	-	①÷②（%）			32.6%	-

	輸出額	関税額
③うち、主要品目（航空機、大豆、乗用車）	392.4億ドル	98.1億ドル
④4月1日と4日の追加関税対象品目　合計	517.7億ドル	128.5億ドル
③÷④	75.8%	76.4%

備考：2017年。追加関税額については、現行の税率に上乗せしてさらに課税されるものと仮定の上計算。4月1日分については、15%または25%、4日分については25%として計算。
資料：Global Trade Atlas、中国財政部資料から作成。

78　例えば、https://obamawhitehouse.archives.gov/blog/2017/01/09/ensuring-us-leadership-and-innovation-semiconductors。
79　2017年は中国企業による海外企業の買収及びそれに伴う融資に対する中国政府の監視が強化されたことにより、減少に転じたものとみられる。（Rhodium, 2018）

融政策・貿易小委員会の公聴会では、共和党のアンディ・バー委員長が「中国政府は半導体市場を支配するため、2500億ドル（約28兆円）の資金を準備している」と指摘し、新たな脅威に対応するため、CFIUSの機能強化の必要性を訴えた[80]。このような中、2017年9月中旬には、安全保障上の理由から中国系投資ファンドによる米半導体メーカー「ラティス・セミコンダクター」（オレゴン州）の買収を禁じる大統領令を発出した。さらに、2018年1月にはアリババの金融子会社であるアント・フィナンシャルが、CFIUSによる承認が得られないとの理由から、米送金サービスのマネーグラム・インターナショナルの買収計画を断念した。

第Ⅰ-2-1-51図
中国企業による米国企業へのM&A件数推移

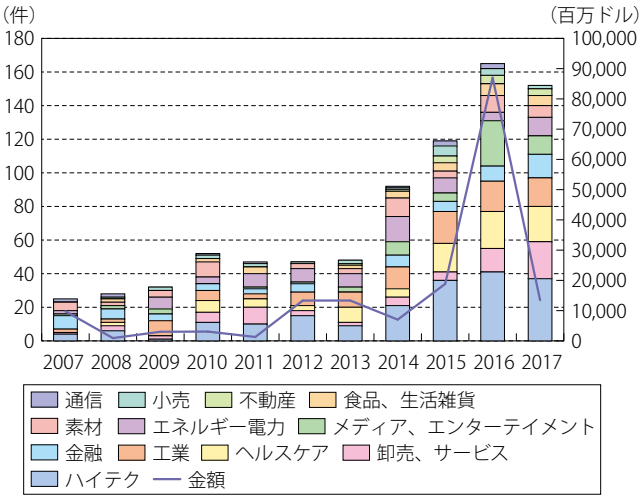

備考：公表案件ベース。
資料：Thomson Reutersから作成

第Ⅰ-2-1-52表　CFIUSの構成

【メンバー】以下の行政機関の長 ①　議決権を有する機関 財務省（委員長）、司法省、商務省、国土安全保障省、国防省、国務省、エネルギー省、その他大統領または財務長官が個別案件毎に適当と認める政府機関 ②　議決権を有しない機関 労働省、国家情報会議 【オブザーバー】 行政管理局、大統領経済諮問委員会、国家情報会議、国家経済会議、国土安全保障会議

CFIUSの年次報告書によれば、2013年～2015年に通知され、審査の対象となった案件のうち、中国からの投資案件が19%（74件）を占め、各年でみても1位となっている。2位のカナダと3位の英国が12%（それぞれ49件、47件）であり、日本は10%（40件）で4位となった。中国からの投資案件（2013～2015年の累積）を業種別でみると、製造業に対する投資が39件と最大になっている（第Ⅰ-2-1-53図）。

米国大統領により、外国企業による買収が差し止められたのは、CFIUSの権限が強化された1988年以降5件しかないが、そのうち4件が中国系企業による案件に対するものである。特に中国系企業による半導体事業の買収案件に関しては、2016年のアイクストロン、2017年のラティス[81]が差し止められている（第Ⅰ-2-1-54表）[82]。

2017年11月に、超党派議員が、CFIUSの機能強化による対内投資管理を強化すべく、外国投資リスク審査近代化法案（FIRRMA）を議会に提出した。法案では、審査期間の延長、事前届出対象の拡大、外国政府との情報共有、審査に当たって考慮すべき要素などが規定されている。例えば、審査の考慮要素については、買収対象の企業が保有する技術が流出することによる米国の技術優位性に対する影響や、技術獲得を表明している特別懸念国の関与の有無、サイバーセキュリティに関する脅威が生じないかなど、様々な観点が追加されている[83]。

第Ⅰ-2-1-53図　国別対象案件数推移

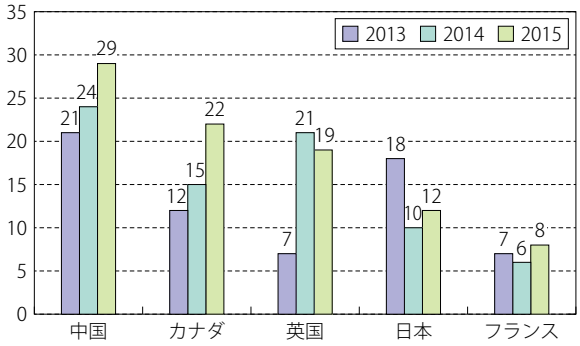

資料：CFIUS年次報告書から作成。

80　米下院金融委員会金融政策・貿易小委員会の公聴会のプレスリリース（2017年12月14日）、各種報道より。（https://financialservices.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=402831）
81　https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-press-secretary-president-donald-j-trumps-decision-regarding-lattice-semiconductor-corporation/
82　2018年クアルコムの案件については、CFIUS勧告（2018年3月18日）（https://www.qcomvalue.com/wp-content/uploads/2018/03/Letter-from-Treasury-Department-to-Broadcom-and-Qualcomm-regarding-CFIUS.pdf）、大統領令に関するホワイトハウスプレスリリース（2018年3月12日）（https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-order-regarding-proposed-takeover-qualcomm-incorporated-broadcom-limited/）に基づく。
83　White & Case（2017）

第Ⅰ-2-1-54表　大統領令に基づく投資差し止め事例

実施年	大統領	概要
1990年	ジョージ・H・W・ブッシュ	中国宇宙航空技術輸出入公司（CATIC）によるシアトルの航空機部品メーカーMAMCOマニュファクチャリングの買収について、契約解消を指示。買収により輸出規制の対象技術をCATICが入手する可能性があることが理由。
2012年	バラク・オバマ	中国系企業ロールズ・コーポレーションなどによるオレゴン州の風力発電関連企業4社の買収について、契約解消を指示。ロールズが計画していた風力発電所の所在地が、同州の米海軍訓練施設近くの飛行制限区域内にあることが理由。
2016年	バラク・オバマ	中国系投資ファンド福建芯片投資基金による、米国資産を持つドイツ半導体企業アイクストロンの米国子会社買収差し止めを指示。議会調査局は、アイクストロンの技術や実績が軍事転用される可能性があることが理由との報道内容を紹介。
2017年	ドナルド・トランプ	中国政府関連企業（CVCF）が出資する投資ファンドであるキャニオン・ブリッジ・ファンドによる米半導体企業ラティス・セミコンダクターの買収差し止めを指示。ラティスは米政府が使用する軍事用デバイス等も手がけており、知的財産の流出が安全保障上の脅威となり得ることが理由。
2018年	ドナルド・トランプ	シンガポール半導体大手ブロードコムによる米モバイルチップ大手クアルコムに対する買収を禁止する大統領令を公表。クアルコムの長期的な技術競争力と標準策定への影響力が減少することが米国の安全保障上の脅威となりうることが理由。

資料：米政府公表資料、JETROから作成。

コラム 2

米国政策金利と長期金利の関係

米国経済は堅調に推移しており、FRBは昨年10月からバランスシートの縮小を開始、政策金利についても昨年に引き続き今年も年3回程度の引き上げを見込んでいる。金融政策の正常化に伴って、米国の長期金利は今年に入ってから上昇基調にある（コラム第2-1図）。ここでは、政策金利と長期金利の関係について概観したい。

まず、長期金利（米10年国債利回り）と景気及び株価指数の関係について述べる。過去を振り返れば、長期金利が一定の水準を超えると、景気減速懸念から株価の下落がみられた。一方で、長期金利の水準が低すぎれば、景気が過熱し急速なインフレが導かれる可能性や、金融機関の収益が圧迫されることによって金融仲介機能が損なわれ、経済に悪影響が及ぶ可能性[84]も指摘される。長期金利の水準は高すぎても低すぎても経済へのマイナスの影響が否定できないため、適正な水準に維持されることが期待される。ここで、景気に対して緩和的でも引き締め的でもない金利のことを中立金利といい、長期金利がこの水準を超えるかどうかが景気への影響をはかる上での一つのベンチマークとなる。

中立金利は、政策金利の長期均衡水準を表すものであり、長期金利とは直接関係しない。ただし、長期金利の構成要素は投資家が予想する将来の期待短期金利（政策金利）の加重平均値とタームプレミアム[85]とされているため、長期金利の水準を評価する上でも中立金利が参照される。なお、足下の中立金利は「自然利子率＋期待インフレ率」と考えられる。コラム第2-2図においては、自然利子率を、その推計値として知られるr^*（アールスター）、期待インフレ率[86]をコアPCE価格指数の前年比として名目r^*を求め、FF金利の推移と比較した。名目r^*よりもFF金利の方が低ければ金融緩和になり、名

84　日銀の黒田総裁は2017年11月13日にチューリッヒ大学で行われた講演において、長期・超長期金利の過度な低下が経済に及ぼす影響について、「リバーサル・レート」の考え方を紹介。リバーサル・レートとは、金利を下げすぎると、預貸金利鞘の縮小を通じて銀行部門の自己資本制約がタイト化し、金融仲介機能が阻害されるため、かえって金融緩和の効果が反転（reverse）する可能性があるという考え方。（https://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2017/ko171114a.htm/）

85　同じ期間に短期債を連続して購入する代わりに、期間が長めの債券を保有する場合、価格変動リスクや流動性プレミアムが高まる分だけ、投資家が求める上乗せ金利のこと。期間に伴う上乗せ金利、期間プレミアムともいう。野村證券、証券用語解説集（https://www.nomura.co.jp/terms/japan/ta/A03050.html）

86　期待インフレ率として、市場の推測に基づくBEI(ブレーク・イーブン・インフレ率）を用いることもあるが、本稿ではFRBが重要視するコアPCE価格指数を参照した。

目 r*よりも FF 金利の方が高ければ、金融引き締めになる。コラム第 2-2 図のように、2008 年以降、FRB は FF 金利を名目 r*よりも低い水準に誘導することで金融緩和を行ってきた。しかし、2015 年 12 月に FRB は利上げを開始し、2018 年 3 月時点では政策金利は名目 r*に肉薄している。金融政策は実質的な金融引き締め局面に入るところである。

金融引き締めに入るタイミングは、景気の過熱が懸念される時である。マクロ経済全体の需給のバランスを表す GDP ギャップがプラスの時は需要が旺盛であり、景気が過熱気味であることを表す。コラム第 2-3 図のように、この GDP ギャップと金融政策のスタンス（FF 金利―名目 r*）はおよそ連動している。すなわち、GDP ギャップがマイナスであった期間では金融緩和が実施され、その逆の場合には金融引き締めがなされてきた。現在の GDP ギャップは需要が供給を上回る過熱局面に近づいたことを示しており、FRB は適度な景気拡大を持続させるべく金融引き締めに動いている。なお、2018 年 3 月時点で FOMC が考える長期的な中立金利（longer run rate）の水準は 2.875％である。FOMC の経済見通しによれば、景気の拡大はしばらく続く見通しであり、当面はこの中立金利水準を目指して利上げが続けられる見通しである。長期金利はそれを織り込んで今後も引き続き上昇することが予想される。

また、タームプレミアムの低下はこれまで、長期金利の引き下げ要因となってきた。その背景には、FRB のほか、日本銀行や ECB などの量的緩和（国債等の資産買い入れ）によって市場に過剰な流動性が提供され、米国債の価格変動リスクが低下してきたことがある。しかし、2017 年 10 月に FRB が資産圧縮を開始し、2018 年 1 月に ECB が資産購入減額を始めるなど、各国の中央銀行が流動性の回収に向かい始めたことで、タームプレミアムは 2018 年に入って下げ止まりの傾向を示している（コラム第 2-1 図）。今後の動向を注視したい。

コラム第 2-1 図　米国 10 年国債利回り、タームプレミアム推移

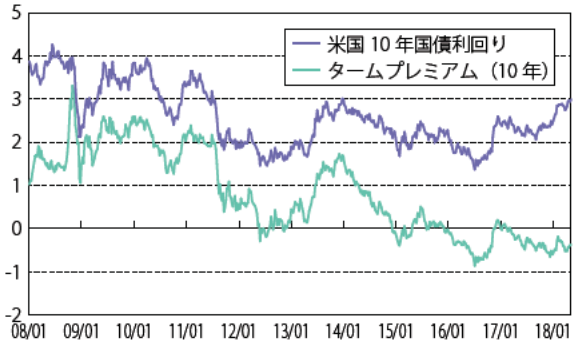

資料：Thomson Reuters、NY 連銀から作成。

コラム第 2-2 図　中立金利と FF 金利の推移

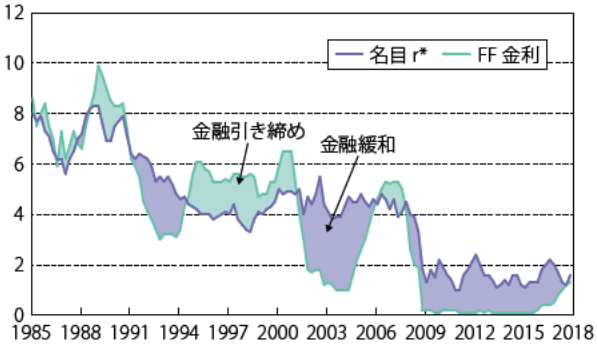

備考：名目 r*は、Laubach と Williams による自然利子率の推計値 r*にコア PCE 価格指数の前年比を加えたもの。
資料：FRB、Laubach and Williams Updated Estimates（2018 年 2 月時点）、CEIC データベースから作成。

コラム第 2-3 図　金融政策スタンスと GDP ギャップの推移

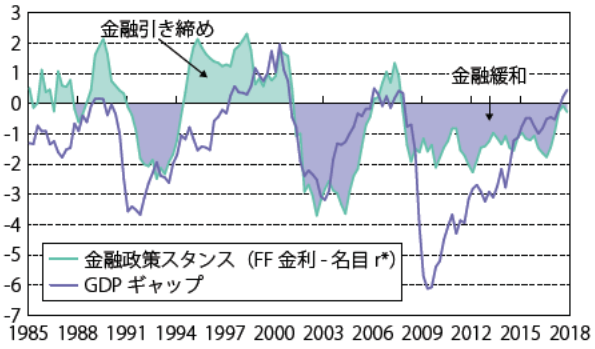

備考：GDP ギャップは（実質 GDP- 潜在 GDP）/ 潜在 GDP、潜在 GDP は CBO による推計値。金融政策スタンスは FF 金利 - 名目 r^*（正なら引き締め、負なら緩和）。
資料：米議会予算局（CBO）、FRB、米商務省（BEA）、Laubach and Williams Updated Estimates、CEIC データベースから作成。

第２節　欧州

1. マクロ経済動向

（1）ユーロ圏経済

① マクロ経済概況

ユーロ圏においては、欧州債務危機後、ドイツやフランスの経済回復が進む一方で、南欧の経済回復が遅れていたが、欧州中央銀行（ECB）による金融緩和策と外需に支えられ、2014年以降は、イタリアやスペインにおいても回復基調が続いている。2017年に関しては、好調な内需と世界経済を背景に堅調に拡大し、イタリアを含めて主要国の実質GDP成長率は軒並み1%を上回る水準に至った（第Ⅰ-2-2-1図）。ユーロ圏全体では、通年で2.4%増と前年を上回った。

なお、2017年の実質GDP成長率は、第1四半期を除き、前期比0.7%増と高水準で推移していたが、2018年第1四半期については、前期比0.4%増と鈍化した（第Ⅰ-2-2-3図）。2018年に入って以降、ユーロ高、貿易摩擦に対する懸念、及び地政学リスクの高まり等が、製造業を中心とした景況感を下押ししていると指摘されている。ただし、景況感の水準を確認すると、長期平均を大きく上回っており、さらに、雇用と

第Ⅰ-2-2-1図
ユーロ圏諸国と英国の実質GDP成長率（年率）

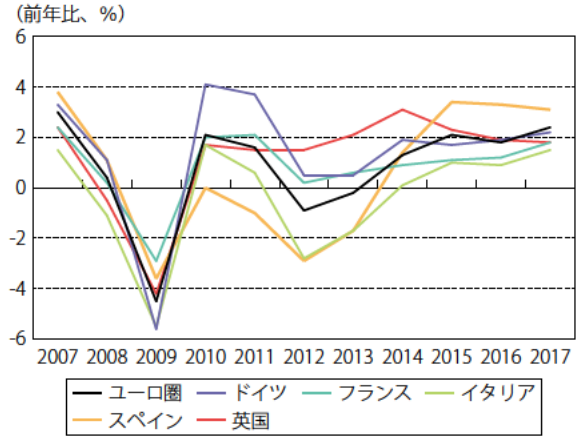

資料：Eurostatから作成。

第Ⅰ-2-2-2図
ユーロ圏諸国と英国の実質GDP成長率（前期比）

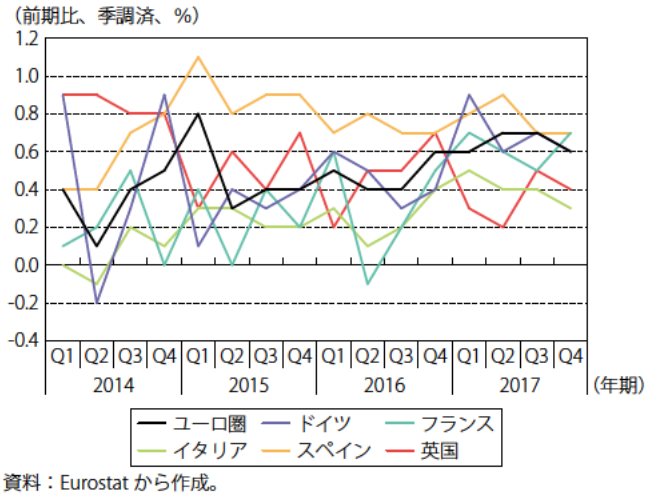

資料：Eurostatから作成。

第Ⅰ-2-2-3図
ユーロ圏の実質GDP成長率（需要項目別寄与度）

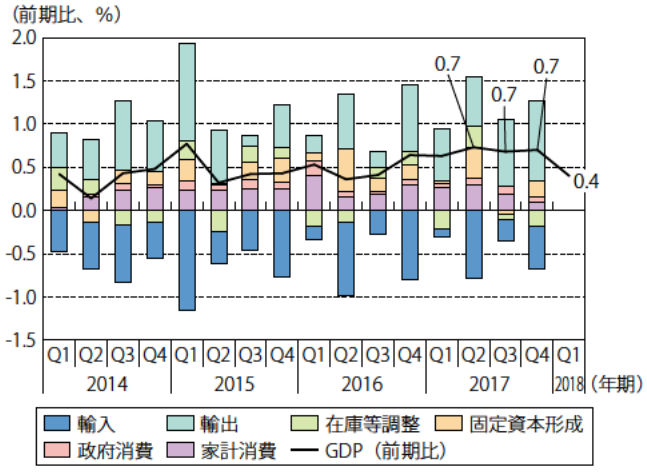

備考：2018年Q1は一次速報値。季節調整値。　資料：Eurostatから作成。

第Ⅰ-2-2-4図　ユーロ圏の景況感（セクター別）

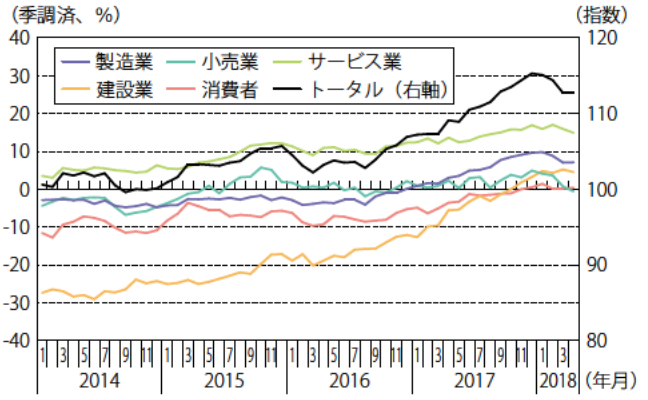

備考：アンケート調査における「改善/悪化」（原則、過去3か月・今後3か月の変化。消費者は、過去12か月・今後12か月の変化）の回答の割合の差。トータルは、経済信頼感指数（1990年以降長期平均=100）。季調済。
資料：欧州委「Economic Sentiment Indicator」、CEICデータベースから作成。

第Ⅰ-2-2-5 図
ユーロ圏諸国と英国の失業率の改善（前年差）

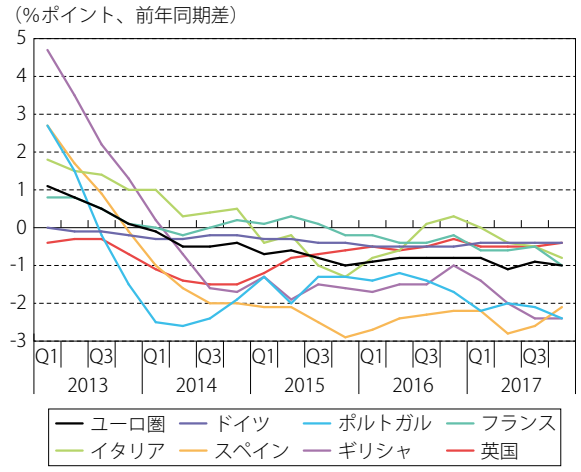

備考：季節調整値。2017 年第 4 四半期まで。
資料：Eurostat、CEIC データベースから作成。

第Ⅰ-2-2-6 図　ユーロ圏諸国と英国の失業率

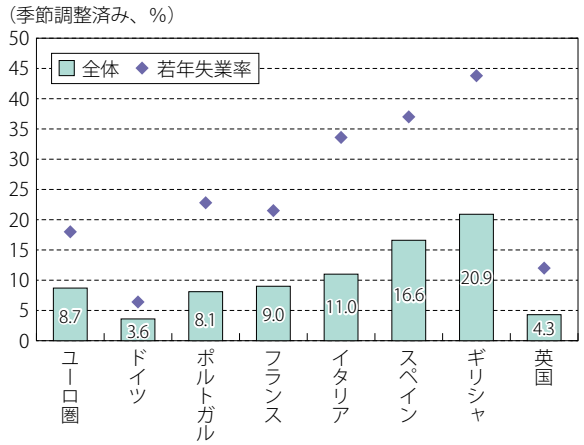

備考：2017 年第 4 四半期。
資料：Eurostat、CEIC データベースから作成。

消費が好調を保っていることから、ユーロ圏経済は、引き続き緩やかながら拡大が続くとの見方が多い。

失業率については、スペイン及びギリシャをはじめとして、ユーロ圏諸国が軒並み前年より低下しており（第Ⅰ-2-2-5 図、第Ⅰ-2-2-6 図）、雇用の改善を背景に、消費者セクターの状況も改善している。

投資については、堅調な外需と内需に加えて緩和的な金融政策に支えられ、2017 年の間、拡大し（第Ⅰ-2-2-7 図）、企業向け銀行融資も堅調である（第Ⅰ-2-2-9 図）。ただし、貿易摩擦や BREXIT 交渉の先行きの不透明感は、今後、投資を抑制させる要因となりうる。

第Ⅰ-2-2-7 図
ユーロ圏諸国と英国の総固定資本形成伸び率

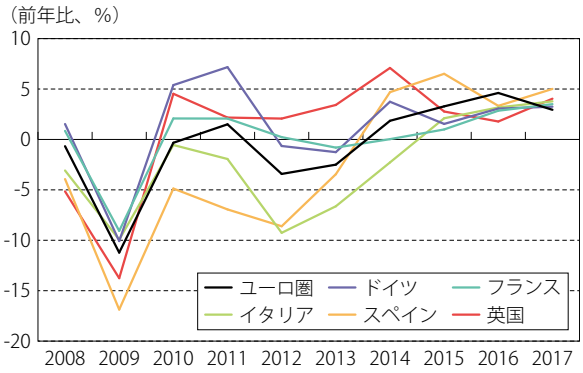

資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-2-2-8 図　ユーロ圏企業の借入れ金利

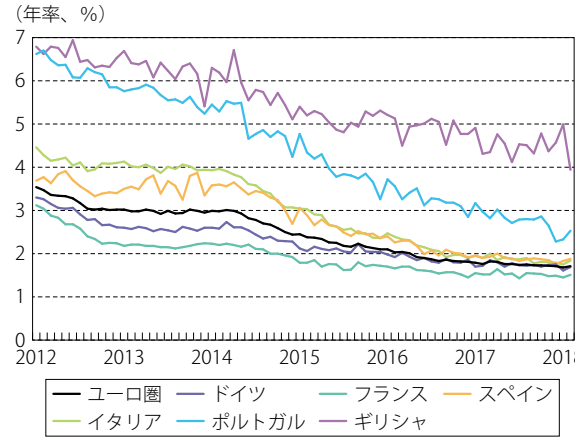

備考：各国の金融機関による、非金融企業向けの新規貸出し金利（composit indicator）。
資料：ECB から作成。

② 金融政策

ユーロ圏の好調な景気と雇用を背景に、金融緩和の縮小を求める声も高まる中、基調的なインフレ率は弱く、持続的上昇の兆候が見られない（第Ⅰ-2-2-10 図）ことから、欧州中央銀行（ECB）は正常化の判断に関して慎重な態度を維持している。

ただし、2017 年 10 月には、資産購入額を月額 600 億ユーロから 300 億ユーロへ縮小することが決定された[87] ほか、2018 年 3 月にはフォワードガイダンスから緩和バイアスを示す文言が削除されており、金融政策の正常化に向けた一歩は踏み出されていると言える（第Ⅰ-2-2-11 表）。資産購入については、早ければ 2018 年内に終了する可能性があるが、物価動向を慎重に見極めた上での判断となると考えられる。政策金利の引き上げについては 2019 年以降と見られている。

87　2018 年 1 月より実施。

第Ⅰ-2-2-9 図　ユーロ圏銀行の民間向け貸出額の推移

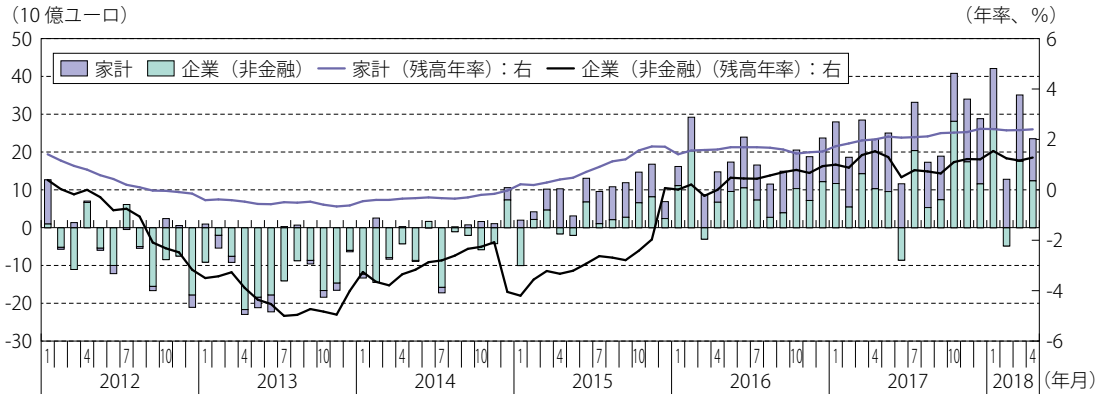

備考：季節調整値。売却あるいは証券化された融資を調整した数値。
資料：ECB 統計から作成。

第Ⅰ-2-2-10 図
ユーロ圏の消費者物価上昇率の推移

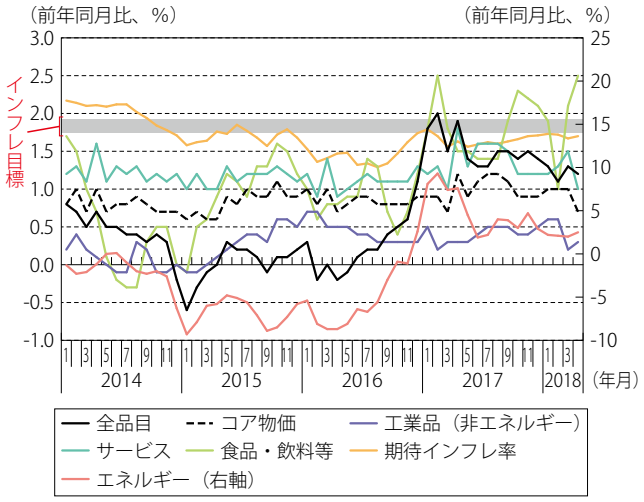

備考：コア物価は、エネルギー・食品・飲料・たばこを除く品目の消費者物価。期待インフレ率は 5 年先 5 年物 BEI。2018 年 4 月速報値。
資料：Eurostat、Thomson Reuters Eikon から作成。

第Ⅰ-2-2-11 表　ECB の金融政策

	ECB のフォワードガイダンス（ポイント）
政策金利	長期、かつ資産購入期間を十分に超えて、現在の水準に維持する。 （限界貸出金利 0.25%、主要リファイナンス・オペ金利 0.0%、中銀預金金利▲ 0.4%）
資産購入	月額 300 億ユーロ。2018 年 9 月まで実施。物価目標に向かう物価軌道の持続的な調整が確認できるまで必要に応じて延長。 〈2018 年 3 月、以下を削除〉 見通しが悪化する場合、または、金融環境が物価軌道の持続的調整に一致していない場合、理事会は、資産購入プログラム（APP）の拡大及び / あるいは期間延長を行う用意がある。

備考：2018 年 4 月時点。

③ 貿易

ユーロ圏の財貿易は、好調な世界経済に支えられ、2017 年は輸出・輸入とも大きく拡大した（第Ⅰ-2-2-12 図）。主な輸出相手国は、ユーロ圏域外では米国、英国、中国の割合が大きいが、2017 年は中国向けが前年比 15%超と大きく伸びた一方、消費が冷え込んだ英国向けは 1%の伸びにとどまった。ユーロ圏域内向けは 8%の伸びとなった（第Ⅰ-2-2-13 図）。

輸入については、主な輸入相手国のうち、中国は前年に比べ 9%伸びたが、米国は 2%の伸びにとどまった（第Ⅰ-2-2-16 図）。

第Ⅰ-2-2-12 図
ユーロ圏の輸出額伸び率（相手先別寄与度）

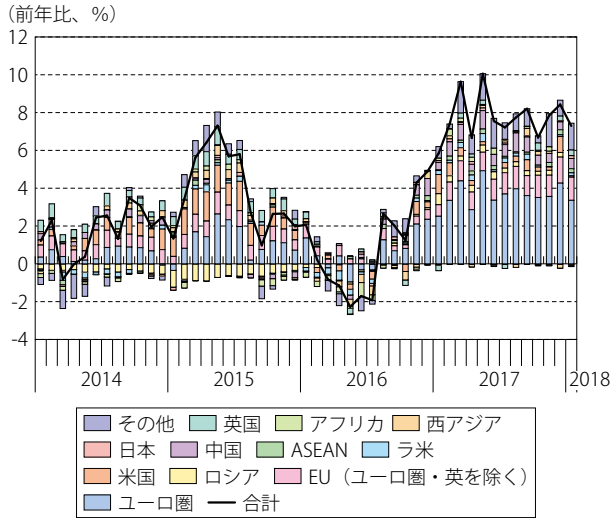

備考：2018 年 1 月まで。ユーロベース。季節調整値。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-2-2-13 図　ユーロ圏の輸出先別割合と伸び率

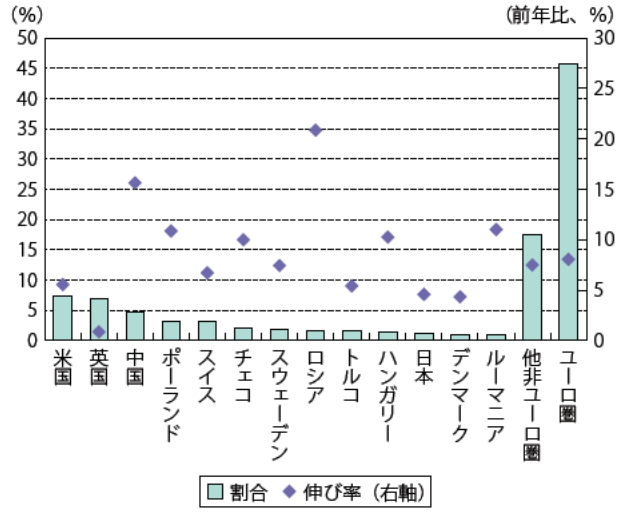

備考：財輸出（2017 年）。ユーロベース。中国は香港を含む。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-2-2-14 図
ユーロ圏の輸出額伸び率と各国寄与度

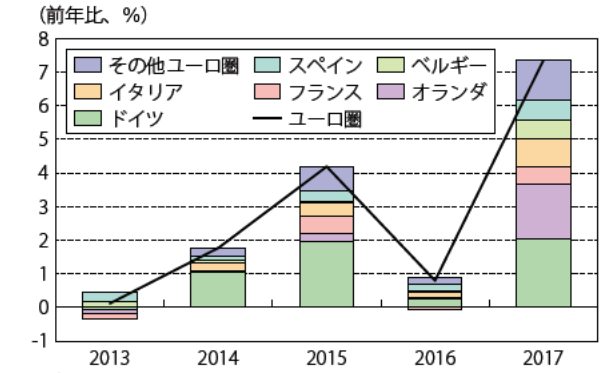

備考：各国の対世界輸出額合計（ユーロベース）。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-2-2-15 図
ユーロ圏の輸入額伸び率（相手先別寄与度）

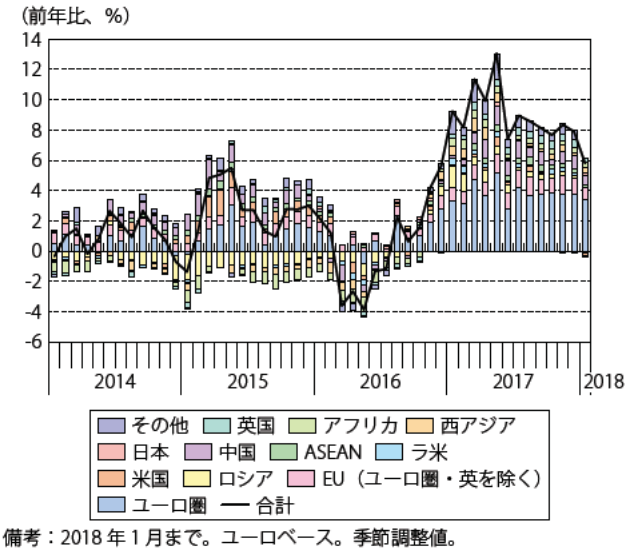

備考：2018 年 1 月まで。ユーロベース。季節調整値。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-2-2-16 図
ユーロ圏の輸入相手国別割合と伸び率

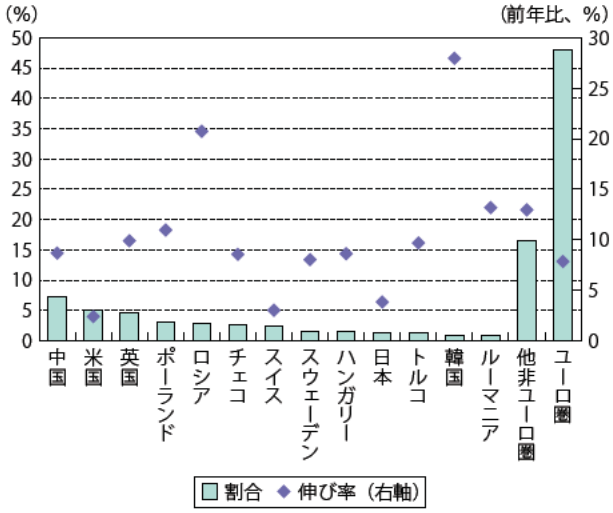

備考：財輸入（2017 年）。ユーロベース。中国は香港を含む。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-2-2-17 図
ユーロ圏の輸入額伸び率と各国寄与度

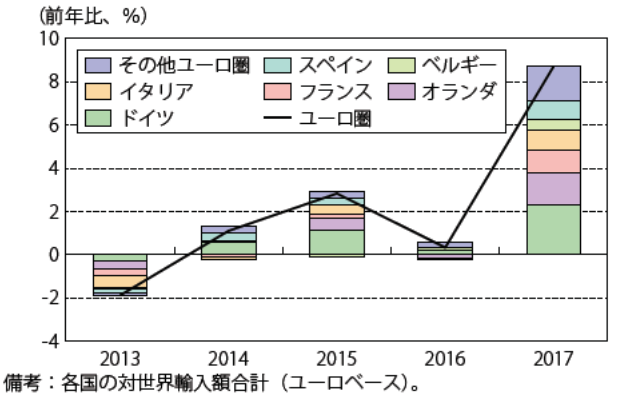

備考：各国の対世界輸入額合計（ユーロベース）。
資料：Eurostat から作成。

(2) 英国経済

① マクロ経済概況

英国は、欧州主要国の中では世界経済危機後の経済立て直しが早く、2014 年まで高い経済成長率を誇っていたが、EU 離脱に関する国民投票の可能性が高まった 2015 年以降は伸びが鈍化しており、2017 年は年率 1.8%の伸びにとどまった（前掲、第Ⅰ-2-2-1 図）。

実質 GDP 成長率に対する需要項目別寄与度を見ると、2017 年は、2016 年まで進んだポンド安が影響して家計消費によるプラス寄与が縮小したが、好調な世界経済を背景に、第 2・第 3 四半期は主に輸出が経済を牽引した（第Ⅰ-2-2-18 図）。

2018 年第 1 四半期については、一次速報値によれば、前期比＋0.1%と大きく鈍化した。セクター別では製造業の伸びが大幅に鈍化したほか、建設業は縮小

第Ⅰ-2-2-18 図
英国の実質 GDP 成長率（需要項目別寄与度）

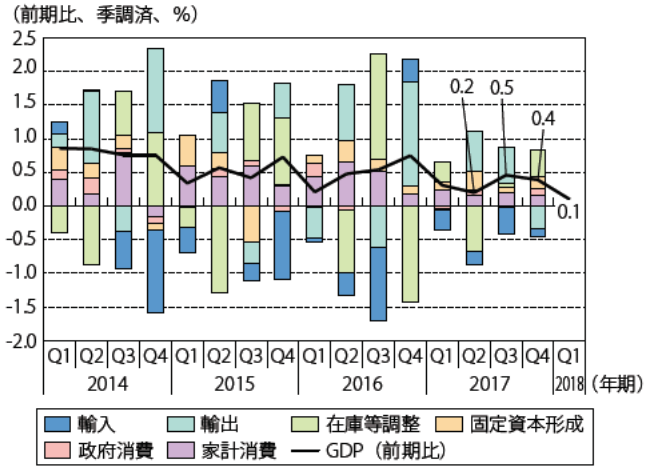

備考：2018Q1 は一次速報値。
資料：Eurostat、英国国家統計局から作成。

第Ⅰ-2-2-19 図
英国の実質 GDP 成長率（セクター別寄与度）

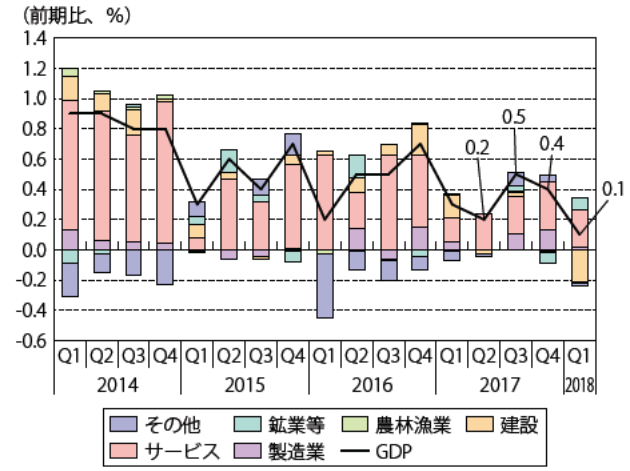

備考：季節調整値。2018 年第 1 四半期は速報値。
資料：英国国家統計局から作成。

第Ⅰ-2-2-20 図　英国の民間投資推移

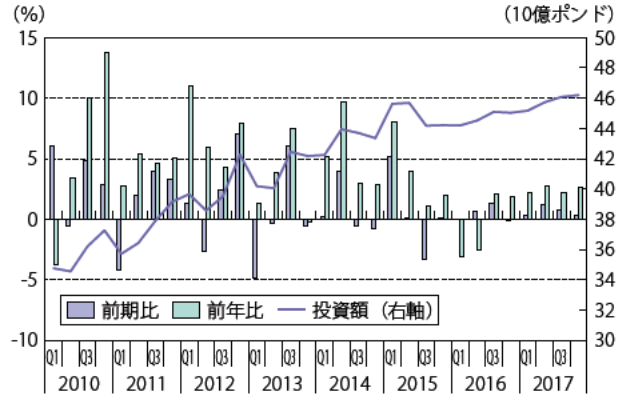

備考：2017 年第 4 四半期まで（四半期ベース）。
資料：英国国家統計局から作成。

第Ⅰ-2-2-21 図　英国製造企業の投資意欲

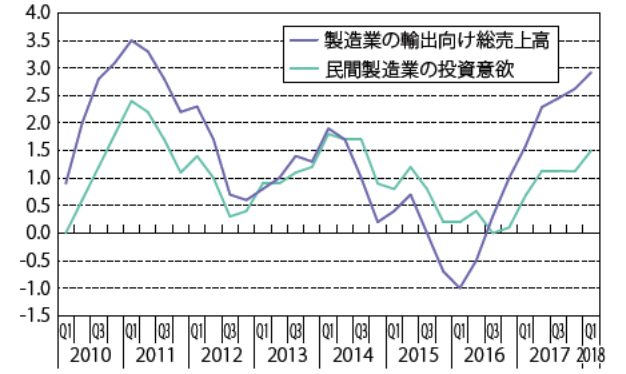

備考：アンケート調査。2018 年第 1 四半期まで。輸出向け売上高は最近 3 か月と前年同期の比較。投資意欲は、今後 12 か月。
資料：イングランド銀行「Agents' scores」から作成。

した（第Ⅰ-2-2-18 図、第Ⅰ-2-2-19 図）。天候要因やポンド高の進行（中間財投入コストが低下する反面、輸出数量を下押しする効果がある）に加えて、EU 離脱後の通商取り決めに関する EU との交渉に対する懸念が鈍化の背景として指摘されている。欧州委員会によれば、2018 年の GDP 成長率（年率）は、2017 年の 1.8 増から 1.5%増へ、2019 年には 1.2%増へと顕著に鈍化していくと見られている[88]。

雇用は改善が続いており、失業率は直近で 4.2%[89]まで低下している（前掲、第Ⅰ-2-2-5 図、第Ⅰ-2-2-6 図）。

固定資本形成は、2017 年も拡大しているものの、そのうち民間投資については、2016 年以降伸びが抑制されている（第Ⅰ-2-2-20 図）。BREXIT に関する EU との交渉の先行きの不透明感から投資を先送りする傾向や、将来の売上が減少するとの見通しの存在が背景として指摘されている。堅調なグローバル需要、ポンド安及び低い資金調達コストを背景に、輸出と企業投資は拡大するとみられているが（第Ⅰ-2-2-21 図）、EU 離脱後の通商関連の取り決めに関する見通しの不透明感が解消されない限り、投資の伸びは引き続き抑制的なものとなると見られている。

なお、外国からの直接投資は、BREXIT による先行きの不透明感をポンド安が相殺する形で、大きな減速は見せていないが、足下では製造業企業を中心に減速傾向にある（第Ⅰ-2-2-22 図、第Ⅰ-2-2-23 図）。

88　European Commission (2018).
89　2017 年 12 月時点で 4.2%（欧州統計局）。

第Ⅰ-2-2-22 図　英国の外国直接投資（フロー）

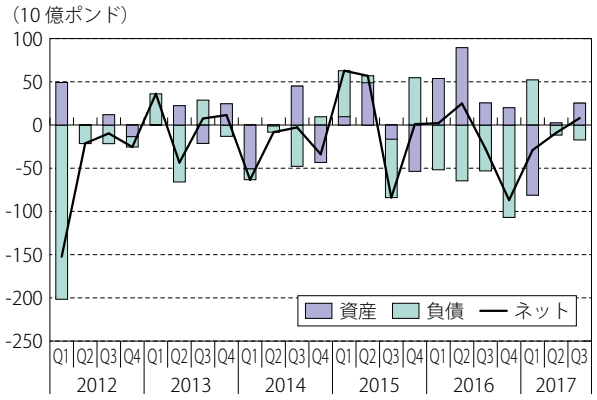

備考：プラスが流出超過。2017 年第 3 四半期まで。
資料：英国国家統計局から作成。

第Ⅰ-2-2-23 図
英国企業に対する外国企業による買収

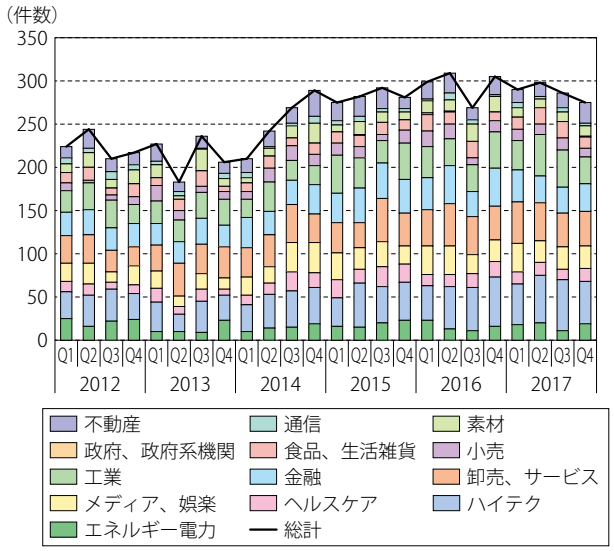

備考：買収側最終親企業が外国企業である M&A のうち公表されたもの全て。
資料：Thomson One から作成。

第Ⅰ-2-2-24 図　英国の消費者物価上昇率

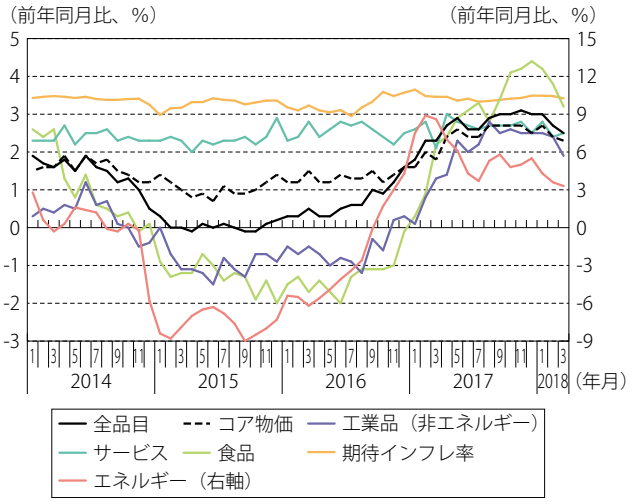

備考：コア物価は、エネルギー・食品を除く品目が対象。期待インフレ率は、フォワード BEI（5 年先 5 年物）。2018 年 3 月まで。
資料：Eurostat、英国国家統計局、Thomson Reuters Eikon から作成。

第Ⅰ-2-2-25 図　英国の物価と為替の推移

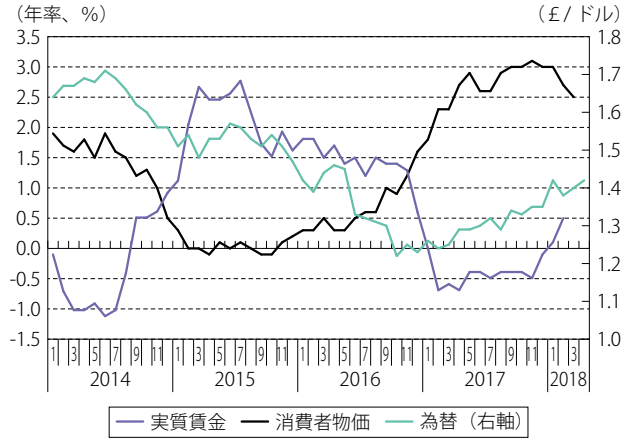

備考：季節調整値。為替は 2018 年 4 月、物価は 3 月、賃金は 2 月まで。
資料：英国国家統計局、Thomson Reuters Eikon から作成。

② 消費者物価

消費者物価上昇率は、ポンド安を背景に 2016 年後半から 2017 年前半にかけて大幅に加速し、2017 年 9 月から 2018 年 1 月まで 3%台という高水準で推移した（第Ⅰ-2-2-24 図）。これにより実質賃金が押し下げられ（第Ⅰ-2-2-25 図）、2016 年末より小売売上高の伸び率は顕著に鈍化した。

一方、ポンドが 2016 年末を底に対ドルで回復する中、2018 年に入り、ようやく過去のポンド安によるインフレ押し上げ効果が剥落し、消費者物価上昇率は鈍化、実質賃金上昇率が約 1 年ぶりにプラスに転化した。

③ 貿易

英国の財輸出は、資源価格の低迷や先進国及び中国経済の減速を背景に、2016 年は低迷したが、2017 年には世界経済の回復とポンド安に支えられて拡大した（第Ⅰ-2-2-26 図）。財輸入については、国内消費の冷え込みにより 2017 年前半まで低迷したものの、2017 年秋以降は持ち直している（第Ⅰ-2-2-27 図）。

なお、2016 年には、国民投票前後の先行き不透明感及び投票後のポンド下落の中、保有するポンドを金に買い換える動きによって、非貨幣用金の輸入が急増した。そのため、財の合計輸入額に占める非貨幣用金の割合が、前年の 3%から 9%にまで拡大したが、2017 年にはそうした動きはやや下火になり、同割合は 6%に低下している（第Ⅰ-2-2-28 図）。

第Ⅰ-2-2-26図　英国の輸出伸び率（相手先別寄与度）

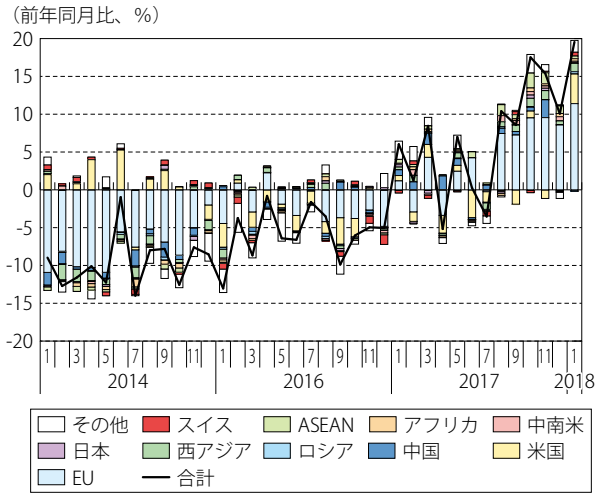

備考：非貨幣用金を除く。ドルベース。季節調整前。2018年1月まで。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅰ-2-2-27図　英国の輸入伸び率（相手先別寄与度）

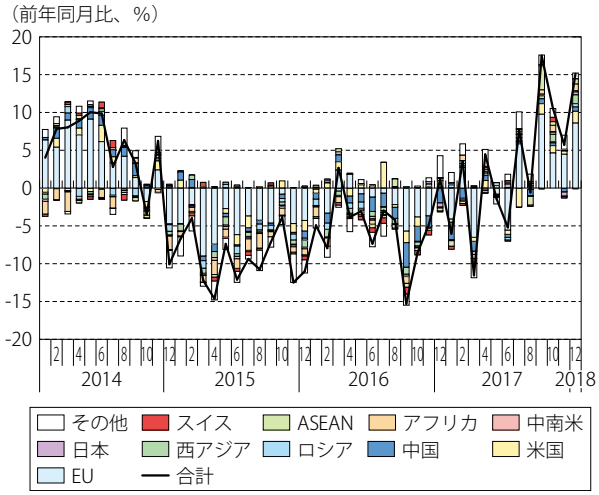

備考：非貨幣用金を除く。ドルベース。季節調整前。2018年1月まで。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅰ-2-2-28図　英国の金輸入額推移（相手先別）

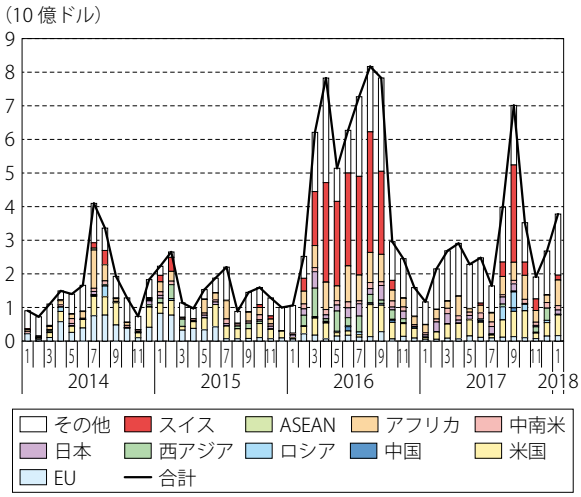

備考：非貨幣用金。季節調整前。2018年1月まで。
資料：Global Trade Atlas から作成。

2. BREXITの動向

（1）BREXIT概要

英国は、国民投票（2016年6月23日）を踏まえ、2017年3月29日、EUを離脱する旨を欧州委員会に対し通知しており、2019年3月30日0時（欧州時間）にEUを離脱することが決定している。

上述のとおり、英国では、EU離脱の決定以降、ポンド安を背景とした消費の鈍化がみられたほか、将来の不透明感により、国内企業による固定資本形成や外国企業からの対内直接投資が鈍化している。

2018年3月には、欧州理事会において、英国のEU離脱以降の移行期間に関する内容が暫定合意され、漸く移行期間終了後の将来枠組みに係る交渉が開始される段階に至った。同交渉は長期化する可能性が高いと見られているが、その結果次第では、経済への影響が非常に大きくなる可能性もある。

英国としては、より幅広いサービス分野を扱う等他にはない自由貿易協定を目指すとしており、仮に、カナダEU間と同様の自由貿易協定が締結された場合には、モノの取引に原産地証明が必要になる等、通関手続の煩雑化が予想される上、カバーされる範囲が限定的になる可能性もあることから、一定程度の影響が生じうる[90]。

あるいは、ノルウェーのようにEFTA（欧州自由貿易連合）に加盟した上で欧州経済領域（EEA[91]）にも

参加する場合は、EU 域内と同じく、モノ、サービス、資本を自由に移動でき、金融業の単一パスポート制度も維持されるため影響が小幅に抑制される。一方で、人の移動の自由も含めた一定の EU 法の受け入れや、EU への一定の支払いの受け入れも必要となることから、英国はこのパターンを容認しないことを表明している。

そして、当然ながら、英 EU 間で貿易に関する合意がないまま離脱した場合は最も影響が大きい。仮に、貿易協定等の枠組がなんら合意されないまま EU を離脱した場合、英国と EU は互いに WTO 上の約束内容を適用することになり、財及びサービス貿易全般において、現在よりも企業の負担が大きく増すこととなる。

第 I-2-2-29 表
BREXIT による影響見通し（英国財務省）

EU との関係	中央値	（幅）
EEA（欧州経済領域）	▲ 3.8	（▲ 4.3～▲ 3.4）
FTA	▲ 6.2	（▲ 7.8～▲ 4.6）
WTO	▲ 7.5	（▲ 9.5～▲ 5.4）

備考：EU 離脱後 15 年の間に GDP に与える影響（EU 離脱しなかった場合との比較）。
資料：英国財務省「the immediate economic impact of leaving the EU」（2016 年 5 月）から作成。

一方、非関税障壁の発生によって大きく影響を受けるとみられるセクターは、英国産業連盟（CBI）の試算[92]によれば、飲料・食品、化学品、あるいは輸送用機械等である（第 I-2-2-30 表）。

EU 加盟国の中で合法的に製造・販売された製品であれば、EU 法の下で多くの規制・制度に関する相互認証が保証されているため、EU 域内でビジネスを行う場合は追加的な対応は不要であった。しかし、EU 加盟国としての資格が失われた後は、英国企業は EU 非加盟国の企業として EU でビジネスを行うこととなり、通商取り決めの内容次第では、自国の規制[93]に加えて EU あるいは EU 各国の規制に従う必要が生じる。また、特に、安全性の確保や生産効率の増進等を目的として多くの規制や手続きが定められているセクターや、中間財を輸入して加工した製品を輸出するといった形でサプライチェーンが複雑に絡み合っている工業品においては、企業の負担は大きく増し、競争力の低下に繋がりかねない。

第 I-2-2-30 表
「合意なし」の EU 離脱の場合の非関税障壁

	対 EU 輸出時の EU 非関税障壁
飲料・食品・タバコ	30.1
化学（医薬品除く）	15.1
自動車	11.7
その他輸送用機械	11.7
航空、防衛	11.1
繊維・衣料・靴	9.6
郵便・通信	8.2
金属・金属製品	7.4
医薬品	6.4
保険	5.6
金融サービス	5.5
電気機器	2.7

備考：単位は%。英国産業連盟による試算。
資料：英国産業連盟（CBI）資料「BREXIT BRIEFING」から作成。

また、EU 内で認められている人の移動の自由についても、EU 離脱後に EU 非加盟国としての待遇に甘んじることとなれば、人材の不足及び機動性の低下からやはり競争力の低下を招く可能性が高い。

英国と EU の主要貿易品目別の依存度を見ると、英国は、輸出・輸入いずれにおいても、多くの製造品が EU に大きく依存しているが、特に化学品・プラスチック品及び輸送用機械に関しては、貿易金額も大きいことから、通商取り決めの内容次第では影響が大きくなる可能性がある（第 I-2-2-31 図、第 I-2-2-32 図）。

一方、EU にとっての英国依存度に関しては、主要貿易品目がいずれも 1 割未満にとどまっている。さらに、英国依存度は 2000 年代半ばに比べて低下傾向にあることから、英国企業に比べれば、EU 域内企業のうち BREXIT の影響を受ける企業割合は小さいと考えられる（第 I-2-2-33 図、第 I-2-2-34 図）。

90 EU トゥスク欧州理事会議長は、英国に残された選択肢はカナダ型の FTA だけであるという認識を示しているが、一方、英国メイ首相は、カナダ型 FTA で得られる通商関係では不十分との見解（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2018）。）。
91 EFTA 加盟国が、EU に加盟することなく、EU の単一市場に参加することができる枠組み。1994 年 1 月 1 日、EFTA と EU の間で発効した協定に基づき制定された。
92 CBI（2017）.
93 既存の英国の規制に加えて、現在効力を有する EU 規則に代わる新たな英国の規制。

第Ⅰ-2-2-31 図
英国の輸出額に占める EU 割合（品目別）

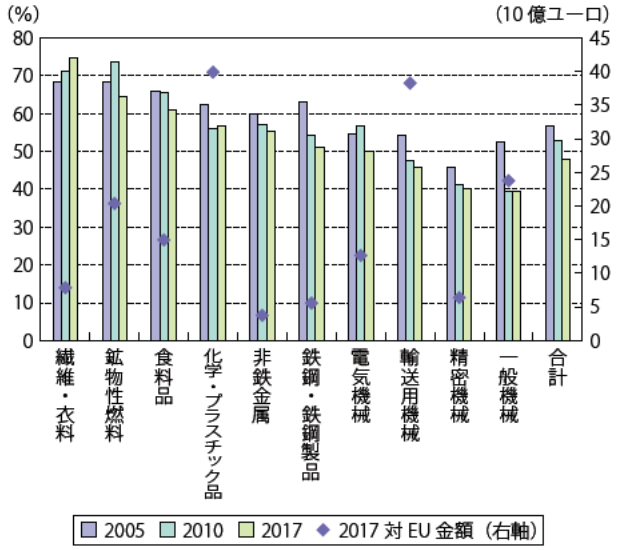

備考：EU28 か国。ユーロベース。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-2-2-32 図
英国の輸入額に占める EU 割合（品目別）

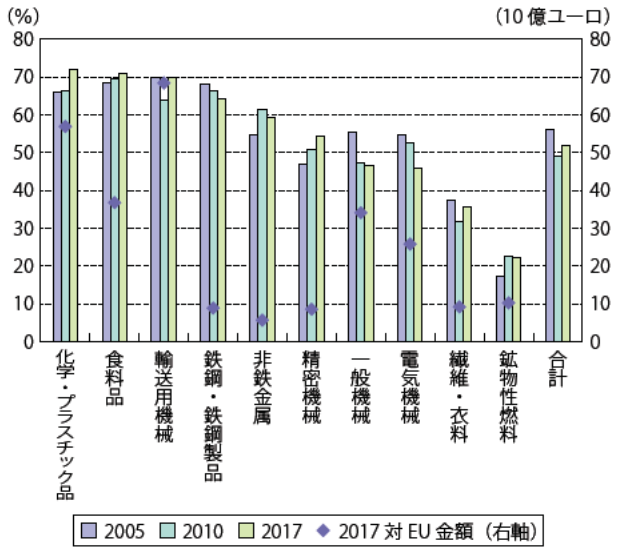

備考：EU28 か国。ユーロベース。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-2-2-33 図
EU の輸出額に占める英国割合（品目別）

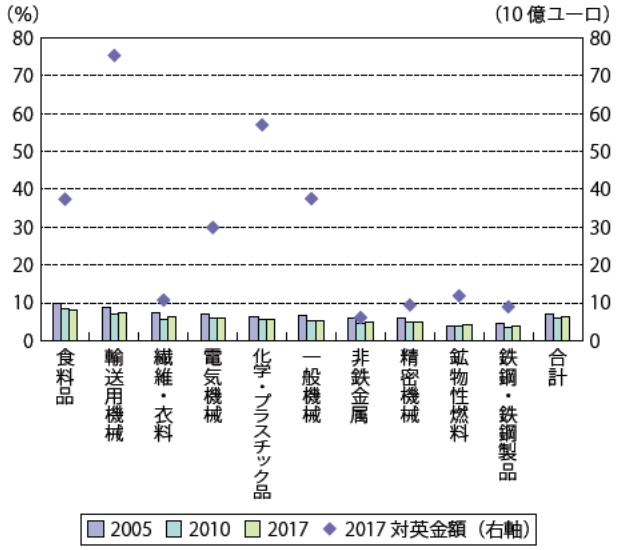

備考：EU28 か国。ユーロベース。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-2-2-34 図
EU の輸入額に占める英国割合（品目別）

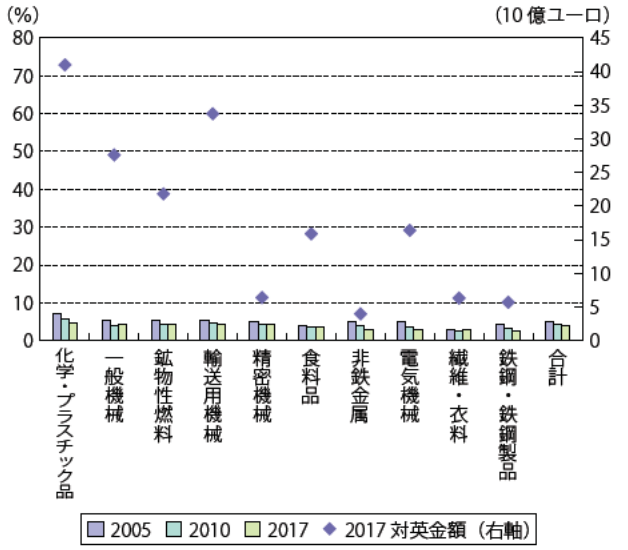

備考：EU28 か国。ユーロベース。
資料：Eurostat から作成。

(2) BREXIT に対する産業界の反応

BREXIT で生じる関税・非関税障壁による影響を軽減するため、各国の産業界が英国及び他の EU 加盟国政府に対して声を挙げている。

例えば、英国の化学工業会は、欧州委員会の REACH 規則（化学品の登録・評価・認可及び制限に関する規則）の枠組みについて、引き続き英国が EU 内のメンバーとして参加できるようにすることを求めている[94]。

2007 年に施行された REACH 規則は、化学品を EU 域内で製造・輸入する企業に対して、EU 市場に出す前に、当該化学物質を欧州化学品庁（ECHA）に登録・届出することを義務付けている。

同制度の導入以来、各国企業は同規則の求める煩雑な手続きに対応しているが、英国が EU 非加盟国になれば、英国企業は、EU の REACH 規則への対応のみ

94 Chemical Industries Association (2017a), Chemical Industries Association (2017b).

ならず、自国内の規制にも対応する必要が生じる。また、REACH に関する手続きを行うことができるのは EU 域内の「輸入者」か「唯一の代理人」に限られるため、英国企業は自国内で対応することができず、これまでと比べてコストが大きく増すこととなる。

さらに、REACH 規則は、化学物質を製造・販売する企業だけでなく、一定の化学物質を含有する成形品の製造・販売を行う企業にも対応を義務付けている。そのため、仮に英国と EU の間に同規則に関する調整がなされないまま離脱を迎えた場合、化学品だけでなく、英国の主な輸出品である自動車や航空機を含む多くの品目が、他の EU 加盟国での登録・届出を求められることとなり、欧州のサプライチェーン全体に影響が拡大する[95]。

また、英国の自動車産業は EU とのサプライチェーンに深く組み込まれて完成車及び自動車部品の輸出入を行っている（第 I-2-2-35 図）ため、EU 離脱により単一市場への自由なアクセスができなくなった場合、規制対応や通関業務に要する時間的な損失と関税コストの負担により競争力の低下を招くことが懸念されている。そのため、英国の自動車工業会は、型式認証に関する相互認証の必要性、原産地規則において EU コンポーネントを累積扱いにする必要性、及び通関業務の遅延回避の必要性等を主張している。また、税関手続の復活に伴う倉庫・在庫マネジメントの再編等、緊急対策の実施には 1 年以上の準備期間が必要であるとして、対応が求められる可能性を当局が早期に示すよう要求している[96]。

一方、EU 側の産業界も、BREXIT による悪影響を懸念している。

ドイツ商工会議所のアンケート調査によれば、ドイツ企業の多くは、モノの自由な移動の確保と、通関手続等官僚主義の抑制を、BREXIT 交渉において優先すべき事項として挙げている[97]（第 I-2-2-36 図）。

なお、8％の企業が、英国内の投資先をドイツ等他の地域へ移転する予定があると回答している（第 I-2-2-37 図）。一方で、過半数の企業が BREXIT に対する準備を行っていないが、BREXIT 後の英 EU の関係が不透明であることが理由と見られている（第 I-2-2-38 図）。また、同調査報告書では、BREXIT により大きな影響を受ける可能性がある企業として、複雑なサプライチェーンに組み込まれている企業と並んで、これまで EU 域内でしか貿易をしたことがなく通関手続に

第 I-2-2-35 図　英国の自動車貿易に占める EU 割合

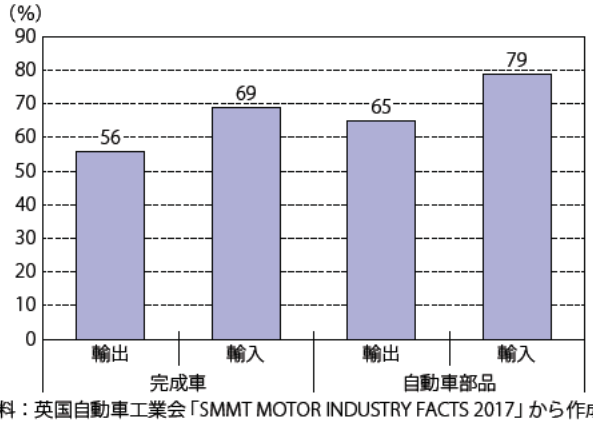

資料：英国自動車工業会「SMMT MOTOR INDUSTRY FACTS 2017」から作成。

第 I-2-2-36 図
ドイツ企業による優先事項（BREXIT 交渉）

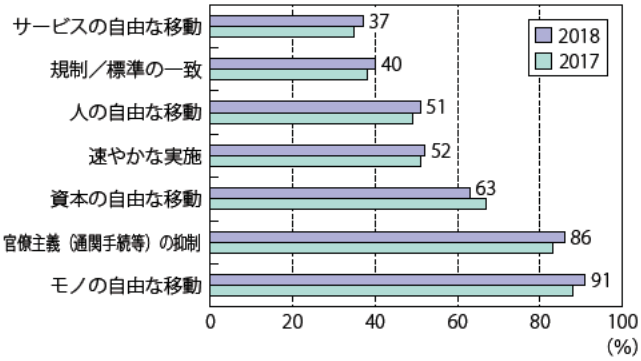

備考：2018 年 2 月アンケート調査。英国とビジネスを行うドイツ企業約 900 社。
資料：ドイツ商工会議所「Auswirkungen des Brexit-Going International 2018」から作成。

第 I-2-2-37 図
英国内の投資先を移転する予定の有無（ドイツ企業）

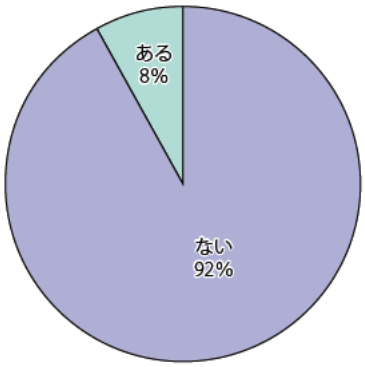

備考：2018 年 2 月アンケート調査。英国とビジネスを行うドイツ企業約 900 社。
資料：ドイツ商工会議所「Auswirkungen des Brexit-Going International 2018」から作成。

95 ADS (2017).
96 Business, Energy and Industrial Strategy Committee of House of Commons (2017).
97 DIHK (2018).

第Ⅰ-2-2-38 図　BREXIT による影響評価（ドイツ企業）

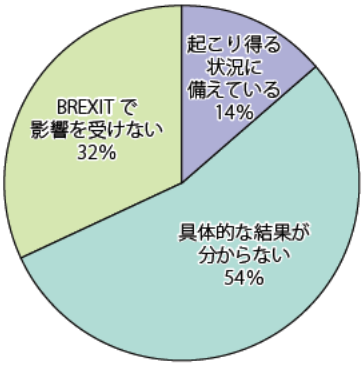

備考：2018 年 2 月アンケート調査。英国とビジネスを行うドイツ企業約 900 社。
資料：ドイツ商工会議所「Auswirkungen des Brexit-Going International 2018」から作成。

慣れていない中堅・中小企業が挙げられている。

なお、在欧州の日系企業に対するアンケート調査によると、8 割以上もの製造業企業が、関税による影響を懸念している。また非関税障壁については約 4 割、基準・認証については 3 割前後の製造業企業が懸念している。

また、在英の日系製造業企業の多くが、通関手続の導入、物流、及びサプライチェーンに関して、対応準備や見直し等を行う必要性を認識している[98]（第Ⅰ-2-2-39 図）。さらに、こうした対応や見直しに要する期間については、回答数が少ないものの、通関手続を除いては、半数以上の企業が、対応に 2 年以上要すると考えていることが確認できる（第Ⅰ-2-2-40 図）。英 EU 間の交渉がまとまり、移行期間が設定される場合、同期間は 2019 年 3 月 30 日[99]から 1 年 9 か月となることが暫定合意されているが、上記アンケート結果を踏まえても、実際に移行期間内に企業が十分な対応を行うことができるのか不透明である。BREXIT 後に関する英国と EU の交渉が速やかに進展することが求められる。

また、経団連と在欧日系ビジネス協議会（JBCE）が 2018 年 3 月に公表した「英国の EU 離脱に関する第二段階の交渉に向けた意見」[100]では、十分な長さの移行期間や無関税貿易の維持に加えて、将来の英国と EU の関係について、簡素な通関手続と原産地規則の実現や、英国と EU の間での広範な経済分野における規制・基準の整合性の確保といった要素への対応が要望されている。

第Ⅰ-2-2-39 図
「英国の規制・法制の変更」で懸念のある分野（日本企業）

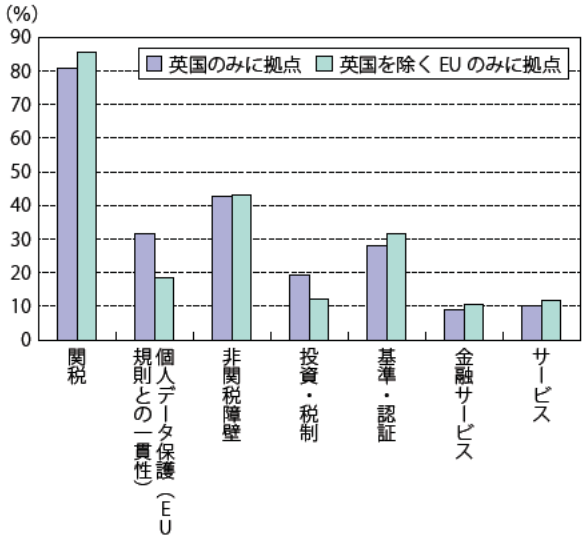

備考：日系製造企業に対するアンケート調査。英国のみに拠点を置く企業（89 社）と、英国以外の EU にのみ拠点を置く企業（196 社）。
資料：日本貿易振興機構「欧州進出日系企業実態調査（2017 年度調査）」から作成。

第Ⅰ-2-2-40 図
在英日本企業が BREXIT 対応に要する期間

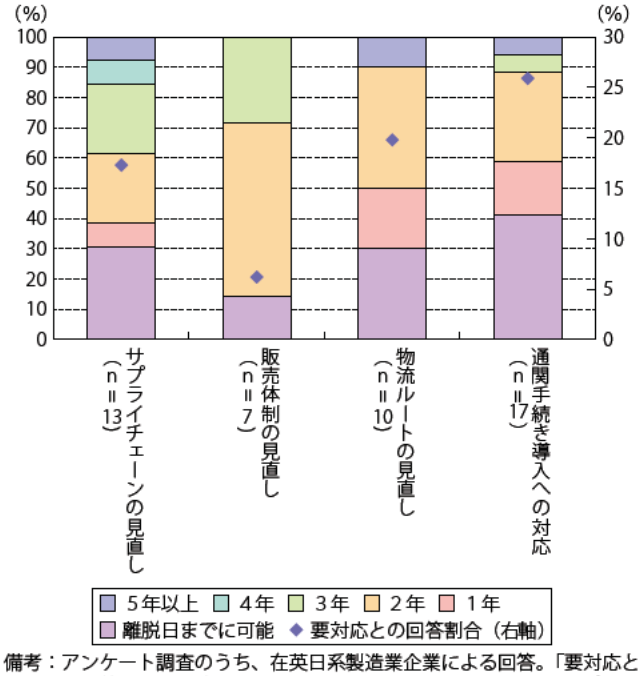

備考：アンケート調査のうち、在英日系製造業企業による回答。「要対応との回答割合」は在英日系製造業企業 81 社に占める割合。サプライチェーンの見直し及び物流ルートの見直しは、関税が発生する場合の回答。
資料：日本貿易振興機構「欧州進出日系企業実態調査（2017 年度調査）」から作成。

98　独立行政法人日本貿易振興機構（2017a）。
99　欧州時間。
100　Keidanren (Japan Business Federation) and Japan Business Council in Europe (JBCE) (2018).

これまで、EUの枠組みの中で英国とEUの経済関係は深いレベルで統合され、英国の経済成長を支えてきたが、離脱後の枠組の変化によって、築き上げられたサプライチェーンは大きく影響を受ける可能性がある。モノの移動だけを見ても、関税の枠組にとどまらず、製造・販売に関するEUの規制・制度まで幅広い。英国とEUの関係が従来と比べてどの程度変化するのかに注目が集まっている。

ただし、英国とEUの交渉は、漸く2018年3月にBREXIT後の将来枠組みに係る交渉の段階に入ったばかりであり、対外的に公表されている範囲では、交渉内容は明らかではない。一方で、英EU間で交渉中の離脱協定において、英国のEU離脱（2019年3月30日）及び移行期間の終了（2020年12月31日）の時期は既に定められている[101]。一方で、具体的な交渉はEU離脱後に行われ、最終的な協定締結がいつなされるのか全く不透明な中で、企業がBREXITによる環境の変化に対応するための具体的な情報がないことによって、企業の対応が間に合わなくなるリスクが懸念される。

3. 通商政策動向

(1) EUの通商政策

欧州共同体（EC）では、1968年という早い時期に、域内関税ゼロの関税同盟が形成されている。メンバーは当初のEEC加盟6か国[102]から、1986年までに12か国に拡大し、1993年の欧州連合（EU）への発展を経て、現在では28か国となっている。

EUは欧州域外との通商協定の締結にも積極的に取り組み、トルコとの関税同盟[103]、地中海諸国と経済連携協定[104]、メキシコとの自由貿易協定[105]などが2000年代半ばまでに発効した。

2006年に、EUは新しい通商戦略をまとめた報告書「Global Europe」を発表した。同報告書はEUの成長と雇用のための通商政策を示すことを目的としており、欧州の企業が世界で競争するために世界の市場をオープンにする必要があり、また、そのためには関税の撤廃だけでなく、財、サービス、投資、知的財産、政府調達、持続可能な発展等を対象とする、深く包括的な貿易協定を締結する必要があることが示されている。

同報告書では、自由貿易協定（FTA）の新しいパートナーの選定基準を、市場規模が大きく、EUからの輸出に対する保護（関税若しくは非関税障壁）の水準が高いことと明記しており、これに基づいて、韓国、ASEAN[106]、及びメルコスール[107]との間で、サービス分野の自由化や非関税障壁の撤廃も内容とするFTA交渉が進められた。

2015年には、韓国との自由貿易協定が発効[108]した。韓国との自由貿易協定は、物品関税撤廃だけでなく、自動車や医薬品分野の財貿易に関する非関税障壁にも対応しているほか、サービス分野や投資における市場アクセス等も対象としている。また、中南米地域で最も早く2000年に自由貿易協定を締結したメキシコとの間では、現在、協定の近代化に向けた交渉が進められている。

さらに、2017年9月に暫定適用が開始したカナダとの包括的経済貿易協定（CETA）と、同年12月に交渉が妥結した日本との経済連携協定（EPA）[109]は、相互の関税・非関税障壁について高いレベルで自由化を図り、かつ、反グローバル化に対する支持が拡大する中で、労働者の人権及び環境の保護にコミットした内容となっている[110]。特に日本とのEPAに関しては、保護主義の動きが広まる中で、開かれた公正な貿易・投資ルールのモデルとなることが期待されている[111]。

これらのFTA交渉の結果、EUの域外向け財貿易額に占めるFTAカバー率（FTA発効済国・地域、

101 移行期間の終了時期は暫定合意内容。
102 ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ。
103 1995年12月31日より発効。
104 1995年に合意された、自由貿易圏の創設を目的とする総合的な協力枠組みであるバルセロナ宣言を背景とする。国により、1990年代から2000年代半ばにかけて発効した。
105 2000年発効。
106 ASEANの中ではベトナム及びシンガポールとの交渉が既に妥結（当初、EUはASEAN地域とのFTAを目指していたが、ASEAN域内個別国とのFTA締結に切り替えた）。
107 EU・メルコスール自由貿易協定は、2004年10月までの交渉の後、交渉中断。2010年に交渉再開、2012年に交渉再中断、2016年に交渉再開。
108 2007年に交渉開始、2011年に暫定適用開始、2015年末に発効。
109 2017年12月に交渉妥結（2018年3月時点で署名待ちの状況）。

第Ⅰ-2-2-41 図
EU の FTA 発効済み貿易額に占める貿易相手国

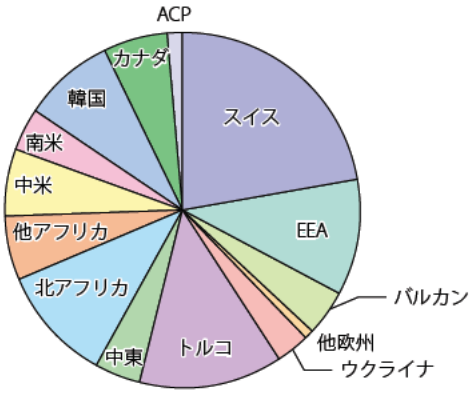

備考：EU28 か国の、FTA・関税同盟（2018 年 3 月時点で発効済み若しくは暫定適用）の国（EU 外）との貿易額（2017 年）の割合。
資料：Global Trade Atlas、European Commission ウェブサイトから作成。

第Ⅰ-2-2-42 図
EU の FTA カバー率（対 EU 域外貿易額）

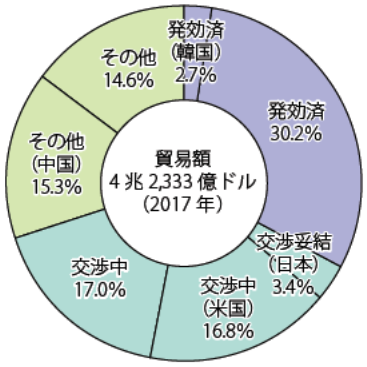

備考：2018 年 3 月末時点。EU28 か国の域外貿易に占める割合。
資料：IMF Direction of Trade Statistics から作成。

及び EU 域外の関税同盟相手国が占める割合）は拡大し、EU28 か国では 2017 年に 32%（暫定適用・署名済みを含む）となっている（第Ⅰ-2-2-42 図）。なお、1995 年時点の EU 加盟 15 か国に限定した貿易額の推移を見ると、FTA 発効済国の割合は、1997 年の 14% から 2017 年では 39%に拡大（暫定適用分も含めると 43%）している（第Ⅰ-2-2-43 図）。また、域外向けだけでなく EU 域内も含めた貿易額について見ると、EU の FTA カバー率は 7 割を超え、他の主要国を上回る（第Ⅰ-2-2-44 図）。

こうした通商協定の締結と世界経済の拡大を背景に、EU の貿易額は、財・サービスともに拡大している。1995 年の第 4 次拡大後の EU 加盟 15 か国に関する貿易額について見ると、EU15 か国以外との貿易額は、

第Ⅰ-2-2-43 図
EU15 か国の FTA（発効済み）カバー率推移

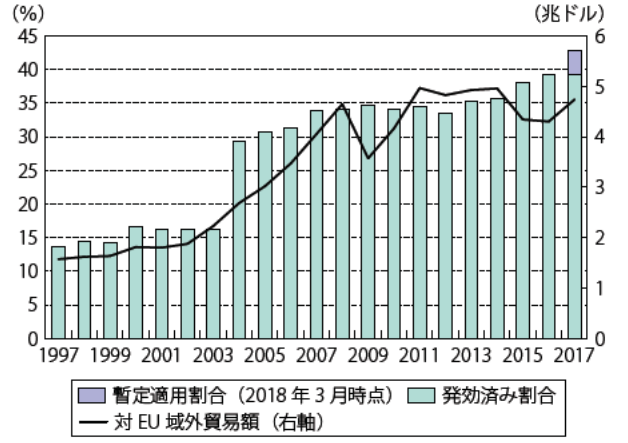

備考：EU15 か国（1995 年 EU 加盟国）の域外貿易額に占める FTA・関税同盟のカバー率。当該年内に発効したもの。暫定適用分は 2017 年のみ表示。
資料：Global Trade Atlas、European Commission ウェブサイトから作成。

第Ⅰ-2-2-44 図　主要国・地域の FTA カバー率

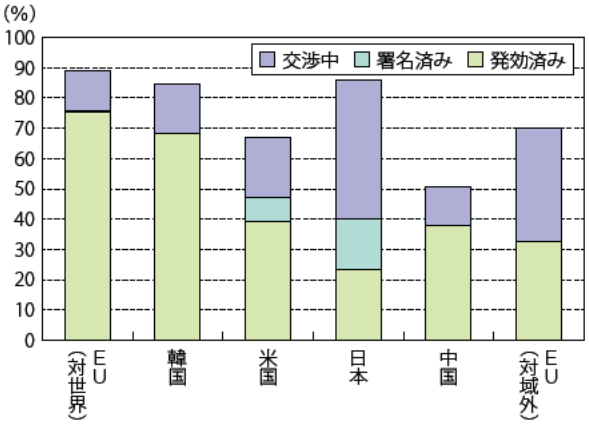

備考：FTA カバー率は、発効済み及び署名済みの国・地域（2018 年 3 月末時点）との貿易が全体に占める比率。金額は 2017 年の貿易統計に基づく。EU は EU28 か国。「交渉中」には交渉妥結済の数字も含む。
資料：財務省貿易統計（日本）、IMF「Direction of Trade Statistics」（中国・韓国・米国・EU）から作成。

1997 年から 2017 年の間に 3 倍まで拡大している（第Ⅰ-2-2-45 図）。主な域外の貿易相手国・地域の中で、財貿易の伸び率が最も高いのは中国で、2017 年の輸入額は 1997 年の 7 倍以上、輸出額は 6 倍以上となり、EU15 か国以外との貿易額に占める割合は 13%に達している（第Ⅰ-2-2-46 図）。

(2) EU の改正 AD

前項で見てきたように、EU は自由貿易の推進を基本的な立場としている。しかし一方で、必要に応じて

110 European Commission (2016).
欧州委員会ウェブサイト（2018 年 2 月時点）。http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/eu- japan-economic-partnership-agreement/agreement-explained/
European Commission (2017a).
111 外務省（2017）。

反ダンピング措置（以下、AD措置とする）や反補助金措置等の輸入制限措置を実施しており、世界でも米国に次いでAD措置の発動件数が多い。なお、AD措置の発動件数は2000年代半ば以降減少傾向にあるが、中国を対象にしたものが足下で増加している（第I-2-2-49図、第I-2-2-50図）。

そのAD措置のEUにおける枠組を定めるEU規則が、2017年12月に改正された[112]。改正前のAD規則（EU規則No.2016/1036）では、代替価格を使用しうる「非市場経済国（NME国）」として、中国等の国名を明示し、原則として、AD課税調査における代替価格の使用を義務づけていたが、改正後のAD規則では、「NME国」という用語を用いず、また、規則において特定国を明示することなく、重大な市場歪曲が認められる国・産業について、代替価格を使用で

第I-2-2-45図
EU（15か国）の域外貿易額推移（相手国・地域別）

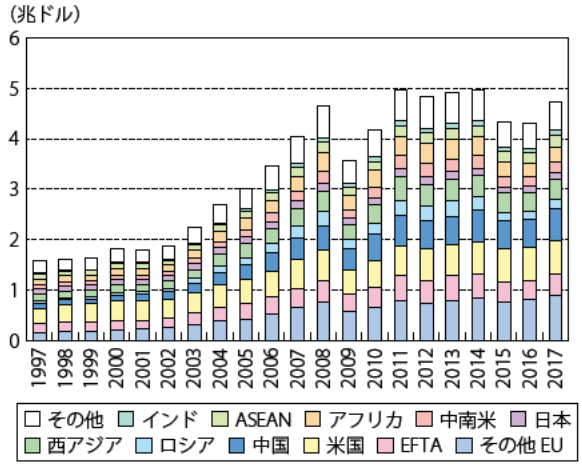

備考：1995年当時のEU加盟15か国をEUとした際の域外貿易額（輸出＋輸入）の推移。その他EUはEU28か国の残り13か国。中国は香港を含む。
資料：Global Trade Atlasから作成。

第I-2-2-46図
EU（15か国）の財貿易額伸び率（域外相手国・地域別）

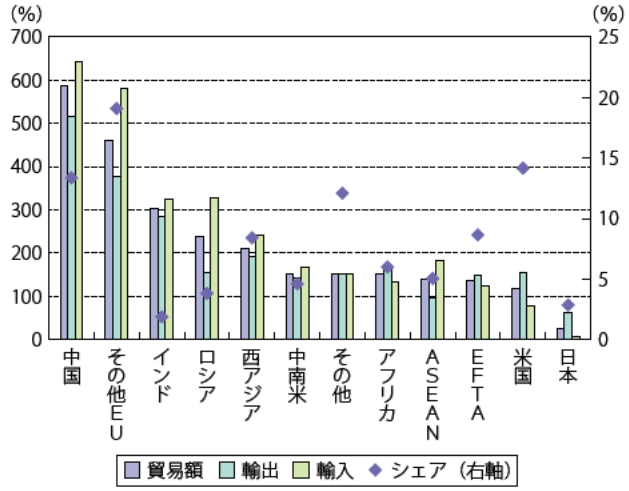

備考：1995年当時のEU加盟15か国をEUとしたときの域外貿易額に関する、1997年から2017年の伸び率。その他EUはEU28か国の残り13か国。シェアは2017年の域外貿易額に占める割合。中国は香港を含む。
資料：Global Trade Atlasから作成。

第I-2-2-47図　EU（15か国）のサービス輸出

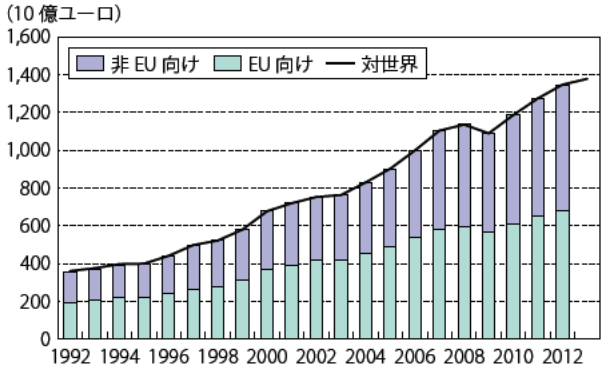

備考：EUは、EU15か国（1995年当時加盟国）とする。対世界は2013年まで。
資料：Eurostatから作成。

第I-2-2-48図　EUの財貿易収支

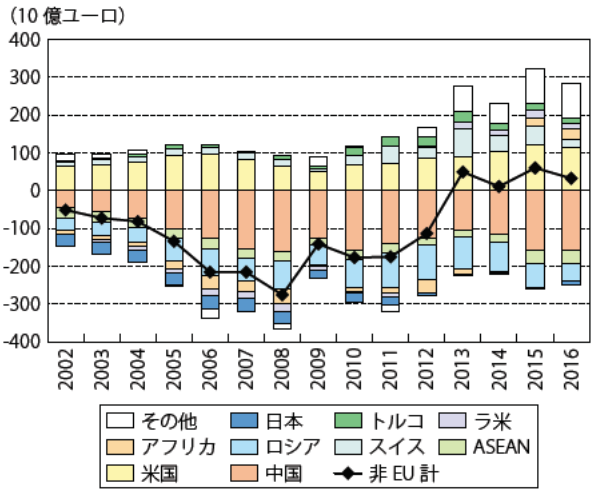

備考：EU28か国。中国は香港を含む。
資料：Eurostatから作成。

第I-2-2-49図　主要国のAD措置発動件数推移

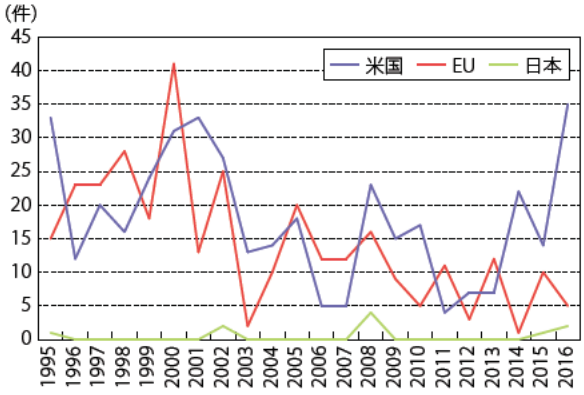

備考：発動件数。2016年まで。
資料：WTO統計から作成。

112 2017年12月20日、改正AD規則が発効した。

第Ⅰ-2-2-50 図　EU による AD 措置発動件数推移

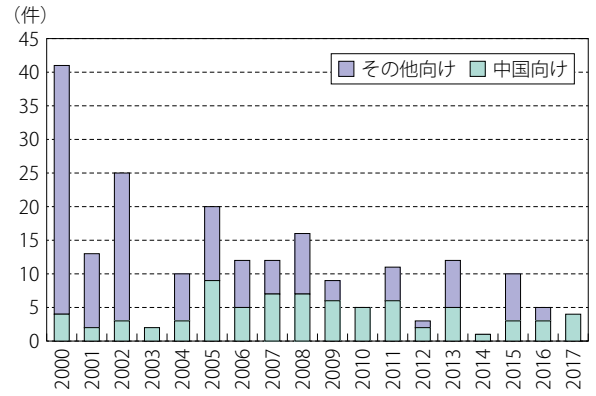

備考：発動件数。2017 年は上半期分（その他向けはなし。）
資料：WTO 統計から作成。

第Ⅰ-2-2-51 図
EU による対中国 AD 措置発動件数推移（品目別）

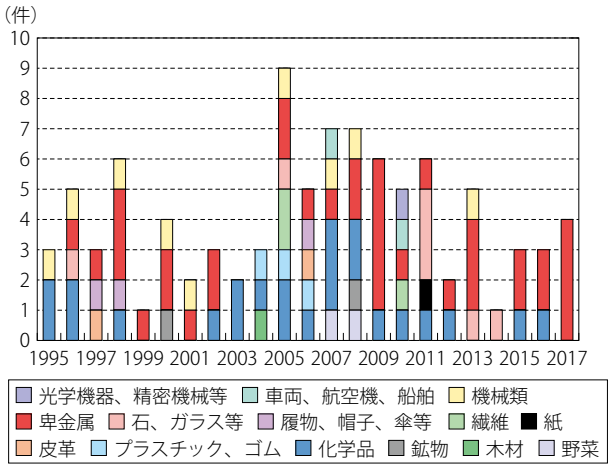

備考：2017 年は上半期分のみ。
資料：WTO 統計から作成。

きる、という規定ぶりとなっている[113]。

同改正は、2016 年 12 月の中国加入議定書の一部文言失効に伴い、WTO 協定上中国に対する代替価格使用が許容されなくなる可能性と、それによって、中国に対する反ダンピング措置の発動可能性が低下するのではないかという、欧州産業界を中心とする警戒感の高まりを背景にしている。

EU の AD 規則については、中国に対する代替価格使用が WTO 協定に整合的か否かが WTO パネル手続で争われているが、EU は、今回の改正理由について、「WTO の法的枠組における EU の国際的義務を完全に遵守しつつ、欧州として、現在の国際通商環境（特に、あまりに頻繁に過剰供給の原因となっている、国家介入による市場歪曲）に対応できる貿易救済措置を確保するため」[114]、と説明している。

自由貿易を支持しつつも市場歪曲的な措置に対峙するという EU の姿勢は明確である。以下は、同改正規則のプレスリリースに掲載されたユンカー欧州委員会委員長のコメントである。

「欧州は自由で公正な貿易を表象する（stand for）が、単純な（naïve）自由貿易主義者ではない。だから、我々は、多国間でルールに基づく貿易システムを支持する（uphold）一方で、我々の企業が公平な環境で活動することを規則によって確保する必要がある。」「これは特定の国に関するものではなく、雇用の破壊に導く不公正な競争やダンピングに対抗する手段を確保するものである。」

新興国の技術進歩は著しく、欧州企業は多かれ少なかれグローバル競争に直面しているが、一部の新興国に関しては、政府による介入が市場歪曲を引き起こしており、欧州域内の企業が不公正な立場で競争を強いられているとの問題意識が高まっている。また、欧州債務危機を契機とした雇用の悪化や、近年の所得格差に対する意識の高まりを背景に、近年の EU の産業政策は産業と雇用の重視を強調する傾向にあるが、その中で、EU は、ルールに則った、自由で公正な貿易を確保する方策を模索している。

（3）外国に対する対内直接投資管理規制の強化

① EU

域内の非関税障壁を撤廃した EU 単一市場が完成した 1993 年以降、世界的なグローバル化の動きも背景として、EU では、域内に加えて域外国からの対内直接投資が増加した（第Ⅰ-2-2-52 図、第Ⅰ-2-2-53 図、第Ⅰ-2-2-54 図）。EU は自由貿易を重視するとともに、対内直接投資に対してもオープンな姿勢が基本であり、多くの国が外国からの投資の呼び込みに積極的であるが、域内の重要な技術やインフラに対する域外国からの投資拡大を背景として、2017 年 9 月、欧州委員会は、域内向けの外国直接投資について加盟国間の情報交換や意見提出等をする枠組を設立するための規則を提案した[115]。

新しい枠組規則提案は、投資管理の最終的な権限は加盟国に属するとしつつも、安全保障と公的秩序の観点から、加盟国がとるべき審査基準として、（1）エネ

113 なお、規則改正後の 2018 年 3 月にも、第三国の価格を正常価格として、中国の鉄鋼分野において実行中の反ダンピング関税措置の継続が決定されている。
114 経済産業省（2018）。

第Ⅰ-2-2-52 図　主要国の対内直接投資推移

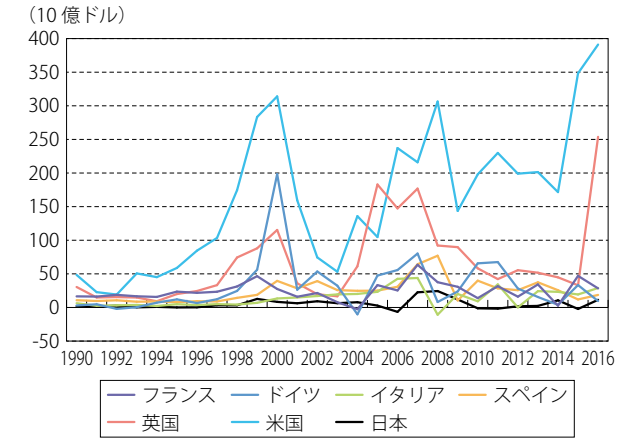

備考：対内直接投資取引額。2016 年まで。
資料：UNCTAD 統計から作成。

第Ⅰ-2-2-53 図
EU に対する域外からの M&A 件数（被買収国別）

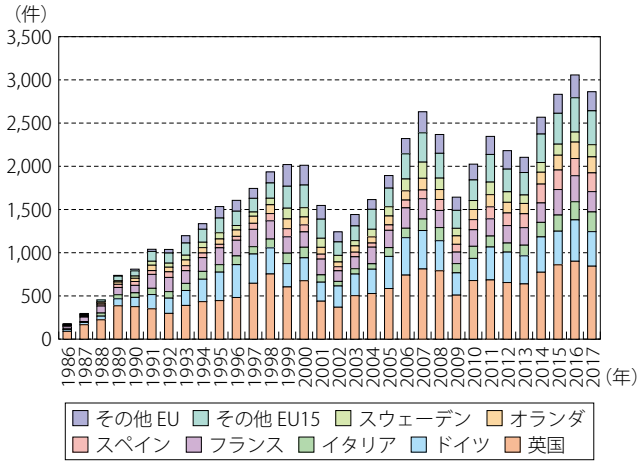

備考：買収側最終親企業の国籍が EU28 か国以外。EU15 は 1995 年当時の EU 加盟国。公表分のみ。公表年に計上。2017 年まで。
資料：Thomson One から作成。

第Ⅰ-2-2-54 図
EU 各国に対する外国からの M&A 件数（買収側地域別）

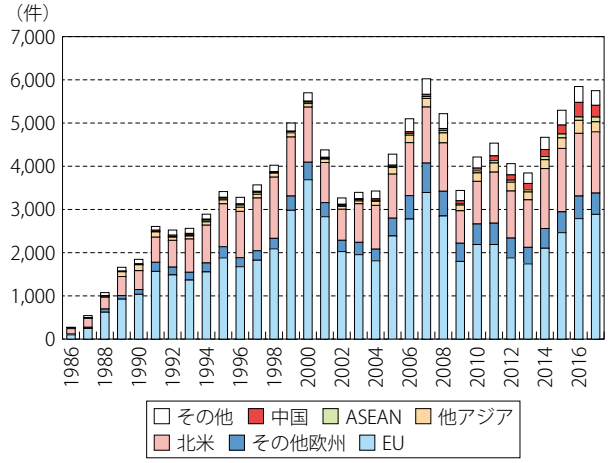

備考：買収側最終親企業の国籍による。EU28 か国に対する M&A。公表分のみ。公表年に計上。中国は香港を含む。その他欧州はロシアを含む。2017 年まで。
資料：Thomson One から作成。

ルギー、通信、金融等の重要なインフラへの影響の可能性、(2) 重要な技術に影響する可能性、(3) 重要な要素の供給確保に影響する可能性、(4) センシティブな情報管理へのアクセシビリティに影響する可能性、(5) 投資が第三国の政府の影響を受けていることなどを列挙している。

投資先である加盟国は、上記のような審査基準によって外国による直接投資を審査する。投資先加盟国は、審査の情報について欧州委員会と他の加盟国に情報提供し、その後、欧州委員会や他の加盟国から発出された意見やコメントを考慮して、投資受入れの最終判断を行う。

また、EU の利益に関わるような投資については、欧州委員会が主導して投資先国に対して意見を表明することができ、この場合、投資先加盟国は、最大限、欧州委員会の意見を尊重することが求められている。

なお、加盟国における具体的な審査方法については、透明性や、EU 域外の国々をその中で差別しない、といった基本的な要素の確保が求められるものの、加盟

第Ⅰ-2-2-55 表
欧州委員会「投資スクリーニング」提案

域外からの投資に対するスクリーニングを実施する加盟国は、他の加盟国に情報提供を行う。情報提供を受けた加盟国は、25 営業日の間、意見を述べられる。
安全保障または公共の秩序の維持の観点からスクリーニングが行われる場合、欧州委への情報提供を行い、欧州委が 25 営業日の間、意見を述べられる。
共同体の利益に関するプロジェクト・プログラムに影響を与え得る投資に対する、欧州委によるスクリーニングの実施。

備考：2017 年 9 月欧州委員会による提案。
資料：JETRO 資料より引用。

115 2017 年 5 月、欧州委員会は報告文書「Harnessing globalization」において、「外国投資に対するオープンな姿勢は EU の基本であり、また成長の主な源泉である。しかし、最近、外国投資家、特に国有企業が戦略的意図をもって欧州の重要技術企業に対する買収を行うことを懸念する声がある。また、投資元である国において EU 企業が同等の投資の権利を行使できていない。これらの懸念について分析し対応する必要がある」と表明（European Commission(2017b)）。
2017 年 6 月、欧州理事会が、戦略的セクターに対する外国による投資について分析することを合意。
2017 年 7 月、欧州議会は、欧州委員会に対し、EU で禁じられているやり方で政府支援を得ている外国の国有企業の役割に注意を払うことを求めた。また、欧州員会と加盟国に対し、欧州が FDI に依存していることを認識した上で、戦略的産業等に対する第三国による直接投資を審査することを求めた。
2017 年 9 月、欧州委員長は一般教書演説において、「EU は、オープンであるが相互主義であり、また、ナイーブな自由貿易主義者ではなく自らの戦略的利益を守る必要があり、そのために、対内投資のスクリーニングを提案する。」と表明（European Commission(2017c)）。

第Ⅰ-2-2-56 図
中国による M&A のセクター別割合（対 EU 加盟国）

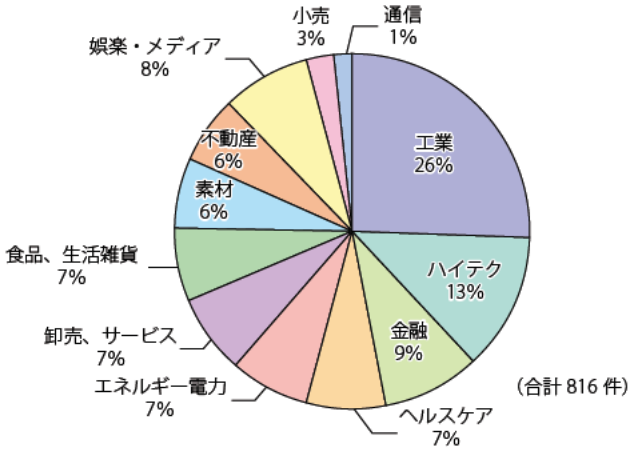

備考：買収企業の最終親企業が中国または香港である M&A（対 EU 加盟国）。2015 から 2017 年に M&A の完了が公表された件数ベース。
資料：Thomson One から作成。

第Ⅰ-2-2-57 図
EU 向け域外国企業による M&A に占める中国割合

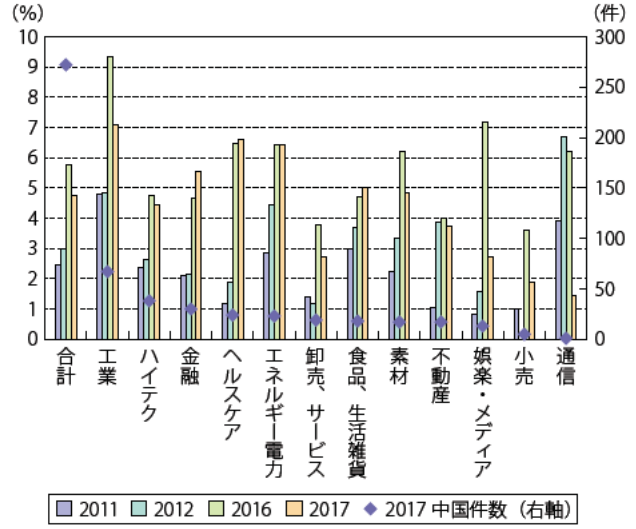

備考：買収企業の最終親企業が中国または香港である M&A。件数ベース（公表分のみ）。全世界からの EU 加盟国向けクロスボーダーM & A に対する割合。
資料：Thomson One から作成。

国間で異なる投資管理制度を維持することを認めている。また投資受入れの最終判断も加盟国が行うこととされており、各国の審査権限を前提とした枠組みである。

② ドイツの対内投資規制の強化

ドイツは外国直接投資の呼び込みに積極的であり、外国資本が堅調に流入している。中でも中国による投資は、世界経済危機以降拡大した（第Ⅰ-2-2-59 図）[116]。

第Ⅰ-2-2-58 図　EU 加盟国と中国の M&A

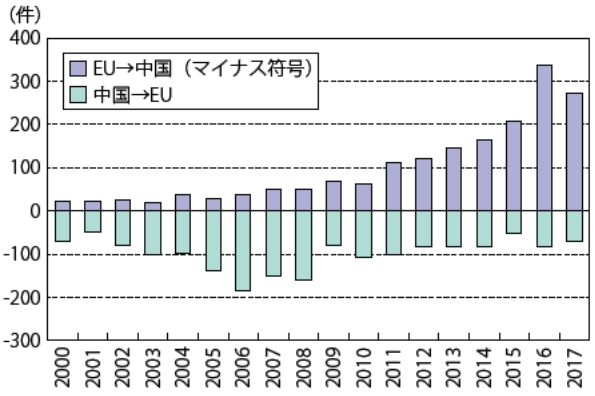

備考：所在地は買収側の最終親企業の属性で区分。中国は香港を含む。公表分のみ（2018 年 3 月 27 日時点）。
資料：Thomson Reuters Eikon から作成。

ドイツは、従来、対外経済法施行規則（AWV）によって、EU 域外の居住者によるドイツ企業の買収[117]を審査する制度を有しているが、2016 年に同国の産業用ロボット企業が中国企業に買収された案件等を背景に、投資審査を強化するための規則改正案が 2017 年 7 月に閣議承認された[118]。

主な改正点は以下のとおりである。

① 安全保障関連届出業種の拡大（安全保障の観点から、武器の専用製造装置及びその部分品を事前届出対象業種に追加）。

② 公共の秩序維持関連業種の明確化（事後審査対

第Ⅰ-2-2-59 図
ドイツの対内 FDI（四半期ベース、再投資除く）

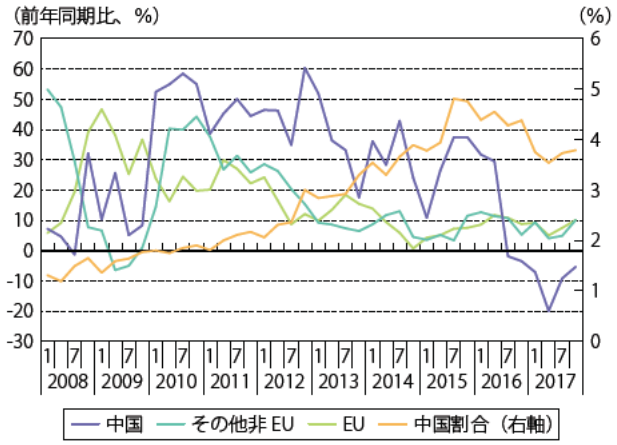

備考：2005 年以降のフロー積み上げ額に関する、買収側地域・国別の伸び率。また、中国による対内 FDI 金額（再投資除く）が非 EU 国による対内 FDI 金額に占める割合。四半期ベース。ユーロベース。
資料：ドイツ連邦銀行から作成。

116 2016 年半ば以降は、前年比で大きく減少している。中国政府の資本流出の抑制を目的とする海外直接投資の審査厳格化が、背景の一つとして考えられる。
117 ドイツ企業の議決権の 25%以上を超える資本を直接・間接に取得。
118 2017 年 7 月 18 日発効。

象については従前より全業種であったが、今般の改正によって、輸送・交通、通信等の重要技術及び重要インフラを明記）。

③　審査期間の延長。

④　規制回避のための迂回投資への対応強化（従前審査対象外だったEU域内企業等について規制回避のための偽装の兆候が見られる場合は審査対象化）。

⑤　審査に関する情報提供義務の対象者の拡大（審査に資する情報提供対象者について、外国投資家に加えて投資される独企業も追加）。

同改正について、同国の経済・エネルギー相は、ドイツ企業が「ドイツほどオープンでない市場を持つ国」との競争を強いられている中で、重要なインフラ産業に従事する企業に対し、買収圧力へのより良い保護と平等な競争環境を提供できる、との見解を示している[119]。一方で、国内からは、投資先としてのドイツの魅力の低下を懸念する声もある[120]。

119 ドイツ連邦政府経済エネルギー省「2017年7月12日プレスリリース」、（https://www.bmwi.de/Redaktion/EN/Pressemitteilungen/2017/20170712-zypries-besserer-schutz-bei-firmenuebernahmen.html）。

120 *Financial Times*, 13 Jul. 2017,（https://www.ft.com/content/5087c106-66fc-11e7-9a66-93fb352ba1fe）.

第３節　アジア

1. ASEAN

2017年に設立50周年を迎え、域内の経済統合や対外経済関係を更に深め行く東南アジア諸国連合（ASEAN）[121]の経済動向を概観する。

(1) 経済統合の深化を目指すASEAN

ASEANは、2015年12月、「ASEAN経済共同体（AEC）」を設立し、1990年代から推進してきたASEAN10か国の経済統合に向けた一連の取組において大きな節目を迎えた。これまで、「AECブループリント2015」に基づき、モノ、サービス、資本、人の移動の自由化に向けた様々な取組が行われてきた。現在は、そこで達成した成果を踏まえ、2025年に向けてのASEAN統合のロードマップである「AECブループリント2025」に基づき、一層高度に統合された経済へ向けた制度・政策の構築を推進している（第Ⅰ-2-3-1-1表）。

ASEANの人口は6億人を超え、米国の約2倍に該当する（第Ⅰ-2-3-1-2図）。また、名目GDPは日本の2分の1を超えている（第Ⅰ-2-3-1-3図）。一人当たりのGDPはまだ低水準にとどまっているものの、後発国を中心に今後上昇することが見込まれる（第Ⅰ-2-3-1-4図）[122]。また、財・サービスの貿易、対内直接投資の規模からも、ASEANは世界の成長の重要な一極を担っていることが分かる（第Ⅰ-2-3-1-5図）（第Ⅰ-2-3-1-6図）（第Ⅰ-2-3-1-7図）。

成長著しい東アジアと南アジアの間に位置するASEANは、個々の市場規模では小さいため、大規模かつ統合された市場を形成し、効率性を実現することで、今後、より競争力ある地域経済として存在感を維持、拡大していくことになろう。

(2) マクロ経済動向

IMFによると、2017年のASEANの経済成長率[123]は5.2％となり、前年の4.7％を大きく上回った（第Ⅰ-2-3-1-8図）。なお、ASEAN各国の成長率は以下である（第Ⅰ-2-3-1-9図）。

ASEANの経済成長（需要項目別）のけん引役は、所得上昇による旺盛な個人消費、インフラ開発に伴う

第Ⅰ-2-3-1-1表
2025年に向けたASEAN統合のロードマップ（AECブループリント2025）

A．高度の統合されかつ結合した経済
A1　物品貿易 A2　サービス貿易 A3　投資環境 A4　金融統合・金融包摂・金融安定化 A5　熟練労働者と商用訪問者の移動円滑化 A6　グローバル・バリュー・チェーンへの参加強化
B．競争力ある革新的でダイナミックなASEAN
B1　効果的な競争政策 B2　消費者保護 B3　知的財産権協力強化 B4　生産性向上による成長、革新、研究開発、技術の商品化 B5　租税協力 B6　グッドガバナンス B7　効果的、効率的、整合的、対応力のある規制及び公正な規制慣行 B8　持続可能な経済成長 B9　グローバル・メガトレンドと新たな貿易関連問題
C．高度化した連結性と分野別協力
C1　交通 C2　情報通信技術（ICT） C3　電子商取引 C4　エネルギー C5　食料、農業、林業 C6　観光業 C7　ヘルスケア C8　鉱物資源 C9　科学技術
D．強靭で包括的、人間本位・人間中心のASEAN
D1　中小零細企業の役割強化 D2　民間部門の役割強化 D3　官民協調（PPP） D4　開発格差の縮小 D5　ステークホルダーによる地域統合努力への貢献
E．グローバルASEAN
（諸外国との経済連携協定の改善、強化。共通認識、一貫性ある姿勢による、域内相互利益の獲得など。）

備考：原文は以下のサイト。http://www.asean.org/wp-content/uploads/images/2015/November/aec-page/AEC-Blueprint-2025-FINAL.pdf
資料：ASEAN事務局から作成。

121 1967年に設立された。原加盟国のインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国から、1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー、1999年にカンボジアが加盟し、10か国へ拡大した。
122 ASEANの一人当たり名目GDPは、最上位のシンガポールと最下位のミャンマーで約46倍もの開きがある（IMF WEO 2018年4月版）。また、ASEAN事務局の公表によると、ASEANの一人当たり名目GDPは、2007年の2,373ドルから、2016年の4,034ドルと、10年間で70％上昇している。
123 IMFで公表しているASEAN10か国の実質GDP成長率を各年・各国の名目GDP額で加重平均したもの。

第Ⅰ-2-3-1-2図
ASEANの人口（主要国・地域との比較）

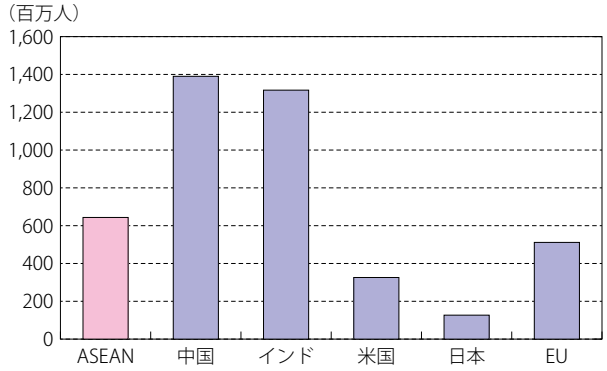

備考：2017年値。
ASEANはASEAN10、EUはEU28を指す。中国は、香港・マカオ・台湾を含んでいない。
資料：IMF WEO Database, April 2018、EURO STATSから作成。

第Ⅰ-2-3-1-3図
ASEANの名目GDP（主要国・地域との比較）

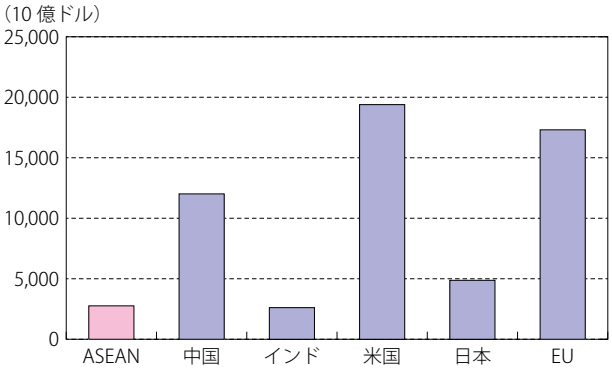

備考：2017年値。
ASEANはASEAN10、EUはEU28を指す。中国は、香港・マカオ・台湾を含んでいない。
資料：IMF WEO Database, April 2018から作成。

第Ⅰ-2-3-1-4図
ASEANの一人当たり名目GDP（主要国・地域との比較）

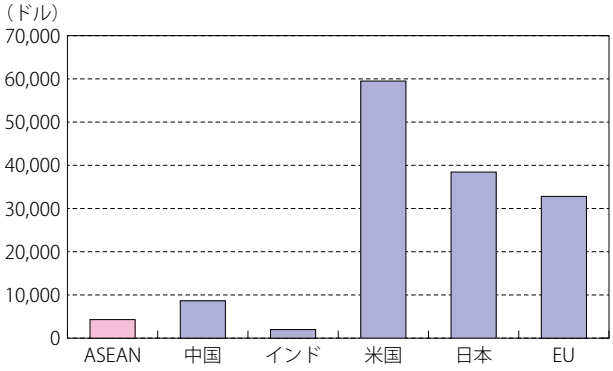

備考：2017年値。
ASEANはASEAN10、EUはEU28を指す。中国は、香港・マカオ・台湾を含んでいない。
資料：IMF WEO Database, April 2018、EURO STATSから作成。

第Ⅰ-2-3-1-5図
ASEANの財貿易（輸出入）額（主要国・地域との比較）

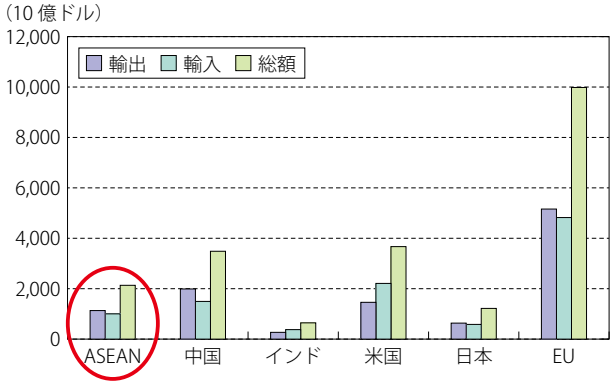

備考：2016年値。
ASEANはASEAN10、EUはEU28を指す。中国は、香港・マカオ・台湾を含んでいない。
資料：UNCTADから作成。

第Ⅰ-2-3-1-6図
ASEANのサービス貿易（輸出入）額（主要国・地域との比較）

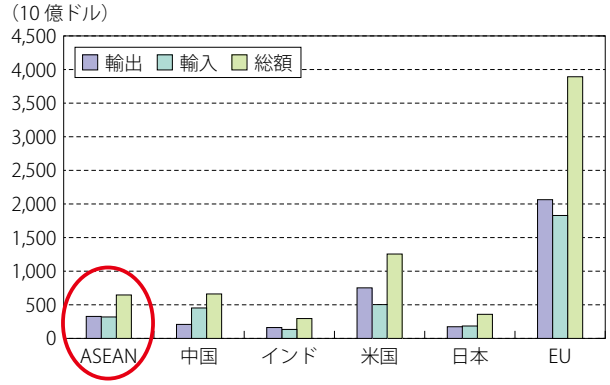

備考：2016年値。
ASEANはASEAN10、EUはEU28を指す。中国は、香港・マカオ・台湾を含んでいない。
資料：UNCTADから作成。

第Ⅰ-2-3-1-7図
ASEANの対内直接投資額（ストック）（主要国・地域との比較）

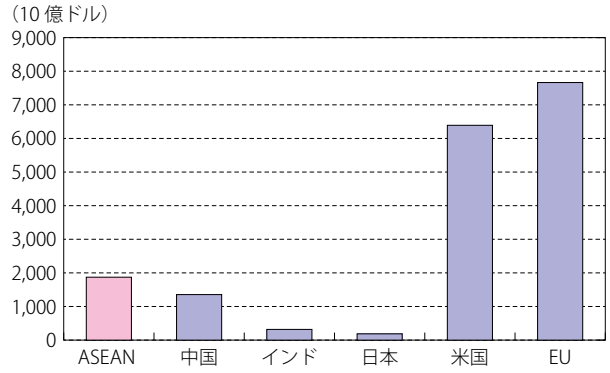

備考：2016年値。ASEANはASEAN10、EUはEU28を指す。
中国は香港・台湾・マカオを含んでいない。
資料：UNCTADから作成。

投資（総固定資本形成）の増大、各国の強みを生かした輸出といえる。国により差はあるものの、総じて、個人消費は、変動幅が大きい投資や輸出と比べ、ASEAN 成長に安定して寄与している（第 I-2-3-1-10 図）。また、産業項目別にみると、サービス業の寄与度が最も大きく、製造業がそれに続いている（第 I-2-3-1-11 図）。

第 I-2-3-1-8 図
ASEAN の実質 GDP 成長率の推移（主要国・地域との比較）

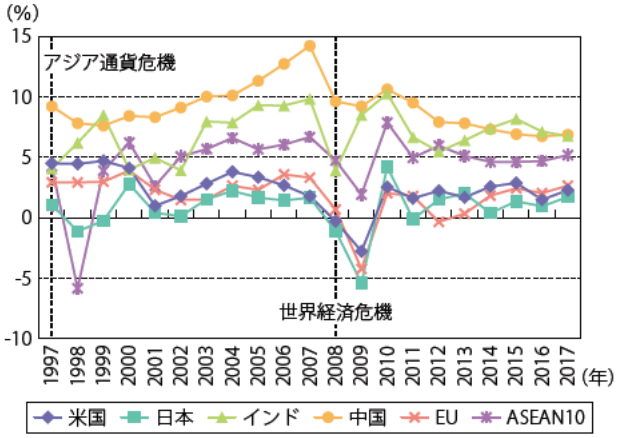

備考：ASEAN10 は、各年、各国の名目 GDP 額で加重平均したもの。
なお、1997 年の ASEAN10 データはラオスの数値が含まれていない。
資料：IMF WEO Database, April 2018 から作成。

第 I-2-3-1-9 図
ASEAN 各国の実質 GDP 成長率の推移

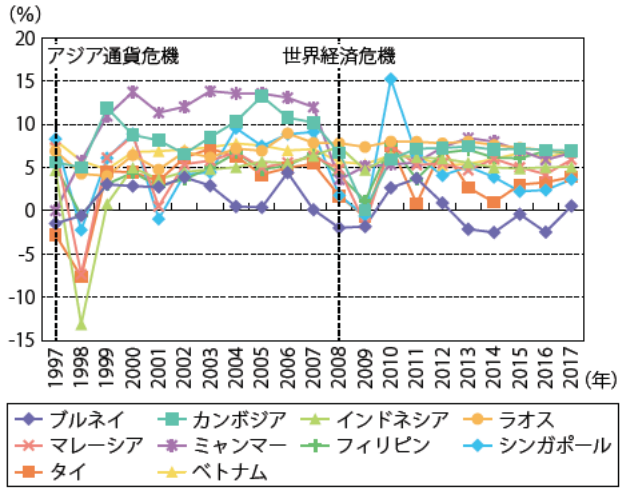

資料：IMF WEO Database, April 2018 から作成。

第 I-2-3-1-10 図　ASEAN 主要国の実質 GDP 成長率及び需要項目別寄与度の推移

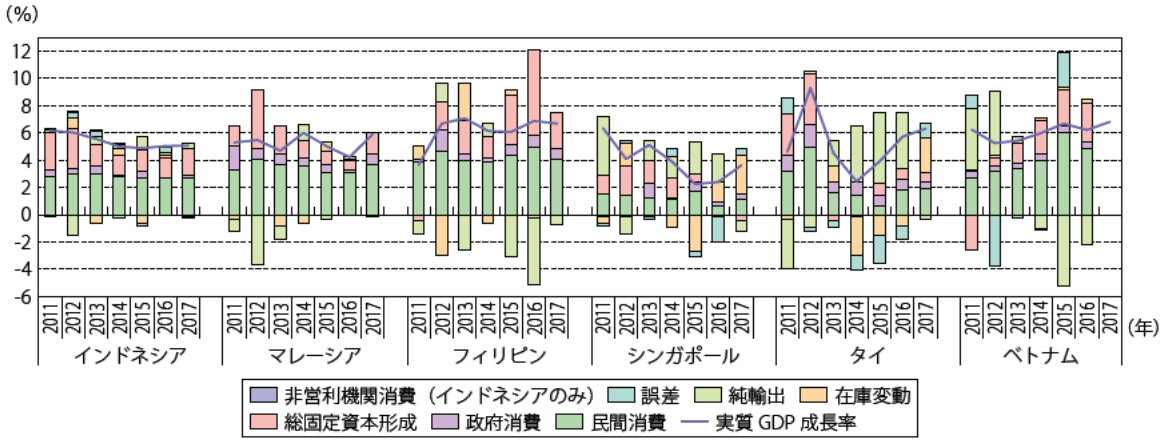

備考：ベトナムの 2017 年の内訳なし。
資料：各国政府統計、CEIC Database から作成。

第 I-2-3-1-11 図　ASEAN 主要国の実質 GDP 成長率及び産業項目別寄与度の推移

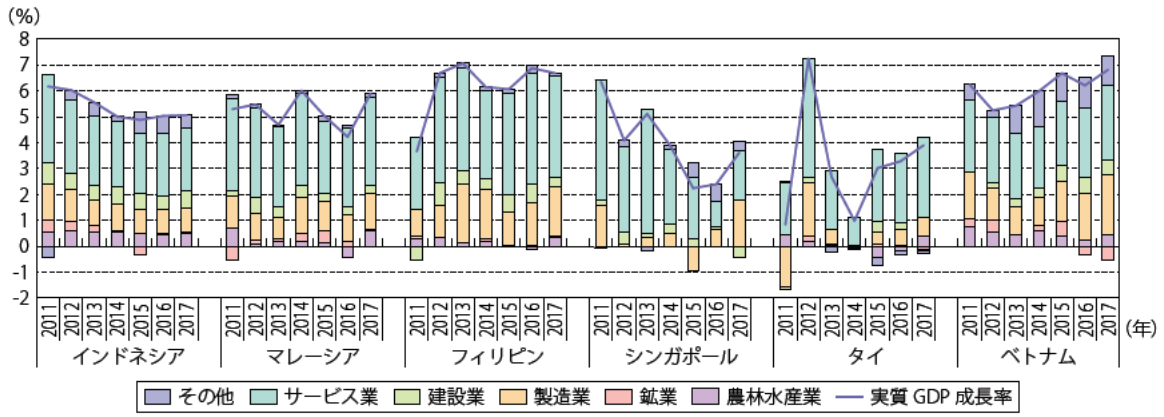

資料：各国政府統計、CEIC Database から作成。

(3) ASEAN 貿易の推移

① 域内貿易の底堅さと、中国依存度・貿易赤字の拡大

2000 年代に入り ASEAN の対世界貿易は拡大している。2015 年、2016 年と、中国の景気減速、原油価格の下落等による世界的なスロートレード現象を背景に減少したものの、2017 年は一転復調した。

ASEAN の対世界輸出金額は、1998 年から 2017 年の 20 年間で、3.9 倍に増加した。対米国は 2.1 倍、対 EU は 2.6 倍、対日本は 2.8 倍である一方、対中国は 8.9 倍と大きく増加した。なお、ASEAN 域内貿易は足下で減少するものの、4.4 倍と底堅く推移している（第 I-2-3-1-12 図）。

同期間、ASEAN の相手国・地域別輸出先割合は、対米国が 21%から 11%、対 EU が 17%から 11%、対日本が 12%から 8%と低下する一方、対中国が 9%から 20 %と上昇した。なお、ASEAN 域内貿易は、21%から 24%と底堅く推移しているが、足下では低下傾向にある（第 I-2-3-1-13 図）。

一方、ASEAN の対世界輸入金額は、同期間で 4.5 倍に増加した。対米国は 1.9 倍、対日本は 2.2 倍、対 EU は 3 倍である一方、対中国は 13.9 倍と大きく増加した。なお、ASEAN 域内貿易は、4.6 倍と底堅く推移している（第 I-2-3-1-14 図）。

同期間、ASEAN の相手国・地域別輸入先割合は、対米国が 17%から 7%、対日本が 18%から 9%、対 EU が 14%から 9%と低下する一方、対中国が 7%から 21 %と上昇した。なお、ASEAN 域内貿易は、21%から 22%とほぼ横ばいであるが、2006 年、2007 年の 25%をピークに低下傾向にある（第 I-2-3-1-15 図）。

以上より、ASEAN の主要貿易国だった米国、EU、日本の割合が縮小する一方、中国の存在感が拡大したことが分かる。これは、2001 年の WTO 加盟を背景に、中国が高い経済成長とともに貿易額も大き

第 I-2-3-1-12 図
ASEAN の輸出金額と輸出先の推移

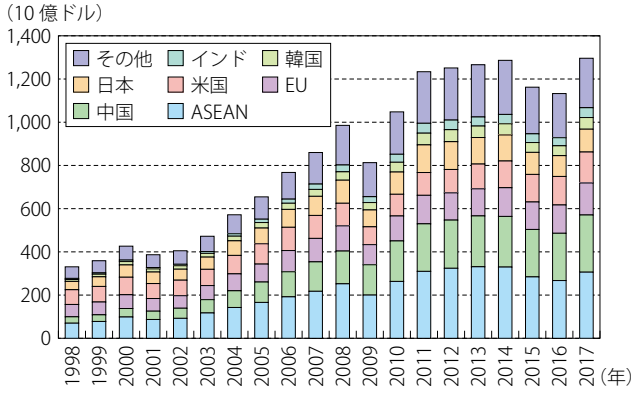

備考：中国は、本国、香港、マカオを含む。
資料：IMF Direction of Trade Statistics（DOTS）から作成。

第 I-2-3-1-14 図
ASEAN の輸入金額と輸入先の推移

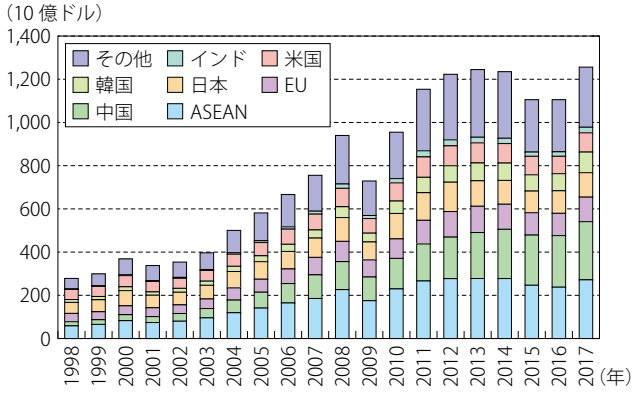

備考：中国は、本国、香港、マカオを含む。
資料：IMF Direction of Trade Statistics（DOTS）から作成。

第 I-2-3-1-13 図　ASEAN の輸出先割合の推移

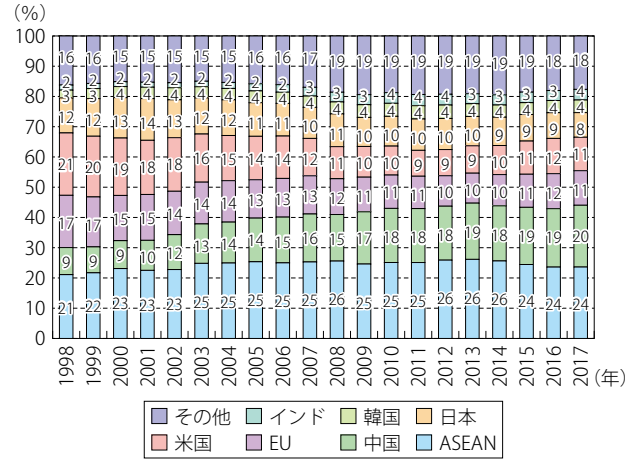

備考：中国は、本国、香港、マカオを含む。
資料：IMF Direction of Trade Statistics（DOTS）から作成。

第 I-2-3-1-15 図　ASEAN の輸入先割合の推移

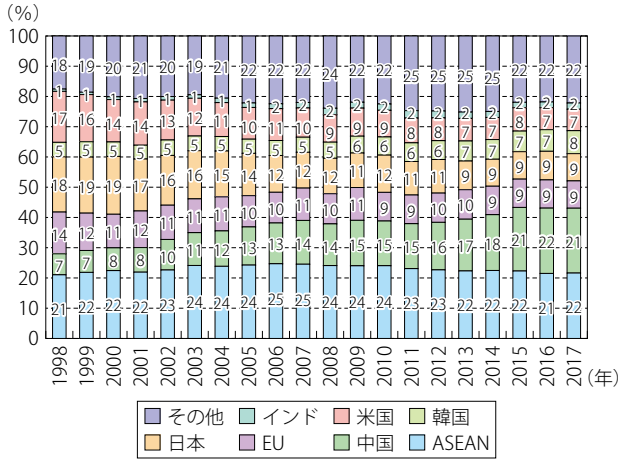

備考：中国は、本国、香港、マカオを含む。
資料：IMF Direction of Trade Statistics（DOTS）から作成。

く伸ばしたこと、2005 年発効の ASEAN 中国自由貿易地域（ACFTA）による ASEAN 中国間の経済的相互依存関係の深化等が関係していると思われる。

なお、ASEAN 物品自由貿易協定（ATIGA）により、原則 2010 年までの関税撤廃（後発国については 2015 年まで）が進捗した ASEAN 域内貿易は、金額では底堅く推移しているといえるが、シェアとしては中国に奪われつつあるという一面が見える。

次に、1996 年から 2016 年で、ASEAN 主要 6 か国[124]の貿易相手国の推移（順位・金額・割合）を見ると、中国への依存度は上昇している。各国にとって、中国は 1、2 位の輸出相手国になっており、4 位であるフィリピンでさえ、輸出総額に占める中国の割合は高い（第 I-2-3-1-16 表）。同様に、各国にとって、中国は 1 位の輸入相手国になっている（第 I-2-3-1-17 表）。

なお、ASEAN 各国と中国との貿易総額[125]と、輸出入それぞれの中国依存度をプロットすると、後発国のカンボジア、ラオス、ミャンマーは、貿易総額が相対的に小さく中国の影響度が大きいこと、ベトナムは、後発国であるにもかかわらずシンガポールと同規模の貿易総額であること、輸出より輸入の依存度が高い国が多いこと等が分かる（第 I-2-3-1-18 図）。

以上より、ASEAN 貿易に占める中国依存度は高く、個人消費、輸出が成長の主な原動力である ASEAN 経済は、中国経済の動向と密接に連動する状況になっている。

次に、ASEAN 対中国の貿易収支[126]の推移を確認する。対中国の貿易赤字は増加傾向であり、特に、世界経済危機の影響を受けた 2010 年以降、急速に拡大している（第 I-2-3-1-19 図）（第 I-2-3-1-20 図）。

なお、貿易収支の内訳を 2007 年と 2016 年で比較すると、貿易赤字拡大の要因である品目は、一般機械及びその部品（HS84）、電気機械及びその部品（HS85）、鉄鋼（HS72）、鉄鋼製品（HS73）であることが分かる（第 I-2-3-1-21 図）。

② 中国との貿易構造の変遷

次に、ASEAN と中国の貿易構造の変遷を、品目の変遷や中間財貿易の状況なども踏まえながら見てみる。

まず、分業モデルの代表例を挙げる（第 I-2-3-1-22 図）。貿易（分業）は、一般的に、大きく分けて「垂直型」と「水平型」の 2 つがある。「垂直型」は、先進国と開発途上国間の工業製品と一次産品の取引が典型的であり、工業製品の付加価値が一次産品より高いことが想定される。一方、「水平型」は、タイプ 1（工業製品の異業種間の取引）、タイプ 2（工業製品の同一業種内の取引）、タイプ 3（一つの製品を生産するために、その部品などを取引）が代表的な例として挙げられる。

1997 年から 2017 年まで、ASEAN の対中国貿易上位 10 品目の推移を HS コード 4 桁分類で確認する。

輸出については、1997 年時点で、一次産品とその加工品が大きな割合を占めている。具体的には、1 位の石油精製品、2 位の原油、10 位の軽油が石油関連製品であり、4 位のパーム油、6 位の天然ゴムが農産物関連製品であり、5 位の合板は木材関連製品である。なお IT 関連製品（最終財・部品どちらも含む。以下同様。）では、3 位にコンピュータ部品、7 位に集積回路が登場してきているが、まだ、総輸出金額に占めるシェアは小さかった（第 I-2-3-1-23 表）。

一方、輸入については、1997 年時点で、4 位の客船・貨物船等、6 位の鉄鋼半製品等工業製品が主である他、1 位のコンピュータ部品を筆頭に、輸入上位 10 品目のうち 3 品目が IT 関連製品となっている（第 I-2-3-1-24 表）。

これが、2000 年代に入ると、輸出入ともに、年々 IT 関連製品の貿易金額は増加し、全貿易品目に占めるシェアも上昇した。特に、コンピュータ関連製品（HS8471）、コンピュータ部品（HS8473）、集積回路（HS8542）が目立つ。なお、足下の変化としては、2006 年時点ではランキングに登場していなかった携帯電話（8517）（最終財、部品どちらも含む。以下同様。）が、2007 年に、輸出では 9 位、輸入では 1 位に急浮上していることが挙げられる。

ASEAN と中国は、IT 関連製品を互いに輸出入しながら、これを生産する「水平型分業」を急速に発展させた。同じ HS コードの IT 関連機器が輸出入どちらの主要品目にもなっていることから、これは、主に、第 22 図の水平型分業タイプ 3 に該当する。

しかし、上述のような水平型分業も存在する一方、ASEAN は鉱物性燃料（主に、原油、軽油、石炭など）、

124 インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを指す。
125 ASEAN 事務局の公表値を利用。
126 ASEAN 事務局の公表値を利用。

第Ⅰ-2-3-1-16表　ASEAN主要6カ国の輸出相手国上位10か国の推移

インドネシア

順位	1996 輸出先	1996 輸出金額	1996 割合	2001 輸出先	2001 輸出金額	2001 割合	2006 輸出先	2006 輸出金額	2006 割合	2011 輸出先	2011 輸出金額	2011 割合	2016 輸出先	2016 輸出金額	2016 割合
	世界総計	49,815	100.0	世界総計	56,321	100.0	世界総計	100,799	100.0	世界総計	203,497	100.0	世界総計	144,490	100.0
1	日本	12,885	25.9	日本	13,010	23.1	日本	21,732	21.6	日本	33,715	16.6	中国	16,786	11.6
2	米国	6,795	13.6	米国	7,749	13.8	米国	11,232	11.1	中国	22,941	11.3	米国	16,141	11.2
3	シンガポール	4,565	9.2	シンガポール	5,364	9.5	シンガポール	8,930	8.9	シンガポール	18,444	9.1	日本	16,102	11.1
4	韓国	3,281	6.6	韓国	3,772	6.7	中国	8,344	8.3	米国	16,459	8.1	シンガポール	11,246	7.8
5	中国	2,057	4.1	中国	2,201	3.9	韓国	7,694	7.6	韓国	16,389	8.1	インド	10,094	7.0
6	オランダ	1,667	3.3	台湾	2,188	3.9	マレーシア	4,111	4.1	インド	13,336	6.6	マレーシア	7,112	4.9
7	香港	1,625	3.3	オーストラリア	1,845	3.3	インド	3,391	3.4	マレーシア	10,996	5.4	韓国	7,008	4.9
8	台湾	1,609	3.2	マレーシア	1,779	3.2	オーストラリア	2,771	2.7	台湾	6,585	3.2	タイ	5,392	3.7
9	ドイツ	1,489	3.0	オランダ	1,498	2.7	台湾	2,735	2.7	タイ	5,897	2.9	フィリピン	5,271	3.6
10	オーストラリア	1,202	2.4	英国	1,383	2.5	タイ	2,702	2.7	オーストラリア	5,583	2.7	台湾	3,653	2.5

マレーシア

順位	1997 輸出先	1997 輸出金額	1997 割合	2001 輸出先	2001 輸出金額	2001 割合	2006 輸出先	2006 輸出金額	2006 割合	2011 輸出先	2011 輸出金額	2011 割合	2016 輸出先	2016 輸出金額	2016 割合
	世界総計	78,620	100.0	世界総計	87,969	100.0	世界総計	160,835	100.0	世界総計	228,290	100.0	世界総計	189,988	100.0
1	シンガポール	15,844	20.2	米国	17,794	20.2	米国	30,063	18.7	中国	29,953	13.1	シンガポール	27,639	14.5
2	米国	14,523	18.5	シンガポール	14,906	16.9	シンガポール	24,607	15.3	シンガポール	28,841	12.6	中国	23,764	12.5
3	日本	9,872	12.6	日本	11,682	13.3	日本	14,320	8.9	日本	26,591	11.6	米国	19,397	10.2
4	香港	4,349	5.5	オランダ	4,063	4.6	中国	11,642	7.2	米国	18,865	8.3	日本	15,371	8.1
5	台湾	3,416	4.3	香港	4,062	4.6	タイ	8,498	5.3	タイ	11,711	5.1	タイ	10,638	5.6
6	オランダ	3,081	3.9	中国	3,864	4.4	香港	7,967	5.0	香港	10,229	4.5	香港	9,094	4.8
7	タイ	2,864	3.6	タイ	3,357	3.8	オランダ	5,900	3.7	インド	9,214	4.0	インド	7,733	4.1
8	英国	2,590	3.3	台湾	3,202	3.6	韓国	5,835	3.6	韓国	8,589	3.8	インドネシア	6,748	3.6
9	韓国	2,499	3.2	韓国	2,923	3.3	インド	5,201	3.2	オーストラリア	8,398	3.7	オーストラリア	6,468	3.4
10	ドイツ	2,276	2.9	英国	2,305	2.6	オーストラリア	4,571	2.8	台湾	7,599	3.3	ベトナム	5,756	3.0

備考：1996年の公表値なし。直近の1997年値を掲載。

フィリピン

順位	1997 輸出先	1997 輸出金額	1997 割合	2001 輸出先	2001 輸出金額	2001 割合	2006 輸出先	2006 輸出金額	2006 割合	2011 輸出先	2011 輸出金額	2011 割合	2016 輸出先	2016 輸出金額	2016 割合
	世界総計	25,228	100.0	世界総計	32,151	100.0	世界総計	47,410	100.0	世界総計	48,042	100.0	世界総計	56,313	100.0
1	米国	8,330	33.0	米国	8,843	27.5	米国	8,655	18.3	日本	8,865	18.5	日本	11,674	20.7
2	日本	4,192	16.6	日本	5,055	15.7	日本	7,916	16.7	米国	7,080	14.7	米国	8,661	15.4
3	オランダ	1,663	6.6	オランダ	2,976	9.3	オランダ	4,769	10.1	中国	6,102	12.7	香港	6,583	11.7
4	シンガポール	1,621	6.4	シンガポール	2,308	7.2	中国	4,628	9.8	シンガポール	4,278	8.9	中国	6,192	11.0
5	香港	1,172	4.6	台湾	2,127	6.6	香港	3,706	7.8	香港	3,699	7.7	シンガポール	3,701	6.6
6	台湾	1,169	4.6	香港	1,580	4.9	シンガポール	3,505	7.4	韓国	2,196	4.6	ドイツ	2,293	4.1
7	英国	1,086	4.3	タイ	1,358	4.2	マレーシア	2,620	5.5	台湾	2,003	4.2	タイ	2,130	3.8
8	ドイツ	1,060	4.2	ドイツ	1,324	4.1	台湾	2,010	4.2	タイ	1,904	4.0	韓国	2,095	3.7
9	タイ	856	3.4	マレーシア	1,105	3.4	ドイツ	1,781	3.8	オランダ	1,745	3.6	台湾	2,056	3.7
10	マレーシア	631	2.5	韓国	1,044	3.2	韓国	1,423	3.0	ドイツ	1,729	3.6	オランダ	1,716	3.0

備考：1996年の公表値なし。直近の1997年値を掲載。

シンガポール

順位	1999 輸出先	1999 輸出金額	1999 割合	2001 輸出先	2001 輸出金額	2001 割合	2006 輸出先	2006 輸出金額	2006 割合	2011 輸出先	2011 輸出金額	2011 割合	2016 輸出先	2016 輸出金額	2016 割合
	世界総計	114,701	100.0	世界総計	121,691	100.0	世界総計	271,916	100.0	世界総計	409,722	100.0	世界総計	329,910	100.0
1	米国	21,966	19.2	マレーシア	21,107	17.3	マレーシア	35,530	13.1	マレーシア	50,034	12.2	中国	42,839	13.0
2	マレーシア	18,995	16.6	米国	18,728	15.4	香港	27,323	10.0	香港	45,174	11.0	香港	41,618	12.6
3	香港	8,805	7.7	香港	10,814	8.9	米国	26,971	9.9	インドネシア	42,818	10.5	マレーシア	35,010	10.6
4	日本	8,513	7.4	日本	9,331	7.7	中国	26,514	9.8	中国	42,685	10.4	インドネシア	25,787	7.8
5	台湾	5,596	4.9	台湾	6,260	5.1	インドネシア	24,903	9.2	米国	21,996	5.4	米国	21,505	6.5
6	タイ	5,039	4.4	中国	5,326	4.4	日本	14,858	5.5	日本	18,390	4.5	台湾	14,731	4.5
7	英国	4,277	3.7	タイ	5,295	4.4	タイ	11,306	4.2	オーストラリア	16,047	3.9	日本	14,568	4.4
8	中国	3,920	3.4	韓国	4,684	3.8	オーストラリア	10,189	3.7	韓国	15,478	3.8	韓国	14,514	4.4
9	オランダ	3,859	3.4	ドイツ	4,294	3.5	台湾	9,481	3.5	台湾	14,618	3.6	タイ	12,989	3.9
10	韓国	3,558	3.1	オランダ	4,031	3.3	韓国	8,737	3.2	インド	14,063	3.4	ベトナム	11,355	3.4

備考：1996年の公表値なし。直近の1999年値を掲載。

タイ

順位	1998 輸出先	1998 輸出金額	1998 割合	2001 輸出先	2001 輸出金額	2001 割合	2006 輸出先	2006 輸出金額	2006 割合	2011 輸出先	2011 輸出金額	2011 割合	2016 輸出先	2016 輸出金額	2016 割合
	世界総計	54,344	100.0	世界総計	64,909	100.0	世界総計	130,621	100.0	世界総計	220,373	100.0	世界総計	213,660	100.0
1	米国	12,142	22.3	米国	13,193	20.3	米国	19,609	15.0	中国	25,987	11.8	米国	24,335	11.4
2	日本	7,470	13.7	日本	9,942	15.3	日本	16,565	12.7	日本	23,629	10.7	中国	23,582	11.0
3	シンガポール	4,659	8.6	シンガポール	5,263	8.1	中国	11,797	9.0	米国	21,563	9.8	日本	20,424	9.6
4	香港	2,769	5.1	香港	3,284	5.1	シンガポール	8,401	6.4	マレーシア	12,274	5.6	香港	11,395	5.3
5	オランダ	2,180	4.0	中国	2,850	4.4	香港	7,185	5.5	香港	11,834	5.4	オーストラリア	10,238	4.8
6	英国	2,110	3.9	マレーシア	2,713	4.2	マレーシア	6,661	5.1	シンガポール	11,309	5.1	マレーシア	9,543	4.5
7	マレーシア	1,776	3.3	英国	2,321	3.6	オーストラリア	4,383	3.4	インドネシア	9,979	4.5	ベトナム	9,340	4.4
8	中国	1,766	3.2	オランダ	2,023	3.1	英国	3,427	2.6	オーストラリア	7,922	3.6	シンガポール	8,040	3.8
9	台湾	1,736	3.2	台湾	1,908	2.9	台湾	3,383	2.6	ベトナム	6,990	3.2	インドネシア	8,029	3.8
10	ドイツ	1,550	2.9	ドイツ	1,562	2.4	インドネシア	3,335	2.6	インド	5,132	2.3	フィリピン	6,353	3.0

備考：1996年の公表値なし。直近の1998年値を掲載。

ベトナム

順位	2000 輸出先	2000 輸出金額	2000 割合	2001 輸出先	2001 輸出金額	2001 割合	2006 輸出先	2006 輸出金額	2006 割合	2011 輸出先	2011 輸出金額	2011 割合	2016 輸出先	2016 輸出金額	2016 割合
	世界総計	14,483	100.0	世界総計	15,029	100.0	世界総計	39,826	100.0	世界総計	96,906	100.0	世界総計	176,581	100.0
1	日本	2,575	17.8	日本	2,510	16.7	米国	7,850	19.7	米国	16,970	17.5	米国	38,473	21.8
2	中国	1,536	10.6	中国	1,417	9.4	日本	5,240	13.2	中国	11,613	12.0	中国	21,950	12.4
3	オーストラリア	1,272	8.8	米国	1,066	7.1	オーストラリア	3,689	9.3	日本	11,092	11.4	日本	14,671	8.3
4	シンガポール	886	6.1	シンガポール	1,044	6.9	中国	3,243	8.1	韓国	4,867	5.0	韓国	11,406	6.5
5	その他アジア	757	5.2	オーストラリア	1,042	6.9	シンガポール	1,659	4.2	ドイツ	3,367	3.5	香港	6,088	3.4
6	米国	733	5.1	その他アジア	806	5.4	ドイツ	1,445	3.6	マレーシア	2,771	2.9	オランダ	6,012	3.4
7	ドイツ	730	5.0	ドイツ	722	4.8	マレーシア	1,217	3.1	オーストラリア	2,602	2.7	ドイツ	5,961	3.4
8	英国	479	3.3	英国	512	3.4	英国	1,180	3.0	カンボジア	2,519	2.6	アラブ首長国連邦	5,000	2.8
9	フィリピン	478	3.3	フランス	469	3.1	その他アジア	969	2.4	英国	2,398	2.5	英国	4,898	2.8
10	マレーシア	414	2.9	韓国	406	2.7	インドネシア	958	2.4	インドネシア	2,359	2.4	タイ	3,691	2.1

備考：1996年の公表値なし。直近の2000年値を掲載。

備考：1．単位は、輸出金額（百万ドル）、割合（%）。
　　2．ASEAN域内国は背景色を薄桃色にしている。
資料：GTAから作成。

第 I-2-3-1-17 表　ASEAN 主要 6 カ国の輸入相手国上位 10 か国の推移

インドネシア

	1996			2001			2006			2011			2016		
順位	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合
	世界	42,929	100.0	世界	30,962	100.0	世界	61,065	100.0	世界	177,436	100.0	世界	135,653	100.0
1	日本	8,504	19.8	日本	4,689	15.1	シンガポール	10,035	16.4	中国	26,212	14.8	中国	30,800	22.7
2	米国	5,060	11.8	米国	3,208	10.4	中国	6,637	10.9	シンガポール	25,965	14.6	シンガポール	14,548	10.7
3	ドイツ	3,001	7.0	シンガポール	3,147	10.2	日本	5,516	9.0	日本	19,437	11.0	日本	12,985	9.6
4	シンガポール	2,875	6.7	韓国	2,209	7.1	米国	4,057	6.6	韓国	13,000	7.3	タイ	8,667	6.4
5	オーストラリア	2,535	5.9	中国	1,843	6.0	サウジアラビア	3,384	5.5	米国	10,813	6.1	米国	7,298	5.4
6	韓国	2,411	5.6	オーストラリア	1,814	5.9	マレーシア	3,193	5.2	マレーシア	10,405	5.9	マレーシア	7,201	5.3
7	台湾	1,664	3.9	サウジアラビア	1,314	4.2	オーストラリア	2,986	4.9	タイ	10,405	5.9	韓国	6,675	4.9
8	中国	1,598	3.7	ドイツ	1,301	4.2	タイ	2,983	4.9	サウジアラビア	5,427	3.1	オーストラリア	5,261	3.9
9	イタリア	1,212	2.8	台湾	1,071	3.5	韓国	2,876	4.7	オーストラリア	5,177	2.9	ベトナム	3,228	2.4
10	英国	1,118	2.6	マレーシア	1,005	3.2	ブルネイ	1,607	2.6	インド	4,322	2.4	ドイツ	3,159	2.3

マレーシア

	1997			2001			2006			2011			2016		
順位	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合
	世界	78,917	100.0	世界	73,744	100.0	世界	130,511	100.0	世界	187,640	100.0	世界	168,722	100.0
1	日本	17,337	22.0	日本	14,145	19.2	日本	17,332	13.3	中国	24,747	13.2	中国	34,361	20.4
2	米国	13,217	16.7	米国	11,811	16.0	米国	16,383	12.6	シンガポール	24,120	12.9	シンガポール	17,484	10.4
3	シンガポール	10,415	13.2	シンガポール	9,303	12.6	中国	15,905	12.2	日本	21,382	11.4	日本	13,770	8.2
4	韓国	4,073	5.2	台湾	4,192	5.7	シンガポール	15,244	11.7	米国	18,137	9.7	米国	13,446	8.0
5	台湾	3,768	4.8	中国	3,809	5.2	タイ	7,169	5.5	インドネシア	11,486	6.1	タイ	10,221	6.1
6	ドイツ	3,440	4.4	韓国	2,960	4.0	台湾	7,152	5.5	タイ	11,286	6.0	台湾	10,104	6.0
7	タイ	3,087	3.9	タイ	2,926	4.0	韓国	7,066	5.4	台湾	8,884	4.7	韓国	8,881	5.3
8	中国	2,235	2.8	ドイツ	2,750	3.7	ドイツ	5,765	4.4	韓国	7,616	4.1	インドネシア	7,111	4.2
9	英国	2,077	2.6	インドネシア	2,246	3.0	インドネシア	4,942	3.8	ドイツ	7,185	3.8	ドイツ	5,749	3.4
10	オーストラリア	1,965	2.5	香港	1,859	2.5	香港	3,452	2.6	香港	4,446	2.4	ベトナム	4,531	2.7

備考：1996 年の公表値なし。直近の 1997 年値を掲載。

フィリピン

	1997			2001			2006			2011			2016		
順位	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合
	世界	35,934	100.0	世界	33,057	100.0	世界	51,774	100.0	世界	60,144	100.0	世界	80,834	100.0
1	日本	7,414	20.6	日本	6,633	20.1	米国	8,436	16.3	日本	6,510	10.8	中国	14,968	18.5
2	米国	7,153	19.9	米国	6,410	19.4	日本	7,270	14.0	米国	6,501	10.8	日本	9,519	11.8
3	韓国	2,182	6.1	韓国	2,082	6.3	シンガポール	4,379	8.5	中国	6,059	10.1	米国	7,164	8.9
4	シンガポール	2,171	6.0	シンガポール	2,073	6.3	台湾	4,145	8.0	シンガポール	4,893	8.1	タイ	6,424	7.9
5	台湾	1,808	5.0	台湾	1,970	6.0	中国	3,647	7.0	韓国	4,392	7.3	シンガポール	5,314	6.6
6	香港	1,549	4.3	香港	1,335	4.0	韓国	3,200	6.2	台湾	4,169	6.9	韓国	5,301	6.6
7	ドイツ	1,180	3.3	マレーシア	1,073	3.2	サウジアラビア	2,935	5.7	タイ	3,462	5.8	台湾	5,066	6.3
8	サウジアラビア	1,058	2.9	中国	975	2.9	マレーシア	2,097	4.1	サウジアラビア	3,223	5.4	インドネシア	4,424	5.5
9	オーストラリア	955	2.7	タイ	925	2.8	香港	2,096	4.0	マレーシア	2,593	4.3	マレーシア	3,246	4.0
10	マレーシア	941	2.6	サウジアラビア	887	2.7	タイ	2,075	4.0	インドネシア	2,372	3.9	香港	2,393	3.0

備考：1996 年の公表値なし。直近の 1999 年値を掲載。

シンガポール

	1999			2001			2006			2011			2016		
順位	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合
	世界	111,080	100.0	世界	115,943	100.0	世界	238,900	100.0	世界	365,961	100.0	世界	283,043	100.0
1	米国	18,921	17.0	マレーシア	20,077	17.3	マレーシア	31,194	13.1	マレーシア	39,149	10.7	中国	40,386	14.3
2	日本	18,492	16.6	米国	19,064	16.4	米国	29,967	12.5	米国	39,020	10.7	マレーシア	32,261	11.4
3	マレーシア	17,288	15.6	日本	16,082	13.9	中国	27,248	11.4	中国	38,003	10.4	米国	30,551	10.8
4	中国	5,698	5.1	中国	7,192	6.2	日本	19,935	8.3	日本	26,244	7.2	台湾	23,300	8.2
5	タイ	5,247	4.7	タイ	5,156	4.4	台湾	15,253	6.4	韓国	21,753	5.9	日本	19,902	7.0
6	台湾	4,452	4.0	台湾	4,930	4.3	インドネシア	14,759	6.2	台湾	21,743	5.9	韓国	17,003	6.0
7	韓国	4,171	3.8	サウジアラビア	4,227	3.6	韓国	10,480	4.4	インドネシア	19,309	5.3	インドネシア	13,468	4.8
8	ドイツ	3,608	3.2	ドイツ	3,832	3.3	サウジアラビア	9,297	3.9	サウジアラビア	17,630	4.8	ドイツ	8,693	3.1
9	サウジアラビア	3,271	2.9	韓国	3,821	3.3	タイ	8,725	3.7	インドネシア	14,149	3.9	フランス	8,551	3.0
10	香港	3,188	2.9	香港	2,783	2.4	ドイツ	6,829	2.9	アラブ首長国連邦	11,639	3.2	サウジアラビア	8,113	2.9

備考：1996 年の公表値なし。直近の 1999 年値を掲載。

タイ

	1998			2001			2006			2011			2016		
順位	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合
	世界	42,986	100.0	世界	61,952	100.0	世界	128,652	100.0	世界	229,300	100.0	世界	195,783	100.0
1	日本	10,179	23.7	日本	13,858	22.4	日本	25,848	20.1	日本	42,298	18.4	中国	42,262	21.6
2	米国	6,054	14.1	米国	7,177	11.6	中国	13,642	10.6	中国	30,575	13.3	日本	30,864	15.8
3	シンガポール	2,384	5.5	中国	3,705	6.0	米国	8,628	6.7	アラブ首長国連邦	14,509	6.3	米国	12,128	6.2
4	台湾	2,241	5.2	マレーシア	3,072	5.0	マレーシア	8,471	6.6	米国	13,416	5.9	マレーシア	10,956	5.6
5	マレーシア	2,199	5.1	シンガポール	2,849	4.6	アラブ首長国連邦	7,218	5.6	マレーシア	12,361	5.4	韓国	7,317	3.7
6	ドイツ	1,825	4.2	台湾	2,595	4.2	シンガポール	5,732	4.5	韓国	9,240	4.0	台湾	7,173	3.7
7	中国	1,822	4.2	ドイツ	2,557	4.1	台湾	5,153	4.0	スイス	8,857	3.9	シンガポール	6,550	3.3
8	韓国	1,496	3.5	韓国	2,118	3.4	韓国	5,072	3.9	オーストラリア	7,956	3.5	インドネシア	6,414	3.3
9	オマーン	1,109	2.6	アラブ首長国連邦	1,526	2.5	サウジアラビア	4,261	3.3	シンガポール	7,809	3.4	アラブ首長国連邦	6,199	3.2
10	オーストラリア	897	2.1	オーストラリア	1,377	2.2	インドネシア	3,463	2.7	台湾	7,525	3.3	ドイツ	5,902	3.0

備考：1996 年の公表値なし。直近の 1998 年値を掲載。

ベトナム

	2000			2001			2006			2011			2016		
順位	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合	輸入先	輸入金額	割合
	世界	15,637	100.0	世界	16,218	100.0	世界	44,891	100.0	世界	106,750	100.0	世界	174,978	100.0
1	シンガポール	2,694	17.2	シンガポール	2,478	15.3	中国	7,391	16.5	中国	24,866	23.3	中国	50,038	28.6
2	日本	2,301	14.7	日本	2,183	13.5	シンガポール	6,274	14.0	韓国	13,176	12.3	韓国	32,193	18.4
3	その他アジア	1,880	12.0	その他アジア	2,009	12.4	その他アジア	4,825	10.7	日本	10,401	9.7	日本	15,098	8.6
4	韓国	1,754	11.2	韓国	1,887	11.6	日本	4,702	10.5	その他アジア	8,557	8.0	その他アジア	11,242	6.4
5	中国	1,401	9.0	中国	1,606	9.9	韓国	3,908	8.7	シンガポール	6,391	6.0	タイ	8,855	5.1
6	タイ	811	5.2	タイ	792	4.9	タイ	3,034	6.8	タイ	6,384	6.0	米国	8,712	5.0
7	香港	597	3.8	香港	538	3.3	マレーシア	1,482	3.3	米国	4,555	4.3	マレーシア	5,174	3.0
8	マレーシア	389	2.5	マレーシア	464	2.9	香港	1,441	3.2	マレーシア	3,920	3.7	シンガポール	4,769	2.7
9	米国	364	2.3	米国	411	2.5	スイス	1,357	3.0	インド	2,346	2.2	インドネシア	2,992	1.7
10	インドネシア	345	2.2	ドイツ	397	2.4	オーストラリア	1,100	2.5	インドネシア	2,248	2.1	ドイツ	2,850	1.6

備考：1996 年の公表値なし。直近の 2000 年値を掲載。

備考：１．単位は、輸出金額（百万ドル）、割合（%）。
　　２．ASEAN 域内国は背景色を薄桃色にしている。
資料：GTA から作成。

第Ⅰ-2-3-1-18図
ASEAN各国の貿易に占める中国の割合

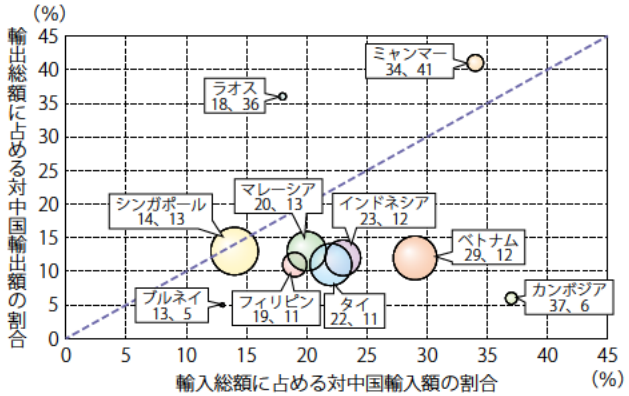

備考：2016年数値を利用。バブルの大きさは対中国貿易総額。
資料：ASEAN事務局から作成。

第Ⅰ-2-3-1-19図　ASEANの対中国貿易の推移

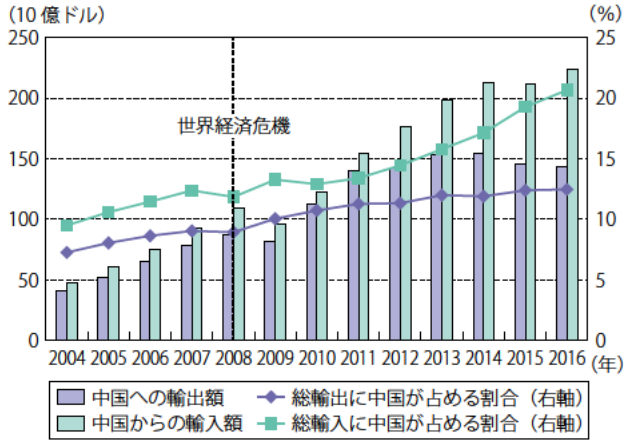

備考：中国は本土のみの数値。香港、マカオを含まない。
資料：ASEAN事務局から作成。

第Ⅰ-2-3-1-20図　ASEANの対中国貿易収支の推移

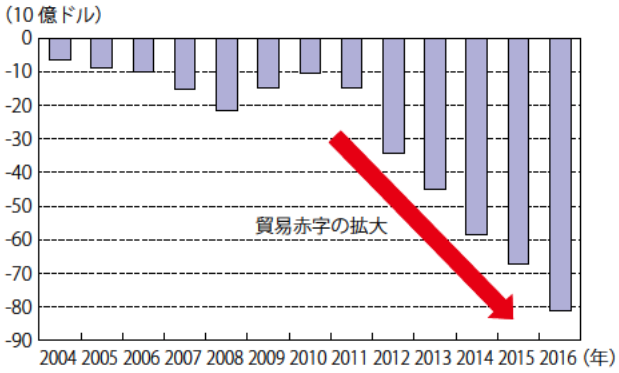

備考：中国は、本土のみの数値。香港、マカオを含まない。
資料：ASEAN事務局から作成。

第Ⅰ-2-3-1-22図
垂直型分業と水平型分業のモデル

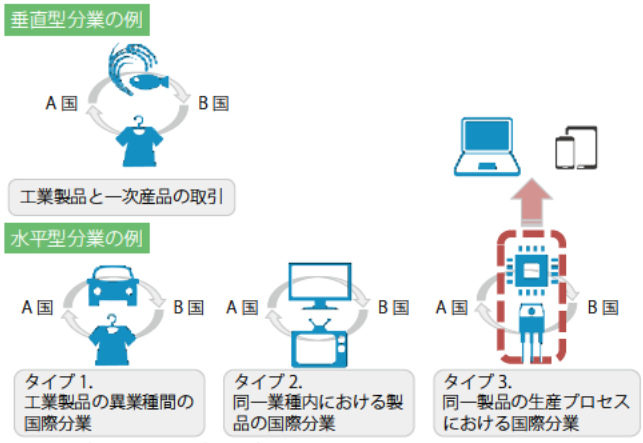

資料：宮島（2016）を参考に経済産業省作成。

第Ⅰ-2-3-1-21図　ASEANの対中国貿易収支の品目別内訳（2007年と2016年の比較）

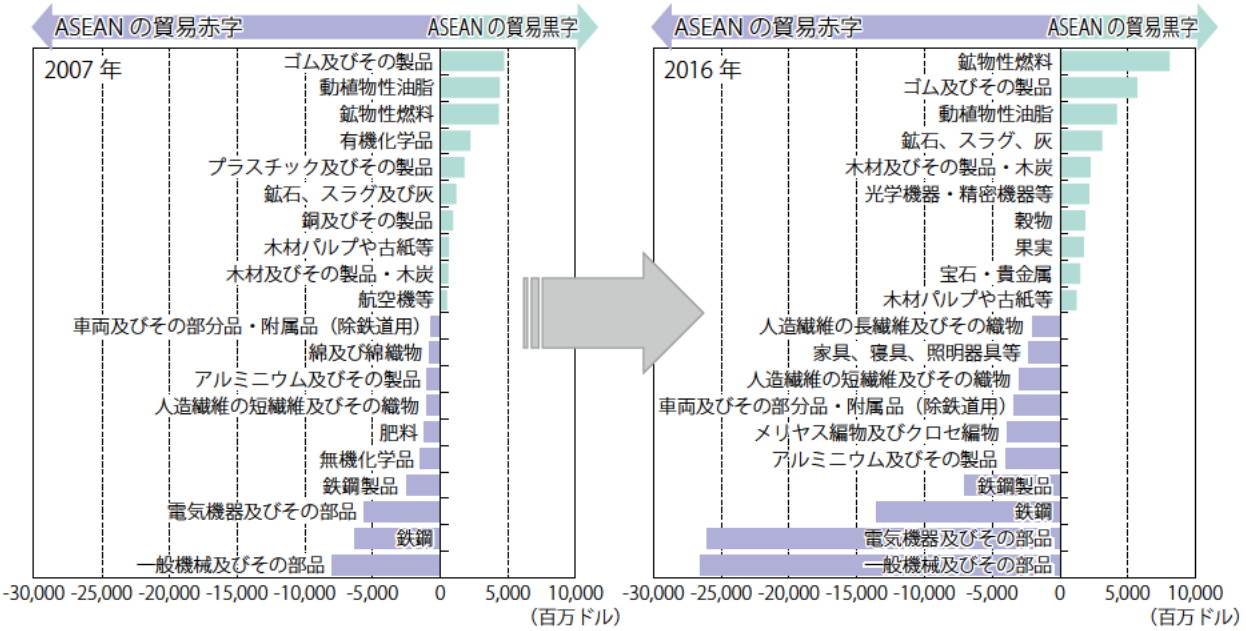

資料：ASEAN事務局から作成。

第Ⅰ-2-3-1-23 表　ASEAN の対中国輸出上位 10 品目の推移

ASEAN 対中国輸出額 上位 10 品目

1997				2002				2007				2012				2017			
順位	輸出品目（HS4 桁）	輸出額（百万ドル）	シェア	順位	輸出品目（HS4 桁）	輸出額（百万ドル）	シェア	順位	輸出品目（HS4 桁）	輸出額（百万ドル）	シェア	順位	輸出品目（HS4 桁）	輸出額（百万ドル）	シェア	順位	輸出品目（HS4 桁）	輸出額（百万ドル）	シェア
1	石油精製品（2710）	1,655	13.4%	1	集積回路（8542）	6,856	22.0%	1	集積回路（8542）	35,289	32.6%	1	集積回路（8542）	44,219	22.6%	1	集積回路（8542）	46,436	21.1%
2	原油（2709）	1,392	11.3%	2	コンピュータ部品（8473）	2,027	6.5%	2	コンピュータ関連製品（8471）	9,689	8.9%	2	コンピュータ関連製品（8471）	15,875	8.1%	2	携帯電話（8517）	12,825	5.8%
3	コンピュータ部品（8473）	1,143	9.3%	3	原油（2709）	2,019	6.5%	3	パーム油（1511）	3,640	3.4%	3	石油精製品（2710）	8,253	4.2%	3	コンピュータ関連製品（8471）	9,986	4.5%
4	パーム油（1511）	601	4.9%	4	コンピュータ関連製品（8471）	1,889	6.1%	4	石油精製品（2710）	3,366	3.1%	4	石炭（2701）	7,608	3.9%	4	半導体デバイス（8541）	5,476	2.5%
5	合板（4412）	552	4.5%	5	石油精製品（2710）	1,281	4.1%	5	天然ゴム（4001）	3,240	3.0%	5	天然ゴム（4001）	6,751	3.4%	5	合成ゴム（4002）	5,274	2.4%
6	天然ゴム（4001）	434	3.5%	6	半導体デバイス（8541）	876	2.8%	6	コンピュータ部品（8473）	2,892	2.7%	6	パーム油（1511）	6,467	3.3%	6	天然ゴム（4001）	4,862	2.2%
7	集積回路（8542）	354	2.9%	7	パーム油（1511）	848	2.7%	7	半導体デバイス（8541）	2,744	2.5%	7	コンピュータ部品（8473）	4,745	2.4%	7	石油精製品（2710）	4,819	2.2%
8	エチレン重合体（3901）	234	1.9%	8	天然ゴム（4001）	683	2.2%	8	原油（2709）	2,639	2.4%	8	ニッケル鉱（2604）	4,624	2.4%	8	原油（2709）	4,739	2.2%
9	スチレン重合体（3903）	225	1.8%	9	エチレン重合体（3901）	654	2.1%	9	携帯電話（8517）	1,932	1.8%	9	半導体デバイス（8541）	4,317	2.2%	9	軽油（2711）	4,260	1.9%
10	軽油（2711）	206	1.7%	10	木材（4407）	545	1.7%	10	石炭（2701）	1,690	1.6%	10	配合ゴム（4005）	4,167	2.1%	10	コールタール蒸留物（2707）	4,030	1.8%
	総額	12,357	100.0%		総額	31,193	100.0%		総額	108,381	100.0%		総額	195,728	100.0%		総額	220,013	100.0%

備考：中国の報告値から作成。IT 関連品目は背景を黄色にした。
資料：GTA から作成。

第Ⅰ-2-3-1-24 表　ASEAN の対中国輸入上位 10 品目の推移

ASEAN 対中国輸入額 上位 10 品目

1997				2002				2007				2012				2017			
順位	輸入品目（HS4 桁）	輸入額（百万ドル）	シェア	順位	輸入品目（HS4 桁）	輸入額（百万ドル）	シェア	順位	輸入品目（HS4 桁）	輸入額（百万ドル）	シェア	順位	輸入品目（HS4 桁）	輸入額（百万ドル）	シェア	順位	輸入品目（HS4 桁）	輸入額（百万ドル）	シェア
1	コンピュータ部品（8473）	352	2.8%	1	コンピュータ部品（8473）	2,125	9.0%	1	携帯電話（8517）	6,533	6.9%	1	コンピュータ関連製品（8471）	7,862	3.9%	1	携帯電話（8517）	20,232	7.2%
2	石油精製品（2710）	323	2.5%	2	石油精製品（2710）	1,199	5.1%	2	集積回路（8542）	5,482	5.8%	2	携帯電話（8517）	7,812	3.8%	2	集積回路（8542）	12,813	4.6%
3	亜鉛の塊（7901）	317	2.5%	3	集積回路（8542）	1,054	4.5%	3	コンピュータ部品（8473）	3,975	4.2%	3	集積回路（8542）	6,902	3.4%	3	石油精製品（2710）	11,270	4.0%
4	客船・貨物船等（8901）	317	2.5%	4	無線送信機器等（8525）	762	3.2%	4	石油精製品（2710）	3,389	3.6%	4	石油精製品（2710）	6,155	3.0%	4	コンピュータ関連製品（8471）	7,463	2.7%
5	コンピュータ関連製品（8471）	311	2.4%	5	コンピュータ関連製品（8471）	703	3.0%	5	コンピュータ関連製品（8471）	3,380	3.6%	5	客船・貨物船等（8901）	5,552	2.7%	5	その他のメリヤス・クロセ編物（6006）	3,650	1.3%
6	鉄鋼半製品（7207）	285	2.2%	6	通信機器部品（8529）	459	1.9%	6	客船・貨物船等（8901）	2,332	2.5%	6	液晶デバイス・レーザー（9013）	4,511	2.2%	6	液晶デバイス・レーザー（9013）	3,453	1.2%
7	とうもろこし（1005）	283	2.2%	7	とうもろこし（1005）	419	1.8%	7	液晶デバイス・レーザー（9013）	1,815	1.9%	7	女性用衣類（6104）	4,461	2.2%	7	合成繊維織物（5407）	3,319	1.2%
8	原油（2709）	277	2.2%	8	再生用機器部品（8522）	395	1.7%	8	鉄鋼フラットロール製品（熱間圧延）（7208）	1,659	1.8%	8	家具部品（9403）	3,442	1.7%	8	鉄鋼フラットロール製品（7210）	3,152	1.1%
9	製造たばこ（2402）	253	2.0%	9	半導体デバイス（8541）	342	1.5%	9	鉄鋼半製品（7207）	1,239	1.3%	9	コンピュータ部品（8473）	3,150	1.5%	9	コンピュータ部品（8473）	3,066	1.1%
10	再生用機器部品（8522）	200	1.6%	10	原油（2709）	300	1.3%	10	印刷機（8443）	1,213	1.3%	10	変圧器等（8504）	2,180	1.1%	10	その他の合金鋼フラットロール（7225）	3,013	1.1%
	総額	12,698	100.0%		総額	23,574	100.0%		総額	94,243	100.0%		総額	203,924	100.0%		総額	281,327	100.0%

備考：中国の報告値から作成。IT 関連品目は背景を黄色にした。
資料：GTA から作成。

天然ゴムといった一次産品関連の品目を中国に輸出し、石油精製品、繊維、鉄鋼、家具などといった工業製品を中国から輸入する、という従来の垂直型分業も引き続き存在し、むしろ足下で存在感を増しているように見える。

また、生産工程別[127]に ASEAN 対中国貿易の推移を確認すると、輸出は部品が、輸入は加工品が主力であることが分かる（第Ⅰ-2-3-1-25 図）（第Ⅰ-2-3-1-26 図）。

輸出割合は、1996 年には 14％であった部品が、2006 年の 45％のピークを経て、その後下落傾向にあったが、2015 年以降は上昇している（第Ⅰ-2-3-1-27 図）。なお、輸入割合は、加工品が上昇傾向にある（第Ⅰ-2-3-1-28 図）。

127 RIETI TID（2016）の分類法による。13 分野に整理された産業を、さらに、素材、中間財（加工品、部品）、最終財（資本財、消費財）の３つのカテゴリー（５つのサブカテゴリー）に分類している。これは、国連の BEC（Broad Economic Categories）分類を基に、貿易財の生産工程における性質から各産業の貿易データを３つのカテゴリーに集約し、SNA（System of National Account）の基準により分類したものである。（https://www.rieti.go.jp/jp/projects/rieti-tid/）

第Ⅰ-2-3-1-25図
ASEANの対中国輸出（生産工程別金額）の推移

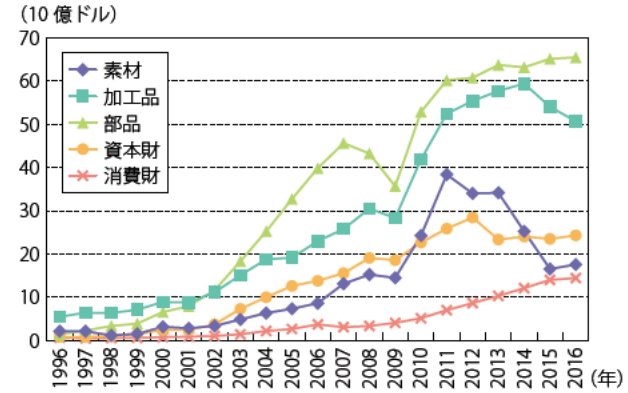

備考：ラオスとミャンマーは含まれていない。
資料：RIETI TID2016から作成。

第Ⅰ-2-3-1-26図
ASEANの対中国輸入（生産工程別金額）の推移

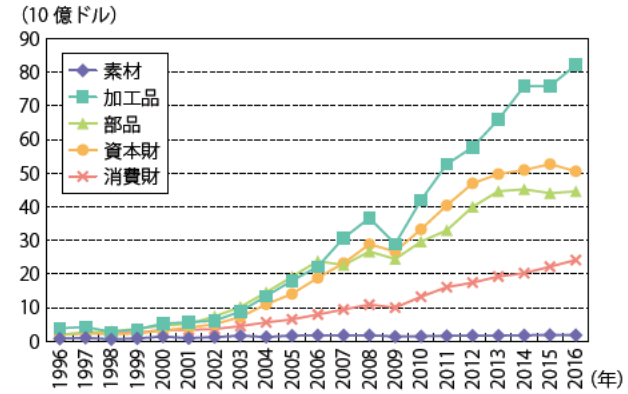

備考：ラオスとミャンマーは含まれていない。
資料：RIETI TID2016から作成。

第Ⅰ-2-3-1-27図
ASEANの対中国輸出（生産工程別割合）の推移

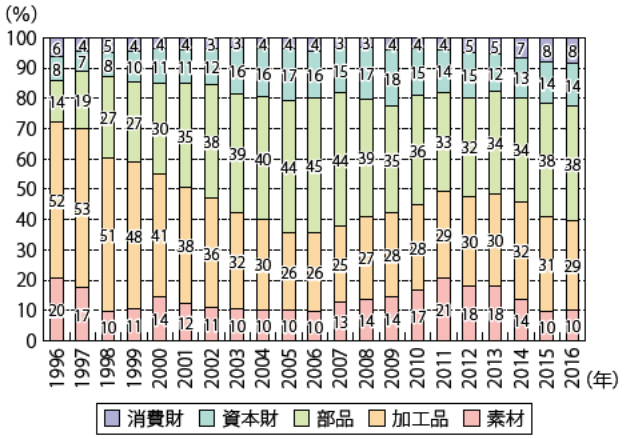

備考：ラオスとミャンマーは含まれていない。
資料：RIETI TID2016から作成。

第Ⅰ-2-3-1-28図
ASEANの対中国輸入（生産工程別割合）の推移

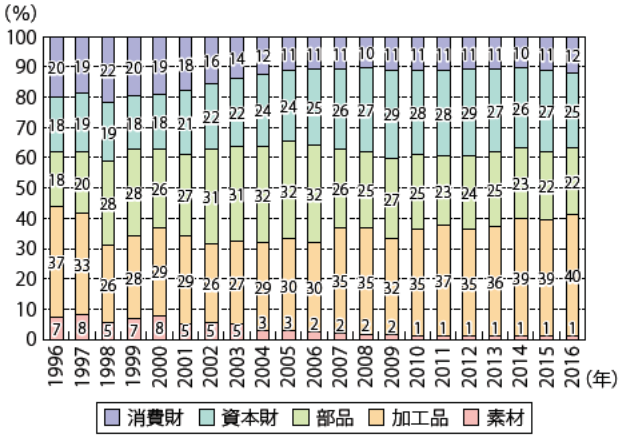

備考：ラオスとミャンマーは含まれていない。
資料：RIETI TID2016から作成。

さらに、生産工程別の内訳を検証すると、中間財（加工品・部品）、中でも電気機械の部品の相互貿易が多いことから、電気機械を中心に水平型分業タイプ3が発展しているといえる。これは、電気機械産業が東アジアに構築したグローバルバリューチェーンが関係していると思われる。

注目すべき点は、ASEANの輸出が、電気機械の中間財（部品）に大きく偏っていることである。今後、中国における電気機械の部品の内製化が進むと、ASEAN中国間の貿易構造を大きく変化させる可能性がある（第Ⅰ-2-3-1-29図）。

なお、鉄鋼非鉄の加工品、電気機械と一般機械（共に資本財）の中国からの輸入が多いことも注目できる。これらは、ASEANの旺盛なインフラ需要や個人消費が背景にあると考えられる（第Ⅰ-2-3-1-30図）。その他の特徴を含め、表にまとめた（第Ⅰ-2-3-1-31表）。

③ 中国との分業構造～産業内貿易指数による分析～

ここでは、産業内貿易指数（貿易特化係数）を用いて「水平型」「垂直型」貿易（分業）がどのように、どの程度、進展しているかを分析する手法[128]に従い、1996年から2017年までのASEANと中国の分業構造の変遷を検証する[129]。

まず、垂直型、水平型の2分類の割合を見ると、1996年で29%、1997年で30%しか占めていなかった水平型は、1998年に46%と急上昇し、2005年まで40%台を維持した。しかし、2006年以降、2014年の27%まで総じて低下し、垂直型の存在感が増した。2015年以降は一転上昇し、2017年では49%と垂直型と均衡するまでになった（第Ⅰ-2-3-1-32図）。

なお、その内訳である5分類の割合を見ると、1997

128 宮島・大泉（2008）の手法による。

第Ⅰ-2-3-1-29 図
ASEAN の対中国輸出（生産工程別・品目別金額）（1996 年、2006 年、2016 年の 3 時点）

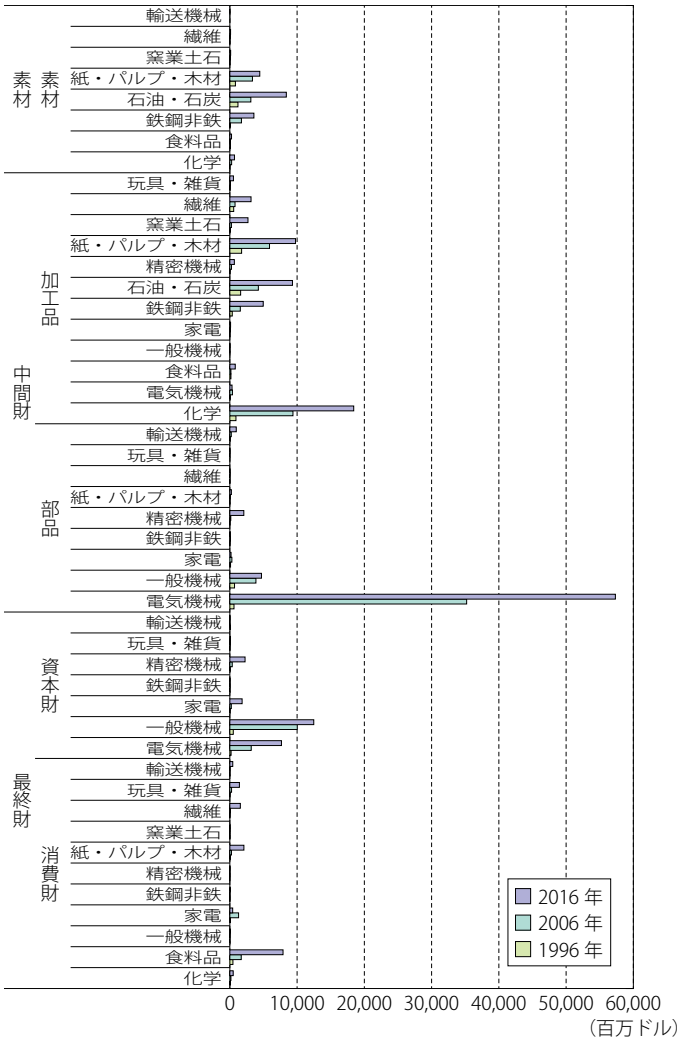

備考：ミャンマーとラオスは含まれていない。
資料：RIETI TID 2016 から作成。

第Ⅰ-2-3-1-30 図
ASEAN の対中国輸入（生産工程別・品目別金額）（1996 年、2006 年、2016 年の 3 時点）

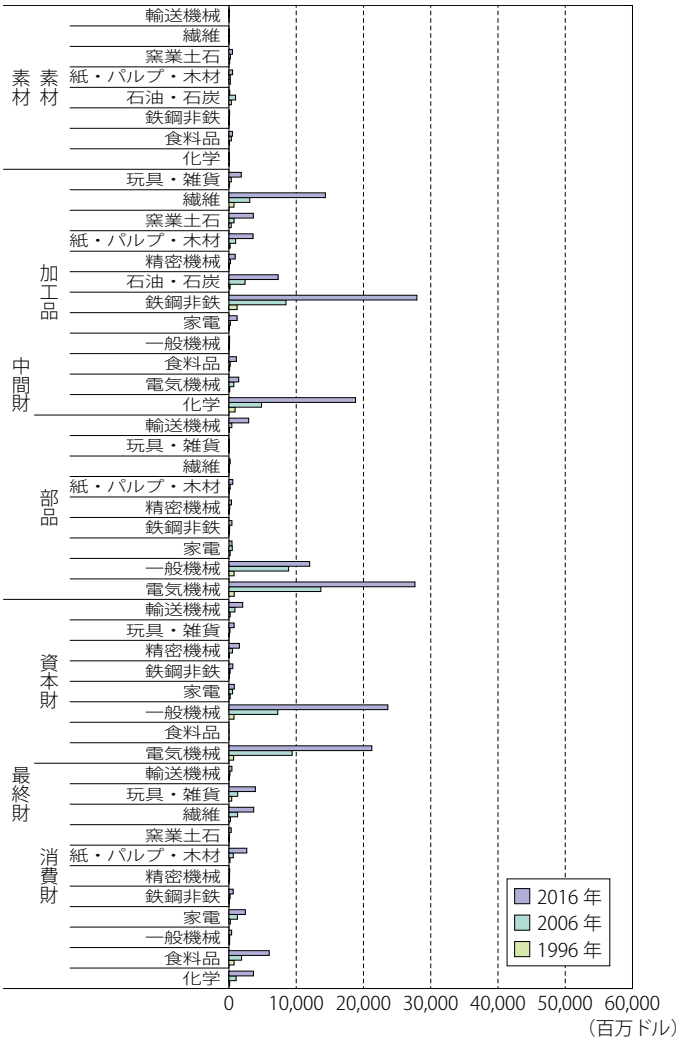

備考：ミャンマーとラオスは含まれていない。
資料：RIETI TID 2016 から作成。

年、1998 年を除き、常に「ASEAN が特に優位な品目」が、「中国が特に優位な品目」を上回っていたが、2012 年以降は、逆に推移している（第Ⅰ-2-3-1-33 図）。

次に、第Ⅰ-2-3-1-32 図と第Ⅰ-2-3-1-33 図を金額ベースで見る。2000 年代に入り、水平型が増加したものの、垂直型が常に水平型を上回っているほか、2009 年以降 2014 年まで、垂直型が急増した。2015 年以降は、一転、垂直型が急減し、2017 年で、水平型とほぼ均衡した（第Ⅰ-2-3-1-34 図）。

なお、その内訳である 5 分類の金額を見ると、2009 年から 2014 年までの垂直型の増加には、「中国が特に優位な品目」が、また、2014 年以降の水平型の増加には「ASEAN 特に優位な品目」の減少が、主に寄与しており、「優位性が見極めにくい品目」は余り変化

129 GTA の中国側からの報告値を利用した。なお、HS コード 4 桁分類（全 1,264 品目）で指数を算出した。産業内貿易指数は、以下の式により算出される。
ASEAN の対中国貿易の産業内貿易指数＝（ASEAN の輸出－ ASEAN の輸入）／（ASEAN の輸出＋ ASEAN の輸入）
産業内貿易指数は 1 から▲ 1 までの数値をとり、1 に近いほど、ASEAN の輸出は中国に対して競争力があり、逆に、▲ 1 に近いほど、ASEAN の輸出は競争力がないことを示す。また、0 に近い程、ASEAN と中国が同一品目をお互いに取引（産業内貿易）していることを示す。指数を算出した上で、産業内貿易が貿易全体のどれくらいを占めるのかを明確にするために、係数の値の幅により、次の 5 つのカテゴリーに分ける。
A：ASEAN が特に優位な品目（指数が 0.6 超）
B：ASEAN がやや優位な品目（指数が 0.2 超 0.6 以下）
C：優位性が見極めにくい品目（指数が▲ 0.2 以上 0.2 以下）
D：中国がやや優位な品目（指数が▲ 0.6 以上▲ 0.2 未満）
E：中国が特に優位な品目（指数が▲ 0.6 未満）
上のカテゴリーごとにそれぞれの貿易総額に占める割合を計算し、このうち、B、C、D を合算したものを「水平貿易（分業）指数」、A、E を合算したものを「垂直貿易（分業）指数」とみなす方法である。

第Ⅰ-2-3-1-31 表
ASEAN の対中国貿易（生産工程別・品目別金額）の特徴

全体		中間財（加工品・部品の両方）、資本財の貿易金額が相対的に大きい。
素材		ASEAN の中国への輸出（主に、石油石炭、鉄鋼非鉄、紙パルプ木材）が増加傾向にある。
中間財	加工品	化学は、双方向の貿易が活発。
		鉄鋼非鉄、繊維は、中国からの輸入が圧倒的に大きい。
	部品	電気機械は、双方向の貿易が活発。ASEAN の輸出は、輸入の２倍超。
		一般機械は、電気機械ほどではないが、双方向の貿易がある。ASEAN の輸出は、輸入の半分未満。
資本財		一般機械は、双方向の貿易が活発。ASEAN の輸出は、輸入の約半分。
		電気機械は、双方向の貿易が活発。ASEAN の輸出は、輸入の約３割。
消費財		食料品は、双方向の貿易が活発。ASEAN の輸出は、輸入の約 1.6 倍。
		玩具・雑貨、化学、繊維、紙パルプ木材は、総じて、ASEAN の輸出より、輸入が大きく、増加傾向にある。

資料：経済産業省作成。

第Ⅰ-2-3-1-32 図
ASEAN の対中国貿易：産業内貿易指数による２分類の割合の推移

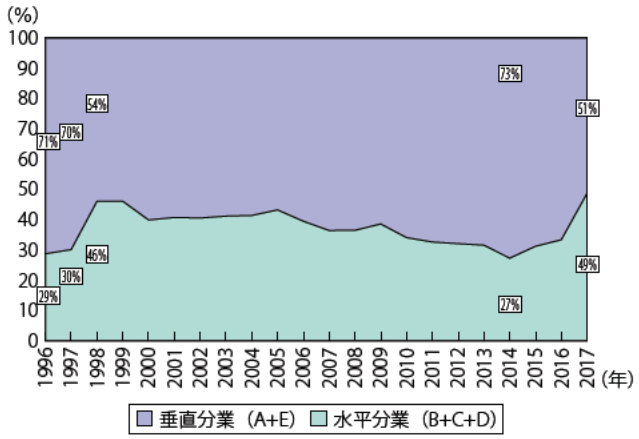

資料：GTA から作成。

がなく、低い水準のままである（第Ⅰ-2-3-1-35 図）。

以下、第Ⅰ-2-3-1-35 図を各国ベースに分類すると、各国で特徴が異なっている。大まかに４つのグループ（第Ⅰ-2-3-1-36 図）に分けて掲載する。

第Ⅰ-2-3-1-33 図
ASEAN の対中国貿易：産業内貿易指数による５分類の割合の推移

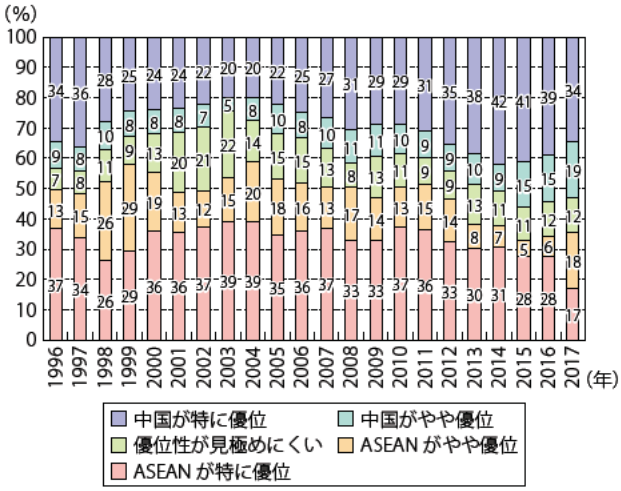

備考：中国からの報告値。貿易総額を 100 としている。
資料：GTA から作成。

第Ⅰ-2-3-1-34 図
ASEAN の対中国貿易：垂直型分業と水平型分業の貿易額の推移

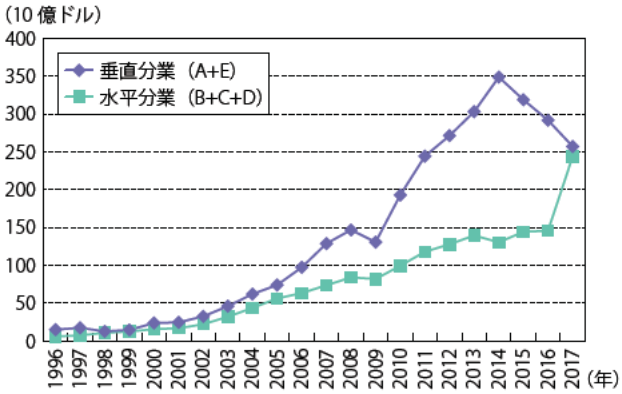

資料：GTA から作成。

第Ⅰ-2-3-1-35 図
ASEAN の対中国貿易：産業内貿易指数による５分類の貿易額の推移

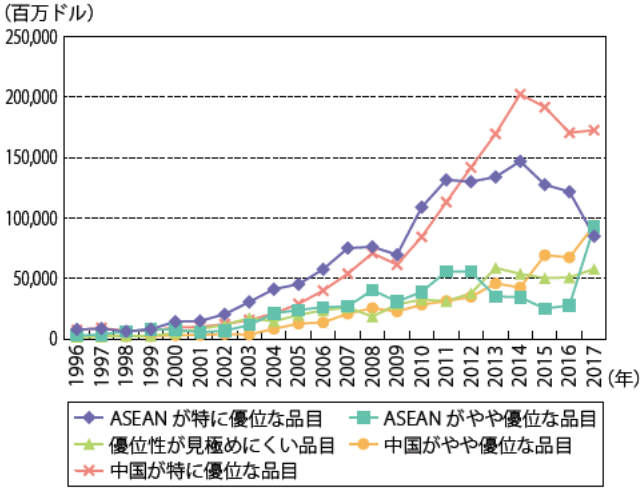

資料：GTA から作成。

第Ⅰ-2-3-1-36 図
ASEAN 各国の対中国貿易：分業タイプによるグルーピング（イメージ）

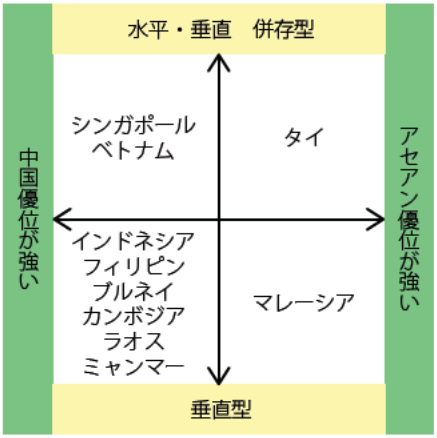

備考：４類型のイメージであり各国の位置等厳密性はない。
資料：経済産業省作成。

【水平垂直分業併存型　かつ　特に優位な品目の金額：ASEAN ＞中国】

第Ⅰ-2-3-1-37 図
タイの対中国貿易：産業内貿易指数による５分類の貿易額の推移

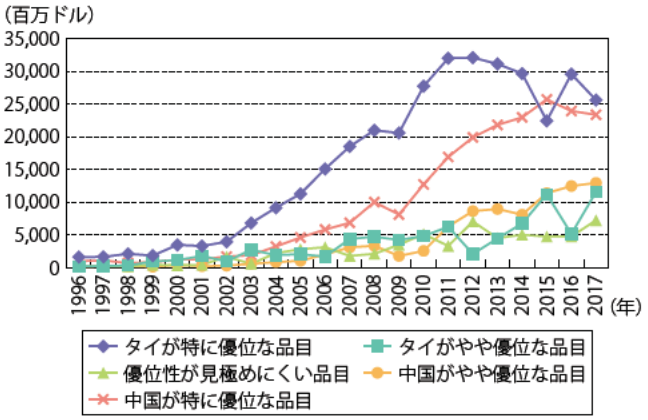

資料：GTA から作成。

【水平垂直分業併存型　かつ　特に優位な品目の金額：中国＞ ASEAN】

第Ⅰ-2-3-1-38 図
シンガポールの対中国貿易：産業内貿易指数による５分類の貿易額の推移

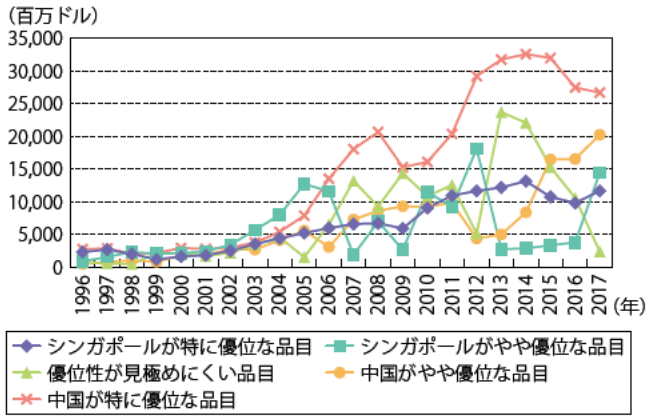

資料：GTA から作成。

第Ⅰ-2-3-1-39 図
ベトナムの対中国貿易：産業内貿易指数による５分類の貿易額の推移

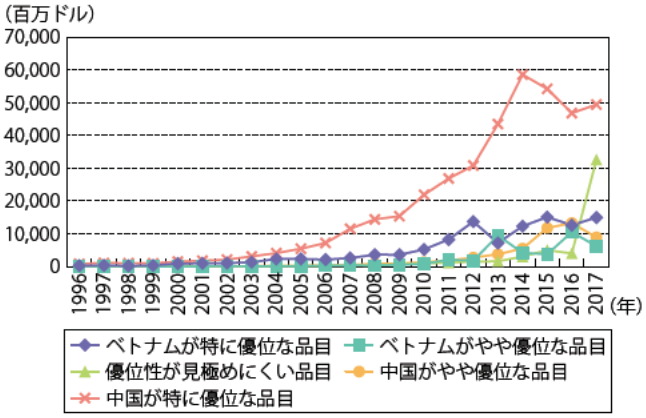

資料：GTA から作成。

【垂直分業型　かつ　特に優位な品目の金額：ASEAN ＞中国】

第Ⅰ-2-3-1-40 図
マレーシアの対中国貿易：産業内貿易指数による５分類の貿易額の推移

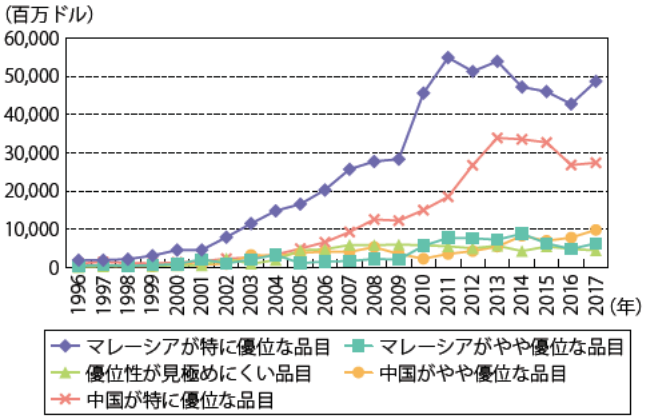

資料：GTA から作成。

【垂直分業型　かつ　特に優位な品目の金額：中国＞ ASEAN】

第Ⅰ-2-3-1-41 図
インドネシアの対中国貿易：産業内貿易指数による５分類の貿易額の推移

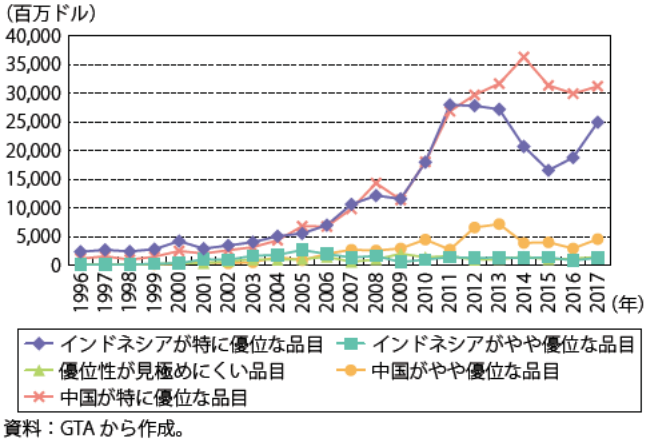

資料：GTA から作成。

第Ⅰ-2-3-1-42図
フィリピンの対中国貿易：産業内貿易指数による5分類の貿易額の推移

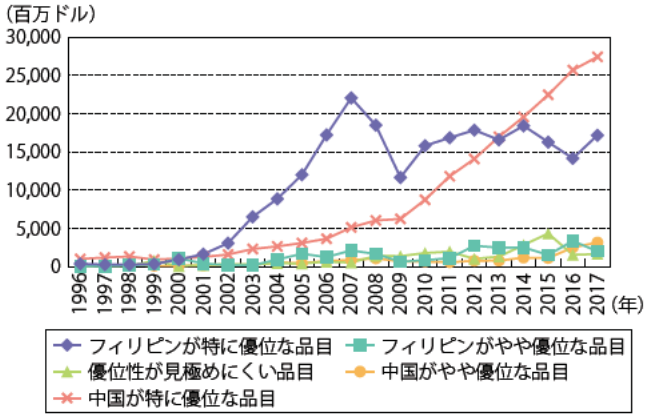

資料：GTAから作成。

第Ⅰ-2-3-1-43図
カンボジアの対中国貿易：産業内貿易指数による5分類の貿易額の推移

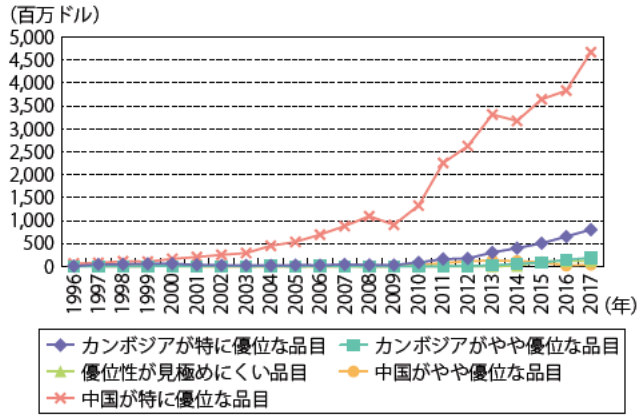

資料：GTAから作成。

第Ⅰ-2-3-1-44図
ブルネイの対中国貿易：産業内貿易指数による5分類の貿易額の推移

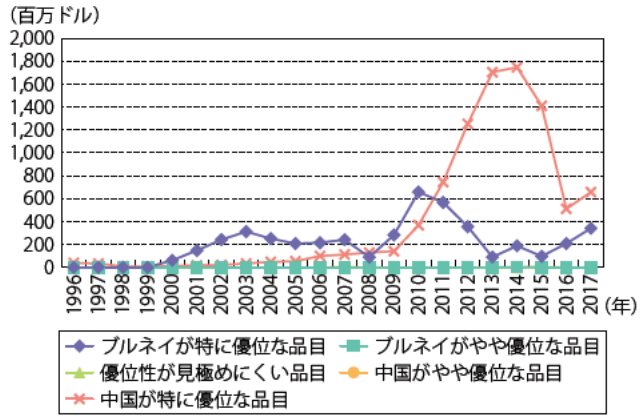

資料：GTAから作成。

第Ⅰ-2-3-1-45図
ミャンマーの対中国貿易：産業内貿易指数による5分類の貿易額の推移

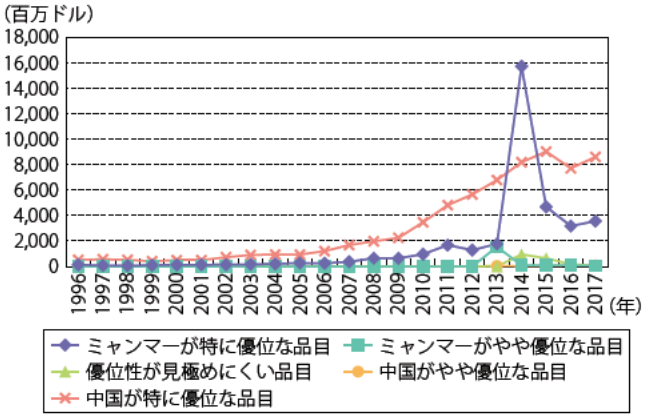

資料：GTAから作成。

第Ⅰ-2-3-1-46図
ラオスの対中国貿易：産業内貿易指数による5分類の貿易額の推移

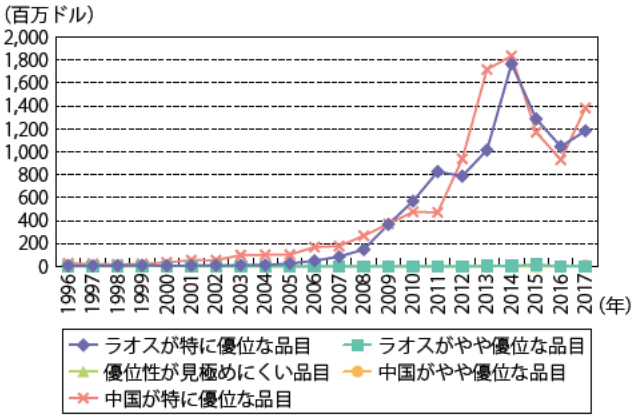

資料：GTAから作成。

以上のASEAN対中国貿易の検証から、以下が考えられる。

- 2000年以前のASEAN対中国貿易は、天然資源や農産品、それらの加工品などを輸出する一方、工業品を輸入する、という垂直型分業の特徴が色濃かったが、2000年代以降、世界的なIT関連製品の需要増を背景に、輸出入ともにIT関連製品が主役となったことで、水平型分業も大きく進展した。
- 水平型分業が進展したとはいえ、垂直型分業は、常に、水平型分業を上回っており、2009年以降は、更に存在感が増している。これは、ASEANは、一次産品（例：タイの天然ゴム、マレーシアのパームオイル、インドネシアの原油）など、伝統的に競争力を持つ品目が、変わらず対中国貿易の強みであるからだろう。また、近年はカンボジア、ラオス、ミャンマーといったASEAN後発国が中

国と完全に近い垂直型分業関係を強めていることで、ASEAN 全体としても、その傾向が強くなっている面もあろう。

・ なお、一次産品と工業品を貿易する垂直型分業では、工業品がより付加価値が高いことが想定されるため、これが、対中国貿易赤字拡大の一つの要因と考えられる。これを解消するためには、ASEAN、特に一次産品に富む国々は、その強みを生かしつつも、産業高度化を図る必要がある。

・ 2015 年以降、水平型分業が再び上昇し、2017 年では、垂直型、水平型が均衡するまでとなった。これは、原油等資源価格の低下や中国の景気減退といった外的要因の影響が大きいと思われるが、分業の新たな局面も反映している可能性もある。

・ 2015 年以降の水平型分業の上昇要因を検証すると、主に、ベトナムの携帯電話（HS8517）、集積回路（HS8542）[130]、タイのコンピュータ関連製品（HS8471）[131]、シンガポールの集積回路（HS8542）[132] が寄与していることが検証できる（第Ⅰ-2-3-1-47 図～第Ⅰ-2-3-1-50 図）。いずれも、対象品目の貿易構造が急激に変化したことが見てとれる。

・ 急激な貿易構造の変化の裏には、世界的な需要の増減のほか、グローバル企業の立地選択によるサプライチェーンの変化などがあるものと考えられる。

第Ⅰ-2-3-1-47 図
携帯電話（HS8517）にかかるベトナムの対中国貿易額の推移

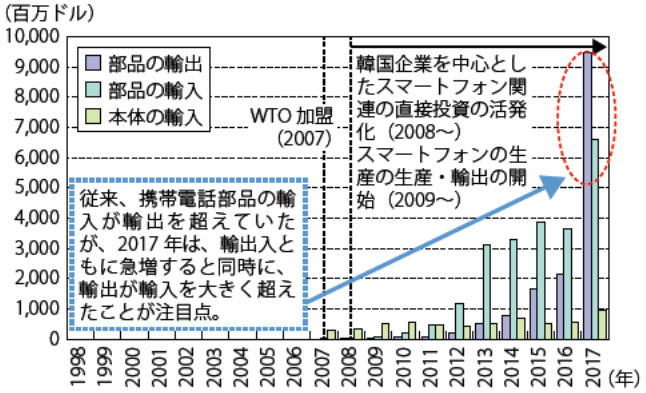

資料：GTA から作成。

第Ⅰ-2-3-1-48 図
集積回路（HS8542）にかかるベトナムの対中国貿易額の推移

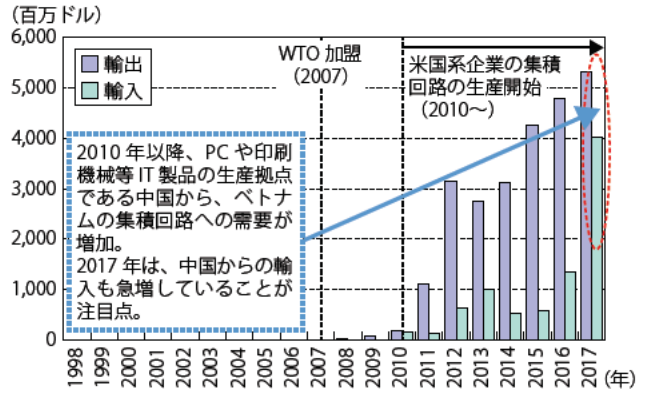

資料：GTA から作成。

第Ⅰ-2-3-1-49 図
コンピュータ製品（HS8471）にかかるタイの対中国貿易額の推移

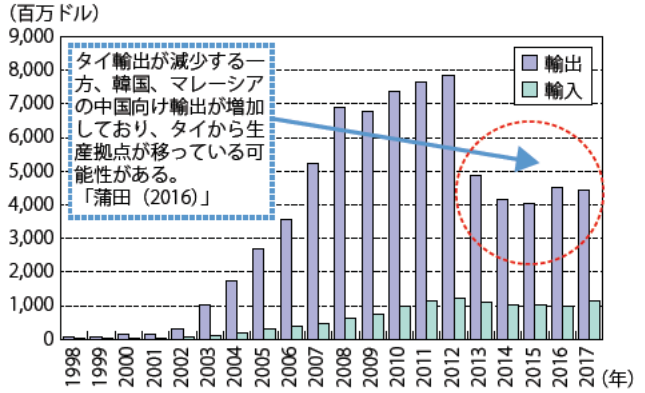

資料：GTA から作成。

第Ⅰ-2-3-1-50 図
集積回路（HS8542）にかかるシンガポールの対中国貿易額の推移

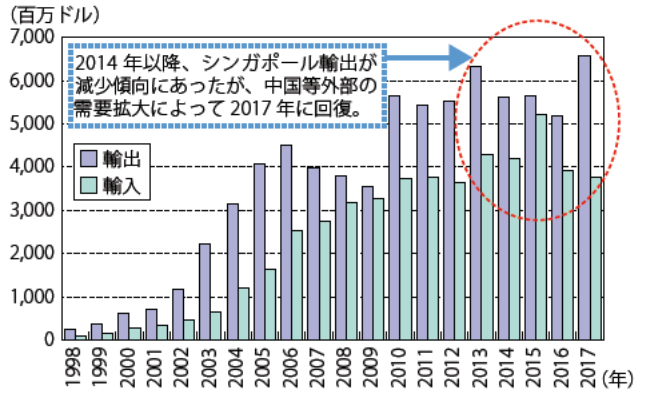

備考：GTA から作成。

130 集積回路は、2015 年は「ベトナムが特に優位な品目」、2016 年は「ベトナムがやや優位な品目」、2017 年は「優位が見極めにくい品目」と推移した。一方、携帯電話は、2015 年は「中国が特に優位な品目」、2016 年は「中国がやや優位な品目」、2017 年は「優位が見極めにくい品目」と推移した。

131 コンピュータ関連製品は、2015 年は「タイがやや優位な品目」、2016 年は「タイが特に優位な品目」、2017 年は「タイがやや優位な品目」と推移した。

132 集積回路は、2015 年、2016 年は「優位が見極めにくい品目」、2017 年は「シンガポールがやや優位な品目」と推移した。

(4) ASEAN 外国直接投資の推移

ASEAN の貿易拡大、国際的分業の深化について上述したが、これは、外国直接投資の活発化と密接に関わっている。ASEAN の経済発展、工業化には、外国直接投資が大きな役割を果たしてきたからだ。ここでは、ASEAN の外国直接投資の変遷を検証する。

① ASEAN の対内直接投資

1996 年から 2016 年までの約 20 年間、世界から ASEAN への対内直接投資額（フローベース）は、1997 年のアジア通貨危機、2008 年の世界経済危機、自然災害等の影響で一時的な減少も見られたが、2014 年までは総じて増加傾向にあった。足元の 2015 年、2016 年では減少している。なお、ストックベースでは、20 年間一貫して増加している（第 I-2-3-1-51 図）。

ASEAN への対内直接投資額を投資国別に見る。

2016 年は、投資額が多い順に、EU（全体の 33%）、ASEAN 域内（25%）、米国（12%）、日本（12%）、中国（10%）、韓国（6%）となっている。なお、直近 7 年間の推移を見ると、欧州債務危機のあった 2012 年を除き、EU からの投資は存在感が大きいほか、ASEAN 域内からの投資も堅調に推移しており、特に 2016 年は共に大きく増加した。中国からの投資も 2016 年に大きく増加し、米国、日本の投資額と比肩している点も注目される（第 I-2-3-1-52 図）（第 I-2-3-1-53 図）。

次に、ASEAN への対内直接投資額を業種別に見る。

2016 年は、投資額が多い順に、金融保険業（全体の 35%）、卸売・小売・自動車オートバイ修理業（20%）、不動産業（9%）、製造業（8%）となっている。2013 年以降、金融保険業の割合が年々上昇している一方で、製造業の割合が年々下降していることから、製造業からサービス業へのシフトが読み取れる（第 I-2-3-1-54 図）（第 I-2-3-1-55 図）。

次に、ASEAN への対内直接投資が ASEAN のどの国へ向かっているかを確認する。

2007 年～2016 年の 10 年間のフローを単純平均すると、シンガポールが 53%と過半数を占めており、インドネシアが 14%、マレーシアが 9%、ベトナムが 9%、タイが 8%、フィリピンが 3%と続く（第 I-2-3-1-56 図）。同期間の推移を見ると、ベトナムは携帯電話の生産拠点となったことなどを背景に底堅く推移し、2016 年では、シンガポールに次ぐ第 2 位の直接投資受入れ国となった（第 I-2-3-1-57 図）。

第 I-2-3-1-51 図
ASEAN の世界からの対内直接投資額（フロー・ストック）の推移

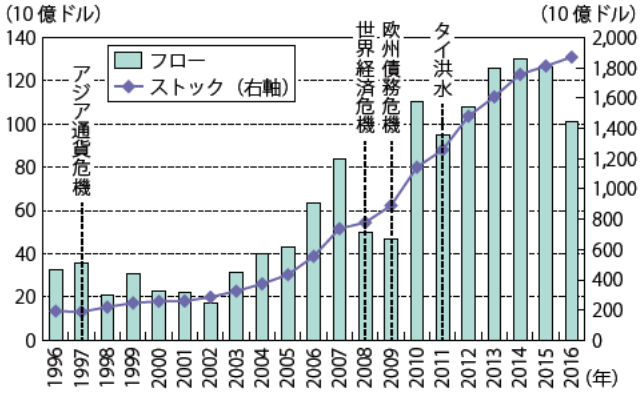

資料：UNCTAD から作成。

第 I-2-3-1-52 図
ASEAN の世界からの対内直接投資額（フロー）の推移（投資元別）

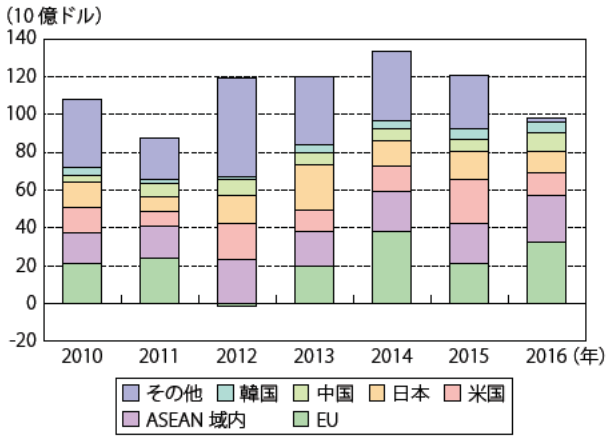

備考：EU は EU28 を指す。
資料：ASEAN 事務局から作成。

第 I-2-3-1-53 図
ASEAN の世界からの対内直接投資割合（フロー）の推移（投資元別）

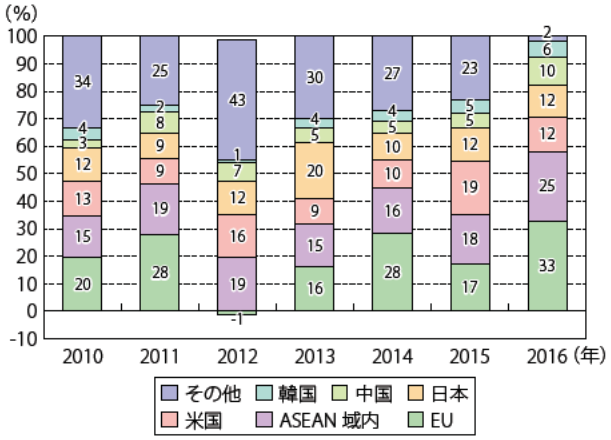

備考：EU は EU28 を指す。
資料：ASEAN 事務局から作成。

第Ⅰ-2-3-1-54 図
ASEAN の世界からの対内直接投資額（フロー）の推移（業種別）

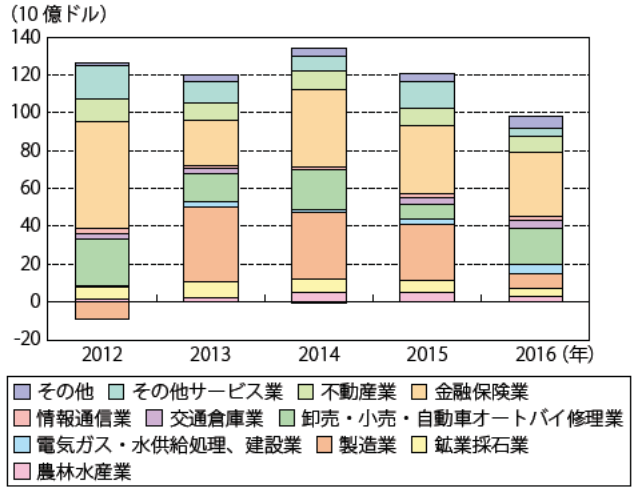

備考：フローベース。
資料：ASEAN 事務局から作成。

第Ⅰ-2-3-1-55 図
ASEAN の世界からの対内直接投資割合（フロー）の推移（業種別）

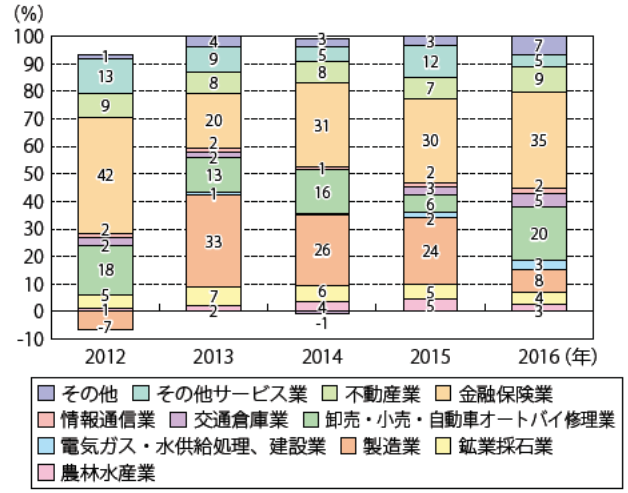

備考：フローベース。
資料：ASEAN 事務局から作成。

ASEAN の対内直接投資面でも中国の存在感は大きくなっている。年によって異なるものの、先発主要国については、フィリピン以外で 10％前後の割合を占めるほか、後発国では、ラオスが 60％超、カンボジアとミャンマーが 20～30％台と高い割合を占めており、中国から積極的に投資が行われていることが分かる（第Ⅰ-2-3-1-58 図）（第Ⅰ-2-3-1-59 表）。

② ASEAN の対外直接投資

ASEAN の対外直接投資額は、対内直接投資額の約 54％[133]（2016 年ストックベース）に当たる。1996 年から 2016 年までの 20 年間、ASEAN の世界への対外直接投資額（フローベース）は、対内直接投資と同様、1997 年のアジア通貨危機、2008 年の世界経済危機、自然災害等の影響で一時的な減少も見られたが、2014 年までは総じて増加傾向にあった。足元の 2015 年、2016 年では減少している。なお、ストックベースでは、世界経済危機の影響があった 2008 年以外、20 年間一貫して増加している（第Ⅰ-2-3-1-60 図）。

ASEAN の対外直接投資額の内訳を各国別に見る。

2007 年から 2016 年の 10 年間を平均すると、投資額が多い順に、シンガポール（全体の 55％）、マレーシア（22％）、タイ（11％）、インドネシア（6％）、フィ

第Ⅰ-2-3-1-56 図
ASEAN への対内直接投資額（フロー）に占める各国内訳

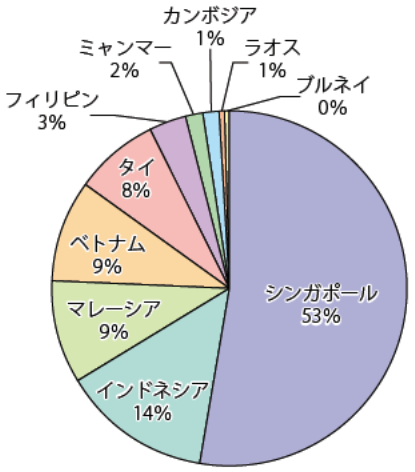

備考：2007～2016 年の 10 年間の平均でみた割合。
資料：UNCTAD から作成。

第Ⅰ-2-3-1-57 図
ASEAN への対内直接投資額（フロー）の推移（各国別）

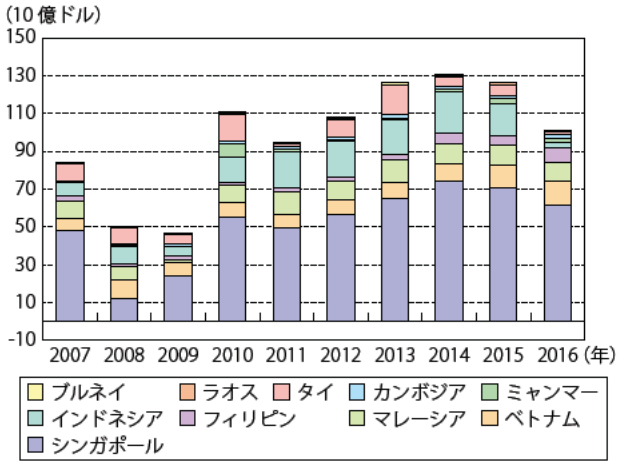

資料：UNCTAD から作成。

133 ASEAN の対内直接投資額は約 1.9 兆ドル、対外直接投資額は約 1 兆ドル（いずれも 2016 年ベース、UNCTAD）。

リピン（4%）、ベトナム（2%）となっており、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーはほぼ0%である（第Ⅰ-2-3-1-61図）（第Ⅰ-2-3-1-62図）。

ASEAN各国の対外直接投資の推移から、ASEAN域内への投資割合を確認する。ASEAN事務局からASEAN全体としてのデータが公表されていないため、ここでは、対外直接投資の約9割を占める、シンガポール、マレーシア、タイの上位3か国分を国ごとに見ることとする。

シンガポールの対外直接投資額は、2007年から2016年までの10年間をみると、2015年を除き、年々増加している一方、ASEAN域内への投資割合が、2008年の23.7%から、年々なだらかに下降し、2016年は17.8%となっている（第Ⅰ-2-3-1-63図）。

第Ⅰ-2-3-1-58図
ASEANの対内直接投資額（フロー）に占める中国の割合と各国への投資額の推移

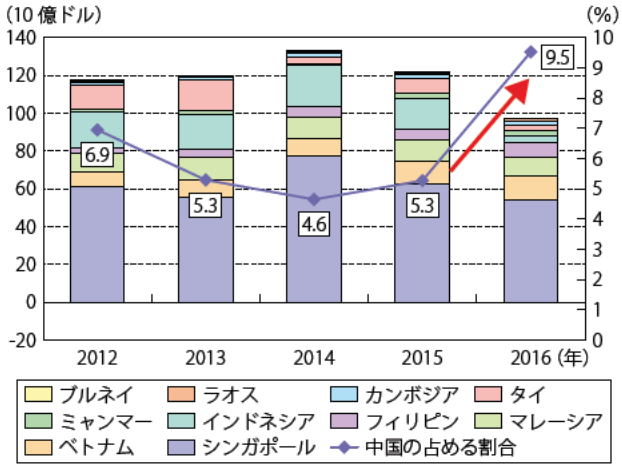

備考：フローベース。中国は本土のみの数値。
資料：ASEAN事務局から作成。

第Ⅰ-2-3-1-60図
ASEANの世界への対外直接投資額（フロー・ストック）の推移

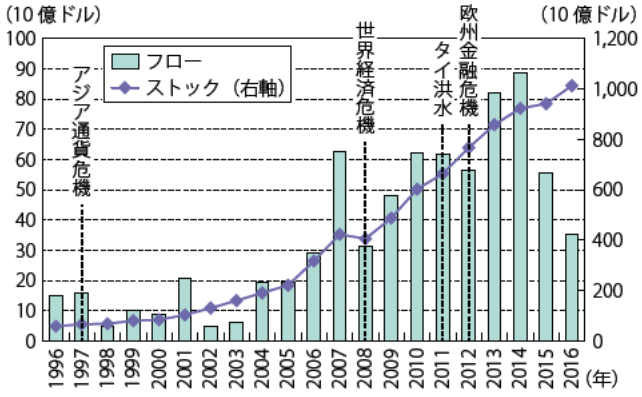

資料：UNCTADから作成。

第Ⅰ-2-3-1-59表　ASEAN各国の対内直接投資額（フロー）に占める中国の割合の推移

(%)

	ASEAN全体	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
2012	6.9	0.0	23.6	1.8	0.0	0.4	35.6	-0.1	10.1	4.6	2.3
2013	5.3	0.0	22.5	3.2	0.0	0.8	30.2	0.2	4.8	5.9	10.7
2014	4.6	0.0	32.1	4.9	67.3	2.8	7.5	0.8	4.4	-2.2	2.3
2015	5.3	0.0	31.6	1.9	61.6	2.4	1.9	1.0	6.1	3.8	3.2
2016	9.5	0.0	22.0	8.2	66.0	8.9	6.9	0.2	10.0	10.0	7.7

資料：ASEAN事務局から作成。

第Ⅰ-2-3-1-61図
対外直接投資額（フロー）に占めるASEAN各国の割合

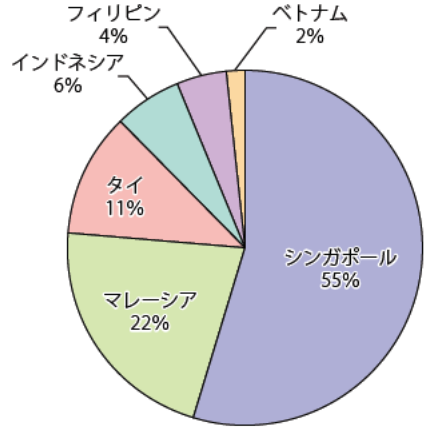

備考：2007～2016年の10年間の平均でみた割合。
　　なお、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーは約0%。
資料：UNCTADから作成。

第Ⅰ-2-3-1-62図
ASEAN各国の対外直接投資額（フロー）の推移

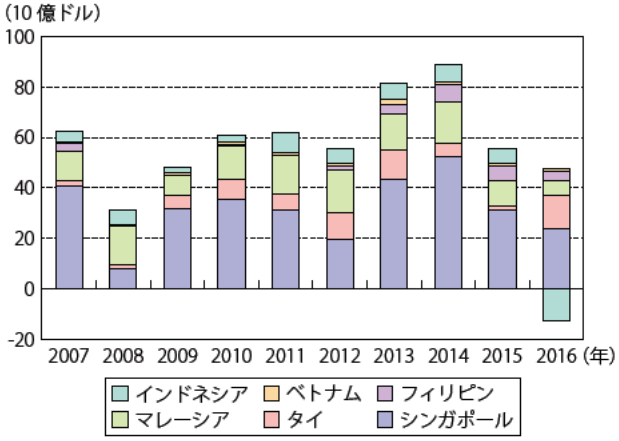

資料：UNCTADから作成。

マレーシアの対外直接投資額は、総じて減少傾向にあり、ASEAN 域内への投資割合も、2009 年、2010 年と 40％を超えていたが、2016 年は 19.2％と低くなっている（第Ⅰ-2-3-1-64 図）。

タイの対外直接投資額は、2011 年以外、2007 年から 2012 年まで増加したが、2013 年以降 2015 年まで減少し、2016 年は一転急増している。ASEAN 域内への投資割合は、年ごとで不規則的な変動があるものの、2016 年は 35.4％と相対的に高いものとなっており、タイが ASEAN 域内への投資に重点をおいていることが分かる（第Ⅰ-2-3-1-65 図）。

以上から、ASEAN の対内・対外直接投資は、共に足下は鈍化しているものの、総じて底堅く推移しているといえる。一方、ASEAN 域内での直接投資は、割合が低下傾向にあるなど、域内統合の勢いが伸び悩む面も見える。

ASEAN が AEC を設立した大きな目的の一つは、海外からの直接投資先に選ばれる地域になることである。AEC ブループリント 2025 では、第 1 の柱「高度に統合され結合した経済」の「3. 投資環境」の中で、「ASEAN 包括的投資協定（ACIA）により開放され透明で予測可能な投資レジームを設立することにより、グローバルな投資先としての魅力を高めること」が目標とされている。

2007 年から 2016 年の 10 年間を平均すると、世界の外国直接投資は、EU（28％）、米国（15％）、中南米（10％）、中国（8％）、ASEAN（6％）、アフリカ（5％）、インド（2％）に向かっている（第Ⅰ-2-3-1-66 図）。また、同期間の推移をみると、ASEAN は中

第Ⅰ-2-3-1-63 図
シンガポールの対外直接投資額（フロー）の推移（国・地域別）

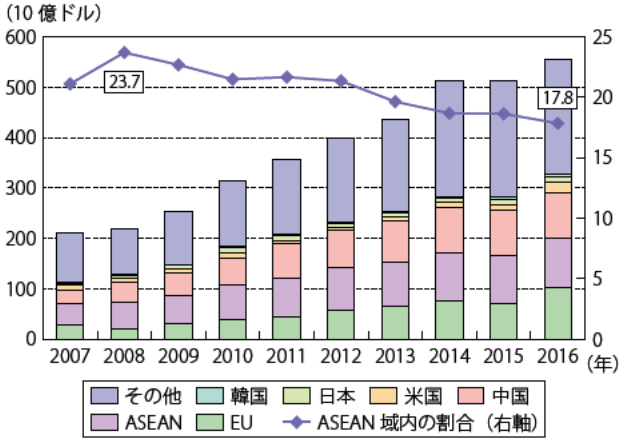

資料：シンガポール統計局から作成。

第Ⅰ-2-3-1-64 図
マレーシアの対外直接投資額（フロー）の推移（国・地域別）

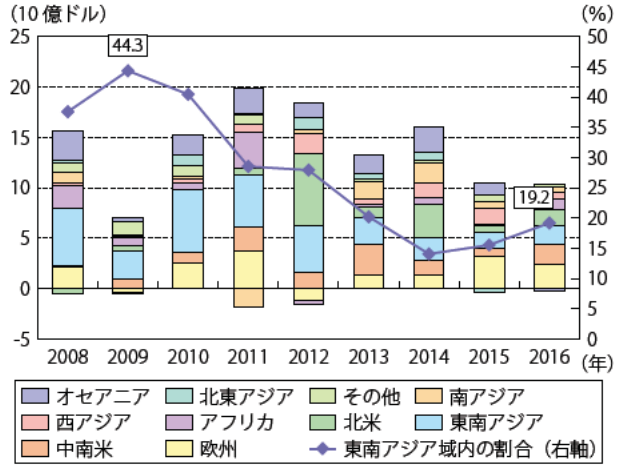

備考：対外直接投資額は、国際収支統計の FDI Assets（Outflow- から in-flow を差し引いた分）としている。なお、「東南アジア」として公表されているが、ほぼ ASEAN とみなす。
資料：マレーシ中央銀行から作成。

第Ⅰ-2-3-1-65 図
タイの対外直接投資額（フロー）の推移（国・地域別）

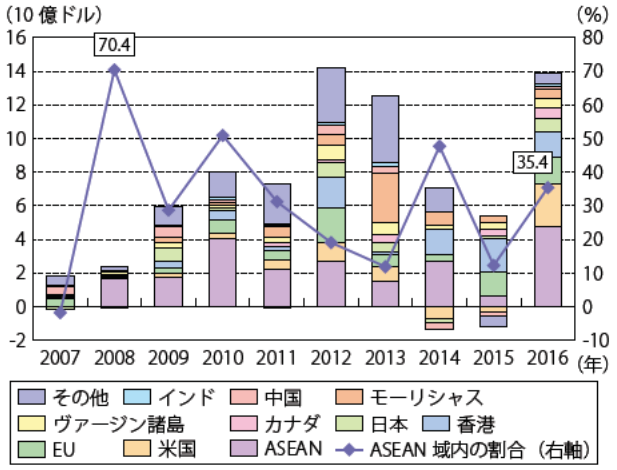

資料：タイ中央銀行、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-2-3-1-66 図
世界の対外直接投資額（フロー）の投資先の国・地域別割合

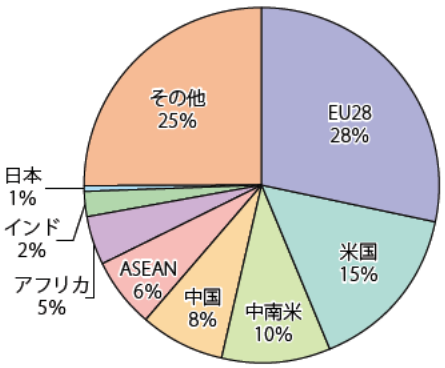

備考：2007～2016 年の 10 年間の平均でみた割合。
資料：UNCTAD から作成。

国と比肩する規模ではあるものの、緩やかな増加傾向にある中国とインドと比べると、足下で伸び悩みの傾向が見て取れる（第Ⅰ-2-3-1-67図）。

これまで、ASEANは、外資系企業による直接投資やオフショア・アウトソーシングを受け入れることで、生産拠点を集積させ、貿易を拡大し、経済成長につなげてきた。しかしながら、OECDが公表している海外直接投資制限指数[134]で、外資系企業の業務遂行に対する投資規制の度合いを確認すると、ASEANは、世界の水準と比較すると、まだ障壁が多く残っていることが分かる（第Ⅰ-2-3-1-68図）。また、ASEANにおいても、国によって大きく差がある。例えば、カンボジアはOECD加盟国平均よりも規制が緩い一方、フィリピンはASEANの中でも最も厳しいと評価されている。加えて、各国では各々保護育成したい産業があり、高い外資規制がかけられている（第Ⅰ-2-3-1-69図～第Ⅰ-2-3-1-76図）。

ASEANがこれまで以上に世界の直接投資先として選ばれるためには、ASEANとしてAFAS及びACIAによる自由化の着実な履行を進めると同時に、各国レベルでも個々の投資障壁を積極的に撤廃するといった海外投資誘致策の実施が肝要である。

（5）ASEANをめぐる自由貿易協定（FTA）

現在、ASEANは、域内FTAであるASEAN自由貿易地域（以下、AFTA）のほかに、域外対話国と5つのASEAN＋1FTAを有している。ここでは、これらASEANをめぐるFTAを概観する。

① FTA形成が加速した背景と各FTAの概要

AFTA形成の発端は、1990年前後、「グローバル化」と「リージョナル化」が同時並行的に進行していたことが背景にある[135]。「グローバル化」は、多角的貿易交渉GATT（関税と貿易に関する一般協定）ウルグアイ・ラウンド合意の機運の高まりである[136]。また、「リージョナル化」は、南米のメルコスール、北米のNAFTA、欧州のEU設立である。さらに、中国では南巡講話を経て海外からの投資ブームが起こりつつあった。こういった世界的動向の中、当時のASEAN加盟国において、自らも地域統合を進め外国から投資を呼び込まなくては、という機運が生まれ、それが1993年発効のAFTAを誕生させることとなった。

2000年代に入ると、中国とのFTA（ACFTA）を皮切りに、次々とASEAN＋1FTAが形成され、2005年から2010年の間に計5つが発効することとなった

第Ⅰ-2-3-1-67図
世界の対外直接投資額（フロー）の投資先の国・地域別推移

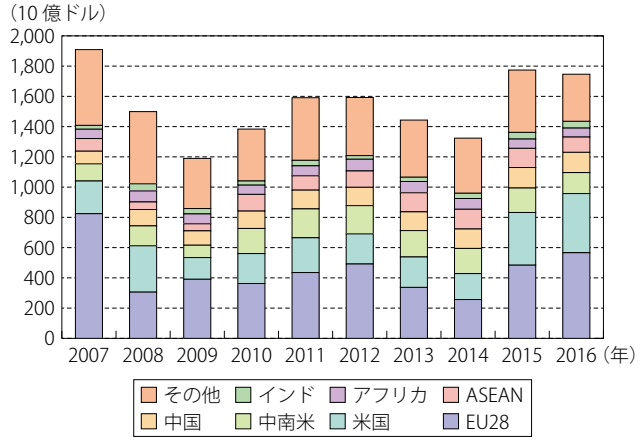

資料：UNCTADから作成。

第Ⅰ-2-3-1-68図
ASEAN各国の海外直接投資制限指数（主産業における主要国・地域との比較）

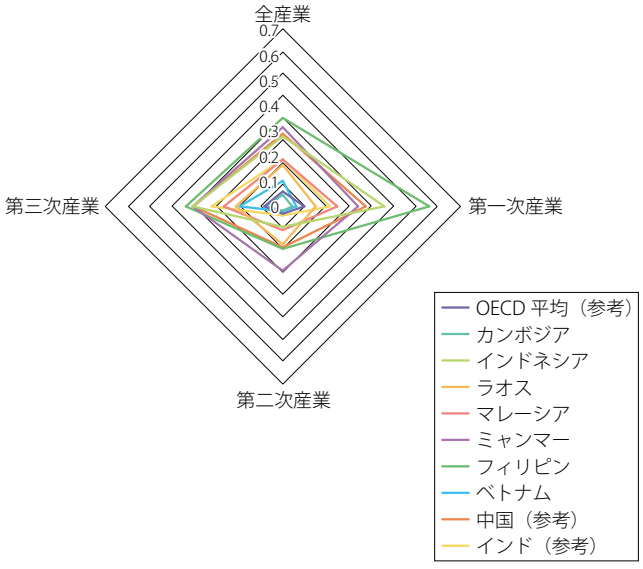

備考：制限＝1、開放＝0で規制項目を評価している。
2016年数値。
資料：OECDから作成。

134 海外直接投資に対する法的規制を測定し、OECDが公表している指標。62か国すべてのOECDとG20の国における外国直接投資の法定制限を測定し、22のセクターをカバーしている。具体的には、海外直接投資に対する主な4つの規制（①外資の持ち株制限、②差別的なスクリーニング又は承認メカニズム、③主要人材としての外国人雇用に関する制限、④その他、業務上の制限。）の見地から測定される。なお、0（オープン）が最も規制が弱く、1（クローズ）が最も規制が強い、として評価される。
135 助川（2016）
136 同ラウンドで、GATTはWTOに発展改組された。

第Ⅰ-2-3-1-69図
カンボジアの海外直接投資制限指数（産業別）

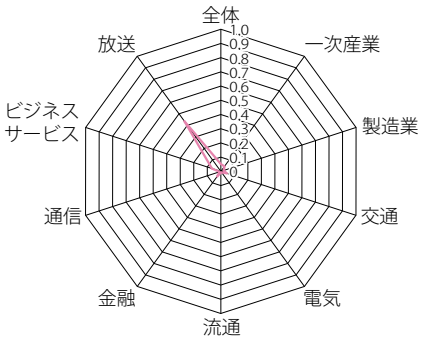

資料：OECDから作成。

第Ⅰ-2-3-1-70図
インドネシアの海外直接投資制限指数（産業別）

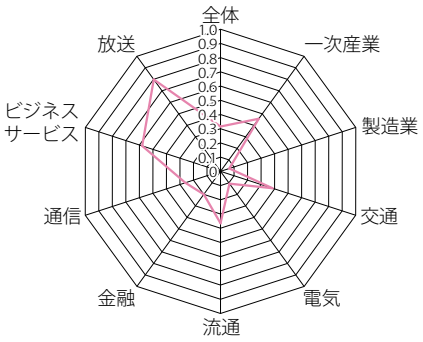

資料：OECDから作成。

第Ⅰ-2-3-1-71図
マレーシアの海外直接投資制限指数（産業別）

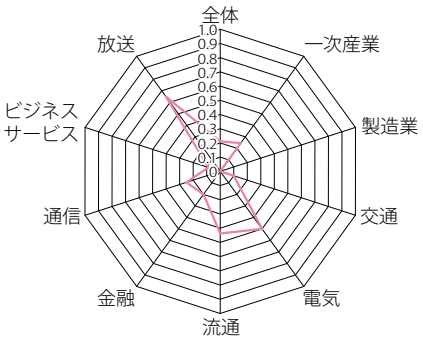

資料：OECDから作成。

第Ⅰ-2-3-1-72図
ミャンマーの海外直接投資制限指数（産業別）

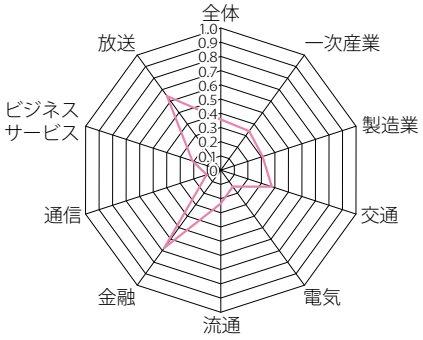

資料：OECDから作成。

第Ⅰ-2-3-1-73図
ラオスの海外直接投資制限指数（産業別）

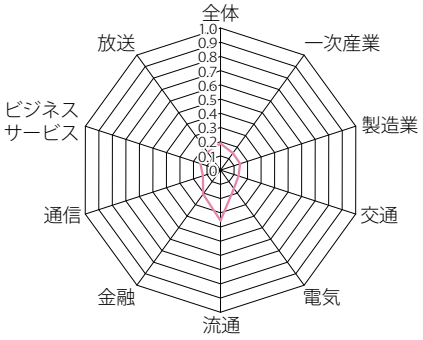

資料：OECDから作成。

第Ⅰ-2-3-1-74図
フィリピンの海外直接投資制限指数（産業別）

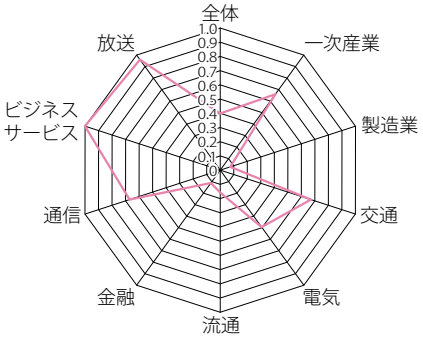

資料：OECDから作成。

第Ⅰ-2-3-1-75図
ベトナムの海外直接投資制限指数（産業別）

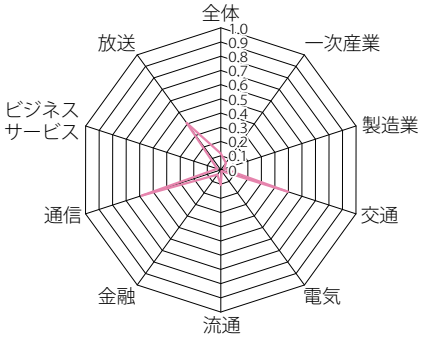

資料：OECDから作成。

第Ⅰ-2-3-1-76図
OECD（各国平均）の海外直接投資制限指数（産業別）

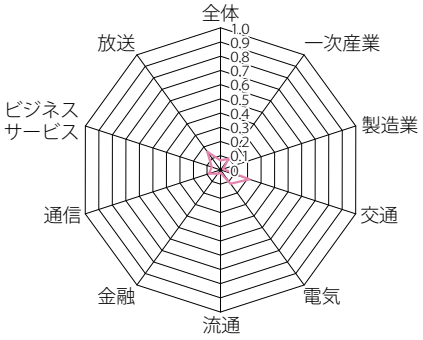

資料：OECDから作成。

（第Ⅰ-2-3-1-77表）。これは、ASEANと中国との間の貿易自由化により、他の域外対話国が、ASEAN向けの輸出競争力が低下することを懸念し、ASEANとのFTA形成を急いだことが背景にある。

なお、各FTAの概要や近年の状況等は、発効順に以下の通りである。

ASEAN物品貿易協定（ATIGA）

当該FTAの核ともいえる物品貿易の関税削減、撤廃措置については、段階的かつ後発国に配慮した関税撤廃スケジュール[137]に従い、先行加盟国6か国については2010年1月までに、ほぼ全ての品目について関税が撤廃された。また、2018年1月、インクルージョンリスト（IL）の一部品目で猶予を与えられていた後発加盟国4か国（CLMV[138]）についても、一部の未加工農産品や武器及び鉄砲弾等を除き、一気に関税が撤廃された。この結果、後発加盟国の自由化率は、前年

第Ⅰ-2-3-1-77表
ASEANをめぐるFTAの交渉開始、発効、関税削減完了年

FTA	相手国	発効年	関税削減完了年		
			ASEAN先発国	ASEAN後発国	備　考
AFTA(ATIGA)	ASEAN域内	1993年	2010年	2015年(2018年)	※1
ACFTA	中国	2005年	2010年(2012年)	2018年	※2
AKFTA	韓国	2007年	2012年	2020年	越のみ18年
AJCEP	日本	2008年	2018～2023年	2026年	※3
AIFTA	インド	2010年	2017年	2022年	比のみ20年
AANZFTA	豪NZ	2010年	2020年	2025年	越のみ22年

※1　ASEAN後発国については、一部品目（全体の7%に該当）は2018年まで関税撤廃は猶予された。また、センシティブ品目、高度センシティブ品目に指定されている未加工農産品は関税撤廃は関税撤廃品目は関税撤廃対象からは除外された。
※2　ノーマルトラック2（150品目）については、2012年まで関税撤廃は猶予された。
※3　国によって関税削減完了年は異なる。
資料：助川（2016）を参考に作成。

第Ⅰ-2-3-1-78図
ASEANの単純平均特恵税率の推移

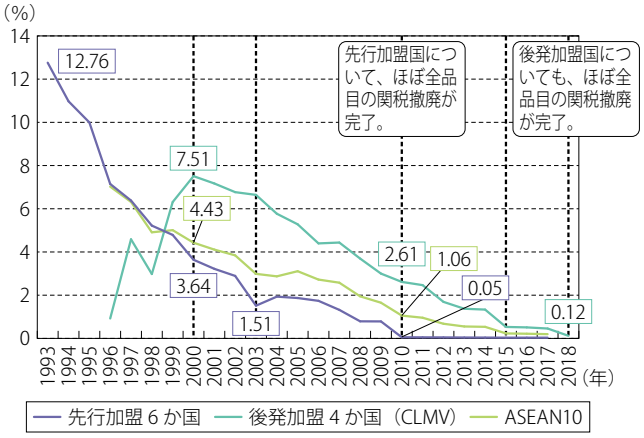

資料：ASEAN事務局提供資料から作成。CLMVの2018年値は助川氏計算値を引用。

2017年の91.1%から、2018年の98.0%に向上し、AFTAの2018年の自由化率は98.8%と世界でも高い水準を達成した（第Ⅰ-2-3-1-78図）（第Ⅰ-2-3-1-79表）。

なお、関税面のみならず、サービス貿易はASEANサービス枠組み協定（AFAS）、投資はASEAN包括的投資協定（ACIA）によって、自由化を促進しているほか、人の移動に関しては、ASEAN自然人移動協定[139]が発効（2016年6月）しており、人材の域内移動の円滑化が図られた。

さらに、貿易投資関連の課題を直接企業が提起できる枠組みである「ASEAN投資・サービス・貿易解決システム（ASSIST）の導入（2016年8月）、2020年までに域内貿易にかかる取引費用を10%削減する目標の採択（2017年3月）といった運用面での改善も図られていることが注目される。

第Ⅰ-2-3-1-79表
ASEANをめぐるFTAの自由化水準

単位：%

	AFTA(ATIGA)	ACFTA	AKFTA	AJCEP	AIFTA	AANZFTA
	ASEAN域内	中国	韓国	日本	インド	豪NZ
ブルネイ	99.3	97.3	98.5	96.5	80.4	98.7
インドネシア	98.9	88.7	94.1	-	50.1	93.9
マレーシア	98.7	93.7	95.5	94.1	84.8	95.5
フィリピン	98.6	89.4	88.5	92.4	75.6	94.7
シンガポール	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
タイ	99.9	90.1	89.9	93.2	75.6	98.8
カンボジア	98.5	86.7	75.4	75.4	84.1	86.2
ラオス	96.3	97.3	85.4	86.6	77.5	90.5
ミャンマー	99.3	91.3	87.3	81.2	73.0	86.1
ベトナム	98.1	90.4	83.8	88.6	69.3	90.6
ASEAN10か国平均	98.8	92.5	89.8	89.8	77.0	93.5
対話国	-	94.6	92.1	91.9	74.2	豪NZともに100.0

備考：2018年1月現在、インドネシアはAJCEP未発効。
AFTAの自由化率は、2018年1月時点。
資料：助川（2017）を参考に作成。

ASEAN-中国自由貿易地域（ACFTA）

ACFTA物品貿易協定における対象品目の分類は、AFTAの共通効果特恵関税（CEPT）に類似している[140]。さらに、AFTAにおけるASEAN先発国の適用品目（IL）の関税撤廃年と、ACFTAにおけるASEAN先発国と中国のノーマルトラック品目についての関税撤廃年が、同じ2010年に設定されたことから、利用が増加したと言われている。

2018年1月より、ASEAN後発国との間でも関税が原則撤廃された。加えて、関税撤廃の例外品目であったセンシティブ品目の関税がそれまでの20%以下から、一気に5%以下に引き下げられた。関税率が撤廃

137 AFTA形成のための共通効果特恵関税（CEPT）協定では、全品目を、①適用品目（IL）、②一時的除外リスト（TEL：関税引下げ準備が整っていない品目）、③一般的除外品目（GEL：防衛、学術的価値から関税率削減対象としない品目）、④センシティブ品目（SL：未加工農産物等適用品目への移行を弾力的に行う品目）、⑤高度センシティブ品目（HSL：米関連品目等）に分類し、ILの関税削減、撤廃を行う。TEL、SL、HSLは順次ILに移行し、関税削減、撤廃を実施する。なお、CEPT協定に持ち込まれていなかった事項やルールを一本化したものが、2010年に発効したASEAN物品貿易協定（ATIGA）である。
138 後発加盟国4か国である、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムは、頭文字をとってCLMVと呼ばれている。
139 域内のビジネスを目的とする出張者や事業拠点間を移動する幹部人材、専門人材に対し、通関手続の統一化、透明性の向上を目指すものであり、単純労働者は対象に含まれていない。
140 全品目を、①アーリーハーベスト品目（農水産品）、②ノーマルトラック品目、③センシティブ品目、④高度センシティブ品目に分類している。

された品目は全体の 94.8％を占め、関税率が 5％以下の品目を加えると 98.2％になる。他の国・地域と比較しても、中国の ASEAN に対する関税撤廃、引下げの水準は群を抜いている [141]。

近年の他の動きとしては、2016 年 7 月に改訂議定書が発効したことが挙げられる。物品貿易章において、原産地規制の見直しとともに、新たに税関手続・貿易円滑化に係る節が設けられ、関税分類に関する事前教示制度が導入されるなど透明性の向上が図られた。また、サービス貿易章において、3 回目となる譲許表の交換が行われたほか、技術協力章では電子商取引に関する記載が新規追加された。

ASEAN-韓国自由貿易地域（AKFTA）

近年の動きとしては、2016 年 8 月までに韓国、タイ、フィリピン、マレーシアを含む 7 か国で物品貿易第三改訂議定書が発効したことが挙げられる。これまで、ノーマルトラック品目とセンシティブトラック品目でそれぞれモダリティ（関税引下げ方式）のみ示されていた関税削減スケジュールが統合され、国ごとに品目別にリスト化されるなど、利便性の向上が図られた。

ASEAN- 日本包括的経済連携協定（AJCEP）

近年の動きとしては、2017 年 11 月にサービス貿易、投資に係る規定を追加する改訂議定書について閣僚レベルでの交渉が終結したほか、ASEAN10 か国で唯一本協定による特恵関税が適用されていなかったインドネシアが、2018 年 3 月から適用を開始することとなった。

ASEAN-インド自由貿易協定（AIFTA）

AIFTA は、品目数の 80％及び貿易額の 75％をノーマルトラックに指定、品目によって 2013 年末又は 2016 年末までに関税を撤廃するとした。また、総品目数の 1 割を占めるセンシティブ品目について、うち 4％に当たる品目を 2019 年末に撤廃することとなっている。なお、2015 年には、サービスと投資分野の協定が発効している。

ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）

AANZFTA は、物品貿易、サービス貿易、投資、経済協力等のみならず、上の 4 つの FTA では掲げられていなかった E コマース、人の移動、知的財産、競争政策などが初めて対象となったことに特徴がある。ASEAN 先発国は 2013 年、後発加盟国は 2020 年以降に、9 割前後の品目を無税化する。

その他の国・地域との FTA

ASEAN は、2017 年 11 月に香港との間で FTA と投資協定を締結し、2019 年 1 月発効の見通しとなっている。

② FTA 形成による効果と今後の展開

各 FTA の総品目に対する関税撤廃品目の割合は異なっており、ASEAN10 か国平均の水準は、ATIGA が 98.8％ともっとも高く、AANZFTA の 93.5％、ACFTA の 92.5 ％、AKFTA と AJCEP の 89.8 ％、AIFTA の 77％が続いている（第 I-2-3-1-79 表）。

ATIGA の自由化度の高さは、ASEAN 域内における分業体制の進展、各国産業の競争力の向上、市場のスケールメリットをアピールした外資企業の誘致といったメリットを生んでいるが、その一方、企業に選ばれる国、選ばれない国が生まれるという負の側面も否定できない。それゆえ、関税撤廃の代わりに非関税障壁を設け、国内産業保護を図るといった自由化に逆行する動きも見られる [142]。

なお、現在の焦点は、ASEAN＋1 を超える FTA を目指し、交渉分野も物品貿易、サービス貿易、投資、経済技術協力、知的財産、競争、紛争解決を含む包括的 FTA となる RCEP である。RCEP を提案した ASEAN の役割は大きく、AEC を深化させると同時に RCEP を推進し、アジア太平洋の地域経済枠組みにおいて、イニシアティブを発揮しようとしている。

2. インド

2014 年 5 月のモディ政権発足以来、2022 年までの「新しいインド」の達成を掲げて、積極的に構造改革を進め、またデジタル経済が急速に発展するインドの経済動向を概観する。

141 大泉（2018）
142 例えば、自動車産業が未成熟なベトナムは、ATIGA 等に基づき 2018 年から自動車の関税を撤廃したが、それと同時に、従来よりも輸入に必要な手続を煩雑にしたため、関税撤廃を実質上骨抜きにしていると批判をされた。

(1) マクロ経済動向

① GDP(GVA[143])

実質GDP成長率（年度ベース[144]。以下、前年比／前年同期比）は、2014年度から7～8%台と拡大した。2017年度は、2016年11月の高額紙幣廃止や、2017年7月のGST（物品・サービス税）導入という大改革の断行による混乱により、一時的な鈍化が見られた。しかし、官民による設備投資の復調により、第1四半期の5.7%を底に、第3四半期まで、再び拡大傾向にある。GDPの5～6割を占める民間消費の寄与は、足元でやや低下傾向にあるものの、底堅く推移している（第I-2-3-2-1図）。

実質GVA成長率もGDPと同様の動きであり、主に、GVAの5～6割を占めるサービス業が寄与している。GVAの2割弱[145]を占める製造業は、「メイク・イン・インディア（インドでものづくりを）」キャンペーン[146]によって、大々的に外資系企業の誘致を図ったことが奏功し、2014年度、2015年度で寄与度が上昇した。その後、上述の構造改革による影響で2016年度の寄与度は鈍化、2017年第1四半期はマイナスとなったものの、第2、第3四半期は復調傾向にある（第I-2-3-2-2図）。

なお、IMFは、同国の実質GDP成長率を、2017年度は6.7%、2018年度は7.4%、2019年度は7.8%と、主要国の中でも最も高い成長を予想している（第I-2-3-2-3図）。

② 貿易

貿易収支は赤字が常態であり、その増減は、輸入の約半分を占める原油価格に大きく左右されている。2013年以降、原油価格の低下等により赤字は縮小傾向にあったが、2017年は、原油価格の持ち直しのため再び赤字が拡大した。なお、2017年は、原油以外の品目[147]の内需拡大も、貿易赤字の拡大に寄与した（第I-2-3-2-4図）。

次に、貿易の主要相手国・地域と、主要品目の変化をみるために、2008年と2017年の2時点を比較する。

輸出先の1位は、アラブ首長国連邦に代わり米国となった。なお、米国の構成比は、11.5%から15.4%と拡大した。輸入先の1位は、2時点とも中国が1位であるが、その構成比は、10.5%から16.2%と拡大した。地域としては、EU28の構成比が輸出入ともに縮小した一方、ASEANが拡大した。また、SAARC[148]への輸出拡大も注目される（第I-2-3-2-5表）。サプライ

第I-2-3-2-1図
インドの実質GDP成長率及び需要項目別寄与度の推移

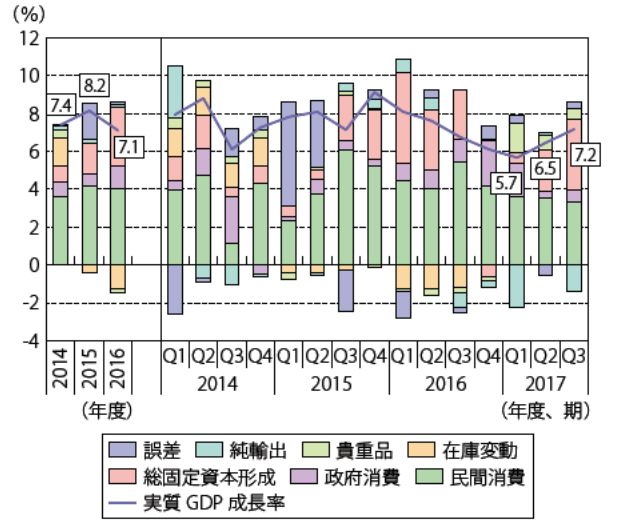

備考：年度は財政年度（4月～3月）による。
資料：インド中央統計局、CEIC databaseから作成。

第I-2-3-2-2図
インドの実質GVA成長率及び産業項目別寄与度の推移

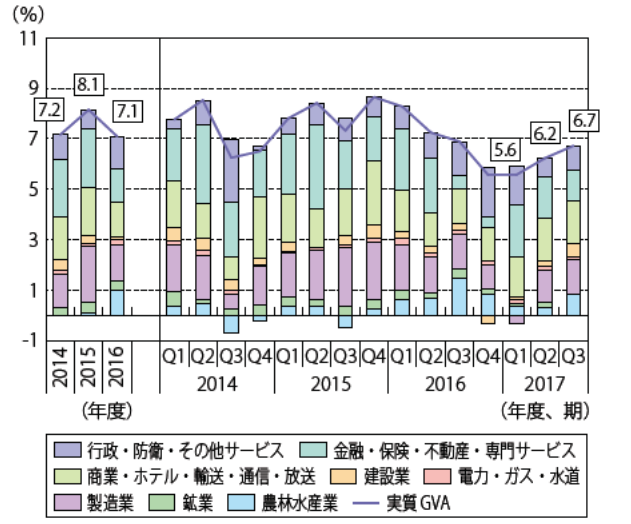

備考：年度は財政年度（4月～3月）による。
資料：インド中央統計局、CEIC databaseから作成。

143 生産側から推計された実質総付加価値。純間接税に左右されるGDPより、月次景気指標に近い動きをするとして評価されている。
144 インドの財政年度は、日本と同様、4月から翌年3月である。
145 2017年度の製造業のGVAは全体の18.2%を占めている。
146 製造業のGDP比を当時の15%から25%に引き上げようという製造業振興政策。なお、現在は、「メイク・イン・インディア」を発展させた「メイク・イン・インディア2.0」が提唱されている。同計画では、今後、2桁成長が見込める分野として、「資本財、自動車、防衛産業、医薬品、再生エネルギー」の5分野を挙げている。
147 第I-2-3-2-4図には内訳を掲載していないが、貿易データを検証した結果、主に、金や携帯電話関連部品等の内需拡大が要因である。
148 南アジア地域協力連合（SAARC：South Asian Association for Regional Cooperation）を指し、加盟国は、南西アジアの8か国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタン）である。

第Ⅰ-2-3-2-3 図
インドの実質 GDP 成長率の推移（主要国・地域との比較）

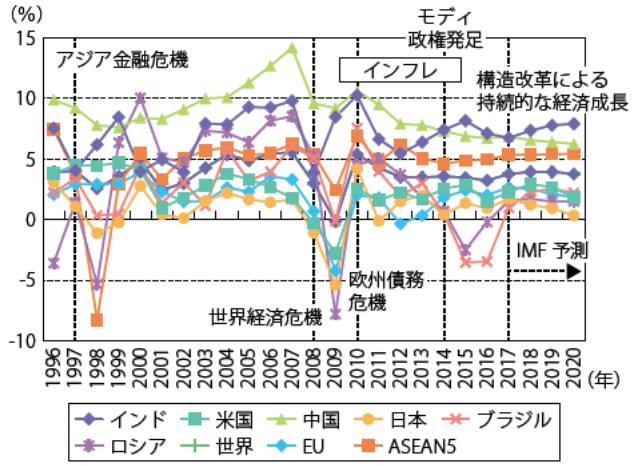

資料：IMF WEO Database, April 2018　から作成。

第Ⅰ-2-3-2-4 図　インドの貿易収支の推移

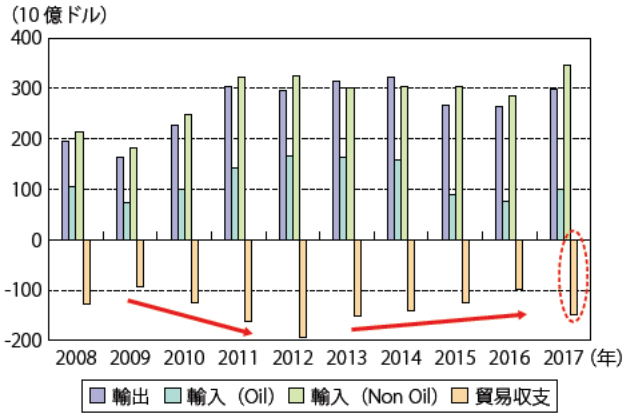

備考：全輸入額は、Oil と Non Oil の合計金額となる。
資料：インド商工省、CEIC Data から作成。

第Ⅰ-2-3-2-5 表　インドの貿易金額と構成比（主要国・地域別）の 2 時点比較

単位：百万ドル、%

	輸出					輸入			
	2008 年	2017 年	2008 年	2017 年		2008 年	2017 年	2008 年	2017 年
	金額	金額	構成比	構成比		金額	金額	構成比	構成比
米国	22,364	45,831	11.5	15.4	中国	33,606	72,055	10.5	16.2
アラブ首長国連邦	24,442	29,728	12.5	10.0	米国	18,614	24,648	5.8	5.5
香港	7,039	15,160	3.6	5.1	アラブ首長国連邦	24,479	23,007	7.6	5.2
中国	10,537	12,530	5.4	4.2	スイス	13,048	20,544	4.1	4.6
シンガポール	9,112	11,156	4.7	3.8	サウジアラビア	23,204	20,428	7.2	4.6
英国	6,989	8,957	3.6	3.0	インドネシア	6,389	16,257	2.0	3.7
ドイツ	6,347	8,282	3.3	2.8	韓国	8,896	16,143	2.8	3.6
ベトナム	2,000	8,157	1.0	2.7	イラク	9,603	14,975	3.0	3.4
バングラデシュ	2,970	7,858	1.5	2.6	オーストラリア	11,126	14,359	3.5	3.2
ベルギー	4,853	6,227	2.5	2.1	ドイツ	11,920	12,807	3.7	2.9
EU28	40,714	51,092	20.9	17.2	EU28	43,706	46,255	13.6	10.4
ASEAN10	20,375	35,289	10.4	11.9	ASEAN10	27,338	45,371	8.5	10.2
SAARC	9,555	20,707	4.9	7.0	SAARC	1,871	2,541	0.6	0.6
世界総計（その他含む）	195,070	296,759	100	100	世界総計	321,410	445,024	100	100

備考：赤字は、2008 年と比較して、上昇した構成比。
資料：GTA から作成。

チェーンの変化や、モディ政権の「近隣国第一政策」に基づく周辺国との関係強化や、「アクト・イースト政策」下での ASEAN との関係強化等により、今後も変化、深化する可能性がある。

同様に、主要品目を確認する。輸出入ともに、宝石・宝飾品、鉱物性燃料の構成比が大きいことは変わらない[149]が、一般機械や車両の輸出、電気機械の輸入の拡大が注目される（第Ⅰ-2-3-2-6 表）[150]。

③ 投資

対内直接投資は、モディ政権が発足した 2014 年度以降急増した。国別にみると、2016 年度は 1 位がモーリシャスで、次いでシンガポール、日本[151]の順であった（第Ⅰ-2-3-2-7 図）。業種別にみると、近年、通信、貿易、電気機器分野への投資が活発である（第Ⅰ-2-3-2-8 図）。

149 インドの貿易は、原油を輸入して国内で精製した石油製品の輸出、ダイヤモンド等の原石を輸入して国内で研磨した宝飾品の輸出といった加工貿易が占める割合が大きい。
150 日本は、インドの輸出先としては 19 位、輸入先としては 14 位である。インドから日本へ、主に鉱物性燃料（石油製品等）を輸出し、日本からインドへ、主に一般機械（印刷機、プリンター等）を輸入している。
151 日本からの投資分野は、輸送機器を主とした製造業関連、保険、金融分野であった。

第Ⅰ-2-3-2-6表　インドの貿易金額と構成比（主要品目別）の2時点比較

単位：百万ドル、%

		輸出						輸入			
		2008年	2017年	2008年	2017年			2008年	2017年	2008年	2017年
HS	品目名	金額	金額	構成比	構成比	HS	品目名	金額	金額	構成比	構成比
71	宝石・宝飾品（研磨したダイヤモンド等）	28,092	42,778	14.4	14.4	27	鉱物性燃料（原油、石炭）	117,060	120,955	36.4	27.2
27	鉱物性燃料（石油製品）	31,827	34,391	16.3	11.6	71	宝石・宝飾品（金、ダイヤモンド等）	42,619	74,571	13.3	16.8
84	一般機械（ターボエンジン、コック等）	8,174	16,764	4.2	5.6	85	電気機械（携帯電話部品、関連機器、本体等）	25,249	46,839	7.9	10.5
87	車両及びその部品（鉄道用を除く。主に乗用車、モーターバイクとその部品）	6,028	16,374	3.1	5.5	84	一般機械（コンピュータ及び周辺機器）	29,257	35,968	9.1	8.1
29	有機化学品	7,919	13,454	4.1	4.5	29	有機化学品	9,043	17,982	2.8	4.0
30	医療用品	5,111	12,907	2.6	4.3	39	プラスチック及びその製品	4,645	13,037	1.4	2.9
72	鉄鋼（フラットロール等）	8,449	11,793	4.3	4.0	15	動植物油脂	3,110	11,901	1.0	2.7
62	衣類及びその附属品（メリヤス編み・クロセ編み除く。）	5,986	9,038	3.1	3.0	72	鉄鋼（再溶解用のくず鉄等）	10,824	10,030	3.4	2.3
85	電気機械（トランスフォーマー、携帯電話関連機器等）	9,170	8,856	4.7	3.0	90	光学機器・精密機器	4,977	8,451	1.5	1.9
61	衣類及びその附属品（メリヤス編み・クロセ編み除く。）	4,698	8,396	2.4	2.8	88	航空機及びその部品	4,412	6,955	1.4	1.6
	世界総計（その他含む）	195,070	296,759	100	100		世界総計（その他含む）	321,410	445,024	100	100

備考：赤字は、2008年と比較して、上昇した構成比。
資料：GTAから作成。

第Ⅰ-2-3-2-7図
インドの対内直接投資額の推移（国別）

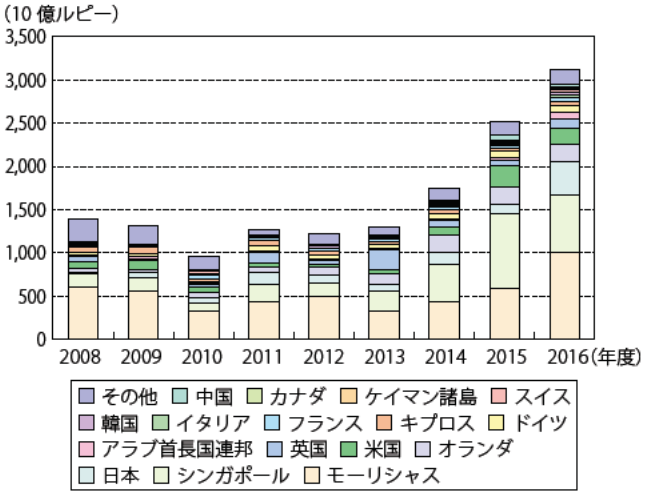

備考：財務年度（4月～翌3月）ベース。
資料：インド産業政策推進局から作成。

第Ⅰ-2-3-2-8図
インドの対内直接投資額の推移（業種別）

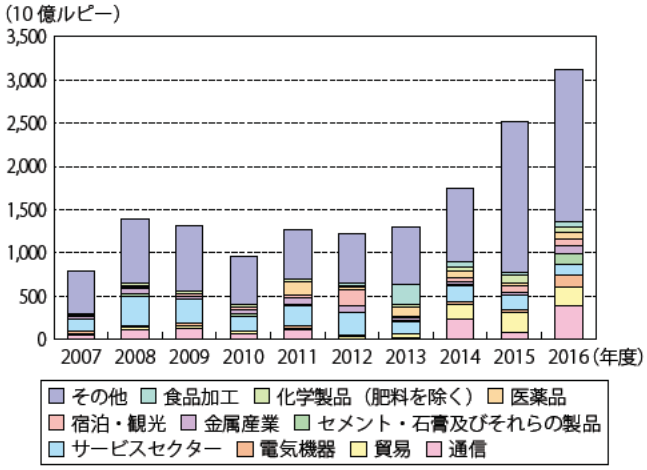

備考：財務年度ベース（3月～翌4月）。上位10分野。
資料：インド産業政策促進局、CEIC Databaseから作成。

(2) グローバル化の推進と構造改革の継続

2018年1月、モディ首相は、世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）のオープニングで基調講演を行い、保護主義に傾く世界に警鐘を鳴らし、グローバル化を推進すべきと力説した[152]。また、IT（情報技術）や科学の進歩により、直近20年で世界は大きく変化したことに言及し、新興国を含めた、多極化した新たな国際秩序を構築すべきと訴えた。なお、国内の施策に関しては、「根源的な社会・経済改革を続ける」と表明し、外国資本を呼び込むための市場開放政策や税制改革などの進展をアピールした。

2014年5月の就任以来、モディ首相は、高い支持率[153]に支えられ、これまで実現困難だった構造改革

152 インドがダボス会議に参加するのは、1997年以来、約20年ぶりのことであり、基調講演は初めてのことだった。
153 ピューリサーチセンターの調査によると、就任3年を経た2017年11月時点の支持率は88%であった。

を、矢継ぎ早に実行に移している。同国の歴史に刻まれる大改革としては、2016 年 11 月、事前周知なく断行した高額紙幣の廃止[154]や、2017 年 7 月、幾つもの税が課され複雑な体系となっていた間接税を一本化する GST（財・サービス税）の導入が挙げられる。

これらのドラスティックな構造改革は、インド経済の一時的な混乱、成長鈍化を引き起こしているが、同国を新興国からグローバルな大国へ脱皮させ、持続的な成長を実現するために不可欠な過程だと、国内外から支持されている[155]。

（3）ICT 政策「デジタル・インディア」の進展

モディ政権の構造改革の中には、「メイク・イン・インディア」「スキル・インディア」「スタートアップ・インディア」「クリーンインディア」「スマート・シティ」等、数々のキャンペーンがある。ここでは、それらの中でも、国民生活に密接な影響があり、近年急速に進展している「デジタル・インディア」を取り上げる。

これは、2014 年 8 月、構造改革の旗艦という位置付けで発表された ICT 政策であり、①全国民に対するデジタルインフラの提供、②行政サービスのオン・デマンド化、③デジタル化による国民のエンパワメント化、の 3 つに焦点[156]がおかれている。そして、これらの達成のため、9 つの柱を設定し、2018 年度まで段階的に計画を遂行し、すべての村落にデジタル化された電子行政サービスを提供することとしている（第Ⅰ-2-3-2-9 図）。

インド政府の HP には、各種デジタル政策を広く国民に周知し、利用を促すために、ピクトグラムや写真を多用して視覚的に理解しやすくするなど、啓発のための工夫が見て取れる（第Ⅰ-2-3-2-10 図）。

① 国民 ID（Aadhaar：アーダール）の普及

国民固有識別番号 Aadhaar とは、指紋と虹彩をつかった生体認証システム[157]で、国民一人一人に付与される固有の 12 桁の番号である。現在、総人口の 13.1 億人のうち、約 9 割の国民に対して発行されたと公表されており、世界最大の ID プラットフォームといえる[158]。

Aadhaar は、身分証明書類が不備な貧困層に社会保障などの行政サービスを確実に届けることなど、行政サービスの効率化が本来の目的であった。政府は、さらに、金融包摂[159]の手段としても活用されるよう、Aadhaar と連携する新たなシステムやサービスを提供している[160]。

第Ⅰ-2-3-2-9 図
デジタル・インディア・プログラム達成のための 9 つの柱

① 高速ブロードバンドの整備	② 携帯電話へのユニバーサルアクセス	③ 公衆インターネットアクセス拠点の整備
④ IT 技術による行政改革	⑤ 行政サービスの電子化	⑥ 全国民への行政情報提供
⑦ エレクトロニクス分野の国内製造強化	⑧ IT 関連産業の雇用創出	⑨ 全大学における Wifi 整備

資料：インド通信 IT 省から作成。

第Ⅰ-2-3-2-10 図
インド政府 HP で周知されている各種デジタル政策のトップページ（4 例）

資料：インド政府 HP から抜粋

154 モディ首相は、2016 年 11 月 8 日午後 8 時、テレビ演説で、11 月 9 日午前零時（演説のわずか 4 時間後）から、現行の 500 ルピー（約 800 円、1 ルピー約 1.6 円に相当）紙幣と 1,000 ルピー紙幣を無効とする旨を発表した。国民は、11 月 10 日から 12 月 30 日までに、廃止対象の紙幣を銀行に預け入れるか、新紙幣（500 ルピーと 2,000 ルピー札）に交換する必要に迫られた。これによって、銀行口座を開設する国民が増加した。なお、インド準備銀行によると、発表後 1 か月で、旧紙幣の 9 割を回収できたとしている。

155 主要平均株価指数であるインドムンバイ SENSEX が過去最高値を更新し続けている（2018 年 2 月現在）ほか、格付機関 Moody's が 2017 年 11 月、2004 年 1 月以来約 14 年ぶりに格付を上げた（Baa3 から Baa2 に上昇。外貨建てベース）。

156 インド政府は、これを、3 つのキービジョンエリア（three key vision areas）と表現している。

157 この大規模生体認証システムは、日本電気株式会社（NEC）が提供している。NEC 報道資料によると、NEC の指紋認証技術・顔認証技術は、米国国立標準技術研究所が実施したベンチマークテストにおいて、世界 1 位の照合精度を有するとの評価を得ている。

158 2010 年に発行が開始されたが、モディ政権になり登録者が急増した。

159 ファイナンシャルインクルージョン（financial inclusion）は、貧困層が低いコストで金融サービスにアクセスできるようにする政策を指すことが多い。

② 国民に浸透するキャッシュレス化

同国は、銀行口座普及率が低いことから、現金取引比率が8～9割ともいわれており[161]、銀行の支店やATMが存在しない農村部も少なくない。現金取引は非効率的であるほか、政府が経済実態を把握できないという重大な欠陥を生じさせていた。

先に述べた高額紙幣の廃止という構造改革は、ブラックマネーの撲滅[162]が主目的であったが、結果的に、インド国民の決済手段を現金から電子（キャッシュレス）へシフトさせる大きなきっかけとなった。さらに、国民IDの浸透、電子決済手段の利便性の向上等が、同国のキャッシュレス化に拍車をかけている。

③ 多様な決済手段と民間との連携による利便性の向上

同国の主な電子決済に、UPI、USSD、デビットカードやクレジットカード、PPI、モバイルバンキングが挙げられるが、高額紙幣の廃止が行われた2016年11月以降の取引金額と件数の推移を見る。

UPI（Unified Payment Interface）は、スマートフォンに銀行アプリなどをダウンロードし、リアルタイムでの送金や小売店での支払を行うプラットフォームであり、政府が最も普及に注力していることから、足元での取引規模は急伸している（第I-2-3-2-11図）。

USSD（Unstructured Supplementary Service Data）は、主に、金融包摂の観点から、2012年より提供されてきた金融サービスであり、スマートフォンやインターネット環境がなくとも、SMSなど携帯電話（フィーチャーフォン）の基本的な機能を使って送金ができる。取引規模は小さいが、インド国内で使われている12言語に対応しており、農村部における金融サービスの利用度を大きく向上させたとされている。足下でも底堅く利用されているが、取引金額、件数ともに下降傾向にある（第I-2-3-2-12図）。

デビットカードやクレジットカードは、POS（Point of Sales）を通じて行う支払だが、他の手段と比較すると、取引件数は最大であり、取引金額とともに増加傾向にある（第I-2-3-2-13図）。

PPI（Prepaid Payment Instrument）は、主に、ウォレット等電子プリペイド支払システムを指しており、支払前に、デビットカードやインターネットバンキングで資金のロードを行う必要がある。オンラインショッピングやスマートフォンを使った店舗での支払に利用されるものであり、利用額の制限があるものの、取引金額、件数ともに増加傾向にある（第I-2-3-2-14図）。

モバイルバンキングは、携帯電話からインターネットを経由して利用する銀行サービスを指すが、足下では、取引の減少傾向が顕著である（第I-2-3-2-15図）。

以上をまとめると、高額紙幣の廃止の直後、総じて、電子決済の取引は増加したが、その後の増減の傾向は決済手段ごとに異なる。これは、国民が各自のニーズに合う手段を嗜好していることや、サービス拡大により利便性が高い手段に利用が集中していること等が反映されていると思われる。

同国のキャッシュレス化の進展は、政府のみならず、民間企業参入の影響も大きい。例えば、PPI方式を採用しているEウォレット国内最大手のPayTM（ペイティーエム）は、その簡便さ[163]が支持され、屋台から大規模モールまで、至るところで利用可能となっている。また、外資系企業の参入も活発化[164]し、デジタル決済市場は拡大している（第I-2-3-2-16図）。

モディ政権のデジタル政策が、前政権と異なる点は、各種デジタル化施策にかかるシステムを、行政サービスに閉じることなく、様々な民間サービスと連携可能なオープンアーキテクチャ[165]にしたことである。まずは政府主導[166]でインフラを整え、そこに国内外の企業が参入し、各社のサービスを紐づける。その利便性が高くなったサービスを国民が利用することで、結果的に政府のインフラ利用度が高くなる、といった流れである。

160 プライバシー保護、情報漏洩の観点から、複数の訴訟がおこされた。原告側は、「指紋や虹彩の情報取得が個人のプライバシーの権利を侵害している」と主張する一方、政府側は、「憲法ではプライバシーを基本的人権と規定していない。」と反論した。これに対し、最高裁判所は、「プライバシーの権利は憲法で規定されており、Aadhaarのプライバシー侵害のリスクについて留意すべき」との見解を出している。こういった背景を受け、政府は、今後の活用方法について見直しをせまられている。なお、2018年3月末までとされていたAadhaarと銀行口座の紐づけ期限は延長され、新しい期限は未定のままである（2018年4月現在）。
161 高額商品である自動車、二輪車の購入においてさえ、インドでは現金払が少なくない。（現金支払の割合は、自動車購入時が約1～2割、二輪車購入時が約6割と言われている。）
162 インドの地下経済はGDPの約2割を占めるといわれており、統計上表れないブラックマネーの存在が長年の問題とされてきた。
163 スマートフォンの専用アプリに、銀行口座から必要な金額を入金し、支払店の専用QRコードで決済する。
164 例えば、米国Google「Tez」、「Amazon Pay」や、韓国「サムソン・ペイ」などが挙げられる。なお、現在（2018年3月時点）、米国facebook傘下の「WhatsApp」が電子決済サービスを開始するための試験を行っていると報道されている。WhatsAppはインドで2億人以上が利用しているメッセージアプリケーションであるため、今後の電子決済市場を大きく変えると予想されている。
165 ハードウェアやソフトウェアの使用を全部又は一部を一般公開し、誰でもその仕様に準じた製品を作れるようにすること。
166 実際には、インド決済公社（NPCI）が担当する。

第Ⅰ-2-3-2-11図　UPIの取引（金額と件数）の推移

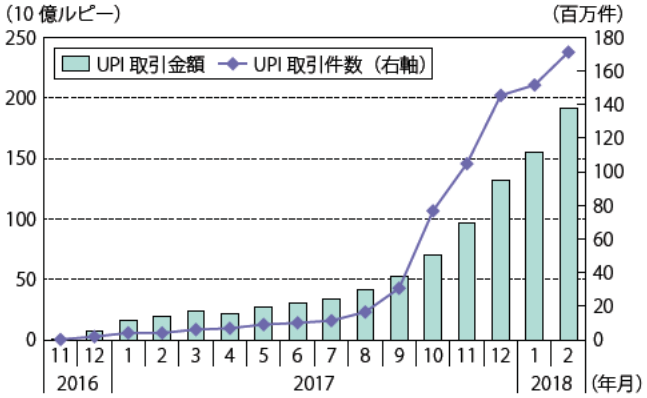

備考：資料：インド準備銀行から作成。

第Ⅰ-2-3-2-12図
USSDの取引（金額と件数）の推移

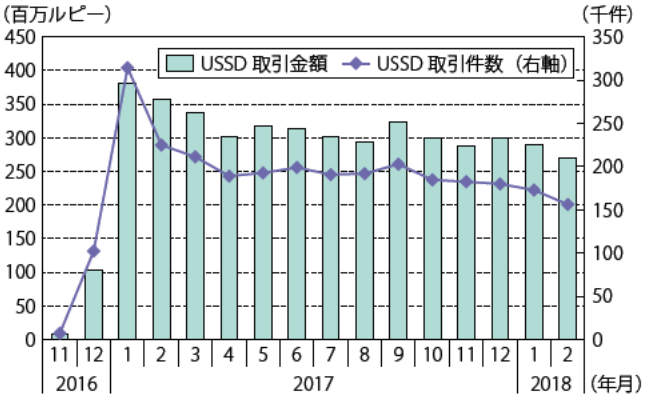

備考：資料：インド準備銀行から作成。

第Ⅰ-2-3-2-13図
POSにおけるデビッドカードとクレジットカードの取引（金額と件数）の推移

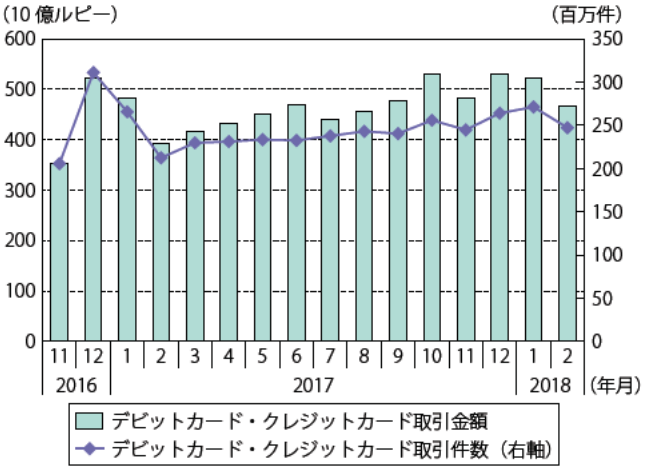

備考：資料：インド準備銀行から作成。

第Ⅰ-2-3-2-14図　PPIの取引（金額と件数）の推移

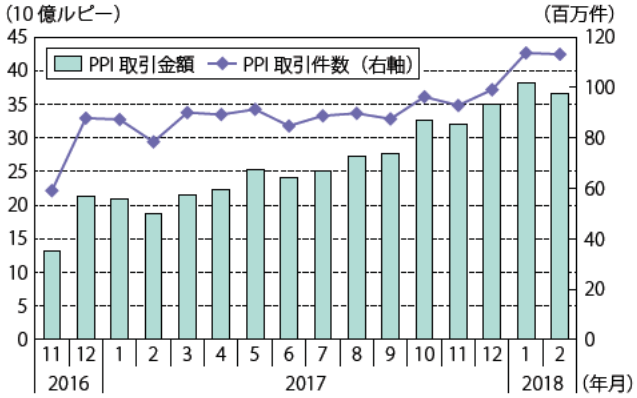

備考：資料：インド準備銀行から作成。

第Ⅰ-2-3-2-15図
モバイルバンキングの取引（金額と件数）の推移

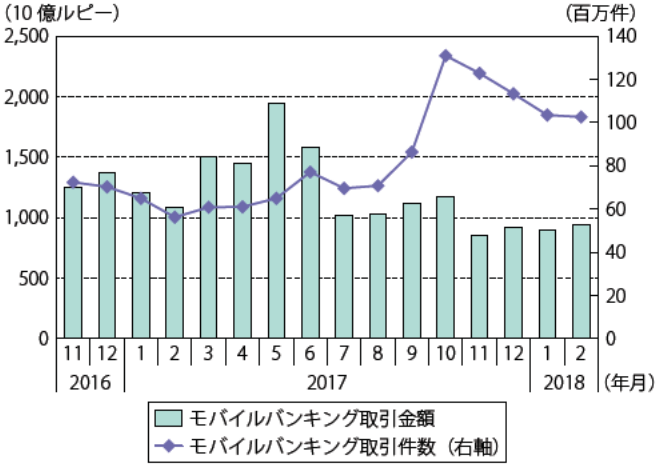

備考：資料：インド準備銀行から作成。

第Ⅰ-2-3-2-16図
デリーの屋台や移動販売車の写真（キャッシュレス化の風景）

備考：各種クレジットカードで支払い可能な中華料理移動販売車（左）とPayTMで支払い可能な屋台のアイスクリーム屋（右）。
釣銭が出せないと現金支払いが断られるケースが少なくない。
資料：経済産業省撮影（デリー・2018年3月）。

(4) 電子商取引市場の拡大

① 急速に拡大する電子商取引市場

インドの電子商取引による小売売上高は、2017年の201億ドルから、2022年には523億ドルまで年々拡大すると予想されている（第Ⅰ-2-3-2-17図）。また、電子商取引の取引額を世界の主要国と比較すると、中国や米国といった電子商取引先進国には及ばないが、平均伸び率は39.4％（2016～2020年）と、同国における電子商取引の急速な拡大を示唆するデータもある（第Ⅰ-2-3-2-18図）。また、2024年には日本を抜い

てアジア太平洋で第２位、世界で第４位の電子商取引市場規模となる見込みとするデータもある[167]。

② 市場をけん引するMコマース

インド商工会議所（ASSOCHAM）とデロイトの共同調査によると、2017年におけるオンライン商品購入[168]の82%[169]がモバイル機器を通じたものだという。同国のインターネット環境が世界の主要国と比べてまだ後れをとっている一方、2016年の4G誕生による高速化や、加入料の低下により、スマートフォンを主とする携帯電話の所持者は年々増加し、オンラインショッピング市場をけん引している（第Ⅰ-2-3-2-19図）（第Ⅰ-2-3-2-20図）。

このような状況を反映し、インドでは電子商取引（Eコマース）をMコマース（Mobile E commerce）と言及することも多い。固定電話通信回線などインフラの整備が先進国と比べて大幅に遅れていたことで、先進国とは異なる一足飛びの進展をしている。なお、企業によっては、インターネットのウェブサイトを閉鎖し、スマートフォンにダウンロードするアプリの提供のみを行うなど、スマートフォン等モバイル利用者に対象を絞ったサービスへ転換する動きもある。

同国の100人当たり携帯電話加入者割合を見ると、

第Ⅰ-2-3-2-17図
インドの小売市場の電子商取引による売上高の推移

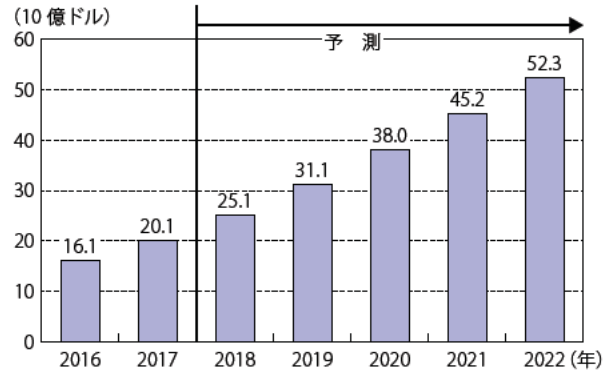

備考：B2Cのモノの売上額であり、デスクトップ（ノートブックPC、ラップトップPC）やモバイル機器（スマートフォン、タブレット）を通じた購入を含んでおり、中古品の再販等C2Cや、eサービス（電子メディアのダウンロードなど）は含んでいない。
資料：Statistaから作成。

第Ⅰ-2-3-2-18図
インドの電子商取引（B2C）の取引額（主要国との比較）

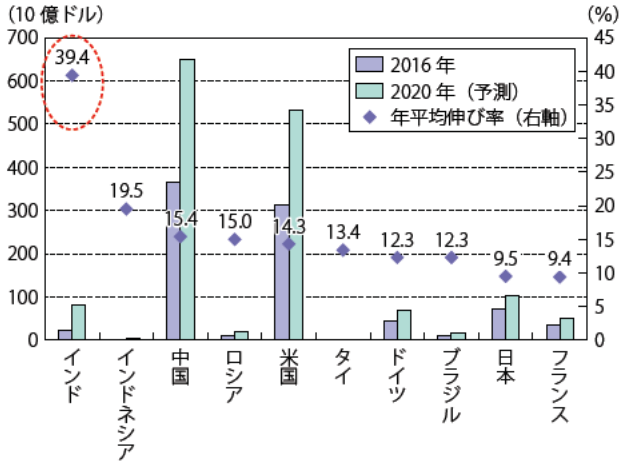

備考：取引額はEuroMonitorの推計額。
資料：JETRO「電子商取引に関する貿易ルール構築」から作成。

第Ⅰ-2-3-2-19図
インドのMコマース小売売上金額の推移

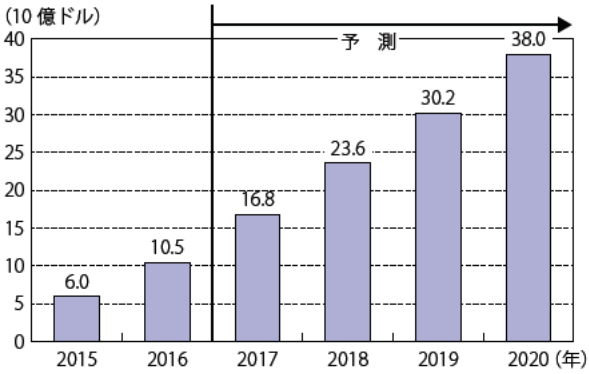

備考：モバイル機器（スマートフォン、タブレット等）を通じた購入であり、財とサービスどちらも含む。なお、旅行やイベントチケットは含んでいない。
資料：Statistaから作成。

第Ⅰ-2-3-2-20図
携帯電話加入者数の推移（主要国・地域との比較）

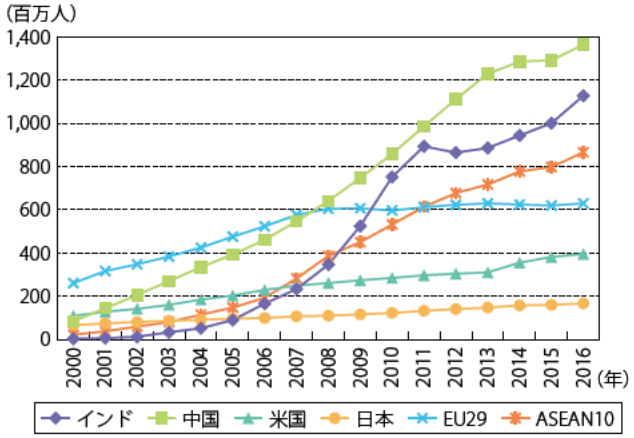

備考：インド電気通信管理局（TRAI）は、インドの2012年の低下は、ユーザーが減少したわけではなく、一定期間以上にわたって利用されていないSIMカードについて、携帯電話運営数社が行った大規模な利用停止だとしている。加入者の急増で、番号割当の問題が生じたこと等が背景にある。
資料：ITUから作成。

167 第Ⅱ部第1章第1節2.「デジタル貿易の拡大」を参照。
168 レポートでは、Shopping queriesと表現されている。
169 2016年は、76%であった。

2016年は85.2％であり、主要国・地域と比べるとまだ増加の余地があることが分かる。また、都市が159.4％である一方、農村は56.3％にとどまっていることから、今後、農村において利用者が増加すれば、更に電子商取引市場が拡大することが予想される（第Ⅰ-2-3-2-21図）。

③ 地場・外資系企業を含めたIT関連企業の競争激化

近年、地場・外資系を含めたIT関連企業の競争が激化している。

例えば、前述した電子商取引市場は、巨大企業の占有率が高いが、追加出資や企業買収等、競争に拍車がかかっている。また、巨大企業に限らず、旅行、健康関連、配車といった特化したサービスを提供する電子商取引事業者や、前述した決済サービス提供企業においても、同様の状況である[170]。

一連のデジタル化を促進している携帯電話についても、携帯キャリアが10社（国営企業2社、民間企業8社）存在しており、同国における通信業界の競争の激しさが伺える[171]。各社の顧客獲得のための価格競争により、通信業界は低収益構造となっている[172]（第Ⅰ-2-3-2-22図）。

第Ⅰ-2-3-2-21図
携帯電話加入者割合（主要国・地域との比較）とインドにおける都市・農村別の内訳

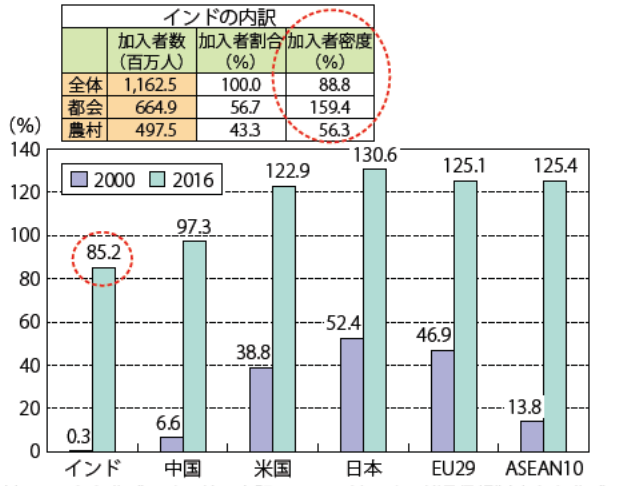

資料：ITUから作成。インドの内訳については、インド通信規制庁から作成。

なお、近年のIT企業数や利益等を確認すると、企業数は減少傾向にある一方、利益はわずかながら増加傾向にある。この推移から、IT企業が低収益体質から脱却するため、M&Aなど事業再編を行っている一面が見て取れるほか、今後も乱立する企業が淘汰される可能性が予想される（第Ⅰ-2-3-2-23図）。

第Ⅰ-2-3-2-22図
利用者数による携帯キャリアの占有率

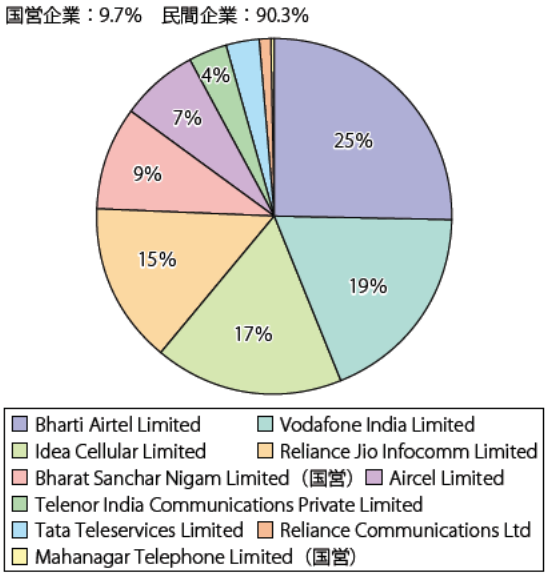

資料：インド通信規制庁から作成。2018年1月31日現在。

第Ⅰ-2-3-2-23図
インドのIT企業の数、売上額・支出額・営業利益の推移

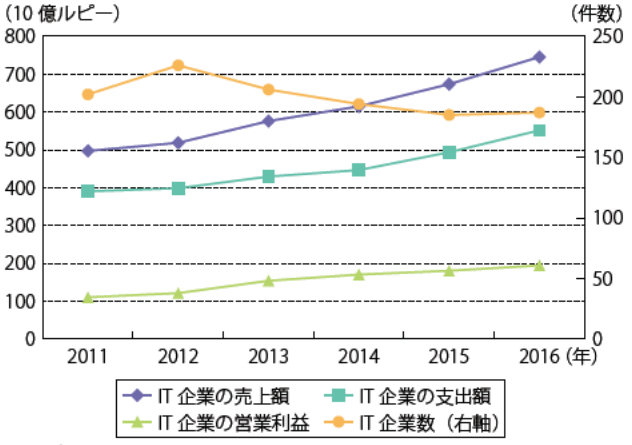

備考：各年12月時点の企業からの申告値
資料：インド準備銀行、CEIC databaseから作成。

170 2016年、モディ首相が、法人税控除を含むベンチャー支援策「スタートアップ・インディア」を打ち出したことが、ニッチな分野に特化したベンチャー企業数の増加を促した。インドにはIT技術者が多いという背景もあり、電子商取引分野での企業が数多く誕生したと考えられる。

171 インド通信規制庁は、毎月、“Access Service Provider-wise Market Share in term of Wireless Subscribers”を公表している（http://trai.gov.in/release-publication/reports/telecom-subscriptions-reports）。

172 通信業界の低収益構造は、近年、新規事業者が参入したことで更に進んだと言われている。例えば、ある新規参入事業者が、音声通話を無料にするなど通信料の大幅値下げを行ったことを受け、他社も自社の顧客維持のため、値下げをせざるを得ないといった状況になっている。

第４節　中南米

1. マクロ経済動向

中南米経済は、主要な輸出品である一次産品価格の下落や世界経済の減速により、成長の鈍化が続いていたが、世界経済の拡大と資源価格の回復に伴い、2017年から回復をみせている。IMFは中南米地域の実質GDP成長率について2017年の1.3％から2018年は2.0％、2019年は2.8％に達すると見込んでいる。（第Ⅰ-2-4-1図）

米国の堅調な成長の恩恵を受け、メキシコ経済の見通しが改善している他、好調な個人消費や投資に支えられ、ブラジル経済の回復が一層確実なものになっている。アルゼンチンについては、干ばつによる農産物生産への影響やインフレ懸念等から、回復のペースが緩やかとなっている。

第Ⅰ-2-4-1図　中南米地域及び主要国の実質GDP成長率の推移

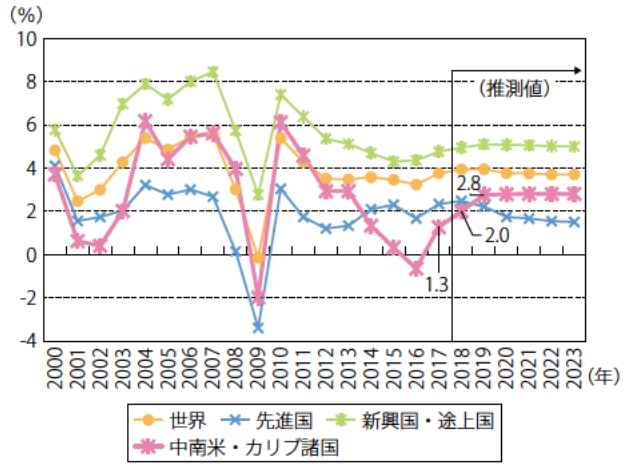

資料：IMF WEO Database, April 2018から作成。

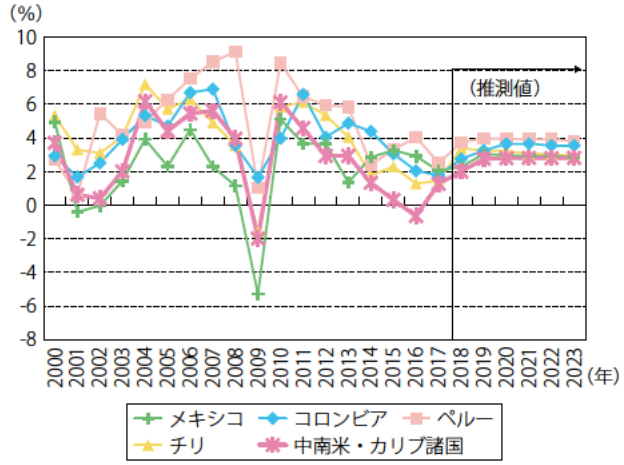

資料：IMF WEO Database, April 2018から作成。

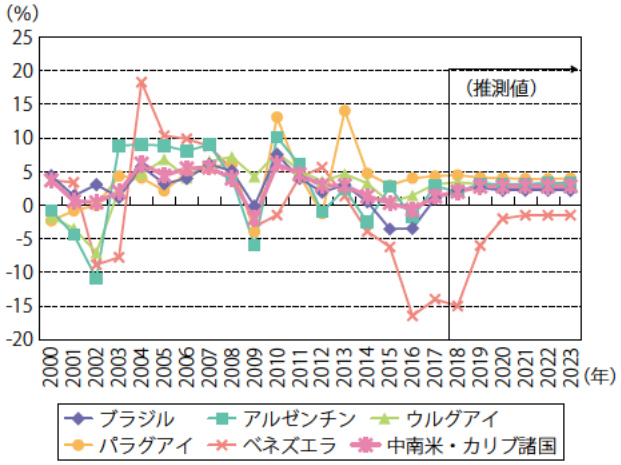

資料：IMF WEO Database, April 2018から作成。

2. 太平洋同盟とメルコスールの経済・貿易の概要

中南米地域の地域経済統合体のうち、経済規模等から重要なものは「太平洋同盟」（チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー）と「メルコスール」（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）[173]であり、こ

の二つで、中南米地域の人口の約８割、国内総生産（GDP）及び輸出額の約９割を占める（第Ⅰ-2-4-2 図）（第Ⅰ-2-4-3 表）。

「太平洋同盟」と「メルコスール」は、域内の経済統合を目的として設立された統合体であるが、自由貿易と多国間貿易重視の姿勢の下、域外との貿易促進や新たな自由貿易協定締結等による通商関係の多角化・深化に向けた取り組みも積極的に進めている。以下では、太平洋同盟とメルコスールの概要、経済、域内の貿易構造等について概観する。

第Ⅰ-2-4-2 図
中南米地域における太平洋同盟とメルコスールの比較

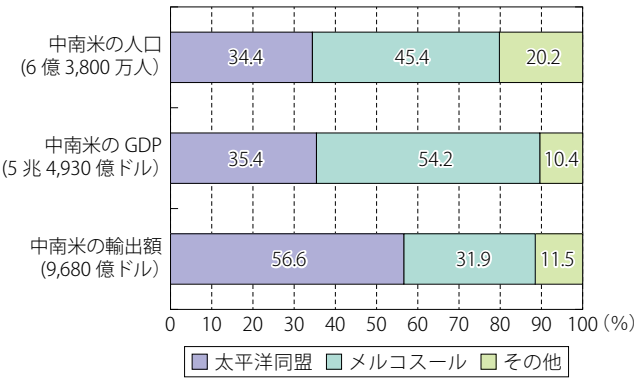

備考：GDP と輸出額は 2017 年、人口は 2016 年
出所：IMF WEO、GTA, World Development Indicatiors から作成。

（1）太平洋同盟

① 概要

太平洋同盟は、太平洋沿岸に位置する中南米諸国の経済統合とアジア太平洋地域との政治・経済関係強化を目指す経済統合体で、加盟国は、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー[174] である。2011 年 4 月にリマで開催された第一回太平同盟首脳会合に於いて、ガルシア・ペルー大統領（当時）の呼びかけにより設立が合意され、2012 年 6 月に発足した。2015 年 7 月には統合の目的や組織・体制等の概要について定めた「太平洋同盟枠組協定」、2016 年 5 月には加盟国間の貿易投資の促進・円滑化の取り組みをまとめた「太平洋同盟枠組協定の追加議定書」が発効し、域内経済の統合が進んでいる。現在、域内の物品貿易に関して 92%の品目で関税が撤廃されている他、投資、サービス、政府調達等において内国民待遇が付与されている（第Ⅰ-2-4-4 表）。

太平洋同盟の特徴として、加盟国の自由貿易志向の高さが挙げられる。各国ともに多国間及び二国間の通商協定の締結に積極的で、米国や欧州、中国、日本、韓国等の先進国・地域との間でも協定を締結済みまたは交渉中の状況となっている。また、他の中南米諸国と比べ、GDP 成長率が堅調、インフレ率も比較的安定しており[175]、規律に従って財政が運営されている点や、外貨準備が確保されている等、経済面での安定性が高い。しかし、メキシコを除いては、鉱物資源を含む一次産品輸出への依存度が高い一方、国内の製造

第Ⅰ-2-4-3 表　中南米主要国の経済・貿易指標の比較

項目	単位	太平洋同盟				メルコスール				〈参考〉	備考
		チリ	コロンビア	メキシコ	ペルー	アルゼンチン	ブラジル	パラグアイ	ウルグアイ	ベネズエラ	
名目 GDP（2017 年）	10 億ドル	277	309	1,149	215	638	2,055	30	58	210	
実質 GDP 成長率（2017 年）	%	1.5	1.8	2.0	2.5	2.9	1.0	4.3	3.1	-14.0	
一人当たり実質 GDP（2017 年）	US ドル	22,350	13,194	18,129	12,145	19,015	14,212	8,950	20,377	11,034	購買力平価（PPP）
消費者物価上昇率（2017 年平均）	%	2.2	4.3	6.0	2.8	25.7	3.4	3.6	6.2	1087.5	
財政収支（2017 年、対 GDP 比）	%	-2.7	-3.1	-1.1	-3.1	-6.5	-7.8	-0.7	-3.5	-31.8	ベネズエラ（2013）、チリ、パラグアイ（2016）
政府債務残高（2017 年、対 GDP 比）	%	23.6	49.4	54.2	25.5	52.6	84.0	25.6	66.2	34.9	
経常収支（2017 年、対 GDP 比）	%	-1.5	-3.4	-1.6	-1.3	-4.8	-0.5	-1.8	1.6	2.0	
輸出依存度（2017 年）	%	23.8	12.2	35.6	20.1	9.2	10.6	29.3	13.5	0.6	ベネズエラ（2016）
輸出に占める対米依存度（2017 年）	%	14.7	27.9	79.8	15.8	7.6	12.3	1.4	5.7	22.7	ベネズエラ（2016）
輸出に占める対中依存度（2017 年）	%	27.2	5.3	1.6	26.4	7.4	21.8	0.3	18.8	3.6	ベネズエラ（2016）
失業率（2017 年）	%	6.7	9.3	3.4	6.7	8.4	12.8	5.7	7.4	27.1	ベネズエラ（2013）、コロンビア（2015）
人口（各国最新年）	百万人	18.4	49.3	123.5	31.8	44.1	207.7	7.0	3.5	31.4	

出所：IMF WEO、April 2018、各国通関統計、UNCTAD から作成。

173 ボリビアは 2012 年 12 月加盟議定書に署名し、各国議会の批准待ちで、現在議決権はない。ベネズエラは、2016 年 12 月アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイの外相が加盟資格停止を通知。
174 コロンビア以外は環太平洋パートナーシップ（TPP）の署名国。
175 ただしメキシコについては、政府のガソリン低価格政策見直しによる価格引き上げの影響で 2017 年は年初から消費者物価指数が 6%台に上昇した。18 年に入り 5%台に低下し落ち着きを見せている。

第Ⅰ-2-4-4表　太平洋同盟の概要

設立経緯	2011年4月：第一回太平同盟首脳会合にて設立に合意。 2012年6月：太平洋同盟発足。 2015年7月：統合の目的や組織・体制等の概要について定めた「太平洋同盟枠組協定」が発効。 2016年5月：加盟国間の貿易投資の促進・円滑化の具体的な取り組みをまとめた「太平洋同盟枠組協定の追加議定書」が発効。
内容	物品貿易に関し、92%の品目で関税を撤廃。投資、サービス、政府調達等については内国民待遇を付与。追加議定書の内容を更に深化させるための取組も進行中。
加盟国	チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー ＊コスタリカ、パナマが加盟候補国であるが、全ての原加盟国との間でFTA締結することが加盟条件となっている。 オブザーバー国：2016年にアルゼンチン、エジプト等が承認され現在49カ国。（日本は2013年アジア初のオブザーバー国参加） 準加盟国：2017年6月、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールのTPP原署名国である4カ国と準加盟国交渉を開始。
参考	日本は、メキシコ、チリ、ペルーとEPAを締結済み（コロンビアとは現在交渉中）。

資料：外務省のホームページを参考に作成。

業のすそ野が狭く、高度技術の集積度も低いため、産業の高度化が共通の課題となっている。

② 域内貿易構造

太平洋同盟加盟国の貿易総額（輸出合計額＋輸入合計額）は、資源価格の下落等の影響等により2015年と2016年、2年連続で減少したが、2017年には約11,250億ドル（前年比＋9.9%）と回復を見せ、2014年のレベルにほぼ達している。また、貿易総額でみた域内貿易比率[176]は2012年の発足当時の4.5%から2017年が3.3%へと低下しており、EUやNAFTA、ASEANといった他の広域経済圏と比べればかなり低く、域外貿易比率が圧倒的に高い（第Ⅰ-2-4-5図）（第Ⅰ-2-4-6図）。

加盟国別に域内輸出及び輸入比率を見ると、コロンビアが輸出9.1%、輸入が10.4%、ペルーが輸入が11.2%と高くなっている。これに対し、メキシコはNAFTA締結国である米国が主要な貿易相手国となっていることから、輸出が2.5%、輸入が0.9%とかなり低い。太平洋同盟全体でみても、輸出が3.5%、輸入が3.0%と低い数字となっている（第Ⅰ-2-4-7図）。

続いて、太平洋同盟域内の貿易構造について、「RIETI-TID 2015」[177]を用いて、財別（素材、中間財、最終財）に見てみる。図中の矢印の太さは二国間の貿易額[178]を示し、太いほど貿易額が多いことを示す。また、矢印の色の濃淡は二国間の貿易額に占める各財の割合を示し、濃い色ほど比率が高いことを示している（第Ⅰ-2-4-8図）。

まず、2015年の貿易額について見てみると、素材、中間財、最終財の全ての財において、メキシコが片方の当事国となる取引を除き概して規模は小さい。次に

第Ⅰ-2-4-5図
太平洋同盟の貿易額と域内貿易比率の推移

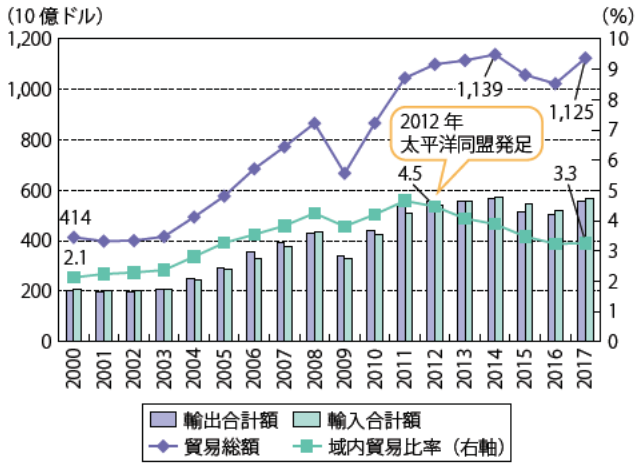

備考：域内貿易比率＝4か国の域内貿易（輸出＋輸入）合計額/同盟4か国の全世界貿易（輸出＋輸入）合計額
資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅰ-2-4-6図　主要経済圏の域内貿易比率の比較

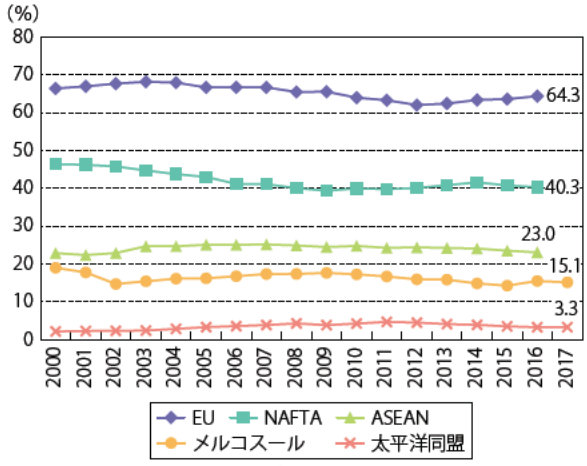

資料：Gobal Trade Atlas、WTOのデータベースから作成。

176 域内貿易比率は、当該地域内の工程間分業の進展度合いを反映する。ある二国間において、貿易額に占める中間財（部品、加工品）の割合が相互に高ければ、国際的な生産分業が行われていると想定される。
177 RIETI-TID2015（RIETI Trade Industry Database 2015）
178 原則、輸入データCIF（運賃・保険料込）で作成。貿易額の単位は米ドルで名目為替レート。

財別に見てみると、メキシコが他の３国向けの最終財の中心的な供給国となっていることがわかる。また、中間財については、メキシコと３国間の他に、ペルーとチリ、ペルーとコロンビア間でも一定割合の分業体制が確認されるが、貿易の規模は大きくない。最終財については、メキシコからの取引に比べ規模は小さいが、コロンビアとチリが他の加盟国に対し一定割合の輸出を行っている。

以上のことから、貿易の規模及び工程間分業の点から見ると、太平洋同盟では、メキシコが加盟国との間に一定規模の取引と分業体制を有しているものの、メキシコを除く加盟国間の域内の統合度は高くないことが確認される。

第Ⅰ-2-4-7 図
太平洋同盟の域内輸出・輸入比率の比較（2017 年）

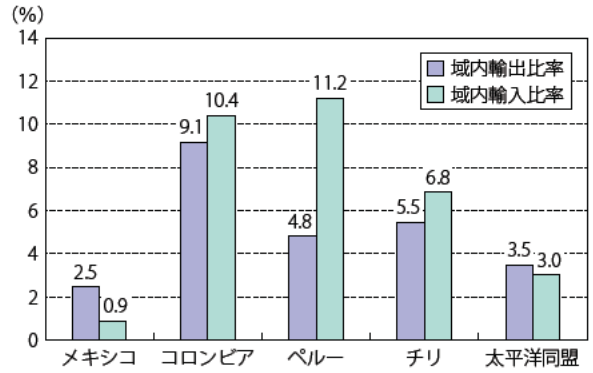

備考：域内輸出（輸入）比率＝各国の域内輸出（輸入）額 / 各国の全輸出（輸入）額
資料：Global Trade Atlas から作成。

(2) メルコスール

① 概要

メルコスール（南米南部共同市場[179]）は、自由貿易圏の構築を目指し、域内関税の撤廃を目的として1995 年１月に関税同盟として発足した南米の共同市場で、加盟国は、アルゼンチン・ブラジル・ウルグアイ・パラグアイである。

メルコスールは、これまでに域内関税の撤廃[180]のほか、対外共通関税の設定、メルコスール構造的格差

第Ⅰ-2-4-8 図　太平洋同盟の貿易構造（財別：2015 年）

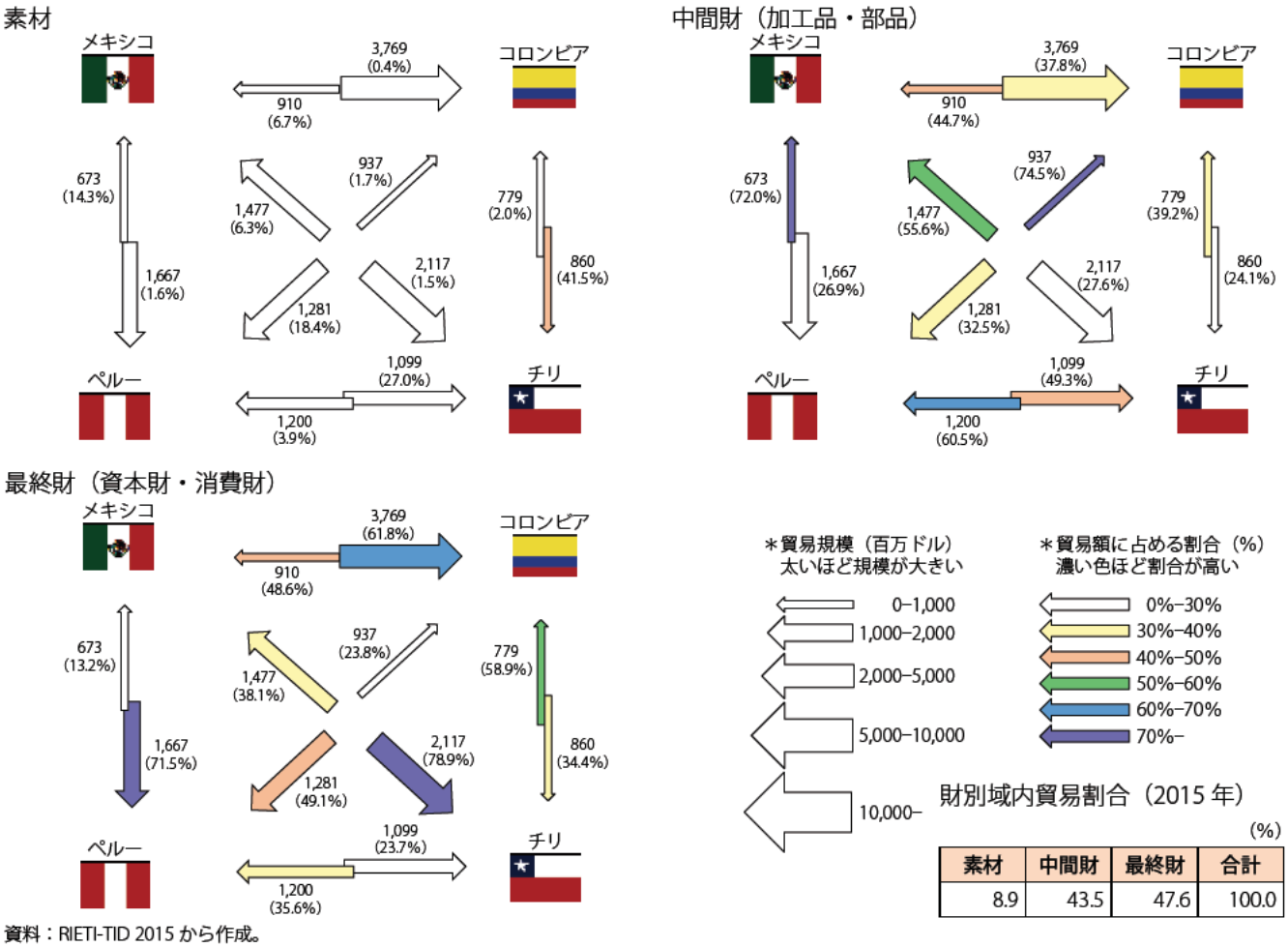

財別域内貿易割合（2015 年）

(%)

素材	中間財	最終財	合計
8.9	43.5	47.6	100.0

資料：RIETI-TID 2015 から作成。

179「メルコスール」とは、南米各国の公用語であるスペイン語とポルトガル語で「市場（メルカド）」と「南（スール）」を組み合わせた造語である。

是正基金やメルコスール議会の創設等、域内統合について一定の進捗をみせてきたが、大国のブラジルとアルゼンチンで保護主義的な傾向が強い左派政権が続いたことから、域外の国・地域との自由貿易協定の締結等では、前出の太平洋同盟加盟国と比べ、遅れをとっている[181]（第Ⅰ-2-4-9表）。

② 域内貿易構造

メルコスール加盟国の貿易総額（輸出合計額＋輸入合計額）は、2013年から2016年までは世界経済の減速や一次産品価格下落等の影響により4年連続で減少していた。2017年になり一次産品価格の上昇に伴い約5,300億ドル[182]（前年比＋7.2%）と回復を見せたが、2014年のレベルには達していない。また、貿易総額でみた域内の貿易比率は、2000年の19.0%から低下し、近年は15%前後でほぼ横ばい状態が続いている。EUやNAFTAに比べると比率は低いものの、前出の太平洋同盟と比べると高くなっている（第Ⅰ-2-4-10図）（第Ⅰ-2-4-11図）。

加盟国別に域内輸出及び輸入比率を見ると、パラグアイが輸出が49.8%、輸入も34.7%で最も高く、ブラジルが輸出が10.6%、輸入が8.1%と最も低い。ブラジルは、域内ではアルゼンチンが主要な貿易相手国であるが、域外では中国、米国、ドイツ、オランダ等、貿易相手国が広汎にわたっているため、域内依存度は高くなっていない。また、メルコスール全体で見ても輸出が14.1%、輸入が16.4%と前出の太平洋同盟の3.5%、3.0%と比べて10%以上高くなっている（第Ⅰ-2-4-12図）。

第Ⅰ-2-4-10図
メルコスールの貿易額と域内貿易比率の推移

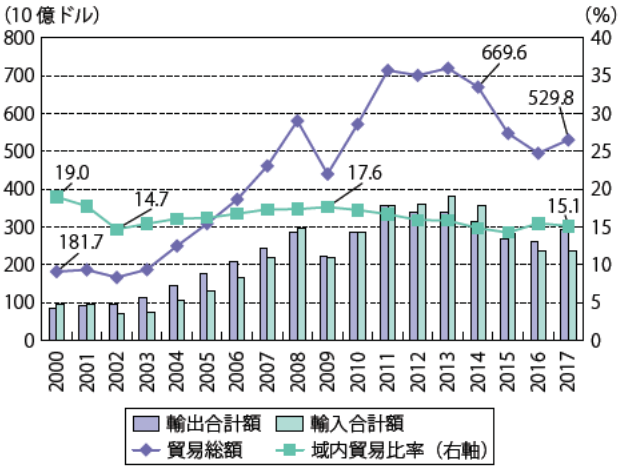

備考：域内貿易比率＝5か国の域内貿易（輸出＋輸入）合計額/5か国の全世界貿易（輸出＋輸入）合計額
資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅰ-2-4-9表　メルコスールの概要

設立経緯	1991年　3月：アスンシオン条約署名。 1991年11月：アスンシオン条約発効。 1994年12月：オウロ・プレット議定書調印（メルコスールの機構を制定）。 1995年　1月：関税同盟として発足。
内容	域内関税：1995年1月より原則撤廃（自動車、自動車部品及び砂糖を除く。また、国毎に保護品目が認められている）。
	域外共通関税の設定： ①1995年1月から全品目の約85%に当たる品目（約9千品目）に対外共通関税率（0～20%）を適用。ただし例外品目として、ブラジルの自動車・部品、砂糖、繊維等が認められた他、関税収入の公平な分配等の問題が残る。 ②例外品目とは別に2011年12月の共同市場理事会において、各国が国際経済情勢を理由に100品目を上限とする関税引き上げを認めると合意。 ③2012年6月の共同市場理事会において例外品目における基礎品目の上限を200品目とすると合意。
	原産地証明：域内貿易に於いてメルコスール原産とみなされるための現地調達率は原則60%。
	ラテンアメリカ統合連合（ALADI）*との関係： メルコスールはALADIを通じたラテンアメリカ地域の経済統合に向けた取り組みの一つと位置付けられ、メルコスールがALADI加盟国と締結する経済補完協定（ACE）はALADIの統合プロセスを進めるための一手段である域内部分協定の一種として扱われる。 ＊加盟国：アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、キューバ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、メキシコ
	紛争処理：2004年に発効した「オリーボス議定書により」常設仲裁裁判所を設置。
	民主主義条項：メルコスール諸国及びメルコスールと協定を結んだ国において民主主義の秩序が失われた場合は、協定上の権利及び義務の中断も可能とする。
加盟国	加盟国：アルゼンチン、ボリビア*、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ* ＊2012年12月、加盟議定書に署名し、各国議会の批准待ち。現在議決権なし。 ＊＊2016年12月、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイの外相がベネズエラの加盟資格停止を通知。 準加盟国：チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー、スリナム

資料：外務省のホームページを参考に作成。

180 ただし、自動車については域内自由化の例外とされており、必要に応じ個別に当事国間で経済補完協定（ACE）が結ばれている。
181 域外の国・地域との間で発効済の通商協定はインド（2009年発効、拡大交渉中）、イスラエル（2009年発効）、南部アフリカ関税同盟、エジプト（2017年発効予定）等。パレスチナは2007年署名済みだが未発効。加盟国が単独でALADI加盟国と締結した経済補完協定（ACE）やメルコスールとして締結した特恵貿易協定も存在するが、FTAに比べて自由化の水準は低い。
182 この貿易額は計算の都合上、2016年までベネズエラの数字を含んでいる。

続いて、メルコスール域内の貿易構造についても「RIETI-TID2015」を用いて、財別（素材、中間財、最終財）に見てみる。図内の矢印の太さは二国間の貿易規模を、色の濃さは二国間の貿易額に占める各財の割合を示す（第Ⅰ-2-4-13図）。

第Ⅰ-2-4-11図　主要経済圏の域内貿易比率（前掲）

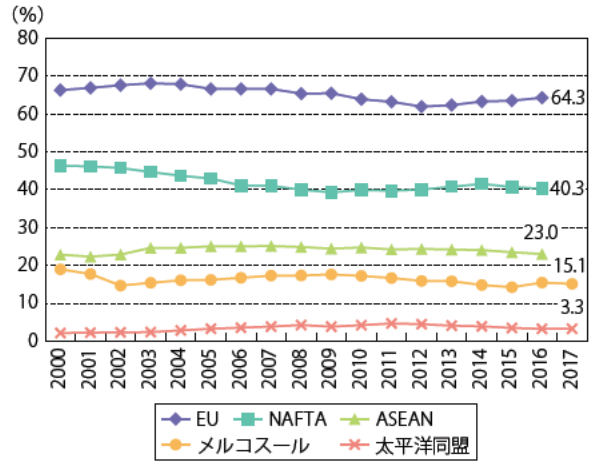

資料：Gobal Trade Atlas、WTOのデータベースから作成。

第Ⅰ-2-4-12図
メルコスールの域内輸出・輸入比率の比較（2017年）

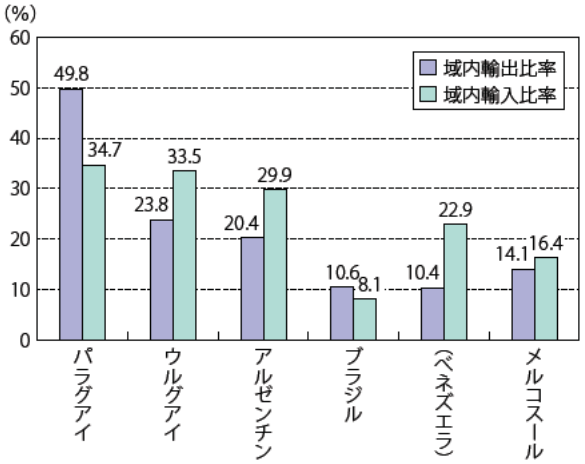

備考：域内輸出（輸入）比率＝各国の域内輸出（輸入）額／各国の全輸出（輸入）額、ベネズエラは2016年
資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅰ-2-4-13図　メルコスールの貿易構造（財別：2015年）

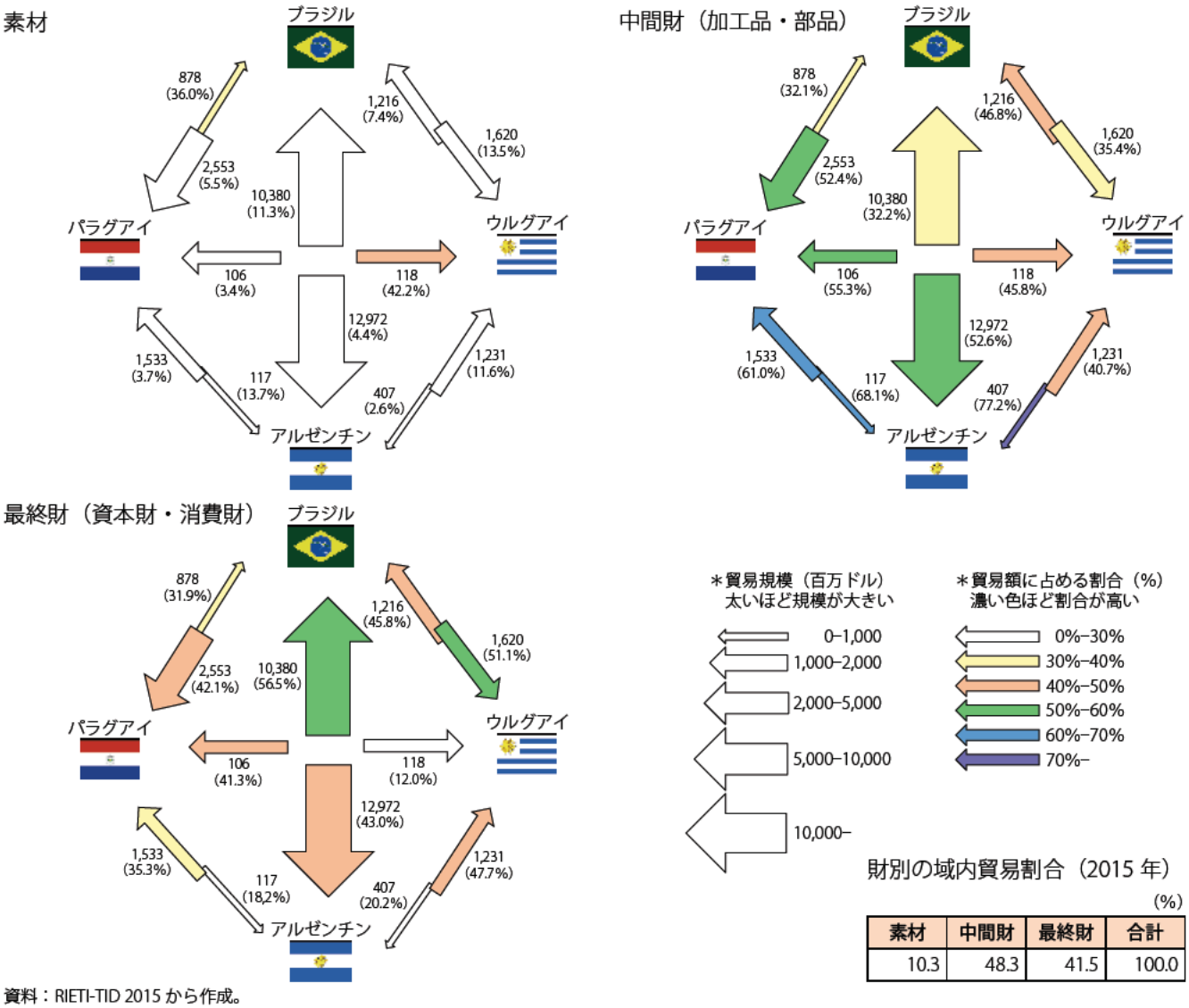

資料：RIETI-TID 2015から作成。

財別の域内貿易割合（2015年）

(%)

素材	中間財	最終財	合計
10.3	48.3	41.5	100.0

まず、2015年の貿易規模について見てみると、貿易規模はブラジル・アルゼンチンの二国間の取引以外は概して小さい。続いて財別の割合について見てみると、ブラジルとアルゼンチンが、域内の各国に対して中間財と最終財の主要な供給国となっている。また中間財については、域内のいずれの二国間においても一定規模と割合の取引が見られ、ブラジル・アルゼンチン間以外の貿易取引についても規模は小さいが分業体制が確認できる。また最終財では、ウルグアイについても、ブラジル及びパラグアイに向けて、規模は小さいが一定割合の輸出をしていることがわかる。

以上のことから、貿易の規模及び工程間分業の点から見ると、太平洋同盟と比べ、メルコスールの方が域内の統合度が高いことが確認される。

3. 中南米地域の対外貿易関係

(1) 中南米と主要域外国・地域の貿易動向

これまで、太平洋同盟とメルコスールの域内の貿易構造を見てきたが、次に、中南米にとって主要な域外の貿易相手国・地域との最近の貿易の状況について見る。

以下のグラフは、中南米主要9か国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ）と米国、中国、ASEAN主要6か国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）及び日本との間の2000年以降の貿易総額（輸出総額＋輸入総額）及び貿易比率（世界との貿易総額に当該国・地域との貿易総額が占める比率）を示す。（第Ⅰ-2-4-14図）

初めに貿易総額について見てみると、2017年は対米国が約9,972億ドル、中国約2,384億ドル、ASEAN約606億ドル、日本約451億ドルと対米国が圧倒的に多く、中国が続く。2000年から2017年の間に、全ての国・地域との間で増加がみられるが、特に中国が2000年から22.8倍に著しく増加し、ASEANも7.8倍に増加した。これに対し、日本は2.3倍、米国は2.0倍の増加に留まった。

次に輸出及び輸入総額について見ると、いずれの国・地域に対しても中南米は貿易収支赤字の状況が続いている。これは、中南米地域が世界に向けた資源や食糧等一次産品の主要な供給者である一方、製造業の未発展により国内で必要な工業製品等について、域外からの輸入に頼っているという貿易構造による。

続いて、貿易比率（2017年）について見ると、中南米地域の対米国の貿易比率が60.4%、同、中国が14.4%、ASEANが3.7%、日本2.7%と、米国の比率が他に比べ圧倒的に高いが、2000年の82.7%から2017年には20%ポイント以上低下している。2012年以降は、米国向けの輸出増加に伴い緩やかな増加傾向を示していたものの、足元では横ばいとなっている。その一方で中国の貿易比率は2000年の1.8%から14.4%へと著しく上昇しており、ASEANについても、同1.2%から3.7%へと緩やかな上昇を続けている。なお、日本については同3.3%から2.7%へとやや低下している。

以上のことから、中南米地域においては、依然として対米国間の貿易の規模と割合が相当大きいものの、同地域における中国とASEANのプレゼンスが増大している。日本については、貿易額は2000年と比べて増加しているものの、2011年のピーク以降やや減少傾向にあり、貿易比率についても緩やかに低下しており、中南米地域におけるプレゼンスが、米国、中国、ASEANと比べると低下していることが確認された。

(2) 日本と中南米の貿易動向

中南米地域の対日本の貿易動向について見ると、2017年の輸出額は約181億ドル（前年比＋14.6%）、輸入額は約270億ドル（＋3.3%）、貿易収支は約88億ドルの赤字だった。貿易総額は約451億ドル（前年比＋7.6%）と、2000年の約197億ドルから約2.3倍に拡大した。主要輸出品である一次産品価格の下落等により、2011年をピークに2012-16年は5年連続で減少したが、2017年になりやや回復をみせている（第Ⅰ-2-4-15図）。

国別では、2017年の対日本の貿易総額は、メキシコが他国に比べて圧倒的に多く、日本からの輸入額が突出している。日本向けの輸出額は、多い順にチリ、ブラジル、メキシコ、ペルーとなっており、いずれも鉱物資源や農水産品等の一次産品が日本向けの主要な輸出品目となっている。貿易収支を見ると、メキシコが日本に対し大幅な赤字が続いている他、コロンビア、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイも貿易赤字の

第 I-2-4-14 図　中南米の対主要国・地域別貿易総額と貿易比率の比較

対米国貿易額の推移

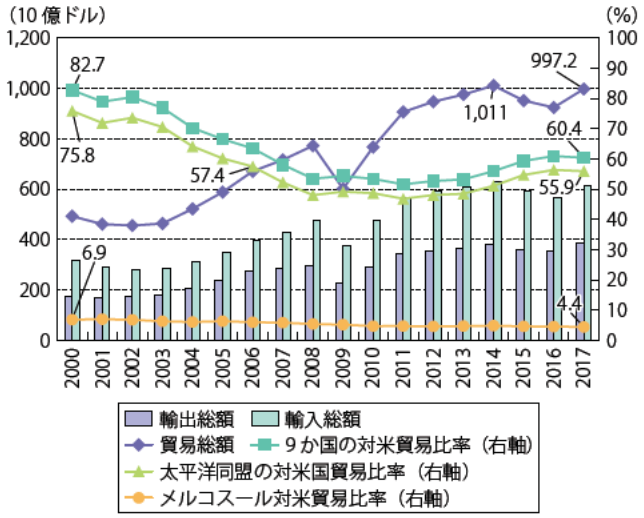

対中国貿易額の推移

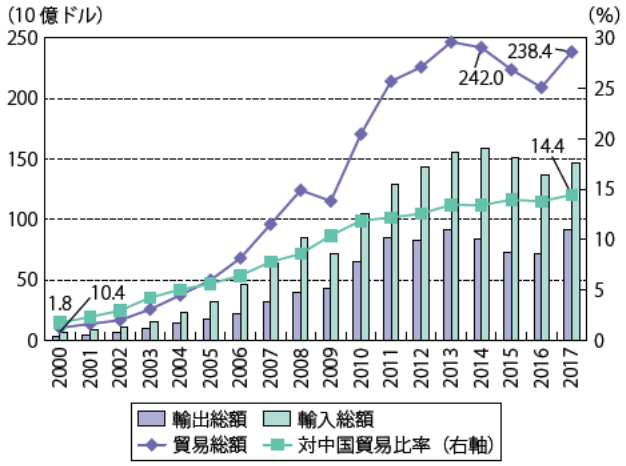

対 ASEAN 貿易額の推移

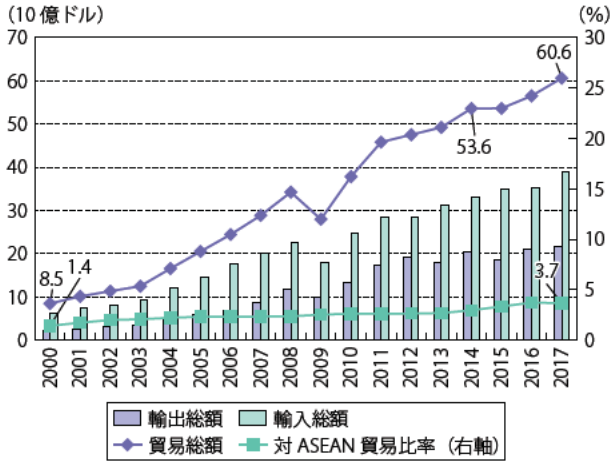

対日本貿易額の推移

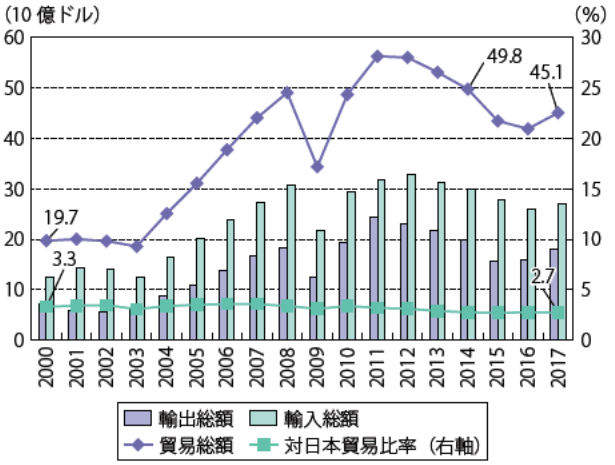

備考：貿易総額はアルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ブラジル、メキシコ、ベネズエラの各年の輸出額と輸入額の合計。ただし、ウルグアイは 2002 年～、パラグアイは 2001 年～、ベネズエラは 2017 年なし。
資料：Global Trade Atlas から作成。

状態である。その一方、ブラジル、チリ、ペルーは日本に対し貿易黒字を維持しており、いずれの国も一次産品が主要な輸出品目で、日本にとって重要な資源・食糧の供給国となっている（第 I-2-4-16 図）（第 I-2-4-17 表）。

(3) 中南米と中国の経済関係

1990 年代以降の目覚ましい経済成長により、中国は GDP 規模では世界第 2 位の経済大国となり、同時に国際社会におけるプレゼンスや影響力も高まっている。中南米地域における中国の貿易関係のプレゼンスの増大の状況については、前項で見てきたとおりであるが、細かくみると、同地域内には貿易相手国として中国が首位を占めている国も多い。また投資については、石油や鉱業といった資源開発部門のみならず、電力や通信、鉄道、自動車等、多岐にわたる分野で中国の投資案件が見られる。以下では、中南米地域と中国の貿易・投資関係について、地域全体及び国別に概観する。

① 貿易

中南米地域（主要 9 か国）の対中国の貿易額について詳しく見ると、2017 年の対中国輸出額は約 914 億ドル（前年比＋ 27.0%）、輸入額は約 1,470 億ドル（＋ 7.3%）、貿易総額（輸出額＋輸入額）については約 2,384 億ドル（前年比＋ 14.1%）と、2000 年から 2017 年ま

第Ⅰ-2-4-15図　中南米の対日本貿易額の推移

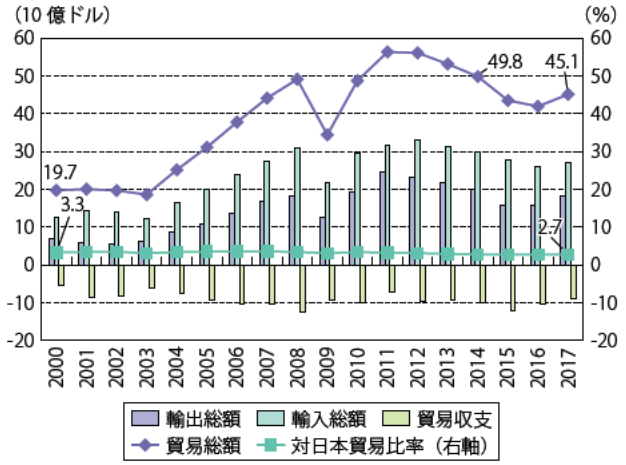

備考：アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ブラジル、メキシコ、ベネズエラの各年の輸出額と輸入額の合計。ただし、ウルグアイは2002年～、ベネズエラは2017年なし。
資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅰ-2-4-16図　中南米主要国の対日本貿易額の比較（2017年、総額・輸出額）

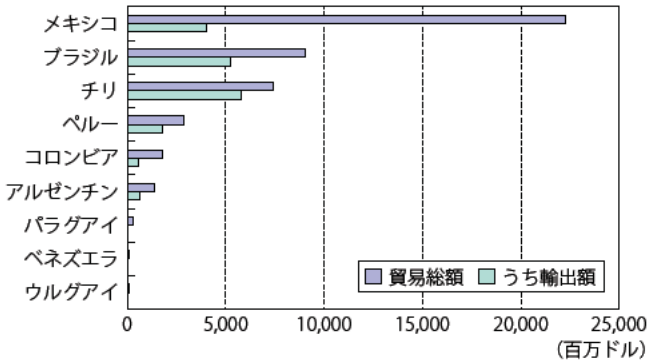

備考：貿易総額（輸出額＋輸入額）、ベネズエラのみ2016年
資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅰ-2-4-17表　世界の生産量上位6か国（主要鉱物・主要農水産物）

世界の主要鉱物の生産量（2015年）

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
銅	チリ	中国	ペルー	米国	コンゴ	オーストラリア
銀	メキシコ	中国	ペルー	オーストラリア	チリ	ボリビア
金	中国	オーストラリア	ロシア	米国	カナダ	ペルー
亜鉛	中国	オーストラリア	ペルー	米国	インド	メキシコ
鉛	中国	オーストラリア	米国	ペルー	メキシコ	ロシア
錫	中国	インドネシア	ミャンマー	ブラジル	ボリビア	ペルー
鉄鉱石	オーストラリア	ブラジル	中国	インド	ロシア	南アフリカ
リチウム	オーストラリア	チリ	ジンバブエ	アルゼンチン	ポルトガル	中国
レニウム	チリ	ポーランド	米国	中国	ウズベキスタン	カザフスタン
モリブデン	中国	チリ	米国	ペルー	メキシコ	アルメニア

備考：中南米の国については背景に色を付した。
資料：米国地質調査所

世界の主要農水産物の生産量（2016年）

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
大豆	米国	ブラジル	アルゼンチン	インド	中国	パラグアイ
トウモロコシ	米国	中国	ブラジル	アルゼンチン	メキシコ	ウクライナ
さとうきび	ブラジル	インドネシア	中国	タイ	パキスタン	メキシコ
コーヒー豆	ブラジル	ベトナム	コロンビア	インドネシア	エチオピア	ホンジュラス
オレンジ	ブラジル	中国	インドネシア	米国	メキシコ	エジプト
バナナ	インド	中国	インドネシア	ブラジル	エクアドル	フィリピン
アスパラガス	中国	ペルー	メキシコ	ドイツ	スペイン	イタリア
アボカド	メキシコ	ドミニカ共和国	ペルー	コロンビア	インドネシア	ブラジル
さけ・ます	ノルウェー	チリ	米国	ロシア	英国	カナダ

備考：中南米の国については背景に色を付した。
資料：国連食糧農業機関（FAO）

での間に約23倍（2000年：104億ドル→2017年：2,384億ドル）に拡大し、貿易総額に占める対中国貿易比率は、2000年の1.8％から2017年は14.4％に増加した。貿易収支については、中南米地域の赤字となっている（第Ⅰ-2-4-18図）。

中南米諸国の多くは、中国に対して農産物、鉱物、エネルギー等の一次産品を輸出する一方で、中国から工業製品を輸入している。世界及び中国経済の減速や一次産品価格の下落等により、貿易総額は2013年をピークに2014年から3年連続で減少したが、商品価格の上昇により17年には回復をみせ、2014年のレベルまでほぼ回復している。

国別に中国への輸出比率について見ると、2017年では、チリが27.2％、ペルーが26.4％、ブラジルが21.8％と、各々20％を超えているが、メキシコが1.6％、コロンビアが5.3％と、米国への輸出比率の各79.8％、27.9％と比べてかなり低くなっている（第Ⅰ-2-4-19図）。

第Ⅰ-2-4-18図　中南米の対中国貿易額の推移

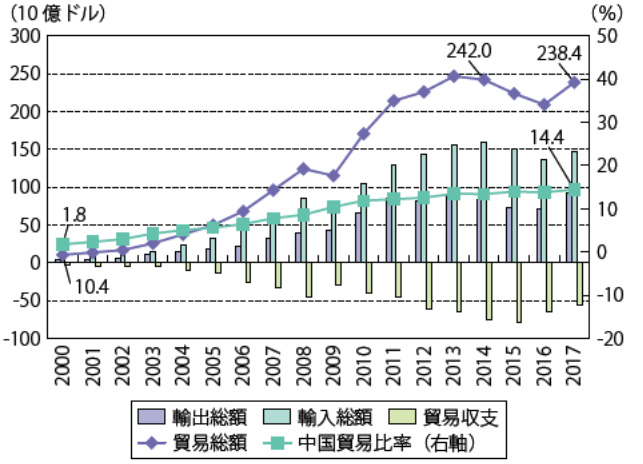

備考：貿易総額は、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ブラジル、メキシコ、ベネズエラの各年の輸出総額と輸入総額の合計。ただし、ウルグアイは2002年～、ベネズエラは2017年なし。
資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅰ-2-4-19 図
中南米主要国の対米国・対中国・対日本輸出比率の比較（2017 年）

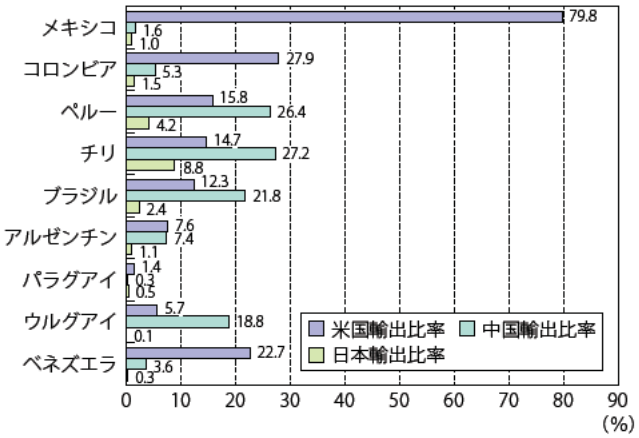

資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅰ-2-4-21 図
中国の対中南米主要国向け海外投資額の推移（国別・ストック）

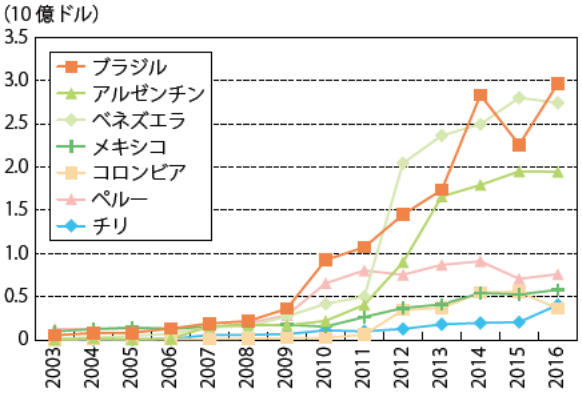

資料：CEIC のデータベースから作成。

② 海外直接投資

中国の対世界海外直接投資額（ストックベース）について見ると、2016 年は約 1 兆 2,810 億ドルだったが、そのうち中南米向けは 2,072 億ドルで、割合は 16.2％となっている。しかし、租税回避地である英領バージン島やケイマン諸島向けを除くとわずか約 142 億ドル（割合は 1.1％）であり、国別では、投資額の多い順に、ブラジル、ベネズエラ、アルゼンチン、エクアドル、ジャマイカとなっている。（第Ⅰ-2-4-20 図）（第Ⅰ-2-4-21 図）

食糧（農産品）や資源（鉱石、エネルギー）の調達先確保が目的の中国と、財政や資金の不足から、国内のインフラ開発に必要な資金を民間や海外に求める中南米諸国との間の利害の一致が見られ、中国と中南米の経済は、相互依存の関係にあると言える。またメキシコ、ブラジル、アルゼンチンを除く多くの中南米諸国は、製造業部門が未発展の資源国であり、工業製品を輸入する中国との間には補完関係が成り立っている。近年の投資の傾向としては、これまでの石油や鉱業といった資源開発部門のみならず、電力や通信、港湾、鉄道、自動車、宇宙衛星等、多岐にわたる分野で中国からの案件が増加している。

なお、国際労働機関（ILO）は、1990 年代以降の中南米・カリブ地域と中国の経済関係のトレンドの変化について、以下 3 つのフェーズに分けて整理分析している[183]（第Ⅰ-2-4-22 図）。

第 1 フェーズ（1990 年代～）：貿易の急増

1992 年まで 1％未満だった中南米における中国の貿易比率が 2001 年には 2.3％、2014 年に 12.8％まで上昇。中南米にとり中国が米国に次ぐ第 2 位の貿易相手

第Ⅰ-2-4-20 図
中国の対中南米主要国向け海外投資額の比較（2016 年、国別・ストック）

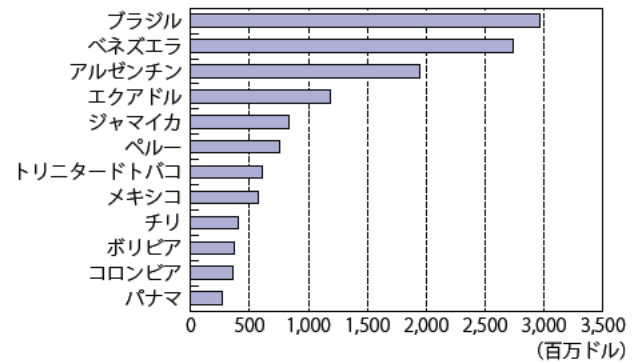

資料：CEIC のデータベースから作成。

第Ⅰ-2-4-22 図
中南米と中国の経済トレンドの変化（ILO による）

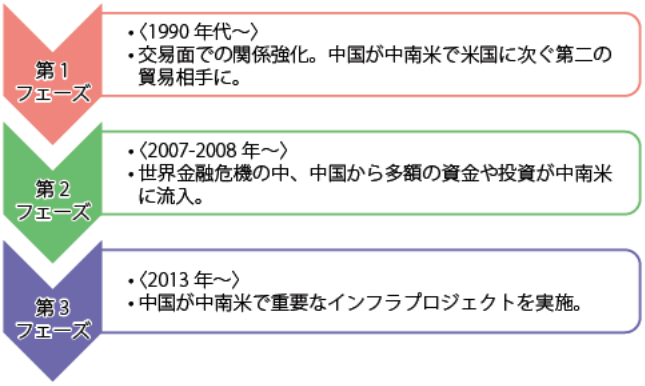

183「Employment Situation in Latina America and the Caribbean 中南米地域の雇用の量と質に対する中国の影響について」（2017 年 10 月 19 日）の第 1 章

国となり、中国にとっても中南米は、米国、EU、アジアに次ぐ第4位の貿易相手に成長。2000-2014年の間に中国向け輸出量は約20倍、輸入量は約18倍に拡大した。ILOは、中南米と中国間の貿易の特徴として、対中国貿易赤字の拡大の傾向と貿易品目の絶対的な技術水準の格差を挙げている。

第2フェーズ（2007-2008年～）：資金提供、海外投資の流入

中国の政府系銀行による資金提供が増加し、国別では中南米向け資金の約5割がベネズエラ、ブラジル、アルゼンチン、エクアドル、ボリビア向け、部門別では、資金の3分の2がインフラ整備やエネルギー向け、約25％が鉱業向けであった。さらに中国から年間約100億ドルの海外投資が中南米に流入し、ブラジル、ペルー、アルゼンチンが主要な投資先となった。資金提供と海外投資は、ともに2国間貿易と深く関係しており、中国からの投資は鉱業、石油、ガス、原料部門に集中した。

第3フェーズ（2013年～）：重要インフラ事業の実施

中国は主に港湾、鉄道、空港等の建設やエネルギー分野のインフラ事業を実施してきており、AEI China Global Investment Tracker（CGIT）によると、2005-2016年に中国が世界向けに実施した1,138件、計約6,278億ドルのインフラ事業のうち、中南米向けは95件（シェア8.3%）、約586億ドル（同9.3%）だった（第Ⅰ-2-4-23表）。

③ 主要国と中国の貿易・投資関係

次に、中南米主要国と中国との二国間の貿易・投資関係等について見ていく。国別の貿易収支を見ると、中国に対して貿易黒字を有する国は、鉱物や食糧等の一次産品を中国に輸出しているブラジル、チリ、ペルーで、赤字国はメキシコ、コロンビア、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイとなっている。2017年では、ブラジル、チリ、ペルー、ウルグアイで、中国が第1位の輸出相手国及び輸入相手国になっている。またアルゼンチンとパラグアイでは、中国が第1位の輸入相手国となっている。

（ブラジル）

ブラジルの2017年の対中国輸出額は、約474億88百万ドル（前年比＋35.2%）、輸入は約273億21百万ドル（前年比＋16.9%）で、貿易収支は約201億67百万ドル（前年比＋71.3%）の黒字となっている（第Ⅰ-2-4-24図）。

主要な対中国向け輸出品目は大豆、鉄鉱石、石油、パルプ、牛肉、フェロアロイ、航空機等であるが、上位3品目の大豆と鉄鉱石、原油で輸出額の約8割を占める。輸入品は、電話機・同部品、テレビ・ラジオ部

第Ⅰ-2-4-24図　ブラジルの対中国貿易額の推移

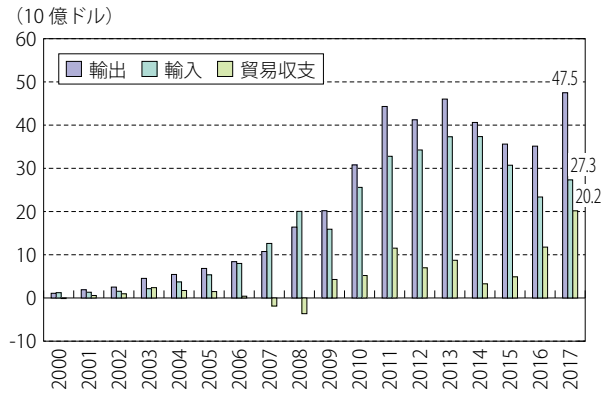

資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅰ-2-4-23表　中国の国際インフラ案件の比較（国別：2005-2016年）

中国のインフラ案件（金額）

（百万ドル、%）

	2005-2016年	
	金額	シェア
サブサハラ・アフリカ	179,480	28.6
西アジア	137,290	21.9
中東・北アフリカ	112,150	17.9
東アジア	97,640	15.6
中南米	58,610	9.3
EU	31,930	5.1
オーストラリア	8,230	1.3
米国	4,080	0.6
合計	627,840	100.0

中国のインフラ案件（件数）

（件、%）

	2005-2016年	
	件数	シェア
サブサハラ・アフリカ	325	28.6
西アジア	219	19.2
中東・北アフリカ	209	18.4
東アジア	210	18.5
中南米	95	8.3
EU	59	5.2
オーストラリア	13	1.1
米国	10	0.9
合計	1,138	100.0

金額と件数はいずれも合計値と一致していない。
資料：ILO、AEI-CGIT（2017）より作成。

第Ⅰ-2-4-25 表　ブラジルの対中国主要輸出入上位 10 品目

輸出　（百万ドル、%）

HS	品目	2016 年	2017 年	伸び率	シェア
1201	大豆	14,386	20,310	41.2	42.8
2601	鉄鉱石	7,315	10,393	42.1	21.9
2709	原油	3,908	7,351	88.1	15.5
4703	化学木材パルプ（溶解用）	1,809	2,147	18.7	4.5
0202	牛肉	703	929	32.1	2.0
0207	くず肉	859	761	-11.4	1.6
7202	フェロアロイ	475	564	18.7	1.2
4702	化学木材パルプ（除く溶解用）	354	421	18.9	0.9
8802	航空機	344	403	17.2	0.8
4104	牛なめし皮	389	398	2.3	0.8
	合計	35,134	47,488	35.2	100.0

輸入　（百万ドル、%）

HS	品目	2016 年	2017 年	伸び率	シェア
8517	電話機・同部品	2,051	2,364	15.3	8.7
8529	テレビ・ラジオ部品	749	1,090	45.5	4.0
8542	電子回路	604	777	28.6	2.8
8473	事務機器部品	601	694	15.5	2.5
8541	半導体装置	369	624	69.1	2.3
8708	自動車部品	365	568	55.6	2.1
2933	複素環式化合物	500	513	2.6	1.9
8471	コンピュータ	317	408	28.7	1.5
3105	肥料	262	396	51.1	1.4
5407	合成繊維織物	329	381	15.8	1.4
	合計	23,364	27,321	16.9	100.0

備考：資源、農林水産品については背景に色を付した。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅰ-2-4-26 図　ブラジルの貿易総額の推移（国別）

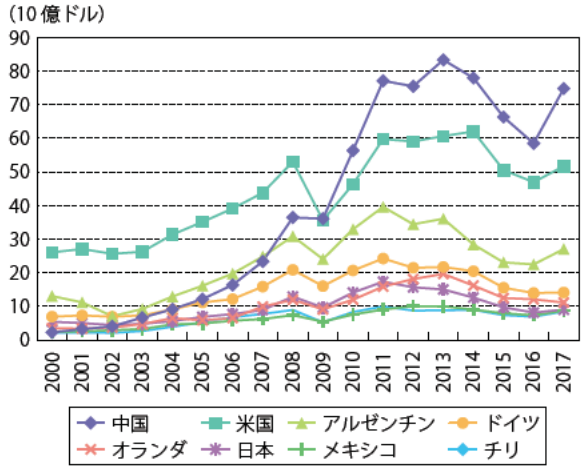

備考：貿易総額＝輸出額＋輸入額
資料：Global Trade Atlas から作成。

品、電子回路、事務機器部品、半導体装置、自動車部品等となっている（第Ⅰ-2-4-25 表）。

2000 年代の中国の資源・食糧需要の増大と一次産品価格上昇を背景に、ブラジルの対中国輸出は取引量が急激に拡大した。2010 年には中国は、ブラジルの貿易総額[184]で米国を抜き、ブラジル第１位の貿易相手国となり、中国向けの資源・食糧の供給国として関係を深化させている（第Ⅰ-2-4-26 図）（第Ⅰ-2-4-27 図）。

また、ブラジル中央銀行によると、2017 年の中国からブラジルへの直接投資額（フロー）は約 6 億 4,300 万ドルで、前年の約 8 億 7,900 万ドルから 26.8％減少した[185]（第Ⅰ-2-4-28 図）。

中国からの投資分野は、エネルギー、石油・天然ガ

第Ⅰ-2-4-27 図　ブラジルの貿易相手国の割合（輸出・輸入）

ブラジルの主要輸出相手国（2017 年）

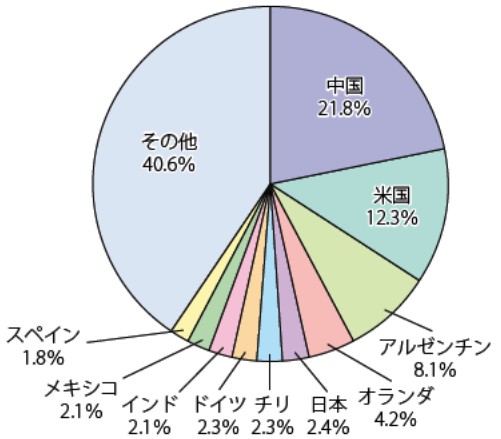

資料：Global Trade Atlas から作成。

ブラジルの主要輸入相手国（2017 年）

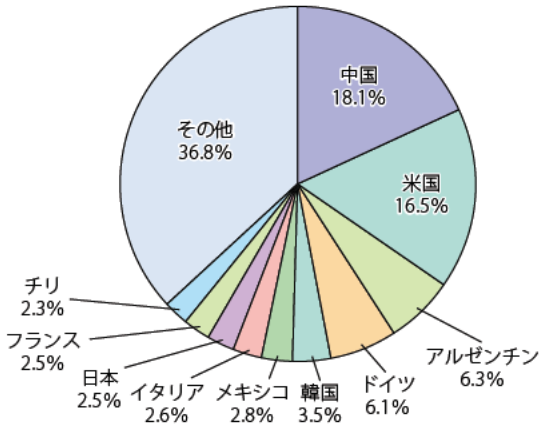

資料：Global Trade Atlas から作成。

184 貿易総額＝輸出額＋輸入額で計算。
185 一方、中国企業の海外投資の多くは、英領バージン諸島等、第３国・地域の租税回避地を介して行われることが多いため、実際の投資額は更に大きいものとみられる。

第Ⅰ-2-4-28図　中国の対ブラジル向け海外投資額の推移（フロー）と投資相手国の割合

中国の対ブラジル投資額の推移

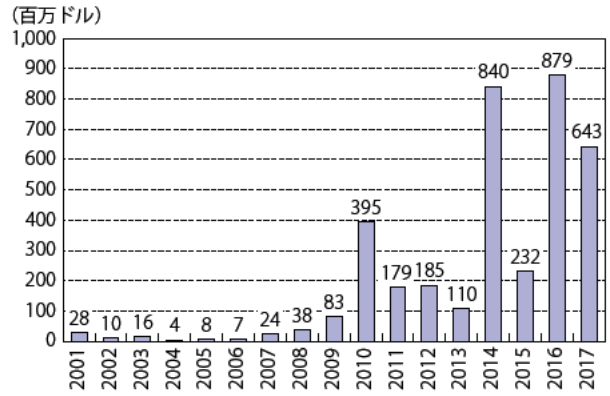

資料：ブラジル中央銀行のデータから作成。

ブラジルへの主要投資国（2017年）

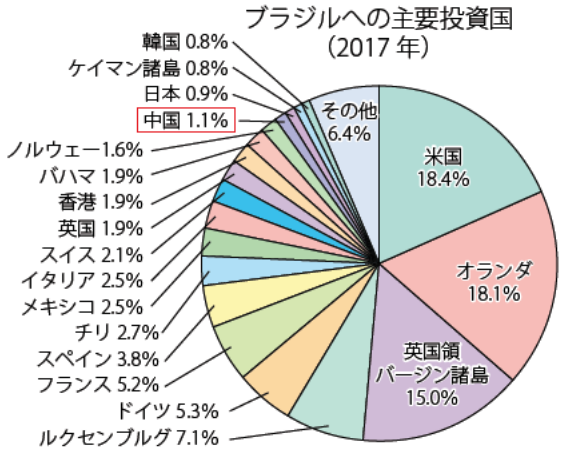

資料：ブラジル中央銀行のデータから作成。

ス、物流、IT等、多岐にわたっているが、2010年以降は、大規模水力発電所や送配電等、中国独自のノウハウを活かした電力インフラ部門への進出が本格化している。投資の形態は、製造業以外の金融、インフラ、農業、エネルギー、鉱業分野等では、M&Aによるものが多いといわれている[186,187]。

ブラジル政府は、2016年9月、国内のインフラ整備について、外資系企業を含む民間企業に開放する「投資パートナーシッププログラム（PPI）」を発表し、その対象は石油・天然ガス、空港、港湾、電力分野等となっており、入札は2018年末にかけて実施される予定である。最近では中国企業は、PPIによる水力発電所の運営権を落札する等、長期的な視点での投資を実行しており、今後もブラジルにおける中国企業の存在感が増していくものと思われる。

（アルゼンチン）

アルゼンチンの2017年の対中国輸出額は、約43億25百万ドル（前年比－2.4％）、輸入は約94億54百万ドル（前年比＋14.9％）で、貿易収支は約51億29百万ドル（前年比＋35.0％）の赤字となっている（第Ⅰ-2-4-29図）。

主要な輸出品目は大豆、原油、牛肉、水産物、たばこ等で、大豆、原油、牛肉の上位3品目で輸出額の約8割を占める。輸入品は、電話機・同部品、テレビ部品、コンピュータ、オートバイ、鉄道貨車等となっている（第Ⅰ-2-4-30表）。

アルゼンチンもブラジルと同様、中国への食糧・資源の供給国である一方で、中国もアルゼンチンを成長が見込める有望な市場とみなし、両国の貿易関係は相互に補完的に拡大している。中国は2008年に米国を抜き、ブラジルに次ぐアルゼンチン第2位の貿易相手国となった。ただし、2016年と2017年については、米国に抜かれ第3位となっている（第Ⅰ-2-4-31図）（第Ⅰ-2-4-32図）。

アルゼンチンは、2001年のデフォルト（債務不履行）以降、国際金融市場へのアクセスが困難となり、世界銀行等の国際金融機関に依存せざるをえない状況の下、左派政権の時期（2003-2015年）に、中国政府系銀行から融資を受けた中国企業による投資が、食糧、エネルギー、運輸等の分野で進んだ。

2015年12月に発足したマクリ政権は、発足直後か

第Ⅰ-2-4-29図
アルゼンチンの対中国貿易額の推移

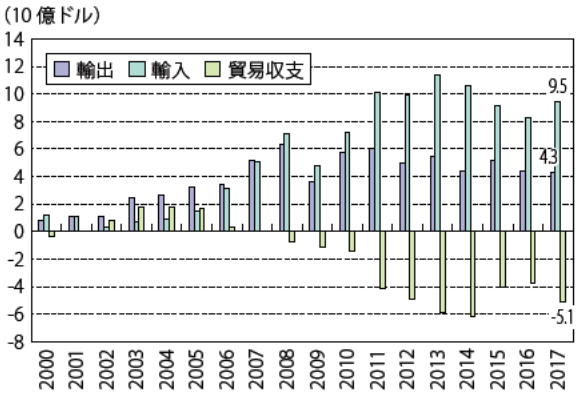

資料：Global Trade Atlasから作成。

186 JETRO短信「ブラジルで存在感増す中国企業からの投資」（2018年2月13日）
187 ブラジル企業評議会によると、中国企業によるブラジルへの投資は、民間投資機関と政府系投資機関が中心となり実施され、M&Aによる投資が主体となっている（中国企業の投資形態はM&Aが約7割、JVによる投資が1割、新規投資が2割）JOGMEC金属資源レポート「ブラジルと中国の貿易、投資関係の発展」（2012年9月）

第Ⅰ-2-4-30 表　アルゼンチンの対中国主要輸出入上位 10 品目

輸出　（百万ドル、%）

HS	品目	2016 年	2017 年	伸び率	シェア
1201	大豆	2,793	2,415	-13.5	55.8
2709	原油	385	478	24.2	11.1
0202	牛肉	229	407	77.7	9.4
0306	甲殻類	212	222	4.7	5.1
0207	くず肉	96	99	3.1	2.3
2401	たばこ	64	71	10.9	1.6
4104	牛なめし皮	64	70	9.4	1.6
4703	木材パルプ（溶解用以外）	19	65	242.1	1.5
1508	落花生油	54	59	9.3	1.4
0307	水棲無脊椎動物	26	50	92.3	1.2
	合計	4,433	4,325	-2.4	100.0

輸入　（百万ドル、%）

HS	品目	2016 年	2017 年	伸び率	シェア
8517	電話機・同部品	713	500	-29.9	5.3
8529	テレビ・ラジオ部品	281	390	38.8	4.1
8471	コンピュータ	147	323	119.7	3.4
8711	オートバイ	166	299	80.1	3.2
2931	オルガノインオルガニック化合物	231	216	-6.5	2.3
3808	殺虫剤・除草剤	160	176	10.0	1.9
8415	エアコン	116	147	26.7	1.6
8543	電気機器	110	143	30.0	1.5
8708	自動車部品	137	142	3.6	1.5
3105	肥料	84	141	67.9	1.5
	合計	8,231	9,454	14.9	100.0

備考：資源・農林水産品については、背景に色を付した。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅰ-2-4-31 図
アルゼンチンの貿易総額の推移（国別）

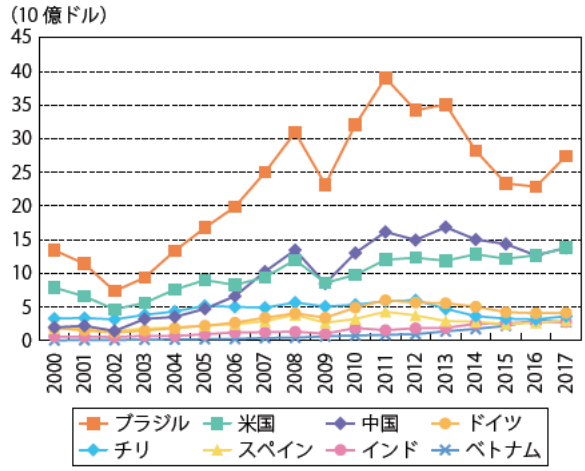

備考：貿易総額＝輸出額＋輸入額
資料：Global Trade Atlas から作成。

ら外貨購入規制、送金規制等の撤廃や輸入規制の緩和、一部輸出税の撤廃[188]等の金融・貿易に関する制度の改善、さらに債務問題の解決等を実施し、国際金融市場の信頼の回復に努めた。農畜産物への輸出税の撤廃や牛肉への関税の撤廃等により農業部門への投資が、また、前政権時代に劣化した内陸部と港湾を結ぶインフラ部門等への投資の余地が大きいと言われている。（メキシコ）

メキシコの 2017 年の対中国輸出額は、約 67 億 12 百万ドル（前年比＋ 24.2%）、輸入は約 741 億 45 百万ドル（前年比＋ 6.7%）で、貿易収支は約 674 億 33 百万ドル（前年比＋ 5.2%）の大幅な赤字となってい

第Ⅰ-2-4-32 図　アルゼンチンの貿易相手国の割合（輸出・輸入）

アルゼンチンの主要輸出相手国
（2017 年）

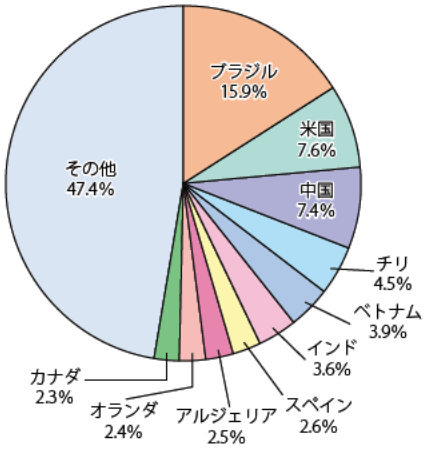

資料：Global Trade Atlas から作成。

アルゼンチンの主要輸入相手国
（2017 年）

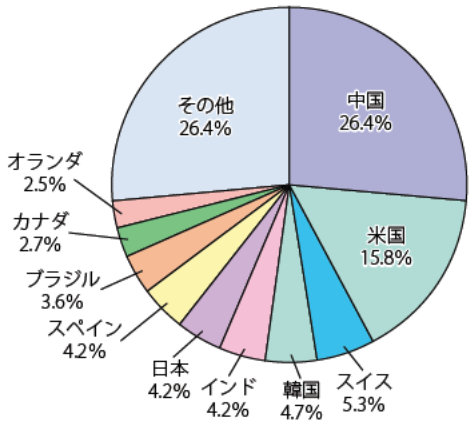

資料：Global Trade Atlas から作成。

188 マクリ新大統領は 2015 年 12 月 14 日、選挙公約としていたトウモロコシ（20%）、小麦（23%）、牛肉（15%）の輸出税を撤廃し、大豆の輸出税（35%）を 2016 年から 5%ずつ削減する法案に署名した。また、同大統領は、大豆かす及び大豆油の輸出税（32%）についても 2016 年に 27%に引き下げる方針とみられている。アルゼンチンでは、前政権下による「国内供給優先」政策として、トウモロコシ、小麦、牛肉などに課された輸出税がこれらの農畜産物の生産、輸出を阻害する大きな要因とされてきた。

る（第Ⅰ-2-4-33図）。

主要な輸出品目は銅鉱、乗用車、電話機・同部品、自動車部品、原油等で、銅関連が約3割を占めているが、ブラジルやアルゼンチンに比べ資源関連の割合が低く、乗用車や自動車部品、電話機・同部品、コンピュータ等の工業製品も含まれている。輸入品は、電話機・同部品、コンピュータ、事務機器、電子回路、テレビ・ラジオ部品、自動車部品等である。（第Ⅰ-2-4-34表）。

中国は、メキシコにとり米国に次ぐ第2位の貿易相手国であるが、メキシコはNAFTAの加盟国であり、米国への貿易依存度が際立って高い（第Ⅰ-2-4-35図）（第Ⅰ-2-4-36図）。

また、中国の2016年の対メキシコ投資額（ストック）は約5億8千万ドルと、他の南米主要国と比べて活発とはいえない水準である。しかし、最近では、メキシコがエネルギー改革の一環として、これまで国営石油公社が独占してきた石油開発事業に外資企業の参入機会を開いたことにより、2016年11月の深海油田・ガス田入札で、中国の石油会社が2鉱区を落札している（第Ⅰ-2-4-37図）。

NAFTA再交渉が行われる等メキシコの通商環境が大きく変化している中で、メキシコは「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）」の批准、墨EU・FTAの再交渉[189]、太平洋同盟の準加盟国交渉、対アルゼンチン、ブラジル、中国等域外国との経済関係強化や貿易の自由化・多角化の推進に積極的に取り組んでいる。

第Ⅰ-2-4-33図　メキシコの対中国貿易額の推移

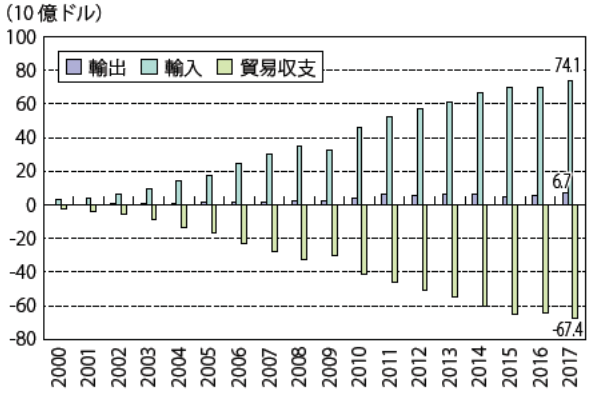

資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅰ-2-4-35図　メキシコの貿易総額の推移（国別）

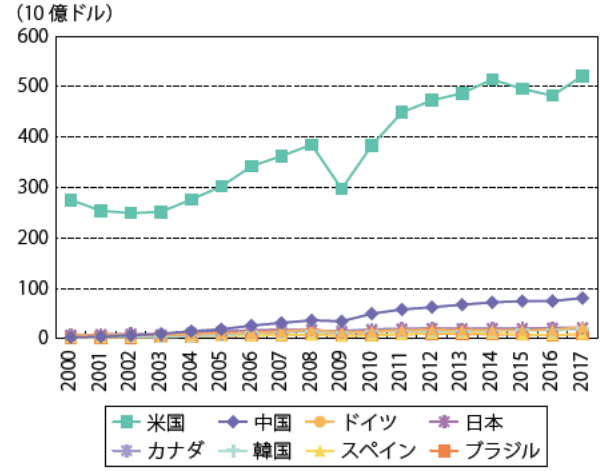

備考：貿易総額＝輸出額＋輸入額
資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅰ-2-4-34表　メキシコの対中国輸出入上位10品目

輸出　（百万ドル、%）

HS	品目	2016年	2017年	伸び率	シェア
2603	銅鉱	1,051	1,433	36.3	21.3
8703	乗用車	594	795	33.8	11.8
8517	電話機・同部品	463	781	68.7	11.6
8708	自動車部品	558	414	-25.8	6.2
2709	原油	223	364	63.2	5.4
7403	精製銅	238	349	46.6	5.2
7404	銅くず	190	239	25.8	3.6
2607	鉛鉱	158	226	43.0	3.4
8471	コンピュータ	212	179	-15.6	2.7
2616	貴金属鉱	152	174	14.5	2.6
	合計	5,405	6,712	24.2	100.0

輸入　（百万ドル、%）

HS	品目	2016年	2017年	伸び率	シェア
8517	電話機・同部品	8,310	8,390	1.0	11.3
8471	コンピュータ	5,523	4,868	-11.9	6.6
8473	事務機器	4,457	4,519	1.4	6.1
8542	電子回路	3,517	4,517	28.4	6.1
8529	テレビ・ラジオ部品	3,423	2,717	-20.6	3.7
8708	自動車部品	1,668	2,006	20.3	2.7
8504	トランスフォーマー	1,726	1,736	0.6	2.3
9013	液晶デバイス	1,996	1,623	-18.7	2.2
8534	印刷回路	1,207	1,307	8.3	1.8
8501	電動機、発電機	644	1,258	95.3	1.7
	合計	69,521	74,145	6.7	100.0

備考：資源・農林水産品については、背景に色を付した。
資料：Global Trade Atlasから作成。

189 2018年4月、メキシコ政府は2016年から再交渉を進めてきたEUとのFTAが大筋合意したと発表。2000年に発効した同協定は工業製品が中心であったが、農産物や政府調達、投資分野等にFTAの対象を広げ近代化を図る。

第Ⅰ-2-4-36 図　メキシコの貿易相手国の割合（輸出・輸入）

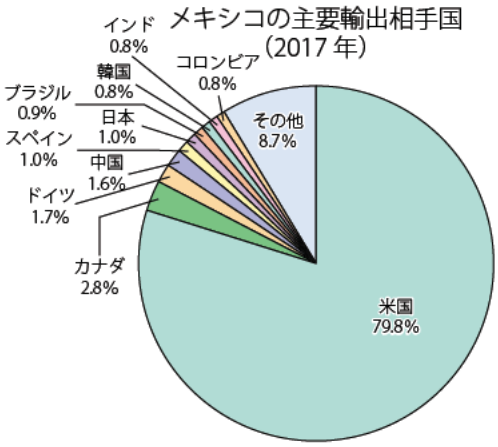

資料：Global Trade Atlas から作成。

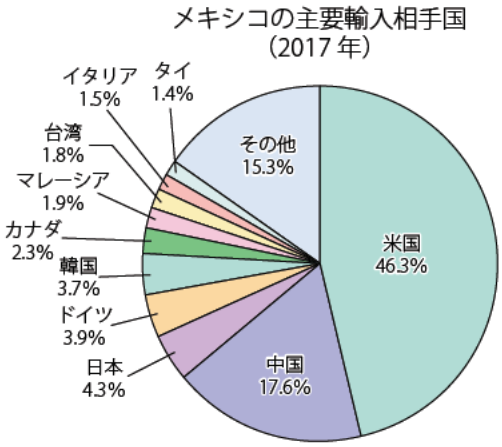

資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅰ-2-4-37 図
中国の海外投資額の推移（国別：ストック）

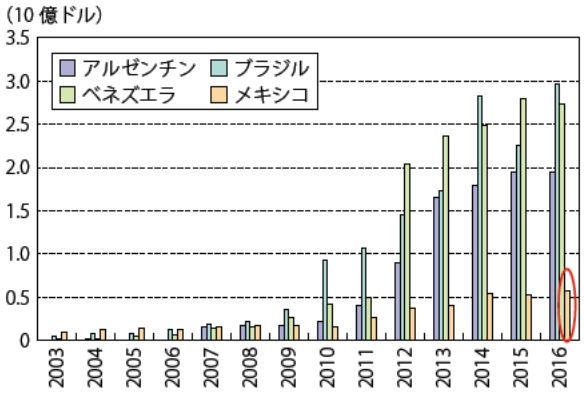

資料：CEIC のデータベースから作成。

4. 最近の中南米の域内外との連携強化の動き

（1）太平洋同盟のアジア太平洋地域との関係強化の動き

太平洋同盟は、加盟国間の経済統合を進める一方で、開かれた同盟として、発足当初から基本方針[190]に盛り込まれていたアジア太平洋地域との関係強化に向けた動きを始めている。

トランプ政権発足後の米国の保護主義への動き、米国の TPP 脱退や NAFTA 再交渉を巡る不透明性への対応等から、太平洋同盟は、自由貿易推進という方針の堅持と同盟の特徴である開放性につき加盟国間で改めて認識を共有する必要性が生じた[191]。

2017 年 3 月、太平洋同盟は、アジア太平洋諸国との連携を強化するため「準加盟国」のカテゴリーを新設し、太平洋同盟と早期かつ高水準な協定締結を望む国を準加盟国と位置付ける方針を示した。同年 6 月には「準加盟国に関する指針」が閣僚評議会で採択され、域外国との間の FTA 締結に向けた道筋が明らかとなった。準加盟国の候補として、TPP11 加盟国であるカナダ、豪州、ニュージーランド、シンガポールが挙がっており[192]、2017 年 10 月より準加盟候補国との

190「The initial goal of the alliance was to further free trade with “a clear orientation toward Asia”, and economic integration」（太平洋同盟の公式サイトより）
191 JETRO ビジネス短信「太平洋同盟諸国、アジア太平洋地域との連携に本腰―議長国チリが主導し働き掛け―」（2017 年 03 月 28 日）より引用。
192 2017 年 10 月コロンビア カリに於いて準加盟国候補国との第 1 回交渉が開催され、代表団は交渉プロセスの基礎となる議定書を提示した。第 2 回交渉は 2018 年 2 月に豪州のゴールドコーストで開催済み。（ICTSD（International Centre for Trade and Sustainable Development）HP より）

間で交渉が開始されている（第Ⅰ-2-4-38図）。

第Ⅰ-2-4-38図　中南米地域を含むアジア太平洋地域の地域経済統合の概観図

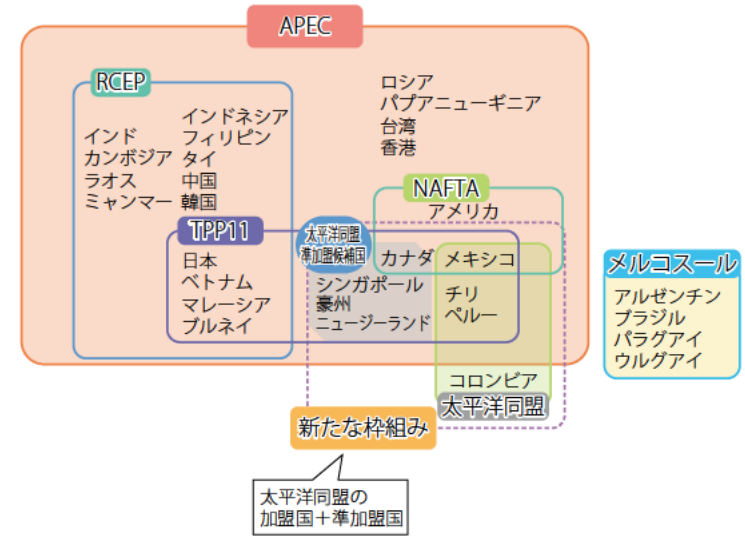

資料：各種資料を参考に経済産業省が作成。

(2) メルコスールの自由開放に向けた通商関係拡大の動き

2015年末のアルゼンチンに続き、2016年にはブラジルでも左派から中道右派に政権が交代したことから、メルコスールでは、自由開放に向けた通商関係の拡大・深化の動きがみられる。

この流れの中で、2000年の交渉開始後、長い期間中断していたメルコスールとEUの自由貿易協定（FTA）交渉が2016年10月に再開された。2017年末までの大筋合意を目指したものの、農産物等の交渉で折り合わず、2018年に交渉が持ち越されることになった[193]。

2017年12月、ブラジルのテメル大統領は、第51回南米南部共同市場（メルコスール）首脳会合（於ブラジリア）の挨拶で、2018年にカナダおよび韓国とのFTA交渉を開始する準備が整ったと語り、加えてシンガポールとの事前協議を開始すると表明した[194]。

(3) 太平洋同盟とメルコスールの関係強化の動き

太平洋同盟とメルコスールの接近は、チリのバチェレ大統領の提案に基づき、2014年11月にコロンビアのカルタヘナで開催された関係閣僚会合から始まったとされ、太平洋同盟とメルコスールの関係強化の必要性が再認識され始めている。アルゼンチン、ブラジルの政権交代により、両国において開かれた通商政策に重点が置かれるようになったことや、米国でトランプ政権が発足し、メキシコを中心に対米国依存のリスクについて強く意識されるようになったことが、両者の関係強化の必要性を再認識させることにつながっている。

メルコスールと太平洋同盟は2017年4月にアルゼンチンで関係閣僚会合を開催し、これまで確認されてきた貿易の円滑化と促進、税関協力、中小企業支援等のテーマで協力することについて再確認するとともに、今後のロードマップを設けることで合意した[195]。

メルコスール加盟国の中でも、農業分野に強いブラジルやアルゼンチンがメキシコ市場への接近を模索しているとも言われている。メキシコはとうもろこしをはじめ多くの農産物を北米から輸入しているが、メキシコとの通商関係強化により、農産品の販路拡大も期待される。

193 JETROビジネス短信「先進国やアジア諸国とのFTA網構築を急ぐ―中南米主要国の通商政策と地域統合をめぐる動き―」（2018年2月8日）
194 JETROビジネス短信「カナダ・韓国とのFTA交渉の準備整う―メルコスール、シンガポールとの事前協議も表明―」（2018年1月11日）
195 その他に、メルコスールはメキシコとの経済補完協定（ACE）53号の拡大・深化に向けた交渉も続けており、2015年5月、ルセフ大統領（当時）のメキシコ公式訪問に伴い、対象品目の拡大と新たな分野を加えるための協議を開始。2017年8月の第7回交渉会合では、知的財産の分野において、商標、地理的表示（産品の情報を知的財産として登録し保護すること）、著作権、知的財産の行使について協議を開始。米国トランプ政権発足以降、メキシコの通商面の環境変化に対応し、メキシコがブラジルとの通商協定の拡大・深化に向けた取り組みを見せている。

第５節　ロシア及び中央アジア

1. ロシアのマクロ経済動向

本節では、経済成長が続くアジア諸国の需要をとりこむべく、アジア諸国との経済関係を深めつつあるロシアと、中央アジア諸国の経済動向について概観する。

(1) 経済概況

2017年のロシア経済は、緩やかな回復となった。2015年、2016年とマイナス成長が続いていたが、2016年第４四半期には、８四半期ぶりにプラス成長に転化し、回復が見られ始めた。2017年には、+1.5％と３年ぶりのプラス成長となった[196]。

2017年のGDP成長率に対する需要項目別の寄与度をみると、家計消費が1.8%、総資本形成が1.7%の寄与となり、内需が成長を牽引する形となった。一方、輸出は好調だったものの、輸入の伸びが輸出の伸びを上回ったことにより、純輸出は▲2.3%とGDP成長率にマイナスの寄与となった（第Ⅰ-2-5-1図）。

第Ⅰ-2-5-1図
ロシアの実質GDP成長率と需要項目別寄与度

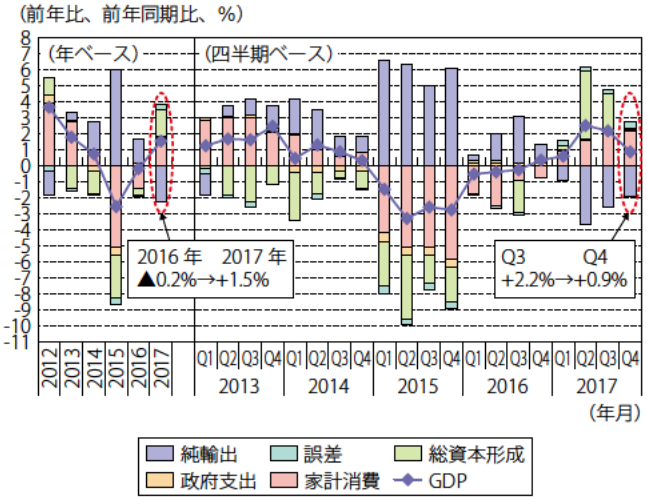

備考：四半期別データ・年別データともに、2017年からは2016年を基準年としたデータを使用。
資料：ロシア連邦国家統計局、CEICDatabase

ロシア経済は、原油価格の動向にマクロ経済が左右されやすい構造である。2014年には、１バレル約99ドルあった油価は、2015年には約53ドルと、凡そ価格が半減したが、同時期に実質GDP成長率も、2014年には0.7%、2015年には▲2.5%と落ち込んだ。しかし、世界経済の緩やかな回復やOPEC加盟国と非加盟国との減産合意に伴い、油価が回復し[197]、ロシアのGDP成長率も緩やかな成長を示している。

IMFによると、2018年は+1.7%、2019年は+1.5%の成長が見込まれている（第Ⅰ-2-5-2図）。

第Ⅰ-2-5-2図
原油価格伸び率とロシアの実質GDP成長率推移（前年比）

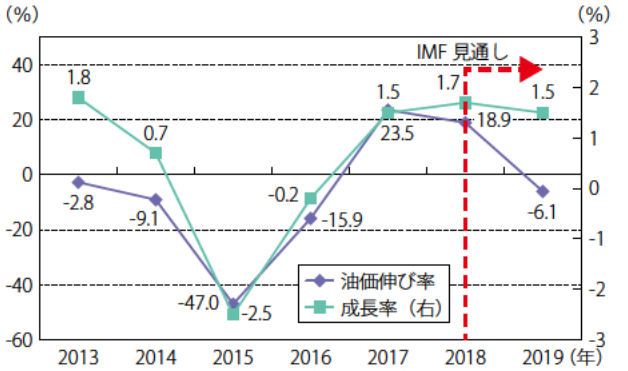

資料：油価はIMF WEO 2018.04よりブレント価格を使用し、図を作成。
GDPはロシア連邦国家統計局より作成。

(2) 貿易動向

先に述べたとおり、ロシア経済は油価に左右されやすく、資源に依存した経済構造の改革が長年の課題となっている。

その為、2018年３月１日の一般教書演説においても、今後６年間で、非資源分野の輸出を年間2,500億ドルへと増やす目標が掲げられた。

以下、ロシアの貿易構造について触れ、輸出においても資源依存から脱却できていない現状、そして、ロ

196 2014年３月のロシアによるクリミア編入を機に、数次にわたり、経済制裁が実施されている。加えて、2018年４月には、ロシアの米国大統領選関与の疑いに対して、米国は追加の経済制裁を発表している。
197 OPEC加盟国とロシアを含む非加盟国の間で、2017年５月、11月の２度の期限延長の合意により、原油の減産合意は、2018年末まで延長されることが決定した。

シアがアジア太平洋諸国との経済関係を深める背景について概観する。

まず、ロシアの貿易収支の推移をみると、貿易収支は恒常的に黒字である。また、2017年においては、輸出は前年比+25.2%、輸入は前年比+24.7%と、輸出入ともに前年から大きく伸びた（第I-2-5-3図）。

次に、ロシアの主な貿易品目をみると、最大輸出品目は、前述のとおり、鉱物性燃料であり、輸出額全体の48.6%を占める[198]。次いで主要な輸出品目は、鉄鋼（5.3%）、貴金属等（3.1%）となっている[199]（第I-2-5-4表）。

また、輸入品目では、一般機械が20.0%と最も多く、次いで、電気機器（11.8%）、車両及び同製品（9.4%）と全体に占める割合が大きい（第I-2-5-5表）。

続いて、ロシアの主要貿易相手国をみていく。

まず、輸出相手国をみると、全体の約半分近い44.7%がEU諸国向けであり、次いで中国（10.9%）、ベラルーシ（5.1%）[200]が多い。各国とも前年と比較して2割を超える伸びを記録している。その中でも、中国、トルコ[201]の伸びが大きく、それぞれ前年比38.9%、同33.0%となっている（第I-2-5-6表）。

また、輸入相手国をみると、EU諸国が38.0%、中国が21.2%、米国が5.5%と続く。前年からの伸びをみると、中国及びEU諸国は、2割を超える伸びとなっている（第I-2-5-6表）。

続いて、ロシアの最大貿易相手であるEU諸国との貿易関係についてみていく。

EU諸国との貿易においては、ロシアの貿易黒字が

第I-2-5-3図　ロシアの貿易収支と輸出入の伸び率（前年同月比）推移

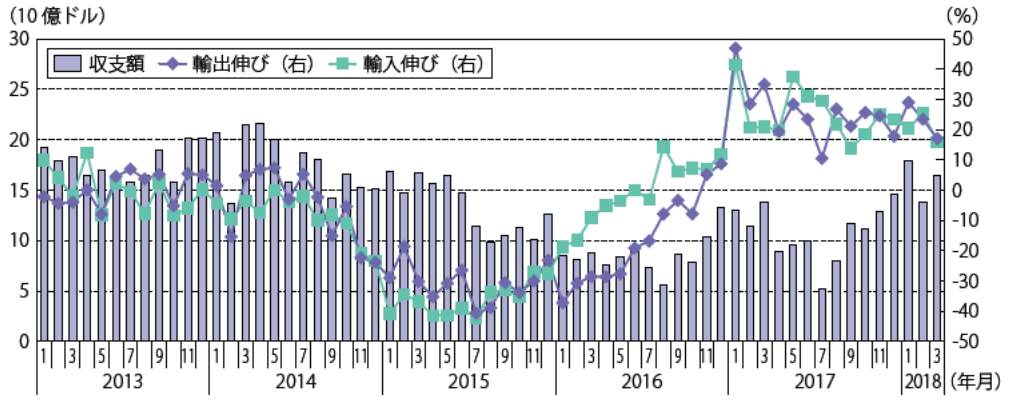

資料：ロシア連邦関税局、CEIC databaseより経済産業省作成。

第I-2-5-4表　ロシアの主要輸出品目

		2016	2017	2017	('16→'17)	2017
HSコード	品　目	金額（十億ドル）	金額（十億ドル）	シェア	伸び率（前年比）	主要相手国（品目におけるシェア）
27	鉱物性燃料	134.9	173.2	48.6	28.4	オランダ（17%）、中国（15%）、ドイツ（7%）
72	鉄鋼	14.1	18.7	5.3	32.6	トルコ（18%）、米国（9%）、台湾（8%）、ベラルーシ（7%）
71	貴金属等	8.9	11.0	3.1	24.0	ベルギー（26%）、英国（14%）、スイス（13%）、インド（10%）
84	一般機械	6.9	8.5	2.4	23.7	中国（18%）、ベラルーシ（12%）、カザフスタン（12%）、インド（8%）
44	木材及び同製品	6.5	7.9	2.2	20.9	中国（42%）、フィンランド（6%）、日本（5%）、ウズベキスタン（4%）

資料：Global Trade Atlasより作成。

198 2015年及び2016年には、輸出額全体に占める鉱物性燃料輸出額の割合は下がっていたが（2015年50.7%、2016年47.2%）、同時期に輸出量は増加していることから、輸出額に占める割合の低下は油価の下落に依るものと考えられる。
199 穀物の2017年の輸出額は、過去最大となった（約74億ドル、輸出額全体の約2%）。要因には、良好であった天候のみならず、農業部門への関心の上昇が挙げられる。その背景には、欧米からの経済制裁に対抗した食品の輸入規制（2014年8月）、ロシア軍機撃墜の対抗措置としてのトルコからの野菜や鶏肉の輸入禁止（2016年1月）などが考えられる。この対抗措置に伴う、輸入代替措置として、農業振興が図られたとの見方もある。
200 ベラルーシは、ロシアから輸入した原油を国内の製油所で精製し、欧州をはじめとする国際市場に売買している。
201 2015年11月のロシア軍機撃墜事件に伴い、ロシアはトルコへ経済制裁を実施していた。しかし、2017年5月には、一部を除いて全面解除とする合意に至った。

第Ⅰ-2-5-5表　ロシアの主要輸入品目

HSコード	品　目	2016 金額（十億ドル）	2017 金額（十億ドル）	2017 シェア	('16→'17) 伸び率（前年比）	2017 主要相手国（品目におけるシェア）
84	一般機械	35.4	45.3	20.0	27.9	中国（30%）、ドイツ（14%）、イタリア（7%）、米国（5%）
85	電気機器	21.5	26.7	11.8	24.1	中国（44%）、ベトナム（6%）、ドイツ（6%）、韓国（3%）
87	車両及び同製品	15.7	21.4	9.4	36.5	日本（17%）、ドイツ（17%）、中国（8%）、韓国（8%）
30	医療用品	8.9	10.8	4.8	21.6	ドイツ（21%）、フランス（9%）、イタリア（6%）、米国（6%）
39	プラスチック及び同製品	7.6	8.8	3.9	15.8	ドイツ（19%）、中国（17%）、ベラルーシ（8%）、イタリア（5%）

資料：Global Trade Atlas より作成。

第Ⅰ-2-5-6表　ロシアの主な輸出入相手国

輸出相手国	2016 金額（十億ドル）	2017 金額（十億ドル）	2017 シェア（%）	('16→'17) 伸び率（前年比、%）	輸入相手国	2016 金額（十億ドル）	2017 金額（十億ドル）	2017 シェア（%）	('16→'17) 伸び率（前年比、%）
EU28	130.7	159.5	44.7	22	EU28	69.7	86.2	38	23.7
中国	28.0	38.9	10.9	38.9	中国	38.1	48.0	21.2	26
ベラルーシ	14.3	18.3	5.1	28.1	米国	10.7	12.5	5.5	16.7
トルコ	13.6	18.1	5	33	ベラルーシ	9.7	11.6	5.1	18.9
韓国	10.0	12.4	3.4	23.5	日本	6.7	7.8	3.4	16.1

資料：Global Trade Atlas より作成。

常態化している。2017年は、ロシアからの輸出額が1,595億ドル、輸入額が864億ドルとなり、731億ドルの貿易黒字となった（第Ⅰ-2-5-7図）。

第Ⅰ-2-5-7図
ロシアの貿易収支（対EU諸国）の推移

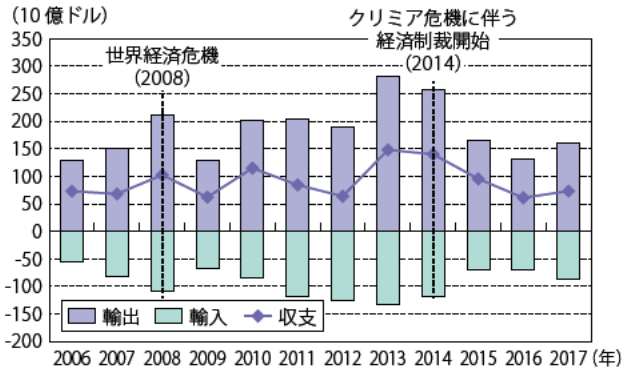

資料：Global Trade Atlas より作成。

ロシアのEU諸国への輸出品目をみると、鉱物性燃料が輸出額全体に占める割合が圧倒的に大きく、その中でも、原油及び石油精製品の占める割合が大きいことがわかる（原油34.7%、石油精製品20.9%）。石油ガスその他のガス状炭化水素（天然ガスを含む）も上位品目に名を連ねるが、輸出額全体に占める割合は0.6%となっている（第Ⅰ-2-5-8表）。

続いて、EUへの鉱物性燃料輸出量の推移をみる。原油の輸出量は、2011年、2012年と落ち込んで以来、それ以前の水準には戻っていないことが分かる。ロシアにとって最大の原油輸出市場であるEU諸国への原油輸出量は、頭打ちになりつつある。一方、天然ガスの輸出量は、2009年に大きく減少した後、増加基調にあり、2017年には、過去最大の輸出量となっているものの[202]、前述の通り、原油に比べると輸出額は非常に少ない（第Ⅰ-2-5-9図）。

202 天然ガス最大手のガスプロムによると、同社の天然ガス生産量は過去最大となり、欧州・トルコ向けが伸びた。欧州では、クリミア危機等により、エネルギー資源分野でロシアに対する依存度を低下させるべきとの声が高まったが、一方で、温室効果ガス削減目標を達成する必要があり、石炭火力発電の削減が課題となっている。結果として、欧州向け天然ガスの輸出量が伸びたと推測される。

第Ⅰ-2-5-8表　ロシアからEU諸国への主要輸出入品目及びシェア（2017年）

分類（HSコード2桁）	HSコード（4桁）	品目名	輸出金額（十億ドル）	シェア（%）	分類（HSコード2桁）	HSコード（4桁）	品目名	輸入金額（十億ドル）	シェア（%）
鉱物性燃料	2709	原油	55.4	34.7	医療用品	3004	医薬品	6.3	7.3
鉱物性燃料	2710	石油精製品	33.4	20.9	車両及び同部品	8708	自動車部品及び付属品	3.3	3.8
鉱物性燃料	2701	石炭	4.3	2.7	車両及び同部品	8703	自動車	3.1	3.6
貴金属等	7102	ダイヤモンド	2.9	1.8	一般機械	8419	加熱式機器	2.1	2.4
銅及びその製品	7403	精製銅又は銅合金の塊	2.7	1.7	医療用品	3002	ワクチンなど	1.2	1.4
鉄鋼	7207	鉄又は非合金鋼の半製品	1.5	0.9	一般機械	8479	機械類（産業用など）	1.2	1.3
貴金属等	7110	白金	1.3	0.8	車両及び同部品	8701	トラクター	1.1	1.3
貴金属等	7108	金	1.1	0.7	電気機器	8517	携帯電話	1.0	1.2
鉱物性燃料	2711	石油ガスその他のガス状炭化水素	1.0	0.6	一般機械	8481	弁、管、タンク	1.0	1.1
アルミニウム及び同製品	7601	アルミニウムの塊	1.0	0.6	一般機械	8471	パソコン	0.9	1.1

備考：1. 鉱物性燃料には黄色で着色。
2. GTAにてHSコードが分類されてないものは除く。
資料：Global Trade Atlasより作成。

第Ⅰ-2-5-9図
ロシアのEU諸国向け鉱物性燃料輸出量の推移

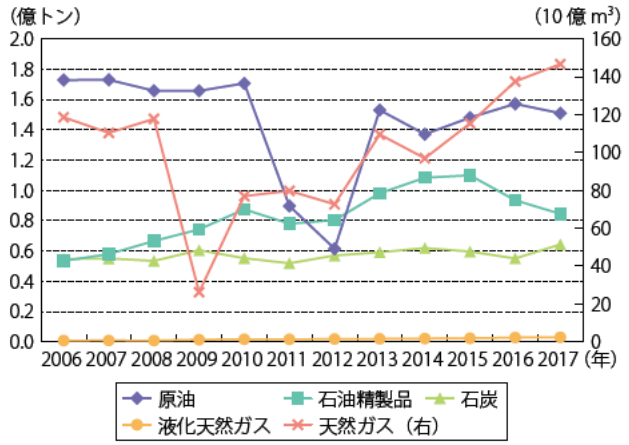

備考：原油はHSコード2709、石油精製品はHSコード2710、石炭はHSコード2701、天然ガスはHSコード271121、液化天然ガスはHSコード2711のうち、271121を除いたものとする。
資料：Global Trade Atlasより作成。

2. ロシアの東方シフト

（1）東を向くロシア

ロシアの対外関係において、近年注目されているのが、いわゆる「東方シフト」である。東方シフトとは、アジア太平洋諸国との関係を強化し、また、経済発展の遅れていた極東・シベリア地域開発を進めようとするロシアの動きである[203]。

この動きの背景には、外交政策上の観点に加え[204]、最大の輸出産品である鉱物性燃料[205]の販路を、市場が成熟した欧州から、経済成長が続くアジア太平洋諸国に求め、併せてアジア諸国の経済成長を取り込み、ロシア国内の発展に寄与させたいというロシアの認識が存在するといえよう[206]。

この傾向は、プーチン政権発足後に積極的に強化されるようになった[207]。

203 ソ連崩壊直後には約800万人あった極東連邦管区の人口は、2007年には約639万人、2016年には約618万人まで減少。ロシアが極東・シベリア開発を促進する背景には当該地域の人口減少に加え、隣国である中国が経済的に発展したことへの危機感もある。下斗米（2016）
204 ウクライナ危機後の欧米との関係悪化が、ロシアの東方シフトを後押ししたとの見方もある。
205 ロシアにとって、鉱物性燃料の生産量・輸出量の確保が不可欠である。しかし、主力生産地であった西シベリアの主要油田は老朽化・高コスト化しており、西シベリアの減退を東部地域における新規開発で補完する必要性からも、ロシアは東方への関心を強めた。栗田（2014）
206 2012年大統領選挙を前に発表した論文「ロシアと変わりゆく世界」で、当時のプーチン首相は、世界の政治経済においてアジア太平洋地域の重要性が高まっていることを指摘し、ロシアが真にアジア太平洋国家となるためには、極東シベリア地域の経済的浮揚が欠かせないことを主張した。加えて、その際に重要となるのが、アジア太平洋地域の経済成長力を取り込むことであると言及した。伏田（2013）

2012年5月には、ロシアの極東開発を専門に扱う極東発展省が設立された。そして、同年9月にはAPEC首脳会議がウラジオストクで開催され、アジア太平洋地域への窓口となるべく町を再開発し、国内外からの投資を呼び込むことが目指された[208]。

また、2013年には、国家プログラム「対外経済活動の発展」が示され、財貿易に占めるアジア太平洋諸国への輸出比率の目標が具体的に示された[209]（第I-2-5-10図）。

第I-2-5-10図
ロシアの輸出額に占めるAPEC諸国への財輸出額割合の政府目標

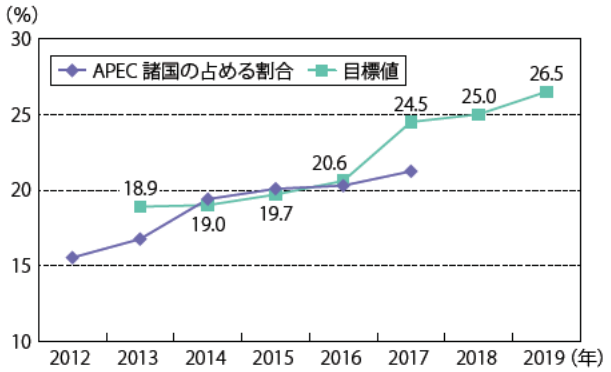

資料：実績値はGlobal Trade Atlasより作成。
目標値は、国家プログラム「対外経済活動の発展」より引用。

さらに、2015年9月に第一回東方経済フォーラムが開催され、同年には、税制面での優遇措置や規制緩和が受けられる「先行社会経済発展区[210]」や「ウラジオストク自由港[211]」などの政策が矢継ぎ早に打ち出された。

ロシアとAPEC諸国の貿易額の推移をみると、ロシアのAPEC諸国向け輸出は、2015年、2016年は油価の影響もあり減少したが、世界経済危機の影響で落ち込んだ2009年以降、基本的には増加傾向にある。2017年のロシアとAPEC諸国向け輸出は、10年前と比較して、約429億ドルから約865億ドルと、ほぼ倍増しており、貿易関係が深まっている（第I-2-5-11図）。同様に、APEC諸国からの輸入額も、2015年、2016年と落ち込んだものの、2009年以降増加傾向にあり、2017年に、約637億ドルであった輸入総額は、約916億ドルまで増加した（第I-2-5-12図）。

次に、ロシアとAPEC諸国との貿易を国別でみていく。2017年APEC諸国への輸出総額のうち約45%が中国向けの輸出であり、APEC諸国からの輸入総額のうち約52%が中国からとなっている。APEC諸国の中でも、とりわけ中国との貿易関係が強いといえる。

第I-2-5-11図
ロシアの対APEC諸国向け輸出額の推移

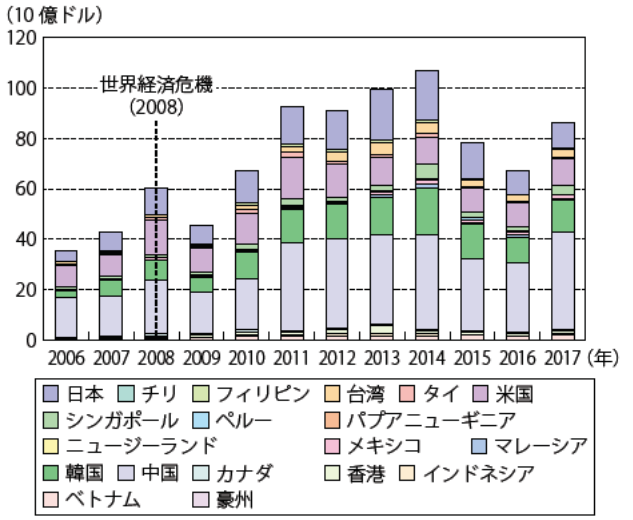

資料：CEIC Databaseより作成。

207 極東政策を進めていくこと及びアジア太平洋地域との関係を強化することの必要性は、1980年代のゴルバチョフ政権下でも言及された。次いで、エリツィン政権下でも極東重視政策は宣言されたものの、実効性は伴わなかった。伏田（2013）
その後、2006年12月の安全保障会議において、2012年APEC首脳会議にウラジオストク開催や、極東開発の戦略的決定が採択された。下斗米（2016）
2007年に採択された「東方ガス・プログラム」では中国・アジア太平洋諸国向けのガス供給インフラ整備に言及された。本村（2007）

208 ロシア中央銀行によると、2016年の極東連邦管区への外国直接投資は、103.9億ドルとロシアへのFDI純入額の約31%となった。これは、モスクワを有する中央連邦管区に次いで大きい投資額となっている。また、2016年のFDI純入額は、2006年に比して約10倍となっており、急速に伸びている。

209 ロシア国家プログラム（https://programs.gov.ru/Portal/）

210 2013年12月の大統領年次教書において、「極東・シベリアの発展は21世紀の国家のプライオリティ」と言及した上で、極東・シベリア地域に、輸出向けを含む非資源生産拠点を組織するための、特別な条件を備えた、特別地域（先行発展領域）を創設することを提案した。優遇税制と規制緩和を実施し、国内外から投資を呼び込み、アジア太平洋地域への輸出を拡大することにより、極東地域の成長を目指す目的。法人税（20%）の減免、付加価値税（18%）の免除や外国人労働者受入れ基準の緩和などが含まれている。
2015年3月末より、本制度の運用が開始された。実施機関は、極東発展公社など。

211 入居企業に対する自由関税措置及び優遇税制等による各種産業の振興を通じた沿海地方の発展を目的。貨物の搬出入の無関税措置や査証手続の緩和などを含む制度。

第Ⅰ-2-5-12図
ロシアの対APEC諸国からの輸入額の推移

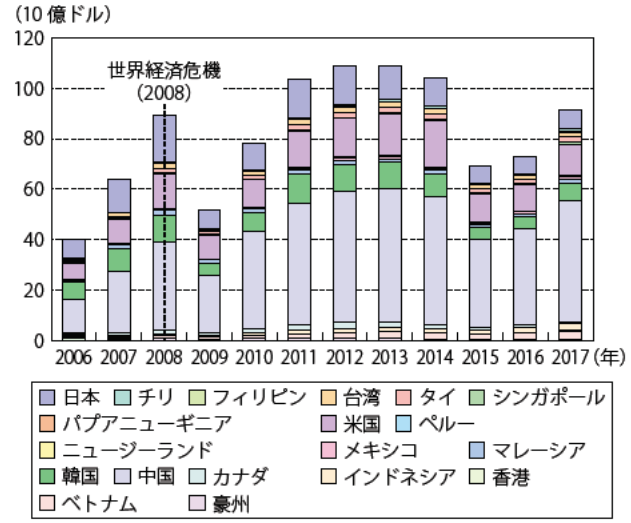

資料：CEIC Database より作成。

第Ⅰ-2-5-13図
ロシアの貿易収支（対中国）の推移

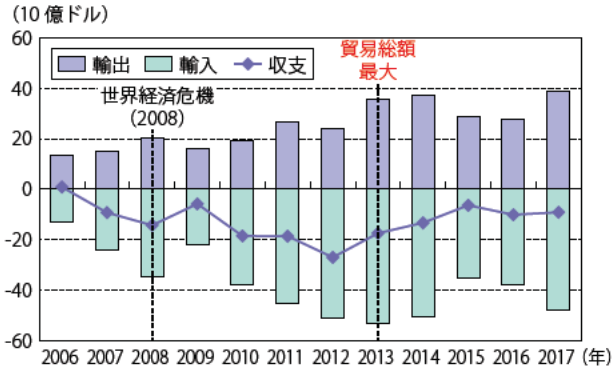

資料：Global Trade Atlas より作成。
備考：総貿易額過去最大とは、ソビエト連邦崩壊後1992年からの過去最大とする。

(2) ロシアと中国の経済関係

ここでは、ロシアと中国の貿易・投資関係についてみていく。

ロシアと中国の貿易は、2007年以降、ロシアの貿易赤字が続いている。

2010年以降、貿易総額は増加基調が続いており、2013年には約887億ドルと過去最大となった。（輸出約356億ドル、輸入約530億ドル）

油価が下落した2015年、2016年には、輸出入ともに落ちこんだものの、2017年には回復し、輸出は約389億ドル、輸入は約480億ドルとなり、過去3番目に大きい貿易総額となった（第Ⅰ-2-5-13図）。

次に、主な輸出入品目をみていく。まず、ロシアの輸出品目では、鉱物性燃料が最大輸出品目であり[212]、その中でも原油の占める割合が総輸出額の52.8％と非常に大きい（第Ⅰ-2-5-14表）。実際に、ロシアの原油輸出相手国としての、中国の存在感は高まっている。2007年には、ロシアの原油輸出額全体の約5％を占めていた中国は、2017年には約22％と、ロシアにとって、最大の原油輸出相手国となっている（第Ⅰ-2-5-15表）。中国側からみても、2017年最大の原油輸入相手国は、ロシアとなっている（14.6％）（第Ⅰ-2-5-16表）。

さらに、ロシアの中国向け原油輸出量の推移をみてみると、2012年以降急激に増加しているのがわかる（第Ⅰ-2-5-17図）要因の一つとして、2012年に東シベリア太平洋パイプラインが全線で開通したことが挙げられる。

次に、ロシアの輸入品目をみると、携帯電話などの電気機器が最も多く、輸入総額の11.1％を占める。次

第Ⅰ-2-5-14表　ロシアと中国の主要輸出入品目及びシェア（2017年）

分類（HSコード2桁）	HSコード（4桁）	品目名	輸出金額（十億ドル）	シェア（%）	分類（HSコード2桁）	HSコード（4桁）	品目名	輸入金額（十億ドル）	シェア（%）
鉱物性燃料	2709	原油	20.6	52.8	電気機器	8517	携帯電話	5.3	11.1
鉱物性燃料	2710	石油精製品	2.6	6.8	一般機械	8419	加熱式機器	3.4	7.1
木材	4407	粗木材	2.0	5.2	一般機械	8471	パソコン	3.2	6.7
鉱物性燃料	2701	石炭	1.7	4.5	車両及び同部品	8708	自動車部品及び付属品	1.1	2.2
一般機械	8411	ターボジェット	1.2	3.2	玩具及び同部品	9503	三輪車、スクーター	0.9	1.9
木材	4403	木材	1.2	3.0	電気機器	8529	テレビ、ラジオ等の部品	0.8	1.8
動物	0303	魚	0.9	2.4	一般機械	8473	パソコン部品	0.7	1.4
木材パルプ	4703	化学木材パルプ	0.8	2.0	電気機器	8516	電化製品	0.6	1.4
銅及びその製品	7403	精製銅又は銅合金の塊	0.5	1.2	履物、帽子等	6402	履物	0.6	1.3
肥料	3104	カリ肥料	0.4	1.1	履物、帽子等	6403	履物（革製）	0.5	1.1

備考：1. 鉱物性燃料は黄色で着色。
2. GTAにて、HSコードが分類されていないものは除く。
資料：Global Trade Atlas により作成。

212 天然ガスについては、中国向け天然ガスパイプライン「シベリアの力」が早ければ2019年12月、遅くとも2022年から稼働する予定となっている。2014年にガスプロムと中国石油天然気集団（CNPC）との間で、供給契約を合意。坂口（2017）

第Ⅰ-2-5-15 表　ロシアの原油輸出相手国

国順位	2007	2017
1 位	オランダ（22%）	中国（22%）
2 位	イタリア（13%）	オランダ（18%）
3 位	ドイツ（9%）	ドイツ（10%）
4 位	ポーランド（7%）	ポーランド（7%）
5 位	中国（5%）	イタリア（6%）

備考：1. 原油は HS コード 2709 を指す。
2. 割合は原油輸出総額に占める各国の割合。
資料：Global Trade atlas より作成。

第Ⅰ-2-5-16 表　中国の原油輸入相手国

国順位	2007	2017
1 位	サウジアラビア（16.4%）	ロシア（14.6%）
2 位	アンゴラ（16.1%）	サウジアラビア（12.6%）
3 位	イラン（13%）	アンゴラ（12.1%）
4 位	ロシア（9%）	イラク（8.5%）
5 位	オマーン（8%）	オマーン（7.5%）

備考：1. 原油は HS コード 2709 を指す。
2. 割合は原油輸出総額に占める各国の割合。
資料：Global Trade atlas より作成。

第Ⅰ-2-5-17 図
ロシアの中国への鉱物性燃料輸出量の推移

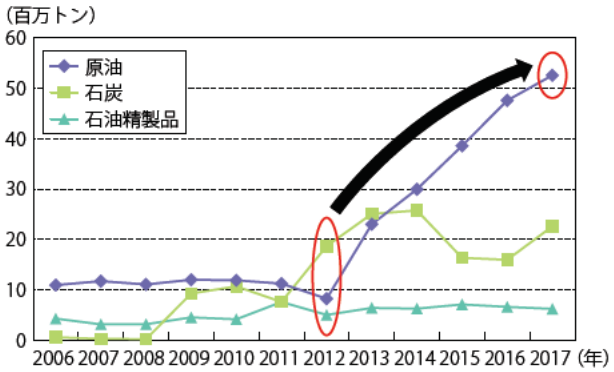

備考：原油は HS コード 2709、石炭は HS コード 2701、石油精製品は HS コード 2710 を指す。
資料：Global Trade Atlas より作成。

いで加熱式機器[213]やパソコンなどの一般機械が大きな割合を占める。

次に、中国からロシアへの対外直接投資をみてみると、2009 年以降、鉱業及び農林・畜産・漁業への投資が活発になっていることが分かる。2015 年に、投資残高が大幅に増加した背景には、鉱業分野における大規模な投資案件があったことなどによるものと考えられる[214]。2016 年においては、鉱業への投資額が最も多く、次いで、農林・畜産・漁業、製造業となっている（第Ⅰ-2-5-18 図）。

第Ⅰ-2-5-18 図
中国からロシアへの対外直接投資 業種別（ストック）

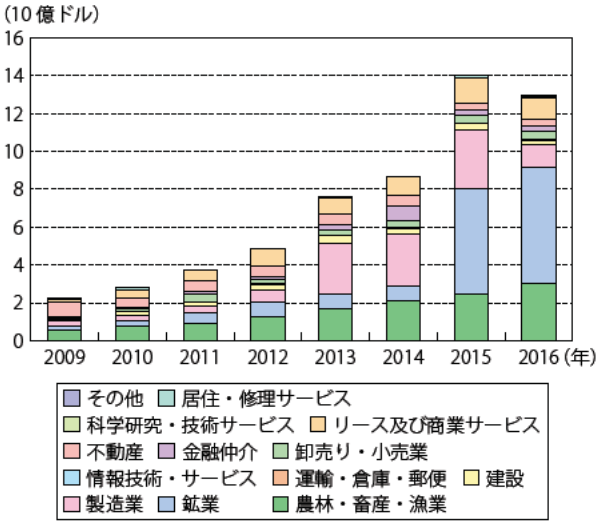

資料：CEIC Database、中国商務部より作成。

(3) ロシアと日本の経済関係

次に、ロシアと我が国の貿易・投資関係について述べていく。

ロシアと日本の貿易関係は、2011 年、2012 年とロシアの貿易赤字となったが、2013 年以降、黒字で推移している。2017 年のロシアから日本への輸出額は約 105 億ドル、日本からの輸入は約 77 億ドルで、貿易収支は約 27 億ドルの黒字となった（第Ⅰ-2-5-19 図）。

第Ⅰ-2-5-19 図
ロシアの貿易収支（対日本）の推移

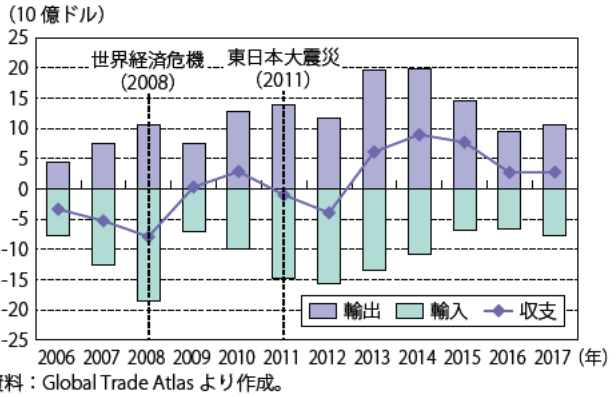

資料：Global Trade Atlas より作成。

213 加熱用機器、湯沸器、乾燥機、蒸留器など含む。
214 2015 年 12 月、中国石油会社大手（Sinopec）が化学大手（シブール）の株式 10% を取得。投資額は約 13 億 3,800 万ドル。JETRO（2016）

次に、品目別で日露の貿易関係をみると、ロシアから日本へは鉱物性燃料を始めとする資源を輸出し、日本からは車両及び同部品を輸入するという構造となっている。

より詳細に輸出品目をみると、他の貿易相手国と同様、鉱物性燃料が最大輸出品目となっている。他の貿易相手国と異なる点は、輸出総額に占める石油ガスその他のガス状炭化水素及び石炭の輸出の割合が大きいことである[215]。（石油ガスその他のガス状炭化水素21.9％、石炭14.5％）特に、日本はロシアにとって[216]、最大の液化天然ガスの輸出国となっている。さらに、日本にとっても、液化天然ガスの輸入相手国としてのロシアの存在感が高まっており、2017年には第5位の相手国として、全体の7.9％をロシアから輸入している（第Ⅰ-2-5-20表・第Ⅰ-2-5-21表）。

次に、輸入品目をみると、車両及び同部品が最も割合が大きく、特に、自動車、自動車部品が占める割合が大きい。（自動車26.9％、自動車部品14.9％）次いで、ゴム製タイヤ（4.5％）、掘削機（3.9％）、エンジン（2.6％）などが多く輸入されている（第Ⅰ-2-5-22表）。

日本からの輸入品目で最も大きな割合を占める自動車の輸入額が、2013年以降、減少基調にある。この背景には、油価の下落に伴う購買力の低下に加え[217]、自動車の現地生産が拡大したことが考えられる。

次に、日本との直接投資関係についてみると、近年の日本からの直接投資は、金融・保険業、卸売・小売業など幅広い業種に及んでおり、基本的には増加基調で推移していたが、2014年以降、減少傾向にある。足下では、金融・保険業、卸売・小売業への投資が堅調な一方で、製造業への投資が落ち込んでいる[218]（第Ⅰ-2-5-23図）。

第Ⅰ-2-5-20表
ロシアの液化天然ガス主要輸出相手国

国順位	2009	2017
1位	日本（73.1%）	日本（72.4%）
2位	インド（7.3%）	韓国（16.2%）
3位	韓国（6.3%）	台湾（9.8%）
4位	クウェート（6.1%）	中国（1.1%）
5位	台湾（3.6%）	ポーランド（0.2%）

備考：1. 液化天然ガスは、HSコード271111をさす。
2. 割合は、液化天然ガス輸出額に占める各国の割合。
3. ロシアは、2009年より液化天然ガスを東アジアに輸出。
資料：Global Trade Atlasより作成。

第Ⅰ-2-5-21表
日本の液化天然ガス主要輸入相手国

国順位	2007	2017
1位	インドネシア（22.2%）	オーストラリア（31.1%）
2位	マレーシア（19.9%）	マレーシア（17.3%）
3位	オーストラリア（16.1%）	カタール（11.4%）
4位	カタール（12.8%）	インドネシア（8.1%）
5位	ブルネイ（7.8%）	ロシア（7.9%）

備考：1. 液化天然ガスはHSコード271111を指す。
2. 割合は、液化天然ガス輸入額に占める各国の割合。
資料：Global Trade Atlasより作成。

第Ⅰ-2-5-22表　ロシアと日本の主要輸出入品目及びシェア（2017年）

分類（HSコード2桁）	HSコード（4桁）	品目名	輸出金額（十億ドル）	シェア（%）	分類（HSコード2桁）	HSコード	品目名	輸入金額（十億ドル）	シェア（%）
鉱物性燃料	2709	原油	3.2	30.7	車両及びに同部品	8703	自動車	2.1	26.9
鉱物性燃料	2711	石油ガスその他のガス状炭化水素	2.3	21.9	車両及びに同部品	8708	自動車部品及び付属品	1.2	14.9
鉱物性燃料	2701	石炭	1.5	14.5	ゴム及び同製品	4011	ゴム製タイヤ	0.3	4.5
アルミニウム及びその製品	7601	アルミニウムの塊	0.8	7.8	車両及びに同部品	8707	車体（自動車）	0.3	4.0
鉱物性燃料	2710	石油精製品	0.8	7.2	一般機械	8429	掘削機	0.3	3.9
貴金属等	7110	白金	0.5	4.6	一般機械	8407	エンジン	0.2	2.6
木材	4407	木材	0.3	3.0	一般機械	8443	印刷機	0.1	1.8
動物	0303	魚	0.2	1.6	車両及びに同部品	8704	貨物自動車	0.1	1.7
鉄鋼	7202	フェロアロイ	0.2	1.5	光学機器	9018	医療用機器	0.1	1.7
船舶及び浮き構造物	8901	客船、貨物船	0.1	0.9	雑品	9619	おむつなど	0.1	1.4

備考：鉱物性燃料は黄色にて着色。
資料：Global Trade Atlasより作成。

215 APEC諸国向け石炭の輸出量が増加しており、シベリア・バム鉄道の輸送量が増加している。特に、韓国・中国・日本向けが多い。それに伴い、2014年にロシア政府は「シベリア・バム鉄道近代化計画」を承認し、輸送能力の拡大を目指している。
216 2009年よりロシア極東から、アジアへLNG輸出を開始した。
217 ロシアの世界からの自動車（HS8703）の輸入額は、2014年から2015年にかけて半減した。油価が下落した2014年、2015年はルーブルも減価しており購買力の低下が見受けられる。その後、2016年、2017年についても、2015年とほぼ同水準で輸入額は推移している。
218 2016年のロシアの対内直接投資において、製造業への投資額は前年比28.6％減となった。（国際収支ベース、ネット、フロー）

第Ⅰ-2-5-23 図
日本からロシアへの対外直接投資額推移（業種別）（ストック）

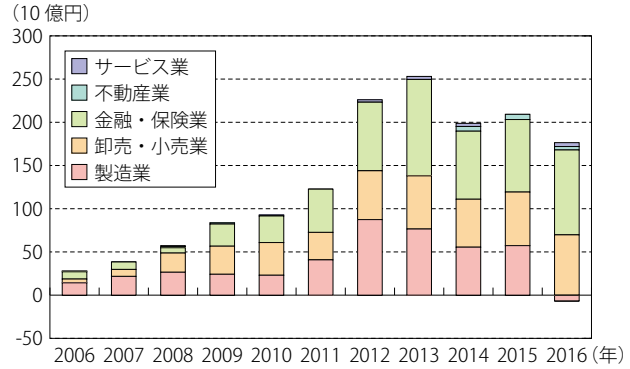

備考：残高ベース
資料：財務省「国際収支統計」より作成。

3. 中央アジアの対外経済関係

中央アジア５か国は[219]、1991 年のソ連崩壊後に誕生した比較的新しい国々である。独立後、経済状況は様々であるが、経済成長に大きな差を生み出している要素の一つが、資源の有無である。実際、資源輸出国の１人当たり GDP 額は、資源輸入国に比べて、大きくなっている（第Ⅰ-2-5-24 図）。

第Ⅰ-2-5-24 図
中央アジアの一人当たり GDP（ドル）

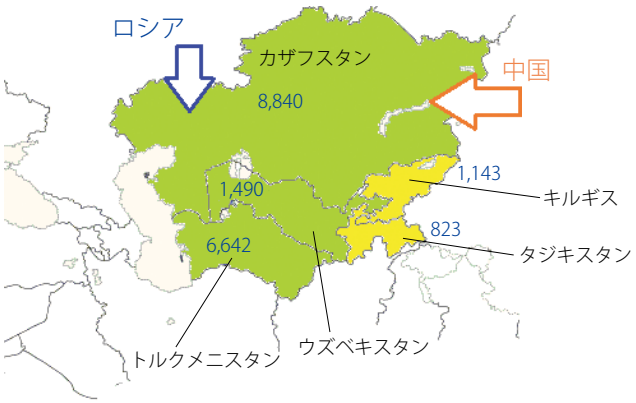

名目 GDP/ 人（US ドル）（2017 年）
■ 石油・ガス輸出国
■ 石油・ガス輸入国
資料：IMF WEO（2018.04）より作成。

これら５か国は、1991 年まではソ連邦内の構成共和国であり、歴史的にも経済的にも、ロシアと深い関係を築いてきた。中央アジア諸国の独立後も、ロシアは自らイニシアティブをとりながら、多角的に、旧ソ連地域の統合を志向してきた。その延長線上にあるのが、2015 年１月に発足したユーラシア経済同盟といえよう。

また、近年の新しい動きとして、経済成長を続ける近隣国、中国との経済関係が急速に発展している。特に、習近平政権の進める「一帯一路」政策は、今後の中央アジア諸国と中国の関係をみるときに、重要な要素となりつつある。

ここでは、それぞれの地域経済圏構想を掲げる２つの大国である中国及びロシアと中央アジア諸国との関係についてみていく。

（1）中央アジア諸国の対外関係

まず、中央アジア諸国の輸出におけるロシアと中国、それぞれへの輸出依存度について触れる。

特筆すべきは、2009 年以降、中国への輸出依存度がロシアへの輸出依存度を上回っていることである。2000 年には、中央アジア諸国の対露輸出依存度は約２割を超えており、依然としてロシアとの関係が強い貿易構造であった。

しかし、次第にロシアへの依存度は減少基調となり、10 年後の 2010 年には約 7%となった。足下の 2017 年には、僅かながら上昇したものの約 9%にとどまった。一方、中国への輸出依存度は、2009 年頃から増加傾向にあり、2017 年には約 20%となっている（第Ⅰ-2-5-25 図）。

219 ここでは、カザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、キルギス、タジキスタンを指す。

第Ⅰ-2-5-25図
中央アジア諸国の輸出依存度の推移

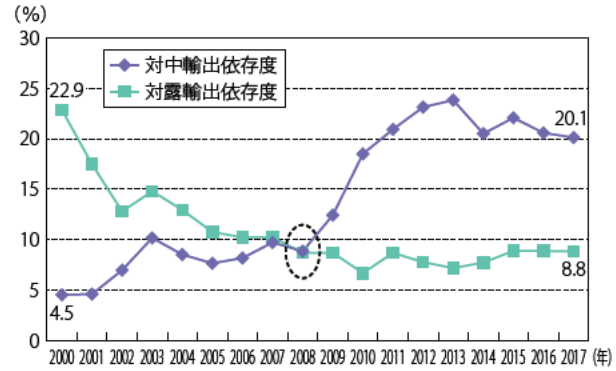

資料：IMF DOTS より作成。

中国への輸出依存度が上昇した要因の一つとして、中国向けパイプラインが建設されたことによる、トルクメニスタンから中国への天然ガス輸出開始が挙げられる。トルクメニスタンの中国への輸出依存度は急速に上昇しており、2017年には、約8割を超えた（第Ⅰ-2-5-26図）。また、中国において天然ガス需要が急速に高まっていることも、輸出額増加の一因となっている[220]。

第Ⅰ-2-5-26図
トルクメニスタンの輸出に占める中国及びロシアへの依存度

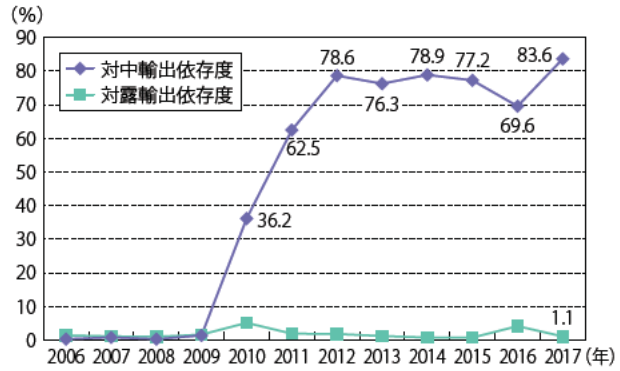

資料：IMF DOTS より作成。

なお、トルクメニスタンの主な輸出品は天然ガスであり、資源国であるロシアへの輸出は元々多くないことが、中国への輸出依存度の上昇と同様にはロシアへの輸出依存度が高まらない理由の一つと考えられる。

次に、中央アジアの各国別に、中国との輸出入額を10年前と比較してみる。

輸出額全体に占める中国の割合が急速に伸びているのが、前述のとおり、トルクメニスタンである。（2007年0.8%→2017年83.6%）次いで、タジキスタン、ウズベキスタンも中国の割合が伸びている（第Ⅰ-2-5-27表）。

一方、輸入額全体に占める中国からの輸入額の割合を10年前と比較すると、キルギスが大きく伸びている。次いで、ウズベキスタンの伸びが大きい（キルギス14.5%→32.5%、ウズベキスタン12.1%→23.9%）（第Ⅰ-2-5-27表）。

さらに、中央アジア各国の中国との貿易品目をみると、中国へは主に資源などの一次産品を輸出し、中国からは一般機械や電気機器を輸入している構造となっている。カザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタンにおいては鉱物性燃料が最大の輸出品目であり、キルギス及びタジキスタンは鉱石などを輸出している。（第Ⅰ-2-5-28表）

さらに、中国にとっては、天然ガス輸入相手国として、中央アジア諸国の存在感が高まっている。中国の天然ガス輸入全体の約85%は中央アジア諸国から輸入しており、特にトルクメニスタンからは全体の約76%を輸入している（第Ⅰ-2-5-29表）。

次に、中央アジア諸国への直接投資についてみてい

第Ⅰ-2-5-27表　中央アジア諸国の対中貿易の伸び

（単位：億ドル、%）

	輸出						輸入					
	2007			2017			2007			2017		
	対世界	対中国		対世界	対中国		対世界	対中国		対世界	対中国	
	金額	金額	構成比	金額	金額	構成比	金額	金額	構成比	金額	金額	構成比
カザフスタン	477.6	56.4	11.8	483.5	57.7	11.9	328.0	35.1	10.7	291.4	46.9	16.1
キルギス	7.4	0.4	5.3	17.9	1.0	5.5	31.1	4.5	14.5	46.0	14.9	32.5
タジキスタン	15.1	0.1	0.6	11.0	1.7	15.4	26.1	2.8	10.6	23.9	2.9	12.1
トルクメニスタン	59.1	0.5	0.8	74.2	62.0	83.6	24.2	3.2	13.2	45.5	4.0	8.9
ウズベキスタン	65.3	3.4	5.2	90.8	13.9	15.3	66.9	8.1	12.1	122.5	29.3	23.9

資料：IMF DOTS より作成。

220 中国政府は、第13次5か年計画等において、石油・石炭から天然ガスへのエネルギー源転換を図る政策を展開している。2017年は、大気汚染対策強化等による天然ガスの需要が増加した。竹原（2016）

第Ⅰ-2-5-28表　中央アジア諸国の輸出入品目シェア（対中国）

カザフスタン				キルギス			
輸　出		輸　入		輸　出		輸　入	
品　目	割合（%）	品　目	割合（%）	品　目	割合（%）	品　目	割合（%）
鉱物性燃料	24.0	一般機械	24.0	鉱石、スラグ、灰	53.6	履物	16.6
銅及びその製品	20.5	電気機器	19.4	たばこ及び製造たばこ代用品	12.6	一般機械	14.1
無機化学品、貴金属など	19.6	鉄鋼製品	9.0	革	8.7	人工繊維及び同製品	10.3
鉄鋼	14.3	プラスチック及び同製品	5.4	鉱物性燃料	8.2	電気機器	9.4
鉱石、スラグ、灰	10.6	光学機器	3.6	車両及び同部品（鉄道・軌道用除く）	2.6	衣類及び同付属品	6.8

ウズベキスタン				トルクメニスタン			
輸　出		輸　入		輸　出		輸　入	
品　目	割合（%）	品　目	割合（%）	品　目	割合（%）	品　目	割合（%）
鉱物性燃料	42.9	一般機械	24.2	鉱物性燃料	98.5	一般機械	16.4
綿及び綿織物	21.7	電気機器	15.8	塩、硫黄など	0.6	電気機器	26.4
無機化学品、貴金属など	12.8	プラスチック及び同製品	7.6	植物性生産品	0.4	車両及び同部品（鉄道・軌道用除く）	2.9
プラスチック及び同製品	10.2	鉄鋼	6.7	綿及び綿織物	0.2	鉄鋼製品	2.5
銅及びその製品	4.9	鉄鋼製品	4.8	ラック並びにガム、樹脂など	0.1	ゴム及び同製品	0.9

タジキスタン			
輸　出		輸　入	
品　目	割合（%）	品　目	割合（%）
鉱石、スラグ、灰	52.9	一般機械	27.6
一般機械	14.4	電気機器	12.1
光学機器など	13.7	鉄鋼	10.8
綿	7.5	鉄鋼製品	10.4
車両及び同部品（鉄道・軌道用除く）	7.4	車両及び同部品（鉄道・軌道用除く）	5.9

備考：ITC にて公表されているデータは 2016 年が最新となっている。（2018.5 現在）
資料：International Trade Center より作成。

第Ⅰ-2-5-29表　中国の天然ガス輸入相手国

国順位	2010	2017
1 位	トルクメニスタン（100%）	トルクメニスタン（76.6%）
2 位	―	ミャンマー（13.8%）
3 位	―	ウズベキスタン（7.6%）
4 位	―	カザフスタン（2.1%）

備考：天然ガスは HS コード 271121 を指す。
資料：Global Trade Atlas より作成。

第Ⅰ-2-5-30図
世界から中央アジア諸国への直接投資額推移

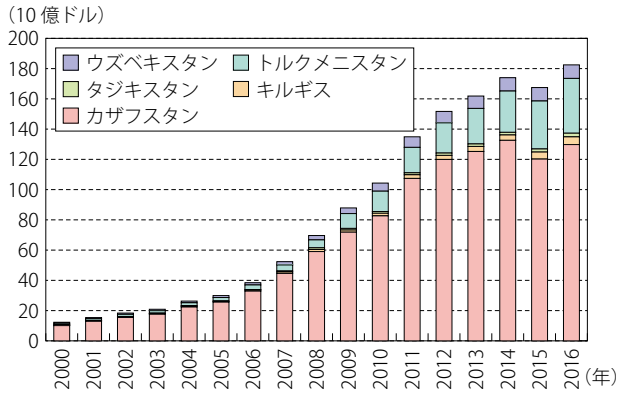

備考：残高ベース
資料：UNCTAD より作成。

く。まず、世界から中央アジア諸国への対内直接投資残高をみると、2000 年には 123 億ドルであったが、2016 年には 1,825 億ドルと、約 15 倍となっており、急速に伸びている。国別でみると、カザフスタン向けが約 7 割、次いでトルクメニスタンが約 2 割となっており、資源国への投資が盛んであることがわかる（第Ⅰ-2-5-30 図）。

次に、投資母国別の対内直接投資額をみていく。ここでは、IMF にてデータが公表されている、カザフスタン、キルギス、タジキスタンについて述べる。

原油、ウラン、金属など豊富な資源を有するカザフ

スタンには、欧米からの投資が活発であり、直接投資残高全体の約7割近くを占める。中国からの投資残高は約10%と第3位の投資国となっている（第I-2-5-31図）。

第I-2-5-31図
カザフスタン　対内直接投資残高　国別割合（2016年）

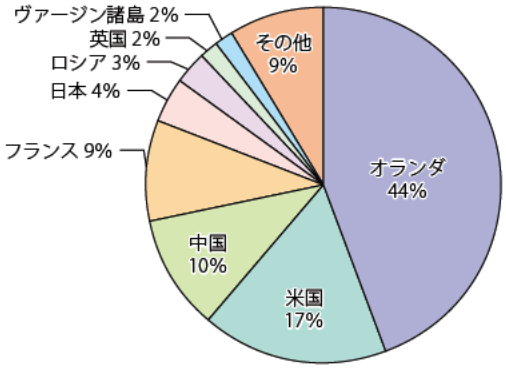

備考：中国は、香港の値を含んだ数値にて算出。
資料：IMF CDIS 2017年12月版より作成。

また、金鉱山等を有するキルギスにも、カナダなどから投資がされている。しかし、カザフスタンと比べると、欧米からの投資は少ない。一方、中国からの投資残高の割合は、約27%と、最大の投資国となっている（第I-2-5-32図）。

第I-2-5-32図
キルギス　対内直接投資残高　国別割合（2016年）

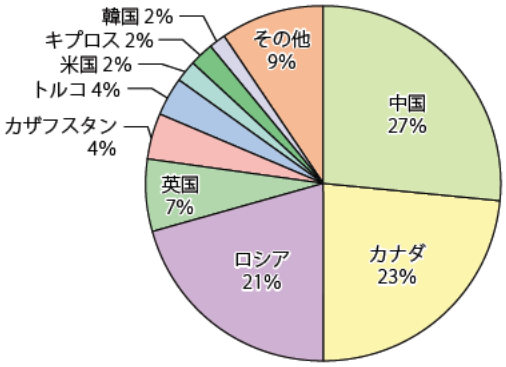

備考：中国は、香港の値を含んだ数値にて算出。
資料：IMF CDIS 2017年12月版より作成。

タジキスタンへの投資は、欧米からの投資割合は3か国の中で最も少なく、中国が約44%と最大の投資国となっている（第I-2-5-33図）。

第I-2-5-33図
タジキスタン　対内直接投資残高　国別割合（2016年）

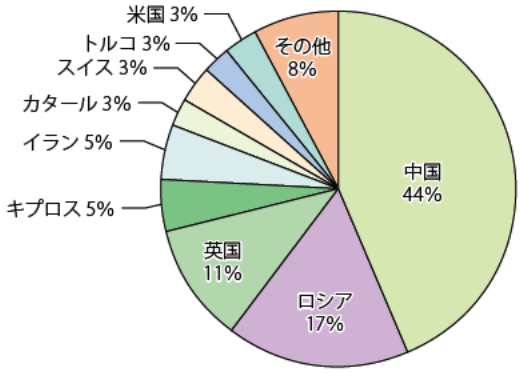

備考：中国は、香港の値を含んだ数値にて算出。
資料：IMF CDIS 2017年12月版より作成。

次に、中央アジア諸国の対内直接投資残高に占める中国の割合の推移をみてみる。まず、最も投資額の大きいカザフスタンでは、2016年の全体額に占める、中国からの投資額の割合は約10.5%となっており、2006年から約3倍超となっている。また、キルギスへの中国からの投資割合も、着実に増加しており、2009年には約10%にすぎなかったが、2016年には、約27%となっている（第I-2-5-34表）。このように、中央アジア諸国において、貿易のみならず、直接投資の面でも、中国の存在感が高まっているといえよう。

(2) 中央アジア諸国への経済協力

中央アジア諸国と中国との経済関係において、近年の注目すべき動きは、前述のとおり「一帯一路」構想である。

そこで、中国から中央アジア諸国への対外経済協力額の推移をみてみる[221]。2000年代に入り、中国の中央アジア諸国への経済協力額は、基本的には増加基調で推移している。特に、「一帯一路」構想が提唱された2013年には、68億ドルを記録した。足下では、伸びは鈍化傾向にあり、2016年には48.3億ドルとなったものの、10年前の約6倍以上の規模となっている。また、2016年の対外経済協力を国別でみると、カザフスタン向けが約27億ドルと最も多く、タジキスタン（約7億ドル）、キルギス（約5億ドル）と続く（第I-2-5-35図）。

なお、中央アジア諸国については、対外債務の増加

221 中国の「対外経済合作」は「Economic Cooperation with Foreign Countries or Regions」（中国国家統計局「中国統計年鑑」）と英訳されるが、中国はOECDに加盟しておらず、日本で考えられるODA等による開発途上国への協力とは異なる可能性はある。「対外経済合作」は「対外工事請負」と「対外労務協力」を包括する概念と考えられている。
なお、ここで述べる対外経済協力は「対外工事請負」を指す。

第Ⅰ-2-5-34 表　対内直接投資に占める中国の割合の推移

（単位：%）

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
カザフスタン	3.0	3.2	3.8	4.5	5.1	4.1	11.3	10.5
キルギス	10.2	13.1	13.9	14.2	23.5	23.1	25.9	26.6
タジキスタン	－	－	－	－	－	－	37.7	43.7

備考：1. 中国の投資額には、香港・マカオ含む。
2. タジキスタンは、2015 年よりデータが公表されている。
資料：IMF CDIS 2017 年 12 月版より作成。

第Ⅰ-2-5-35 図
中国の中央アジア諸国への対外経済協力（プロジェクト完成額）

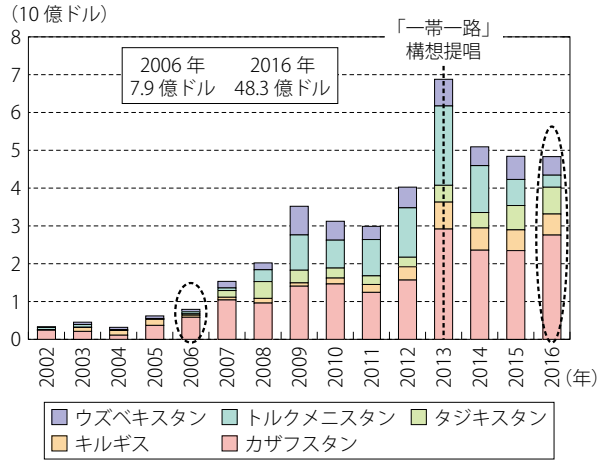

資料：中国商務部、CEIC Database より作成。

第Ⅰ-2-5-36 図
中央アジア諸国の対外債務残高対 GNI 比

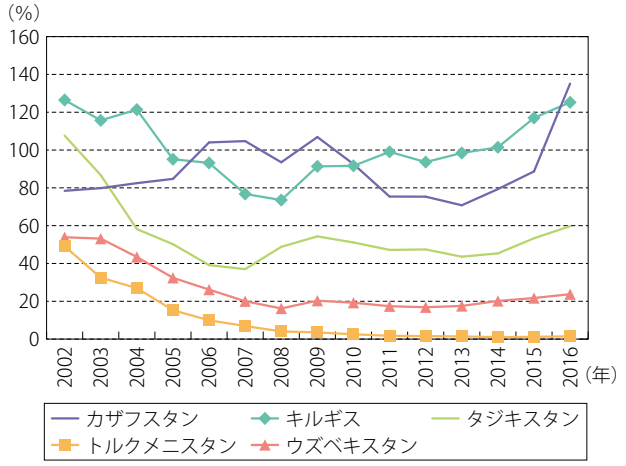

資料：World Bank International Debt Statics より作成。

が懸念されている。各国の債務残高対 GNI 比をみると、多数の経済協力が実施されているカザフスタンの対外債務対 GNI 比は 2016 年には 135％と、前年の 88％から大幅に上昇した。次いで、キルギスの値も上昇傾向にあり、2016 年には 125％となっている（第Ⅰ-2-5-36 図）。

（3）ユーラシア経済同盟（Eurasian Economic Union）

ロシアと旧ソ連地域との経済関係をみる上で、注目されるのが、ユーラシア経済同盟（以下 EEU）である。

EEU は、域内の物、資本、労働力、サービスの移動の自由を目的とし、2015 年 1 月に発足した[222]。中央アジアの中では、カザフスタン及びキルギスが加盟し、その他、アルメニア、ベラルーシ、ロシアが加盟している。EEU は、地域経済統合をより強くし、ユーラシア地域経済体として、域外との貿易を高めることを目的とし設立された。

実際は、輸出入ともに域内貿易の割合は少なく、大半が域外輸出となっている。加盟国の輸出総額に占める域外輸出は、約 88％、輸入総額に占める域外輸入は、約 82％となっている（第Ⅰ-2-5-37 図、第Ⅰ-2-5-38 図）。

その大きな要因は、加盟国の中で、経済規模の大きいロシアの貿易額が突出して大きく、ロシアの貿易構造が EEU の域内貿易率の値に大きく影響することで

第Ⅰ-2-5-37 図
ユーラシア経済同盟国の輸出総額に占める域内外輸出割合（2017 年）

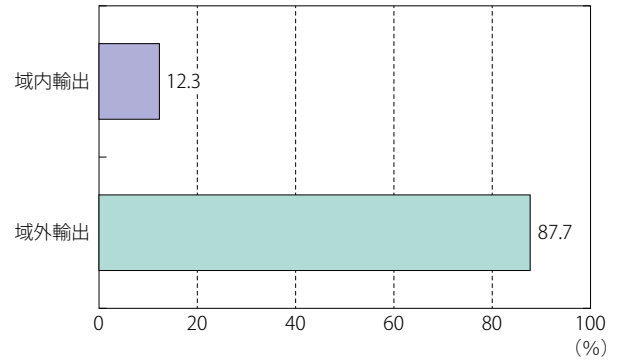

資料：Eurasian Economic Union 公表資料より作成。

222 ユーラシア経済同盟の前身として、2010 年に関税同盟を開始。

第Ⅰ-2-5-38図
ユーラシア経済同盟国の輸入総額に占める域内外輸入割合（2017年）

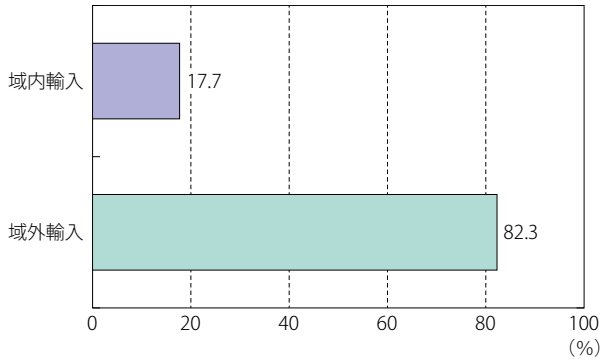

資料：Eurasian Economic Union 公表資料より作成。

ある。

現在、EEUは、中国、インド、東南アジア諸国、中東諸国等との関係強化を模索している。2016年10月には、ユーラシア経済同盟とベトナムとの間でFTAが発効した。2025年までに、EEU側の平均輸入関税率は、9.7%から2%に、ベトナム側は10%から1%に引き下げられる予定になっている。さらに、インドやニュージーランド、韓国[223]との関係強化も模索している。

(4) 大ユーラシアパートナーシップ

以上のように、中央アジア諸国と、中国との経済関係が深まる中、2013年に、習近平国家主席により、「シルクロード経済圏」構想が提唱された。当時、ロシアでは、ロシア主導の「ユーラシア経済同盟」との利益が対立すると考えられ、警戒や反発もあった。

しかし、両国は、2015年5月の中露共同声明により、中国の一帯一路とユーラシア統合をつなぎ合わせることで原則合意した[224]。さらに、2017年11月のAPEC首脳会議を前に、プーチン大統領により寄稿された論文[225]では、ユーラシア経済連合と一帯一路を基盤に大ユーラシア・パートナーシップを作り上げるよう提言された。

ロシア、中国、中央アジア諸国を含むユーラシア大陸の国々が、どのような経済関係を構築していくのか注目される。

223 2017年9月の韓露首脳会談において、自由貿易協定締結推進を合意。
224 2017年10月には、EEUと中国は、貿易経済協力協定交渉の終了を発表した。具体的内容については非公表。
225『共に繁栄と調和のとれた発展へ』

第６節　中東及びアフリカ

1. 中東

中東諸国[226]は、一部の国・地域において政情の不安定さを抱える一方、石油等の資源を支えに成長し、産業の多角化に向けた改革に取り組む国・地域も存在している。本項では、中東諸国の経済の動向を、サウジアラビアの例を中心に見ていく。

(1) マクロ経済動向

まず、中東諸国の経済を概観する。中東諸国の経済規模を見ると、2016年時点でトルコが全体の29.8%と４分の１以上を占めている。続いて、サウジアラビアが全体の18.3%の規模となっており、この２か国で中東諸国全体の約５割の経済規模を占める（第Ⅰ-2-6-1-1図）。

中東諸国は世界有数の資源国が集まる地域であり、世界の原油確認埋蔵量の47.7%、天然ガス確認埋蔵量の42.5%を占める。また、2016年時点での世界全体の鉱物性燃料[227]輸出額１兆5,095億ドルのうち、４分の１以上を占める4,264億ドルが中東から輸出されている（第Ⅰ-2-6-1-2図）。

中東の輸出入品目を見ると、国・地域によって状況は異なるものの、中東全体でみると鉱物性燃料が2016年時点で全輸出額の42.8%を占めており、貿易において獲得する外貨収入の半分近くを鉱物性燃料から得ていることになる（第Ⅰ-2-6-1-3図）。

鉱物性燃料に依存した経済構造が続く中東の産油国では、原油価格が大幅下落した2014年以降、貿易収支の黒字幅の急激な縮小と軌を一にして、大幅な財政赤字を抱えることとなった。これは、中東の産油国の政府収入の大半が原油輸出によって賄われているためである。2016年以降、OPECの減産合意等により徐々に原油価格は回復傾向であるものの、財政収支の黒字化には至っていない国・地域が多い（第Ⅰ-2-6-1-4図）。

このように原油は相場によって収入額が大きく変動することに加え、天然資源であるためにその可採年数

第Ⅰ-2-6-1-1図
中東における国・地域別GDPシェア

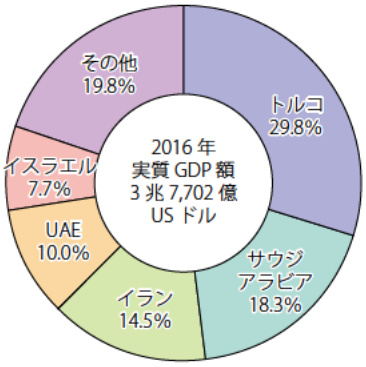

資料：国際連合「National Accounts Main Aggregates Database」から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-1-2図　中東諸国の資源確認埋蔵量及び輸出シェア

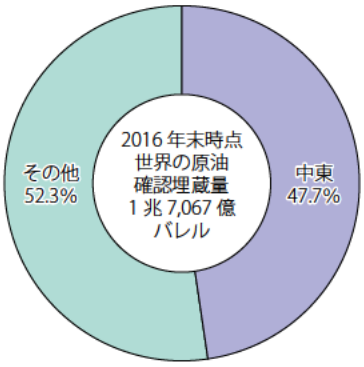

資料：BP社「BP Statistical Review of World Energy June 2017」から経済産業省作成。

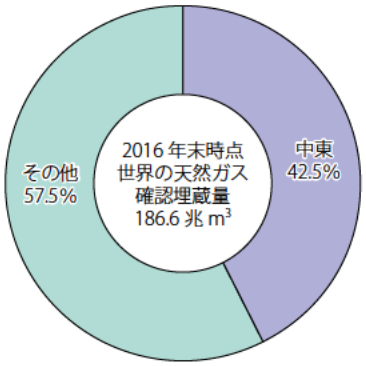

資料：「BP Statistical Review of World Energy June 2017」から経済産業省作成。

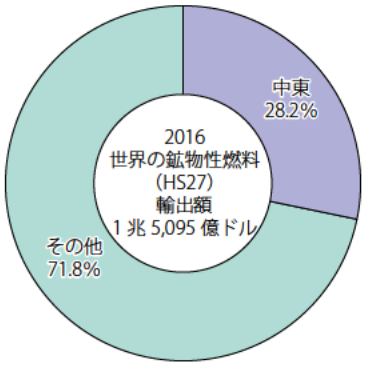

資料：International Trade Centre「Trade Statistics」から経済産業省作成。

226 本書における中東諸国とは、UAE、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノンの計14か国を指す。
227 HSコード27類を指す。

第Ⅰ-2-6-1-3図　中東の輸出入額の推移と貿易品目

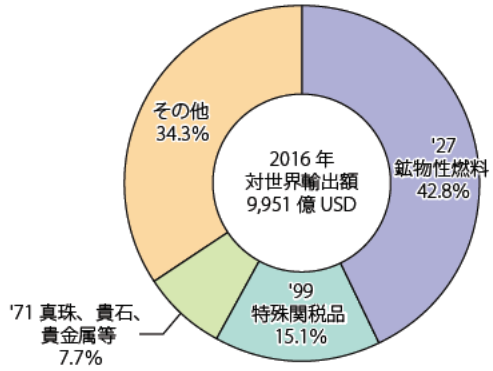

資料：International Trade Centre「Trade Statisics」から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-1-4図
中東の産油国の財政収支（対GDP比）推移

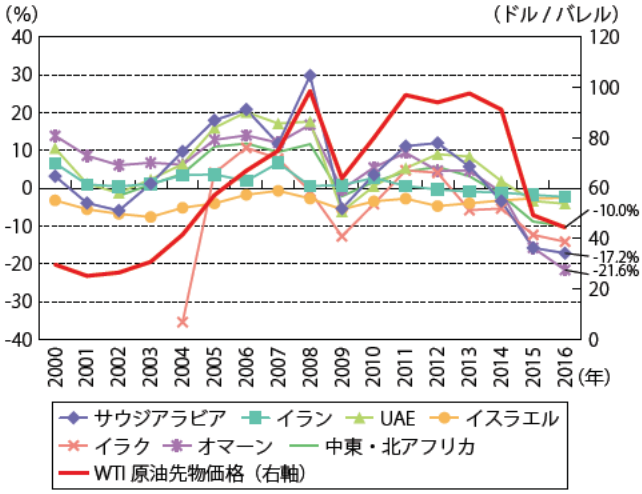

資料：IMF WEO Database, October 2017から経済産業省作成。

には限界が存在[228]する。こういった問題意識から、中東の産油国は、持続可能な経済・社会体制の構築のため、石油だけに依存しない産業構造を目指し、国内改革を進めている。例えば、サウジアラビアは2016年に「サウジ・ビジョン2030」を、UAEは2010年に「国家ビジョン2021」を、クウェートは2010年に「国家ビジョン2035」をそれぞれ発表し、産業の多様化等に取り組んでいる。

以下の項ではサウジアラビアを、経済構造改革に取り組む中東産油国の一例として、同国のマクロ経済動向と絡めながら取り上げたい。

(2) サウジアラビアのマクロ経済動向

まず、サウジアラビアのマクロ経済動向を概観する。

サウジアラビアは中東域内において、トルコに次ぐ2番目の経済規模を持つ中東屈指の経済大国である（第Ⅰ-2-6-1-1図参照）。実質GDP成長率の推移を見ると、2000年から2017年では年平均で前年比＋3.5％の成長を達成している。主に成長をけん引する項目は、2000年代前半までは輸出であったが、徐々に民間消費と総固定資本形成寄与が拡大している。足元では2016年以降2年連続で実質GDP成長率は低下しており、2017年の実質GDP成長率は、前年比▲0.7％と世界金融危機以来8年ぶりのマイナス成長となった。（第Ⅰ-2-6-1-5図）。

サウジアラビア政府の財政構造を見ると、2017年の歳入額（暫定値）のうち63.2％と半分以上を石油関連の収入が占めている。上述したように、2014年からの石油価格下落によって中東の産油国の歳入は急激に減少し、財政赤字が拡大する国が続出したが、サウジアラビアも例外ではなく、2014年以降3年連続で大幅な財政赤字となり、2015年、2016年には対GDP比で10％を超える額となった（第Ⅰ-2-6-1-6図）。急増した財政赤字を受けて、サウジアラビア政府は公務員給与や補助金の削減等の緊縮財政を行ったが、これを要因の一つとして政府消費がマイナス転化したことに加え、民間消費と総固定資本形成を押し下げたことでGDP成長率は低下し、2017年にはマイナス転化に至った。

サウジアラビアは中東最大の石油産出国である。石油の確認埋蔵量は、2016年時点で、ベネズエラに次いで世界第2位の規模であり、1日あたりの生産量も世界最大の米国に次ぐ規模である（第Ⅰ-2-6-1-7図）。

第Ⅰ-2-6-1-5図
サウジアラビアの実質GDP成長率の推移（需要項目別）

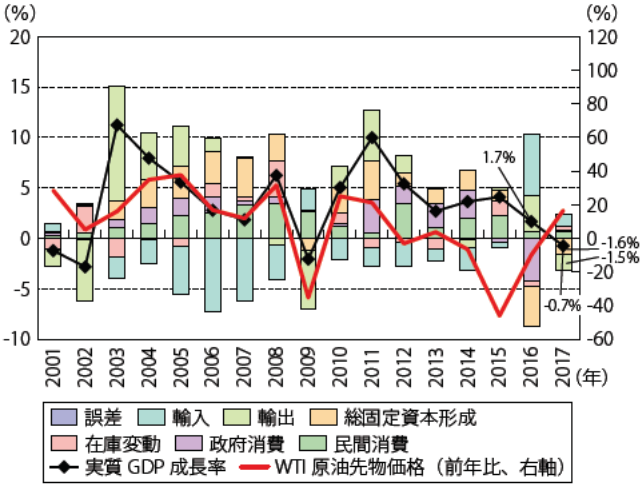

資料：CEICdatabase、サウジアラビア経済企画省総合統計庁から経済産業省作成。

228 英国のブリティッシュ・ペトロリアム社が公表している「BP Statistical Review of World Energy June 2017」によれば、中東の石油の可採年数は69.9年とされている。

第Ⅰ-2-6-1-6 図　サウジアラビアの歳入割合と財政収支額の推移

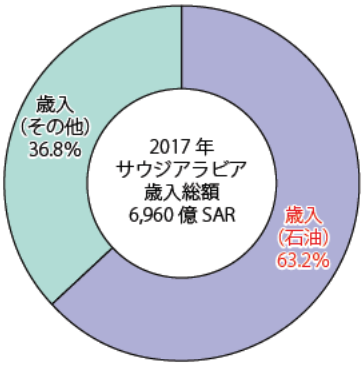

資料：CEICdatabase、サウジアラビア金融庁から経済産業省作成。

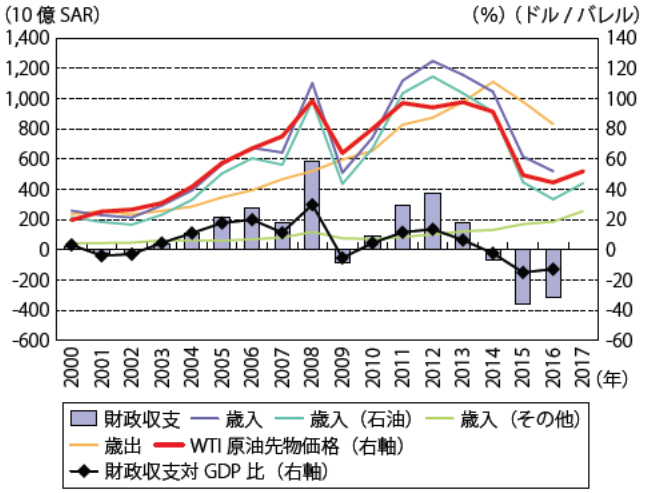

備考：１．WTI 原油先物価格は月次の価格を年間平均した値。
２．2017 年の財政収支額は未公表。
資料：CEICdatabase、サウジアラビア金融庁、Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-1-7 図　世界の石油確認埋蔵量と生産量

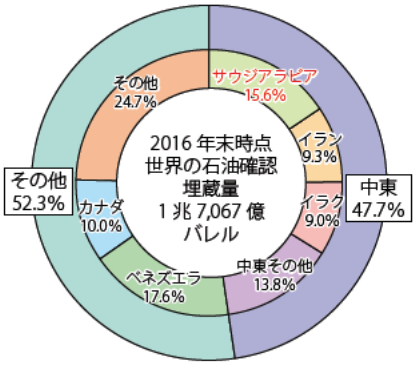

資料：BP 社「BP Statistical Review of World Energy June 2017」から経済産業省作成。

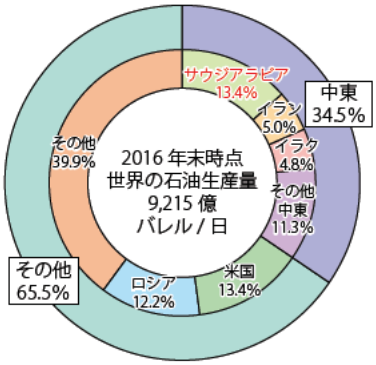

資料：BP 社「BP Statistical Review of World Energy June 2017」から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-1-8 図　サウジアラビアの産業部門別シェアとその推移

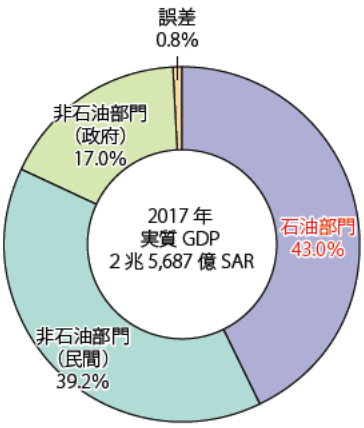

資料：CEICdatabase、サウジアラビア統計総合庁から経済産業省作成。

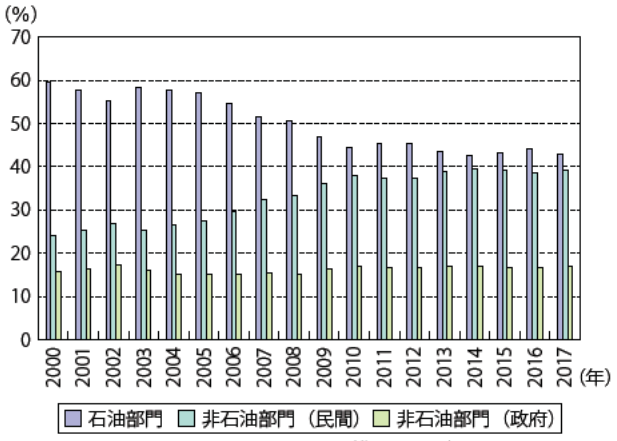

資料：CEICdatabase、サウジアラビア統計総合庁から経済産業省作成。

サウジアラビアの産業構造シェアをみると、石油部門が同国の主要産業であることが確認できる。石油部門は、2017 年時点で産業全体の 43.0％に及ぶ規模を有している。2000 年代初頭と比較し、石油部門のシェアは徐々に縮小し、民間の非石油部門のシェアが拡大しつつあるものの、未だ石油部門はサウジアラビアの GDP において半分近いシェアを占める最大規模の産業である（第Ⅰ-2-6-1-8 図）。

サウジアラビアの実質 GDP 成長率の産業別寄与度をみても、石油部門を含む鉱業及び採石業が長年にわたって GDP 成長率に最大の寄与を示していることがわかる。しかし、上述したように 2017 年の実質 GDP はマイナス成長であったが、最大のマイナス要因は鉱業及び採石業であった（第 I-2-6-1-9 図）。

次に、サウジアラビアの貿易動向を概観する。2017 年の貿易収支額は 3,493 億サウジアラビア・リヤルであり、輸出額は 8,289 億サウジアラビア・リヤルで前年比＋ 20.4%、輸入額は 4,797 億サウジアラビア・リヤルで前年比▲ 8.7%となった。石油価格の下落とともに、2012 年以降 4 年連続で貿易収支の黒字幅が減少していたが、石油価格の回復と輸入額の減少によって、2016 年以降 2 年連続で黒字幅が回復した（第 I-2-6-1-10 図）。

品目別に見ると、石油を含む鉱物性燃料が輸出全体の 78.9%を占める最大の輸出品目となっており、獲得した外貨により一般機械や自動車等を輸入するという貿易構造になっている。石油価格の変動によって外貨の獲得額は大きく影響を受ける（第 I-2-6-1-11 図）。

サウジアラビアの貿易相手を国･地域別に見ていく。まず輸出相手国を見ると、2000 年代初頭は、米国が輸出相手国の第 2 位となっていたが、徐々にその存在感は縮小し、代わって近年では中国を始めとしたアジア圏の存在感が増してきている。輸入相手国についても、2000 年代初頭より構成国は変わらないが、中国が急速に輸入額を伸ばしてきており、輸出入双方において中国の存在感が増している（第 I-2-6-1-12 表）。

第 I-2-6-1-9 図
サウジアラビアの実質 GDP 成長率の推移（産業別）

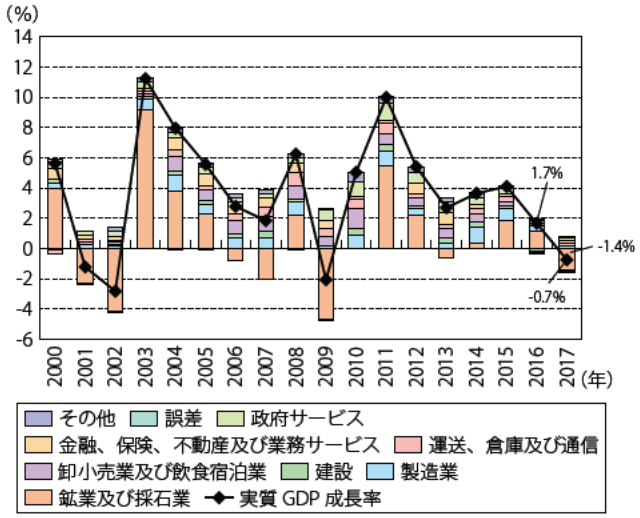

資料：CEICdatabase、サウジアラビア統計総合庁から経済産業省作成。

第 I-2-6-1-10 図
サウジアラビアの輸出入額の推移

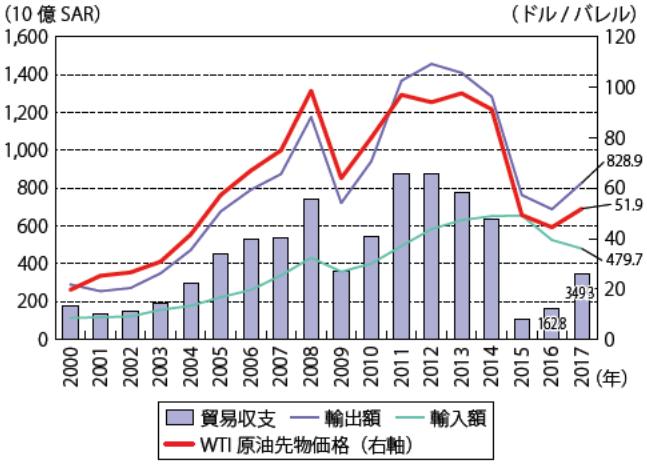

資料：CEIC Database、サウジアラビア統計庁から経済産業省作成。

第 I-2-6-1-11 図　サウジアラビアの輸出入品目（2016 年）

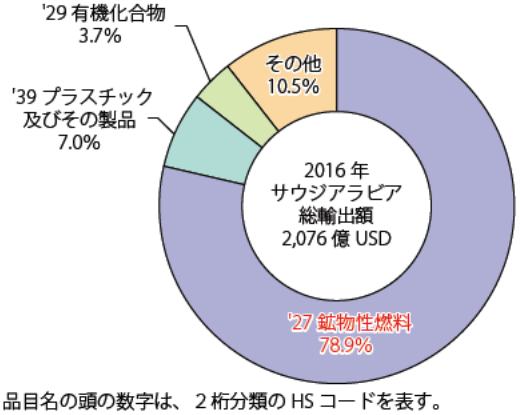

備考：品目名の頭の数字は、２桁分類の HS コードを表す。
資料：International Trade Centre「International Trade Statistics」から経済産業省作成。

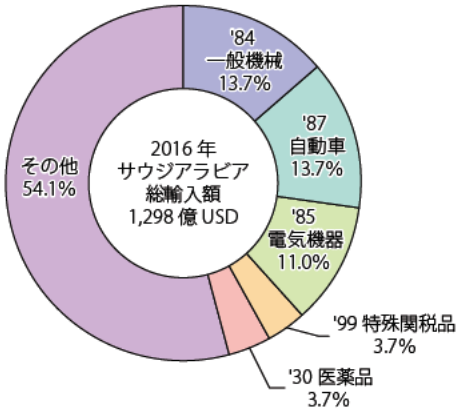

備考：品目名の頭の数字は、２桁分類の HS コードを表す。
資料：International Trade Centre「International Trade Statistics」から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-1-12 表　サウジアラビアの貿易相手国変化

（単位：100 万ドル）

順位	2001 年		2008 年		2016 年	
	国　名	輸出額	国　名	輸出額	国　名	輸出額
1	UAE	858	UAE	4,586	UAE	6,567
2	米国	588	中国（香港除く）	2,131	中国（香港除く）	4,136
3	クウェート	378	カタール	1,550	インド	2,458
4	香港	371	エジプト	1,467	シンガポール	2,219
5	中国（香港除く）	367	クウェート	1,454	クウェート	1,758
	総輸出額	67,674		312,999		207,572

資料：International Trade Centre「Trade Statistics」から経済産業省作成。

（単位：100 万ドル）

順位	2001 年		2008 年		2016 年	
	国　名	輸入額	国　名	輸入額	国　名	輸入額
1	米国	5,236	米国	15,481	中国（香港除く）	18,841
2	日本	3,422	中国（香港除く）	12,414	米国	17,342
3	ドイツ	2,407	日本	9,347	ドイツ	8,181
4	英国	2,034	ドイツ	8,432	日本	7,176
5	中国（香港除く）	1,267	韓国	5,079	UAE	6,930
	総輸入額	29,154	総輸入額	112,273	総輸入額	129,796

資料：International Trade Centre「Trade Statistics」から経済産業省作成。

次に、サウジアラビアの産業・社会政策上大きな課題となっている、高止まりする失業率についてみていく。

サウジアラビアでは外国人労働者を多く受け入れており、国内の労働力人口のうち 78.0％が非サウジアラビア人である（第Ⅰ-2-6-1-13 図）。

国籍別に失業率を見ると、サウジアラビア人の失業率が非常に高く、2016 年時点で 12.3％とサウジアラビア人の労働力人口の 1 割以上が職に就けていない状態となっている（第Ⅰ-2-6-1-14 図）。年代別では、特に若年層のサウジアラビア人の失業率が非常に高くなっており、20～24 歳では 45.0％、15～19 歳では 63.2％にのぼる。サウジアラビア人の人口構成は、25 歳未満が全人口の 49.0％を占めており、政府部門による雇用では吸収しきれなくなったサウジアラビア人失業者が多く存在[229]する（第Ⅰ-2-6-1-15 図、第Ⅰ-2-6-1-16 図）。

第Ⅰ-2-6-1-13 図
サウジアラビアの国籍別労働力人口のシェア（2016 年）

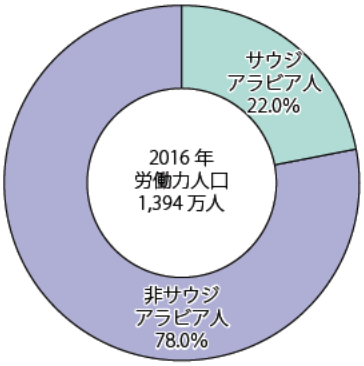

資料：CEICdatabase、サウジアラビア「General Authority for Statistics」から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-1-14 図
サウジアラビアの国籍別労働力人口のシェア推移

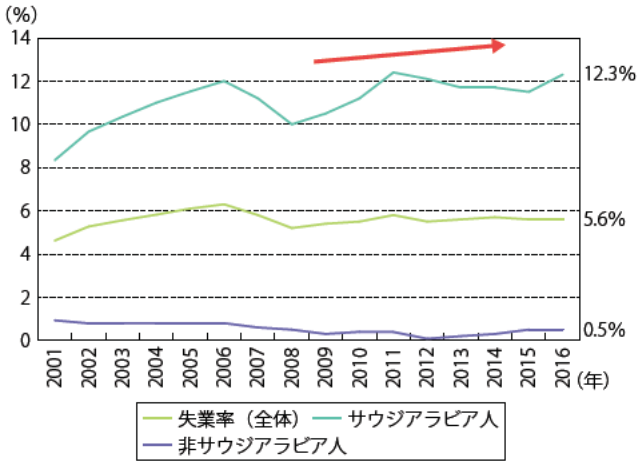

資料：CEICdatabase、サウジアラビア「General Authority for Statistics」から経済産業省作成。

229 国民への補助が手厚いサウジアラビアでは、そもそも一度も職に就いたことがない失業者も多く存在する。

第Ⅰ-2-6-1-15図
サウジアラビアの年齢別国籍別失業率（2017年第3四半期）

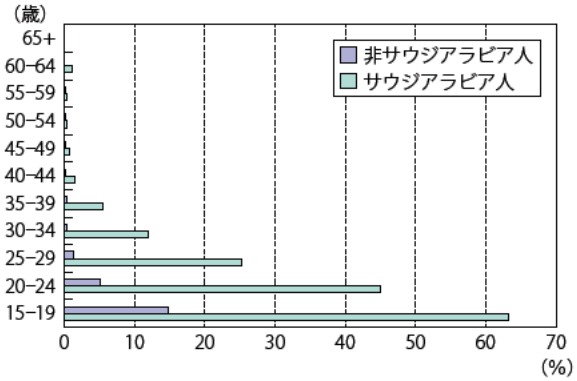

備考：データは2017年第3四半期の値。
資料：Estimated data from LFS - GaStatから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-1-16図
サウジアラビアの年齢別国籍別人口（2018年1月）

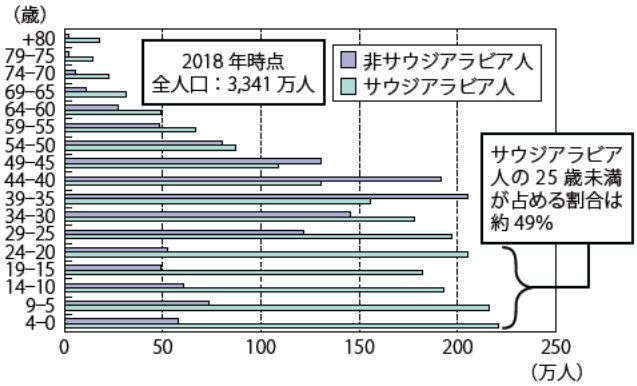

資料：サウジアラビア「General Authority for statistics」から経済産業省作成。

(3) サウジアラビアの「サウジ・ビジョン2030」とその進展

上記のように、石油への依存度の高い経済、財政赤字、高い失業率等の問題を抱えるサウジアラビアは、これまで「開発五カ年計画」[230]の中で各課題に対して是正策を打ち出してきたが、抜本的な改革には至っていない。このような状況の中、これまでの開発五カ年計画を踏襲、発展させる形で、2016年4月にムハンマド皇太子（当時は副皇太子）により発表された新たな国家開発計画が、「サウジ・ビジョン2030」である。

「サウジ・ビジョン2030」は、1. アラブとイスラム世界の中心、2. グローバルな投資大国、3. アジア、欧州、アフリカの3つの大陸のグローバルハブ、という3本の柱に基づき、①活気ある社会、②盛況な経済、③野心的な国家、という3つのテーマを定めている。加えて、目標とする項目それぞれに具体的な数値目標が付随している。主な目標は、これまでの開発五カ年計画で掲げられてきた「雇用の創出」、「海外からの直接投資誘致」、「民間部門の振興」、「産業の多様化」を引き継ぎつつ、新たに女性の社会進出等を奨励している。また、2016年6月には、「サウジ・ビジョン2030」を達成するために2020年までに達成すべき目標を具体的な目標値とともに定めた「国家改革計画2020」を発表した。

「サウジ・ビジョン2030」の実現のため、サウジアラビア政府は様々な国に協力を求めている。そのうちの一か国が我が国との「日・サウジ・ビジョン2030」[231]である。

また、サウジアラビアは我が国のみでなく、中国にも働きかけを行っている。2016年にはムハンマド皇太子、2017年にはサルマン国王がアジア歴訪の一環として中国への訪問を行っている。サルマン国王訪中の際には、石油化学、石油備蓄等の分野での協力が合意された。

「サウジ・ビジョン2030」に関する中国への協力要請の背景には、サウジアラビアと中国の経済関係の深化がある。サウジアラビアにとって中国は第2位の輸出相手国、第1位の輸入相手国である（第Ⅰ-2-6-1-12表）。また、中国にとってサウジアラビアは第2位の原油輸入国である（第Ⅰ-2-6-1-17図）。貿易面に加え、中国の対外経済協力（プロジェクト完成額）の推移を見ると、2016年の最大の相手国はサウジアラビアとなっている（第Ⅰ-2-6-1-18図）。

第Ⅰ-2-6-1-17図
中国の国・地域別原油（HS2709）輸入シェア（2017年）

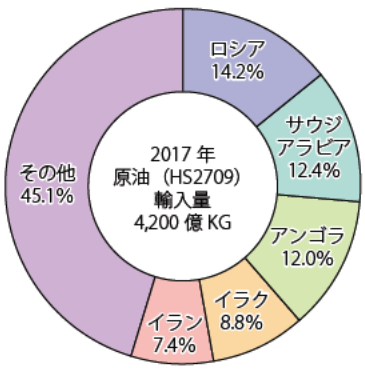

資料：GTAから経済産業省作成。

230 現行のものは第10次開発五ヶ年計画で、対象期間は2014～2019年。
231「日・サウジ・ビジョン2030」の具体的取組内容に関しては、本書第Ⅲ部第2章第5節を参照ありたい。

第Ⅰ-2-6-1-18図
中国の国・地域別プロジェクト輸出額の推移

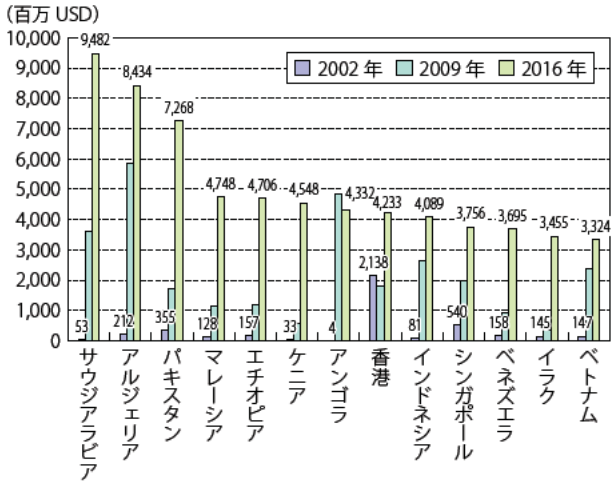

備考：原油、もしくは天然ガスの産出国は赤字でプロジェクト輸出額を表記。
資料：CEICdatabase、中国商務省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-1-19図
中国の国・地域別プロジェクト輸出額シェア

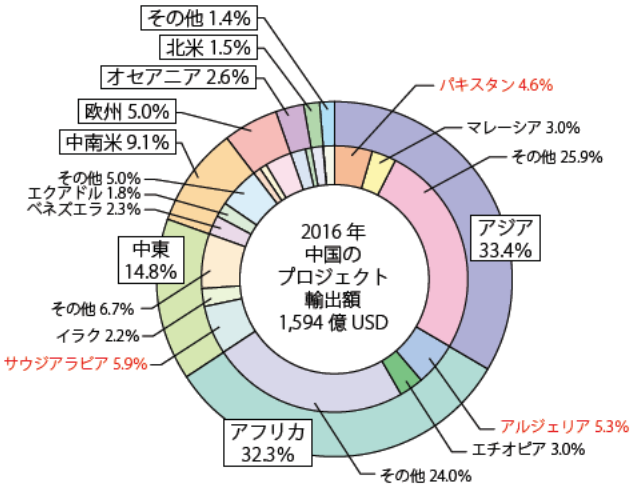

資料：CEICdatabase、中国商務省から経済産業省作成。

なお、中国の対外経済協力（プロジェクト完成額）は、地域別ではアジア、アフリカ、中東へ、国別ではサウジアラビアを始めとする資源国のシェアが高い傾向が見られる（第Ⅰ-2-6-1-19図）。

上述のとおり、サウジアラビアは、人口の約半分が25歳未満と豊富な若年層人口を抱える。現状では、この世代の雇用確保が問題となっているが、視点を変えれば、サウジアラビアは、確実に将来にわたって需要が拡大していく市場であるといえる。また、「サウジ・ビジョン2030」による一連の改革は、石油依存の産業構造からの脱却という目的に加えて、こうした若年層の要望を捉えた社会改革としての側面もあり、映画館の解禁（本年４月）や女性の自動車運転の解禁（本年６月予定）など、象徴的な改革が次々と実行されている。これは、内外企業にとっては新たなビジネス機会の創出にもつながる。今後、日本企業が、このようなビジネス機会を的確にとらえていくことが期待される。

2. アフリカ

（1）マクロ経済動向

アフリカ大陸は、世界の「ラストフロンティア」と呼ばれて久しい。

アフリカ連合加盟55か国・地域のGDP合計は、約250兆円である。アフリカには、石油、天然ガスを始め、コバルトやプラチナ、クロム等の鉱物性資源が潤沢に存在する。現在も複数の地域で資源開発が進められており、今後とも継続的資源獲得が見込める地域である（第Ⅰ-2-6-2-1図）。

また、アフリカの人口を見ると、2015年時点で中国と同程度である12億人の人口を擁する。今後も長期的な人口拡大が見込まれており、2050年には25億人に達すると推計される（第Ⅰ-2-6-2-2図）。

他の地域で今後減少が見込まれている生産年齢人口の割合も、アフリカでは増加が継続する見通しで、その割合は2050年には62%まで拡大すると推計されている。資源の賦存状況のみならず、生産年齢人口の増加の面から見ても、アフリカは今後とも成長が期待される有望な地域であるといえる（第Ⅰ-2-6-2-3図）。

アフリカの実質GDP成長率は、2000年から2016年までの間平均4.5%である。また、GDP成長率の需要項目別寄与度を見ると、アフリカの成長のけん引役は消費である。増加を続ける人口等の要因により、民間消費は2000年から2016年までの間平均3.0%の寄与を示している（第Ⅰ-2-6-2-4図）。

一方で、アフリカの主要産業は農業であり、旺盛な消費を満たすための工業製品はほとんど域内で生産されておらず、輸入によって賄われている状態である。

アフリカ諸国の主な外貨獲得手段は、自国で採掘される鉱物性資源を諸外国へ輸出することである。2016年時点のアフリカ諸国全体の対世界輸出品目を見ると、鉱物性燃料が35.2%、貴石等が12.7%、鉱石が4.0%

第Ⅰ-2-6-2-1図　アフリカにおける資源の賦存状況

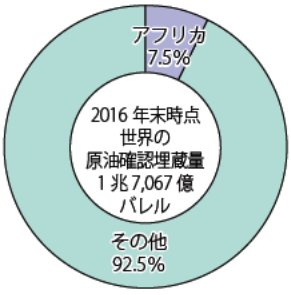

資料：「BP Statistical Review of World Energy June 2017」から経済産業省作成。

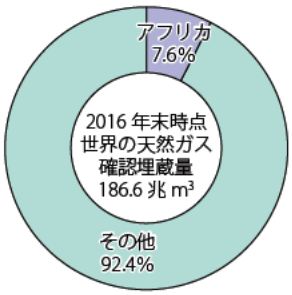

資料：「BP Statistical Review of World Energy June 2017」から経済産業省作成。

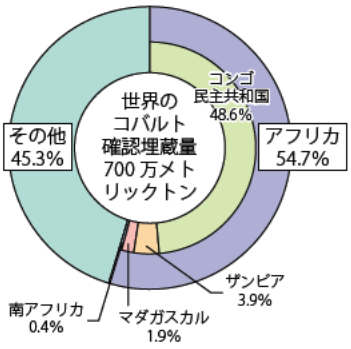

資料：USGS「Mineral Commodity Summaries 2017」から経済作業省作成。

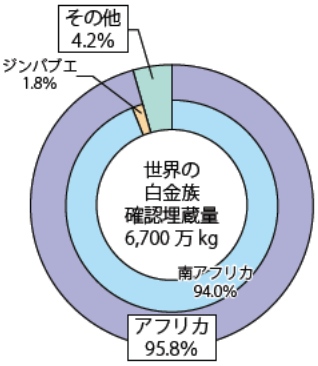

資料：USGS「Mineral Commodity Summaries 2017」から経済作業省作成。

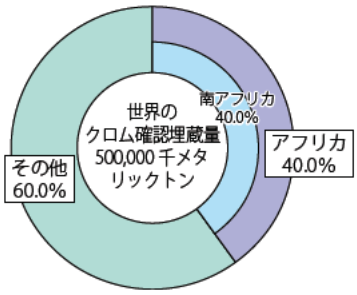

資料：USGS「Mineral Commodity Summaries 2017」から経済作業省作成。

第Ⅰ-2-6-2-2図　地域別の人口推計

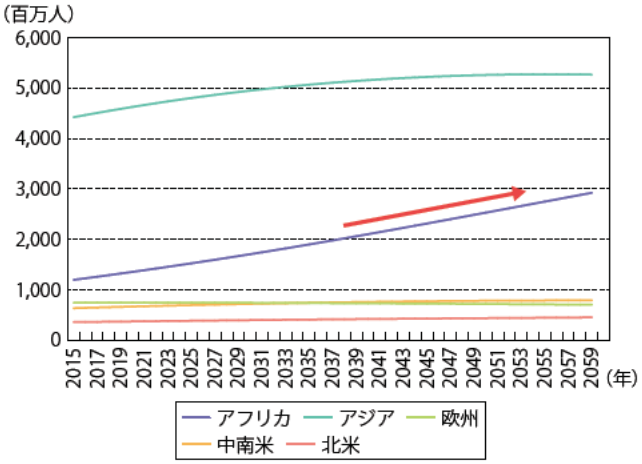

備考：数値は国連の中位推計地。
資料：国連「UNPopulation」から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-2-3図　地域別の生産年齢人口推計

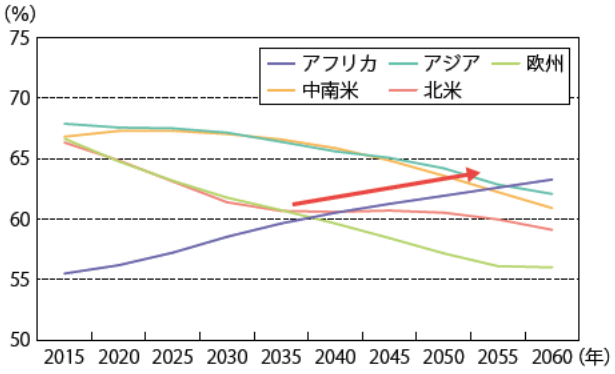

備考：①生産年齢人口は15歳～65歳未満の人口を指す。
②数値は、国連の中位推計地。
資料：国連「UNPopulation」から経済産業省作成。

と、鉱物性資源が全体の50%以上を占めている（第Ⅰ-2-6-2-6図）。

そのため、輸出で獲得できる外貨は商品市場の価格変動に影響されやすい。国内の主要産業である農業に加え、貿易収支もまた不安定な状態であり、産油国も含め、大幅な財政赤字を抱えている国も多く見られる。このような状況の中、アフリカ諸国は経済構造を強じん化させるためにも、工業化を推進しており、各国政府が定める経済開発計画にも「工業化」の文言が盛り込まれている。

(2) 主要貿易相手国の変化

続いて、アフリカにおける貿易構造を見ていく。前述したように、アフリカの主要な輸出品目は、鉱物性燃料や貴石、鉱石等、自国で採掘される鉱物性資源である。これらを、我が国を含む先進諸国に輸出し、獲

第Ⅰ-2-6-2-4図
アフリカの需要項目別 GDP 成長率の推移

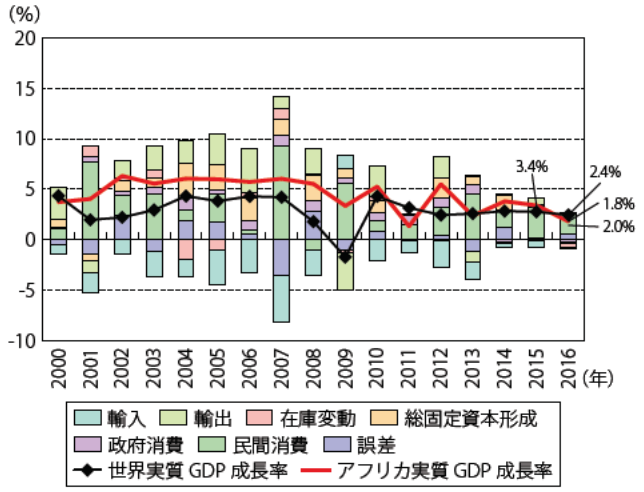

資料：国際連合「National Accounts Main Aggregates Database」から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-2-5図
アフリカの対世界輸入品目のシェア（2016 年）

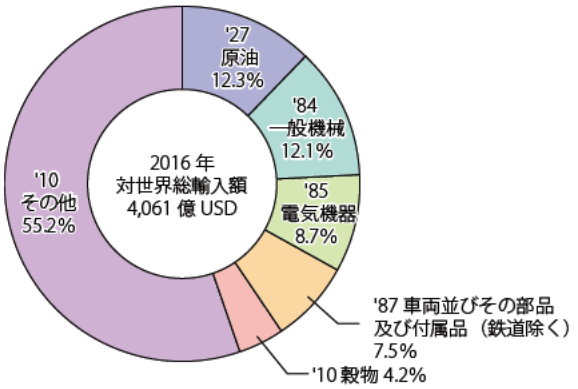

資料：International Trade Centre「International Trade Statistics」から作成。

得した外貨によって電気機器や自動車等を輸入している（第Ⅰ-2-6-2-5図）。しかし、近年この貿易相手国に変化が現れている。

2000 年代初頭は、米国を筆頭に、イタリア、フランス、英国と欧米先進諸国がアフリカにとって主要な輸出相手国であった。しかし、その後中国が欧州諸国、そして米国を抜き、2016 年には第一位の輸出相手国となっている。加えて、上位輸出相手国への輸出比率が徐々に縮小しており、輸出相手国の多様化が進んだことが伺える（第Ⅰ-2-6-2-7図）。

続いてアフリカの輸入相手国を見ると、輸出と同じく 2000 年代初頭は、フランス、ドイツ、イタリア等の欧州諸国と米国を含む他の先進諸国からの輸入が全輸入額の大半を占めていた。しかし、その後中国がシェアを拡大し、2016 年には 16.6％を占め第一位の輸入相手国となっている。また、輸出と同様に上位輸入相手国のシェアが縮小しており、輸出先のみならず輸入先の多様化も進んだことが伺える（第Ⅰ-2-6-2-8図）。

輸出入のどちらにおいても、アフリカにとって中国の存在感は大きく拡大しており、貿易における緊密化が急激に進展している。加えて、近年輸出入双方にお

第Ⅰ-2-6-2-6図
アフリカの対世界輸出品目のシェア（2016 年）

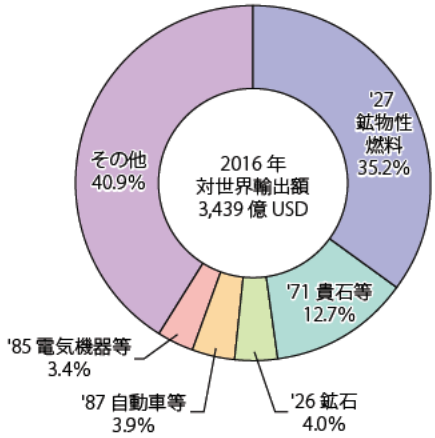

備考：品目名頭の数字は、2 桁ベースの HS コードである。
資料：International Trade Centre「International Trade Statistics」から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-2-7図　アフリカの対世界輸出国・地域別のシェアの変化

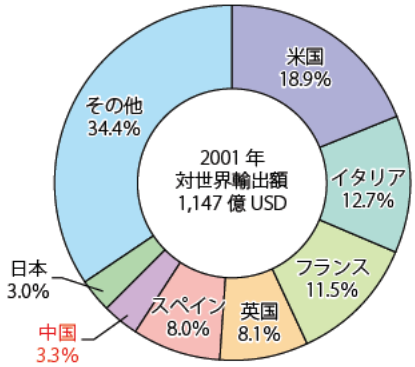

資料：International Trade Centre「International Trade Statistics」から経済産業省作成。

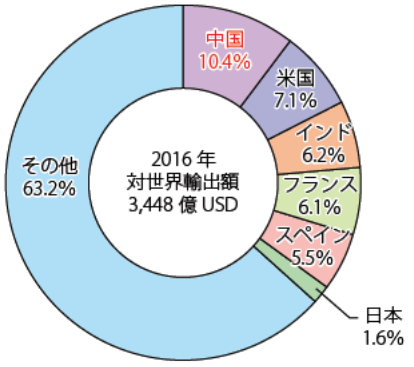

資料：International Trade Centre「International Trade Statistics」から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-6-2-8図　アフリカの対世界輸入国・地域別のシェアの変化

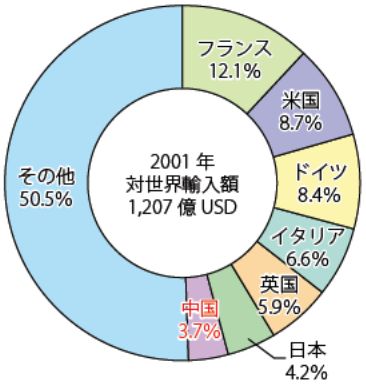

資料：International Trade Centre「International Trade Statistics」から経済産業省作成。

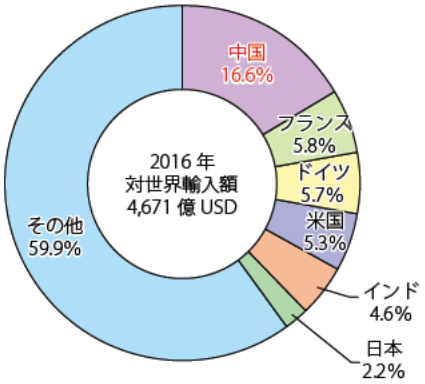

資料：International Trade Centre「International Trade Statistics」から経済産業省作成。

いてインドの存在感が増していることも伺える。これは、インドが2009年よりアフリカに対する税制優遇措置である特定市場スキームを開始し、インドで製造した製品の輸出を行いやすくしたことが背景にある。特定市場スキームは2015年4月に改訂され、その他のスキームと一体化された。

一方、我が国は、アフリカとの貿易関係における存在感は乏しい。2016年時点でアフリカにおける我が国の輸出シェアは1.6%、輸入シェアは2.2%である。現地のニーズや所得に合った製品がつかめない、現地の商制度や法律がわからない、アフリカという地域の安全面のリスク等、様々な懸念により、我が国企業のアフリカ向け輸出や進出は遅れている。そこで、第三国を経由した輸出、進出が模索されており、上記のような制度を持つインドを拠点、足掛かりとし、アフリカへの輸出、進出を行う企業が、少数であるが徐々に現れてきている。

(3) 域内貿易の推進に向けた動き

アフリカでは、域内貿易を推進する動きが活発化している。この動きを象徴するものがアフリカ連合加盟55か国・地域による「アフリカ大陸自由貿易圏（AFCFTA）」設立に向けた取組である。2012年1月にエチオピアのアディスアベバで開催された第18回アフリカ連合加盟国首脳会議の総会において、2017年のAFCFTA設立決定が採択され、2015年6月に交渉が開始された。交渉は2つのフェーズに分かれ、第1フェーズではAFCFTAの設立協定と物品貿易、サービス貿易、紛争解決メカニズムの各分野の交渉がなされた。このうち物品貿易については、90%以上の品目を自由化することにより、現在平均6.1%ある域内貿易関税を引き下げることに合意がなされた。

2018年3月にルワンダのキガリで行われた第10回交渉フォーラムにおいては、フェーズ1の残された論点について議論が行われ、ついに発足が合意された。アフリカ連合加盟55か国・地域のうち11か国は合意を見送ったものの、各国の批准を経て2018年末までの発効を目指すこととなった。[232,233]

国連アフリカ経済委員会は、AFCFTAによる関税撤廃でアフリカの域内貿易は52.3%増加し、同時に非関税障壁も削減される場合には貿易促進効果は2倍に上ると試算している。また、アフリカの域内貿易構造は、域外貿易構造と比べて資源以外の品目の輸出割合が高いことから、域内貿易の活発化が、域内各国の資源以外の産業における雇用創出につながることが期待されている。

2018年末からは、交渉の第2フェーズとして、知的財産権、投資、競争政策について交渉がなされる予定になっている[234]。

232 国連アフリカ経済委員会「African Continental Free Trade Area - Question and Answers」
233 AFRICAN BUINESS PARTNERS「週刊アフリカビジネス第388号（3月26日発行）」を参照。
234 交渉第2フェーズで追加的に交渉がなされる可能性があるトピックとして、電子商取引のための環境の円滑化が挙げられている。

第Ⅱ部

分析編：大きく転換するグローバル経済

第1章　拡大するデジタル貿易

第1節　デジタル貿易の現状

第1章
拡大するデジタル貿易

現在、グローバル経済は3つの大きな転換点に直面している。1つ目はWTOに基づく自由貿易体制に対する挑戦、2つ目はデジタル貿易の拡大を含むデジタル変革の進展、そして3つ目は中国等の新興・途上国の台頭である。

昨年の通商白書では、特に上記転換点の1つ目に焦点をあて、BREXITや米大統領選挙の背景にある国内格差問題の現状や、貿易と格差の関係を分析した。今年の通商白書でも、第Ⅰ部において、米欧の通商政策の動向や、新興・途上国による地域経済連携強化に向けた動き等について分析を行っている。

第Ⅱ部では、上記転換点のうち残り2つをテーマとして取り上げる。まず、第1章では、世界で拡大するデジタル貿易について、現状を概括するとともに、デジタル貿易が抱える課題についても明らかにしていく。

また、第2章では、新興・途上国経済の台頭について、世界経済における新興・途上国の役割が大きく拡大してきていることを主要マクロ指標から確認するとともに、そうした新興・途上国の役割拡大と合わせて生じてきた素材産業の過剰生産能力問題について、中国の鉄鋼業及び半導体産業を例に分析していく。

さらに、第3章では、新興・途上国の中でも特に躍進著しく、急速に変化を遂げる中国経済について、伸び行く消費市場としての一面も含め、多面的に分析を試みる。

第1節 デジタル貿易の現状

1. デジタル貿易とは

第4次産業革命の進展により、世界で取引されるデータの量は飛躍的に拡大し、その処理スピードも格段に上昇している。インターネットや携帯電話の普及は、今や新興国を含め世界の隅々まで広がっており、デジタル市場は急速に拡大している。サイバー空間は、経済のみならず、政治、安全保障など世界の人々のあらゆる側面で不可欠な領域として認識されるようになった。

世界貿易の発展は3段階に分類できる[1]。第1段階は伝統的な貿易の拡大であり、輸送コストの低減によって、生産された物品が国境を越えて消費地に届けられるようになった。この段階で取引される物品は主に最終製品が対象であるが、消費者は、新しい商品やより価格の安い商品を容易に手にすることができるようになった。

第2段階はGVC（グローバル・バリューチェーン）貿易であり、さらなる輸送コストの削減と各種調整コストの低減によって、企業は国境を越えて商品の生産プロセスを細分化し、それぞれの生産工程を優位性の高い地域で行えるようになった。中間財の貿易が増大し、新興国をはじめ、世界の様々な地域に広がるGVCが形成されていった。

そして第3段階がデジタル貿易であり、データや情報の移転によるアイディアの共有のコストが飛躍的に削減されたことにより実現されている。デジタル貿易の拡大によって、世界の連結性（コネクティビティ）は格段に向上し、新たなビジネスモデルの創出や生産性の向上に貢献している。

1 González and Jouanjean (2017)

デジタル貿易の定義については、世界的に統一されたものは存在しないが、例えばOECDは、デジタル貿易とは、基本的には国境をまたぐデータの移転を前提としたものであり、消費者、企業、政府が関わる、電子的または物理的に配送される物品やサービスの貿易にかかる電子的取引を包含するものであるとの概念を紹介している[2]。これに従うと、デジタル貿易は、インターネットを通じた物品の売買に加え、オンラインでのホテル予約、ライド・シェアリングや、音楽配信サービスなどオンラインプラットフォームを介して提供されるサービスなどを含む。なお、OECDはデジタル貿易の取引例を第Ⅱ-1-1-1表のように分類している[3]。一方で、例えば米国国際貿易委員会（USITC）は、デジタル貿易を、「製品やサービスの注文、生産、配送において、インターネットやインターネットをベースとした技術が特に重要な役割を担う貿易」と定義[4]しており、その範囲はより広いように見受けられる。デジタル貿易には、製品やサービスなどの電子的

第Ⅱ-1-1-1表　デジタル貿易の類型[5]

手段			何を	誰が	概要
電子的に注文	プラットフォーム化	電子的に配達			
○	×	×	物品	B2B	A国にある企業がサプライヤのウェブショップやEDIを経由してB国にあるサプライヤの物品を直接購入する（例えば、生産に必要な部品の購入など）。
○	×	×	物品	B2C	A国にいる消費者がB国にあるサプライヤのウェブショップで直接物品（例：衣類）をオンラインで購入する（最終消費用）。
○	○	×	物品	B2B	A国にある企業がA国やB国またはそれ以外の国にあるオンラインのプラットフォームを経由して、B国にあるサプライヤから物品を購入する（例えば、eBayを経由したオフィス家具の注文など）。
○	○	×	物品	B2C	A国にいる消費者がA国やB国またはそれ以外の国にあるオンラインのプラットフォームを経由してB国にあるサプライヤから最終消費を目的としてオンラインで物品を購入する（例えば、Amazonでの書籍注文など）。
○	×	×	サービス	B2B	A国にある企業がサプライヤから直接オンラインでサービスを購入するが、サービスが物理的に提供される（例えば、移動手段のサービスなど）。
○	×	×	サービス	B2C	A国にいる消費者がB国にあるサプライヤから直接サービスを購入し、サービスが物理的に提供される（例えば、ホテルに直接予約を取る場合）。
○	○	×	サービス	B2B	A国にある企業がオンラインのプラットフォームを経由してB国にあるサプライヤからサービスを購入する。サービスはその後物理的に提供される（例えば、標準的なメンテナンスや修理サービスなど）。
○	○	×	サービス	B2C	A国にいる消費者がオンラインのプラットフォームを経由してB国にあるサプライヤからサービスを購入する。サービスはその後物理的に提供される（例えば、Uberのようなライドシェアリングサービスなど）。
○	×	○	サービス	B2B	A国にある企業が直接サプライヤからサービスをオンラインで購入する。その後サービスは電子的に提供される（例えば、標準的なメンテナンスや修理サービスなど）。
○	×	○	サービス	B2C	A国にある企業がB国のサプライヤから直接オンラインでサービスを購入する。その後、サービスは電子的に提供される（例えば、保険証券など）。
○	○	○	サービス	B2B	A国にある企業がA国やB国またはその他の国にあるオンラインプラットフォームを経由してB国にあるサプライヤのサービスを購入する。サービスは電子的に提供される（例えば、企業がグラフィックデザイナーのプラットフォーム経由でロゴデザインを注文する場合）。
○	○	○	サービス	B2C	A国にいる消費者が、A国やB国またはその他の国にあるオンラインのプラットフォームを経由してB国にあるサプライヤからサービスを購入する。サービスは電子的に提供される（例えば、音楽配信サービスなど）。
×	×	○	サービス	B2B	A国にある企業がB国のサプライヤにオフラインでサービスを注文し、サービスはその後電子的に提供される（例えば、オーダーメイドのコンサルティングサービス、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービスなど）。
×	×	○	サービス	B2C	A国にいる消費者がB国のサプライヤからオフラインでサービスを購入するが、サービスは電子的に提供される（例えば、オンライン講義形式の教育サービスなど）。
○	○	×	サービス	C2C	A国にいる消費者がA国やB国またはその他の国にあるオンラインのプラットフォームを経由してB国にいる別の消費者からサービスを購入する。サービスは物理的に提供される（例えば、民泊（AirBnB）など）。
○	○	×	物品	C2C	A国にいる消費者がA国やB国またはその他の国にあるオンラインのプラットフォームを経由してB国にいる別の消費者から物品を購入する（例えば、オンラインのマーケットプレイスを経由した中古品の取引など）。

2　同上。
3　OECD（2017）

手段による越境取引のみならず、デジタル化社会を実現するためのデジタル関連製品・サービスの貿易、デジタル関連の知的財産の保護、電気通信インフラへの投資、企業の国外での投資・サービス提供や製品輸出に係るデータの取扱いなど含む広範な論点が関係しており、各通商協定や国際枠組みにおいてデジタル貿易ルールを検討する際は、こうした広範な論点について議論がなされるべきである。

2. デジタル貿易の拡大

デジタル貿易の規模の測定については、一致した手法が存在していないのが現状である。まずは、インターネットを通じたアイディアや情報のやり取りに着目する。世界におけるインターネット利用者数（第Ⅱ-1-1-2 図）は確実に増加し、2016 年には約 34 億人に達している。2007 年から 2016 年にかけての年平均成長率は 10.6％であるが、先進国は 3.7％なのに対し、途上国は 15.6％と、特に途上国において飛躍的に増加している。マッキンゼーによれば、2002 年から 2014 年の間に国境を越えるデータ通信量は 45 倍に拡大し、2021 年までにさらに 9 倍に拡大すると推計している（第Ⅱ-1-1-3 図）[6]。世界中でインターネット利用者が拡大したことに伴い、国境を越えたデータのやり取りやコミュニケーションは確実に増えており、フェイスブックやツイッター、インスタグラムなどを通じた個人間のアイディアや情報の共有に加えて、ビジネスの現場でも、海外の事務所とのインスタントメッセージ等を用いたやり取りが活発になっている。

次に、電子商取引（EC）の拡大である。2016 年の世界の B2C EC 市場規模は、対前年比 122％の約 2.4 兆ドルとなった。今後も年平均 14.9％の成長率で拡大し、2026 年には約 9.7 兆ドルにまで拡大すると推計されている（第Ⅱ-1-1-4 図）。地域別では、2016 年時点でアジア太平洋が世界最大の EC 市場規模を誇り、中でも中国は世界全体の 4 割を占める世界最大の EC 市場国となっている。中国の成長率は 2 位のアメリカと比べても高く、今後も世界の EC 市場を牽引するとみられている。また、人口成長の著しいインドにおいて

第Ⅱ-1-1-2 図　世界のインターネット利用者数推移

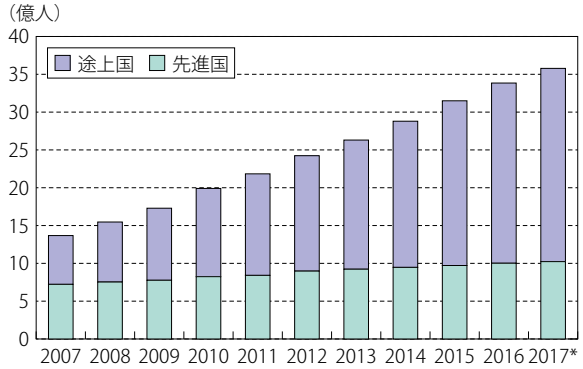

備考：2017 年のデータは予測値。
資料：ITU から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-1-3 図
世界の越境データ通信量及びその将来推計

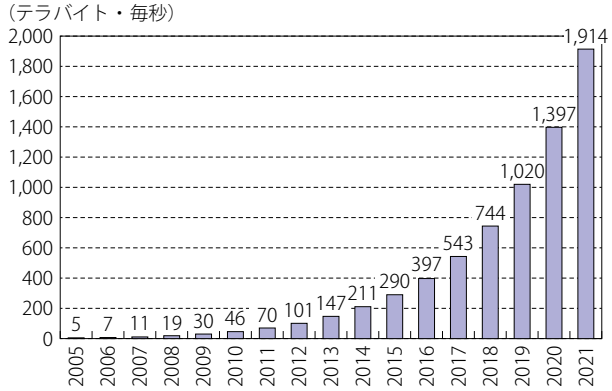

備考：2015 年以降は予測値。
資料：McKinsey Global Institute（2016）「Digital Globalization: The New Era of Global Flows」から作成。

第Ⅱ-1-1-4 図　世界の B2C EC 市場規模推移

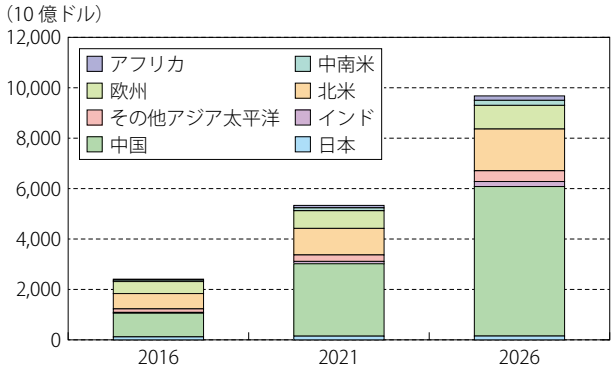

備考：2016 年は実績値、2021 年は eMarketer による推計、2026 年はトランスコスモスによる推計。
資料：eMarketer、トランスコスモスへのヒアリングから作成。

4　USITC（2014）
5　B2C：Business to Consumer（企業対消費者）、B2B：Business to Business（企業対企業）、C2C：Consumer to Consumer（消費者対消費者）の略。
6　McKinsey（2016）

も EC 市場の急速な拡大が見込まれ、2024 年には日本を抜いてアジア太平洋で第 2 位、世界で第 4 位の EC 市場規模となる見込みである。

各国の EC 市場のポテンシャルについては、現在世界最大の市場規模を誇る中国が EC 化率[7]においても世界をリードしている。イギリスや韓国は中国に次いで高い EC 化率であり、成長率でみても 10%前後と安定的な成長が望める。アメリカやドイツ、日本などのその他の先進諸国も市場規模が大きく、比較的高い EC 化率となっており、平均して 5～10%程度の成長が見込まれている。また、注目すべきは市場規模こそ小さいものの、今後高い成長が見込まれる新興国である。新興国では、物流や通信など社会インフラの整備が急速に進んでおり、急速な成長が期待されている（第Ⅱ-1-1-5 図）。

各国における EC 市場の拡大に呼応する形で、越境 EC の市場規模も拡大している。例えば西欧諸国においては、海外の EC サイトから商品を購入する割合が 50%[8]となっており、イギリスやドイツなど域内の EC サイトに加えて、中国や米国の EC サイトの利用も盛んである。世界の越境 EC 市場規模は、2014 年に 2,360 億ドルとなり、その後も拡大を続け、2020 年には 9,940 億ドルに上る見込みである。また、越境 EC 利用者数に関しては、2014 年時点では約 3 億人程度だが、2020 年には約 3 倍の 9 億人を超える見通しとなっている（第Ⅱ-1-1-6 図）。

こうした世界における EC 市場の拡大の背景には、従来のパソコンを通じた取引に加えて、携帯電話の普及が背景にある。世界の人口 100 人当たりの携帯電話の保有数は 2000 年には 12 台程度に過ぎなかったが、2016 年には人口とほぼ同数の携帯電話が保有されている（第Ⅱ-1-1-7 図）。また、もう一つの重要な背景として、オンライン決済の手段も多様化している。2015 年の世界におけるオンラインの決済手段はクレジットカードやデビットカードによるカード決済が 42%を占めていたが、2020 年には E ウォレット[9]やそ

第Ⅱ-1-1-5 図　各国の B2C EC 市場のポテンシャル

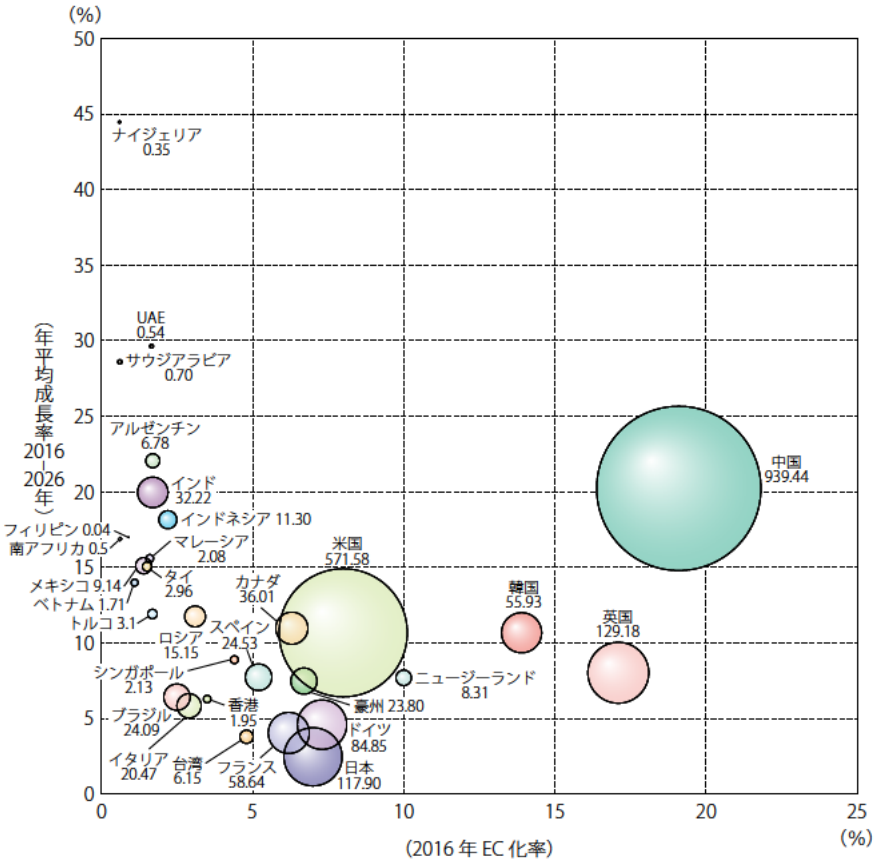

備考：円の大きさは EC 市場規模（10 億ドル）。データは 2016 年。ただし、中東アフリカ地域の市場規模・EC 化率は 2014 年、年平均成長率は 2014-2025 年。
資料：eMaketer、トランスコスモスへのヒアリングから作成。

7　全ての商取引金額に占める EC 市場規模の割合。
8　PayPal (2016)

の他の決済手段がその重要性を増す見込みである（第Ⅱ-1-1-8図）。途上国においては、銀行の店舗網が充実していない地域も多く、また、クレジットカードの保有が困難な所得層が多いことから、銀行口座を介しない決済手段としてモバイルマネーの活用が進んでいる。特にサブサハラアフリカ地域では携帯電話の普及に伴ってモバイルマネーが代表的な決済手段となりつつあり、モバイルマネーの口座保有率はクレジットカード保有率の４倍を超えている（第Ⅱ-1-1-9表）。例えば、サブサハラアフリカにおける代表的なモバイルマネーとしてケニアのM-PESA（エム・ペサ）があり、携帯電話のショートメッセージサービスを通じて送金や引き出し等を行うことができるが、銀行口座とは紐づいていない。利用者は全国各地にあるM-PESAの代理店[10]で手軽に利用に係る手続を行うことができる。一方、中国においては、主に既存の銀

第Ⅱ-1-1-6図　世界の越境EC市場規模

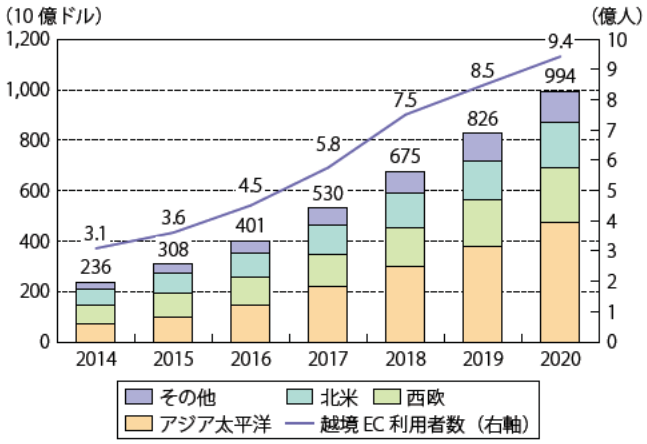

備考：推計値。
資料：Accenture and Alibaba Research（2015）から作成。

第Ⅱ-1-1-7図
人口100人当たりの携帯電話保有台数（世界）

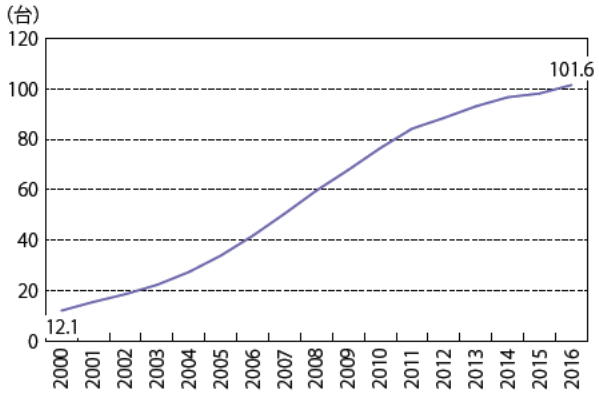

資料：世界銀行から作成。

第Ⅱ-1-1-9表　地域別支払手段（2014年）[11]

	モバイルマネー口座（%、15歳以上）	金融機関における口座（%、15歳以上）	クレジットカード（%、15歳以上）
先進国	–	90.6	48.9
途上国	–	–	–
東アジア・太平洋	0.4	68.8	12.5
ヨーロッパ・中央アジア	0.3	51.4	18.5
ラテンアメリア・カリブ諸国	1.7	51.1	21.6
中東	0.7	14	2.1
南アジア	2.6	45.5	3.3
サブサハラアフリカ	11.5	28.9	2.7
世界	2.0	60.7	17.6

資料：UNCTADから作成。

第Ⅱ-1-1-8図　世界のオンライン決済手段（2015年と2020年の比較）

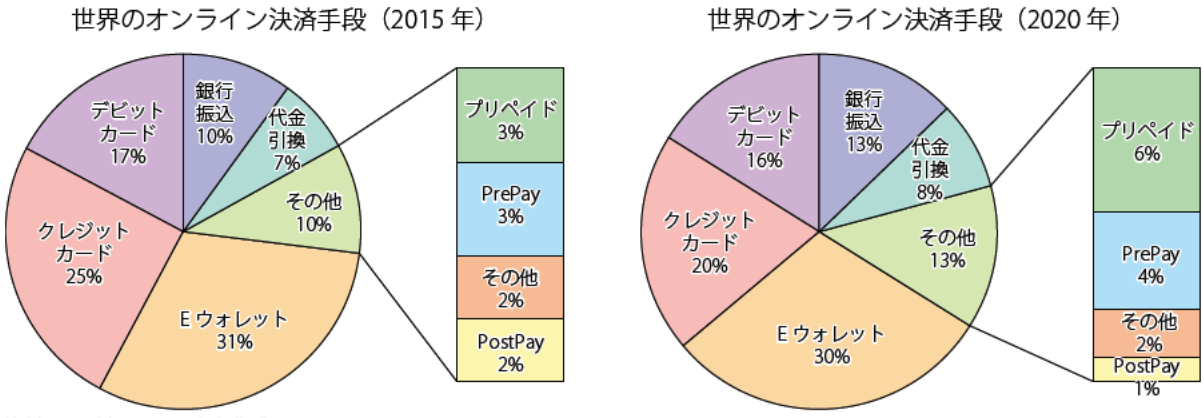

資料：Worldpay 2016から作成。

9　オンラインショップなどを利用する際、利用者のクレジットカード情報や電子マネー情報、パスワード、購入品の送付先住所などを管理するソフトウェア又はサービスを指す。
10　携帯電話会社Safaricomのショップや各種商店など。
11　第Ⅱ-1-1-9表におけるモバイルマネー口座数はGSM協会（GSMA）の銀行口座を持たない顧客向けのモバイルマネーを過去12か月間の金銭の支払及び受取に利用した回答者数を指す。（https://www.worldbank.org/content/dam/Worldbank/Research/GlobalFindex/PDF/Glossary.pdf）

行口座やクレジットカードとの紐づけを行うことで携帯電話等での決済を可能にするアリペイ（支付宝）やウィーチャットペイ（微信支付）といった電子決済手段が電子商取引市場の成長を支えている。

UNCTADは各国のECの環境整備の状況などに基づいて、各国・地域のB2CのECを指標化し、ランキング形式で公表している。これによれば、1位のルクセンブルグをはじめ高所得国がトップ10（第Ⅱ-1-1-10表）を占めている。これらの国は、インターネット利用率、口座保有率[12]、サーバー設置台数、郵便配達信頼度の各分野において、ほぼ全ての国が9割以上の達成率を実現しており、ECが普及する素地が整っている。実際に、上位にランキングされている国は総じてオンラインショッピングの利用率（第Ⅱ-1-1-12図）が高いことが伺える。一方で、物理的な店舗網が充実している日本や韓国においては、オンラインショッピングの利用者数は他の上位国に比べて相対的に少ないといった事情も伺われる。また、このランキングを途上国に絞ってみると、韓国、香港、シンガポール、マレーシア、タイといったアジア諸国が上位を占めている（第Ⅱ-1-1-11表）。途上国ではまだオンラインショッピングの普及率は低水準にとどまっており（第Ⅱ-1-1-12図）、取引の信頼性の確保など、解決すべき課題があると考えられる。

世界におけるオンラインショッピングを商材別にみると（第Ⅱ-1-1-13図）、世界平均で半数以上（55%）の人が衣類等のファッション関連製品についてオンラインでの購入を行ったことがあると回答しており、また、書籍・音楽・文具（50%）、旅行商品又はサービス（49%）、イベントチケット（43%）の購入も多かった。食品等の非耐久消費財については、保存期間が短いことからオンラインでの購入が敬遠される傾向にあるが、韓国や英国では37%の人が生鮮食品の購入実績がある[13]と回答している。オンラインショッピング

第Ⅱ-1-1-10表
UNCTAD B2C EC関連指標（上位10か国／2017年）

順位	国名	インターネット普及率 %	口座保有率（15歳以上） %	サーバー設置台数（100万人当たり） 台	郵便配達信頼度 点
1	ルクセンブルグ	97	96	98	94
2	スイス	89	98	100	99
3	ノルウェー	97	100	96	93
4	オランダ	90	99	99	95
5	韓国	93	94	96	99
6	英国	95	99	92	95
7	スウェーデン	92	100	94	93
8	日本	92	97	89	97
9	ドイツ	90	99	93	92
10	ニュージーランド	88	100	90	95

資料：UNCTADから作成。

第Ⅱ-1-1-11表
UNCTAD B2C EC関連指標（途上国上位10か国／2017年）

順位	国名	インターネット普及率 %	口座保有率（15歳以上） %	サーバー設置台数（100万人当たり） 台	郵便配達信頼度 点
5	韓国	93	94	96	99
16	香港	87	96	88	92
18	シンガポール	81	96	87	97
23	UAE	91	84	79	96
38	マレーシア	79	81	66	82
39	モーリシャス	53	82	71	96
42	トリニダード・トバゴ	73	76	67	75
45	サウジアラビア	74	69	59	75
46	イラン	53	92	45	86
48	タイ	48	78	54	93
65	中国	53	79	49	57

資料：UNCTADから作成。

第Ⅱ-1-1-12図
オンラインショッピングの利用者数

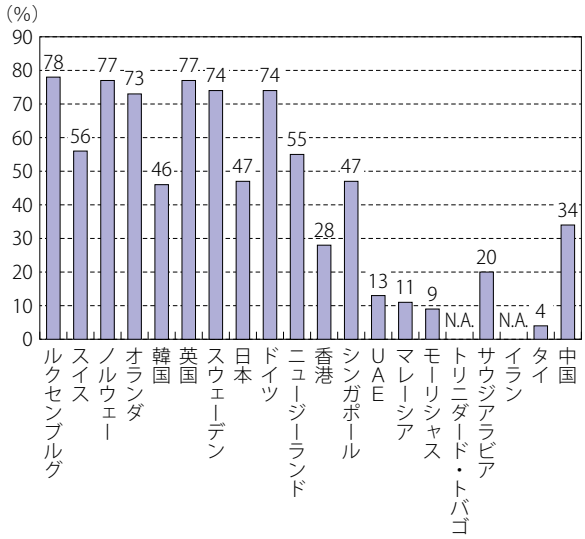

備考：人口比（%）、2016年。
資料：UNCTAD「B2C E-commerce Index 2017」から作成。

12　第Ⅱ-1-1-10～11表における口座保有率は銀行等の金融機関における口座数とモバイルマネー口座数を含む。
13　Nielsen（2016）

では、商品の多様さから個人のニーズにより細かく対応できるメリットがあることから、現在は取引が少ない分野においても、今後の電子商取引市場の成熟によって取引規模が拡大する可能性があるものと思料する。

第Ⅱ-1-1-13 図
オンラインで購入したことのある品目（世界平均）

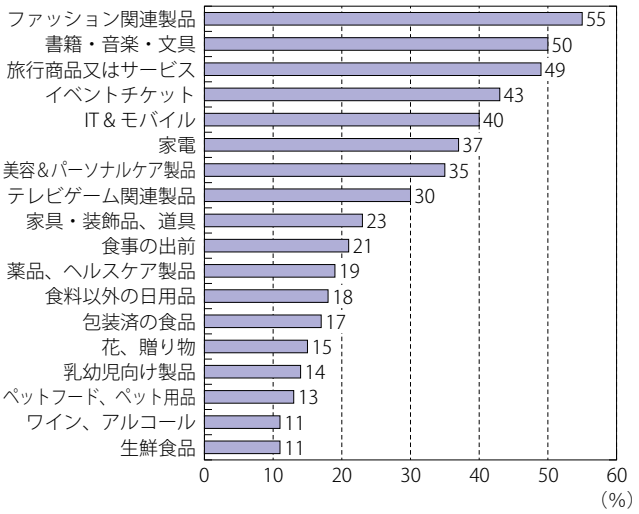

資料：Nielsen,「Global Connected Commerce」,（2016/1）

3. 世界的 IT プラットフォーム企業の台頭

デジタル貿易の拡大とともに存在感を増しているのが、EC やクラウドコンピューティングサービスの IT プラットフォームを提供する世界的企業である。2018 年 1 月時点の世界の時価総額ランキングをみると、上位 10 社にアップルやグーグルの親会社であるアルファベット、アマゾン、フェイスブック、テンセント、アリババといった米中の IT プラットフォーム企業が名を連ねている（第Ⅱ-1-1-14 表）。10 年前の 2008 年時点では、石油・ガス等の資源事業、銀行業に加えて、中国移動や AT&T といった通信事業者がランキングに入っており、携帯電話の普及率の飛躍的な上昇を背景に通信インフラを提供するビジネスの時価総額が高く評価される傾向にあったが、近年では、その情報通信網を介して提供されるオンラインサービスへの注目

第Ⅱ-1-1-14 表　世界時価総額ランキング（2008 年と 2018 年の比較）

2008 年					2018 年				
#	企業名	国	セクター	時価総額（百万ドル）	#	企業名	国	セクター	時価総額（百万ドル）
1	ペトロチャイナ	中国	石油・ガス	723,998	1	アップル	米国	コンピュータハードウェア	825,593
2	エクソンモビール	米国	石油・ガス	511,887	2	アルファベット	米国	オンラインサービス	731,933
3	ゼネラルエレクトリック	米国	産業コングロマリット	374,637	3	マイクロソフト	米国	ソフトウェア	686,283
4	中国移動（チャイナモバイル）	香港	ワイヤレス通信サービス	354,245	4	アマゾン	米国	百貨店	671,084
5	中国工商銀行	中国	銀行	339,004	5	フェイスブック	米国	オンラインサービス	512,471
6	マイクロソフト	米国	ソフトウェア	333,054	6	テンセント	中国	オンラインサービス	497,697
7	ガスプロム	ロシア	石油・ガス	331,964	7	バークシャーハザウェイ	米国	損害保険	491,154
8	ロイヤルダッチシェル	オランダ	石油・ガス	264,764	8	アリババ	中国	オンラインサービス	454,451
9	AT&T	米国	ワイヤレス通信サービス	252,051	9	JP モルガンチェース	米国	銀行	387,707
10	中国石油化工	中国	石油・ガス	249,659	10	中国工商銀行	中国	銀行	354,750

備考：2008 年 2 月 12 日時点、2018 年 1 月 1 日時点。
資料：Thomson Reuters から作成。

が集まっていることが特徴である。また、S&P500の構成銘柄に含まれるITプラットフォーム企業数は順調に拡大し、2014年には14社となり、2020年には25社程度にまで拡大すると見込まれている（第Ⅱ-1-1-15図）[14]。

ITプラットフォーム企業は複数のグループのニーズを仲介することによって、グループ間の相互作用を喚起し、その市場経済圏を作る産業基盤型のビジネスモデルである[15]。21世紀に入り、様々なタイプのITプラットフォーム企業が活躍しており、技術革新や取引コストの削減を通じて経済社会の発展に貢献している。

ITプラットフォーム企業は、大きく分けて、交換型、メーカー型の二種類のプラットフォームを提供する企業に分類[16]されるとされている。交換型プラットフォームは、消費者とプロデューサーの直接取引を最適化することで価値を提供するプラットフォームであり、1対1あるいは多くても1対複数人（あるいは複数人で構成されるグループ）の取引を前提としている。例えば、モノやサービスの交換、決済や投資に用いられるプラットフォーム、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等がこれに当たる。メーカー型プラットフォームは、プラットフォームを介して商品を提供したいと考えているプロデューサーが、自身が作った商品を大規模なオーディエンスに向けて公開又は頒布できるようにすることで価値を生み出すプラットフォームである。具体的には、動画共有サービスや顧客関係管理（CRM）用のクラウドサービスの提供などがある。

ITプラットフォーム企業が従来型のビジネスと違う点は、ITプラットフォームはあくまで、取引のためのネットワークを構築し、取引を円滑化させる役割を担っている点である。ITプラットフォーム企業と対照的なのが、直線的企業（linear companies）とよばれる従来型の企業である[17]。直線的企業は、生産したモノやサービスをサプライチェーンの下流に向かって販売することからこう呼ばれ、製造業や小売業、流通業、サービス業など、20世紀を支配した多くの業種がこれに当たり、垂直的に統合された巨大組織を形成していた。直線的企業は、その商品を製造し、消費者に届けるために、工場や流通センターといった物理的な資産を構築している。直線的企業がビジネスを拡大するためには、在庫やそれを管理する人材を増やすための相応のコストが必要となる。一方で、ITプラットフォーム企業は、ネットワークを通じて企業と個人を結びつけることにより、こうしたコストを極限まで減らすことを可能にした。それが、成長を加速させている一つの理由である。例えば、有名ホテルチェーンが宿泊できる部屋を増やそうとすれば、新たに建物を建築し、サービスする人材を増やす必要があるが、民泊サービスを提供するITプラットフォーム企業が部屋を増やすためには、誰かが新たにウェブ上に宿泊先

第Ⅱ-1-1-15図　S&P500におけるITプラットフォーム企業数推移

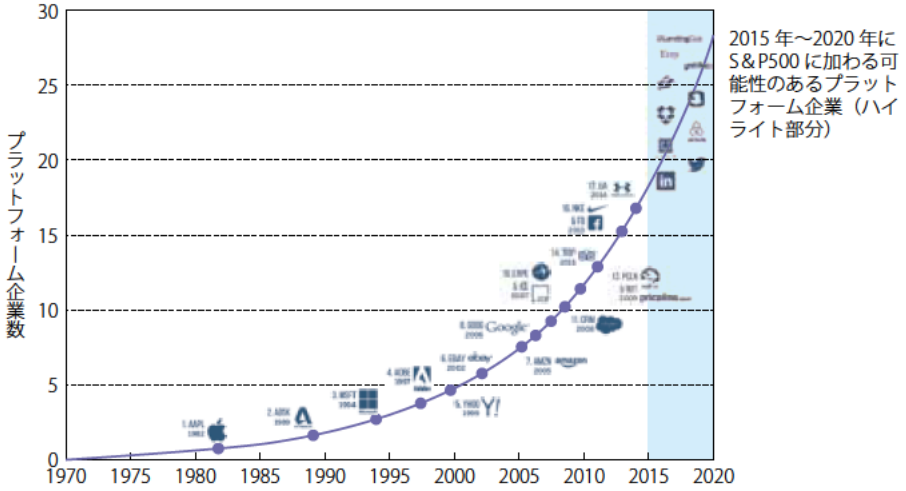

資料：Alley Watchから引用。

14　Alley Watch、「起業家がプラットフォームビジネスモデルの利点を生かすべき5つの理由」、2015年7月20日、（http://www.alleywatch.com/2015/07/5-reasons-entrepreneurs-should-take-advantage-of-the-platform-business-model/）
15　平野、ハギウ（2010）
16　ITプラットフォーム企業の特徴については、モザド、ジョンソン（2018）に詳しい。
17　モザド、ジョンソン（2018）は、直線型企業を「プロダクト企業」と「サービス企業」に分類している。

第Ⅱ-1-1-16図　直線的企業とITプラットフォーム企業の平均費用曲線

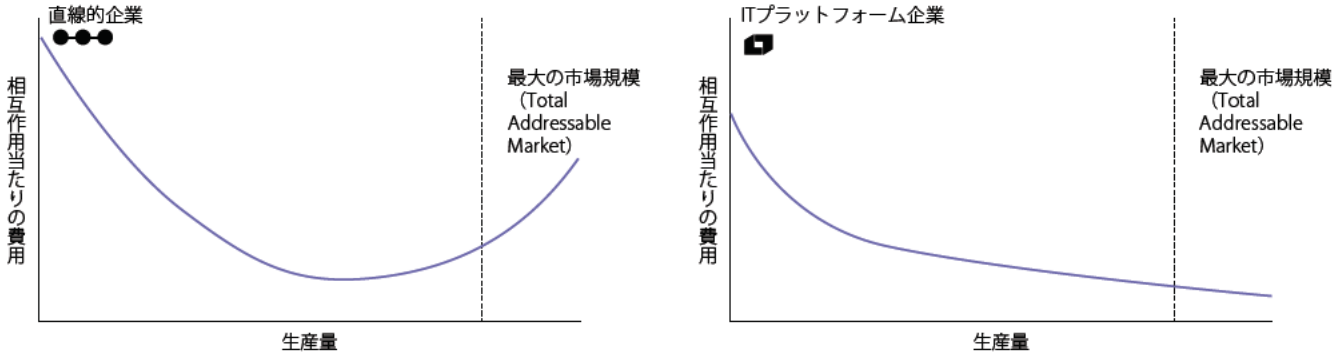

資料：『プラットフォーム革命』（英治出版：2018）から引用。

リストを追加するだけである。直線的企業の費用は、事業規模の拡大に伴って増加傾向にある一方、ITプラットフォーム企業の費用は、対数的に同水準を維持する傾向にある（第Ⅱ-1-1-16図）。

また、直線的企業が生み出した価値の流れは生産者から消費者に販売されるという一方通行的な流れであったのに対し、ITプラットフォーム企業による価値の流れはネットワーク内で多方向に移動する。例えば、オンラインのマーケットプレイス一つとっても、商品を供給するユーザーはあらゆるところに存在している。直線的企業の場合、顧客が一人増えることは、商品又はサービスの買い手が一人増えることを意味するに過ぎなかったが、ITプラットフォーム企業にとってユーザーが一人増えることは、ネットワーク内に既に存在する全てのユーザーとの関係を構築することを意味しており、新たな価値の創造の可能性を飛躍的に拡大させることとなった。

世界のITプラットフォーム企業は様々な新しいビジネスを生み出している。ITプラットフォーム企業がもたらすテクノロジーは取引コストを下げ、ボトルネックとなる様々な障壁を取り除くだけでなく、世界中に遍在する単体ではほとんど価値のない膨大なデータや資源を収集し、結びつけることによって、多様な価値を生み出している。例えば、パソコンやスマートフォンで利用されている検索エンジンのほか、ウェアラブル端末とヘルスデータのプラットフォーム、コネクテッドカーやコネクテッドホームのプラットフォームなど、様々な新しいビジネスが提供されている。

また、経済インフラや豊富な実店舗が整備されていない途上国においては、ITプラットフォーム企業の躍進はより劇的であり、中国のアリババ、テンセント、バイドゥ、ブラジルのメルカドリブレ、インドのフリップカート、ナイジェリアのジュミアといったように、現地のニーズを捉えた企業が各国において大きなシェアを占めている。

4. デジタル貿易の課題

デジタル貿易の進展とともに、国際的なルール形成の必要性も高まっている。情報の自由な流通の促進は、新たな技術革新やビジネスモデルを生み出し、人々の生活の質を向上させるといった好循環を生み出している。一方で、サイバー空間における様々な活動が増加する中で、個人情報や企業秘密の漏洩など、サイバーセキュリティに関する懸念も増大している。一部の国では、こうした懸念に対応すべく越境データの自由な流通やサーバーの設置場所に対して制限を課すといった、デジタル保護主義的な動きも出てきている。国境を越えたデータフローに関する各国の規制は過去20年ほどの間に急激に増えた（第Ⅱ-1-1-17-1図）[18]。欧州が1970年代から関連規制を漸進的に増加させているのに対し、足下の状況をみるとアジア・太平洋地域における整備が急速に進んでいることが伺える。1972年から2017年までの累積規制数について、国別、地

18　Ferracane（2017）. ECIPEは64の国と地域から87の規制を抽出の上、Digital Trade Estimates（DTE）を作成。

第Ⅱ-1-1-17-1 図
越境データフローに係る規制数（推移）

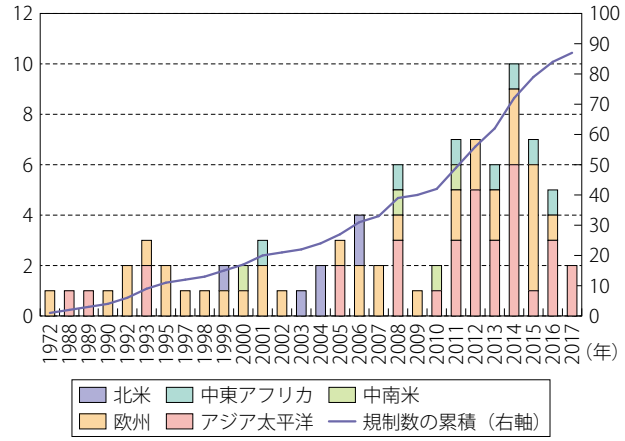

備考：年は規制は施行時点または改正時点。ECIPE の調査に基づく。
資料：ECIPE, Digital Trade Estimates から作成。

第Ⅱ-1-1-17-2 表
越境データフローに係る規制数（国・地域別内訳）

	規制数	シェア
欧州	37	42.5%
ドイツ	5	5.7%
ロシア	5	5.7%
アジア太平洋	33	37.9%
中国	9	10.3%
中東・アフリカ	7	8.0%
北米	6	6.9%
カナダ	5	5.7%
米国	1	1.1%
中南米	4	4.6%
合計	87	100.0%

備考：2017 年時点で導入されている規制数。5 以上の規制がある国は個別に表示（米国除く）。
資料：ECIPE, Digital Trade Estimates から作成。

域別の内訳をみると、アジア・太平洋の中でも中国による規制整備が目立っており、1972 年からの累計で 9 つの規制が導入されている。また、欧州地域では、ロシアやドイツもそれぞれ 5 つずつ計上されていることが特徴として挙げられる（第Ⅱ-1-1-17-2 表）。デジタル貿易を健全に発展させるためには、こうしたデジタル貿易の正の側面と負の側面のバランスがとれるようなルール整備が不可欠である。

（1）データローカライゼーション規制

国境を越えたデータ移転に関する制限をデータローカライゼーションという。個人情報やビジネスに関する情報を国外に移転する際の制限や、国内にサーバーの設置を求める国内データ保存要求、データの加工を国内において実施することを求める国内データ加工要求などの措置がある[19]。データローカライゼーション規制はその規制内容（ハードの設置要求、情報を海外に移転する際の要件等）や、対象となる情報の種類（個人情報[20]、非個人情報）、データ主体（民間事業者、政府機関、民間・政府の双方、あるいは金融事業者、通信事業者、インターネット事業者等）などにおいて多様である[21]。例えば、個人データの越境移転については、「原則自由」の米国、「原則、本人の同意が必要」の日本がある中、EU は「原則第三国が十分な保護基準を確保していると欧州委員会が認める場合に限る」としている。また、中国は「原則制限」としており、個人データや重要データ（27 分野と過度に広い）は国内保存義務がある[22]（第Ⅱ-1-1-18 表）。また、中国では、サイバーセキュリティ法が 2016 年 11 月に成立、2017 年 6 月に施行[23]され、関連弁法やガイドラインが続々と発表されている。これらの法令は、重要インフラ事業者に対する重要データの国内保存の義務付けや、ネットワーク製品の中国国家規格の強制的要求事項への準拠といった内容を含んでいる。また、ベトナムにおいて、通信・インターネットサービスを提供する外国企業に対する個人情報及び重要データの国内保存義務などを盛り込んだサイバーセキュリティ法案が 2017 年 6 月に公表された。しかし、こうしたデータローカライゼーション規制により、経済に深刻なマイナスの影響を及ぼすとの試算結果もある。例えば、欧州国際政治経済研究所（ECIPE）は、データローカライゼーション及び関連規制による GDP へのマイナスの影響を、①データ処理に係る事務手続コストの上

19 データローカライゼーションには確立した定義はないが、本稿では、データのグローバルな移転を制限し、国内に留めさせる広義の措置を指す。狭義の定義においては、国内データ保存要求と国内データ加工要求の 2 つを指す。広義の定義については Chander（2014）、狭義の定義については Crosby（2016）等を参照。
20 個人情報の中でも、金融・信用情報や医療情報など、データローカライゼーション規制の対象となる部分は国・地域によって異なる。
21 経済産業省委託調査「デジタル貿易に関連する規制等に係る調査」（2018）
22 Albright Stone Bridge Group（2015）はデータローカライゼーション規制の強さについて、データの国内保存の義務付けやデータの越境移転に対する制限の有無、規制の対象分野などの観点から分類。ロシア、中国、インドネシア、ブルネイ、ナイジェリア、ベトナムで最も厳しいデータローカライゼーションが取られていると言及。また、USITC（2014）による企業へのアンケート調査では、ナイジェリア、アルジェリア、中国、バングラデシュ、ロシア、パキスタン、パラグアイ、ルーマニア、ベトナム、ウクライナについて、回答企業の 3 割以上がデジタル貿易に係る障壁に直面しているとの結果を公表。
23 データ移転関係は 2019 年 1 月に施行予定。

第Ⅱ-1-1-18 表　個人データ・非個人データの越境移転の現状整理

	米国	日本	EU	中国
個人データの越境移転	原則自由 〈一般的な法規制はなし〉 ※行政分野に例外あり	原則、本人同意が必要 〈個人情報保護法〉 ●以下の場合を除き本人同意が必要。 ・国：施行規則における指定 ・事業者：企業単位の適合に基づく場合等 ※ヘルスケア分野に例外あり	〈一般データ保護規則（GDPR）〉 ●以下の場合を除き本人同意が必要。 ・国：十分性認定 ・事業者：標準契約条項（BCR）、拘束的企業規則（SCC） ※行政、ヘルスケア、金融、電気通信分野等に例外あり	原則制限 〈サイバーセキュリティ法〉 ●国外への提供が業務上必要であっても、 ✓本人の同意がない ✓政治、経済、科学技術、国防上リスクがある ✓その他政府が認める時は移転ができない。 ●個人データ、重要データは国内保存義務。 ●「重要データ」は 27 分野＋その他重要と認められる分野、とされており、過度に広い。 ※「重要情報インフラ」とは、政府機関、エネルギー、財政、輸送、水利管理、保険医療、教育、社会保障、環境保護、公益事業、電気通信ネットワーク、ラジオ、テレビ、インターネット、国防科学技術、大規模機器、化学薬品、食品及び製薬産業、科学研究、報道機関
産業データの越境移転	原則自由 〈一般的な法規制はなし〉	〈一般的な法規制はなし〉	公共の安全等を除き、自由 〈非個人データの自由移動に関する枠組みに係る規制案〉 ※行政、ヘルスケア、金融、電気通信分野等に例外あり	

昇等が国内価格や生産性（TFP）[24]に及ぼす影響、②データセンターの設置義務等の貿易障壁が追加されることによる国別のコスト増、③規制によって市場への参入が制限されることによる国内外からの投資減の影響の３つの視点から分析の上、算出している（第Ⅱ-1-1-19 図）。これによれば、各国に分野横断的なデータローカライゼーション規制が課された場合、GDP に▲ 0.7％～▲ 1.7％の影響があるとされている[25]。また、企業レベルにおいても、データローカライゼーション規制の導入を検討している国々においては、データ処理に係るコストが 30％～60％上昇するとの分析もある[26]。本来、データを取り扱う企業は、クラウドコンピューティングや世界中に張り巡らされているシームレスなインターネットを通じて、データの管理や処理を集中的に行うことで、規模の経済を享受することができるが、データローカライゼーション規制によって、これが損なわれることが理由である。さらに、コストの上昇は、オンライン取引を通じて販路の拡大や海外展開を実現しようとする中小企業の収益を圧迫する可能性があると同時に、スタートアップ企業の参入障壁にもなりうる。経済的な側面以外では、言論の自由や社会的流動性[27]、政治運動や社会運動への市民参加を妨げる可能性も指摘されている[28]。

第Ⅱ-1-1-19 図
データローカライゼーション及び関連規制が導入された場合の GDP への影響

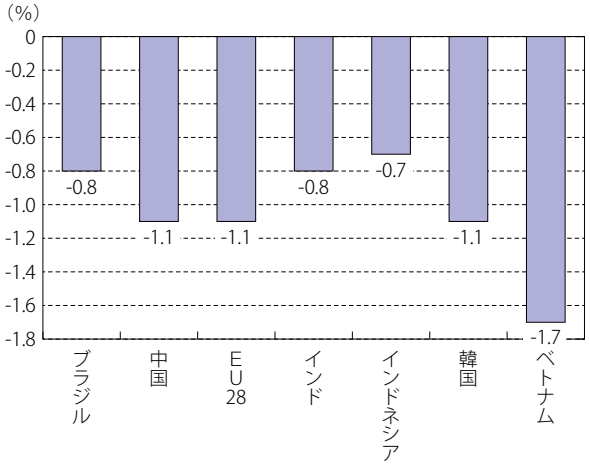

備考：データローカライゼーションを含むデータ利用規制が各国の全セクターに導入された場合の試算値。
資料：The Cost of Data Localization: Friendly Fire on Economic Recovery（ECIPE）から経済産業省作成。

24　TFP（Total Factor Productivity：全要素生産性）は、経済成長の要因のうち、技術の進歩や生産の効率化など、資本や労働の量的変化では説明できない部分の寄与度を表す指標。
25　ECIPE は、レポート公表（2014 年）時点において各国で導入されているデータローカライゼーション規制を前提としたシミュレーションをシナリオ 1、シナリオ 1 に加えて分野横断的（to all sectors）なデータローカライゼーション規制が課された場合のシミュレーションをシナリオ 2 として掲載。本稿においては、シナリオ 2 を引用した。
26　Leviathan Security Group（2015）
27　一般に、社会的流動性が低下すると、貧困などが世代を超えて固定化したり、職業選択の自由が損なわれるとされる。
28　Ankeny（2016）（http://www.itic.org/news-events/techwonk-blog/the-costs-of-data-localization）

(2) 個人情報保護

現在多くの国で採用されているデータローカライゼーション規制の対象は主に個人情報に関するものであり、移転先国のデータ保護レベルが自国と同等である場合に限ってデータ移転を認める相互主義の動きが広がっている。各国で個人情報保護に係る法制度が整備されていることに加え、国際枠組みにおいても、OECDによるプライバシーガイドライン[29]やAPECにおける越境プライバシールール（CBPR：Cross Border Privacy Rules）[30]の採択が行われている。OECDプライバシーガイドラインにおいては、8つの原則（①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則）に基づき、個人情報が適切に管理されるよう定められており、EUやAPECなどのルールもこれに倣う形となっている[31]。

APECは2004年にAPECプライバシー原則を定め、これに基づく国内個人情報保護制度の策定をAPEC参加国・地域（エコノミー）に推奨してきた。その後、国境を越えて移転する個人情報保護の必要性の高まりを受けて構築されたのがCBPRであり、APEC21ヶ国・地域のうち、米国、日本、カナダ、メキシコ、韓国、シンガポールの6ヶ国が参加している。CBPRはAPEC域内における企業等の越境個人情報保護に関する取組に対して、APECプライバシー原則への適合性を認証する役割を担っている。申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等に関して自己審査を行い、その内容についてあらかじめ認定された中立的な認証団体（アカウンタビリティ・エージェント（AA）：民間団体又は政府機関）から審査を受け、認証を受けることが可能になる。日本では一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）がAAに認定されている。

EUにおいては、EU一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）が2016年5月24日に発効した[32]。GDPRは欧州経済領域（EEA：European Economic Area、EU加盟国28ヵ国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）域内におけるデータ処理と、EEA内からEEA域外の第三国への個人データの移転について、原則当該第三国が十分な保護水準を確保していると欧州委員会が認める場合に限るとしている。個人情報をEU域外に持ち出すためには、本人（データ主体）の同意を得るか、「標準契約条項」（SCC：Standard Contractual Clauses）または「拘束的企業準則」（BCR：Binding Corporate Rules）を締結する必要がある。SCCとは、各国個人情報保護法の適用対象となる個人データを、十分なレベルの個人データの保護が確保されているとみなされないEEA外の国へと移転する際に、当該個人データに十分な保護を提供するための法的手段である。別の角度から説明すれば、SCCとは、欧州委員会によって決定されたデータ移転の契約書の雛形であり、EEA内のデータ輸出者とEEA外のデータ輸入者の二当事者間で、当該雛型を使ってデータ移転契約を締結することで適切な保護措置を提供し、適法なデータ移転を可能とするものである。BCRは、事業体グループ又は共同経済活動に従事する事業体グループ内で、一カ国又は複数の第三国における管理者又は処理者に対して個人データの移転又は一連の個人データの移転を行うため、加盟国の領域上にある管理者、又は処理者によって遵守される個人データ保護方針を指す[33]。監督機関によって承認されたBCRに企業が従っている限りにおいて、EEA外に対しても企業グループ内での適法で自由なデータ移転が可能となる[34]。なお、日本とEUは、2018年の早い時期までに相互の円滑な個人データ移転の枠組み[35]を構築することを目指して対話を行っている。

(3) セキュリティ強制規格採用要求、ソースコード開示要求

データローカライゼーション以外にも、デジタル貿易の発展を阻害する可能性のある規制について触れたい。

29 OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data（http://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheprotectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm）
30 APEC Cross-Border Privacy Rules（CBPR）System（http://www.cbprs.org/）
31 その他の多国間の枠組みとして、環太平洋経済連携協定（TPP）の電子商取引章や、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の個人データ保護法の規定がある。詳しくは、経済産業省委託調査「越境データフローに係る制度等の調査研究」（2016）を参照。
32 ただし、行政罰を伴う適用開始は2018年5月25日と定められており、これが実質的な「施行日」である。
33 GDPR4条（20）。
34 日本企業ではSCCの活用が進んでいる他、楽天グループが策定したBCRがルクセンブルグのデータ保護機関（CNPD）による承認を2016年12月に日本企業として初めて受けた。https://corp.rakuten.co.jp/news/update/2016/1226_02.html
35 EUから日本に対して十分性認定を行うこと及び日本からEEAに対して我が国の個人情報保護法第24条に基づく外国指定を行うこと。

まず、セキュリティ強制規格の問題がある。これは、海外から輸入される製品・サービスについて安全性を担保する目的で法律に基づいて義務付けられた規格である。特にサイバー犯罪による被害や情報漏洩に対する安全性を担保する目的で、電気通信機器やIT製品、ソフトウェアサービスに定められる場合がある。セキュリティ強制規格等に関する国際的なコンセンサスの一つであるWTO・TBT協定は、差別的な国内規格の適用や、貿易に障害をもたらす目的での規格は認めておらず、また正当な理由がない限り、国際規格を基礎として作成することを推奨している。

また、国境を越えて取引されるデータについて、ソフトウェアの設計図にあたる「ソースコード」の開示要求がなされる場合がある。例えば、中国、インドネシア、ブラジル[36]は政府調達を対象としてソースコードの開示規定を設けている。法令上の措置に加え、中国では、コンピュータソフトや現金自動支払機（ATM）のソースコードの開示を事実上求める動きや、ロシアについても大手テクノロジー企業に対するソースコードの開示要求の動きがあるとされている[37]。TPPや日EU・EPAにおいては、ソースコードの開示要求の禁止が条文上盛り込まれた。

このように、デジタル貿易を巡って対処すべき課題は様々であり、情報の自由な流通を含む、時代のニーズに応じた国際ルールの形成が急務となっている。

(4) ITプラットフォーム企業をめぐる競争・消費者保護政策上の課題

ITプラットフォーム企業の台頭に伴い、広告業界、金融業界、通信放送業界などを中心に、既存の業種との公正な競争環境の確保や、消費者保護、安全確保など様々な観点から、ITプラットフォーム企業に対する規制が各国において課されている。例えば、オンライン広告に関する規制、データを活用したコンサルティングに関する規制、配信コンテンツの内容に関する規制、決済（課金システム）に関する規制などがこれに当たる。その他にも、免許取得等に係る外資出資比率に関する規制や独占禁止法など、各国市場への参入規制等がITプラットフォーム企業の事業活動に大きな影響を与えている。

例えば、EUは2015年5月のデジタル単一市場戦略（DSM）と、2016年5月のプラットフォーム政策文書で、ITプラットフォーマー企業に対する体系的な方針を示した後、決裁サービス指令（PSD/PSD2）や視聴覚メディアサービス指令の改正、GDPRの施行、オンライン仲介サービスにおける透明性・公正性の促進に関する規則案の公表などを行った（第Ⅱ-1-1-20図）。また、EU競争総局による競争法の適用執行として、アマゾン電子書籍に対して最恵国待遇条項の調査、グーグルに対する巨額の制裁金の通告を行い、さらに、デジタル課税として電子経済上の法人税ルールの変更案の提示などを行った。

このように、ITプラットフォーム企業をめぐる競争・消費者保護政策上の課題に対しては、各国、国際レベルにおいて制度整備の途上にあり、今後の動向が注目される。

36　ベトナムで公開されたサイバーセキュリティ法案も、確実な適用範囲は不明確なものの、主に政府調達を対象とした認証等を求めている模様。
37　各種報道等による。

第Ⅱ-1-1-20 図　EU の体系的な方針と規制の見直し等

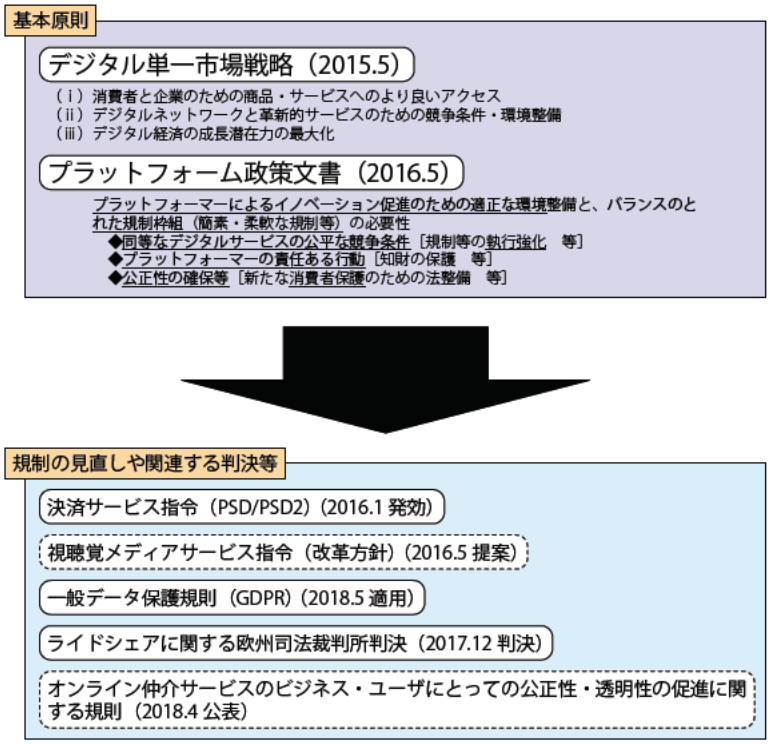

第2章 新興・途上国経済の台頭

第1節 世界経済における新興・途上国の役割の変化

第2節 世界的な過剰生産能力問題への対応

第2章 新興・途上国経済の台頭

第1節 世界経済における新興・途上国の役割の変化

1. 世界の経済成長に果たす新興・途上国の役割の増加

第1部第1章で足下の世界経済の動向について見たが、本節では世界経済を先進国[38]と新興・途上国に分けた時に新興・途上国の役割が中長期的にどのように変化してきているか、マクロ的な観点からGDP、貿易及び直接投資の順に見てみることにしたい。

まず、第Ⅱ-2-1-1-1図は世界の名目GDPの1980年から2017年までの推移とともに、新興・途上国のシェアを取ったものである。これを見てみると、世界の名目GDPはリーマンショック等により一時的な落ち込みはあるものの順調に成長を続けてきていること、世界の名目GDPに占める新興・途上国のシェアは2000年代半ば以降上昇傾向にあり、足下では40%を超える水準に達していることが分かる。

次に、世界のGDP実質成長率への各国・地域の寄与度（第Ⅱ-2-1-1-2図）を見てみると、2000年頃から世界の実質GDP成長率に占める先進国の寄与度は次第に低下してきているのに対し、中国を含めた新興・途上国による世界経済の成長への貢献度が上がってきていることが分かる。1981年以降2000年までの先進国のシェアはほぼ8割前後を占めていたが、2000年以降では、6割くらいまで低下してきている。

なお、新興・途上国の成長率は、2000年以降継続して先進国を上回っている一方、先進国はリーマンショック以降、以前よりも低成長を続けている（第Ⅱ-2-1-1-3図）。

このように名目GDPに占めるシェアは依然先進国の方が上回るものの、世界の経済成長への寄与という面から見ると、特に2000年代以降新興・途上国の世

第Ⅱ-2-1-1-1図
世界の名目GDP及び新興・途上国シェアの推移

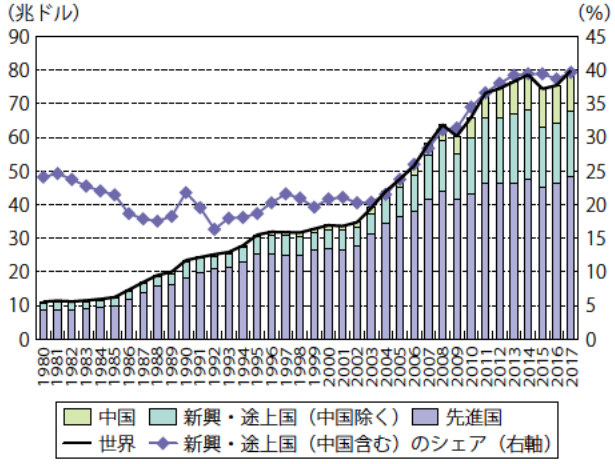

備考：名目GDPはUSドルベース。
資料：IMF "World Economic Outlook, April 2018" データベースから経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-1-2図
世界の実質GDP成長率の推移（国・地域別寄与度）

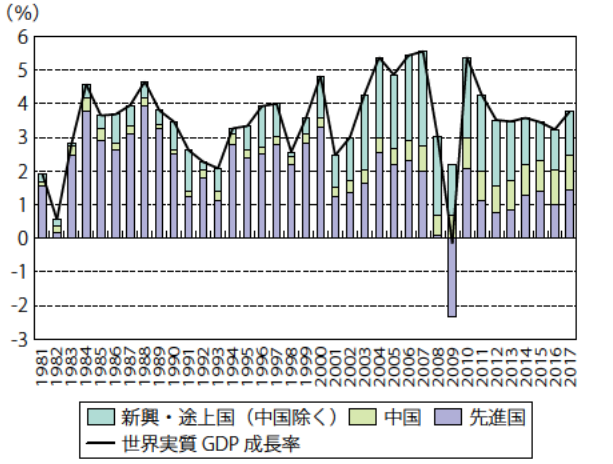

備考：各国・地域の寄与度は、前年の名目GDPに占めるウェイトに基づいた試算値。
資料：IMF "World Economic Outlook, April 2018" データベースから経済産業省作成。

38 この節では、先進国とはIMFの定義による先進国を指す。

第Ⅱ-2-1-1-3 図　先進国及び新興・途上国の実質 GDP 成長率推移

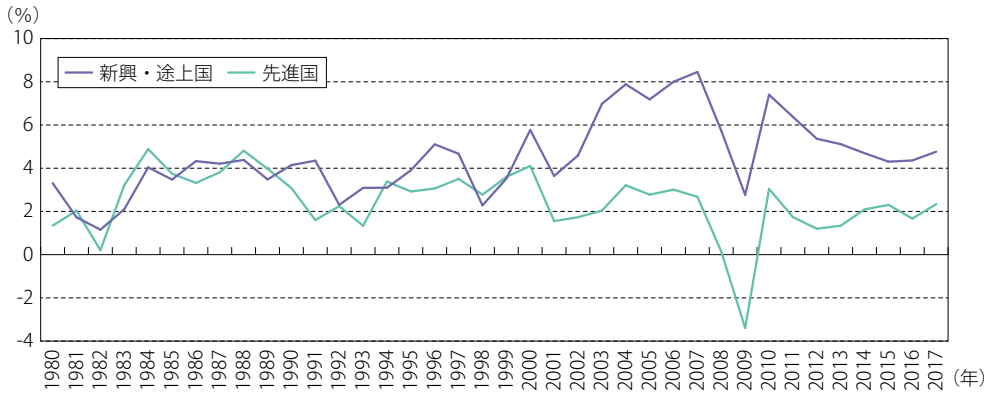

資料：IMF "World Economic Outlook, April 2018" データベースから経済産業省作成。

界の成長に果たす役割が益々大きくなっている。

新興・途上国の経済成長要因をもう少し詳しく見るため、経済成長の需要別項目としてあげられる総資本形成（国内投資）と国内消費の関係に着目してみる。

IMF などによると名目 GDP に占める国内投資の割合は、先進国では平均 2 割、新興・途上国では平均 3 割といった水準と言われているが、国内投資額及び国内最終消費額の推移を先進国と新興・途上国の別に見ると（第Ⅱ-2-1-1-4 図及び第Ⅱ-2-1-1-5 図）、2000 年以降新興・途上国の国内投資額が消費額を上回る勢いで拡大していること、新興・途上国の投資額は 2016 年で 9.5 兆ドルと先進国とほぼ同じ規模になっている一方、消費額は先進国の 6 割程度の規模にとどまることが分かる（第Ⅱ-2-1-1-6 図）。また、成長率への寄与度でみると、特に 2003 年以降は、総資本形成の寄与が大きいことが分かる。この時期の新興・途上国の名目 GDP の伸びは、後に述べる対内直接投資を含め国内投資の拡大による部分も大きいと言える。

第Ⅱ-2-1-1-4 図
新興・途上国の実質 GDP 成長率の需要項目別寄与度分解推移

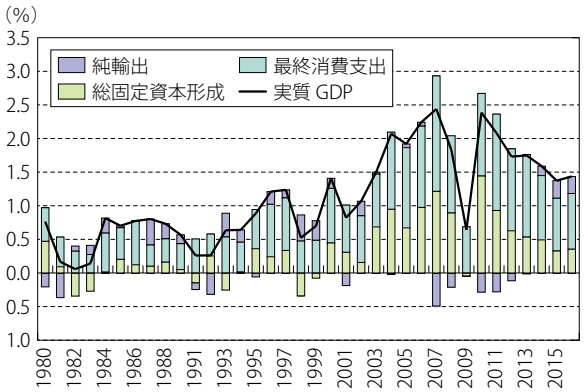

備考：1990 年から実質 GDP は NIS 諸国の統計データが加算され、見かけ上成長率が大きく見えるため除外。
資料：UN national accounts main aggregates data（December 2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-1-5 図
国内投資額推移（先進国及び新興・途上国別）

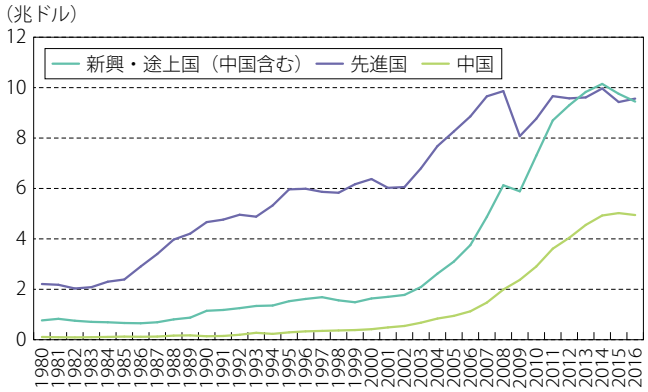

備考：先進国 / 新興・途上国の分類は IMF WEO 定義による。また、UN national accounts main aggregates data（December 2017）によって 2016 年の総固定資本形成（国内投資）データが取得可能な国の数値の合算。旧ソ連、北朝鮮、台湾等は含まれない。
資料：UN national accounts main aggregates data（December 2017）より経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-1-6 図
国内最終消費額推移（先進国及び新興・途上国別）

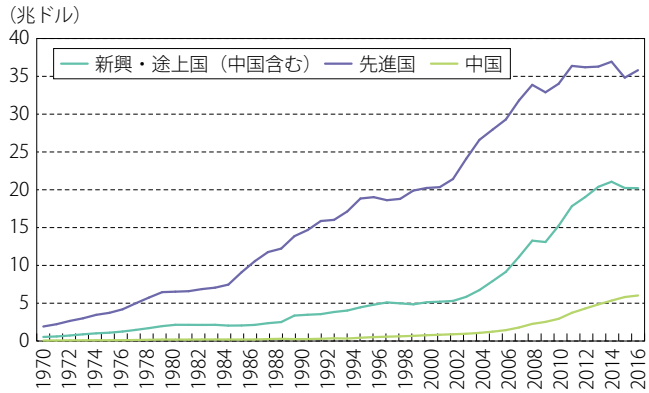

備考：先進国 / 新興・途上国の分類は IMF WEO 定義による。また、UN national accounts main aggregates data（December 2017）によって 2016 年の国内最終消費データが取得可能な国の数値の合算。旧ソ連、北朝鮮、台湾等は含まれない。
資料：UN national accounts main aggregates data（December 2017）から経済産業省作成。

2. 世界貿易に占める新興・途上国シェアの上昇

次に財貿易面での新興・途上国のシェアの動向について、WTO の統計データを用いて見てみたい。

まず、世界の総輸出額は、2000 年以降順調に増加した後、リーマンショックの際に一度落ち込み、その後再度 2014 年まで増加するものの、2015 年及び 2016 年に再度減少している（第Ⅱ-2-1-2-1 図）。

同時期における世界の総輸出額に占める新興・途上国の割合は、2000 年代の約 3 割から少しずつ上昇し、直近では約 4 割に達している。特に中国の占める割合は継続的に上昇しているのが分かる。世界の名目 GDP に占めるシェアの上昇に比べると輸出面でのシェアの上昇は緩やかなものとなっているが、新興・途上国の役割は着実に高まっている（第Ⅱ-2-1-2-2 図）。

世界の総輸入額に占める新興・途上国の割合も、輸出の場合とほぼ同じ傾向を示しており、2000 年代の約 3 割から少しずつ上昇し、直近では約 4 割まで達している（第Ⅱ-2-1-2-3 図及び第Ⅱ-2-1-2-4 図）。

第Ⅱ-2-1-2-1 図　世界の財輸出額推移（国・地域別）

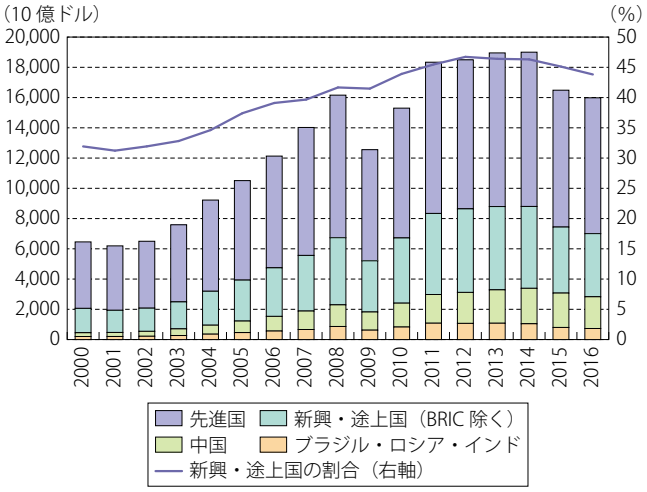

資料：WTO から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-2-3 図　世界の財輸入額推移（国・地域別）

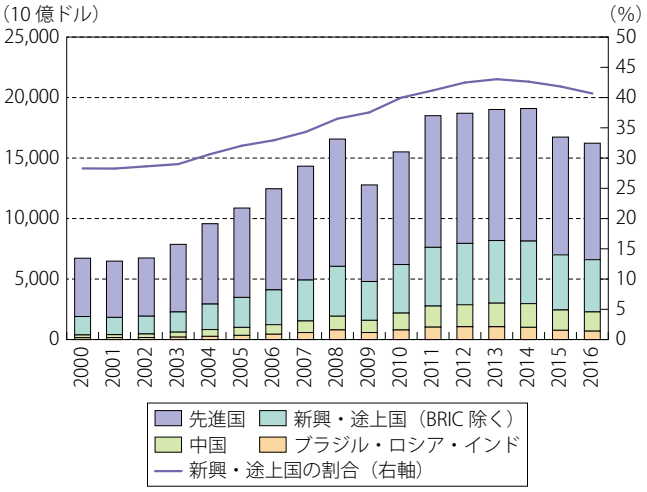

資料：WTO から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-2-2 図
世界の財輸出額における国・地域別シェアの推移

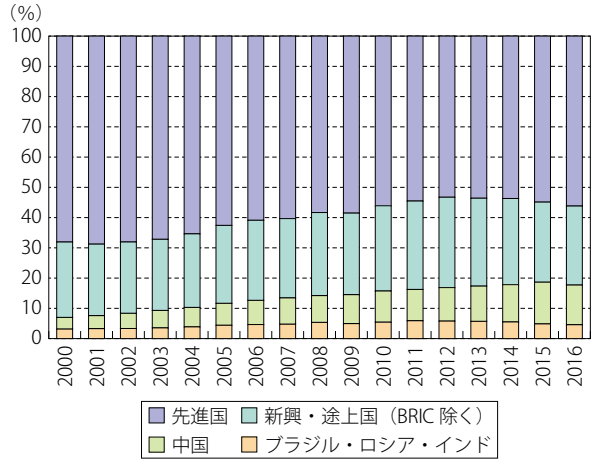

資料：WTO から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-2-4 図
世界の財輸入額における国・地域別シェアの推移

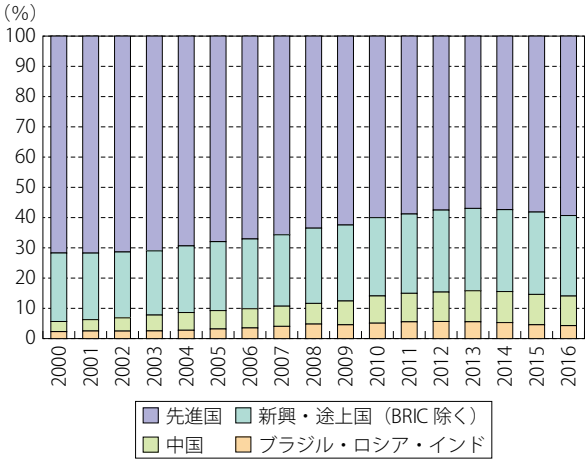

資料：WTO から経済産業省作成。

3. 外国直接投資に占める新興・途上国シェアの上昇

続いて直接投資についてもUNCTADの統計データから新興・途上国のシェアの動向を見てみたい。まず、対内直接投資における新興・途上国の割合は、2000年代には1割から2割程度だったものが、2003年に上昇に転じ、2010年に初めて直接投資の受け手として新興・途上国の割合が51％と先進国を上回り、2014年に57.4％まで上昇した後、2010年では40.9％となっているなど新興・途上国の位置づけが高まっている（第Ⅱ-2-1-3-1図）。

こうした変化は、輸送コストや各種調整コストの低減並びにIT技術の発展を背景に製造工程間の国際分業（グローバルバリューチェーン）が進展していること、消費市場としての新興・途上国の存在感が増してきていることなどから、先進国企業が新興・途上国に積極的に進出していることによるものと考えられる。

他方、直接投資の出し手として対外直接投資における新興・途上国の割合を見てみると、2000年代の1桁から比べれば上昇しているものの、おおよそ2～3割程度の年が多いことから、対内直接投資と比較すれば対外直接投資における新興・途上国の役割はまだ限定的であるといえる（第Ⅱ-2-1-3-2図）。

第Ⅱ-2-1-3-1図
世界の対内直接投資額の推移（先進国及び新興・途上国別）

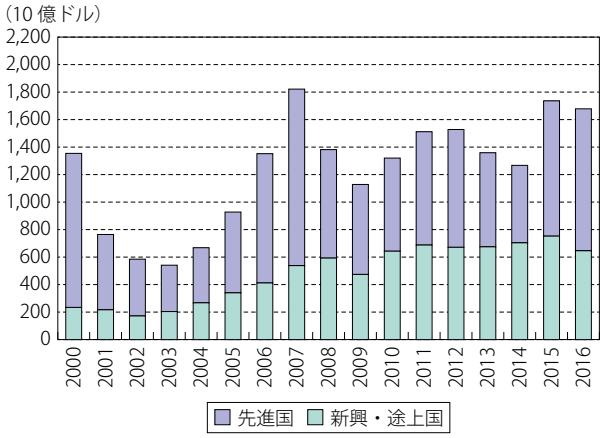

備考：新興・途上国はTranstion EconomiesとDeveloping Economiesの合計。
資料：UNCTADから経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-3-2図
世界の対外直接投資額の推移（先進国及び新興・途上国別）

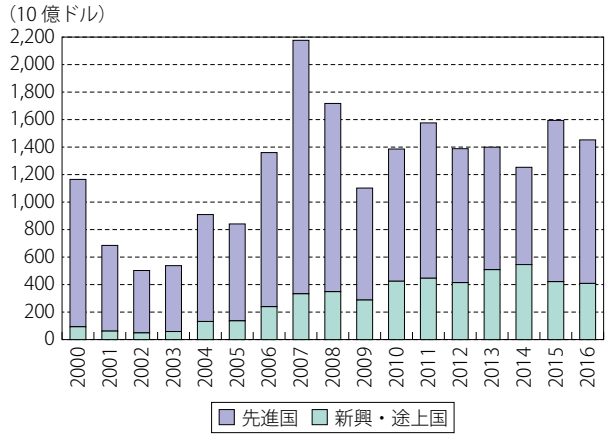

備考：新興国・途上国はTranstion EconomiesとDeveloping Economiesの合計。
資料：UNCTADから経済産業省作成。

4. 素材産業における新興・途上国生産能力シェアの上昇

これまで世界の経済成長、貿易及び海外直接投資の面から新興・途上国のシェアの拡大を見てきたが、ここではセミマクロの観点から、素材産業における新興・途上国の存在感の上昇についてみていく。

上記1.で、2000年代の新興・途上国は投資が成長率上昇に大きく寄与したことを指摘したが、これはこの時期に新興・途上国ではインフラ開発や企業の設備投資が多く行われたことを意味している。これらの投資には、金属、化学製品等の素材品目が多く必要とされることから、この時期にこれらの素材品目の需要が大きく上昇し、それに伴い新興・途上国での生産能力は大きく拡大したものと考えられる。また、一般に素材系産業は新興・途上国の基幹産業の1つとして位置づけられていることが多い。

そこで、素材産業の世界シェアにおける新興・途上国の位置づけを、鉄鋼及びアルミニウムを例に見ていきたい。

第Ⅱ-2-1-4-1図は、世界の鉄鋼生産能力を先進国、中国及び中国を除く新興・途上国に分けて推移を表したデータになる。先進国の鉄鋼生産能力は過去17年間、約6億トンで推移しているのに対し、新興・途上国全体の鉄鋼生産能力は右肩上がりに上昇を続け、2017年には2000年当時と比較して全世界で約2.3倍の23億トンに拡大していることが確認できる。新興・

第Ⅱ-2-1-4-1 図
世界の粗鋼生産能力の推移（先進国及び新興・途上国別）

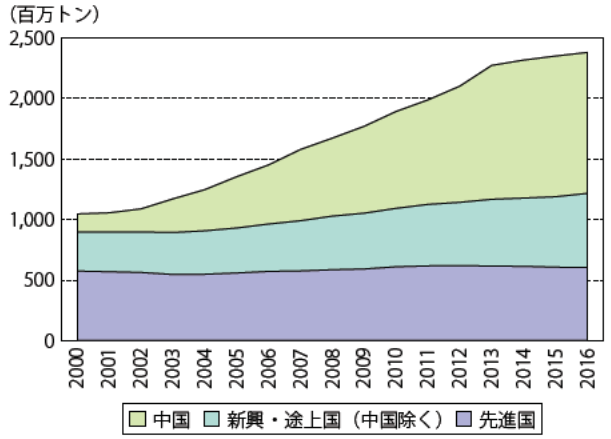

備考：先進国の定義は IMF による。
資料：OECD Stat から経済産業省作成。

途上国の中でも中国の生産能力の拡大が著しい。また世界の 2016 年の鉄鋼生産量のトップ 10 生産国を見ても先進国 4 か国のシェアが 18.0％なのに対し、中国（シェアが 49.6％でトップ）を含め新興・途上国 6 か国のシェアは 65.3％（2006 年は 50.8％）と新興・途上国のシェアが大きく、拡大傾向にあることも確認できる（第Ⅱ-2-1-4-2 表）。

次にアルミニウムにおける新興・途上国のシェアを確認したい。第Ⅱ-2-1-4-3 表は、2016 年の世界のアルミ新地金[39]生産量トップ 10 のデータになる。トップ 10 生産国の内、先進国 4 か国のシェアが 12.0％なのに対し、中国（シェアが 55.4％でトップ）を含め新興・途上国が 6 か国でそれらのシェアは 72.1％となっており、アルミニウムの生産においても新興・途上国のシェアが極めて高いことが確認できる。

鉄鋼及びアルミニウムについて新興・途上国のシェアが拡大してきていることが確認できた。

新興・途上国が中進国や先進国へと経済発展を続けていく過程で、経済成長率は徐々に低下し、また、経済成長の内容も投資主導型から消費主導型へと移行していくことが指摘されている。一方で、市場原理に基づかない設備拡張が行われること、需要の減退により収益性を確保できず、本来であれば退出すべき企業が補助金等の政府支援措置により延命され、生産活動を継続することにより世界全体の需給環境を悪化させる恐れがあることに留意する必要がある。

第Ⅱ-2-1-4-2 表
世界の粗鋼生産量トップ 10（2016 年及び 2006 年）

	2006 年生産量（百万トン）	シェア	2016 年生産量（百万トン）	シェア
中国	422.7	34.0%	808	49.6%
日本	116.2	9.3%	105	6.4%
インド	44	3.5%	96	5.9%
米国	98.6	7.9%	79	4.8%
ロシア	70.8	5.7%	71	4.3%
韓国	48.5	3.9%	69	4.2%
ドイツ	47.2	3.8%	42	2.6%
トルコ	23.3	1.9%	33	2.0%
ブラジル	30.9	2.5%	31	1.9%
ウクライナ	40.9	3.3%	24	1.5%
世界合計	1244.2	100.0%	1,630	100.0%

備考：2016 年生産量のトップ 10 国を抽出し、多い順に並べており、当該 10 か国の 2006 年の生産量及びシェアも記載。
資料：World Steel Association "World Steel in Figures 2017" 及び "World Steel in Figures 2007" から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-4-3 表
世界のアルミ新地金生産量トップ 10（2016 年）

	生産量（千トン）	シェア
中国	31,870	55.4%
ロシア	3,454	6.0%
カナダ	3,209	5.6%
UAE	2,471	4.3%
インド	1,909	3.3%
豪州	1,635	2.8%
ノルウェー	1,231	2.1%
バーレーン	971	1.7%
米国	818	1.4%
ブラジル	793	1.4%
世界合計	57,546	100.0%

資料：World Metal Statistics から経済産業省作成。

39　新地金はボーキサイト鉱石から製錬された地金で、一旦使用してから再び使用される再生地金とは区別している。

第2節　世界的な過剰生産能力問題への対応

1. 過剰生産能力問題を引き起こした諸要因の分析

前節では、2000年代頃より新興・途上国経済が急速な発展を遂げる中、特に投資が活発となり、一部産業において生産能力が世界的に余剰になったことを論じた。このような過剰生産能力問題は現在G20サミット（第3部第1章第5節参照）等において主題となり、その実態や解決に向けた各国の取り組み等の情報共有と相互のレビューが実施される等、国際的に重要な課題となっている。本項では、過剰生産能力問題の事例として中国鉄鋼産業を取り上げ、産業・企業レベルでの検証により過剰生産能力問題を引き起こした諸要因を分析する。

第Ⅱ-2-2-1図
中国粗鋼生産量と世界生産量に占める割合の推移

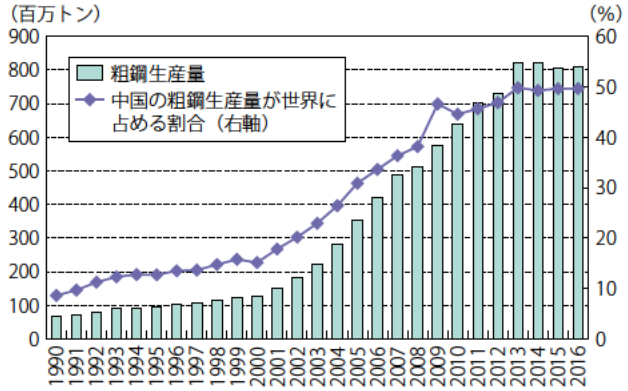

資料：World steel association「Steel Statistical Yearbook」から作成。

(1) 過去15年間の中国鉄鋼産業の発展経緯

中国の鉄鋼産業は中国の第1次5カ年計画の時代から重点産業として位置づけられてきた[40]歴史的な基幹産業である。特に中国がWTOに加盟した2001年以降、中国鉄鋼産業は急速な発展を遂げ、現在では粗鋼生産量は約8億トンにのぼり、世界の粗鋼生産量のほぼ半分を占める状況にある（第Ⅱ-2-2-1図）。

ここでは、急速な発展を遂げた中国鉄鋼産業の発展経緯について、2016年末時点で上場の鉄鋼企業33社の財務報告書等を用いて、第Ⅱ-2-2-2図に表示した4つの期間に区分して概観する。

① 中国がWTO加盟を行い同国の国際市場への参入が加速した2001年以降から、鉄鋼輸入超過最後の年である2005年までの期間
② 鉄鋼輸出超過国へ転換した2006年から、「4兆元の景気対策」の最終年となる2010年までの期間
③ 「4兆元の景気対策」後の2011年から、赤字企業が増大し、政府補助金の投入額がピークに達した2015年までの期間

第Ⅱ-2-2-2図　中国鉄鋼産業の発展経緯（2001-2016年）

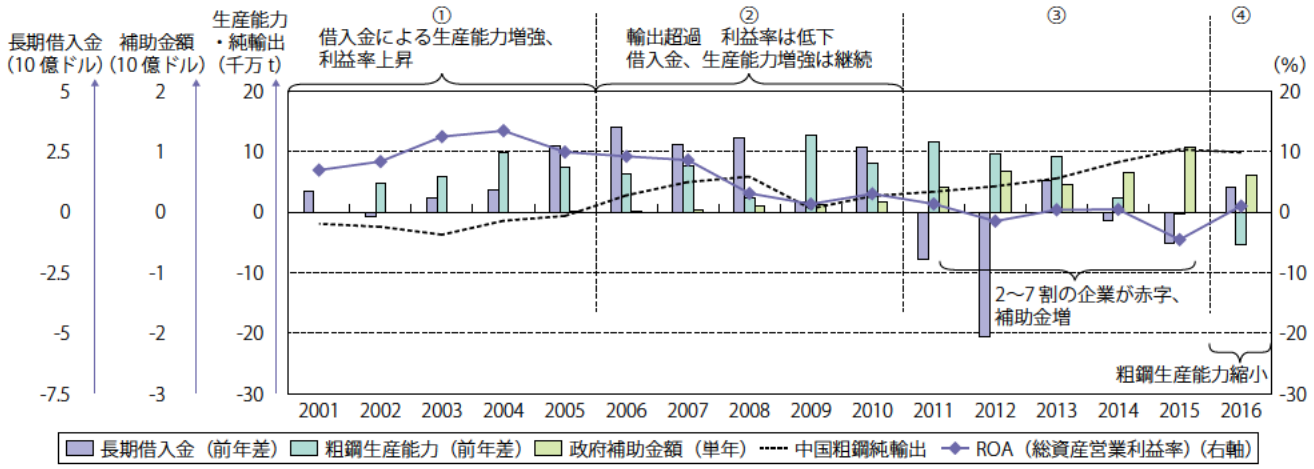

備考：粗鋼生産能力（前年差）のみ2002-2016年のデータ。
資料：生産能力は中国国家統計局、CEIC Database、粗鋼純輸出はWorld steel association、長期借入金、政府補助金額は中国上場鉄鋼企業33社年度報告書から作成。

40 国務院（1955）「国家経済発展のための第1次5カ年計画」では、国家の中心的課題として重工業の発展を挙げており、重工業の事例の中でも鉄鋼産業が最初に言及されている。

④　粗鋼生産能力が減少し始める 2016 年以降

①　生産能力拡大と利益率上昇の時代

2001 年から 2005 年の期間、中国は鉄鋼輸入超過国であった。この頃 2001 年に北京オリンピック（2008 年）開催が決定し、2002 年には上海国際博覧会（2010 年）開催が決定し、また胡錦濤政権による継続的な財政政策等を背景として、国内鉄鋼需要は拡大を続けた（第Ⅱ-2-2-3 図）。さらに、2001 年の中国の WTO 加盟は、国内鉄鋼産業にとって国際競争力向上の必要性を高めるきっかけとなった[41]。これらの背景から、主として大型商業銀行や政策性銀行（第Ⅱ部第３章第１節コラム４参照）が鉄鋼企業への低利融資を拡大し、鉄鋼企業は生産能力の拡大と製造ラインの高付加価値化を進めた。2001年-2005 年の期間は、こうした生産能力の拡大が旺盛な国内需要を取り込むことに成功し、企業は生産量を伸ばすと共に利益率も上昇させた。2001 年に７%であった総資産営業利益率は、2004 年には 13.5%とさらに上昇した（第Ⅱ-2-2-2 図中の①）。

②　輸出超過と利益率低下の時代

2006 年、中国は鉄鋼の輸出超過国となり、以後輸出超過を継続している。輸出超過国、つまり国内需要を国内生産が上回る時代に突入する中においても、銀行は鉄鋼企業への低利融資を継続した。2001 年から 2006 年にかけての貸出基準金利の上昇とは逆に、鉄鋼企業の長期借入金の金利（年率）は低下し、貸出基準金利の水準を下回る水準で融資が行われている（第Ⅱ-2-2-4 図）。

こうした、銀行による低利融資の拡大を背景として、中国鉄鋼企業の借入金と生産能力の拡大は続いた。その後、2008 年の世界金融危機により世界の鉄鋼需要は低迷するも、中国政府は 2009 年から 2010 年にかけて公共投資による「4 兆元の景気対策」を行い、一時的に国内鉄鋼需要が増加したこと等から、鉄鋼企業は低利の長期借入に基づく生産設備増強を続けた。一方、2008 年以降鉄鋼企業の総資産営業利益率は５%を下回った（第Ⅱ-2-2-2 図中の②）。

③　赤字企業の増大と政府補助金拡大

「4 兆元の景気対策」により中国の鉄鋼需要は上昇したものの、中国政府は投資が一部過熱化した経済に歯止めをかけるため、2010 年から 2011 年にかけて金融引き締め策をとった（第Ⅱ-2-2-5 図）。これにより、鉄鋼企業は 2010 年まで継続して伸ばしていた銀行からの長期借入残高を低下させた（第Ⅱ-2-2-2 図中の③）。一方、2011 年頃から鉄鋼の国内需要は伸び悩み、2013 年には中国国内の消費量はピークアウトしている[42]（第Ⅱ-2-2-3 図）。国内需要の伸び悩みに伴い、生産設備の稼働率は 2011 年以降 75%を下回り（第Ⅱ-2-2-6 図）、

第Ⅱ-2-2-3 図
中国見掛け消費量と世界に占める割合の推移（粗鋼ベース）

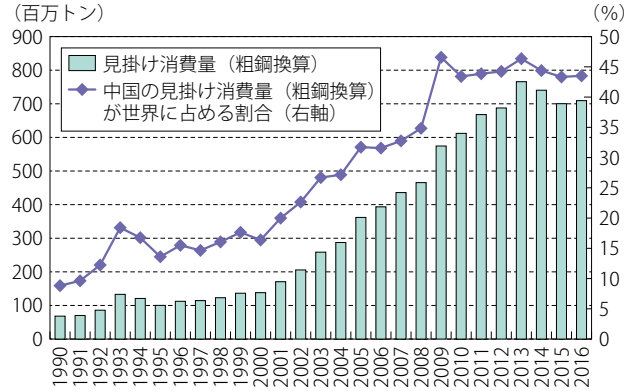

備考：みかけ消費量は生産量から純輸出を差し引いた値
資料：World steel association「Steel Statistical Yearbook」から作成。

第Ⅱ-2-2-4 図
中国鉄鋼企業の長期借入金利と政策金利の推移

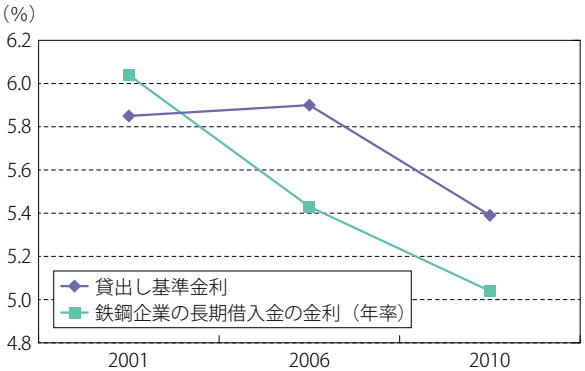

備考：１．貸出し基準金利は中国人民銀行が公表している貸出し時の基準となる金利。中国では多くの銀行が当該金利を参照に金利を設定している、標準的な金利。
２．平均金利は、中国上場鉄鋼企業それぞれの、最も借入額が大きいかつ自国通貨ベースの借入案件の金利を、その借入金額で加重平均した値。
資料：中国上場企業年度報告書、中国人民銀行、国家統計局、CEIC Database から作成。

41　各企業年報の経営状況報告に WTO 加盟による国際市場参入に伴う競争力向上の必要性が記載されている。
42　なお、工業信息化部の中国鉄鋼業第 12 次５ヶ年発展計画（2011 年～2015 年）では、中国の粗鋼需要量のピークは 2015 年以降、2020 年頃にくるものと予測していたが、実際にはこれよりも早くピークアウトした。

第Ⅱ-2-2-5図　中国の政策金利および預金金利の推移

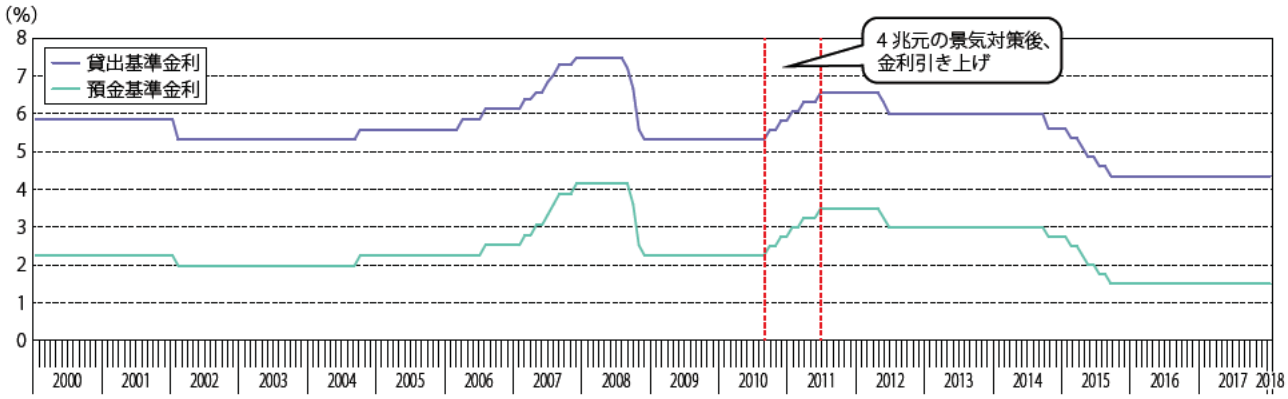

資料：中国人民銀行、国家統計局、CEIC Database から作成。

また純輸出額も増加した（第Ⅱ-2-2-2図中の③）。

こうした鉄鋼市場の不況に伴って、2012年には鉄鋼上場企業の約半数が営業赤字となった。また、同年には政府補助額[43]が大きく拡大した（第Ⅱ-2-2-7図）（第Ⅱ-2-2-2図中の③）。また、2015年には鉄鋼上場33社の約7割が営業赤字を記録し、上場33社への政府補助額は10億ドルに達した（第Ⅱ-2-2-7図）。これらの補助金は環境・省エネ関連の研究開発・設備投資補助金の他、「奨励金」や「政府プロジェクト参加に際する給付金」等の補助金が多く含まれる[44]（第Ⅱ-2-2-8図）。2012年以降、総資産営業利益率はゼロ近傍やマイナス水準を推移することとなった（第Ⅱ-2-2-2

第Ⅱ-2-2-7図
中国鉄鋼上場33社における営業赤字の割合

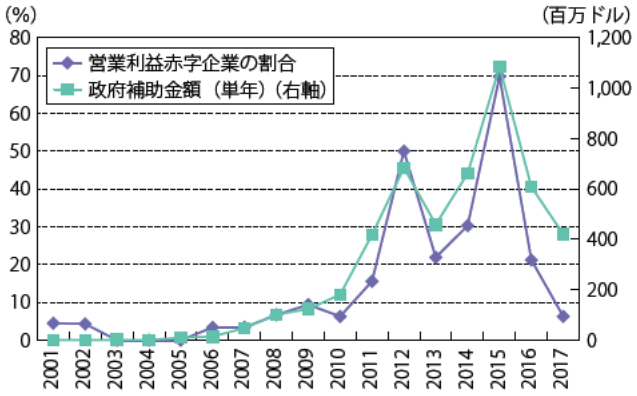

資料：中国上場鉄鋼企業33社「年度報告書」より作成。

第Ⅱ-2-2-6図
中国鉄鋼産業の余剰生産能力と生産設備稼働率

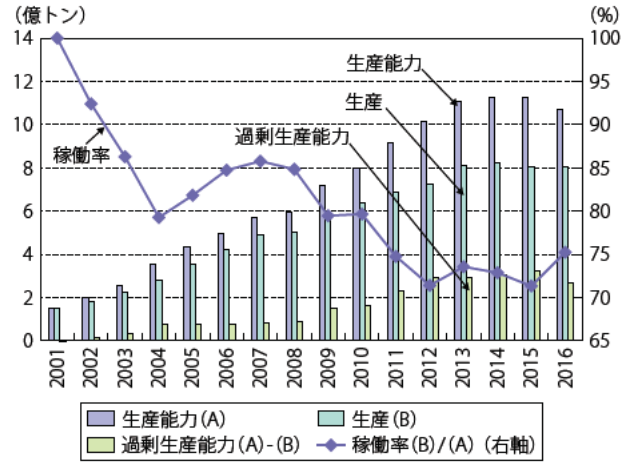

備考：1．過剰生産能力を生産能力－生産、稼働率を生産/生産能力として計算。
2．中国国家統計局の公表統計を利用。ただし、2009年、2010年は、生産能力の公表がなかったので、中国鋼鉄工業協会の統計を利用した。

資料：中国国家統計局、中国鋼鉄工業協会、CEIC database から作成。

第Ⅱ-2-2-8図
中国鉄鋼上場33社における補助金用途別割合（2015年）

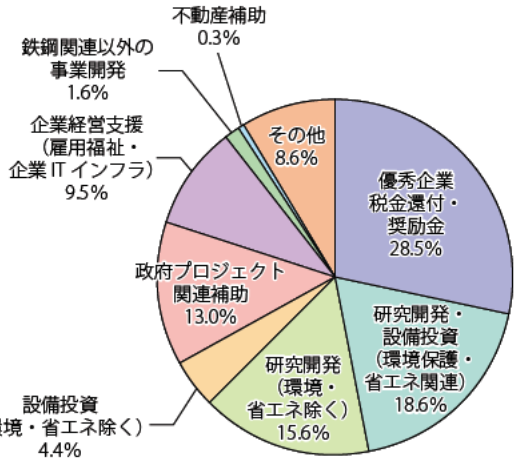

資料：経済産業省「平成28年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（事業環境・市場動向等の調査（新興国の過剰生産能力業種の構造分析））調査報告書」より作成。

43　政府補助額は中国鉄鋼上場企業33社「年度報告書」の損益計算書中、2001-2006年までは“補助収入”から、2007-2016年までは“営業外収益”の中の“政府補助”から取得。なお、2017年は会計基準の変更により、損益計算書中、“その他収益”および“営業外収益”の中の“政府補助”の合計値を取得。

44　こうした企業の営業赤字に伴って拡大する補助金については「翌年にも営業収益を悪化させる傾向がある」との指摘がある。渡邉（2017）p 27参照。

中の図③）。このような厳しい経営状況下においても、中国鉄鋼産業の生産能力は2014年まで拡大を続けた。

④ 過剰生産能力の削減対応

中国中央政府は2000年代から中国鉄鋼産業の過剰生産能力を問題視していた。2005年には国務院「鉄鋼産業開発政策」[45]において、鉄鋼産業の構造調整の必要性が唱えられ、小規模施設の廃棄等が指示されている。また2013年には「深刻な生産能力過剰問題の解消に向けた指導意見」[46]において設備の新規建設の禁止及び削減目標の設定が行われる等、数多に及ぶ生産能力調整政策を実施した（第Ⅱ-2-2-9図）。

上場企業の約7割が営業利益赤字となった2015年には、12月の中央経済工作会議[47]において過剰生産能力解消が筆頭の重点任務に位置付けられた。これに基づき、2016年2月、中央政府は削減目標を設定[48]した。また、能力削減に伴う失業者問題の解決を支援する為、専用基金を創設する等の政策[49]を決定した。さらに、監査団を地方に派遣し、中央政府の鉄鋼過剰生産能力への対応指針に違反する地方政府幹部を処罰する等、厳格な執行管理を行った[50]。これらの取り組みの結果、2016年及び2017年は、生産能力削減目標を達成している（第Ⅱ-2-2-10図）。また、中国政府は鉄鋼グローバルフォーラム（第3部第1章第5節参照）において、上記の削減取り組みをフォーラムの参加国に紹介している[51]。

以上、中国鉄鋼産業の2001年以降の発展経緯をみると、生産能力の増加には、市況と逆行した銀行による過大かつ低利な融資が関係を有していることが示唆される。また、企業への政府補助金は、事実上企業の

第Ⅱ-2-2-9図　2005年以降の鉄鋼関連政策と関連通知年表

年月	鉄鋼産業の構造調整に係る政策・通知名
2005年7月	発改委「鉄鋼産業発展政策」（～2010年末）
2005年12月	発改委「産業構造調整指導目録」（2005年版）
2006年3月	発改委「生産能力過剰業界の構造調整促進・加速に関する国務院通知」
2006年6月	発改委「鉄鋼業の総量抑制、旧式能力淘汰、構造調整加速に関する通知」
2007年4月・12月	発改委「（第一次、二次）旧式鉄鋼生産能力の閉鎖・淘汰に関する責任書リスト」
2007年8月	発改委「旧式製銑高炉等淘汰設備の転用問題に関する緊急通知」
2009年3月	工信部「鉄鋼産業調整・振興計画」（～2011年末）
2009年5月	工信部「鉄鋼業の過剰生産抑制に関する緊急通達」
2009年9月	国務院「鉄鋼などの生産能力過剰重複建設を抑制し、健全な発展に導くための若干の意見」
2009年12月	工信部「鉄鋼等各地域別2009年旧式設備淘汰任務に関する通知」
2010年6月	国務院「省エネ・排出削減への注力拡大と鉄鋼業の構造調整加速に関する若干の意見」
2010年6月	工信部「鉄鋼産業生産・経営規範条件」
2011年4月	発改委「産業構造調整指導目録」（2011年版）
2013年9月	国務院「大気汚染防止行動計画」 2015年までに製銑・製鋼各1500万トンを追加淘汰を目指す
2013年10月	国務院「深刻な生産能力過剰問題の解決に向けた指導意見」 生産設備能力の新規建設PJを厳禁する 山東／河北／遼寧／江蘇／山西／江西で合計8000万トン以上の能力削減を行う
2016年2月	国務院「鉄鋼業過剰生産能力解消、困難脱却実現に向けた発展に関する意見」
2016年11月	工信部「鉄鋼業調整・高度化計画（2016-2020年）に関する通知」 2020年に製鋼能力10億トン以下、設備稼働率80%を指標とする

45 発展改革委員会（2005）「鉄鋼産業発展政策」http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/200507/t20050719_52618.html
46 国務院（2013）「深刻な生産能力過剰問題の解消に向けた指導意見」http://www.gov.cn/jrzg/2013-10/15/content_2507507.html
47 中央経済工作会議は、年に1度中共中央・国務院が行う会議であり、翌年のマクロ経済政策を決定する上で最も権威がある。中央経済工作会議には、党中央・国務院の指導者、全国人民代表大会・全国政治協商会議の指導者、各省・自治区・直轄市党委員会政府の主要責任者、中央・国家機関各部門の主要責任者、軍隊の各軍区・兵種などの主要責任者、中央直轄の関連企業の主要責任者などが出席する。（人民日報経済用語集を参照）
48 国務院（2016）「鉄鋼業過剰生産能力解消、困難脱却実現に向けた発展に関する意見」
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/04/content_5039353.htm
49 財務部（2016）「工業企業構造調整特別奨励資金管理弁法」
http://jjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefagui/201605/t20160519_1998021.html
財務部（2016）「工業企業構造調整専用資金関連問題に関する通知」
http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengwengao/wg2016/wg201603/201607/t20160705_2344745.html
50 国務院（2016）「鉄鋼業過剰生産能力解消、困難脱却実現に向けた発展に関する意見」
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/04/content_5039353.htm
51 BMWi & OECD（2017）“Global Forum on Steel Excess Capacity report”

第Ⅱ-2-2-10図　中国の粗鋼生産設備削減目標と実績

長期目標	2016		2017	2018
	目標	実績	目標	目標
2016年から5年間で、1億～1億5,000万トン削減	4,500万トン	6,500万トン	5,000万トン前後	3,000万トン前後

備考：2017年目標は達成されたとの報道あり。
資料：中国全国人民代表大会「政府活動報告」等から作成。

赤字補填および低収益性の企業の延命措置となったことが示唆される。

(2) 企業の所有形態別の動向

続いて、鉄鋼企業を「中央政府所管国有企業」、「地方政府所管国有企業」、「民営企業」の3グループに分け[52]、各グループにおける銀行融資残高・政府補助額・固定資産額を見ると、地方政府所管企業向けが多くを占めていることがわかる（第Ⅱ-2-2-11図）。

第Ⅱ-2-2-11図　中国鉄鋼上場企業33社の借入金残高、政府補助額、固定資産額の推移（企業分類別）

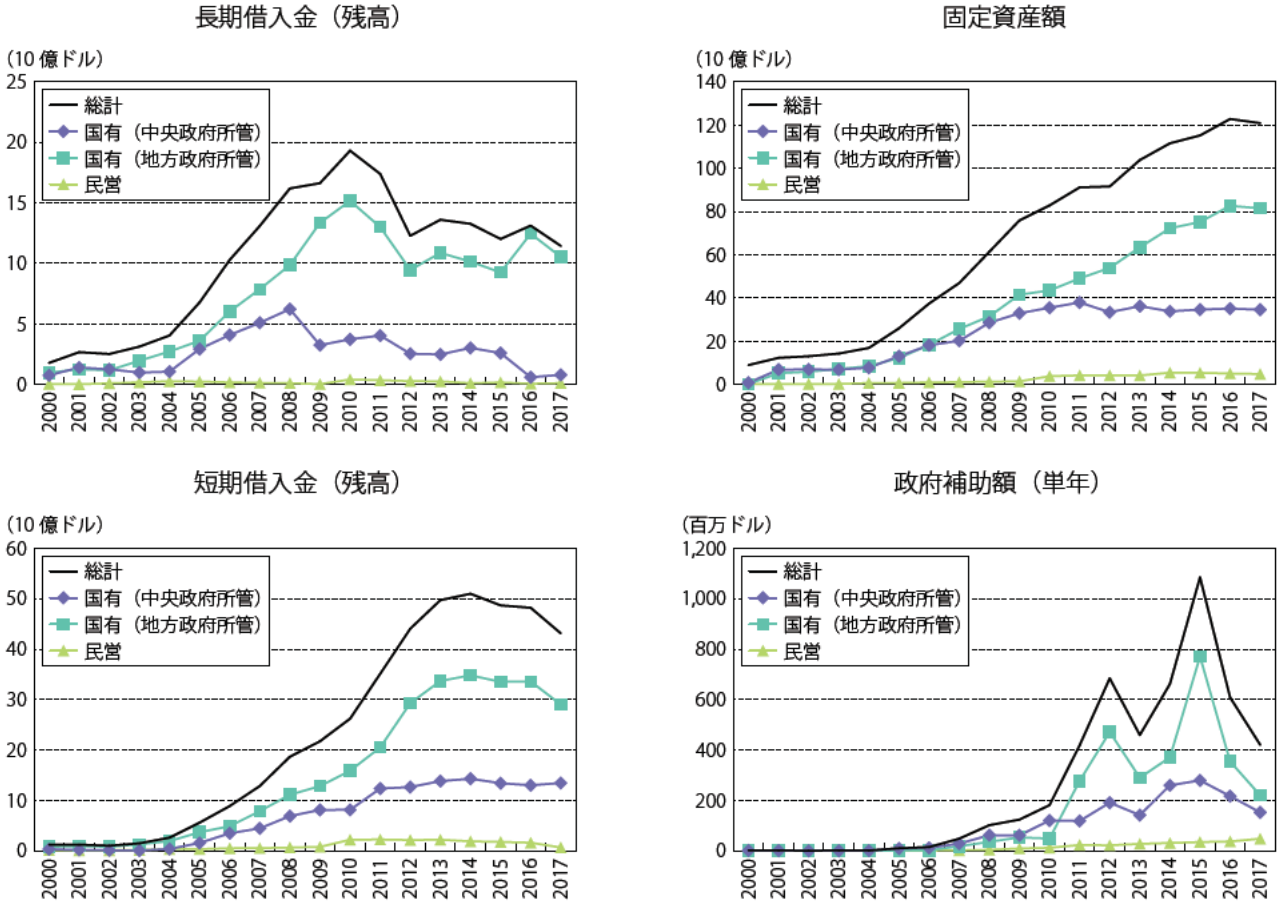

備考：2016年末時点で中央政府所管国有企業は5社。地方政府所管国有企業は21社。民営企業は7社。
資料：中国鉄鋼上場33社「年度報告書」より作成。

52　各企業「年度報告書」に記載の株主構成における筆頭株主から判断。

長期借入金については、対総資産の規模で比較すると、地方政府所管の国有企業が2003年以降全体の平均の数値を上回る状況が続いている（第Ⅱ-2-2-12図）。また、対固定資産額で比較した場合も、地方政府所管の国有企業が他のグループと比較して高い水準で推移している。これらから、銀行からの融資は、企業規模に比して相対的に地方政府所管の国有企業に多く行われていたことがわかる（第Ⅱ-2-2-13図）。

短期借入金については、2001年以降地方政府所管国有企業が対総資産額で全体の数値を上回る状況が続いており、企業の経営状況が悪化する2012年頃から2016年まで総資産の20%を占める規模である（第Ⅱ-2-2-14図）。政府補助額については、企業規模（売上高）と比較すると、各企業形態において上昇トレンドにあるが、鉄鋼業界の景気が特に悪化した2012年および2015年において、地方政府所管の国有企業の補助額が特に大きいのが目立つ（第Ⅱ-2-2-15図）。

上記の動向を踏まえると、2001年WTO加盟から「4兆元の景気対策」までの鉄鋼企業への融資と生産設備投資、そして2012年以降の業績低迷に対する運

第Ⅱ-2-2-12図
中国鉄鋼上場企業33社の長期借入金残高対総資産の推移（企業分類別）

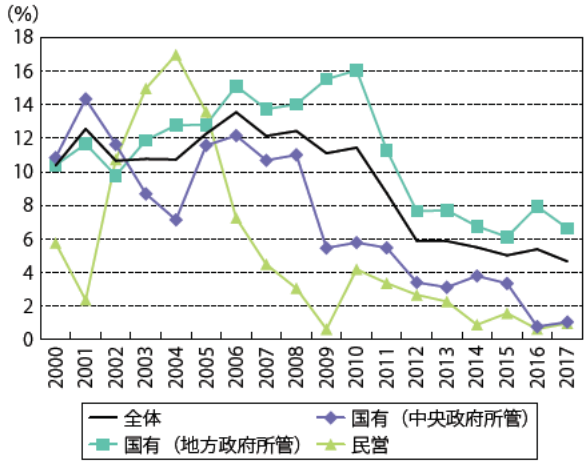

備考：2016年末時点で中央政府所管国有企業は5社。地方政府所管国有企業は21社。民営企業は7社。各グループにおける長期借入金の総和を総資産の総和で除した値。
資料：中国鉄鋼上場33社「年度報告書」より作成。

第Ⅱ-2-2-13図
中国鉄鋼上場企業33社の長期借入金残高対固定資産の推移（企業分類別）

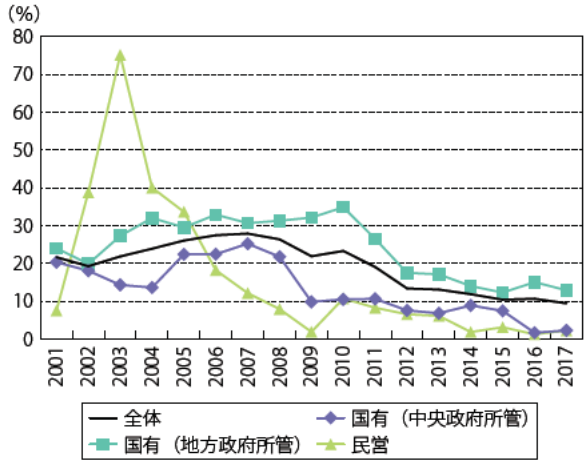

備考：2016年末時点で中央政府所管国有企業は5社。地方政府所管国有企業は21社。民営企業は7社。各グループにおける長期借入金の総和を固定資産の総和で除した値。
資料：中国鉄鋼上場33社「年度報告書」より作成。

第Ⅱ-2-2-14図
中国鉄鋼上場企業33社の短期借入金残高対総資産の推移（企業分類別）

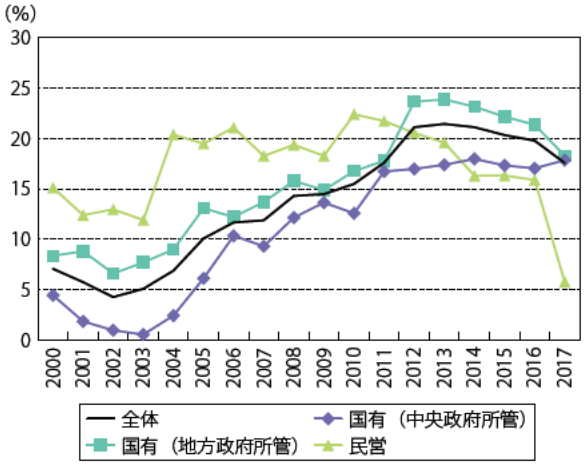

備考：2016年末時点で中央政府所管国有企業は5社。地方政府所管国有企業は21社。民営企業は7社。各グループにおける短期借入金の総和を総資産の総和で除した値。
資料：中国鉄鋼上場33社「年度報告書」より作成。

第Ⅱ-2-2-15図
中国鉄鋼上場企業33社の政府補助額対売上高の推移（企業分類別）

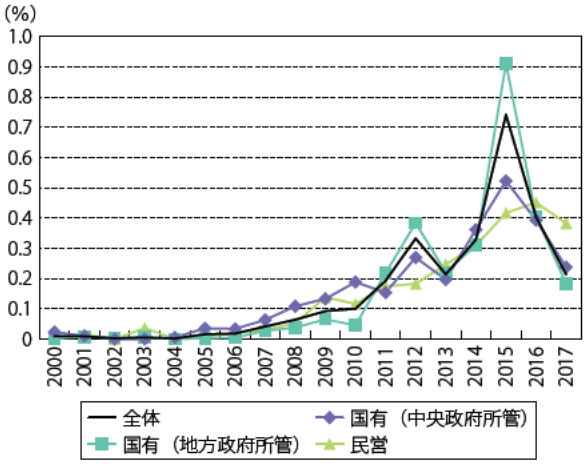

備考：2016年末時点で中央政府所管国有企業は5社。地方政府所管国有企業は21社。民営企業は7社。各グループにおける政府補助額の総和を売上高の総和で除した値。
資料：中国鉄鋼上場33社「年度報告書」より作成。

転資金融資や政府補助等の支援は地方政府所管の国有企業に重点的に実施されてきたことがわかる。また、その結果は必ずしも企業の収益性や付加価値向上に寄与しておらず、特に地方政府所管国有企業は、重点的な支援を受けたにも関わらず、総資産営業利益率において他企業を下回ったままで、経営体質の改善はなされていないことがわかる（第Ⅱ-2-2-16図）。

こうした鉄鋼企業への長期負債の融資元の多くは大型商業銀行や政策性銀行、株式商業性銀行の地方支店である[53]。これら金融機関の地方支店は、時に地元企業への融資判断が甘くなりやすい点が指摘されている[54]。

また政府補助金の交付元は地方政府が大半を占めている（第Ⅱ-2-2-17図）。そうした地方政府や銀行の対応が、鉄鋼企業の過剰な生産設備増強や、過剰化した生産能力の削減への消極的な対応の要因となった可能性がある。

(3) 鉄鋼輸出価格と輸出シェアへの影響

鉄鋼産業の過剰生産能力問題に伴う企業の収益性の低下は国際市況を悪化させた。鉄鋼企業の約5割が営業利益赤字となった2012年から中国国内での鉄鋼価格は製造業全体と比較して大きく下落し、輸出価格はそれ以上に下落した（第Ⅱ-2-2-18図）。2008年から2012年にかけては、中国の鉄鋼輸出価格は日米欧の平均価格と同水準か、それを上回っていただが、その後大きく下落し、世界の鉄鋼輸出価格を引き下げる一つの要因となったと考えられる。また、これに伴って2015年には世界鉄鋼輸出量に占める中国のシェアは約25%に到達することとなった（第Ⅱ-2-2-19図）。こうした動向を受け、世界的に鉄鋼に対する貿易救済措置（例えばアンチ・ダンピング等）の調査・発動件数は増加した。（第Ⅱ-2-2-20図）。

なお、直近2017年においては、世界経済が回復基調となったことや、中国の生産能力削減の取り組み等を背景に、中国鉄鋼企業の業績は回復し、鉄鋼輸出価

第Ⅱ-2-2-16図
中国鉄鋼企業の総資産営業利益率（企業分類別）

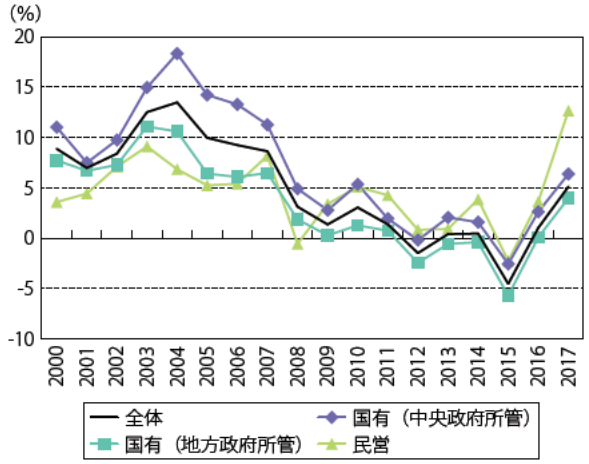

備考：1．2016年末時点で中央政府所管国有企業は5社。地方政府所管国有企業は21社。民営企業は7社。各グループにおける営業利益額の総和を総資産額の総和で除した値。
2．なお、2017年は会計基準の変更により、営業利益額に政府補助額も含まれる。このため2017年は政府補助額を引いた値を営業利益額とした。
資料：中国鉄鋼上場33社「年度報告書」より作成。

第Ⅱ-2-2-17図
中国上場鉄鋼企業33社への政府補助金支出元内訳（2015年）

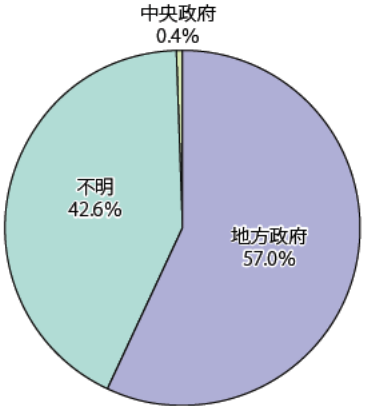

資料：経済産業省「平成28年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（事業環境・市場動向等の調査（新興国の過剰生産能力業種の構造分析））調査報告書）」より作成

第Ⅱ-2-2-18図
中国の鉄鋼生産者物価と輸出価格の推移（前年比）

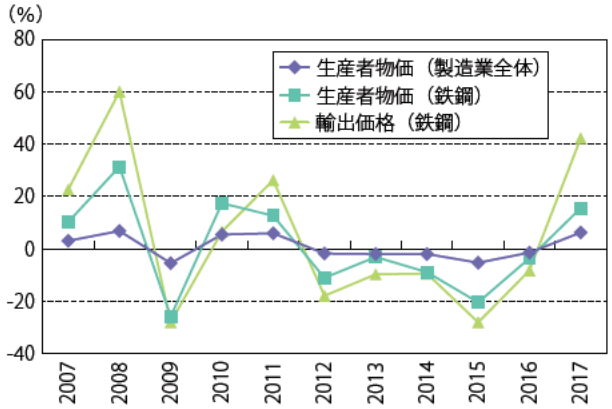

備考：生産者物価は中国国家統計局発表。輸出価格はGlobal Trade Atlas databaseのHSコード72類（鉄鋼）平均単価から計算。
資料：中国国家統計局、CEIC database、Global Trade Atlasから作成。

53 各企業の年度報告書中、“長期借入金（長期借款）”の詳細説明の欄に融資残高上位5行が記載されている。特に、長期借款残高が最も高かった2010年の年度報告書参照のこと。
54 （出所）「銀行の苦悩、デフォルトの嵐の中でも融資継続」（原題　银行诉苦丨债务违约潮下被迫放贷）『銀行聯合信息網』2016年10月9日。http://blog.ricoh.co.jp/RISB/china_asia/post_152.html

第Ⅱ-2-2-19 図
中国の鉄鋼輸出価格と日米欧の鉄鋼平均輸出単価（2015 年）

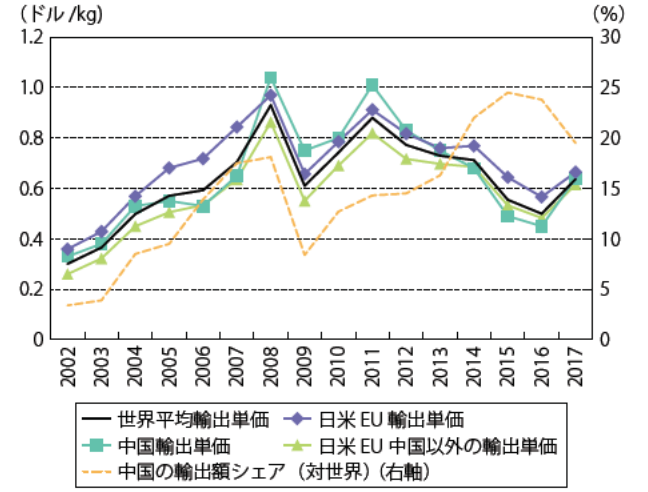

資料：Global Trade Atlas より作成。

第Ⅱ-2-2-20 図
鉄鋼分野の新規 AD 調査開始件数の推移

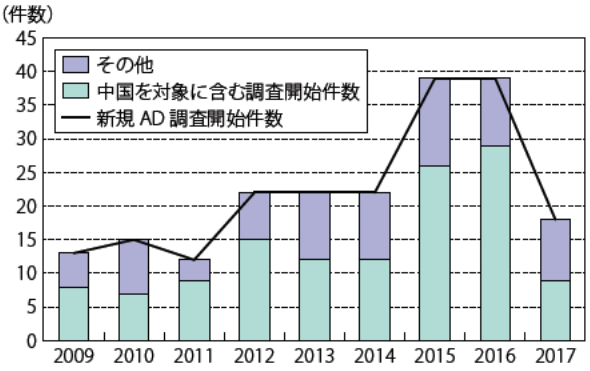

資料：鉄鋼連盟資料より作成。

格も上昇した。これに伴って AD 件数も減少することとなった。

以上の通り、本項では中国の鉄鋼産業において引き起こった過剰生産能力問題について、過去 15 年間の経緯と問題の要因について事例検証を行った。中国の鉄鋼産業では WTO 加盟を契機に投資が急速に拡大し、結果として設備が余剰となった経緯がうかがえる。投資の急速な拡大は、主に地方政府所管の国有企業への過大な融資・政府補助等が要因であると考えられる。

近年、鉄鋼グローバルフォーラムといった国際的枠組によって、当事国同士が互いの現状と改善策を提示し、相互レビューを実施する等、過剰生産能力問題に対する包括的な解決に向けた活動が始まっている。本項で論じた事例検証もまた、当事国同士の改善策を講じ相互レビューを実施する上で、重要な視座となると考える。

2. 新たな過剰生産能力問題の可能性

これまで中国の鉄鋼産業で生じた過剰生産能力問題は、今後他産業においても生じる可能性がある[55]。

将来的な問題顕在化に関する検証とその対策を講じる上で、過去の事例検証に習った分析も重要な視座となる。本項では、第 2 部第 1 章で取り扱ったデジタル経済の拡大に不可欠な基盤産業となる集積回路産業を取り上げる。特に世界最大の半導体市場である中国（世界売上高シェア 30％以上）（第Ⅱ-2-2-21 図）の集積回路産業について、前項の鉄鋼産業と同様の手法で動向分析を行い、集積回路産業の将来的な過剰生産能力化の可能性について検証する。

（1）過去 9 年間の中国集積回路関連企業の動向（第Ⅱ-2-2-22 図）

中国集積回路関連企業[56]は世界金融危機時に多く

第Ⅱ-2-2-21 図
世界半導体市場規模と各地域・国別シェアの推移

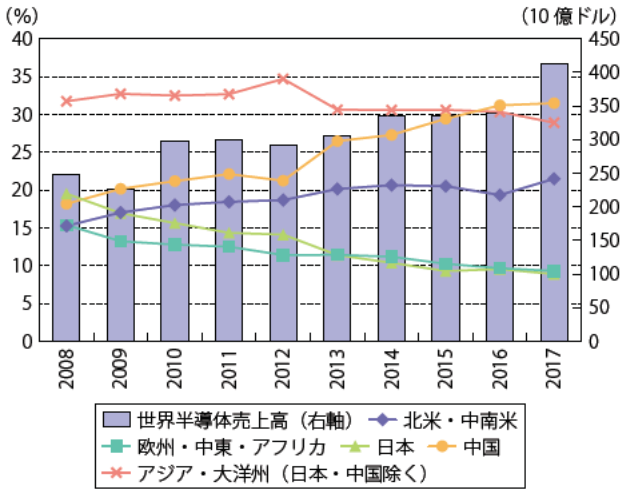

資料：世界半導体市場統計（WSTS）より作成。ただし、2016、2017 の中国での売上高データのみ米国半導体工業界（SIA）データより作成。

55　欧州委員会（2017）p 82 http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1774 では、電気自動車等の新エネルギー自動車産業やロボット産業等の産業を例として挙げている。
56　本節では上場企業の中から 19 社を対象に分析。

第Ⅱ-2-2-22図
過去9年間の中国集積回路関連企業の動向

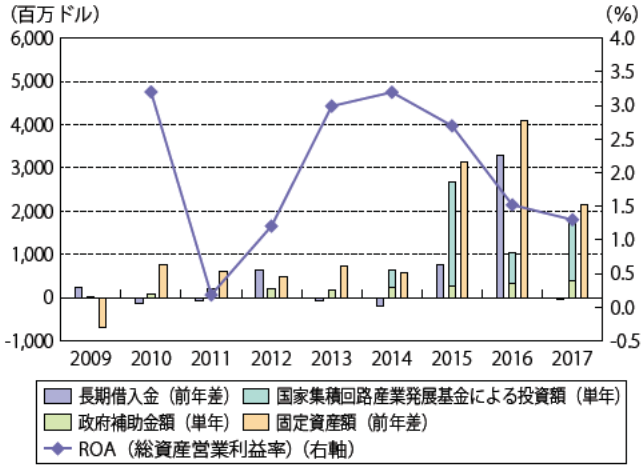

備考：ROAは中国上場集積回路関連企業のうち時価総額上位19社の営業利益額の総和を総資産額の総和で除した値。なお、2017年は会計基準の変更により、営業利益額に政府補助額も含まれる。このため2017年のみ、政府補助額を引いた値を営業利益額とした。また、2009年のROAは-12.5%。
資料：中国上場集積回路関連企業のうち時価総額上位19社の年度報告書および中泰證券股份有限公司「证券研究报告」から作成。

第Ⅱ-2-2-23図　中国の集積回路需要

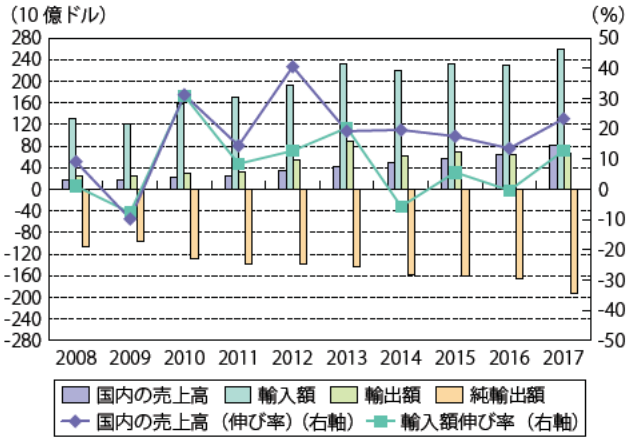

資料：中国半導体行業協会統計データ、Global Trade Atlasから作成。

が営業赤字となり、総資産営業利益率はマイナスとなった。その後「4兆元の景気対策」等によって一時的に業績は改善するも、翌年には総資産利益率が0.2%となる等、不安定な経営状況にあった。

その後、中国政府は2011年の第12次5カ年計画の中で、“戦略的新興産業”の一つとしてICT産業を掲げ、またその専門政策として「ソフトウェア及び集積回路産業の発展の奨励に係る政策に関する通知」[57]を発出した。当該政策では、税制優遇策を中心とした財政支援策や研究開発のための投融資政策、輸出入促進政策などが掲げられた。この政策を通知した2011年は、2010年と比較して約2倍の政府補助が支出された。その後も単年毎の政府補助額は拡大を続け、第12次5カ年計画終了年の2015年には、対2010年比で約3.5倍となっている。この頃、中国国内の集積回路市場は売上高ベースで毎年20%程度拡大し、また輸入も増加が続くなどの需要の旺盛さ（第Ⅱ-2-2-23図）を背景として、集積回路関連企業は固定資産を増加させた。総資産営業利益率も向上し、2014年には3.2%まで上昇している。

一方で、国内の需要は引き続き内製品でまかなえる状況になく、中国政府は2014年に政策支援の一層の強化のため国家集積回路発展要項[58]を策定した。この政策では財政支援の強化に加えて、中国輸出入銀行・国家開発銀行といった政策性銀行や商業銀行（国有銀行）等の融資を促進させ、また集積回路産業への支援に特化した国家投資基金（国家集積回路産業投資基金）の設立を決定し、また各地方における集積回路産業投資基金の設立を支援することも表明している。国家集積回路産業投資基金は2014年9月に設立され、集積回路関連企業に毎年約40億ドル規模の投資を実施している。その結果、政府補助金や企業の借入金に加えて、投資基金の投資額等、政策資源が2014年以降急速に拡大し、これに伴い、固定資産額は2015年から2017年にかけて急激に上昇している。一方で、同期間の企業の総資産営業利益率は低下を続けている。

以上で概観した中国の集積回路産業の動向は、国内の需要が旺盛な状況と将来の需要の高まりを背景とした過剰とも言える政策資源の投入による生産設備拡大という点で、輸入超過時代の中国鉄鋼産業の状況と類似しているといえる。鉄鋼産業では本来であれば市場から退出しなければならない収益性の低い鉄鋼企業の製品が国際市況を悪化させた。この結果を踏まえれば、集積回路産業においても将来的な過剰生産能力問題が懸念される。

こうした問題を背景として、半導体政府当局会合（GAMS）[59]においては、2017年11月に開催された会合において、産業基金等の地域支援プログラムの透明性の向上、適正化に向けたベストプラクティス及び

57　国務院（2011）「ソフトウェア及び集積回路産業の発展の奨励に係る政策に関する通知」http://www.gov.cn/zwgk/2011-02/09/content_1800432.htm
58　工業情報化部（2014）「国家集積回路発展要綱」http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757021/c3758335/content.html
59　半導体の生産国の政府関係者が集まり、半導体に関する国際的に議論すべき論点について意見交換する場として、1999年に開始。以降毎年開催され、産業界の民間会合として創設されたWSC（World Semiconductor Council）の提言について議論。

ガイドラインを合意し、具体的な実施手段として、地域支援プログラムに関する情報交換をGAMSメンバー（日本、EU、韓国、米国、台湾、中国）間で行うことを合意している。今後も当該会合等を通じて、地域支援プログラムの透明性が保たれ、結果的に集積回路産業において過剰な政策資源の投入が抑止されることが期待される。

（2）産業投資基金について

本節では、中国の集積回路産業において過剰な政策資源が投入され、将来的な過剰生産問題が懸念されることを論じたが、近年、特に政策資源として大きな役割を果たしているのが、国家集積回路発展基金等の産業投資基金である。

産業投資基金は政府機関、金融機関、企業、PE基金、ベンチャーキャピタル、公的年金等といった融資主体から資金を集め、政府プロジェクトへの出資や、企業の資金調達、企業合併等の産業構造最適化を支援する投資を行っている。2014年頃からその数・総額規模が急速に拡大し、現在政府の主たる政策資金源として存在感を高めている（第Ⅱ-2-2-24図）。

例えば、集積回路産業への支援を目的とした産業投資基金である国家集積回路産業発展投資基金の規模は1,387億元（206億ドル）とされ、中国企業への投資実績額[60]は政府補助金の規模を上回る（第Ⅱ-2-2-22図）。さらに地方政府においても集積回路産業への資金支援を目的とした基金が数多く設立され、その予算規模総計は2017年時点で約3,330億元（494億ドル）である[61]。

第Ⅱ-2-2-24図
産業投資基金の基金数・基金総額の推移

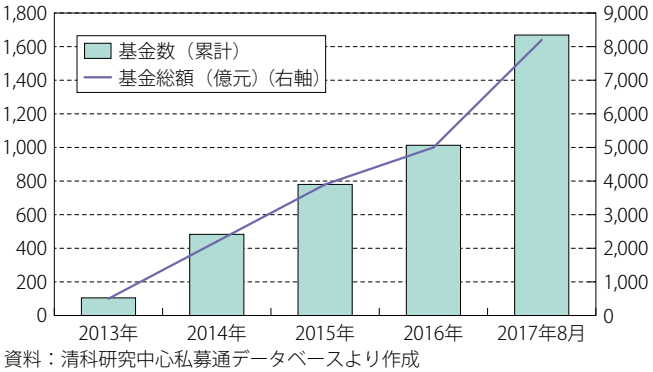

資料：清科研究中心私募通データベースより作成

また、第13次5か年計画および中国製造2025において定められた戦略的新興産業（第2部第3章コラム参照）への支援を目的とした産業投資基金「先進製造産業投資基金」（予算規模200億元（29億ドル））が2016年に設立された[62]他、「中国製造2025発展基金」が新たに設立されるとの報道[63]がなされており、今後複数の産業において政策資源投入による過剰生産問題が生じることも懸念される。

（3）日本の集積回路産業への産業政策と当時の企業動向について

本節では、中国における集積回路産業育成のための政策資源投資と、集積回路関連企業動向について概観した。ここでは、日本における代表的な産業振興策である超LSI技術研究開発組合が実施された1976-1979年とその前後の期間における日本の集積回路産業の動向を概観する。

超LSI技術研究開発組合は、官民共同で半導体微細加工技術の研究開発を実施し、当時最先端の大型コンピュータ用CPUやメモリの大規模集積回路（LSI）化を図ることを目的とした研究組合である。組合は富士通、日立製作所、三菱電機、日本電気、東芝、コンピュータ総合研究所（富士通、日立製作所、三菱電機の合弁）、日電東芝情報システム（日本電気、東芝の合弁）の合計7社で構成され、プロジェクトのための研究開発費総額は約730億円（うち政府負担額は約290億円）に上った。また、プロジェクトにおける研究テーマは非競争領域[64]に設定し、直轄の共同研究所において、複数企業の研究者達を募り研究を実施する等、実施体制についても工夫がなされた[65]。研究組合では、当時最先端の半導体微細加工技術の開発に成功し、これを背景として半導体の世界市場での日本のシェアは28%（1975年）から52%（1988年）に上昇した。またプロジェクト成果が活用された製品の売り上げは1983年からの5年間で2.2兆円を超える規模

60　上場企業19社に対する投資実績額。中泰證券股份有限公司「证券研究报告」
http://pg.jrj.com.cn/acc/Res/CN_RES/INDUS/2018/1/2/a2dbe851-a871-4505-8907-3a4c4f79bb43.pdf を参照。
61　刘晓波（2018）
62　財政部（2016）「2016年7月15日報道資料」（http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/201607/t20160715_2358336.htm）
63　中国網「中国の新素材産業、2025年に生産高は10兆元へ」、2018年2月12日、
（japanese.china.org.cn/business/txt/2018-02/12/content_50496646.htm）
64　財団法人武田計測先端知財団（2005）「調査報告書」
65　こうした仕組みは後ほど世界で多く実施される共同研究事業のモデルとなった。

となった。

超LSI技術研究開発組合への政府の出資額は290億円であり、組合事業実施前後の期間（1973-1984年）において参加企業5社及び研究組合への政府補助額は多くとも売上高に対して0.3-0.5％規模[66]と、中国集積回路関連企業の政府補助額対売上高（2009-2017年の期間で1.3-4.1％）[67]を大きく下回っている。一方、超LSI技術研究開発組合実施期後の参加企業5社のROA（総資産営業利益率）は6％を超える水準を保っている。これは、足下の中国集積回路産業の動向とは対照的であるといえる。

66 参加企業5社の有価証券報告書損益計算書から推計。日本の会計基準において、政府補助金を記載する根拠法令はない。一方で、政府補助金は慣例的に営業外収益の雑収入（その他）に計上されるため、雑収入（その他）/売上高値を参照した。

67 2009-2017年平均では2.5%。また、政府補助金のみを考慮に入れているが、実際には産業投資基金からの資金受け取り等、より多くの政策資源を受け取っている。

第3章 急速に変化する中国経済

第1節 中国マクロ経済動向

第2節 新産業の躍進

第3節 中国の対外貿易投資に関する分析

第4節 日本企業にとってのビジネスチャンス

第3章 急速に変化する中国経済

第1節 中国マクロ経済動向

本節では、次節以降で急速に変化を遂げる中国経済を多面的に分析していくに先立ち、まず中国の足下のマクロ経済動向を概観し、次に長期的な視点での中国の産業構造等の変化の状況を見ていく。最後に、これまでの高度成長を支えてきた要因の喪失、急激な成長に伴うゆがみの表出など、中国が引き続き経済成長を続けていく上で対応が求められている事項を見ていく。

1. マクロ経済の動向

(1) 2017年の中国経済

中国の2017年実質GDP成長率は6.9%で、政府の成長率目標を上回り、年ベースでは7年ぶりの上昇となった（第Ⅱ-3-1-1図）。その要因を需要項目別の寄与度で見ると、2017年は純輸出がマイナスからプラスに転じた影響が大きい。投資は前年に比べて寄与度が縮小した。消費も小幅ながら寄与度が縮小したものの、全体の成長の過半を占めており、経済成長の柱となっている。

第Ⅱ-3-1-1図　中国の実質GDP成長率の推移

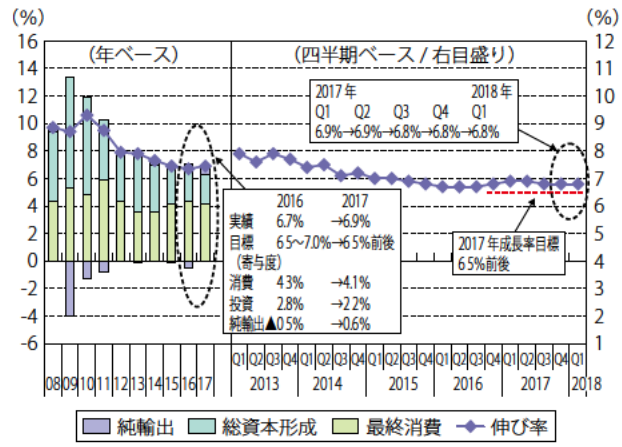

備考：四半期別の需要項目別内訳は発表されていないので伸び率のみ表示した。
資料：国家統計局、CEIC databaseから作成。

業種別には、第三次産業が第二次産業を上回る伸びを示しており、産業構造が第三次産業にシフトしていることが見て取れる（第Ⅱ-3-1-2表）。第三次産業は、既に金額ベースでGDPの過半を占め、2017年の四半期別の実質成長率でも次第に加速している。特に情報通信・情報技術サービス、対事業所サービスなどのサービス業は二桁成長を達成している。

(2) 2017年の実績と2018年の政策目標

3月に開催された全国人民代表大会（略称：全人代）における政府活動報告では、過去の経済活動を総括するとともに、2018年の主要な目標が公表された（第Ⅱ-3-1-3表）。2018年のGDP成長率目標は2017年と同じ6.5%前後とされ、高い成長率を求めるよりも「質の高い発展」を志向している[68]。需要面では投資から消費へという方針の下で、小売売上高が2017年目標を達成する一方、固定資産投資は目標に届かなかった。2018年は小売売上高には2017年と同じ10%という二桁台の目標が設定される一方で、固定資産投資には目標値は設定されなかった。2018年の輸出入は安定的に好転させるという方針が示されたが、既に2017年から目標値の設定は行われていない。金融分野では、社会融資総量残高の実績は目標通りであったが、マ

68　2017年の政府活動報告では「実際の取組においてより良い結果を得るよう努める」との表現があり、2017年は目標の6.5%を上回る実績6.9%となったが、2018年の活政府動報告ではこの表現がなくなり、経済成長の質を重視する姿勢があらわれているとの指摘がある。

第Ⅱ-3-1-2 表　中国の業種別実質 GDP 成長率の推移

（単位：10 億元、%）

	経済規模（2017）		実質伸び率						
	金額	構成比	2016 年	2017 年	2017/Q1	2017/Q2	2017/Q3	2017/Q4	2018/Q1
全体	82,712	100.0	6.7	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8
第 1 次産業	6,547	7.9	3.3	3.9	3.0	3.8	3.9	4.4	3.2
第 2 次産業	33,462	40.5	6.3	6.1	6.4	6.4	6.0	5.7	6.3
工業	28,000	33.9	6.0	6.4	6.5	6.6	6.3	6.2	6.5
建設業	5,569	6.7	7.2	4.3	5.3	5.4	4.0	3.1	5.4
第 3 次産業	42,703	51.6	7.7	8.0	7.7	7.6	8.0	8.3	7.5
運輸・通信業	3,680	4.4	6.6	9.0	8.7	9.6	9.1	8.6	7.7
卸・小売業	7,774	9.4	7.1	7.1	7.4	7.1	7.1	6.9	6.8
宿泊・飲食	1,459	1.8	7.4	7.1	7.4	7.0	7.1	7.0	7.1
金融	6,575	7.9	4.5	4.5	4.4	3.2	5.6	4.0	2.9
不動産	5,385	6.5	8.6	5.6	7.8	6.2	3.9	4.8	4.9
情報通信・情報技術サービス	2,745	3.3	(-)	26.0	19.1	23.0	29.0	33.8	29.2
対事業所サービス	2,216	2.7	(-)	10.9	10.2	9.3	11.8	11.8	10.0
その他	12,868	15.6	9.3	7.1	6.9	7.2	6.7	7.2	6.1

備考：1．工業は、鉱業、製造業、電気・ガス・水道を含む。
2．2017 年の経済規模は名目ベース。
3．情報通信・情報処理、対事業所サービスは 2017 年から公表開始。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第Ⅱ-3-1-3 表　中国の主要経済目標

	2017		2018
	目標	実績	目標
GDP 成長率（実質）	6.5% 前後	6.9%	6.5% 前後
消費者物価	3% 前後	1.6%	3% 前後
固定資産投資（名目）	9% 前後	7.2%	-
社会消費品小売総額（名目）	10% 前後	10.2%	10% 前後
輸出入（名目）	-		（安定的に好転させる）
財政赤字規模（GDP 比）	GDP 比　3% （2 兆 3,800 億元）	GDP 比　3% （2 兆 1,800 億元）	GDP 比　2.6% （2 兆 3,800 億元）
マネーサプライ（前年比）	12% 前後	8.2%	-
社会融資総量残高（前年比）	12% 前後	12%	-
都市部新規就業者数	1,100 万人以上	1,351 万人	1,100 万人以上
都市部登録失業率	4.5% 以内	3.9%	4.5% 以内
都市部調査失業率	-	-	5.5% 以内

資料：中国全人代「政府活動報告」、中国国家統計局、CEIC database から作成。

ネーサプライは目標を下回り、引締め気味に運用されていたことがうかがわれる。両項目とも 2018 年目標は設定されなかった。雇用については、都市部の新規就業者数、失業率が目標を達成、2018 年も同じ目標値を設定するとともに、農民工等も含めた都市部調査失業率を新たに設定した[69]。

政府が 2018 年に重点的に取り組んでいく分野としては、サプライサイドの構造改革、過剰生産能力・過剰債務等への対応、イノベーションの奨励、国有企業改革、金融リスクの防止など、経済的な課題のほか、都市・農村間及び地域間の格差縮小、貧困脱却、環境対策、民生の保証など多様な分野が挙げられている（第Ⅱ-3-1-4 表）。対外関係では、「一帯一路」の推進、対内直接投資の促進、第 1 回中国国際輸入博覧会の開催、自動車や日用品の輸入税引下げなどに取り組んでいくとしている。

69　従来から公表されている都市部登録失業率は、当該都市に戸籍を有する者が対象とされ、戸籍を持たない農民工等が含まれていないので実態を正確に反映していないとの指摘があった。

第Ⅱ-3-1-4 表　中国の 2018 年重点的取組分野

○供給側（サプライサイド）構造改革の推進
・「3 つの過剰（生産能力、不動産在庫、債務）、1 つの低減（企業コスト）、1 つの補強（貧困問題など脆弱部分）」への取組。新たな原動力（ビックデータ、AI、インターネット＋）の発展。

○革新型国家建設の加速
・イノベーション奨励政策の徹底。大衆による起業・革新の促進。

○ベースとなる重要分野の改革深化
・国有企業の改革推進。民営企業の発展後押し。

○3 つの頑固な課題（三大堅塁）への対応
・金融リスクの防止、貧困脱却、環境対策。

○農村振興
・農民の収入拡大。農村のインフラ改善。

○地域間の調和のとれた発展
・基本公共サービスの均等化。都市・農村間及び地域間の発展の格差縮小。

○消費の積極的拡大と有効投資の促進
・住民需要の変化に合わせた消費の拡大。供給構造の最適化に対する投資の推進。

○対外関係
・「一帯一路」国際協力の推進。対内直接投資の促進。貿易安定化。第 1 回中国国際輸入博覧会の開催。自動車や一部日用品の輸入税引下げ。

○民生の保証
・住民の所得水準引上げ。保険、医療、食品・医薬品の改善。

備考：主要な重点的取組分野を「政府活動報告」からまとめた。
資料：全人代「政府活動報告」から経済産業省作成。

2. 産業構造等の変化

ここでは、長期的な視点で中国の産業構造の変化を見ていくが、最初に長期的な経済成長の推移を俯瞰してみる。中国経済は、改革開放路線への転換後、平均して 10%前後の成長が続いており、特に 2000 年代初頭の WTO 加盟以降、成長が加速して急速に経済規模が拡大した（第Ⅱ-3-1-5 図）。リーマン・ショック直前は成長率 10%を超える高い成長を続けていたが、リーマン・ショック後は四兆元の景気対策期を除き、経済成長率は緩やかに減速しており「新常態」に移行している[70]。

この間の中国の産業構造の変化を見ると、第一次産業のシェアが縮小していく中で、第二次、第三次産業へ次第にシフトしている（第Ⅱ-3-1-6 図）。特に、第三次産業は拡大が顕著であり、2015 年に GDP の 50%を超えた。最近は第二次産業も縮小に転じて第三次産業に移行していく様子がうかがえる。

第Ⅱ-3-1-5 図　中国の長期的な実質 GDP 成長率の推移

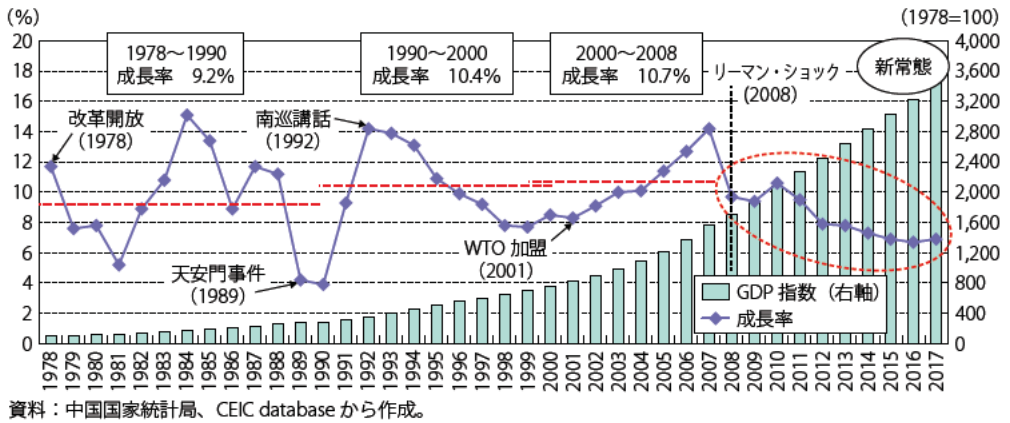

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

70 「新常態」は、習近平総書記が 2014 年に言及して以降、広く使われるようになった表現で、成長率の低下した新たな経済状態を指す。

第Ⅱ-3-1-6図
中国の産業別GDP・就業人員構成の推移

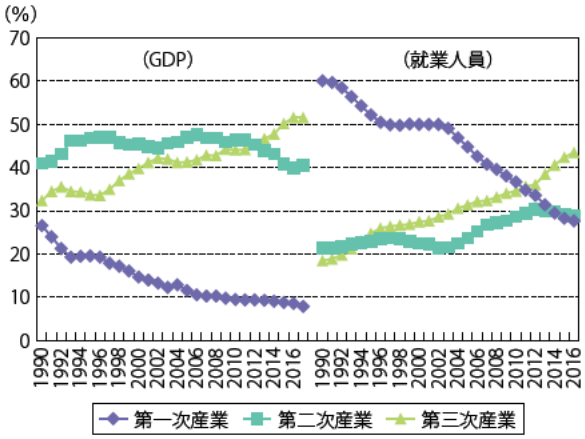

資料：中国国家統計局、人力資源社会保障部、CEIC Databaseから作成。

第三次産業の中では、卸小売、金融、不動産等が拡大しており、その他に既に見たように、情報通信・情報技術サービス、対事業所サービスが大幅に伸びている（第Ⅱ-3-1-7図）[71]。

第Ⅱ-3-1-7図　中国の産業別GDP構成の推移

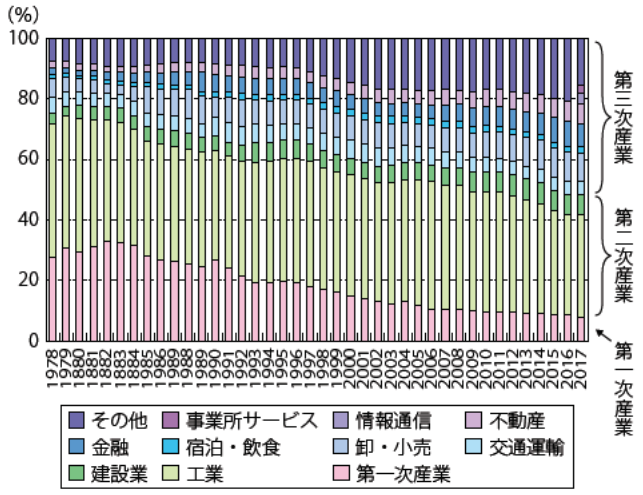

備考：構成比は名目人民元ベースで計算。赤系統のグラフは第一次産業、緑系統は第二次産業、青・紫系統は第三次産業。
情報通信・情報技術サービス、対事業所サービスは、2017年から公表が始まった。
資料：中国国家統計局、CEIC databaseから作成。

工業の中でも成長業種の入れ替わりがあり、売上額のシェアで見ると、2000年代、繊維が一貫してシェアを低下させる一方、自動車がおおむねシェアを拡大させている[72]（第Ⅱ-3-1-8図）。鉱業、鉄鋼・金属はリーマン・ショック頃まで拡大したが、それ以降は縮小の

第Ⅱ-3-1-8図
中国の鉱工業における主要業種の売上額シェアの推移

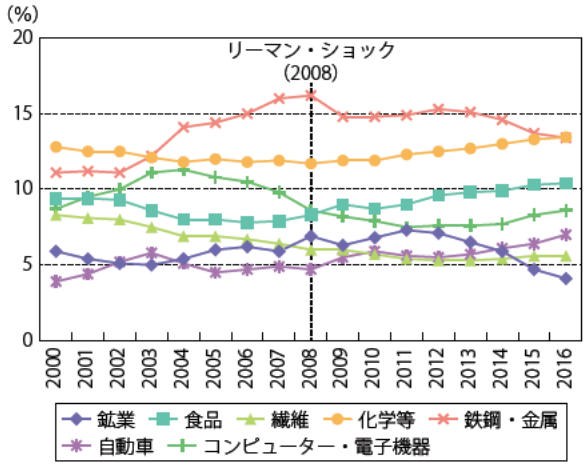

備考：1．鉱工業（鉱業、製造業、電気・ガス・水道）全体に対するシェア。
2．主要業種のみ表示。
資料：中国国家統計局、CEIC databaseから作成。

方向に向かっている。

GDPを需要面から見ると、2000年代、リーマン・ショックまで、総資本形成、純輸出がシェアを拡大する一方で、民間消費はシェアを縮小させていた。しかし、リーマン・ショック後は輸出、四兆元の景気対策後は総資本形成がシェアを縮小させ、民間消費が緩やかにシェアを拡大させている（第Ⅱ-3-1-9図）。この動きを実質GDP成長率の寄与度分解で見ると、リーマン・ショック後、投資の寄与度が縮小し、消費が経

第Ⅱ-3-1-9図
中国の需要項目別GDP構成比の推移

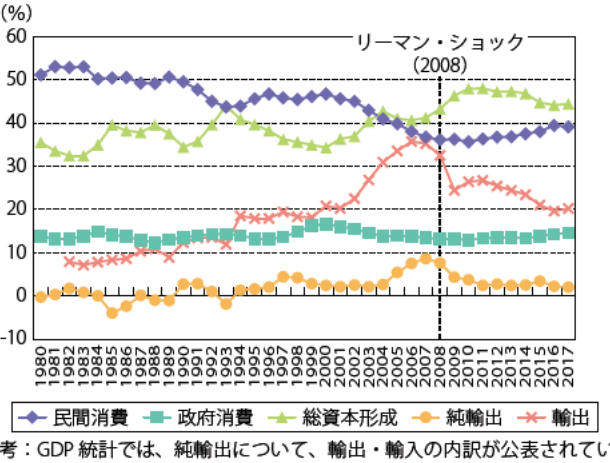

備考：GDP統計では、純輸出について、輸出・輸入の内訳が公表されていないため、国際収支の財・サービス収支（ドルベース）のデータを人民元換算して輸出として表示した。
資料：中国国家統計局、CEIC databaseから作成。

71　「情報通信・情報技術サービス」、「対事業所サービス」とも、2017年からGDP統計に新規に導入された業種分類。2016年までは、「その他」の中に含まれていた。
72　GDP統計では、製造業の業種内訳について公表されていないので、ここでは売上額を参照した。

第Ⅱ-3-1-10 図
中国の実質 GDP 成長率寄与度の推移

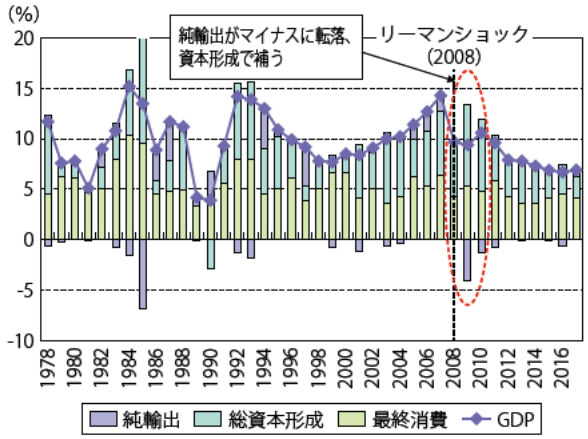

備考：最終消費の寄与度について、政府消費と民間消費別の内訳は公表されていない。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

済成長の柱となっている（第Ⅱ-3-1-10 図）。その意味で投資主導型から消費主導型成長へ徐々に転換している。

また、企業の属性を国有、外資、民営の別に見ると、民営企業が次第に成長してきており、経済活動におけるシェアを拡大している[73]。例えば、鉱工業分野における売上げに占めるシェアの推移をみると、1990 年代中頃は、国有企業が約 7 割、外資企業が約 3 割、民営企業のシェアはほとんどなかった（第Ⅱ-3-1-11 図）。しかし、その後、民営企業がシェアを伸ばし、2000 年代半ばに国有企業と逆転して、最近では民営企業が約 5 割を占めるに至っている。雇用に占めるシェアも同様の動きをしている。

また、中国の輸出におけるシェアを見ると、国有企業のシェアが低下する一方で、2000 年代中頃まで外

第Ⅱ-3-1-11 図　中国の鉱工業分野における企業別売上・雇用者の推移

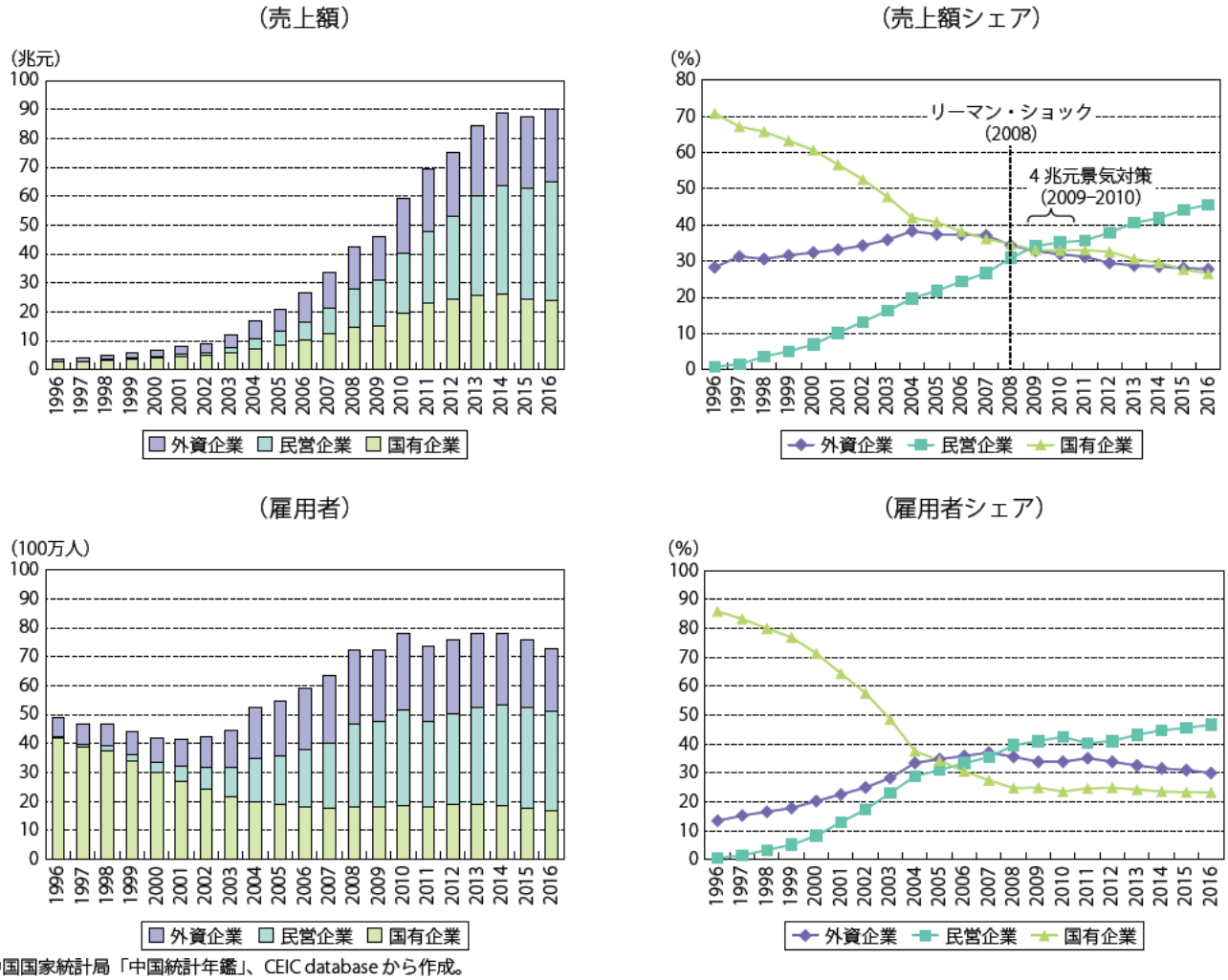

中国国家統計局「中国統計年鑑」、CEIC database から作成。

73　鉱工業部門については、中国国家統計局から、国有企業、民営企業、外資企業別に統計が公表されているので利用した。ここで、国有企業とは、企業の出資構成において国家が支配的な企業を意味し、国家による独資、過半数の出資、過半数に達しない場合は国家が最大の出資者である企業を指す。民営企業は国家資本の参入がない国内資本企業。外資企業は外国資本による企業で、国内資本との合弁も含む。なお、香港・マカオ・台湾資本による企業も外資企業に含めて合計している。

第Ⅱ-3-1-12図　中国の輸出に占める企業別シェア

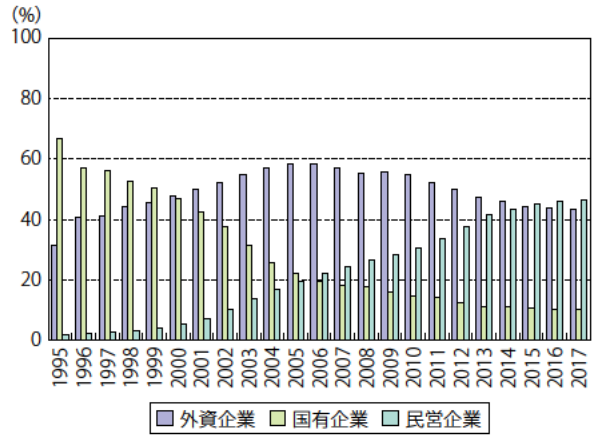

備考：外資企業には、100% 外資出資企業のほか、地場企業との合弁企業も含む。
資料：中国海関総署、CEI database、Global Trade Atlas から作成。

資企業のシェアが増加しており、外資企業が大きな役割を果たしていた（第Ⅱ-3-1-12図）。しかし、次第に民営企業が輸出の担い手として成長してきており、直近では外資企業と逆転している。これを貿易収支で見ると、民営企業と外資企業が一定の黒字を稼いでいるのに対して、国有企業は2000年代中頃から赤字に転じている（第Ⅱ-3-1-13図）[74]。

第Ⅱ-3-1-13図　中国の企業別の貿易収支

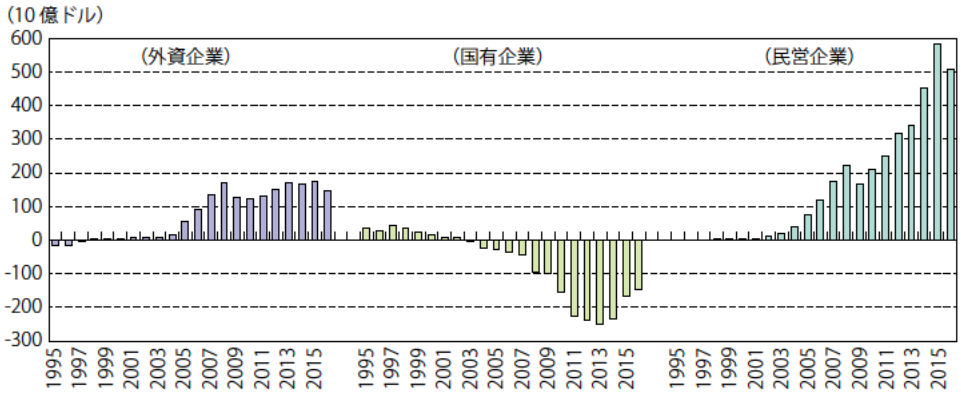

備考：外資企業には、100% 外資出資企業のほか、地場企業との合弁企業も含む。
資料：中国海関総署、CEI database、Global Trade Atlas から作成。

コラム3　中国の国有企業改革

中国では国有企業改革が大きな課題として取り上げられている。既に見たように1990年代末頃から中小国有企業を中心に民営化等が進められ、国有企業の企業数や売上げが全体に占めるシェアは低下してきた。しかし、依然として、中国経済において国有企業の占めるシェアは大きく、例えば、鉱工業部門において、国有企業は、企業数では1割に満たないながらも、売上高、利益額、雇用者数では2～3割を占め、資産・負債の約半分を有している（コラム第3-1図）。業種別には、国有企業は、電力、自動車、石油・石炭、鉄鋼、非鉄金属など、エネルギーや重工業分野で大きなシェアを持っている。

国有企業改革の背景としては、国有企業の効率性の低さが指摘されてきた。例えば、企業形態別に総資産利益率を比較すれば、国有企業の利益率は民営企業を下回って推移している（コラム第3-2図）。業種別に見れば、自動車のように国有企業の利益率が民営企業に遜色のない業種もあるが、鉱業、鉄鋼など過剰生産問題が発生している分野の国有企業の利益率はマイナスを計上するなど民営企業より低い

74　ただし、原油等の資源輸入を大手国有企業が担っている影響も考えられる。

（コラム第 3-3 図）。

国有企業と民営企業（又は公有性経済と非公有制経済）の関係については、2013 年の中国共産党中央委員会第三回全体会議（三中全会）で、「市場経済に決定的な役割を果たさせる」としながら、同時

コラム第 3-1 図　中国の鉱工業部門における企業別シェア（2016）

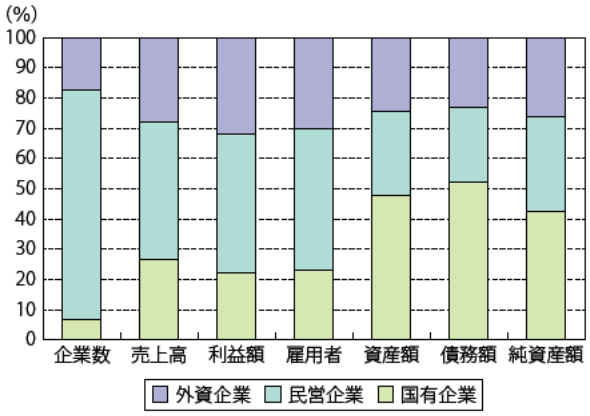

備考：国有、民営、外資の合計に対するシェア。
資料：中国国家統計局「中国統計年鑑」、CEIC database から作成。

コラム第 3-2 図　中国の鉱工業分野の企業の利益率

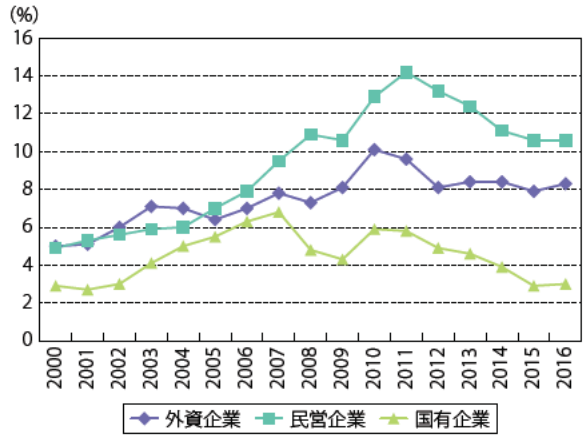

備考：ここでは、利益率 = 総利益額 / 総資産額 として計算。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

コラム第 3-3 図　中国の鉱工業分野の主要業種・企業形態別利益率（2016）

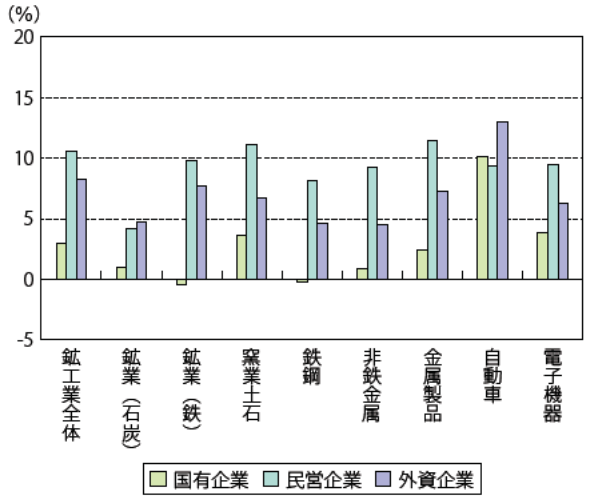

備考：利益率 = 総利益額 / 総資産額 として利益率を計算。
総利益額は税引き後の純利益。
資料：中国国家統計局「中国統計年鑑」から作成。

に「公有制経済の堅持」がうたわれており、公有制、非公有制二本立てで振興していく方針がとられている。また、三中全会の決定の流れを受けて、2015年に中国共産党・国務院連名の指導意見[75]が公表されており、その中で混合所有制、近代企業制度、ガバナンス強化等がうたわれるとともに、改革の目的を国有企業の強化と位置付けて、国有企業を世界で一流の多国籍企業に育てるとの方針が掲げられている。前者の混合所有制は、国有企業に民間資本を導入して経営ノウハウ等を活用し、企業としてのガバナンスを高め、政府と企業を分離することで効率性を高めることを目指している。一方、後者の国有企業の強化については、「より強く、より大きく」を標ぼうして、中央政府所管の大手国有企業同士の合併が相次いでいる。しかし、合併で生まれた巨大な国有企業が市場を占有すれば、健全な競争が阻害され、競争力強化にはつながらないことや、かえって民営企業の発展を阻害することも考えられる。このような国有企業改革の動きが市場原理重視の流れに逆行しないか注視していく必要がある。

3.「新常態」下の経済をめぐる課題

ここでは、中国の経済成長率が低下していく中で、これまでの高い成長を支えてきた要因の喪失、成長に伴うゆがみなど、これからも中国が成長を続けていく上での課題を考察していく。

(1) 生産年齢人口の減少と賃金の上昇への対応

中国は生産年齢人口が増大し経済を押し上げる、いわゆる人口ボーナスを享受していたが、生産年齢人口は2010年頃にピークアウトしたと見られ、労働力の減少に直面している（第Ⅱ-3-1-14図）。これからはむしろ高齢化の進展とともに社会保障制度が大きな問題となってくると考えられる。中国政府は、既に一人っ子政策を廃止したものの、急速な労働人口の回復は困難であり、人口オーナス局面への変化は避けられない見込みである[76]。

第Ⅱ-3-1-14図
中国の人口構成の将来予測（国連推計）

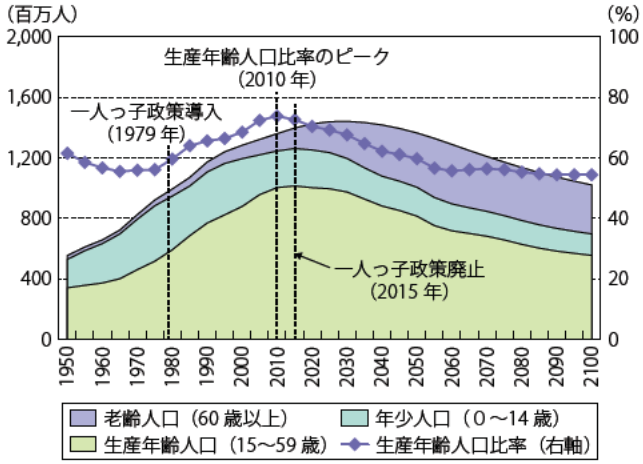

備考：1．国連による人口推計。出生率の仮定が何通りかあり、ここでは中位推計を表示。
2．国連の推計値は5年ごと、一方で、毎年公表されている中国政府の実績データでは2011年が生産年齢人口のピーク。
資料：国連「World Population Prospects 2017」から作成。

中国全体の生産年齢人口が減少に転じるとともに、内陸の農村部にあった余剰労働力も減少していると指摘されており、都市部における求人倍率は上昇してきている。特に2010年代に入ってからは求人倍率が1.0を上回って推移し、人材の確保が課題となっている（第Ⅱ-3-1-15図）。このような中で、人件費の推移を見ると、製造業を始め、卸・小売業など多くの業種で上昇しており、特に金融業の上昇は目立つ[77]（第Ⅱ-3-1-16図）。地域別に見ると、北京、上海は人件費の上昇が顕著であり、日系企業を始め輸出向け製造業が多く立地しているといわれる広東省でも上昇が見られる。現在では中国の賃金水準は、タイ、マレーシアなどASEAN主要国を上回る水準に達しており、このような人件費の上昇は、生産コストの増加を通じて、

75　2015年9月「中共中央、国務院の国有企業改革を深化させることに関する指導意見」（中発［2015］22号）。
76　現在は一人っ子政策が廃止され、子供は2人まで認められるが、必ずしも全ての夫婦が2人目の子供を望むとは限らないことが指摘されている。また、ここでは仮に生産年齢人口を15歳以上としているが、生まれた子供がその年齢に達するまでには年数がかかるため、即効性のある人口政策は難しい。なお、国連の人口推計では、出生率の仮定によって5つのケース（中位、高位、低位、出生率一定、総人口一定）を想定しているが、第Ⅱ-3-1-14図に掲げた中位推計のほか、出生率をより高めに仮定した高位ケースの場合でも、今世紀半ばまで生産年齢人口は減少が続く結果となっている。
77　ここでは、長期のデータがとれる都市部非民営企業の平均賃金の推移を表示した。非民営企業の中には、国有企業のほか、外資企業等も含まれる。なお、民営企業の平均賃金も公表されており、2016年時点で、都市部非民営企業約6万8,000元に対して、民営企業約4万3,000元とより低い水準となっているが、次第に上昇している点は変わらない。

第Ⅱ-3-1-15 図　中国の都市部求人倍率の推移

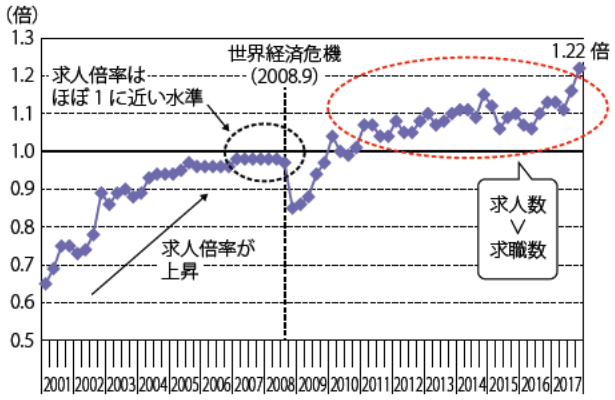

資料：中国人力資源・社会保障部、CEIC Database から作成。

第Ⅱ-3-1-16 図　中国の平均賃金の推移

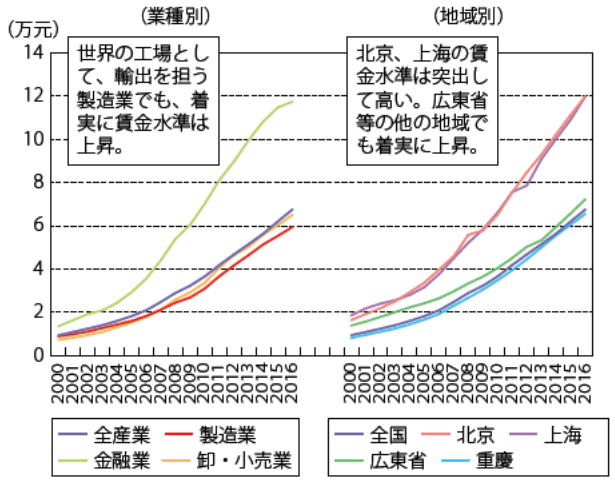

備考：非民営企業の年間平均賃金。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

国際的な価格競争力を低下させると指摘されている（第Ⅱ-3-1-17 図）。今後とも中国が競争力を維持していくためには、省力化による生産性の向上、産業高度化を通じた新商品・新分野の開拓等が必要と考えられる。

(2) 非金融企業の過剰債務の削減

中国の非金融企業の債務が、我が国のバブル崩壊後のピークを越える水準まで急拡大し、金融リスクが懸念されている。中国の対 GDP 比で見た債務水準は、リーマン・ショック後の４兆元の景気対策を契機に拡大を始め、2016 年中頃まで上昇が続いた（第Ⅱ-3-1-18 図）。中国の債務が経済成長の伸びを超えて拡大し、

第Ⅱ-3-1-17 図
アジアに展開する日系企業の賃金水準
（製造業作業員／基本給・月給）

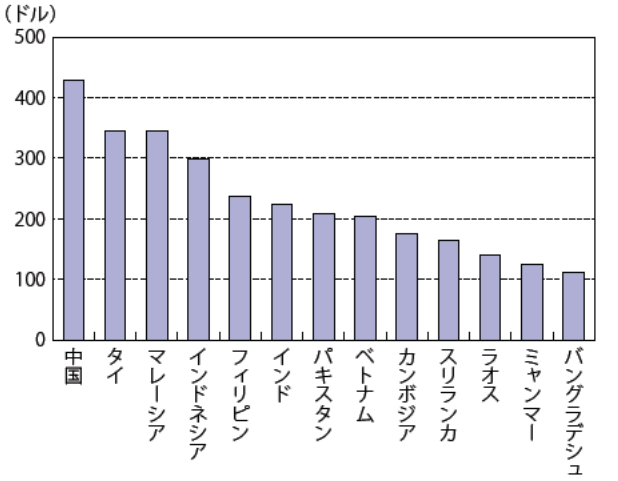

備考：１．基本給とは、諸手当を除いた給与、2016 年 10 月時点（中国は 2016 年９月時点）。
２．作業員とは、正規雇用の一般工職で実務経験３年程度の場合。請負労働者及び試用期間中の作業員を除く。
資料：ジェトロ「2016 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」から作成。

経済成長が債務への依存を高めていることについては、国際機関もリスクとして指摘している[78]。対 GDP 比で見た債務は 2016 年をピークに徐々に低下しているものの、依然として高い水準にあり、今後の動向を注視していく必要がある。

この債務の中には、銀行が行う通常の融資によるもののほかに、シャドーバンキング[79]といわれるバランスシートに計上されない融資活動に伴う債務も含まれていると見られる[80]。

シャドーバンキングといわれる理財商品[81]や資産

第Ⅱ-3-1-18 図　非金融企業の債務残高の対 GDP 比

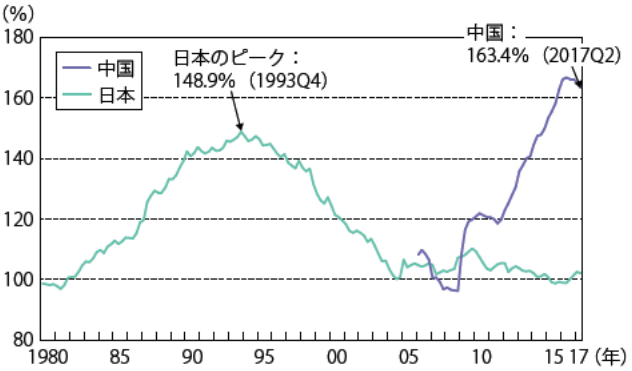

資料：BIS Web サイト「Credit to the non-financial sector data」から作成。

78　国際決済銀行（BIS）は金融の脆弱性を見る指標のひとつとして、民間債務の GDP 比を挙げており、これが長期的トレンドから大きく乖離している場合は金融危機に至ることが多いと警告している。BIS の四半期ごとの報告書「BIS Quarterly Review」（2018 年３月）では、主要国の 2017 年６月時点のデータを使ってリスクを評価したところ、依然として中国のリスクが高いことを指摘している。一方、金融危機のリスクについては、中国の特異な事情（国内の大きな預金、経常収支黒字、過去の不良債権処理の実績等）を考慮する必要があるとの声もある。

運用商品等は銀行が発行する以外に、証券会社、保険会社等も発行しており、監督官庁も、中国人民銀行のほか、銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会にまたがっており、その調整が課題とされていた。

中国政府は、以前から企業の過剰債務問題に取り組む姿勢を表明してきた（第Ⅱ-3-1-19表）。2017年の大きな動きとして、監督官庁を横断的に見る組織として、国務院金融発展安定委員会を発足させることが決定した。また、中国人民銀行が商業銀行の財務内容を四半期ごとに査定するマクロプルーデンス評価の対象に理財商品が追加されるなど、中国人民銀行の役割が強化されることになった。

第Ⅱ-3-1-19表　中国政府の過剰債務問題に関連する対応方針

○国務院「企業のレバレッジ比率の積極的かつ安定的な引下げに関する意見」（2016.10.10）
企業レバレッジの引下げは供給サイドの５大任務の１つとして、企業の合併・再編、コーポレートガバナンスの完備、既保有資産の活性化、企業債務構造の最適化、銀行債権の株式化、エクイティファイナンスを提唱。

○全人代「政府活動報告」（2017.3.5）
2017年の重点活動任務の中で、過剰債務解消を挙げる。企業の保有資産の活用、資産の証券化、債務の株式化、エクイティファイナンスの推進により、企業債務を合理的な水準に引き下げる。また、システミックリスクについては、総じてコントロール可能でしつつも、不良資産やデフォルト、シャドーバンキング、インターネット金融などへの警戒に言及。

○中央金融工作会議（2017.7.14-15）
金融の３大任務として、金融の実体経済へのサポート、金融リスクの防止、金融改革の深化を提唱。金融リスクの防止に関しては、マクロプルーデンス政策における中国人民銀行の役割を強化するとともに、国務院金融発展安定委員会の設立を決定。

○中央経済工作会議（2017.12.18-20）
2020年までの小康社会の完成を目指して、三大課題（金融リスクのコントロール、貧困脱却、汚染防止）を重点的に解決する。

○全人代「政府活動報告」（2018.3.5）
引き続き「3つの解消」（過剰債務、過剰生産能力、過剰在庫）に取り組む。また、重大リスクの防止・解消を進展させる。経済・金融リスクは総じてコントロール可能としながらも、債務の株式化と企業の合併・再編の加速、金融機関リスクの内部統制の強化、金融監督管理の統一的な調整の強化等を挙げている。

コラム 4　中国の銀行の不良債権問題の動向

銀行の運営状況を見ると、不良債権額は増加しているものの、融資総額も増加しているため、不良債権比率としてはほぼ横ばいで推移している（コラム第4-1図）。

一方、オフバランスの部分については、銀行で販売されながら、バランスシートには反映されない理財商品も、残高が減少はしないものの、増加には歯止めがかかっている（コラム第4-2図）。

中国の銀行は、総資産の４割近くを占める大型商業銀行（五大銀行）のほか、12の株式制商業銀行、約130の都市商業銀行、3,000以上の小規模な農村金融機関がある（コラム第4-3表）。これらの銀行の

79　シャドーバンキングとはFinancial Stability Board「Global Shadow Banking Monitoring Report 2015」（Nov. 12, 2015）によれば、全体又は部分的に通常の銀行システムの外側の活動や事業体を通じた信用仲介、端的にはノンバンクによる金融仲介と定義されている。ただし、具体的な範囲について国際的に必ずしもコンセンサスがあるわけではなく、中国の場合、通常の銀行融資以外の信用仲介機能を意味し、銀行窓口で販売されている高利回りの資産運用商品である「理財商品」を始め、証券会社、信託会社、基金等が投資家等から資金を集めて行う投融資を広く含む。活動自体は合法的であるが、当局の規制が緩いため、リスク管理が甘く、通常の銀行融資が受けにくい案件、例えば過剰投資業種や不動産プロジェクト等に資金が流れることが多いなど問題点が指摘されていた。当局はシャドーバンキングに対する規制を強めている。

80　IMFは「Global Financial Stability Report」（2018年4月）において、中国の銀行システムがバランスシートに計上されない簿外（オフバランスシート）取引を通じて、シャドーバンキングと強く結びついていると指摘している。このような投資商品は、銀行のほか、証券会社、保険会社、ファンド等が関わり、相互に、投資者、債権者、債務者、保証人という複雑に絡み合った立場で不透明な構造をなしており、当局の監督が届きにくいとしている。最近の政府による規制の強化によって、銀行の投資商品への関与は低下したものの、依然としてリスクは高く、特に中小銀行が厳しい状況にある。

81　理財商品とは通常の銀行預金よりも高い利回りの資産運用商品。投資信託に近い。銀行預金の基準金利は中国人民銀行から提示されているが、消費者物価上昇率が預金金利を上回ることも多く、より有利な資産運用商品として人気を集めている。基本的には元本等の保証がないものが多く、投資家の自己責任で行われるが、リスク管理や投資家への説明責任など問題点が指摘されている。原則として、銀行が元本等の保証をしない限り、銀行のバランスシートに反映されない。

コラム第 4-1 図　中国の商業銀行の不良債権の推移

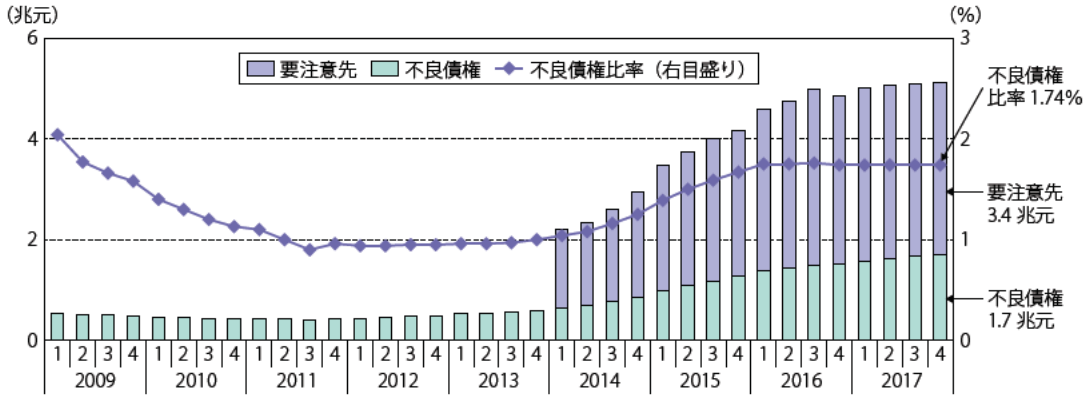

備考：1．不良債権比率は、融資残高に対する不良債権の比率。
　　2．「要注意先」は 2014 年からの公表。
資料：中国銀行業監督管理委員会（銀監会）、CEIC database から作成。

コラム第 4-2 図　中国の銀行の理財商品の残高の推移

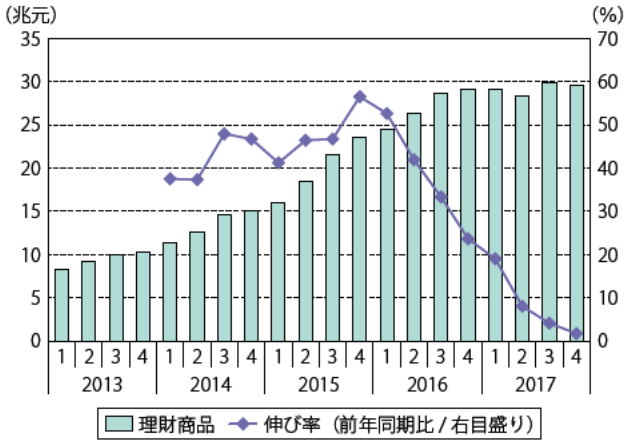

備考：銀行を経由しないシャドーバンキングも存在するので、本数値はシャドーバンキングの内数。
資料：中国中央結算公司、CEIC database から作成。

コラム第 4-3 表　中国の銀行（2016 年末）

金融機関	総資産		銀行数（行）	1 行当たり資産規模（兆元）	備　考
	金額（兆元）	シェア（%）			
政策性銀行	23	9.9	3	7.7	国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行
大型商業銀行	87	37.3	5	17.3	中国銀行等の「五大銀行」。
株式制商業銀行	43	18.7	12	3.6	中信銀行等の 12 行。
都市商業銀行	28	12.2	134	0.2	各都市に立脚して活動。 日本で言えば、地銀に近い。
農村金融機関	30	12.9	3,722	0.01	農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社等がある。金融機関数が多く、1 行当たりの規模が小さい。
外国銀行	3	1.3	39	0.1	
その他	18	7.8	483	0.0	
銀行業金融機関計	232	100.0	4,398	0.1	

備考：「商業銀行」とは「政策性銀行」（開銀、輸銀等）に対する表現で、「民営銀行」という意味ではない。
　　むしろ、多くはいわゆる「国有銀行」である。
資料：中国銀行業監督管理委員会、CEIC database から作成。

不良債権や対処能力を見てみる。

各金融機関とも、利益率が低下する一方で、不良債権比率が上昇してきたが、ここ１年あまりは、利益率は低下するものの、不良債権比率の拡大は食い止めているように見える。ただし、農村商業銀行は

他の形態の銀行に比べて、利益率、不良債権比率の悪化が続いている（コラム第 4-4 図）。

不良債権の対応余力を銀行形態別に見ると、各金融機関とも要求される貸倒引当金比率や自己資本比率は満たしているが、農村商業銀行の不良債権比率上昇が目立ち、貸倒引当金比率は政府が要求する最低水準に近づいている（コラム第 4-5 図、コラム第 4-6 図）。

コラム第 4-4 図　中国の銀行の総資産利益率と不良債権比率の推移

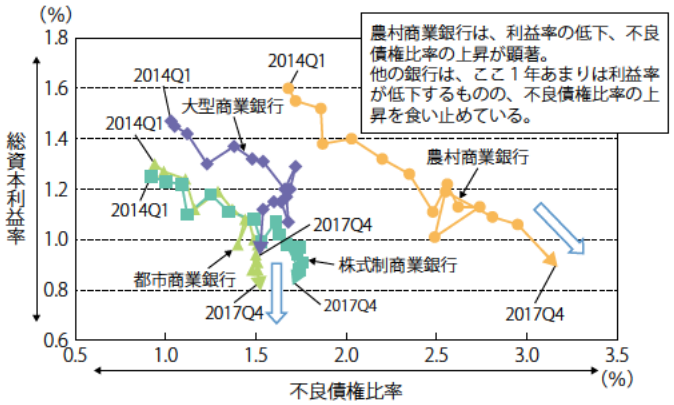

資料：銀行業監督管理委員会、CEIC databese から作成。

コラム第 4-5 図　中国の銀行の不良債権比率と貸倒引当金比率

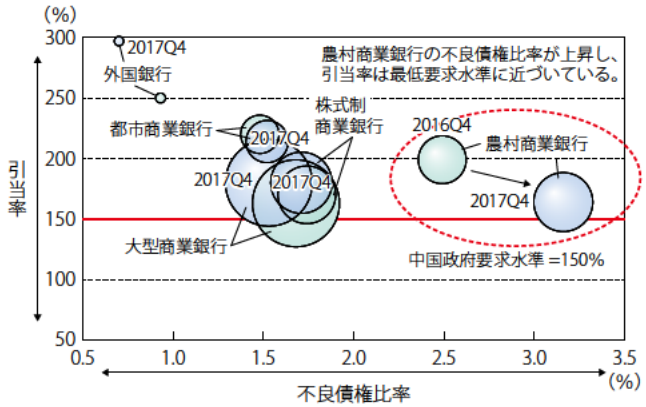

備考：円の大きさは不良債権額を表示。緑は 2016 年 Q4、青は 2017 年 Q4。
資料：銀行業監督管理委員会、CEIC databese から作成。

コラム第 4-6 図　中国の銀行の不良債権比率と自己資本比率

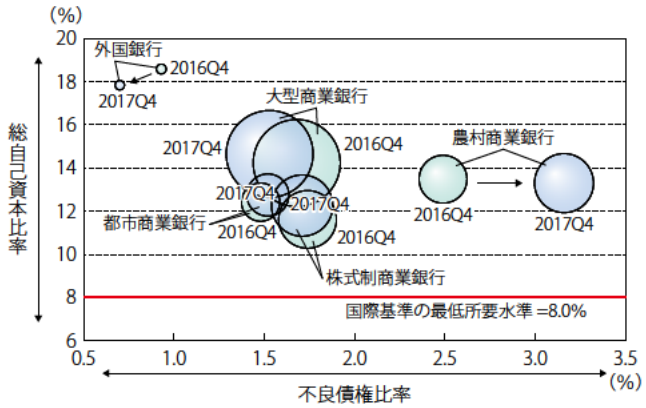

備考：円の大きさは不良債権額を表示。緑は 2016 年 Q4、青は 2017 年 Q4。
資料：銀行業監督管理委員会、CEIC databese から作成。

(3) 貧困と格差

中国は国土が広く、地域によって、気候や資源などの自然条件、人口規模、産業発展の程度等が異なり、平均で見ることが難しい。中国は高い経済成長を遂げ、沿海部大都市を中心に、多くの人口が高い生活水準を享受している一方で、依然として農村地域において成長に取り残された貧困人口も存在している。また、経済成長を遂げた地域の中でも、都市・農村間、省や自治区など地域間で発展に格差が生じていることが指摘されている[82]。既に見たように、中国政府は2018年3月の全人代において、このような貧困からの脱却や格差の縮小を重点課題として対処していく方針を掲げている。

(4) 環境問題への対応

中国では、めざましい経済成長の一方で、大気、水質、土壌等に関する環境汚染という問題が顕在化してきた。

中国政府は既に1979年に環境保護法を制定し環境問題に取り組んできたが、経済発展が優先され、環境規制が必ずしも厳格に運用されていなかったとの指摘がある。しかし、近年は法律等の整備とともに、規制運用の厳格化が進んでいると指摘されている。例えば、2014年に25年ぶりに環境保護法が改正され罰則規定の強化等が行われ、大気、水質、土壌、それぞれの改善に対する行動計画が策定された[83]。2016年から開始された現在の第13次五か年計画では、「革新、調和、グリーン、開放、共有」の5つを理念として提唱し環境保全を重視する姿勢を示し、省エネ、二酸化炭素排出量、森林面積等の目標を設定している。また、規制の厳格化によって、規制違反工場の閉鎖、操業停止などが公表されている[84]。しかし、一方では中国に環境関連技術やノウハウが不足している、環境汚染は一朝一夕には解決しない等の指摘もあり、中国が今後も成長を続けてく上で環境問題は大きな課題となっている。

コラム 5　「中国製造2025」による中国の重点産業育成

第3章第2節第2項で述べたように、中国経済は投資主導型から消費主導型の経済成長へと徐々に変化を始めている。中国政府も安定的な経済成長を図る観点から、「投資から消費」へと「経済発展パターンの転換」を目指している[85]。また、消費主導型経済への転換を牽引する中国発EC関連企業やICT関連企業が急成長を遂げている。

一方で、消費主導型経済への構造転換を実現するためには、消費促進を支えるハード面の技術の発展も不可欠であり、中国政府は先進的な技術やIoT化された技術を有した製造業の育成と国際競争力の強化が必要であるとしている[86]。また、中国政府はこれまでの中国の製造業は付加価値が低く、労働集約的な業種を中心に構成されていたとし、イノベーション力の強化や企業効率の向上、品質向上、ブランド構築、第4次産業革命に向けたICT産業と製造業の統合技術の深化を目指した「製造強国化」が不可欠であるとしている[87]。

こうした中国政府の「製造強国化」方針は、国民経済・社会発展第12次5カ年計画（2011年～2015年が計画期間。以下、“十二五”）および第13次5カ年計画（2016年～2020年が計画期間。以下、

82　都市と農村の所得格差については、一人当たり可処分所得（2017年）で見て、都市部約3万6千元なのに対して、農村部約1万4千元と約2.7倍の開きがある。また、地域別には、省・直轄市・自治区の一人当たりGDP(2016年）は、天津の約11万5千元と甘粛省約2万7千元では約4.2倍の開きがある。

83　環境改善のための目標を設定し、そのための具体的な対策を挙げた行動計画が作成された。2013年に大気汚染防止行動計画（大気十条)、2015年に水質汚染防止行動計画（水十条)、2016年に土壌汚染防止行動計画（土十条)。

84　むしろ、国レベルの基準に加え、地方政府レベルで内容がより厳しくなり、日本の大手企業でも知らないうちに法令違反の状態に陥っていることがあるとの報道もある（2017年2月16日付日本経済新聞朝刊記事「アジアVIEW/中国、環境汚染の摘発強化―監督当局に反腐敗の波」)。

85　李克強（2014)『求是』第9号

86　国務院の政府活動報告では、製造業の高度化や、インターネットの製造業分野等への高度利用のための政府イニシアチブ（国務院（2015)『「中国製造2025」の印刷・配布に関する通知』、国務院（2015)『「インターネット＋」行動の積極的な推進に関する指導意見』）を発表している。

87　「中国製造2025」「インターネット＋」に加えて、製造業とインターネットの融合的発展の方針に具体的焦点をあてた、国務院（2017)『「インターネット＋先進製造業」の深化と工業インターネットの発展に関する指導意見』

“十三五”）に盛り込まれている。

“十二五”においては、省エネ・環境、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド装備製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー車の新たに「戦略的新興産業」を定め、これらの産業における競争力の確保を明記している。

“十三五”においては、イノベーション力強化や品質の向上、ブランド構築、製造業の新発展方式の構築といった目標が産業横断的方針として掲げられている。また、産業の ICT 化の章は「デジタル経済の拡大編」に格上げされ、従来の ICT インフラ構築とネットワークセキュリティの章に加えて、産業とインターネットの統合およびビッグデータ戦略が新たに章立てされている。

なお、過去の第 11 次 5 カ年計画（2006 年～2010 年が計画期間。以下、“十一五”）では、ハイテク産業の発展促進に並んで、機械産業や繊維業等の伝統産業も含めた個別産業に対しての構造調整や高度化も主要な位置づけにあったが、“十三五”においては小項目に格下げされている。（コラム第 5-1 図）

「製造強国化」路線は、第 13 次 5ヶ年計画期に打ち出された国務院の「中国製造 2025」によって、より明確化されている。「中国製造 2025」では、「製造強国化」に向けた特に重要な産業として、12 次 5 カ年計画の「戦略的新興産業」をさらに細分化し、ICT 産業、高級 NC 工作機器とロボット、航空・宇宙用機器、海洋土木設備およびハイテク船舶、先進型軌道系交通設備、省エネルギー・新エネルギー車、電力機器、農業設備、新材料、バイオ医薬品及び高性能医療機器の 10 分野を指定している。また、これらの重点産業への政策実施に関する詳細なロードマップ「“中国製造 2025”重点領域技術路線図」が、新たに設置された製造強国建設戦略諮問委員会によって公表されている。これによれば、重点産業は今後競争力を高め、2025 年までに多くの重点品目の国産製造比率を 60-80％水準まで到達させることを目標としている（コラム第 5-2 表）。さらに、「製造 2025」では、2035 年までに世界のイノベーションをリードする能力を形成し、中国を中位の製造国レベルに引き上げ、2049 年の最終ゴールの際には、製造業大国としての地位をさらに確固たるものとし、総合的な実力において世界トップレベルの製造強国と肩を並べる、としている。

「製造 2025」で掲げられた重点産業への政府の具体的な支援方法は中央政府の各部門[88]の計画・方案・意見[89]によって明記される。

代表的な産業支援方法は、産業投資基金の設置（第 2 部第 2 章第 2 節コラム参照）、政策性銀行による融資、税制優遇措置、補助金等[90]である。政府の財政支援交付の諸条件および具体的な支援措置内容は各部門および財政部が制定し、公布する。例えば財政部による「財税［2015］6 号：集積回路産業の発展のより一層の奨励に係る企業所得税政策に関する通知」では、税制優遇支援措置の交付条件は中国国内拠点設置、国内人材活用、コア技術研究開発活発化等の要件であり、要件を満たした集積回路関連企業は企業所得税[91]の免除といった措置がとられる場合がある。

地方政府もまた、国務院の 5 カ年計画を踏襲し、行政機構単位の 5 カ年計画を策定する[92]。地方政府版 5ヶ年計画には、中央政府の 5ヶ年計画で定められた重点政策がそのまま踏襲される傾向がある[93]。また、各地方政府は、地方政府版 5 カ年計画で定められた重点産業に対する支援策も策定する。例えば、上海市政府は「上海発〔2017〕23 号：上海におけるソフトウェア産業と集積回路産業の発展を促進するための政策」において、ソフトウェア産業と集積回路産業重へ支援方法として投資・研究開発、海外企業の技術購入、人材育成、知財権申請手数料、技術輸出に対する補助金、国家プロジェクト参加に対す

88　例えば工業通信化部、農業部、科学技術部等
89　例えば「集積回路産業発展第 12 次 5ヵ年計画」、「国家集積回路産業発展促進要綱」、「農業機械化発展第 13 次 5 カ年計画」「バイオ技術イノベーション第 13 次 5 カ年専門計画」等）
90　研究開発、設備投資、事業合併・再編、先進技術設備輸入、専門人材育成、政府プロジェクト達成成果等に対する支援措置。例えば工業通信化部（2014）「国家集積回路産業発展促進要綱」を参照されたい。
91　いわゆる法人税。各納税年度の総収入から原価費用および損失を控除した残額（利益）に対して課税される。
92　European Commission（2017）, “ON SIGNIFICANT DISTORTIONS IN THE ECONOMY OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA FOR THE PURPOSES OF TRADE DEFENCE INVESTIGATIONS”, *COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT*.
93　肖敏捷（2017）“中国　新たな経済大革命「改革」の終わり、「成長」への転換”では、31 省と数都市における地方政府が、中央政府版 5 カ年計画で定められる重点戦略をそのまま踏襲し、どの地方政府もほとんど同一の戦略分野へ「重複投資」する傾向がみられると指摘する。

コラム第 5-1 図　国民経済・社会発展 5 カ年計画の産業関連編における構成の変遷

資料：国民経済・社会発展 5 カ年計画より作成

る資金提供や技術開発奨励金、政府調達、専門人材への住宅ローン・社会保障優遇、海外投資審査の簡素化等を挙げており、中央政府の掲げる支援策と比較して多様である（コラム第 5-3 表）。このため、中国における産業支援策の実施に当たっては、地方政府の果たす役割が非常に大きいとの指摘がある[94]。

94　例えば企業年報のアニュアルレポートにおいて、政府補助金の支出元が記載されている場合があり、多くの補助金は地方政府からの支出であることがわかる。

コラム第 5-2 表　製造 2025 重点分野における国産比率目標の代表事例

重点分野 ※1		ICT 産業					高級 NC 工作機器とロボット		航空・宇宙用機器			海洋土木設備およびハイテク船舶		先進型軌道系交通設備
重点品目		IC および専用機器 ※2	モバイル通信システム・端末	高性能コンピュータ・サーバー	OS、産業用ソフトウェア（スマート工業用途）	スマート製造	ハイエンド工作機器	ロボット	航空機	航空機器搭載システム	宇宙用機器（宇宙空間情報応用）	ハイテク船舶設備	ハイテク船舶システム	先進型軌道系交通設備
国産比率目標	2020 年	49%	75%	60%>	30%>（40%>）	40%>	70%>	50%	5%>	–	60%>	40%	60%	–
	2025 年	75%（※3）	80%	80%>	50%>（60%>）	60%	80%>	70%	10%>	30%	80%>	50%	80%	–

重点分野 ※1		省エネと新エネ自動車					電力機器		農業設備	新材料		バイオ医薬品および高性能医療機器	
重点品目		省エネ自動車	新エネ自動車	車載電池・モーター	自動車 IoT 化製品	運転補助、部分自動運転用搭載品	発電機器	送変電機器	農業設備	先進基礎材料	基幹戦略材料	ミドルレンジ・ハイエンド医療機器	高性能医療機器中核部品
国産製品比率目標	2020 年	40%	70%>	80%	50%	40%>	90%	80%>	90%>	–	70%>	50%	60%
	2025 年	50%	80%>	–	60%	50%>	–	90%>	95%>	90%>	80%>	70%	80%

備考：1．重点分野によって、「おおむね自給を実現する」等の定性目標や輸出比率目標や技術水準目標、企業ランキング目標が記載の事例もある
2．現地生産比率
3．この数値のみ 2030 年の目標

資料：製造強国建設戦略諮問委員会「"中国製造 2025" 重点領域技術路線図」より作成

コラム第 5-3 表　中国地方政府の産業支援措置の具体事例

上海におけるソフトウェア産業と集積回路産業の発展を促進するための政策

政策分類	制度面での支援	資金面での支援
投融資政策		●設備投資・研究開発、上場、株式公開、債券発行、合併・買収等のための資金調達を産業発展基金を通じて支援。
企業育成政策		●一定以上の営業利益を達成した企業への助成金
研究開発政策	●生産、教育、研究における協力を強化し、産業連鎖の調整された発展を促進するよう奨励 ●訓練の質を向上させるために、この市町村の大学および研究機関と高技能の人員を共同で訓練するよう奨励 ●ソフトウェアと集積回路の高度な技術を備えた人材育成拠点の建設を奨励し、エンジニアリング人材の育成を行うよう奨励	●その年の国が定める「先端技術及び輸入促進製品カタログ」に準拠した技術使用権又は所有権を海外企業から購入した場合、割引手当を提供 ●国家科学技術主要プロジェクト及びその他の国家プロジェクトに着手した企業への地方基金提供 ●研究開発補助金 ●コア技術開発に係る報奨金
人材政策	●市町村の人材紹介ガイドラインの関連規定策定 ●居留許可、住居登録およびその他の政策において支援 ●ソフトウェアおよび集積回路企業が賃貸マンションを建設し、貸付金利、賃貸料補助金などを通じて有望な人材を集める住宅計画を実施するように奨励し、大学卒業生に一括斡旋を提供するよう奨励する	●顕著な貢献をした高度人材は、市町村の人事方針に従って一定額の資金を授与されるか、又は国家及び地方自治体の評価及び関連する基準に従って報奨を受ける ●海外の高度人材は、市町村の関連する政策により、児童の教育に関して福祉給付が保証される
知財政策	●産業および商業（市場監督）法執行と文化法執行を強化し、知的財産権侵害と調査の迅速な対応メカニズムを確立	●発明特許又は商標、国内外のソフトウェア著作権及び集積回路のレイアウト設計の権利を申請する際に手数料及び保守手数料に対して一定の補助金を提供
輸出入政策	●行政審査と承認の仕組みを改善し、海外の R&D センターを設立したり、合併買収などの方法を採用したりして、海外の産業技術を統合し、「一帯一路」沿線国（地域）の戦略的配置を促す	●技術輸出が一定の割合に到達した企業に対して助成金を提供

資料：上海市政府「上海におけるソフトウェア産業と集積回路産業の発展を促進するための政策」より作成

第２節　新産業の躍進

1. 新産業

前節では中国の産業構造が第三次産業にシフトしていること、需要構造が投資から消費にシフトしていることを述べたが、ここでは第三次産業の中でも、特にインターネットと結びついた新しいサービスを提供する産業が育ち、消費の拡大を促進している様子を見ていく[95]。まず、最初に中国のGDPの中で情報通信・情報技術サービスが伸びていることを確認して、インターネットサービスを中心に新興企業が育っていることを見てみる。次にインターネットの利用状況や電子商取引の市場規模の拡大を概観する。さらにインターネットを通じた消費者向けサービスに焦点を当てて、ユーザーのプロファイルやどのようなサービスが利用されているのかを見ていく。また、シェアリング・エコノミー（共有経済）と呼ばれる分野の動向も概観する。これらを見ていく過程で経済規模と併せて、雇用に与える影響についても考察する。

最近の中国における新産業の特徴としては、インターネットの整備、携帯端末の普及を背景に、事業基盤となるサービスを提供するプラットフォーマーと呼ばれる企業がけん引している点が挙げられる。2017年の中国の業種別の実質GDP成長率を見ると、情報通信・情報技術サービスが26.0%増と突出して高い成長を遂げている[96]（第Ⅱ-3-2-1図）。

このような中で、中国において急成長する新興企業があらわれている。例えば、世界で「ユニコーン企業」と言われる評価額が10億ドル以上の未上場のスタートアップ企業は236社存在し、そのうち中国企業が64社（シェア27.1％）を占め、米国の116社（同49.2%）に次いで多い（第Ⅱ-3-2-2図）[97]。時価総額では、8,110億ドルのうち、中国は2,810億ドル（同34.6%）と、更にシェアが高い。

「スーパーユニコーン」と呼ばれる更に規模の大きい企業（評価額100億ドル以上）に限れば、世界で16社しかない中で、中国が7社までを占め、米国（8社）とほぼ並んでいる（第Ⅱ-3-2-3表）。中国企業の業種を見るとインターネット関連の企業が多いのも特徴である。例えば、ネット金融・決済サービス、タクシー配車サービス、レストランなどの検索・クーポン発行サービス、ニュースサイトなど、インターネットを活用した消費者向けサービスが多く、製造業でもスマートフォンなどインターネット関連機器のメーカーが上位にきている。

第Ⅱ-3-2-1図
中国の業種別実質GDP成長率（2017年）

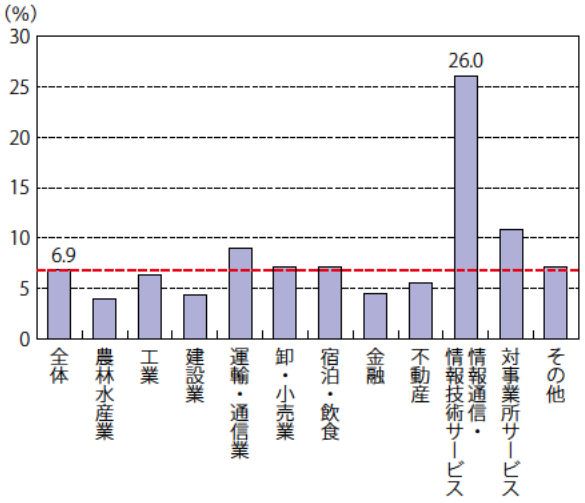

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

このようなサービスの基になっている中国におけるインターネット利用状況の推移を見てみる。中国におけるインターネット利用者数は年々増加しており、この10年間で2.1億人から7.7億人と4倍近くに拡大し、2017年末の普及率は55.8％に達している（第Ⅱ-3-2-4図）[98]。さらに携帯端末を通じた利用者は0.5億人から7.5億人と10倍以上に拡大して、国民の過半

95　このような新しい産業は、鉄鋼業など伝統的な製造業（オールド・エコノミー）に対して、「ニュー・エコノミー」と総称されることがある。また、観点によって、デジタル・エコノミー、電子商取引（EC、Eコマース）、オンライン・ビジネス、ITプラットフォームなどの様々な呼び方が使われることもある。
96　情報通信・情報技術サービスは、2017年から第三次産業の中の項目として新設。
97　CB Insights ウェブサイトの2018年3月13日時点のデータから作成。
98　中国インターネット情報センター（中国互聯網絡信息中心）の調査による。中国で固定電話又は携帯電話を有する6歳以上の定住者を対象とした、電話を通じた調査。毎年実施されており、最新調査は2017年12月31日時点。なお、無差別抽出によるサンプル調査であり、中国全体の利用者数は、抽出率等をもとに拡大推計を行った結果と考えられる。

第Ⅱ-3-2-2図　国別ユニコーン企業

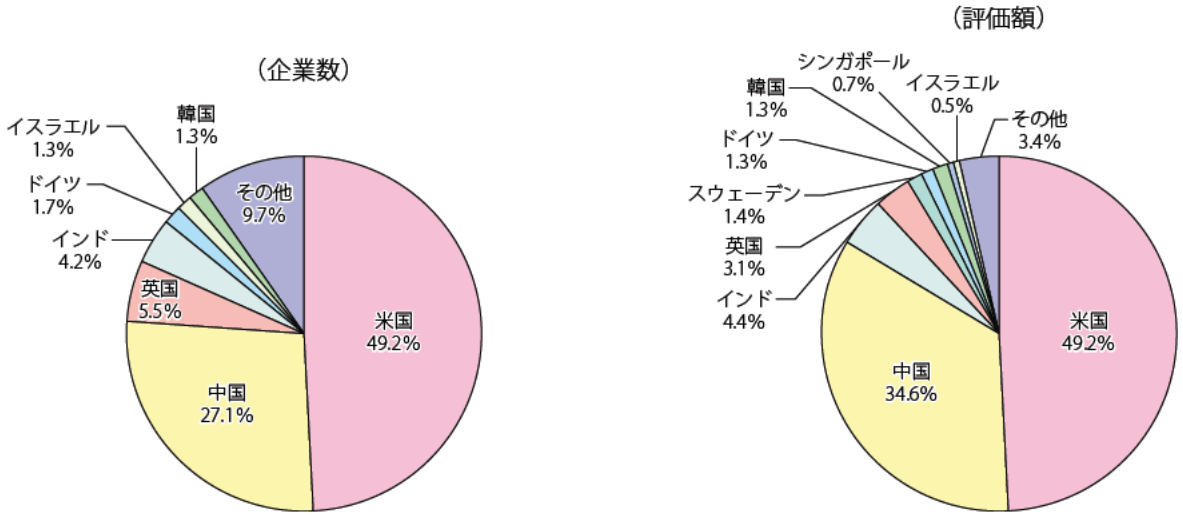

資料：CB Insights より作成。

第Ⅱ-3-2-3表　スーパーユニコーン企業

国籍	業種	時価総額（USD）
米国	交通関係	680億
中国	金融	599億
中国	交通関係	500億
中国	デバイス、ハードウエア	460億
米国	旅行関連	293億
米国	企業サービス	200億
中国	金融	185億
中国	生活スタイル関連	180億
米国	不動産（シェアオフィス）	169億
米国	ハードウエア	120億
中国	文化・娯楽（ニュースアプリ）	110億
米国	社交（写真共有）	110億
中国	ドローン	100億
米国	企業サービス	100億
印	EC	100億
米国	ソフトウエア	100億

資料：CVSource & CBInsights、Crunchbase 等
公開資料より三菱総合研究所作成。

第Ⅱ-3-2-4図
中国におけるインターネット利用状況の推移

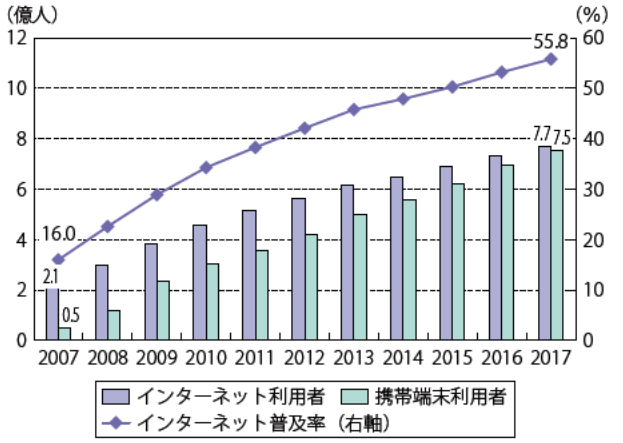

資料：中国互聯網絡信息中心「第41次中国互聯網絡発展状況統計報告」（2018年1月）から作成。

数が外出先で自由にインターネットを介したサービスにアクセスできる環境が整っている。新しい産業が生み出された背景には、インターネット利用者の裾野の急速な拡大が指摘されている。

このように中国におけるインターネットの利用が拡大するとともに、電子商取引の市場規模も大きく伸びている。市場規模は、ほぼ前年比3割増前後の伸びが続いており、2016年の市場規模は約23兆元に達したと見られている（第Ⅱ-3-2-5図）[99]。その内訳は企業間市場約16.7兆元、ネット小売市場約5.3兆元[100]、生活サービス市場約1.0兆元となっている。また、電子商取引の拡大に伴い、雇用者数も増加しており、直接的な雇用者は5年半の間に約180万人から約310万人と1.7倍に増加し、間接的な雇用者も約1,350万人から約2,300万人へと増加したと見られている（第Ⅱ-3-2-6図）。

こうした電子商取引のうち、ここでは消費者向けの

99　中国電子商務研究中心のデータによる。
100　中国国家統計局は、2016年のインターネットを通じた販売額（財・サービス含む）を約5兆1,560億元と発表しており、ほぼ符合する。なお、統計局が公表している2016年の社会消費品小売売上額に対するネット販売（財）のシェアは12.6%（本章第4節2. 第Ⅱ-3-4-2-2図参照）。

第Ⅱ-3-2-5 図　中国の電子商取引の市場規模の推移

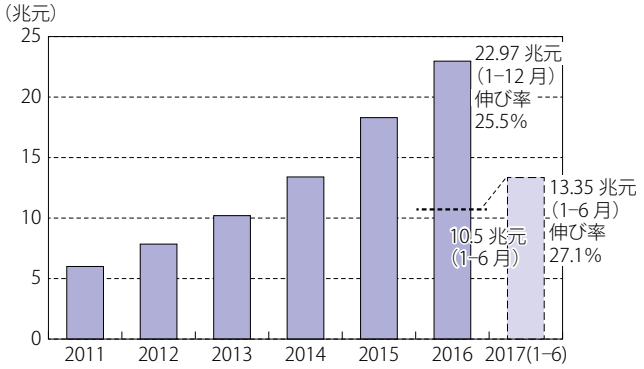

備考：2017 年（1-6 月）の市場規模 13.35 兆元は、前年同期の市場規模 10.5 兆元に対して、伸び率 27.1%。
資料：中国電子商務研究中心 Web サイトから作成。

第Ⅱ-3-2-6 図　中国の電子商取引に伴う雇用の推移

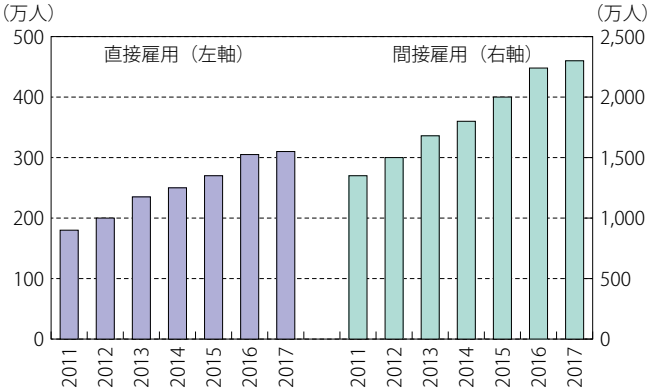

備考：2017 年は 6 月時点。
資料：中国電子商務研究中心 Web サイトから作成。

市場を中心に見ていく。インターネットの利用者はどのような人たちで、どのようなサービスを利用しているのだろうか。まず、年齢的にインターネットの利用者構成を見ていくと、20 代の利用者が最も多く（全体の 30.0％）、次いで 30 代（同 23.5％）、10 代（同 19.6%）と、比較的若い世代の利用者が多い（第Ⅱ-3-2-7 図）。しかし、一方では 50 代（同 5.2％）や 60 歳以上（同 5.2％）の利用者もおり、年齢層の面で利用

第Ⅱ-3-2-7 図　中国におけるインターネット利用者のプロフィール

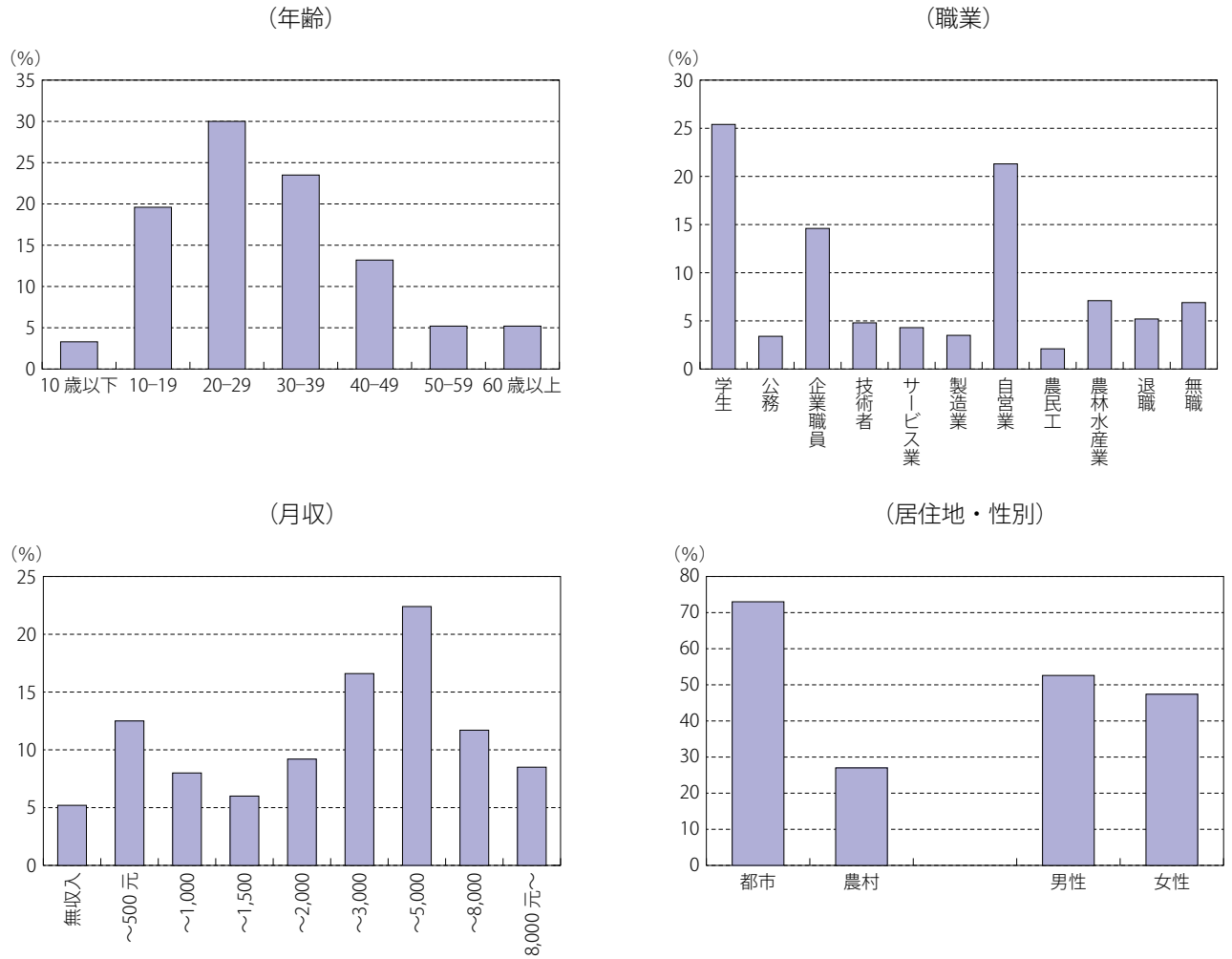

備考１：職業分類は、基本的に報告書に従ったが、細目を合計して簡略化した場合がある。例えば、「党・政府幹部」及び「党・政府一般職員」は合計して「公務」とした。企業についても、幹部、中間管理職、一般職員と分かれていたが合計して「企業職員」とした。
　　２：月収については、家族から送られる生活費、奨学金、政府補助金、年金等を含む。
資料：中国互聯網絡信息中心「第 41 次中国互聯網絡発展状況統計報告」（2018 年 1 月）から作成。

者の裾野が広がっていることが考えられる[101]。職業別には、学生が最も多く（同25.4%）、次いで自営業（同21.3%）、企業従業員（同14.6%）が多いという結果になっている。また、利用者の月収を見ると3～5千元（約5万円～8.3万円）（同22.4%）の層が最も多く、2～3千元（約3.3万円～5万円）（同16.6%）の層が次いでいる[102]。利用者の居住地では都市部が7割を超えるが農村部にも普及している[103]。性別では男女ほぼ同数となっている。

それでは実際にどのようなサービスがインターネットを通じて利用されているか、アプリケーションの使用者数をもとに見てみる。最も利用者の多いアプリケーションは、インスタント・メッセージ（利用者約7.2億人）で、インターネット・ユーザー（約7.7億人）の93.3%が利用していることになる（第Ⅱ-3-2-8図）。その他、上位には検索エンジンなど利用者にとっては無料サービスと思われるものもあるが[104]、動画、音楽、ショッピング、オンライン決済など消費者向けビジネスにつながると思われるアプリケーションの利用者も多く、いずれも5億人以上と推測されている。さらに、バンキング、旅行予約、料理の出前、タクシーの配車などのサービスもインターネット経由で行われるようになっている。アプリケーション利用者の伸び率を見ると、旅行予約や料理の出前サービスなどは伸びが高く、市場が急速に拡大していることを示唆している[105]。

また、インターネットを通じた新しい経済活動として、シェアリング・エコノミー（共有経済）といわれる分野も登場している。これは、インターネットなどの技術を利用して、乗り物、住宅、資金等をシェア（使用権を共有）し、資源を効率的に活用する経済活動とされている。その市場規模は2017年時点で、前年比47%増の約4兆9千億元と報告されている（第Ⅱ-3-2-9表）[106]。このうち、分野別の取引額では、ネット金融などの金融関係が約2兆8千億元と全体の過半を占め、ついで生活サービスが約1兆3千億元、生産能力が約4千億元、シェア自転車等で知られる交通関係が約2千億元、知能・技能が約1,400億元と続いている。伸び率としては、知能・技能が127%増と高く、次いで生活サービスが83%増となっている。急速に

第Ⅱ-3-2-8図
中国における分野別のインターネット・アプリケーション利用状況（2017年末）

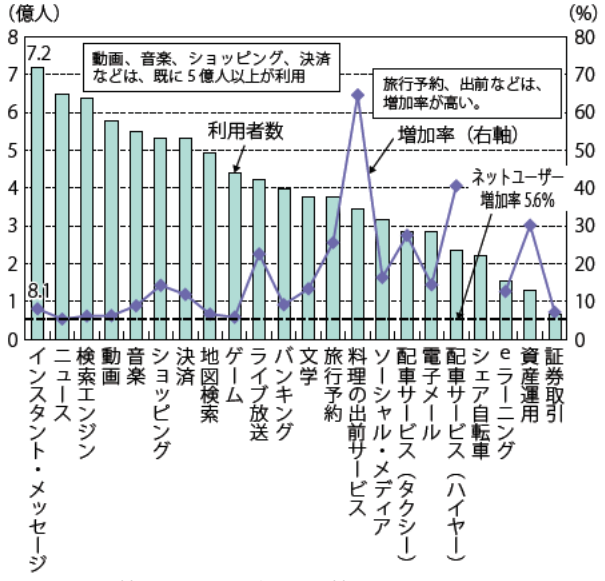

備考：増加率は前年比。シェア自転車は前年調査になかったため増加率は空欄。
資料：中国互聯網絡信息中心「第41次中国互聯網絡発展状況統計報告」（2018年1月）から作成。

第Ⅱ-3-2-9表
シェアリング・エコノミーの市場規模（2017年）

（単位：億元、%）

	市場規模			資金供与額
	取引額	構成比	伸び率	
医療	70	0.1	48.0	19
住宅・宿泊	145	0.3	70.6	37
知識・技能	1,382	2.8	126.6	266
交通	2,010	4.1	56.8	1,072
生産能力	4,120	8.4	25.0	34
生活サービス	13,214	26.9	82.7	512
金融	28,264	57.4	35.5	220
合計	49,205	100.0	47.2	2,160

資料：国家信息中心分享経済研究中心、中国互聯網協会分享経済工作委員会「中国共享経済発展年度報告2018」から作成。

101 留意事項として、調査では過去半年以内にインターネットを利用したかどうかを尋ねており、必ずしも日常的にインターネットを使っているとは限らない。
102 中国の平均月収については統計によって平仄が異なるため比較が難しいが、中国の都市部の平均年間賃金（2016年／国家統計局発表）は非民営企業約6万8千元、民営企業約4万3千元であり、単純に12か月で割れば、月収はそれぞれ約5,600元、約3,600元となる。また、本文で言及しているインターネット利用者の調査では、学生や退職者（家族からの仕送り、奨学金、年金等を含む）など比較的収入の少ない者も含まれている。なお、本文中の日本円への換算は1元＝約16.6円（2017年平均レート）で計算した。
103 むしろ、農村部の方が、商業施設が限られているため、インターネット販売のポテンシャルが高いのではないかとの指摘もある。
104 これらのサービスは、利用者にとっては無料としても、広告料収入等の形でビジネスとしては成立している。
105 インターネットユーザー総数は2017年末時点で前年比5.6%増加。既に利用率が9割を超えるインスタンス・メッセージの利用者数は8.1%増と全体の伸びよりわずかに高い程度でほぼ飽和状態と考えられる。これに対して、利用率がそこまで高くない、旅行予約（利用率49%）、料理の出前サービス（利用率45%）は、利用者数がそれぞれ26%増、65%増と大きく伸びている。
106 国家情報センター及び中国インターネット協会の連名による報告書「中国共有経済発展年度報告2018」（2018年2月）による。

拡大している分野であり、新規参入、事業拡大のための、資金調達額を見ると、全体で前年比 25.7％増の 2,160 億元となっており、うち、交通関係が 1,072 億元と大きく、特に活発な事業拡大が行われていることが示唆される[107]。

関連企業の中には、大型のベンチャー企業も多く、既に述べた中国のユニコーン企業 64 社のうち、約半数が共有経済関係企業と指摘されている。

また、共有経済関連のプラットフォーム企業への就業者数も増加しており、雇用促進に寄与している。例えば、2016 年、2017 年の増加数は、それぞれ 85 万人、131 万人で、中国全体の都市部新規就業者数の 6.5％、9.7％に当たる（第Ⅱ-3-2-10 図）。この雇用拡大は、新規卒業者だけではなく、過剰生産能力企業の整理など、産業構造の変化に伴う雇用調整の受け皿としても機能しているとの指摘がある[108]。

第Ⅱ-3-2-10 図　中国の共有経済プラットフォーム企業の雇用創出

（共有経済プラットフォーム企業の従業員数）

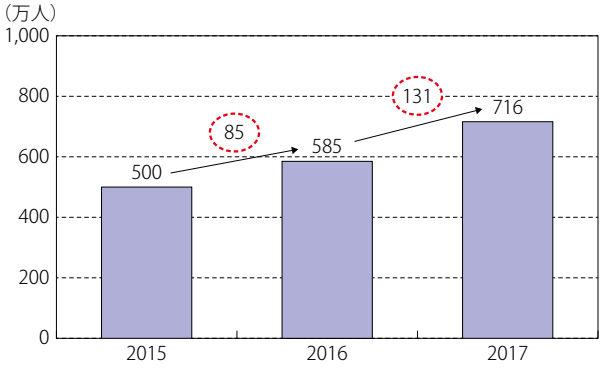

	2016	2017
都市部 新規就業者数（A）	1314 万人	1351 万人
共有経済企業 就業者数増加（B）	85 万人	131 万人
比率（B）/（A）	6.5%	9.7%

資料：国家信息中心分享経済研究中心、中国互聯網協会分享経済工作委員会「中国共享経済発展年度報告 2018」。

2. イノベーションと創業

（1）イノベーションの現状

① 中国におけるイノベーション力の高まり

前節では、中国において新産業が急速にかつ大規模に成長していることをデータで示してきた。本節では、中国におけるイノベーション力の現状を、各種データや国際比較により検証する。

まず、中国のイノベーションの水準が世界からどのように評価されているかを見てみる。WIPO（世界知的所有権機関）等が公表している GII（グローバル・イノベーション・インデックス）[109] によれば、中国は 2010 年から 2017 年にかけて 43 位から 22 位までランクを急速に上げてきており、主要先進国のレベルに迫りつつあり[110]、一部分野においては、中国は既に世界のトップクラスのイノベーションを起こしていると評価されている[111]（第Ⅱ-3-2-2-1 表）。

中国のイノベーション力の一端は、国際特許出願数の国別件数の上昇にも表れている。中国は 1994 年に特許協力条約（PCT 条約）に加盟後、年間出願件数はほぼ一貫して上昇傾向にある。2000 年には中国の国際特許出願数は 782 件（米国 38,015 件、ドイツ 12,581 件、日本 9,569 件）で 16 位だったが、2010 年に韓国を、2013 年にドイツを、2017 年には日本をも抜き、米国に次ぐ 2 位となった（第Ⅱ-3-2-2-2 図）。これについて、ガリ WIPO 事務局長は「中国経済が

107 新規参入が多い一方で、企業間の競争も激しく、倒産・退出も多い、新陳代謝が活発な分野であることが指摘されている。
108 例えば、「中国共有経済発展年度報告 2018」は、ある大手シェア自転車企業のサービス提供者 2108 万人のうち、約 393 万人が過剰生産能力削減に伴う失業者と指摘している。
109 GII は 2007 年から毎年発表しており、制度、人的資本及び研究、インフラ、市場の洗練度、ビジネスの洗練度、知識と技術の生産、創造的な生産を定量的、定性的なデータから指標化。
110 『「十三五」国家科学技術イノベーション計画』（2016）において、中国政府は、自国がイノベーション型国家へと仲間入りし、科学技術強国となるためには、脆弱な科学基盤、オリジナルの能力、基幹分野の中核技術の他国への依存、高度人材の欠如やイノベーション発展を制約するような思想・体制という多くの問題を抱えていると分析している。
111 米国議会の諮問機関である米中経済安保調査委員会は、USCC（2017）“*Report to Congress of the U.S.-China Economic and Security Review Commission*”においては、米中両国の技術競争力が拮抗している分野として AI、量子情報科学、及びハイパフォーマンスコンピューティングを、中国優位の分野としてエクサスケール・コンピューティング（1 エクサ＝ 100 京）、及び商用ドローンをそれぞれ挙げている。

第Ⅱ-3-2-2-1 表　中国のイノベーションランキング

2010 年	
1	アイスランド
2	スウェーデン
3	香港
4	スイス
5	デンマーク
6	フィンランド
7	シンガポール
8	オランダ
9	ニュージーランド
10	ノルウェー
11	米国
12	カナダ
13	日本
14	英国
15	ルクセンブルク
43	中国

2017 年	
1	スイス
2	スウェーデン
3	オランダ
4	米国
5	英国
6	デンマーク
7	シンガポール
8	フィンランド
9	ドイツ
10	アイルランド
11	韓国
12	ルクセンブルク
13	アイスランド
14	日本
15	フランス
22	中国

資料：WIPO 他 "The Global Innovation Index 2009-2010"、及び " 同 2017" から作成。

成長を続ける中、新しい市場に自らのアイデアを広めようとする中国人のイノベーターが急増している」と述べている[112]。

また、世界全体の国際特許出願数に占める各国別出願数の割合は、2000 年に米国が 1 か国で 40％を占めていたものが、2017 年には 23.2％に減少し、代わりに中国が 20.1％を占めるに至っている。このことは、中国が世界の中でも最も活発にイノベーション活動を行う拠点の一つへと成長してきたことを示している（第Ⅱ-3-2-2-3 図）。

一般に、特許出願件数等の指標は国や企業の技術力を現す重要な指標ではあるが、質が伴わない出願も混在しており、また中国の特許件数急増については、地方政府を始めとするイノベーションに関する補助金等の各種支援策が影響している側面もあるとの分析もあることから[113]、単純に出願数だけを見て中国のイノベーション力を評価することは適当ではない。しかし、中国の国際特許出願数が 20 年足らずで主要先進国を追い越し世界第 2 位になったことは、中国がイノベーションで成果を上げようと国を挙げて果敢に取り組ん

第Ⅱ-3-2-2-2 図　主要国の国際特許出願件数の推移

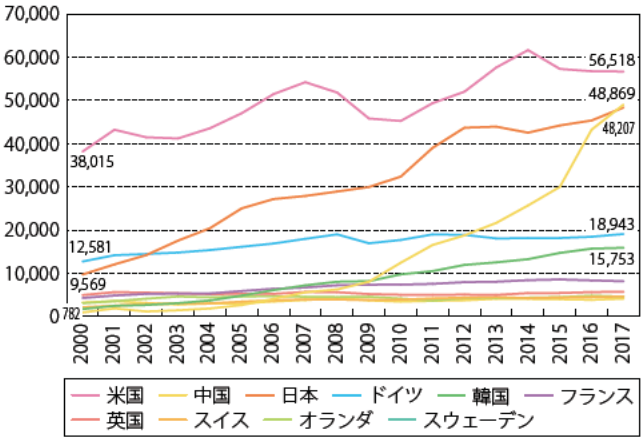

資料：WIPO, Statistics Database (http://www.wipo.int/ipstats/en/) から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-3 図
国際特許出願件数に占める各国の割合

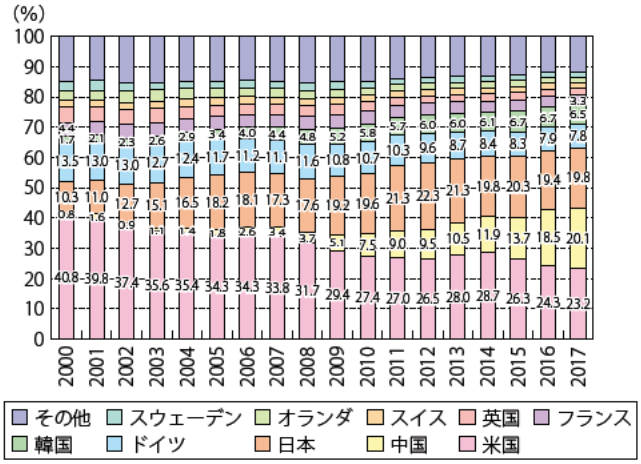

注：2018 年のデータは、2018 年 4 月 13 日時点のもの。
資料：WIPO Statistics Database から経済産業省作成。

112 WIPO, "China Drives International Patent Applications to Record Heights; Demand Rising for Trademark and Industrial Design Protection," http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2018/article_0002.html
113 伊藤、李、王 (2014)、Dang and Motohashi (2013).

でいることを示唆している。

研究論文数でみても、中国人研究者による論文数は大幅に増えている。世界の論文数の伸びへの主要国の寄与度をみると、中国の割合が増加する一方で、それ以外の国の割合は低下傾向にあり、学術分野における中国の存在感が増している（第Ⅱ-3-2-2-4 図）。

また、中国は ISO/IEC において国際規格を審議・策定するための専門委員会の幹事引受数を徐々に増加させており、欧米の減少傾向の動きと相まって、中国の全体における幹事引受数の割合が高まっている（第Ⅱ-3-2-2-5 図）。これも、中国のイノベーション力向上の一端であると考えられる。なお、中国政府は、2016 年 8 月に発表した「国家科学技術イノベーション第 13 次 5ヶ年計画」において、企業の国際化水準の向上のため、実力のある企業が多様な方式で国際技術提携を行うことや、国際標準の制定への参画等を奨励しており、幹事引受数の増加はこの方針に沿ったものとなっている。

② 国際特許及び学術論文から見る中国の技術構造とその変化

中国の国際特許公開件数に注目して技術構造の変化を見てみる。国際特許公開は、出願から一定期間を経てなされるもので、出願者の特許取得の意思が出願より確度が高いものになっている（将来特許権が認められれば保護され得る）。また、公開件数は出願件数とは異なり、技術分野ごと国ごとの分析ができる利点がある。

中国の国際特許公開件数の推移を見てみると、デジタル通信及びコンピューターテクノロジーが長期にわたり第 1 位、第 2 位を占めている（第Ⅱ-3-2-2-5 図）。同図は 2000 年から 2017 年まで毎年の公開件数上位 5 分野を 2017 年公開件数の降順で整理したものであるが、デジタル通信は 2004 年から継続的に公開件数第 1 位となっており、コンピューターテクノロジーは 2011 年以降公開件数第 2 位となっている（第Ⅱ-3-2-2-6 図）。

中国の国際特許公開件数を技術分野ごとに見ると、過去 18 年間で米国・日本の公開件数と全体としては同規模になり、両国を凌駕する技術分野も登場してきた。「中国製造 2025」の重点 10 産業分野について国際特許公開件数を見ると、特に IT 関連技術については世界の主要国に並ぶのみならず、デジタル通信のように中国が主要先進国を上回る分野も出てきている。

一方、バイオテクノロジー・医療関連では米国と、ロボット等を含む機械関連では日本とそれぞれ特許公開件数で差が開いており、中国が全ての分野ではなく、

第Ⅱ-3-2-2-5 図
ISO/IEC 国際幹事引受数の各国割合の推移

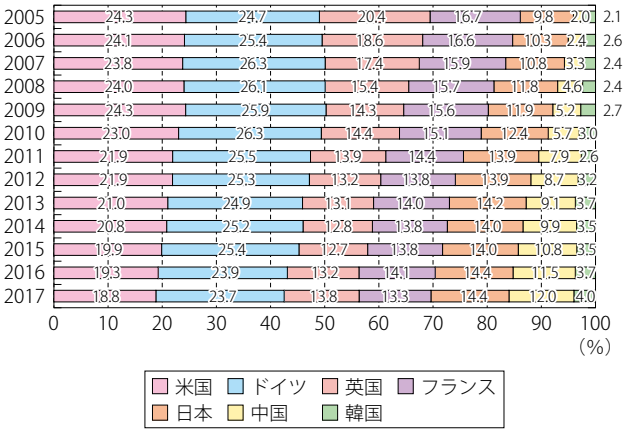

資料：経済産業省が ISO/IEC 事務局にヒアリングした数値を基に作成（2018 年 3 月）。

第Ⅱ-3-2-2-4 図　主要国の論文数と全世界の論文数伸び率の各国寄与度

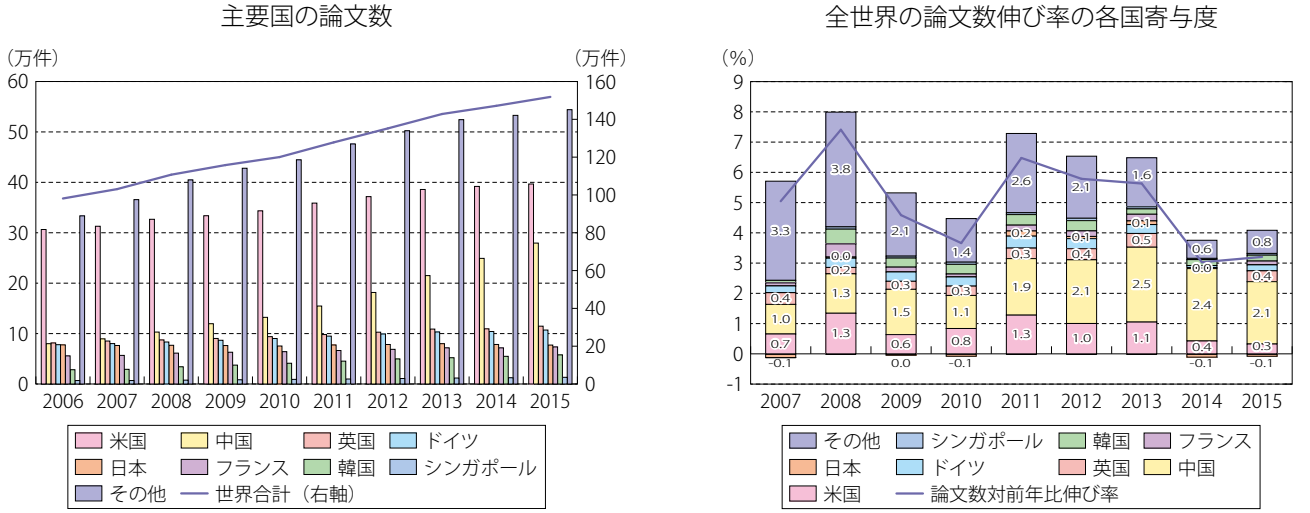

資料：経済産業省（2017）「我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向－主要指標と調査データ（第 17.2 版）」から作成。

IT 関連技術等の特定の分野において集中して技術力を高めてきたことが伺える（第Ⅱ-3-2-2-7 図）。ただし、国の重点分野として、現在相対的に優位にない技術分野を指定し、競争力を高めようとしていることから、今後、IT 関連技術のように急伸する技術分野が出てくる可能性がある。なお、発明者によっては、コア技術は特許出願せず、ブラックボックス化する選択肢を採る場合もあり、特許公開件数がそのまま国・企業の技術力を表すわけではないことに留意する必要がある。

また、研究論文について分野別にみていくと、中国は、材料科学、化学、工学、コンピュータサイエンス等の分野での世界シェアが高い。また、中国政府の定める戦略的新興産業の１つであり、中国製造 2025 でも重点分野の１つに挙げられているバイオテクノロジー分野は、上述の国際特許公開数では他の主要国に比し優位にはないが、論文数でみると、関連する分野（分子生物学・遺伝学等）のシェアが大きく伸びている（第Ⅱ-3-2-2-8 図）。重点分野としての政府の注力も加わり、今後研究段階（論文数）に続いて実用段階（特許数）での優位を獲得していく可能性も考えられる。

論文数の多さは、中国人研究者数が多い[114]ことも要因の一つだが、論文の数量だけでなく、論文の被引用件数も近年飛躍的に増加しており、論文数、被引用数の世界ランキングは、全ての領域において上昇し、全体の論文数、被引用数とも米国に次ぐ２位となった。

分野ごとに 10 年前と比較すると、中国は、化学、材

第Ⅱ-3-2-2-6 図　国際特許公開件数の推移

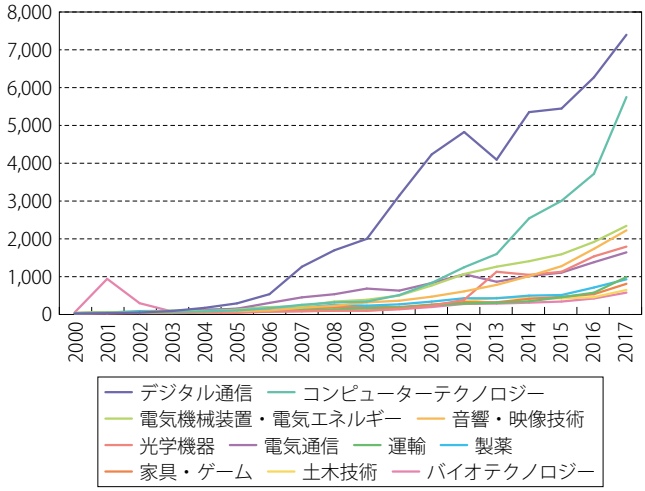

資料：WIPO Statistics Database から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-7 図　中米日の技術別国際特許公開件数の比較

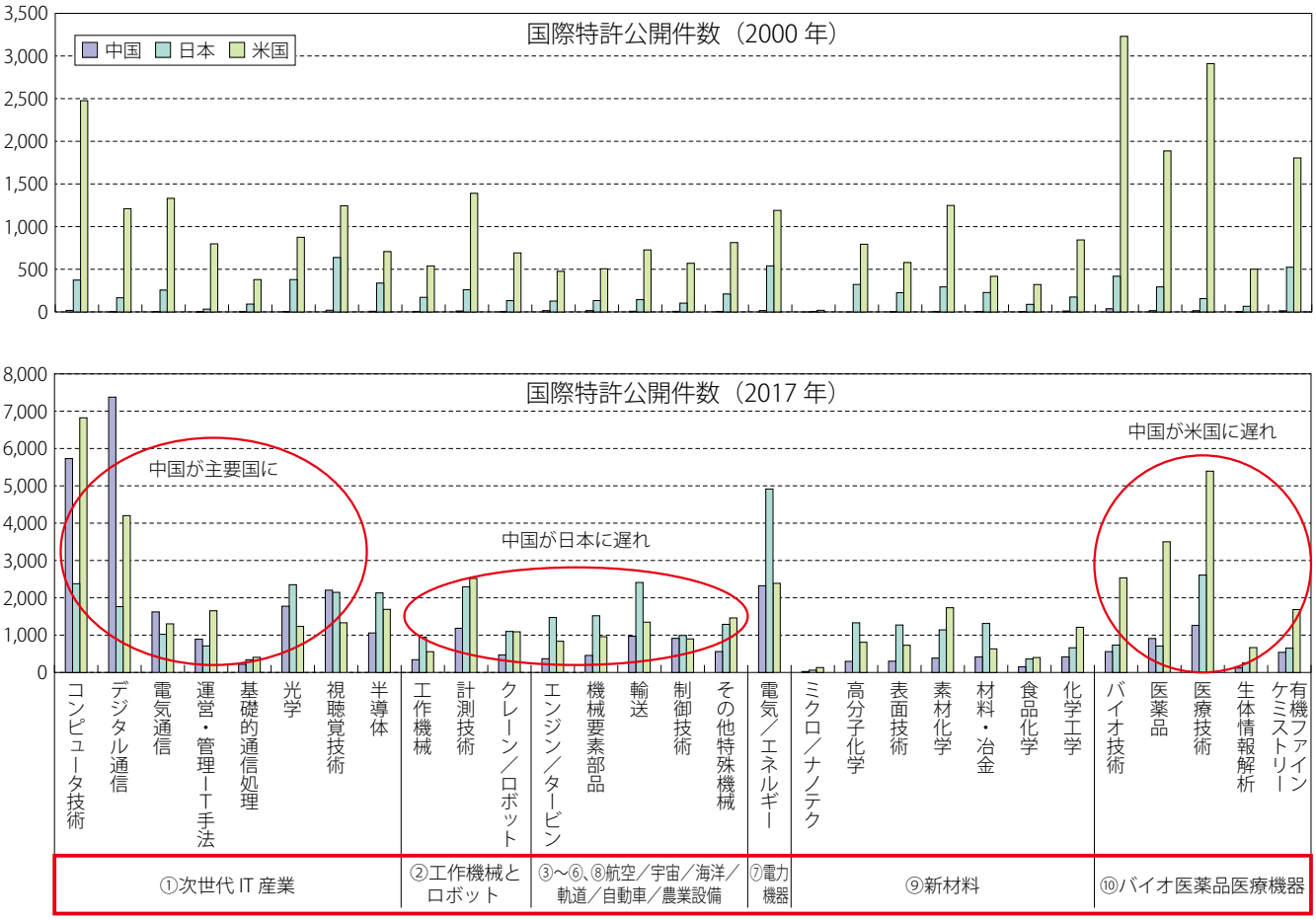

「中国製造 2025」重点分野との対応関係

資料：WIPO Statistics Database から経済産業省作成。

料科学、工学の分野で、論文数、被引用数とも米国を抜き１位となり、計算機・数学でも、被引用数 TOP1%については米国を抜き１位となった[115]（第Ⅱ-3-2-2-9図）。

中国の国際共著論文割合は、米国、ドイツ、日本に比べ低いものの、国際共著論文数は顕著に増加しており既にドイツ、日本を上回っている。また、米国の共著相手国としては多くの分野で中国が第１位となっている他、英・独・仏においても、中国は、日本に比べ顕著に国際共著相手としての存在感を形成していると指摘されており[116]、中国の学術面での国際的地位が高まってきている（第Ⅱ-3-2-2-10図）。

中国は、科学技術イノベーション第13次5ヶ年計画で、以下の分野について、重点的に技術獲得を進展させようとしており、今後論文数、特許数の変化に表れてくる可能性がある（第Ⅱ-3-2-2-11表）。

第Ⅱ-3-2-2-8図　世界の論文数に占める中国の論文数の割合

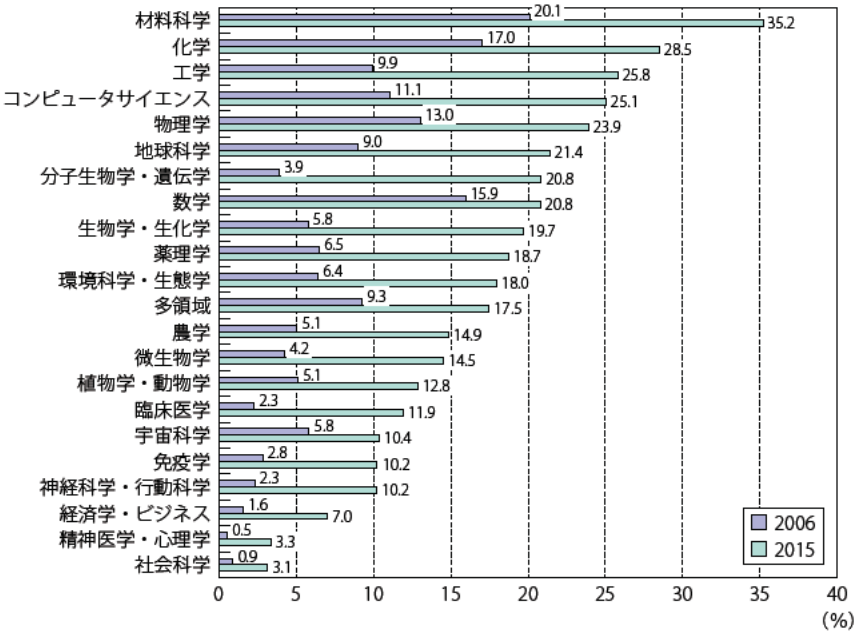

資料：クラリベイト・アナリティクス社 Web of Science のデータから経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-9図　世界の論文数に占める中国の論文数・被引用論文数の順位

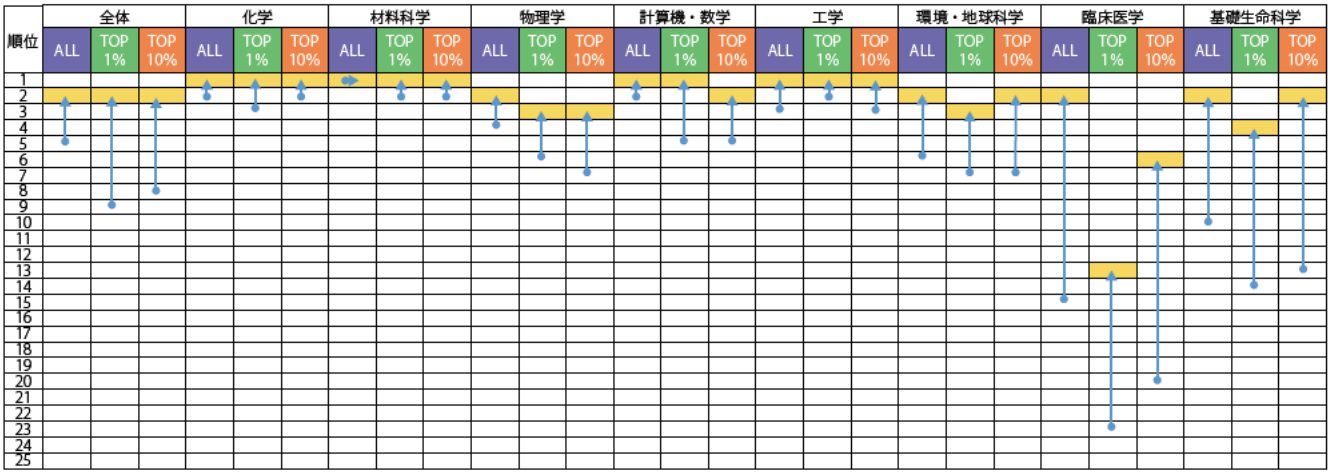

2003–2005 年 ⟶ 2013–2015 年

注：2003-2005 年から 2013-2015 年の変化（3 年移動平均）
資料：経済産業省（2017）「我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向―主要指標と調査データ―（第 17.2 版）」

114 OECD Main Science and Technology Indicators（http://stats.oecd.org/）の "Total researchers" 参照。
115 被引用回数が多い論文であることと国際的に高く評価されている論文が必ずしも一致しないとの指摘があることにも留意する必要がある。科学技術振興機構（2016）。
116 文部科学省科学技術・学術政策研究所（2017）。

第Ⅱ-3-2-2-10図
中国の国際共著論文数と国際共著割合の推移

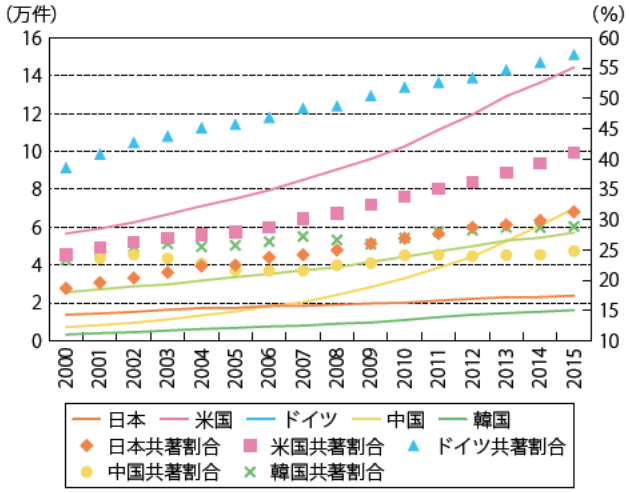

(資料) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所、「科学技術指標 2017」を基に、経済産業省が加工・作成。

第Ⅱ-3-2-2-11表
科学技術イノベーション第13次五か年計画の重点分野

(2016年8月)

国家科学技術重大プロジェクト
■革新的電子部品、ハイエンドチップ等
■大型集積回路製造設備・製造技術
■次世代ブロードバンド無線移動通信網
■高精度工作機械・製造技術
■大型ガス田、炭層ガス開発
■大型先進加圧水型原子力発電・高温ガス冷却炉
■水質汚染対策、治水
■遺伝子組換新品種の育成
■重大疾患向け新薬製造
■エイズ・ウィルス性肝炎等重大感染症の予防・治療
■大型航空機
■高精度地球観測システム
■有人宇宙飛行・月探査計画

資料：中国国務院「科学技術イノベーション第13次五カ年計画」(2016年8月)より作成

③ 技術優位指数で測った重点技術分野の変化

中国においては、国際特許出願件数の急激な伸びとともに、国際特許として公開された技術分野の構成も大きく変化している。中国のイノベーションの国際的な位置づけを明らかにするために、マクロ経済におけるイノベーション活動の優位性を計測・国際比較するために開発された指標の一つである顕示技術優位（Revealed Technological Advantage：RTA）指数[117]を用いて国・地域の技術分野における優位性・重点度の変化を検討していく。

RTA指数は、特許出願又は公開件数を用いて、ある技術分野が、国内において占める割合と、世界において占める割合の比率を計算した指数である。それぞれの技術分野について、RTA指数が1を上回っているならば、国内割合が世界割合を上回っていることになるため、外国より優位性を持っている又は重点化が進んでいることを示している。反対に、RTA指数が1を下回っているならば、外国より優位性がない又は重点化が遅れていることを示している。

また、数式の定義において、国・地域における技術分野の割合を世界における技術分野の割合で割り戻していることから、各国の技術分野の割合を世界レベルで標準化していることを意味している。そのため、国内における技術分野間の比較だけでなく、特定の技術分野に注目して国際比較することも可能な指標となっている。

本分析では、WIPOが公開している*WIPO Statistics Database*を利用して、中国、OECD加盟国及びその他関連諸国が2000年から2017年までに公開した国際特

第Ⅱ-3-2-2-12表　RTA指数算出諸元

期間	2000年から2017年まで［18年］
国・地域	オーストリア、オーストラリア、ASEAN4（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ）、その他ASEAN加盟国（ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）、ブラジル、カナダ、スイス、チリ、中国、チェコ、ドイツ、デンマーク、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、ハンガリー、イスラエル、インド、アイスランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、ラトビア、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ロシア、シンガポール、スロバキア、トルコ、米国、南アフリカ、その他国・地域（ROW）［42か国・地域］
技術分野	電気機械器具・エネルギー等、視聴覚技術、電気通信、デジタル通信、基礎的通信処理、コンピュータ技術、運営・管理IT手法、半導体、光学、計測技術、生体情報解析、制御技術、医療技術、有機ファインケミストリー、バイオテクノロジー、医薬品、高分子化学・ポリマー、食品化学、素材化学、材料・冶金、表面技術・コーティング、マイクロ構造・ナノテクノロジー、化学工学、環境技術、操作（エレベータ・クレーン・ロボット・包装技術等）、工作機械、エンジン・ポンプ・タービン、織機・編機・抄紙機、その他特殊機械、熱処理・器具、機械要素部品、輸送、家具・ゲーム、その他消費財、建設技術［35分野］
データベース	WIPO Statistics Database, http://www.wipo.int/ipstats/en/（2018年2月時点）

資料：経済産業省作成。

117 Soete, L. (1987).

許の件数からRTA指数を算出した（第Ⅱ-3-2-2-12表）。

2000年における中国のRTA指数の分布を第Ⅱ-3-2-2-13図に示している。その他消費財（2.707）、家具・ゲーム（2.419）、エンジン・ポンプ・タービン（2.058）、機械部品（1.897）、及び土木技術（1.795）が上位5分野に位置している。これらの分野とは対極的に、下位に位置している分野は、電気通信（0.366）、デジタル通信（0.353）、生物材料分析（0.258）、高分子化学・ポリマー（0.000）、及びマイクロ構造・ナノテクノロジー（0.000）である[118]。また、技術優位があると解釈できる、RTAが1以上の分野は35分野中15分野である。

同年における中国の国際的な位置づけについて、日本、米国、ドイツ及び韓国との比較から示してみる（第Ⅱ-3-2-2-14図）。中国は、制御（1.165）、バイオテクノロジー（1.592）、熱処理機構（1.594）、家具・ゲーム（2.419）、及び土木技術（1.795）の5分野において5か国中の最高値を示している（第Ⅱ-3-2-2-15表）。

第Ⅱ-3-2-2-13図　中国RTA指数の分布（2000年）

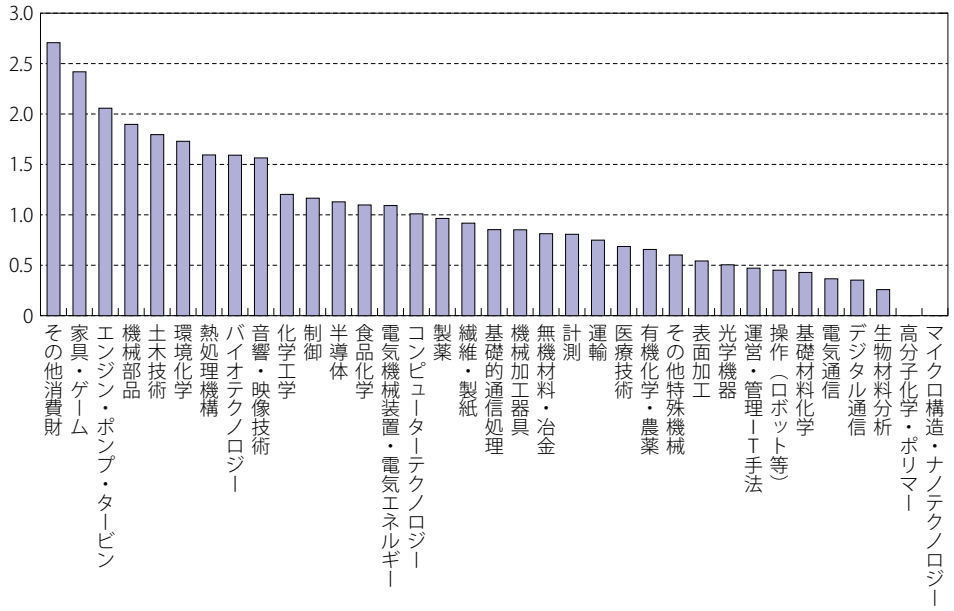

出典：経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-14図　RTA指数の5か国比較（2000年）

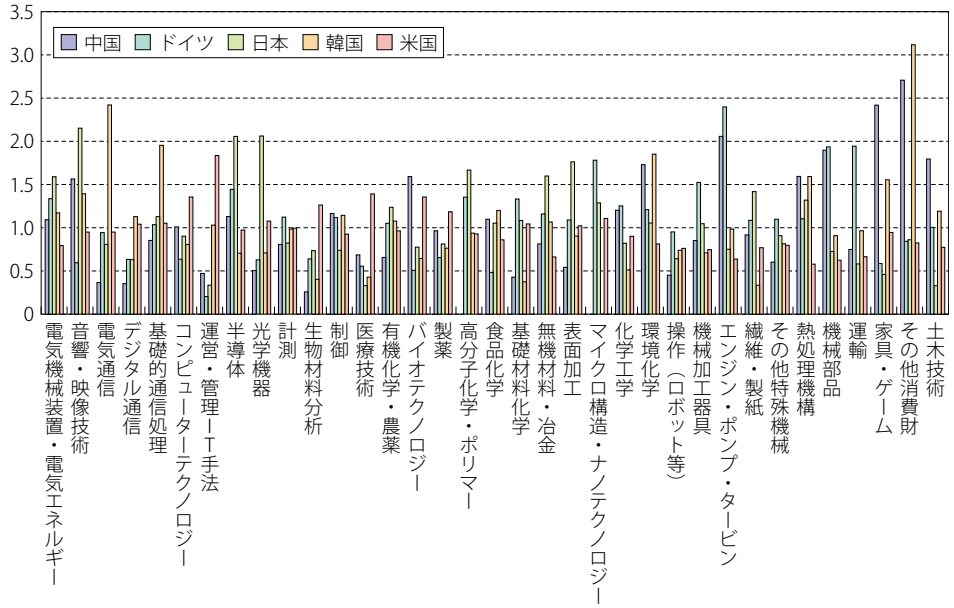

出典：経済産業省作成。

118 高分子化学・ポリマー及びマイクロ構造・ナノテクノロジーは国際特許公開なし。

第Ⅱ-3-2-2-15 表　中国優位の技術分野の国際比較（2000 年）

技術分野	RTA 指数				
	中国	日本	米国	ドイツ	韓国
制御	1.165	0.739	0.926	1.117	1.144
バイオテクノロジー	1.592	0.775	1.356	0.507	0.645
熱処理機構	1.594	1.32	0.579	1.103	1.593
家具・ゲーム	2.419	0.46	0.946	0.586	1.555
土木技術	1.795	0.329	0.773	1.004	1.191

出典：経済産業省作成。

これらの技術分野について、中国国内における位置づけは、家具・ゲームが第２位、土木技術が第５位、熱処理機構が第７位、バイオテクノロジーが第８位、制御が第 11 位となっている。

いずれも上位層に位置しているが、国内の上位層にあっても国際比較では日米独韓の後塵を拝している分野（その他消費財、エンジン・ポンプ・タービン、機械部品など）も存在している。この事実は RTA 指数が国際的な優位性を相対的に評価していることに起因する。

2017 年における中国の RTA 指数の分布を第Ⅱ-3-2-2-16 図に示している。デジタル通信（2.388）、コンピューターテクノロジー（1.785）、音響・映像技術（1.747）、電気通信（1.722）、及び光学機器（1.480）が上位５分野に位置している。これらの分野とは対極的に、下位に位置している分野は、機械部品（0.446）、基礎材料化学（0.406）、エンジン・ポンプ・タービン（0.391）、生物材料分析（0.388）、及びマイクロ構造・ナノテクノロジー（0.3797）である。また、技術優位があると解釈できる、RTA が１以上の分野は 35 分野中 10 分野である。2000 年と比べて、５分野減少している。

同年における中国の国際的な位置づけについて（第Ⅱ-3-2-2-17 図）、先述の４か国と比較すると、中国は、デジタル通信（2.388）、コンピューターテクノロジー（1.785）、音響・映像技術（1.747）、及び制御（1.272）の４分野において最高値を示している（第Ⅱ-3-2-2-18 表）。

これらの技術分野について、中国国内における位置づけは、デジタル通信が第１位、コンピューターテクノロジーが第２位、音響・映像技術が第３位、及び制御が第６位となっている。2000 年の状況と比べて、国際的に優位性を示している分野が、国内的にも優位性の上位を占めるに等しい状況となっていることは、一つの大きな変化であると考えてもいいだろう。

RTA 指数で測った中国の技術優位構造が 2000 年

第Ⅱ-3-2-2-16 図　中国 RTA 指数の分布（2017 年）

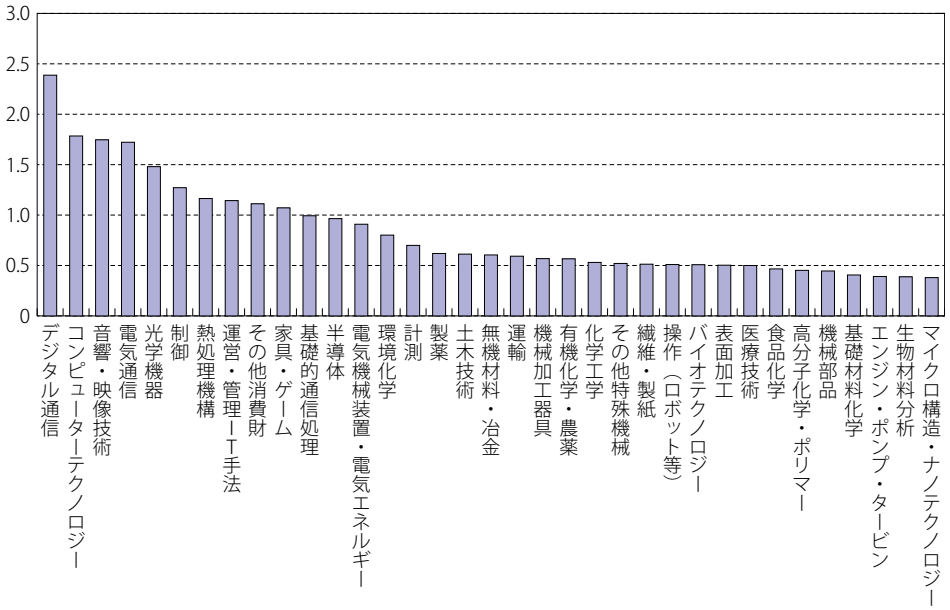

出典：経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-17 図　RTA 指数の 5 か国比較（2017 年）

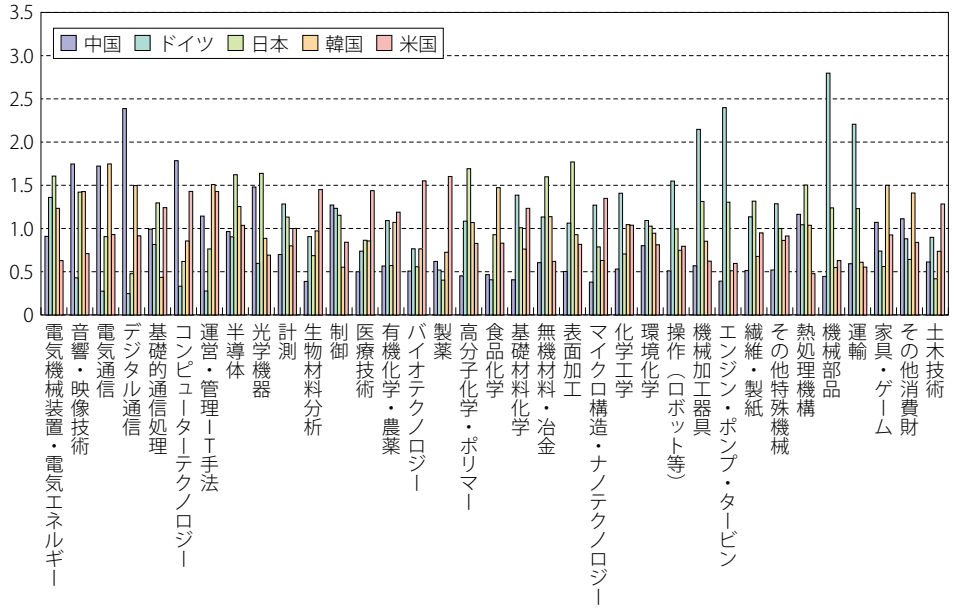

出典：経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-18 表　中国優位の技術分野の国際比較（2017 年）

技術分野	RTA 指数				
	中国	日本	米国	ドイツ	韓国
音響・映像技術	1.747	1.421	0.71	0.429	1.427
デジタル通信	2.388	0.477	0.915	0.247	1.497
コンピューターテクノロジー	1.785	0.619	1.429	0.332	0.856
制御	1.272	1.153	0.841	1.234	0.552

出典：経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-19 図　中国 RTA 指数の変化（2000 年と 2017 年の比較）

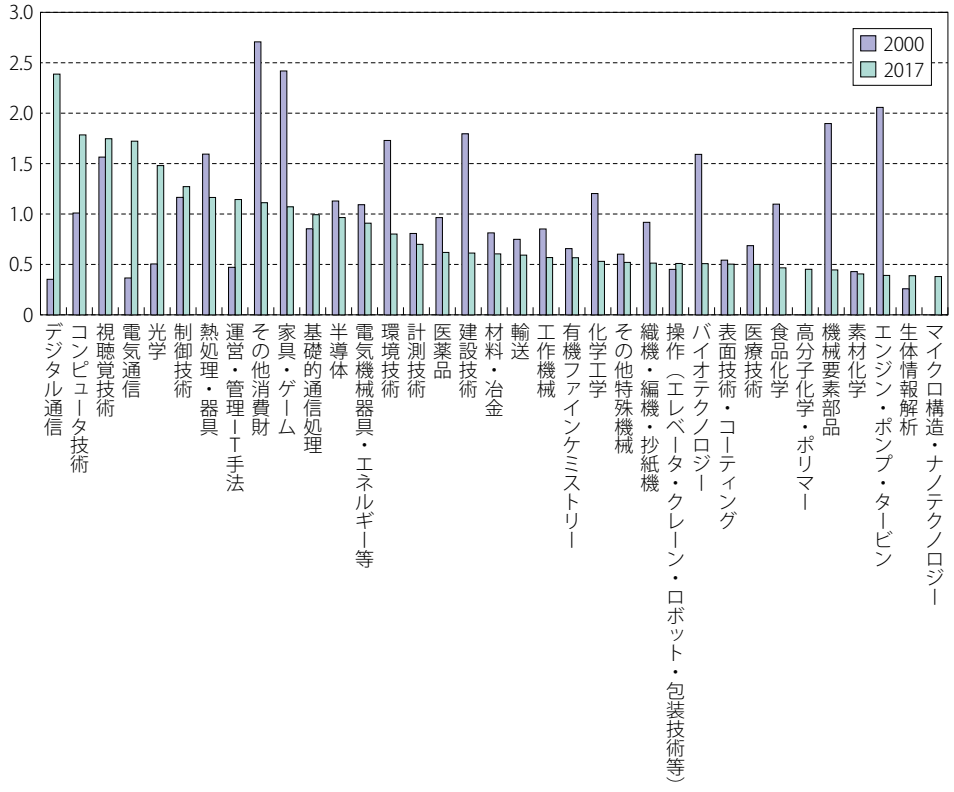

出典：WIPO Statistics Database から経済産業省作成。

と2017年の間で大きく変化したことを図Ⅱ-3-2-2-19図は示している。同図は2017年のRTA指数が高い技術分野を降順に並べたものである。2000年と2017年のRTA値を比較すると、上位5分野では、デジタル通信（2017年2.387、2000年0.353）、コンピュータ技術（2017年1.785、2000年1.01）、音響・映像技術（2017年1.747、2000年1.565）、電気通信（2017年1.722、2000年0.366）、光学（2017年1.480、2000年0.505）となっている。これらの5分野とも2000年と比べてRTAが高くなっている。また、下位5分野は、マイクロ構造・ナノテクノロジー（2017年0.379、2000年公開件数なし）、生体情報解析（2017年0.387、2000年0.258）、エンジン・ポンプ・タービン（2017年0.391、2000年2.058）、素材化学（2017年0.405、2000年0.429）、機械要素部品（2017年0.445、2000年1.897）となっている。これらの5分野では、エンジン・ポンプ・タービン、素材化学、機械要素部品の3分野において、2000年から2017年にかけてRTAが低下していることがわかる。

2000年から2017年にかけた技術構造の変化において、最もRTA指数の伸び率が高かった技術分野はデジタル通信であり、191.3%の伸びであった。次いで、電気通信が155.0%の伸び、以下、光学107.6%、運営・管理IT手法88.6%、コンピュータ技術56.9%の伸びをそれぞれ示している。逆に、RTA指数の伸び率が低かった技術分野は、エンジン・ポンプ・タービン-166.0%、機械要素部品-144.9%、バイオテクノロジー-114.3%、建設技術-107.5%、その他消費財-89.0%となっている（第Ⅱ-3-2-2-20表）。

2000年から2017年にかけた技術構造変化において特徴的な点は、デジタル通信あるいはコンピュータ技術のような新産業に関連する技術分野が優位性を高めている一方で、エンジン・ポンプ・タービンあるいは機械部品のような従来産業に関連する技術分野が優位性を下げていることである。

前述の第Ⅱ-3-2-2-19と組み合わせてみると、2017年においてRTAが1より高い値を示している技術分野は、いくつかの例外的な分野（熱処理・器具、その他消費財、家具・ゲーム）を除いて、2000年と比較して優位性が高まった分野であることがわかる。これらの分野とは対照的に、RTAが1より低い技術分野は、エンジン・ポンプ・タービン及びバイオテクノロジーなど伸び率下位に位置する分野であり、これらの分野は2000年時点でRTAが1より高い値を示していた分野である。また、熱処理・器具、その他消費財、家具・ゲームについては、2000年と比較してRTAは低下しているものの、依然として優位性を保持している（RTAが1より高い）。

RTAの国内分布に対して注意しておきたい点として世界シェアの構成を挙げることができる。RTA指数の性格上、それぞれの分野における優位性の有無は相対的になっているため、国内の公開状況と世界全体の公開状況によって、RTAが低い分野であっても世界シェアが大きくなったり、RTAが高い分野であっても世界シェアが小さくなったりすることがある。例えば、中国のデジタル通信分野はRTAの上昇と同様に世界シェアも0.14%から40.10%に拡大しているが、バイオテクノロジー分野は2000年から2017年にかけてRTAが1.592から0.508に低下している一方で、世界シェアは0.65%から8.53%に拡大している（第Ⅱ-

第Ⅱ-3-2-2-20表　RTA指数伸び率上位・下位5分野

技術分野	RTA指数伸び率 2000-2017年	RTA指数	
		2000年	2017年
（上位5分野）			
デジタル通信	191.3%	0.353	2.387
電気通信	155.0%	0.366	1.722
光学	107.6%	0.505	1.480
運営・管理IT手法	88.6%	0.471	1.144
コンピュータ技術	56.9%	1.010	1.785
（下位5分野）			
エンジン・ポンプ・タービン	-166.0%	2.058	0.391
機械部品	-144.9%	0.429	0.446
バイオテクノロジー	-114.3%	1.592	0.508
土木技術	-107.5%	1.795	0.613
その他消費財	-89.0%	2.707	1.112

出典：経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-21 図　デジタル通信分野及びバイオテクノロジー分野の公開割合変化

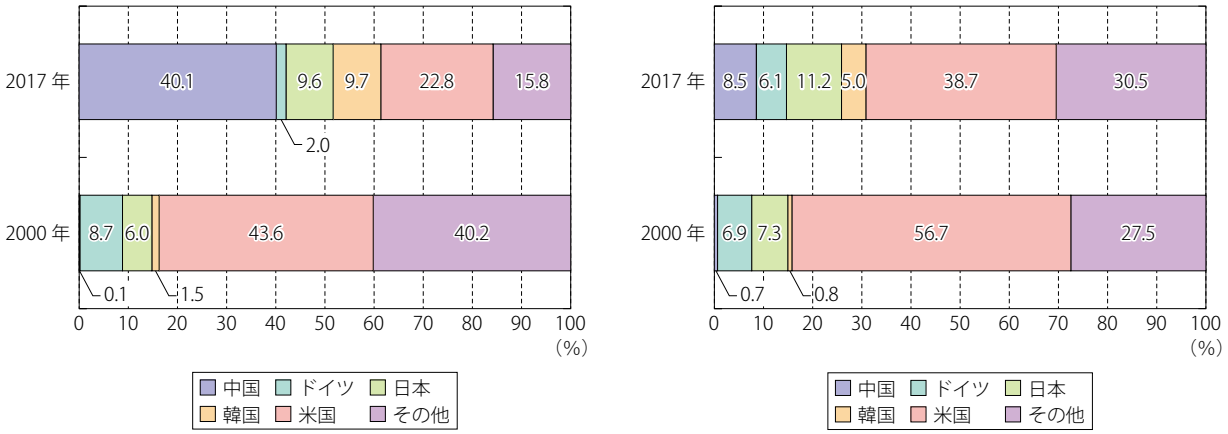

出典：WIPO Statistics Database から経済産業省作成。

3-2-2-21 図）。

このように国際特許公開の技術優位性から見た中国の技術構造は、2000 年から 2017 年にかけて大きな変化を遂げており、新産業との関連が強いと思われる技術分野が技術優位性を高めてきた一方で、従来産業との関連が強いと思われる技術分野は優位性を低下しつつある。技術優位分野の従来産業から新産業へのシフトは、中国における企業・研究機関の成長と研究開発活動の活性化を背景としているだけではなく、中国政府による科学技術政策などの推進も少なからず寄与していると考えられることから、この 20 年弱の間において産業構造と技術構造の変化が並行して進んでいることが示唆される。

④ 技術構造上の対外関係の変化

中国におけるイノベーションの進展は、技術構造上の対外関係にも変化を及ぼしている。2000 年と 2017 年の 2 時点における中国、日本、米国、ドイツ及び韓国の RTA 指数の比較から、各国が優位性を有する技術分野の特徴と、その変化を見出すことができる。

RTA 指数は、定義式の性質上、最小値が 0 から最大値が∞まで区間を持つことから、技術構造の 2 国間比較とその変化を分かりやすくするために、まず、RTA 指数の区間を -1 から 1 までの間に変換した対称　化 RTA（Revealed Symmetric Technological Advantage：RSTA）を定義・算出する[119]。

次に、二国間で同一技術分野について RSTA の組を作って相関係数を計算する。この相関係数は、二国間における技術構造上の類似性を意味することから、無相関であれば技術構造上は中立的な関係にあると考えられる。正の相関があれば、両国ともに同一分野で類似の優位性又は劣位性を有していることを意味しているため、競合的な関係にあると考えられる。負の相関があれば、同一分野において一方の国は優位性を持つとともに他方は優位性を持たない又は（相対的に）劣位にあることを意味しているため、補完的な関係にあると考えられる（第Ⅱ-3-2-2-22 表）。

第Ⅱ-3-2-2-22 表
RTA 指数でみる二国間技術構造関係の目安

相手国	相手国優位 / 自国劣位 （相手国優位補完）	高水準競合 （優位的競合）
	低水準競合 （劣位的競合）	自国優位 / 相手国劣位 （自国優位補完）
	自　国	

出典：経済産業省作成。

二国間における競合的又は補完的関係を可視化するため、中国と、日本、米国、ドイツ及び韓国との散布図に、原点を切片とする回帰直線を示す。この回帰直線は、二国間の関係性を表す直線であり、原点を中心に回転する関係軸となる。このとき、競合的な関係の場合、関係軸は第 1 象限から第 3 象限にかけて位置する。補完的な関係の場合、関係軸は第 2 象限から第 4 象限にかけて位置する。この関係軸が 2 時点間で変化する角度が大きいほど、二国間の技術構造における関係性が大きく変化していると考えられる。ただし、注意しておきたいことは、あくまで技術構造をマクロに分析しているため、個別技術分野のミクロな動きまで

119 対称化変換は次の式による。RSTA =（RTA -1）/（RTA+1）。

捕捉しえないことである。

そのため、個別技術分野のミクロな変化を分析するために、それぞれの分野を時点ごとにベクトル化して、2時点間の内積の角を評価して、二国間で大きく変化した分野を特定している。

技術構造上の関係について、中国と日本、米国、ドイツ及び韓国との二国間関係それぞれの変化の特徴を見ていく。

中国と日本の技術構造上の関係は、2000年において二国間関係の相関係数が0.009であったことから、技術構造上の関係は無相関と考えられる水準であり、中立的であったと考えられる。また、2017年においては相関係数が-0.059に変化しているが、これも無相関と考えられる水準であることから、中立的であると考えられる。

全体的な変化の傾向としては無相関と考えられるが、個別分野の関係には次のような特徴が見られる。まず、中国のRTA伸び率が高かった5分野のうち3分野（電気通信、デジタル通信、光学）が日本に対して優位性を持つようになった（補完的になった）、又は高水準競合化するようになったことである。電気通信、デジタル通信、運営・管理IT手法の3分野は日本に対して優位性を持つようになり、制御及び光学の2分野は高水準競合化に位置するようになっている。

これらとは対照的に、日本に対する優位性が低下した分野が、運輸、半導体、エンジン・ポンプ・タービン、機械部品、及びその他3分野あり、米国・ドイツ・韓国と比べて最多となっている。特に、エンジン・ポンプ・タービン及び機械部品は、中国のRTA伸び率が低かった5分野の中に入っている（第Ⅱ-3-2-2-23図）。

第Ⅱ-3-2-2-23図
中国－日本の技術構造関係の変化

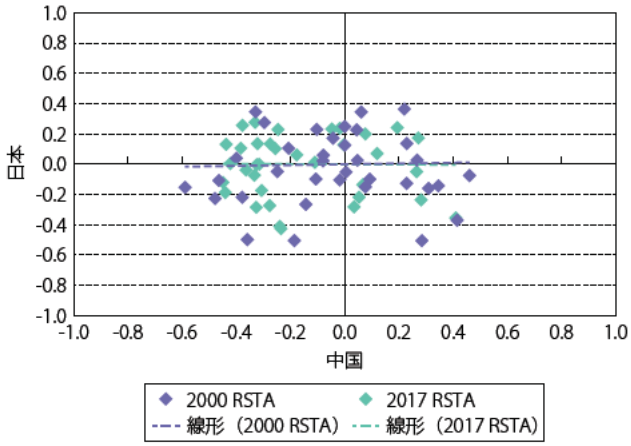

出典：経済産業省作成。

中国と米国の技術構造上の関係は、2000年においてやや補完的であった関係が、2017年には中立的な関係に変化している。2000年における関係軸の傾きは-0.156°であり、二国間関係の相関係数は-0.392であった。2017年における関係軸の傾きは0.018であるが、相関係数は-0.105となっていることから、ほぼ無相関と考えられる水準であるため、中立的な関係になっていると考えられる。

全体的な傾向としては変化に乏しい印象を受けるが、個別分野に目を向けてみると特徴的な変化を捉えることができる。中国と米国との技術構造関係において、中国が優位性を向上させた分野は、電気通信、デジタル通信、及び光学の3分野である。これらの分野はRTA指数伸び率上位3分野にあたる。また、運営・管理IT手法は米国優位から高水準競合に変化していることから、前述の3分野と同様に優位性を向上させた分野であると考えられる。

これらの分野とは対照的に、米国が中国に対して優位性を向上させた分野は、バイオテクノロジーである。2000年時点において高水準競合にあった技術分野ではあるが、2017年においては中国が優位性を低下させた反面、米国は優位性を維持している（第Ⅱ-3-2-2-24図）。

第Ⅱ-3-2-2-24図
中国－米国の技術構造関係の変化

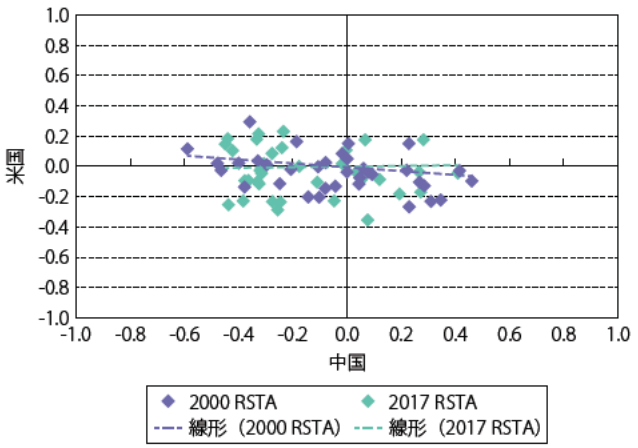

出典：経済産業省作成。

中国とドイツの技術構造上の関係は、日本・米国・韓国と比べると、この20年弱の間で最も大きな変化を示している。2000年にはやや競合的であった関係が、2017年には補完的な関係に変化している。相関係数はそれぞれ0.217及び-0.651であった。中国とドイツの関係軸は-35.774°回転しており、ほかの3か国

と比べて最大の回転角である。これ以外の関係軸の変化は中国−日本 −1.976°、中国−米国 9.890° 及び中国−韓国 −1.772° であった。

この変化の大きさから、中国及びドイツそれぞれにおいて、相手国に対する技術的優位性の向上・低下が起こっている。中国がドイツに対して優位性を持つようになった分野は、電気通信、デジタル通信、光学及び運営・管理 IT 手法の 4 分野である。日本及び米国との関係と同様に、中国 RTA 指数伸び率上位に位置する分野（電気通信、デジタル通信及び運営・管理 IT 手法）が優位性を持つようになっている。

その一方で、ドイツが中国に対して優位性を持つようになった分野は、環境技術、化学工学、エンジン・ポンプ・タービン、機械要素部品、電気機械器具・エネルギー等、操作（エレベータ・クレーン・ロボット・包装技術等）の 6 分野である。日本との関係と同様に、中国 RTA 指数伸び率下位に位置する分野（エンジン・ポンプ・タービン及び機械部品）が優位性を低下させている（第Ⅱ-3-2-2-25 図）。

第Ⅱ-3-2-2-25 図
中国 − ドイツの技術構造関係の変化

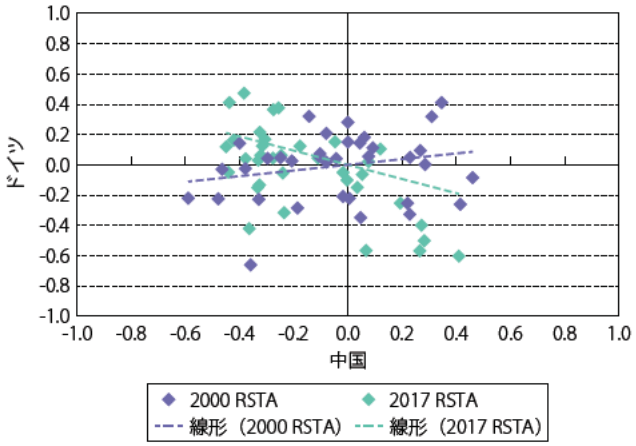

出典：経済産業省作成。

中国と韓国の技術構造上の関係は、日本、米国及びドイツとの関係とは異なって、競合的な関係から変化していない。2000 年と 2017 年の相関係数はそれぞれ 0.384 及び 0.454 となっていることから、ほかの 3 か国と比べて競合性が相対的に強く出ていると考えられる。また、関係軸の回転は −1.772° であるが、ここで比較している 4 か国の中では最小の変化となっている。

総体として見た技術構造の変化は小さくなっているが、個別に見てみると、ほかの 3 か国と同様に優位性が大きく変化している分野が存在している。最も特徴的な点は、高水準競合化が 3 分野（電気通信、デジタル通信及び運営・管理 IT 手法）となっていることである。これらの 3 分野は中国 RTA 指数伸び率上位に位置している。ほかの 3 か国と比較すると最多となっていることから、2017 年の相関係数と併せて考えると、技術構造上の競合度が増していることが示唆される。

中国が韓国に対して優位性を持つようになった分野は制御及び光学である。制御技術は日本と高水準競合化した分野であり、光学は米国及びドイツに対する変化と同様であると同時に日本と高水準競合化した分野である（第Ⅱ-3-2-2-26 図）。

第Ⅱ-3-2-2-26 図
中国 − 韓国の技術構造関係の変化

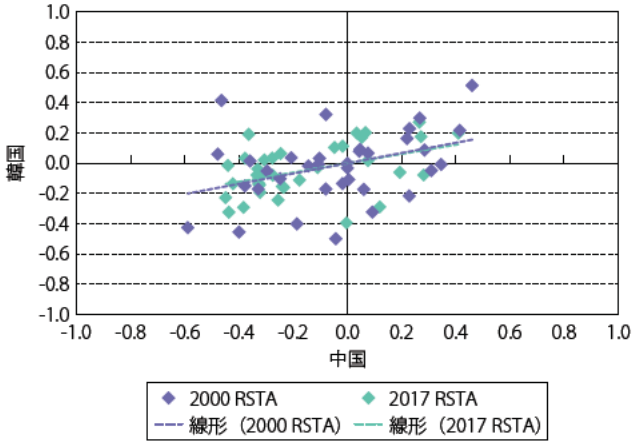

出典：経済産業省作成。

中国と上記 4 か国との技術構造上の関係をまとめると、第Ⅱ-3-2-2-27 表のようになる。注目すべき点は、中国 RTA 指数伸び率上位 5 分野のうち 4 分野（デジタル通信、電気通信、光学、運営・管理 IT 手法）が日本、米国、ドイツ及び韓国に対して、優位性を持つようになった、あるいは高水準競合化するようになったことである。なお、上位 5 分野の一つであるコンピュータ技術については、米国との関係では高水準競合の状態が、日本、ドイツ及び韓国との関係では中国優位の状態が持続している。

また、RTA 伸び率下位に位置するエンジン・ポンプ・タービン及び機械部品は、日本及びドイツとの関係において優位性を下げており、同様にバイオテクノロジーは米国との関係において優位性を下げている。中国が優位性を下げた分野、すなわち相手国が優位性を高めた分野において特徴的な点は、エンジン・ポンプ・タービン、機械要素部品、及びバイオテクノロジーといった中国の RTA 伸び率下位の分野が、日米独いずれかの優位分野に含まれていることである（第Ⅱ-3-2-2-27 表）。

第Ⅱ-3-2-2-27 表　中国と日米独韓との技術構造関係の変化

相手国	技術分野		
	中国優位上昇（相手国優位低下）	高水準競合化	相手国優位上昇（中国優位低下）
日本	電気通信 デジタル通信 運営・管理 IT 手法	制御技術 光学	環境技術 電気機械器具・エネルギー等 半導体 輸送 計測技術 その他特殊機械 エンジン・ポンプ・タービン 機械部品
米国	電気通信 デジタル通信 光学	運営・管理 IT 手法	バイオテクノロジー
ドイツ	電気通信 デジタル通信 光学 運営・管理 IT 手法	（なし）	環境技術 化学工学 エンジン・ポンプ・タービン 機械部品 電気機械器具・エネルギー等 操作（エレベータ・クレーン・ロボット・包装技術等）
韓国	制御技術 光学	デジタル通信 運営・管理 IT 手法 電気通信	食品化学 電気機械器具・エネルギー等 半導体 化学工学

出典：経済産業省作成。

⑤ 特許出願者の裾野の広がりと属性の変化

続いて、中国における特許出願者の裾野の広がりと属性の変化についてみていく。

まず、国際特許出願者の世界上位は、2005 年は欧米の電機電子、自動車、化学等の伝統的な大手製造企業が占めており、アジアからは日本企業が 1 社入っていたのみであった。ところが、2016 年には米国の電機電子企業 1 社を除く全ての企業が入れ替わり、業種別では情報通信、電機電子企業が上位 10 社全てを占め、国・地域別では中国 3 社、韓国 2 社、日本 2 社とアジアから 7 社が入り、残りは米国企業 3 社となった（第Ⅱ-3-2-2-28 図）。

中国の国際特許出願は、2005 年においてファーウェイ社、ZTE 社など 13 社に限られていたが、2016 年には 275 社に達している[120]。2005 年から 2016 年までの国際特許出願数の累計は、ファーウェイ社が 7,355 件、ZTE 社が 3,153 件で、この間の中国企業の国際特許出願 13,934 件の 75.4％を占めていた。

このようなデータから国際特許出願が一部の企業に偏っている印象が強いが、近年ではファーウェイ社と

第Ⅱ-3-2-2-28 図　国際特許出願件数上位企業の変化

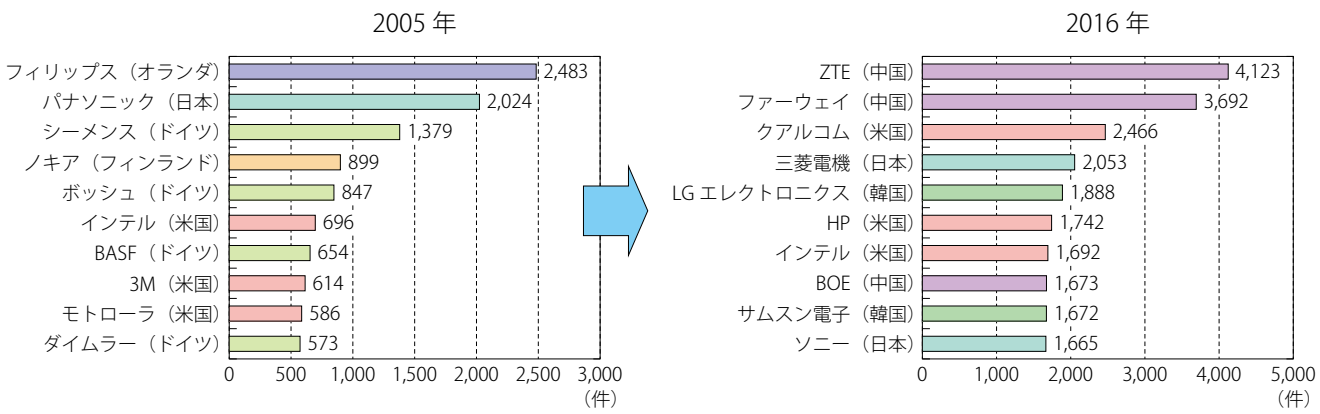

資料：WIPO statistics database から経済産業省作成。

120 WIPO Statistics Database, http://www.wipo.int/ipstats/en/（2018 年 3 月時点）。10 件以上の国際特許出願があった企業の数。

ZTE 社が中国全体の国際特許出願数に占める割合は徐々に小さくなり（図Ⅱ-3-2-2-29 図）、その一方で、国際特許出願企業数は上述したとおり増加の一途をたどっていることから、出願主体となる企業・研究機関の裾野が広がっていることがわかる。

国際特許出願の一部企業への偏りと企業数の変化について、一般的には市場の集中度を測る指標として知られている寡占度指数（Herfindahl-Hirschman Index：HHI[121]）を援用して、中国の国際特許出願の企業集中度を計測及びその推移を分析する。HHI は 0 から 10,000 まで変化する指数である[122]。ここでは HHI が 10,000 のとき、ある 1 社が国際特許出願を独占している状態を意味する。つまり、HHI が 0 に近づく場合は、1 社又は数社による国際特許出願の状況が緩和されていることを意味する。逆に、HHI が 10,000 に近づく場合は、1 社又は数社による国際特許出願の状況に向かっているということを意味する。

中国の国際特許出願企業の集中度について、2005 年から 2016 年までの 12 年間における企業ごとの国際特許出願件数から算出した結果から、長期的な低下傾向と国際的な位置づけがわかる（第Ⅱ-3-2-2-30 図[123]）。

中国の HHI は 2007 年に示した 4,922 を最高値として、2008 年以降、年を追うごとに低下している。特に、2012 年から 2013 年にかけては大きく低下（-1,083）している。その後、2016 年には韓国の HHI（1,093）を下回って、999 を示すに至っている。

日本、米国及びドイツとの比較では、これらの 3 か国は期間中の HHI は 500 以下で安定的に推移していることから、中国の国際特許出願の状況は、これらの 3 か国と比べた相対的な意味で、一部の企業による出願に偏っていると考えることができる。

上述では、国際特許出願・公開件数の面から中国における特許出願者の裾野が広がっていることを明らかにしたが、続いて、中国の国内特許の出願情報から、中国における特許出願者の属性の変化をみていく。これについては、元橋（2018）が中国特許庁（SIPO）のデータを用いた詳細な分析を行っている。

まず、国内特許出願件数の総数の推移をみると、2007 年以降急激に伸びていることがみてとれる。次に、国内特許の出願者の属性（外国、国内）を見ると、2005 年までは、外国からの特許出願が多かったが、2006 年からは、国内からの特許出願数が外国からの特許出願数を上回るようになった。同年以降、外国からの出願数は微増なのに対し、国内からの出願数は右肩上がりで急激に伸びており、中国における特許出願が外国からの出願でなく、国内から出願が主流となっていった。

次に特許出願者の属性を個人・組織形態の別に見ると、2000 年以降に企業による出願割合が大幅に増加[124]しており、企業主導のイノベーションになってきているが、大学・研究所も引き続き 2 割程度の出願をカバーしており、重要な役割を担っていることがわかる（第Ⅱ-3-2-2-31 図）。

第Ⅱ-3-2-2-29 図
ファーウェイ社と ZTE 社の国際特許出願割合の推移

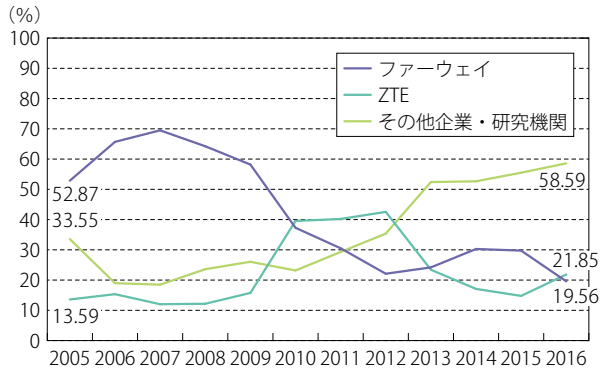

資料：WIPO Statistics Database から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-30 図
国際特許出願企業集中度の国際比較

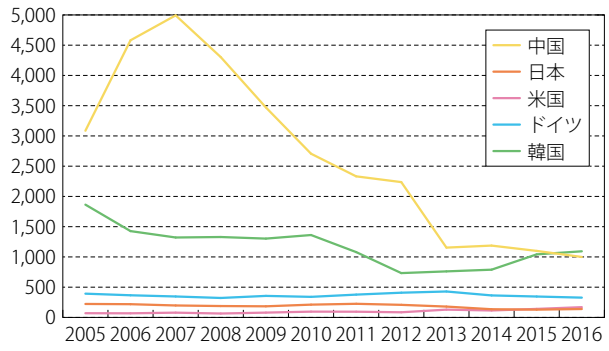

資料：WIPO Statistics Database から経済産業省作成。

121 公正取引委員会ウェブページ「用語の解説」http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/ruiseki/yougo.html：2018 年 4 月 24 日確認。
122 厳密には 0 になることはないが、企業数が十分に多く、1 企業当たりの割合が十分に小さくなると、漸近的に 0 に収束していく。
123 WIPO Statistics Database, http://www.wipo.int/ipstats/en/（2018 年 3 月時点）。
124 元橋（2018）では、個人出願の減少は、企業や大学等における職務発明制度が整ったことによる影響を受けていることが一因と指摘している。

第Ⅱ-3-2-2-31図　出願者の属性（外国、国内）別の出願数と出願者属性の割合（左）

出願者の属性（外国、国内）別の出願数

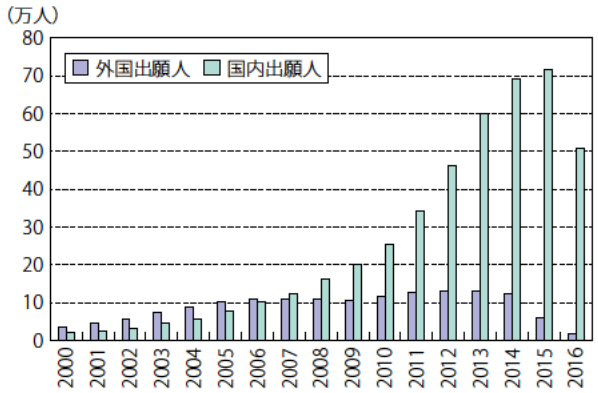

国内出願者の属性別割合

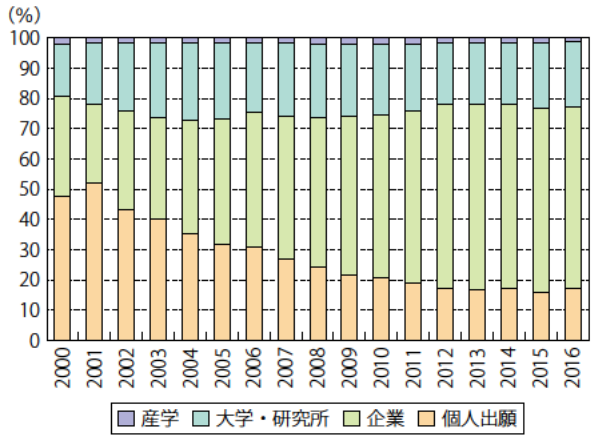

資料：元橋（2018）

コラム 6

中国における主要特許出願地域の特徴

中国においては、特許申請件数が大幅に増加する以前の2000年代初期には、北京、上海、深圳がニュー・エコノミーの発展の先頭であると考えられていた。北京は科学技術基盤が強いため、科学技術成果の事業化に注力し、上海はハイテク・新技術の産業化と同時に、ハイテク・新技術で伝統産業を改造する発展戦略を採り、深圳は科学技術の基盤が弱いため、企業を中心とした技術開発体制作りを強調する一方、地域外の頭脳を借りたり、地域外の大学や科学研究機関、企業、多国籍企業を誘致したりして研究開発基地を作り、ハイテク・新技術産業の発展を促進するとの特徴もあるといわれている[125]。

2016年においても、この3つのクラスターで中国国内における特許出願が最も活発に行われていることが分かる（コラム第6-1図）。

コラム第6-1図　行政区域別特許数分布

中国行政区域毎特許数

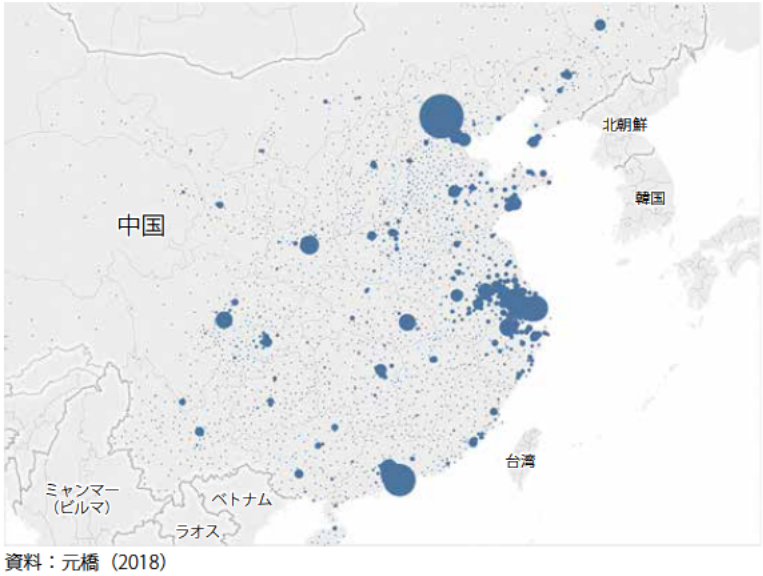

資料：元橋（2018）

125 関（2002）

３つのクラスターの出願人の属性を比較すると、全てのクラスターで企業の割合が最も高いものの、相対的には北京では大学、上海では公的研究機関、深圳では企業の割合が高いという特徴があるという。

また、顕示比較優位指数からは３つのクラスターごとに比較優位を有する技術分野が異なっており、深圳は「電子回路・通信技術」、「原子核工学」、「時計・制御・計算機」等の一部の分野で圧倒的な競争優位があるという（コラム第 6-2 図）。

コラム第 6-2 図　クラスターごとの出願人の属性別、技術分野別の特許出願数

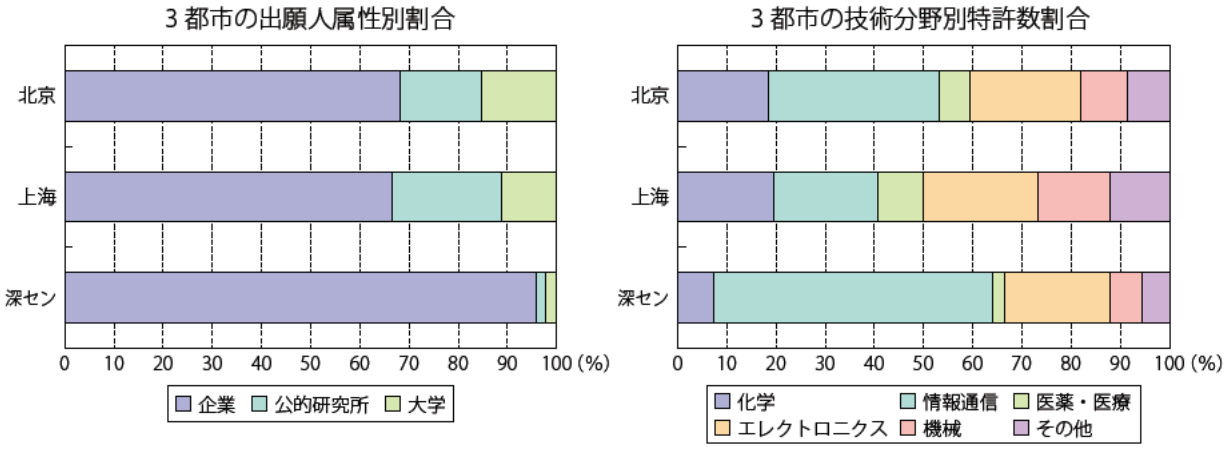

資料：元橋（2018）

中国の特許出願が特定の政府研究機関や大企業のみが行っているのか、もしくは裾野が広がっているのかについては、深圳において 2013 年以降、小口出願人の割合に大きな変化が見られ、ZTE、ファーウェイ、テンセントといった特定の大企業のみならず、新たに特許出願する企業が増えていることが伺える（コラム第 6-3 図）。

コラム第 6-3 図　小口出願人の割合（特許出願件数 1,000 件未満）

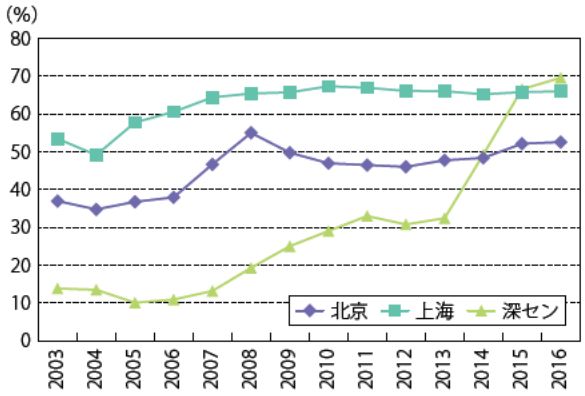

資料：元橋（2018）

（2）イノベーションの実現に向けた方策

① 政府計画

本項では、中国がイノベーションを実現するために、どのような政策や計画を立案し、資金や人材を投入し、また創業活動を活発化してきたかを見ていく。

中国政府は、「第 13 次国民経済・社会発展五カ年計画（2016～2020 年）」において、中進国の罠に陥ることに引き続き警戒し、それを突破するためにイノベーション発展が出口となると位置付け、IT（情報技術）を中心に、シェアリングエコノミー（共有経済）やビッグデータなどを鍵にする計画を立てた[126]。その後、

2016年8月に公表された「科学技術イノベーション第13次5カ年計画」では、13次に渡る科学技術5ヶ年計画で初めて「イノベーション」の文言が付加されたが、これは、科学技術と経済、科学技術とイノベーションを結合させ、研究・開発から産業化までのイノベーション創出の全過程を視野に入れて本計画を策定したことを強調するためとされている[127]（第Ⅱ-3-2-2-32表）。

② 資金

次に、イノベーションに必要な投入要素の一つである資金面をみていく。

中国のR&D支出金額（PPPベース）は2000年以降に急速に増加しており、2016年までの前年比平均伸び率は17.9%で米国の4.1%、ドイツの5.1%、日本の3.5%を大きく上回っている。金額では、2004年にドイツ、2009年に日本、2015年にEU28を上回り、米国に次ぐ世界第2位のR&D支出大国となっている。中国のR&D支出伸び率が比較的低い直近3年間の平均伸び率で2017年以降の各国R&D支出を単純に延長した場合でも2018年には中国が米国を上回ることになり、中国が各国と比較して積極的にイノベーション活動を行っていることを示している（第Ⅱ-3-2-2-33図）。

また、イノベーションを起こす有力主体の一つであ

第Ⅱ-3-2-2-33図　R&D支出額の国際比較

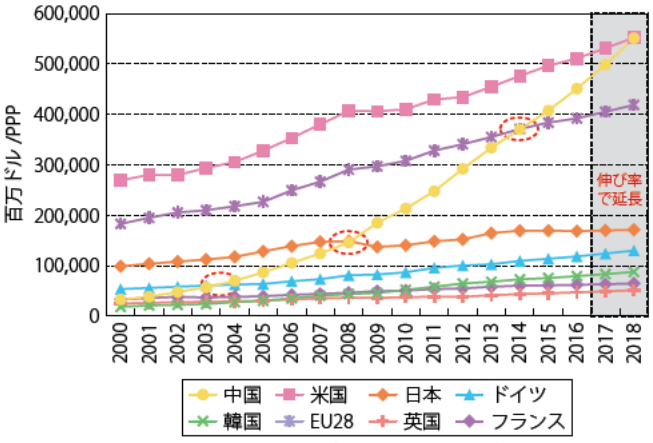

備考：2017-18年は、2014-2016年の各国ごとの平均伸び率で延長。
資料：OECD Main Science and Technology Indicatorsから経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-32表　中国の主なイノベーション関連施策

公表年	政策名	所管官庁
2006年2月	中長期科学・技術発展規画網要（2006-2020年）	国務院
2009年5月	中関村科技園区の非上場株式有限会社株式の価格提示・譲渡の試行弁法」（未上場株のルール）	中国証券監督管理委員会
	2012年7月　中関村科技園区の非上場株式有限会社株式の価格提示・譲渡の試行弁法（対象を中関村の他、上海、天津、武漢の科学技術パークに拡大）	
2011年3月	国民経済・社会発展第12次五か年計画（2011-2015年）	共産党中央委員会総会
2011年7月	国家第12次科学技術発展五か年計画（2011-2015年）	科学技術部
2015年3月	大衆創業、万衆創新	国務院
	2016年5月　大衆創業・万衆創新のモデル基地建設に関する実施意見	国務院弁公庁
2015年5月	中国製造2025	国務院
	2016年4月　ロボット産業発展計画（2016-2020）	工業・情報化部、発展改革委員会他
2015年3月	インターネットプラス	国務院
	2015年7月　インターネットプラス行動の積極推進に関する指導意見行動計画（2015-2018）	工業・情報化部
	2015年9月　ビッグデータ発展の促進に向けた行動要綱	国務院
	2016年5月　インターネットプラスによる人工知能3ヵ年行動計画	発展改革員会他
2016年3月	第13次国民経済・社会発展五カ年計画（2016～2020）	共産党中央委員会総会
2016年5月	国家イノベーション駆動発展戦略綱要（2016-2030）	国務院
2016年8月	第13次中国五か年科学技術イノベーション計画（2016-2020）	国務院
	2016年5月　科学技術成果移転・製品化促進行動プラン	国務院弁公庁
	2016年4月　科学技術型のイノベーション企業を対象とした投資・貸付連動テストの指導意見	中国銀行業監督管理委員会、科学技術部、中国人民銀行

資料：関根栄一（2016）「相次ぐ中国のイノベーション政策と金融面での支援に向けた動き」、科学技術振興機構（2017）「中国科学技術政策の現状と展望」他、各種公開資料から経済産業省作成。

126 細川（2016）
127 科学技術振興機構研究開発センター（2016）「中国、「中国科学技術イノベーション第13次五ヶ年計画」を発表」、http://crds.jst.go.jp/dw/20161004/201610049475/

るベンチャー企業に対するベンチャーファンドの投資金額でみても、中国は 2.2 兆円と米国の 7.5 兆円に次いで第 2 位の規模で、中国は創業者にとって資金面で非常に恵まれた環境であるといえる（第Ⅱ-3-2-2-34 図）。

また、ベンチャー企業の資金調達手段として、ベンチャーファンドとともに重要な位置づけを占める新興企業向け株式市場についてもみていく。中国では、ベンチャー企業等の発展を促進するため、2012 年に上海証券取引所、深圳証券取引所に次ぐ「新しい第三の市場」として全国中小企業株式譲渡システム（新三板）が創設された。以来、新三板への上場企業数の伸びは著しく、2013 年から 2017 年までの間に 37 倍となり、2017 年末には 1.1 万社を超え、時価総額は 4.9 兆元（81 兆円）となっている（第Ⅱ-3-2-2-35 図）。これは、米 NASDAQ の 7％の規模だが、東京マザーズの約 15 倍、JASDAQ の約 7 倍の規模である [128]。

なお、新三板へ登録している企業の業種内訳を見ると、製造業が約 5,800 社と最も多く、次いで情報通信、ソフトウェア業が 2,300 社となっている。情報通信産業の躍進が目立つ中国にあっても、新三板においては製造業が最もシェアの高い産業となっている（第Ⅱ-3-2-2-36 図）。

第Ⅱ-3-2-2-34 図
ベンチャーキャピタルの投資実行額の国際比較

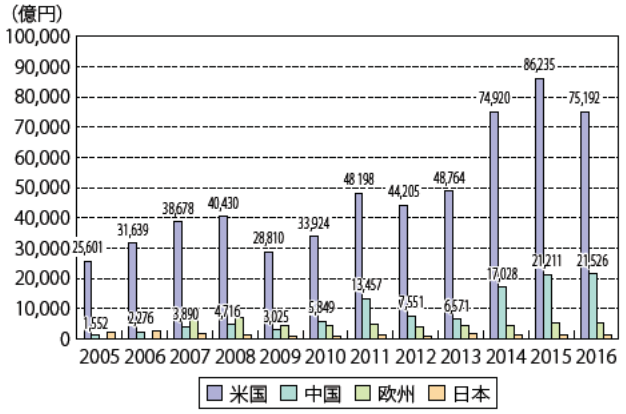

資料：ベンチャーエンタープライズセンター（2017 年）『ベンチャー白書 2017　ベンチャービジネスに関する年次報告書』から作成。

第Ⅱ-3-2-2-35 図
中国における取引所ごとの上場企業数の変化

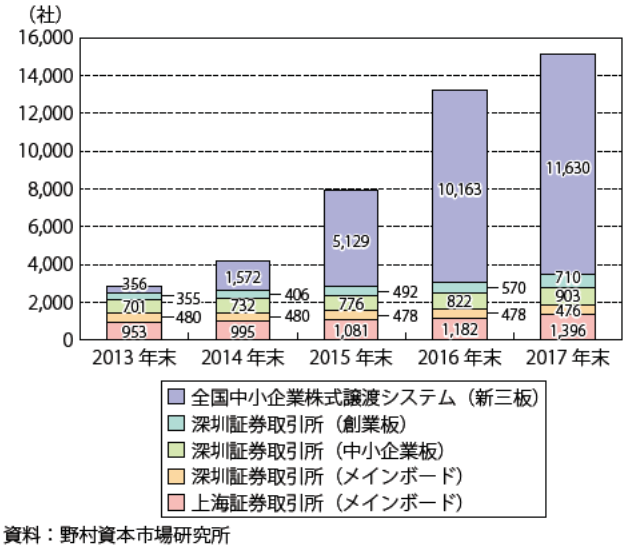

資料：野村資本市場研究所

第Ⅱ-3-2-2-36 図
新三板の業種別上場企業数（2017 年末）

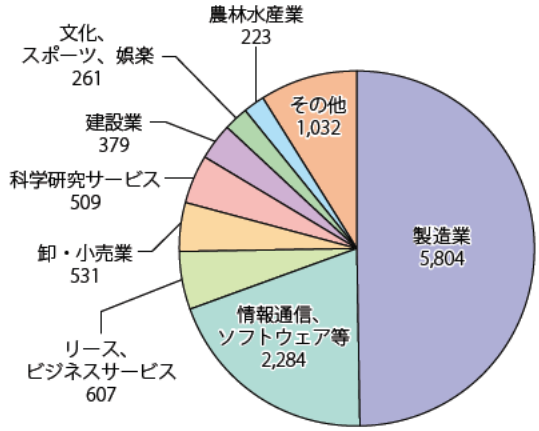

資料：全国中小企業株式譲渡システム（NEEQ：National Equities Exchange and Quotations）から経済産業省作成。

中国では、IT プラットフォーム企業等によるコーポレート・ベンチャー・キャピタルも、ベンチャー企業にとって有力な資金供給源である。世界のユニコーン企業 226 社のうち中国 IT プラットフォーム企業のいずれかが出資者となっている企業は 25 社で、中国のユニコーン企業 61 社だけでみると 20 社に出資している [129]。

③ 人材

次に、イノベーションに必要な投入要素の一つである高度人材の育成状況をみていく。

中国と他の国々の大学学部生数を比較すると、2000 年から 2014 年にかけて中国が突出して学部生数を増やしており、2000 年の約 400 万人から 2014 年には約 2,550 万人と 6.2 倍になった。同時期に他国は 1.0～2.0 倍の伸びであった。

また、2014 年の理工系学生数の全学生に占める割合をみてみると、中国は 50.2％と過半数を占めているのに対して、米国は 41.6％、日本は 32.7％、ドイツは

128 NASDAQ は "World Federation of Exchanges"、マザーズ及び JASDAQ は東京証券取引所の公表データと比較。
129 CB Insights（1 月 24 日現在）https://www.cbinsights.com/reserch-unicorn-companies.

46.1％、韓国は 42.1％（2014 年）といずれも過半数に達していない（第Ⅱ-3-2-2-37 図）。

中国での特許出願数や研究論文数、あるいはユニコーン企業が多く誕生する要因の一つに、このような大量の理工系高度人材の供給があると考えられる。

上述では、各国の国内大学生数を比較したが、次に中国人の最大の留学先である米国における主要国別・専攻別留学生数を見てみる。2000-01 年と 2015-16 年を比較すると、中国が学生数も伸びも他国を圧倒している。中国人留学生が大幅に伸びたのは、学部生とその他がそれぞれ 16 倍、19 倍となったためで、大学院生はインドと同じ 3 倍となっている。中国人留学生に占める大学院生の割合は、2000-01 年に 80.1％だったものが、2015-16 年には 37.5％まで低下している。大学院生の割合が最も高かったのはインドの 61.4％となっている（第Ⅱ-3-2-2-38 図）。

中国からの留学生の半数近くが STEM（Science, Technology, Engineering and Mathematics）分野を専攻しており、2000/01 年には中国人留学生の 45.6％、2014/15 年には 42.7％が同分野を専攻した。インド人留学生の同分野の専攻割合は中国より更に高く、2000/01 年の 73.7％から 2014/15 年には 80.1％となった。他方で、日本人留学生の STEM 分野の専攻割合は 2000/01 年の 16.2％から 2014/15 年には 13.7％に低下しており、韓国人留学生の 2000/01 年の 30.5％、2014/15 年の同 31.2％と比べても低い割合となってい

第Ⅱ-3-2-2-37 図　主要国の大学における専攻別学生数

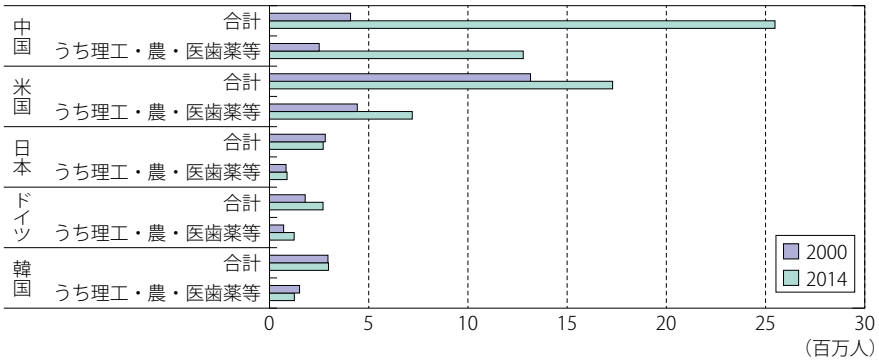

備考：米国は専攻別在学者数のデータが無いため、"Bachelor's Degrees" の学位取得者数の専攻分野の割合を学部在学者数に乗じて算出。
中国の 2000 年は 1999 年、韓国の 2000 年及び 2014 はそれぞれ 2004 年及び 2013 年のデータを使用。
資料：文部科学省「教育指標の国際比較」、「諸外国の教育統計」。米国は、NCES（National Center for Education Statistics）" Digest of Education Statistics" から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-38 図　米国に留学している地域・出身国別の学生数

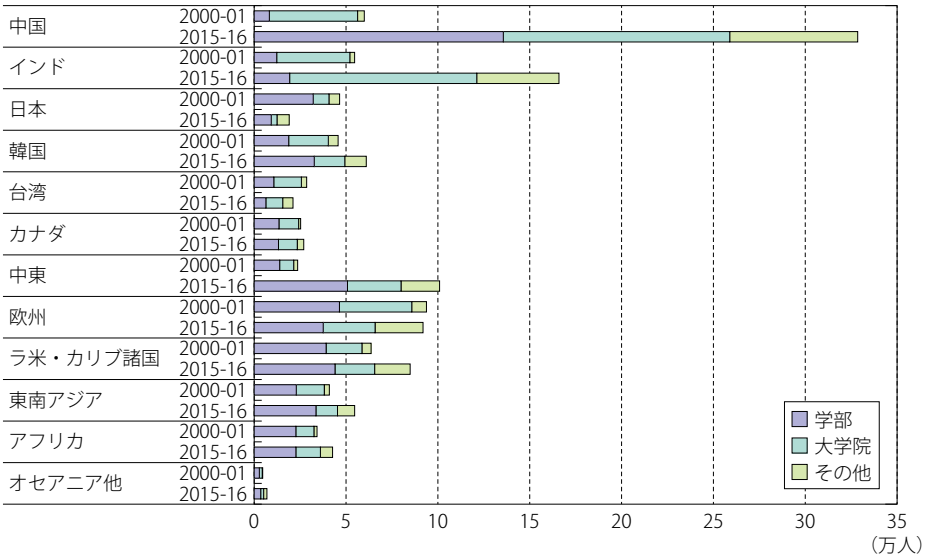

資料：IIE（Institute of International Education）, https://www.iie.org/Research-and-Insights/Open-Doors/Data/International-Students/Places-of-Origin/Academic-Level-and-of-Origin/ から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-39 図　米国に留学している学生の出身国別・専攻別人数

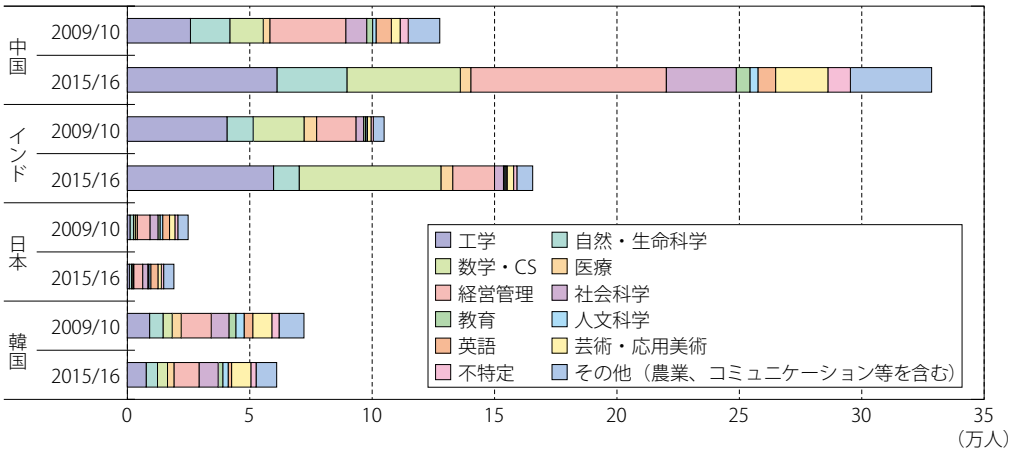

備考："Academic Level and Place of Origin" の学生数合計に "Fields of Study by Place of Origin" の専攻別割合を乗じて、専攻ごとの学生数を算出。
資料：IIE（Institute of International Education）, https://www.iie.org/Research-and-Insights/Open-Doors/Data/International-Students/Places-of-Origin/Academic-Level-and-of-Origin/ から経済産業省作成。

る（第Ⅱ-3-2-2-39 図）。

次に、中国政府による留学生の帰国促進政策についてみていく。2000 年以降、中国人の留学生数は右肩上がりで増加していったが、2008 年までは留学生の帰国率は 30%以下と低かった。しかし、中国政府は、ハイレベルの留学人材を確保するための帰国促進政策を累次打ち出し、その効果もあって帰国率は以後急速に高くなり、2013 年には 85%になった（第Ⅱ-3-2-2-40 図）。帰国促進の政策目標は達成した一方、特に自費留学生の帰国後の就職難が問題となったことから、中国政府は、国内のイノベーション進展と留学生の帰国促進の両にらみの経済政策として[130]「大衆創業、万衆創新」を打ち出した[131]。

第Ⅱ-3-2-2-40 図　中国の留学生数と帰国者数

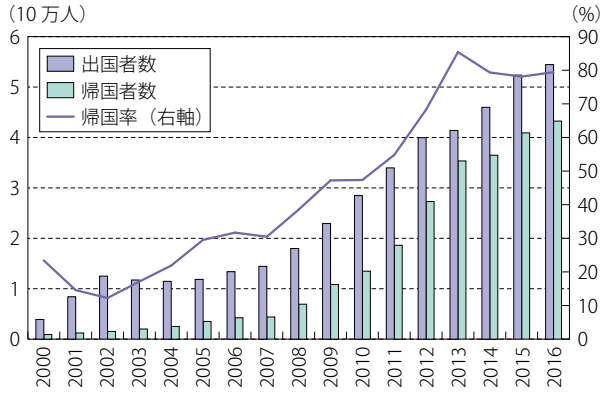

資料：孟（2018）「中国の改革開放と留学政策」から経済産業省作成。

④ 創業環境

最後に、イノベーションを創出する要因として重要となる創業環境についてみていく。

米国と並ぶユニコーン企業輩出国である中国は、米国以上に創業活動が盛んに行われている。特に中国政府が推進する創業支援策「大衆創業・万衆創新」が発表された 2014 年頃から、創業数は大幅に増加してきた。また、中国の開業率は、膨大な新規登録企業数からも裏付けられているように米国や日本と比較して、大幅に高い[132]（第Ⅱ-3-2-2-41 図）。

他方、これらの企業の中には、画期的な技術やビジネスモデルを有する新興企業も一部存在するものの、大多数はこれらを有さない個人零細企業により占められることに留意が必要である。中国では副業が広く認められていることもあり、起業が容易に行われるとの指摘がある。

中国では新規登録企業数の多さのみならず、大量の大学新卒者による創業数の多さも特徴的である。毎年 700 万人以上に上る新卒大学生のうち、約 20 万人が創業している（第Ⅱ-3-2-2-42 図）。他方で、新卒者による起業が多い背景には、中国では大量の卒業者を吸収できる既存企業が欧米や日本ほど多くないとの事情もあることに留意が必要である。

なお、中国政府は、イノベーションを促進する政策を次々に掲げているが、イノベーションにより新たに生まれた産業・市場について、最初は放任し、市場で

130 孟（2018）「中国の改革開放と留学政策」
131 李克強首相が 2014 年のダボス会議で提唱。
132 中国の開業・廃業率は公表されていないため、全登録企業数及び新規登録企業数から推計。

第Ⅱ-3-2-2-41 図　中国の新規登録企業数と中米日の開業・廃業率

中国の新規登録企業数の推移

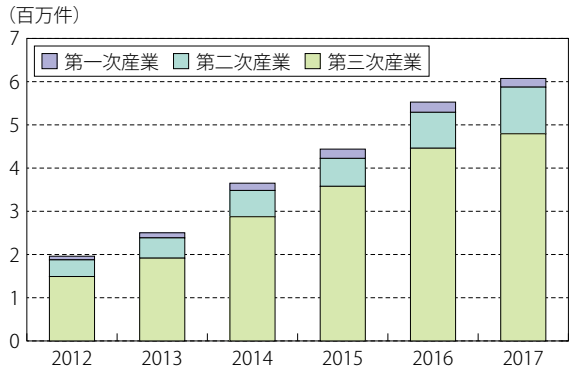

資料：中国国家工商行政管理総局、CEIC database から経済産業省作成。

中米日の開業・廃業率

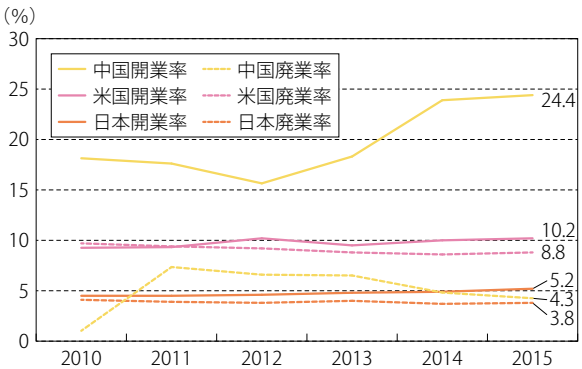

備考：中国の 2009 年新規企業数のデータが無いため、2008 年と 2010 年の新規企業数の平均値を代用。なお、開業率、廃業率とも前年末の登録企業数を当概年初の登録企業数と考えて算出（例：2010 年の開業率＝ 2010 年の新規登録企業数÷ 2009 年末の登録企業数）

資料：中国は CEIC、米国は "Business Dynamics Statistics"、日本は厚生労働省「雇用保険事業年報」（年度）から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-42 図
中国の大学新卒創業者数と創業率

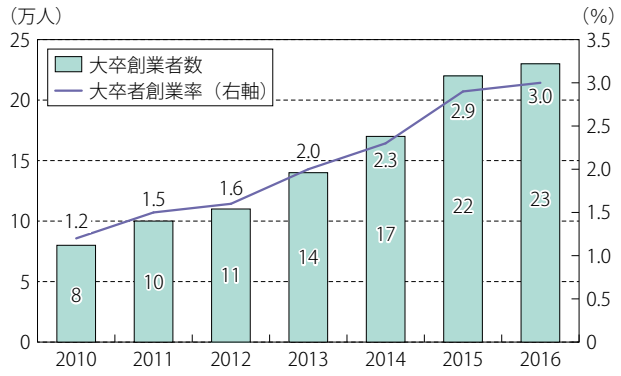

資料：ドリームインキュベータ web、（原典：2016 年中国大学生就業報告）、http://www.dreamincubator.co.jp/bpj/2017/07/07/

問題が生じ始めてから規制を検討する傾向があることも、創業を後押しする一つの背景となっているとされる。配車アプリ等が代表的な事例として挙げられる。

本節では、中国における新産業の躍進を概観した上で、その背景にある IT 関連技術分野をはじめとするイノベーション力の向上や、活発な創業活動の状況について分析した。また、このような活発な経済活動を支える要素として、豊富な高度人材や資金の存在があることも明らかにした。このような中国経済の急速な変化について認識を新たにし、我が国の国内産業の活性化のために一層の取組を進めることが必要である。

第３節　中国の対外貿易投資に関する分析

1. 貿易

(1) 中国と世界の貿易概況

中国は、2001年のWTO加盟以降僅か15年程度で米国と並ぶ世界最大規模の貿易大国となった。世界の輸出額全体に占める各国の輸出額の割合を見ると、主要先進国の割合が軒並み低下する中で、中国だけは右肩上がりにシェアを拡大し、2004年に日本、2007年に米国、2009年にドイツを追い抜き、2017年は13.0%と世界第1位の輸出国となった。米国は、2000年頃に約12%の割合を占め世界第1位の割合を有していたが、それ以降は割合が徐々に低下していき、2017年は8.8%で中国に次ぐ第2位の割合となっている（第Ⅱ-3-3-1-1図）。

次に、世界の輸入額全体に占める各国の割合を見ると、主要先進国が輸出と同様に輸入においても世界に占める割合を漸減させる中、中国は大幅に割合を伸ばしており、2003年に日本、2009年にドイツを追い抜き、2017年には10.3%と米国に次ぐ第2位の輸入大国となっている。このことは、中国が世界の生産拠点、及び米国に次ぐ巨大な市場として、世界の貿易に強い影響力を持つようになったことを示している。この点、人口数では中国と並び巨大市場となる潜在力を有するインドは、貿易面からは中国ほどの存在感を示すには至っておらず、世界貿易に占めるシェアは、輸出で1.7%、輸入で2.4%（2017年）に留まっている（第Ⅱ-3-3-1-2図）。

続いて、世界各国にとっての貿易相手国としての中国の存在感の増大についてみていく。

まず、世界各国にとっての最大の輸入相手国について見てみると、2000年には地理的に近接する国が多く、欧州は英国等の一部の国々を除きドイツ、アジアは日本、北米及び中南米は米国が主要な最大の輸入相手国となっていた。しかし、2017年には、カナダ、メキシコ、中南米の一部諸国及び欧州諸国を除き、中国を最大の輸入相手国とする国・地域の数が増加し、世界の約30%（189か国・地域[133]のうち57か国・地域）と最大を占め、第2位で約15%（同28か国・地域）の米国、第3位で約13%（同24か国・地域）のドイツを大幅に上回っている。また、カナダ、メキシコ及び欧州諸国は、それぞれの域内の中心的工業国である米国やドイツからの輸入が最大であるが、米国は中国が最大の輸入相手国に、ドイツはオランダに次ぐ第2位の輸入相手国が中国となっている（第Ⅱ-3-3-1-3図）。

次に世界各国にとっての最大の輸出相手国を見る

第Ⅱ-3-3-1-1図　主要国の世界輸出に占める割合

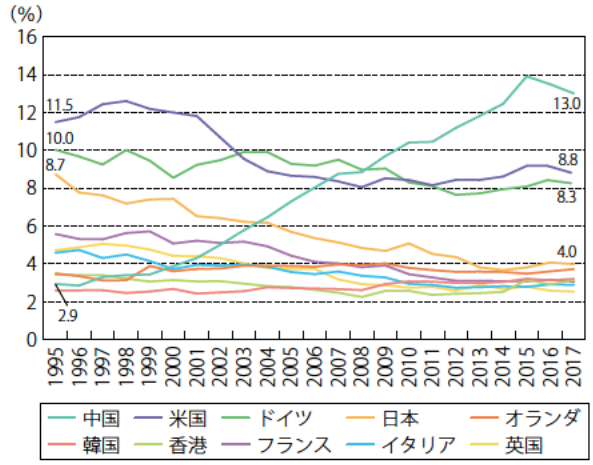

備考：2016年時点の対世界輸出額上位10か国を抽出。
資料：IMF DOTSから経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-2図　主要国の世界輸入に占める割合

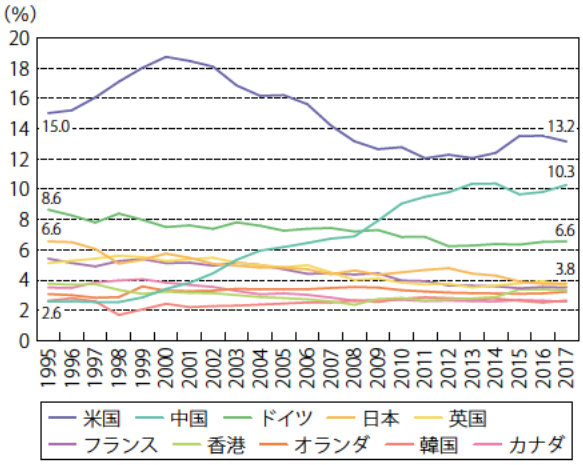

備考：2016年時点の上位10か国を抽出。
資料：IMF DOTSから経済産業省作成。

133 IMF DOTSで2017年のデータが取得できた国・地域（2018年4月時点）。

第Ⅱ-3-3-1-3 図　世界各国の最大輸入相手国 2000 年から 2017 年の変化

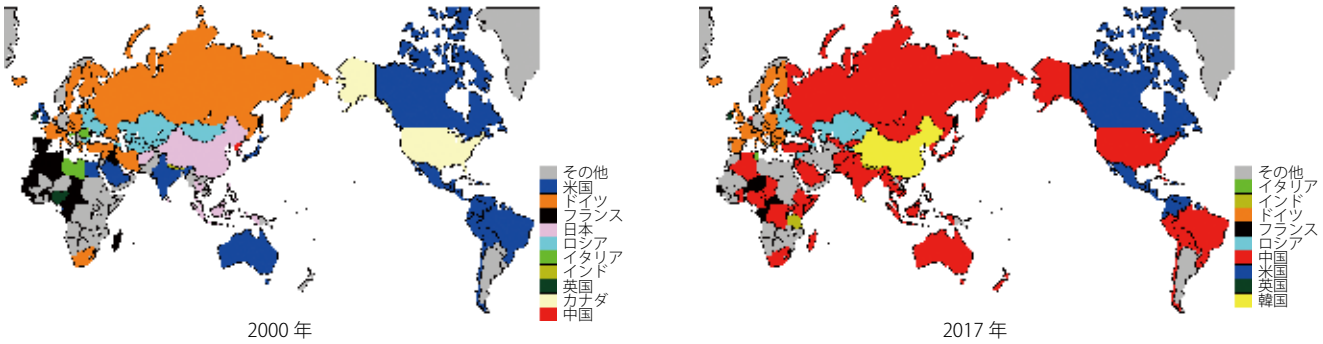

資料：IMF DOTS から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-4 図　世界各国の最大輸出相手国 2000 年から 2017 年の変化

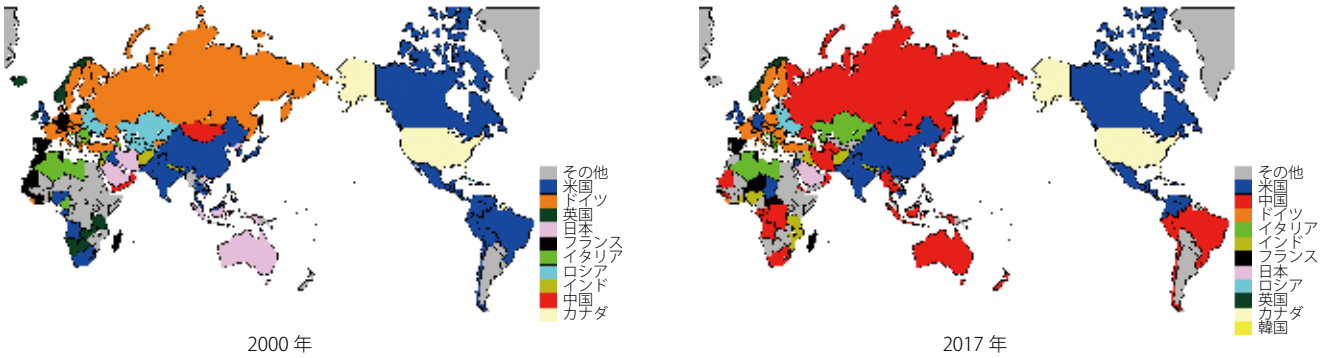

資料：IMF DOTS から経済産業省作成。

と、2000 年では主に米国、ドイツ、日本が占めていた。しかし、2017 年になると、各国の最大の輸出相手国は、ASEAN や豪州では日本に代わって中国となった他、アフリカ、南米では米国に代わって、中国を最大の輸出相手国とする国が増加し、世界の約 16％（189 か国・地域のうち 30 か国・地域）と第 1 位である米国の約 19％（同 35 か国・地域）に次ぐ第 2 位の規模で、第 3 位であるドイツの約 12％（同 22 か国・地域）を上回っている（第Ⅱ-3-3-1-4 図）。

次に、2000 年から 2017 年にかけて、各国の総輸出入に占める中国の輸出入の割合が具体的にどう変化をしたかを確認する。

まず、2000 年と 2017 年の各国の総輸出に占める中国向け輸出割合の変化を見ていく。東アジア・大洋州地域においては、各国の総輸出に占める中国向け輸出の割合は、2000 年には 10％以下の国が多かったが、2017 年にはモンゴル、韓国が 20％超となり、日本も 6.3％から 19.0％まで上昇し、同地域合計での対中輸出割合は 2000 年の 13.2％から 2017 年には 31.7％へと他地域に比べて大幅に上昇した。他に対中輸出割合が 10％以上となった地域は、ASEAN 地域（同 3.8％→ 13.8％）、中南米（同 1.0％→ 10.2％）、ロシア・CIS（同 4.9％→ 12.1％）、アフリカ（同 2.3％→ 11.9％）、中東（同 6.7％→ 10.6％）となった。北米（同 1.8％→ 7.6％）、欧州（1.0％→ 4.0％）の対中輸出割合は相対的に低い。いずれの地域でも、2000 年から 2017 年にかけて中国への輸出割合は全体として増加しているが、特に東アジア・大洋州地域を始め、トルクメニスタン、ミャンマー、ラオス、イラン等で大幅な伸びが目立つ（第Ⅱ-3-3-1-5 表）。

同じく 2000 年と 2017 年の各国の総輸入に占める中国からの輸入割合の変化を見てみると、東アジア・大洋州地域においては、中国からの輸入割合 30％以上が 2 か国から 4 か国、20％以上が 1 か国から 5 か国、10％以上が 2 か国から 4 か国と、中国からの輸入割合を増やした国が大幅に増加し、同地域全体の対中輸入割合は 19.8％から 29.1％と急拡大した。

ASEAN 地域においては、2000 年には全ての国で対中輸入割合が 10％未満だったが、2017 年には 20％以上が 5 か国となった他、全ての国が 10％以上となり、同地域の対中輸入割合は 5.0％から 19.5％に大幅に高まった。他にも北米（7.0％→ 20.1％）、ロシア・CIS（1.7％→ 20.0％）、南アジア（3.9％→ 17.8％）、中南米（2.3％→ 17.7％）、アフリカ（3.0％→ 14.1％）、

第Ⅱ-3-3-1-5 表　総輸出に占める中国向け輸出の割合（2000 年から 2017 年の変化）

対中輸出割合	地域	2000 年	2017 年
50%以上	東アジア・大洋州		北朝鮮、モンゴル、香港、ソロモン諸島
	ロシア・CIS		トルクメニスタン
	アフリカ		南スーダン、エリトリア、アンゴラ、コンゴ共和国
30%以上	東アジア・大洋州	モンゴル、香港	豪州
	東南アジア		ミャンマー
	中東		オマーン
	アフリカ		コンゴ民主共和国、ガボン、モーリタニア、ギニア
20%以上	東アジア・大洋州		韓国、ニューカレドニア、N.Z
	東南アジア		ラオス
	中東	オマーン、イエメン	イラン、イラク
	アフリカ	赤道ギニア、アンゴラ	赤道ギニア
	中南米		チリ、ペルー、ブラジル
10%以上	東アジア・大洋州	韓国、マカオ、ソロモン諸島	日本、マカオ、PNG
	東南アジア	ベトナム	ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン
	ロシア・CIS		ウズベキスタン、タジキスタン、カザフスタン、ロシア
	中東	サウジアラビア	クウェート、サウジアラビア、カタール、レバノン
	アフリカ		ザンビア、チャド、中央アフリカ、カメルーン、ガーナ
	中南米		ウルグアイ、ベネズエラ
10%未満	東アジア・大洋州	日本、北朝鮮、豪州、N.Z、PNG 等	
	東南アジア	インドネシア、タイ、シンガポール、ブルネイ、ミャンマー、マレーシア、ラオス、カンボジア、フィリピン	カンボジア、ブルネイ
	南アジア	インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ	インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ
	ロシア・CIS	キルギスタン、カザフスタン、ロシア、ウズベキスタン、タジキスタン等	キルギスタン、アルメニア等
	中東	イラン、イラク、カタール、UAE、イスラエル等	シリア、イスラエル、UAE、トルコ等
	アフリカ	南アフリカ、エジプト、ナイジェリア、アルジェリア等	エジプト、エチオピア、タンザニア、南アフリカ、ナイジェリア等
	北米	米国、カナダ	米国、カナダ
	中南米	ペルー、チリ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ等	アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、メキシコ等
	欧州	スイス、英国、ドイツ、フランス、アイルランド、モンテネグロ、セルビア、ポーランド、ハンガリー、ベラルーシ、チェコ、ボスニアヘルツェゴビナ、ルーマニア、エストニア、スロヴァキア、ブルガリア等	スイス、英国、ドイツ、フランス、アイルランド、モンテネグロ、セルビア、ポーランド、ハンガリー、ベラルーシ、チェコ、ボスニアヘルツェゴビナ、ルーマニア、エストニア、スロヴァキア、ブルガリア等

備考：赤字は、『2016 年度中国対外直接投資統計公報』附表 11 に掲載されている 63 か国の「一帯一路関係国」に該当するもの（以下、第Ⅱ-3-3-1-6 表も同じ）。
資料：IMF DOTS、『中国対外直接投資統計公報』から経済産業省作成。

中東（3.8％→ 11.1％）、欧州（2.7％→ 7.3％）と全ての地域で対中輸入割合がこの 17 年間で高まってきた（第Ⅱ-3-3-1-6 表）。

各地域の対中輸出割合と対中輸入割合を比較すると、対中輸入割合の増加が対中輸出割合の増加より大きい傾向にある。

続いて、中国の貿易相手上位 10 か国・地域の顔ぶれの変化を見ていく。

まず、輸出相手上位 10 か国・地域をみると、2017 年は米国が最大で、EU28、香港、日本、韓国と続いている。この 5 か国・地域は、2000 年の上位 5 か国と同一である（第Ⅱ-3-3-1-7 図）。他方で、中国の輸出総額に占める米国向け輸出額の割合は、2006 年以降は 20％超から低下傾向になったが、2015 年から上昇に転じ、2017 年には 19.0％となった。EU28 向け輸出の割合は、2011 年以降に減少傾向で 2017 年には 16.4％となった。主要上位 10 か国・地域向けの輸出額が中国の総輸出額に占める割合は、2000 年の 80.7％から 2017 年には 64.5％まで下がっており、中国の輸出先が多様化していることが伺える。また、2017 年には、ベトナム、インドが中国の輸出相手国の上位に位置するようになった（第Ⅱ-3-3-1-8 表）。

次に、中国の輸入相手先上位 10 か国・地域を見ると、対 EU からの輸入額が最も大きく、韓国、日本と続い

第Ⅱ-3-3-1-6表　総輸入に占める中国からの輸入の割合（2000年から2017年の変化）

対中輸入割合	地域	2000年	2017年
50%以上	東アジア・大洋州		北朝鮮
30%以上	東アジア・大洋州	香港、マカオ	香港、マカオ、モンゴル
	東南アジア		カンボジア、ミャンマー
	ロシア・CIS		キルギスタン
	中南米		パラグアイ
20%以上	東アジア・大洋州	北朝鮮	日本、韓国、豪州、マーシャル諸島
	東南アジア		ベトナム、東ティモール、ラオス、インドネシア
	南アジア		パキスタン、バングラデシュ
	ロシア・CIS		ウズベキスタン、ロシア
	中東		イラク、アフガニスタン
	アフリカ		トーゴ、リベリヤ、エチオピア、ケニヤ、ルワンダ
	北米		米国
	中南米		チリ、ペルー、キューバ、ボリビア、ウルグアイ
	欧州		ロシア
10%以上	東アジア・大洋州	モンゴル、日本	N.Z、PNG、ソロモン諸島等
	東南アジア		タイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ブルネイ
	南アジア		スリランカ、インド、ネパール
	ロシア・CIS		カザフスタン、アルメニア、タジキスタン
	中東	イラク、アフガニスタン	クウェート、サウジアラビア、ヨルダン、リビア、イラン、イエメン、イラン、レバノン、カタール、トルコ
	アフリカ	ルワンダ	マダガスカル、コンゴ民主共和国、タンザニア、ナイジェリア、ウガンダ、南アフリカ、ソマリア、アルジェリア、カメルーン、ガーナ、リベリア、アンゴラ等
	北米		カナダ
	中南米		コロンビア、アルゼンチン、メキシコ、ブラジル、ベネズエラ、ハイチ等
	欧州		オランダ、ウクライナ、ノルウェー
10%未満	東アジア・大洋州	韓国	
	東南アジア	ミャンマー、ベトナム等	
	南アジア	インド、パキスタン等	
	ロシア・CIS	カザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン等	アゼルバイジャン、ジョージア、トルクメニスタン
	中東	シリア、バーレーン、UAE、オマーン	シリア、バーレーン、イスラエル、UAE、オマーン等
	アフリカ	南アフリカ、エジプト、チュニジア、モロッコ等	チュニジア、エジプト、モロッコ、モーリタニア、中央アフリカ、ザンビア等
	中南米	ブラジル、アルゼンチン等	パナマ、ジャマイカ、エルサルバドル等
	欧州	スイス、英国、ドイツ、フランス、アイルランド、モンテネグロ、セルビア、ポーランド、ハンガリー、ベラルーシ、チェコ、ボスニアヘルツェゴビナ、ルーマニア、エストニア、スロヴァキア、ブルガリア等	スイス、英国、ドイツ、フランス、アイルランド、モンテネグロ、セルビア、ポーランド、ハンガリー、ベラルーシ、チェコ、ボスニアヘルツェゴビナ、ルーマニア、エストニア、スロヴァキア、ブルガリア等

資料：IMF DOTS、『中国対外直接投資統計公報』から作成。

ている。上位５か国・地域の顔ぶれは2000年、2017年共にEU、韓国、日本、台湾、米国で変化はないが（第Ⅱ-3-3-1-9図）、米国、EUが割合を上昇させた一方で、日本は2000年の18.4％から2017年は9.0％と割合が大幅に低下した（第Ⅱ-3-3-1-10表）。主要上位10か国・地域[134]からの輸入額が中国の総輸入額に占める割合は、2000年の64.1％から2017年は60.3％と若干低下した。

次に、中国の貿易統計により、2000年と2017年の中国の貿易収支の黒字上位10か国・地域と赤字上位10か国・地域の変化を見ていく。

中国の貿易黒字相手国・地域の上位３位は香港、米

134 重複を避けるため図表の上位10か国・地域のEU加盟国英国、ドイツ、オランダの貿易額を差し引いて割合を算出。

第Ⅱ-3-3-1-7 図
中国の主要輸出相手国向け貿易額の推移

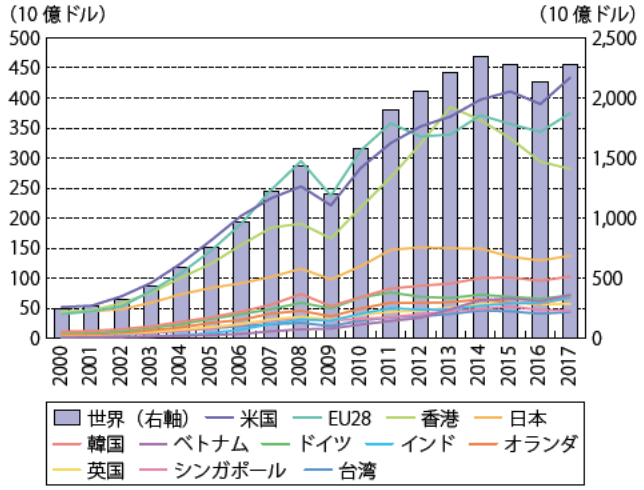

資料：IMF DOTS から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-9 図
中国の主要輸入相手国向け貿易額の推移

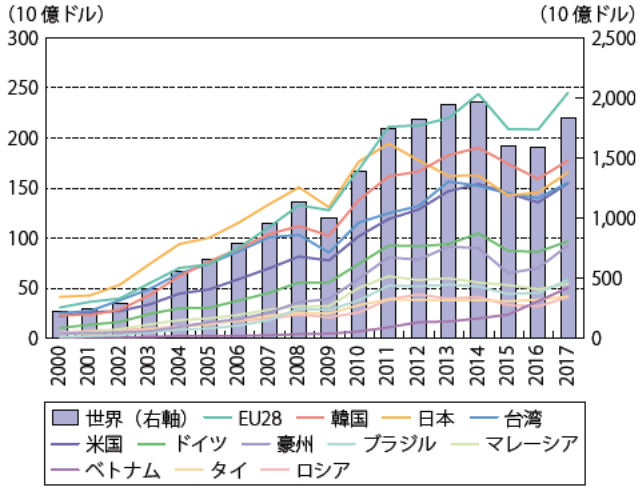

資料：IMF DOTS から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-8 表
中国の輸出額上位 10 か国・地域の占める割合の変化

2000 年

順位	相手国	輸出
1	米国	20.9%
2	香港	17.9%
3	日本	16.7%
4	EU28	16.3%
5	韓国	4.5%
6	ドイツ	3.7%
7	オランダ	2.7%
8	英国	2.5%
9	シンガポール	2.3%
10	台湾	2.0%

2017 年

相手国	輸出
米国	19.0%
EU28	16.4%
香港	12.4%
日本	6.0%
韓国	4.5%
ベトナム	3.2%
ドイツ	3.1%
インド	3.0%
オランダ	3.0%
英国	2.5%

資料：IMF DOTS から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-10 表
中国の輸入額上位 10 か国・地域の占める割合の変化

2000 年

	相手国	輸入
1	日本	18.4%
2	EU28	11.3%
3	台湾	10.3%
4	韓国	9.9%
5	米国	4.6%
6	ドイツ	4.2%
7	香港	2.6%
8	ロシア	2.4%
9	マレーシア	2.3%
10	豪州	2.2%

2017 年

相手国	輸入
EU28	13.4%
韓国	9.7%
日本	9.0%
台湾	8.5%
米国	8.5%
ドイツ	5.1%
豪州	3.2%
ブラジル	3.0%
マレーシア	2.8%
ベトナム	2.3%

資料：IMF DOTS から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-11 図　中国の貿易黒字相手国上位 10 か国の変化

2000 年

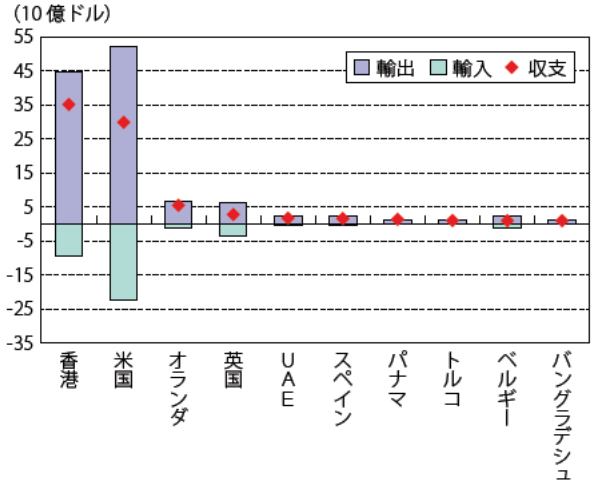

2017 年

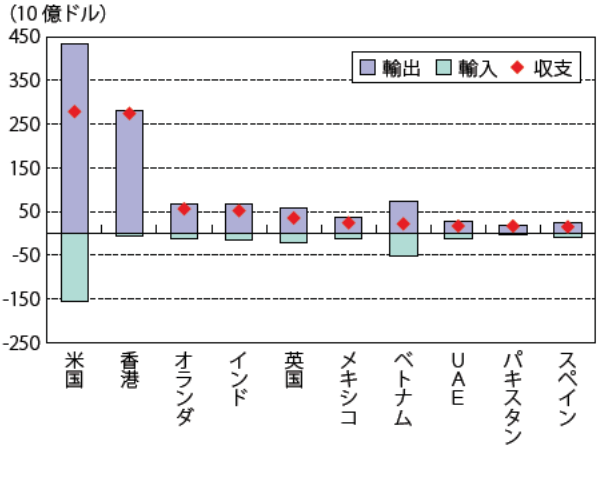

備考：中国の貿易統計による各国との収支。
資料：IMF DOTS から経済産業省作成。

国、オランダで変化がない一方、2017年にはインド、ベトナム、UAE、パキスタン等が上位に入り、中国が新興市場向けの輸出を活発に行っていることが伺える（第Ⅱ-3-3-1-11図）。上位3か国との貿易における輸出入に占める品目の割合では、米国への輸出は、履物や玩具からパソコン等（HS8471）10.1%、携帯電話機等（HS8517）10.7%等の工業製品が主となり、輸入は農産物の他、航空機・宇宙飛行体（HS8802）9.3%、自動車（HS8703）8.5%、半導体（HS8542）7.0%等の工業製品の占める割合が高くなってきた。

中国の貿易赤字相手国・地域の上位2位は台湾、韓国で変化はないが、2017年には日本、ドイツ、スイス等の工業国が上位に入ってきた。中国がより高付加価値な資本財、消費財及び部品を先進国から輸入するようになったと考えられ、中国の貿易構造が変化したことが示唆される（第Ⅱ-3-3-1-12図）。

中国の貿易赤字相手上位3か国・地域との貿易品目（HS4桁）を見ると、台湾への輸出に占める品目の割合は半導体（HS8542）19.7%、台湾からの輸入に占める品目の割合も半導体（HS8542）51.9%が最大となっており、双方で半導体産業の分業体制が進んでいることが分かる。

韓国への主要な輸出品は、農産物や石炭の一次資源から、2017年には、輸出品目では携帯電話機等（HS8517）14.3%、半導体（HS8542）8.8%等の技術力を要する工業製品が主となった。また、韓国からの輸入品は半導体（HS8542）36.9%、液晶デバイス（HS9013）5.7%が主たるものである。これらのデータから、中国と韓国との間にも電気機器産業のサプライチェーンが構築されていることが示唆される。

また、2017年時点で第3位の豪州、同4位のブラジルにおいては、資源輸入の割合が高く、鉄鉱石等（HS2601）は豪州からの輸入の53.8%、ブラジルからの輸入の29.7%を占めている。また、原油（HS2709）は、アンゴラからの輸入の97.2%、ロシアからの輸入の57.6%を占めている。その他、スイスからの輸入は腕時計等（HS9102）14.4%が最大となっており、中国における工業の発展や市民の消費力の向上が示唆される。

次に、中国が推し進める一帯一路の関係国[135]と中国との貿易関係についてみていく。一帯一路関係国で中国からの輸出が多い上位10か国のうち6か国がASEAN加盟国（ベトナム、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）であり、他はインド、ロシア、UAE、イランとなっている。輸入が多い上位10か国でもASEAN加盟国が6か国を占め、他はロシア、サウジアラビア、イラン、インドとなっており、一帯一路関係国の中ではASEANと中国の貿易関係が特に強いことを示している。

一帯一路関係国との貿易額は、2017年で中国の輸出総額の28.1%、輸入総額の24.7%を占め、一帯一路関係国合計で収支を見た場合、中国の2,201.4億ドル

第Ⅱ-3-3-1-12図　中国の貿易赤字相手国上位10か国の変化

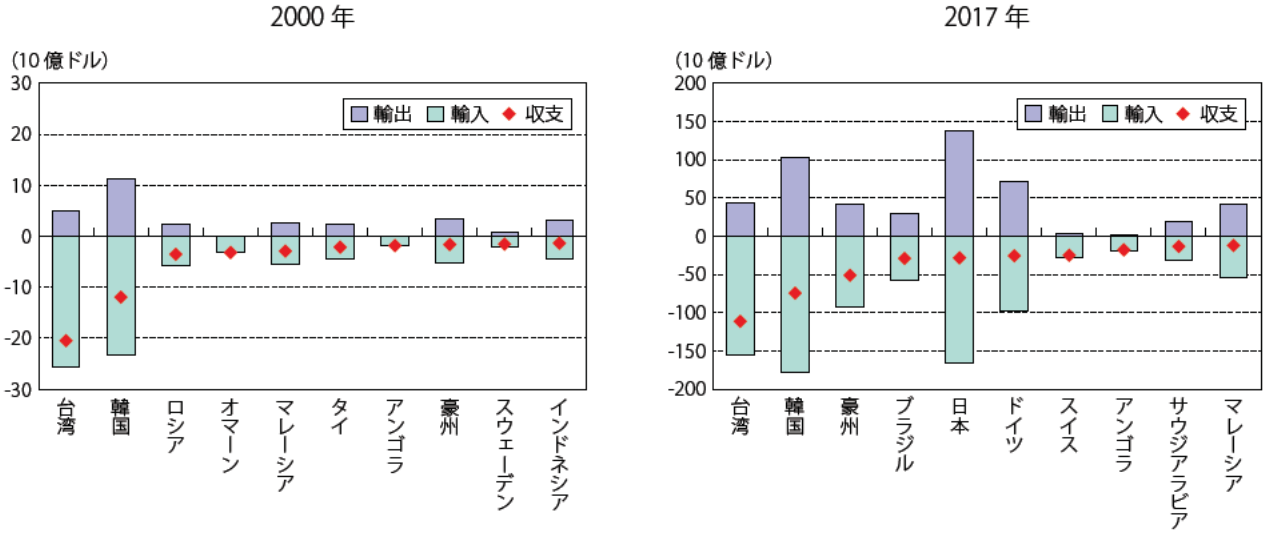

備考：中国の貿易統計による各国との収支。
資料：IMF DOTSから経済産業省作成。

135『2016年度 中国対外直接投資統計公報』附表11に掲載されている63か国のうち貿易データが存在する62か国・地域。

第Ⅱ-3-3-1-13 図
中国と米国、EU、一帯一路関係国との貿易額比較

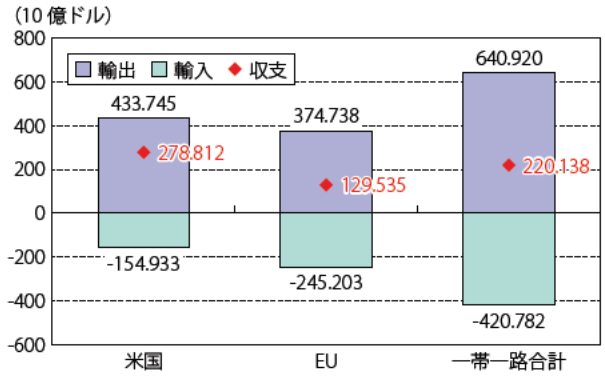

資料：IMF DOTS から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-14 図
中国と一帯一路関係国との貿易収支

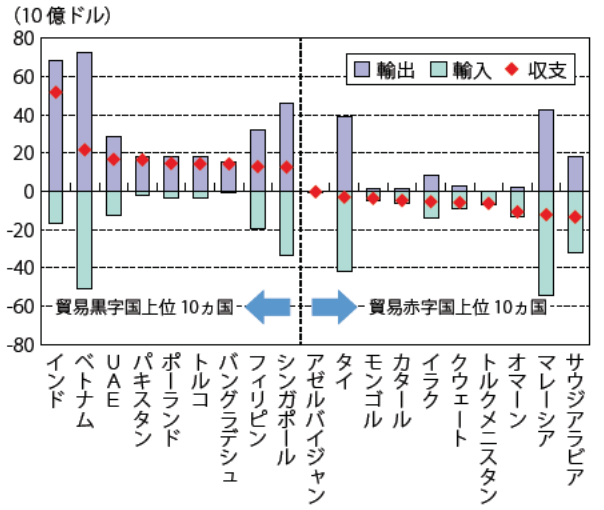

資料：IMF DOTS から経済産業省作成。

の黒字となり、対 EU 収支の 1,295.4 億ドルを超え、対米収支の 2,788.1 億ドルに迫る規模となっている（第Ⅱ-3-3-1-13 図）。

一帯一路関係国との収支を国別にみると、中国の最大の貿易黒字国はインドで、携帯電話等、半導体、パソコンを主要製品として輸出しているが、輸入は輸出に比して大幅に少なく、宝石、精銅等が主要品目となっている。第２位の貿易黒字国であるベトナムについてはインドと異なり、中国からの輸出と輸入の双方が大きく、携帯電話等、半導体、繊維製品等を主に輸出し、輸入も同様に携帯電話等、半導体、テレビ等の部分品、綿糸等が主な品目となっており、両国間で電気製品や繊維製品の分業がなされていることを示唆している。

また、中国の最大の貿易赤字国はサウジアラビアで、主な輸入品目は原油、輸出品目は携帯電話等、エアコン、繊維製品となっている。その他、一帯一路関係国で中国が貿易赤字となった国は、中国の主要輸入品目が原油や鉱物となる資源国が多い傾向にある（第Ⅱ-3-3-1-14 図）。

続いて、中国の主要輸出品目を概観した上で、各品目の輸出競争力についてみていく。

まず、中国の主要輸出品についてみると、電気機器（電話機、集積回路、テレビ・モニター）、一般機械（自動データ処理機械、事務機器部品、プリンター）、家具、衣類、精密機械（液晶デバイス、医療用機器、自動調整機器）となっている。機械品目が多いが、軽工業品も上位を占めている（第Ⅱ-3-3-1-15 表）。

さらに HS4 桁ベースで個別品目別の輸出額の推移を見ると、軽工業品やテレビ等の家電の輸出金額は横ばいとなっている一方、携帯電話やパソコン等のハイテク製品の伸びが大きく、後述する世界輸出におけるシェアの高まりと共に、中国がハイテク製品の世界的な生産拠点に成長してきたことを示している（第Ⅱ-3-3-1-16 図）。

一方、中国の主要輸入品は、電気機器（集積回路）、一般機械（自動データ処理機械、半導体製造装置、事務機器部品）、精密機械（液晶デバイス）等の機械類のほか、鉱物性燃料、鉱石などの資源や、大豆などの食品となっている（第Ⅱ-3-3-1-17 表）。

さらに HS4 桁ベースで個別品目ごとの輸入額の推移を見ると、集積回路の輸入が原油を上回る勢いで急速に伸びてきている。他にも液晶デバイスやダイオード等の半導体デバイスが鉄鉱と共に輸入品の上位を占めており、中国がハイテク製品の生産を行うために海外から多くの部品を輸入していることを示している（第Ⅱ-3-3-1-18 図）。

次に、中国の主要輸出品目が世界の輸出において、どの程度の存在感があるのかを世界の輸出合計に占める中国のシェアの推移からみていく。

まず、皮革製品、履物、衣類など軽工業品については、2000 年代初頭から世界シェアを上昇させてきており、最近では横ばいとなっているものの、世界輸出の約 40％の割合を占めている。一方、2000 年代初頭にはシェアが低かった一般機械や電気機器がその後シェアを高め、2016 年には一般機械が約 20％、電気機器が約 30％となり、WTO 加盟後の 15 年余りの間に輸出競争力を大きく高めたことが伺える（第Ⅱ-3-3-1-19 図）。

中国の主要輸出品の競争力を貿易特化係数[136]で見

第Ⅱ-3-3-1-15 表　中国の主要輸出品目の金額と主な輸出先（2017 年）

（単位：10 億ドル、%）

		輸出額	構成比	主要輸出先（輸出額：10 億ドル）
全品目		2,279	100.0	米国（431.8）、香港（281.0）、日本（137.1）
電気機器		600	26.3	香港（142.4）、米国（107.1）、韓国（35.6）
	電話機（無線・有線）	220	9.7	香港（53.7）、米国（46.2）、韓国（14.8）
	集積回路	67	2.9	香港（30.6）、韓国（9.1）、台湾（8.6）
	テレビ、モニター	31	1.4	米国（10.4）、オランダ（2.8）、日本（1.8）
一般機械		383	16.8	米国（91.4）、香港（43.6）、日本（22.4）
	自動データ処理機械	142	6.2	米国（44.5）、香港（25.1）、オランダ（11.8）
	事務機器部品	33	1.4	香港（9.9）、米国（9.3）、メキシコ（1.6）
	プリンター	18	0.8	米国（4.0）、オランダ（2.4）、香港（2.3）
家具		91	4.0	米国（29.7）、日本（4.7）、英国（4.4）
衣類（ニット以外）		74	3.2	米国（14.1）、日本（7.3）、英国（4.1）
衣類（ニット）		72	3.2	米国（16.0）、日本（8.0）、英国（4.0）
プラスチック		71	3.1	米国（15.8）、香港（4.4）、日本（4.3）
精密機器		71	3.1	香港（14.5）、米国（9.7）、日本（4.6）
	液晶デバイス	29	1.3	香港（8.1）、メキシコ（3.2）、韓国（2.1）
	医療用機器	6	0.3	米国（1.4）、日本（0.5）、ドイツ（0.4）
	自動調整機器	4	0.2	米国（1.0）、香港（0.7）、日本（0.5）
自動車		67	3.0	米国（15.1）、日本（4.2）、イラン（3.0）
	自動車部品	31	1.4	米国（10.1）、日本（3.0）、ドイツ（1.6）
	乗用車	7	0.3	イラン（2.0）、米国（1.7）、メキシコ（0.6）
	オートバイ	7	0.3	米国（0.5）、メキシコ（0.4）、フィリピン（0.4）
鉄鋼製品		58	2.5	米国（10.5）、日本（3.1）、韓国（2.6）
がん具		56	2.4	米国（19.0）、オランダ（3.6）、日本（3.4）

備考：HS2 桁分類で輸出額上位 10 品目を抽出。機械類には細目（HS4 桁分類）を付記。
資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

ると、衣類、履物等の軽工業品が 2000 年代初頭から現在まで高い貿易特化係数を維持していることがわかる。ただし、中国の輸出額全体に占めるシェアは次第に低下した。代わって、電気機器、一般機械が、2000 年代初頭にマイナスであった貿易特化係数をプラスに転じるとともに、輸出額全体に占めるシェアを拡大し競争力を高めている。

なお、同時期に、日本は、電気機器、一般機械の輸出特化係数及び輸出額全体に占めるシェアが次第に低下し、代わって自動車が最大の輸出品目となっている（第Ⅱ-3-3-1-20 図）。

次に、各国が中国の過剰生産能力化を問題視するいくつかの品目（鉄鋼及びアルミニウム[137]、太陽電池セル[138]、化学製品及びセラミック製品[139]）について、輸出の推移をみてみる。

各品目の世界輸出額合計に占める中国の輸出の割合を、他の主要輸出国の割合と比較すると、2000 年当時は、鉄鋼、アルミニウム、太陽電池セルの中国のシェ

第Ⅱ-3-3-1-16 図　中国の上位輸出品目の推移

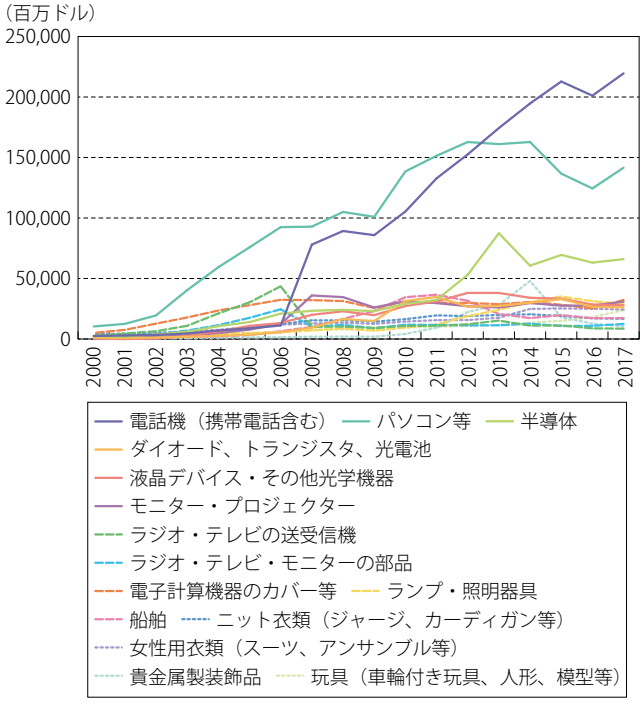

備考：2000-2017 年間の通関統計 HS4 桁ベースで、毎年の輸出品目上位 5 位内に入った項目を通算して重複を排除した 15 品目を抽出。
資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

136 貿易特化係数は各産業がどれだけ輸出に特化しているかを示す指標で、貿易特化係数＝貿易黒字額／貿易総額＝（輸出－輸入）／（輸出＋輸入）で表される。
137 1962 年通商拡大法 232 条に基づく米国大統領布告（9704、9705）に記載された製品を集計。
138 米通商法 201 条に基づく緊急輸入制限。

第Ⅱ-3-3-1-17 表　中国の主要輸入品目の金額と主な輸入先（2017 年）

（単位：10 億ドル、%）

		輸入額	構成比	主要輸出先（輸入額：10 億ドル）
全品目		1,790	100.0	韓国（177.3）、日本（165.0）、台湾（155.2）
電気機器		457	25.5	台湾（96.7）、中国（89.0）、韓国（87.0）
	集積回路	260	14.5	台湾（80.7）、韓国（65.6）、中国（31.8）
	電話機（無線・有線）	48	2.7	中国（20.6）、ベトナム（9.6）、韓国（6.0）
	半導体デバイス	28	1.6	中国（8.1）、台湾（4.8）、日本（4.2）
鉱物性燃料		246	13.7	ロシア（27.0）、サウジアラビア（21.4）、アンゴラ（19.9）
一般機械		170	9.5	日本（34.5）、ドイツ（21.1）、中国（21.1）
	自動データ処理機械	26	1.5	中国（9.4）、タイ（4.5）、台湾（2.3）
	半導体製造装置	20	1.1	日本（6.9）、韓国（3.7）、米国（2.6）
	事務機器部品	15	0.8	中国（7.0）、韓国（2.5）、台湾（1.5）
鉱石		125	7.0	豪州（51.3）、ブラジル（18.1）、ペルー（10.0）
精密機器		97	5.4	日本（15.8）、台湾（15.1）、韓国（15.0）
	液晶デバイス	37	2.1	台湾（10.9）、韓国（10.1）、中国（6.1）
	測定・検査用機器	11	0.6	ドイツ（1.9）、日本（1.8）、米国（1.6）
	分析用機器	8	0.4	米国（2.1）、日本（1.4）、ドイツ（1.4）
自動車		79	4.4	ドイツ（21.7）、日本（16.5）、米国（15.1）
	乗用車	50	2.8	米国（12.8）、ドイツ（12.7）、日本（9.1）
	自動車部品	27	1.5	ドイツ（8.7）、日本（7.2）、韓国（2.8）
	二輪車部品	1	0.0	台湾（0.2）、日本（0.1）、インドネシア（0.1）
プラスチック		69	3.9	韓国（11.1）、日本（9.7）、台湾（8.9）
有機化学品		56	3.1	韓国（13.0）、日本（6.9）、台湾（5.7）
オイルシード		45	2.5	ブラジル（21.0）、米国（14.6）、カナダ（3.1）
	大豆	40	2.2	ブラジル（21.0）、米国（14.0）、アルゼンチン（2.7）
銅		41	2.3	チリ（8.4）、日本（3.0）、ザンビア（2.8）

備考：HS2 桁分類で輸出額上位 10 品目を抽出。機械類には細目（HS4 桁分類）を付記。
　　輸入相手国で中国とは、中国原産の財が一旦海外に輸出されて、再輸入されたことを示す。
資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-18 図　中国の上位輸入品目の推移

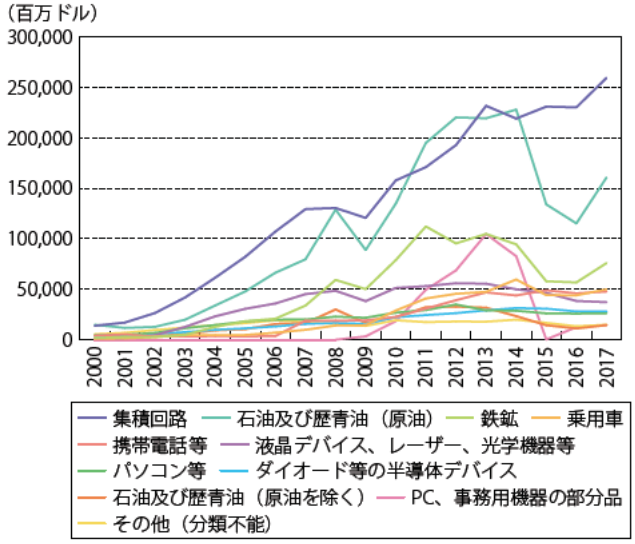

資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-19 図
中国の主要輸出品が世界輸出に占めるシェア

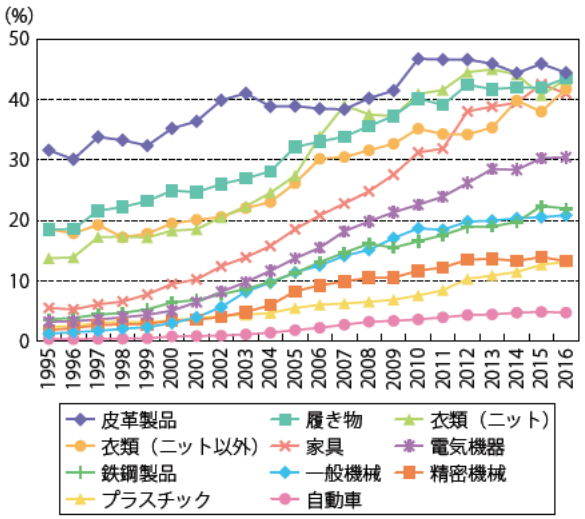

備考：2016 年の輸出額上位 10 品目を過去に遡及して表示。
資料：世銀 WITS、国連 Comtrade から経済産業省作成。

139 欧州委員会は、2017 年に公表した報告書“Commission Staff Working Document On Significant Distortions in the Economy of the People's Republic of China for the Purposes of Trade Defense Investigations”の中で、鉄鋼とアルミニウムに加えて、化学製品とセラミック製品の供給過剰についても懸念を示している。

第Ⅱ-3-3-1-20 図　中国の主要品目の競争力（貿易特化係数）

中国の品目別輸出特化係数（2000）

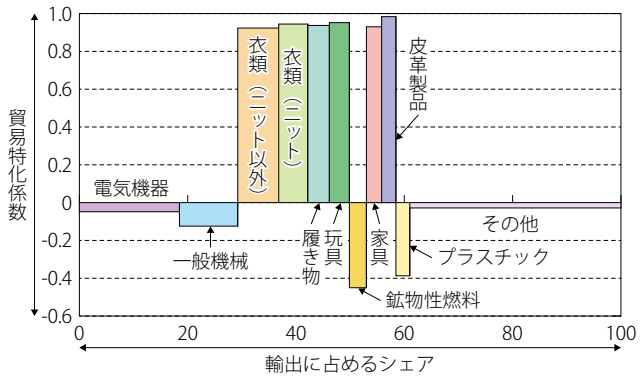

備考：輸出額上位 10 品目（HS 2 桁ベース）を個別に表示。「その他」とは他の品目合計。
資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成（以下、同じ）。

日本の品目別貿易特化係数（2000）

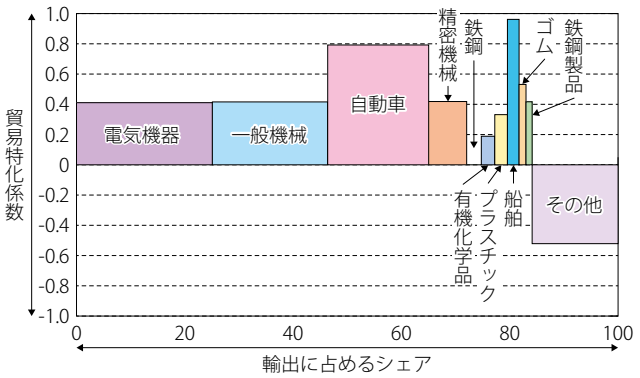

備考：輸出額上位 10 品目（HS 2 桁ベース）を個別に表示。「その他」とは他の品目合計。
資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成（以下、同じ）。

中国の品目別輸出特化係数（2010）

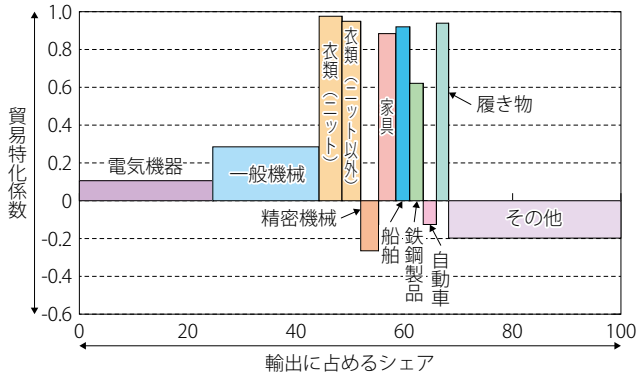

日本の品目別貿易特化係数（2010）

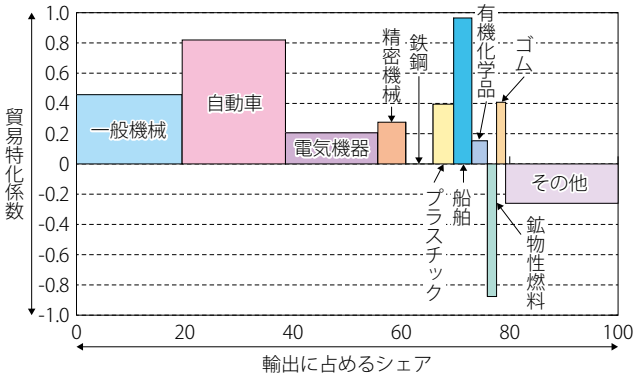

中国の品目別輸出特化係数（2017）

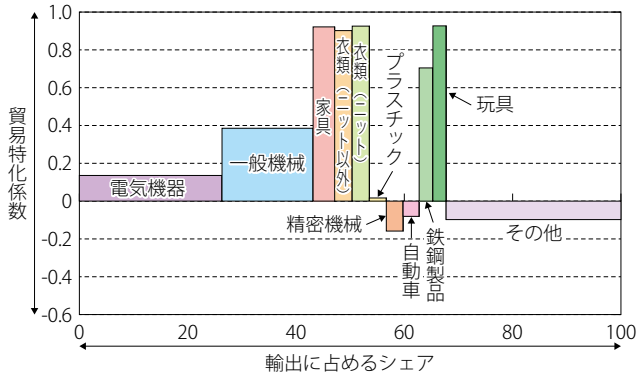

日本の品目別輸出特化係数（2017）

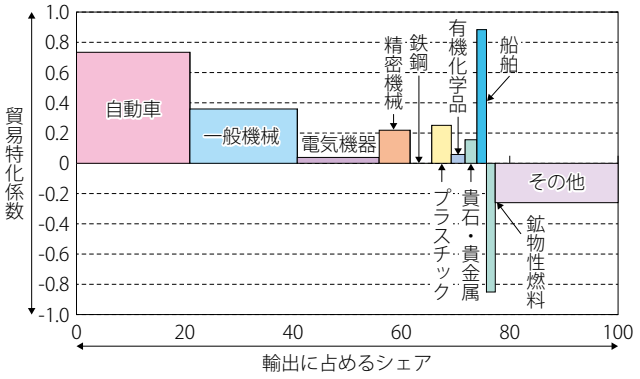

アは、他の主要輸出国と比較して小さなシェアだったが、急速にシェアを拡大し、2010 年以降は中国が概ね世界最大の輸出国となっている。特に鉄鋼やアルミニウムにおいては、世界全体の輸出金額の伸びが緩やかあるいは下降している中、世界全体の輸出額に占める中国のシェアが顕著に拡大している（第Ⅱ-3-3-1-21 図）。

セラミック製品は、世界の総輸出額も伸びているものの、中国の輸出金額が占める割合が大幅に拡大しており、中国製品が同部門で市場を席捲していることが伺える。また、化学製品のうち EU や米国の AD 措置の対象となった炭酸バリウムについては、世界全体の輸出額が落ち込んだ 2000～2005 年においても、中国の輸出額が占める割合は上昇している。他にも中国の過剰生産が指摘される高重度ポリエチレンテレフタレートも世界の総輸出額が微減する中、中国は輸出額

第Ⅱ-3-3-1-21 図　鉄鋼、アルミニウム、太陽電池セル輸出に占める主要国の割合

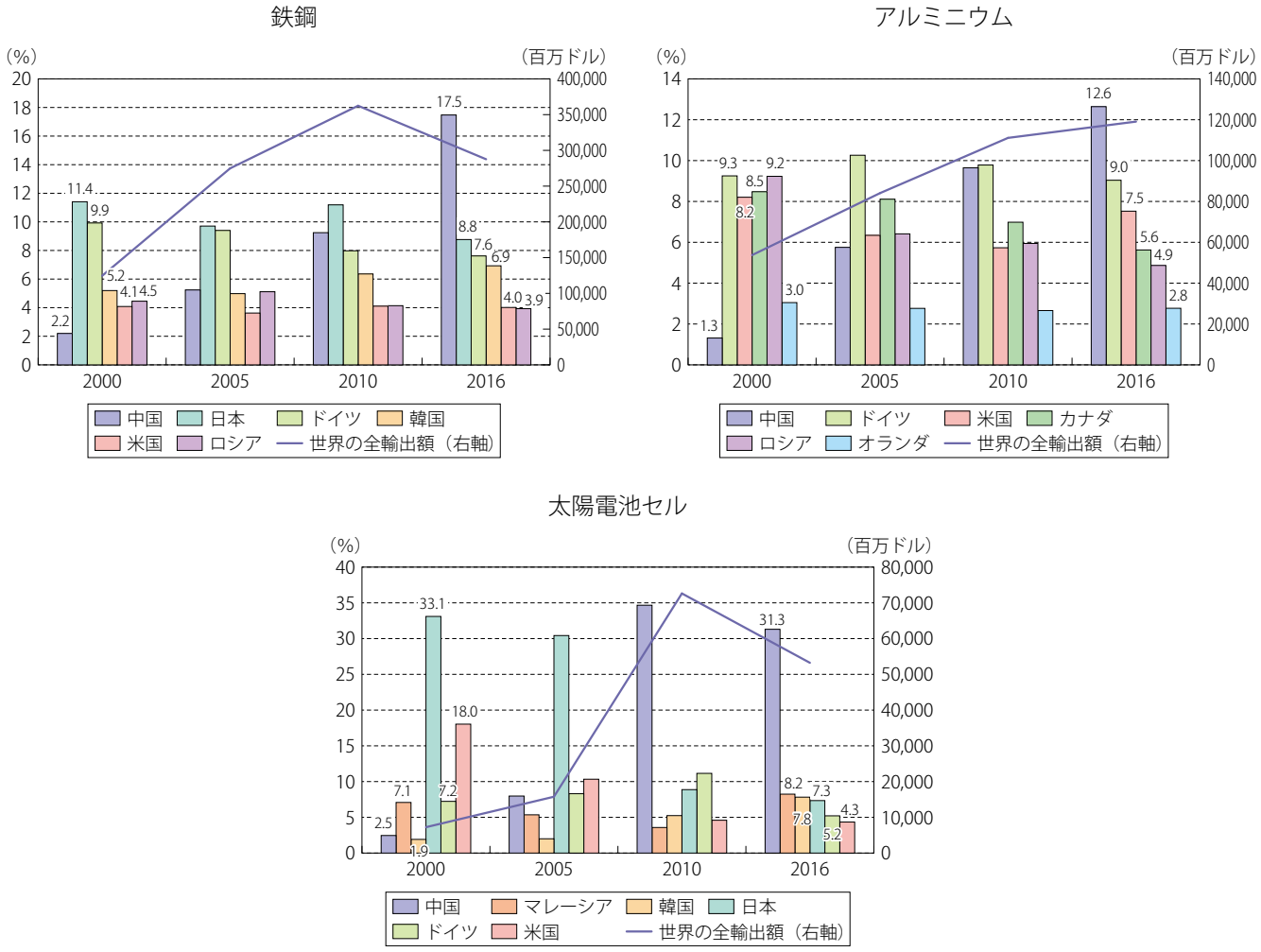

備考：中国、及び 2016 年に当該品目の対世界輸出が多い上位 5 か国（除く香港、シンガポール）。
資料：UN Comtrade から経済産業省作成。

に占める割合を大幅に伸ばしている（第Ⅱ-3-3-1-22 図）。

（2）付加価値貿易から見た中国の貿易

かつて中国は、世界から工作機械、部品、原材料を購入して安い人件費で製品を組み立てて輸出しており、中国の輸出には外国で創出された付加価値が高い割合を占めると言われていたが、中国国内で創出された付加価値の輸出の推移について、OECD が国際産業連関表を基に算出した付加価値貿易のデータ（OECD TiVA）から見てみる。従来の貿易統計は生産物（財）を対象としているのに対し、付加価値貿易は製品やサービスができあがるまでに、どの国でいくらの価値が加わったかを推計したものである[140]。なお、付加価値貿易には財、サービスの両方が含まれており、本稿では産業別に分析した箇所を除き、財とサービスを含む数値を用いている。

中国の付加価値貿易は他の主要国と比べても急速に伸びており、2000 年には米国の付加価値輸出の 19.4％の規模しかなかった中国の付加価値輸出が 2014 年には 87.9％となり、米国と並ぶ規模の付加価値輸出国となった（第Ⅱ-3-3-1-23 図）。

また、世界の付加価値輸出に占める割合も米国に次ぐ第 2 位の高さとなっており、主要先進国の割合が漸減傾向にある中、中国が先進国と比べて急速に付加価値輸出を増加させていることが分かる（第Ⅱ-3-3-1-24 図）。

次に、付加価値ベースと通関ベースで中国の輸出全体に占める産業別の割合を見てみると、中国の輸出を牽引する産業は、繊維産業から電機・光学機器産業へと変化していることが分かる。また、中国の電気、光学機器産業の付加価値ベースでの輸出の伸びは、通関

140 猪俣（2014）、広田（2017）

第Ⅱ-3-3-1-22 図　セラミック、化学製品輸出に占める主要国の割合

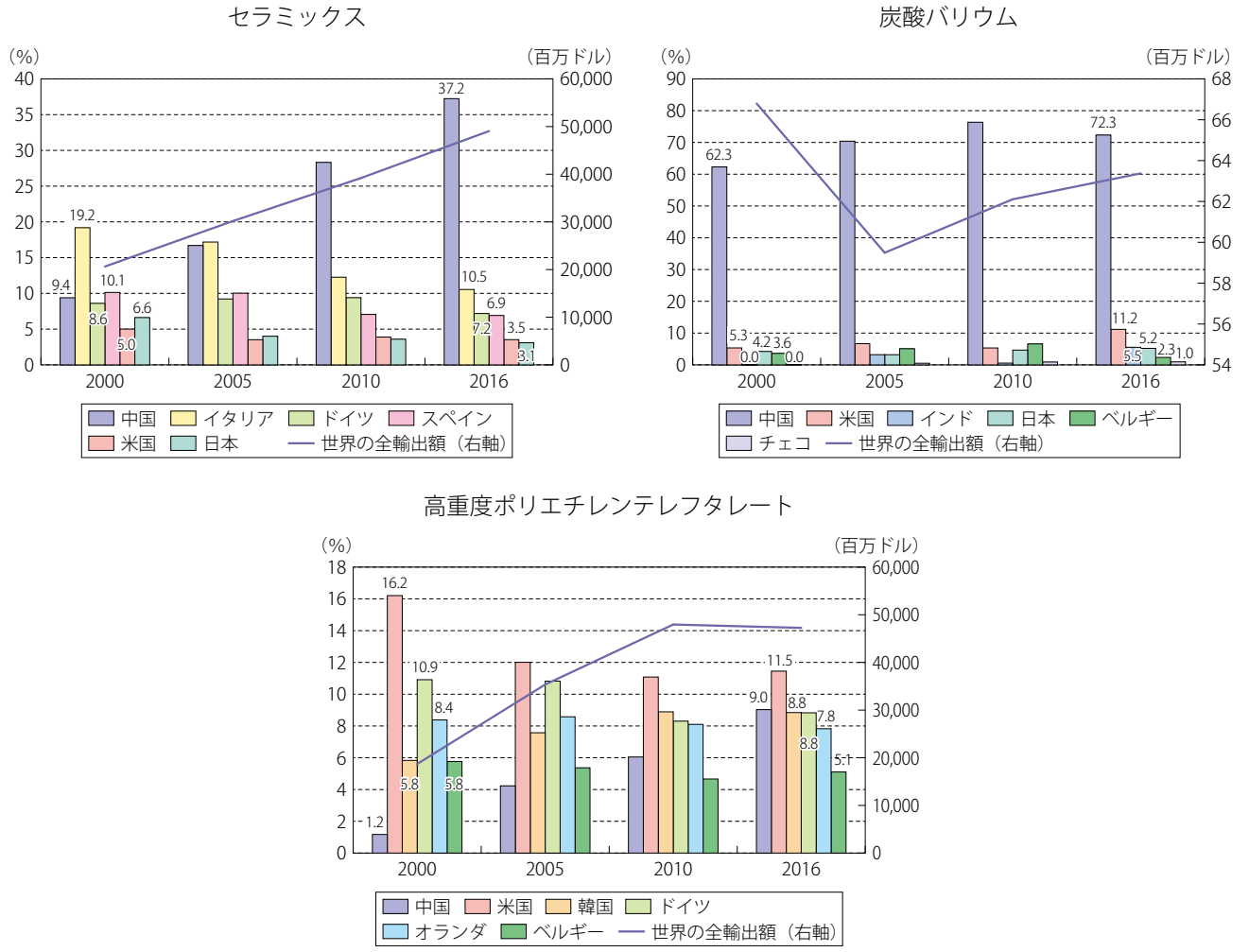

備考：中国、及び 2016 年に当該品目の対世界輸出が多い上位 5 か国
資料：UN Comtrade から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-23 図　主要国の付加価値輸出[141] の変化

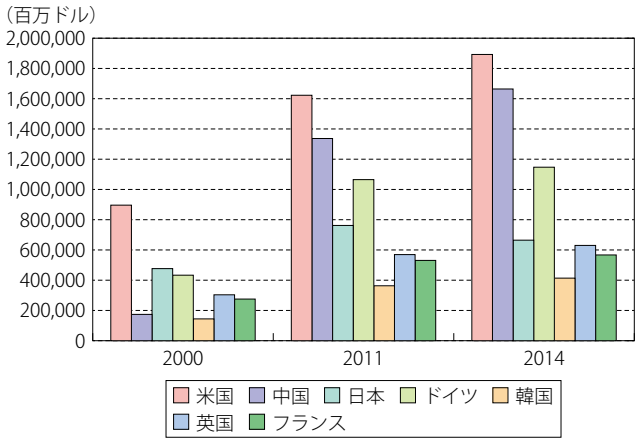

注：2014 年は OECD の暫定値。
資料：OECD TiVA から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-24 図
主要国の世界付加価値輸出に占める割合

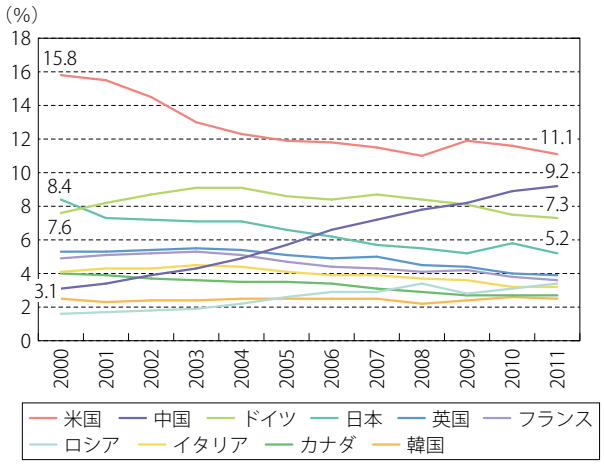

注：OECD のデータが存在する 2011 年までを掲載。
資料：OECD TiVA から経済産業省作成。

141 本稿では「付加価値輸出」について、OECD TiVA の “Domestic value added content of gross exports” の数値を使用。https://stats.oecd.org/index.aspx?queryid=75537

第Ⅱ-3-3-1-25 図　中国と日本の世界輸出に占める産業別輸出割合の変化

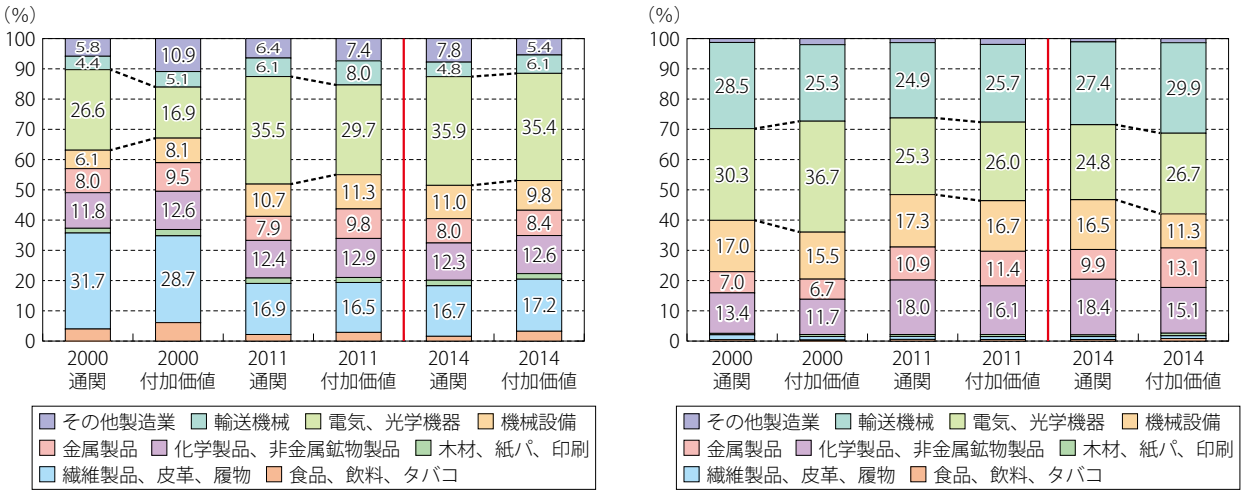

資料：2000、2011 年は OECD TiVA、2014 年は三菱総合研究所（2018）の WIOD からの推計。

第Ⅱ-3-3-1-26 図
各国の輸出に含まれる自国創出付加価値の比率

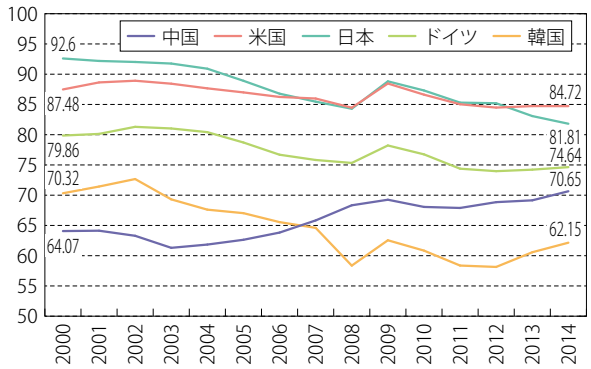

注：2014 年は、OECD の暫定値。
資料：OECD TiVA から経済産業省作成。

ベースの輸出の伸びを上回っている。中国国内での付加価値割合も高まっており、部品の現地調達化・製品の高付加価値化が進展していることが伺える（第Ⅱ-3-3-1-25 図）。

主要国の粗輸出に含まれる自国で創出された付加価値の比率を見ると、米国、日本、韓国、ドイツとも減少傾向なのに対して、中国は増加傾向にある。これは、中国が外国の付加価値を利用しなくても、自国内で付加価値を創出できるようになってきたことを意味する。具体的には、従来輸入に頼っていた部品を自前で生産可能となる、あるいは外国に依存していたサービスを国内でも行うことが可能となった等の状況の変化があったことを示唆している。逆に日本や米国等は、グローバルサプライチェーンの進展により、これまでより多くの外国創出付加価値を利用するようになっていることが伺える（第Ⅱ-3-3-1-26 図）。

主要国の輸出に占める自国創出付加価値の割合を産業別に見ると、中国の電機・光学機器産業の付加価値比率が低いのが特徴的である。これは、貿易品目の分析でも見られたように中国は半導体や液晶パネルを他国から多く輸入しており、同産業でグローバルバリューチェーンを利用した生産が活発に行われているためだと考えられる。電機・光学機器は、現在では低めの付加価値比率であるものの、上昇基調で推移しており、今後は「中国製造 2025」等で計画されている産業政策の実施や民間企業による研究開発や外国企業との協力が促進されることで、さらに上昇していく可能性があると思われる（第Ⅱ-3-3-1-27 図）。

(3) 付加価値ベースと通関ベースの比較による中国の貿易内容の変化と特徴

貿易を分析する視点として比較優位に注目することは、政策的にも学術的にも欠かせない。本項では、貿易統計及び付加価値貿易統計（第Ⅱ-3-3-1-28 表）に基づいて[142]算出した顕示比較優位（Revealed Comparative Advantage：RCA）指数[143]から、中国の比較優位構造の変化を分析する。

RCA 指数は、比較優位を定量的に分析するために開発された指標であり、その研究者の名を冠して Balassa 指数とも呼ばれている。本指数の定義式は、ある輸出部門について自国における輸出割合と世界全

142 貿易統計に基づいて計算した RCA 指数を通関（Custom Clearance: CC）ベース、付加価値貿易統計に基づいて計算した RCA 指数を付加価値（Value Added: VA）ベースと記述する。
143 Balassa, B. (1965).

第Ⅱ-3-3-1-27 図　主要国の輸出に占める自国創出付加価値の割合

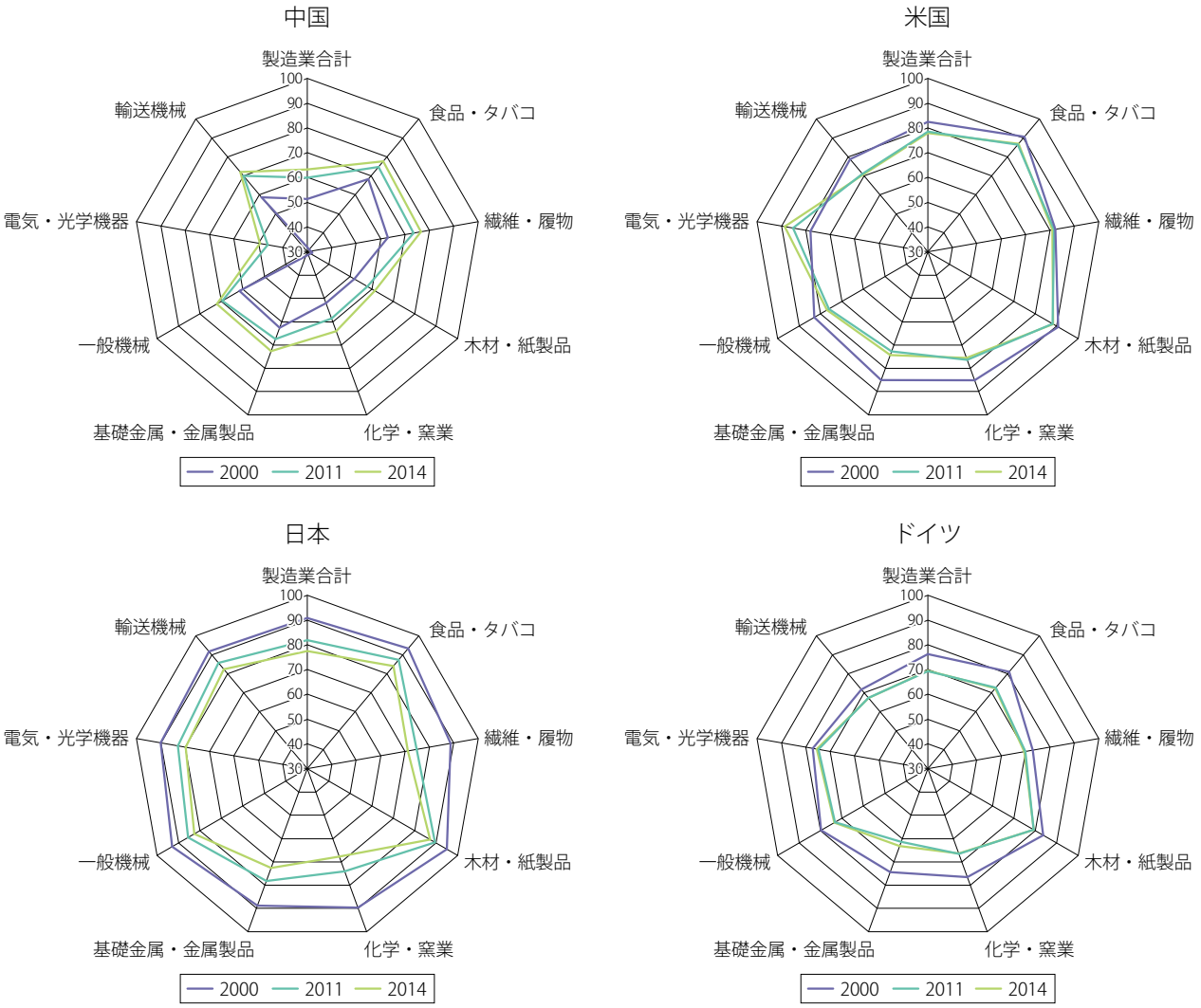

備考：2014 年は OECD の暫定値。
資料：OECD TiVA から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-1-28 表　RCA 指数算出諸元

期　間	2000 年、2011 年、2014 年（付加価値ベースのみ）及び 2015 年（通関ベースのみ）
国・地域	豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、カンボジア、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、香港、インド、インドネシア、リトアニア、マレーシア、マルタ、モロッコ、ペルー、フィリピン、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、台湾、タイ、チュニジア、ベトナム ※ 2014 年の付加価値ベースは、データの都合上、中国、日本、米国、ドイツ、韓国及びその他国・地域の 6 か国・地域として RCA 指数を計算している。
貿易部門	「Agriculture, hunting, forestry and fishing」「Mining and quarrying」「Food products, beverages and tobacco」「Textiles, textile products, leather and footwear」「Wood, paper, paper products, printing and publishing Chemicals and non-metallic mineral products」「Basic metals and fabricated metal products」「Machinery and equipment, nec」「Electrical and optical equipment」「Transport equipment」「Manufacturing nec; recycling」 ※ HS6 桁水準分類を OECD TiVA 分類（上記貿易部門）に対応付けて比較している。
統計及びデータベース	（通関ベース） UN, Comtrade Database（https://comtrade.un.org/） （付加価値ベース） OECD, Trade in Value Added（TiVA）: December 2016（https://stats.oecd.org/index.aspx?queryid=75537） EU, World Input-Output Database（WIOD）（http://www.wiod.org/home）

資料：経済産業省作成。

体における輸出割合の比率となっている[144]。ある部門について、国内輸出額割合が世界輸出額割合より高いということは、その部門の生産・輸出能力が相対的に高い（優位にある）ことを示唆している。このとき、RCA 指数は 1 より大きい値になる。逆に、その部門の生産・輸出能力が相対的に低い（劣位にある）とき、RCA 指数は 1 未満の値になる。

中国の輸出構造について、通関ベースと付加価値ベースの輸出額から算出した RCA 指数に基づいて 2000 年、2011 年及び 2015 年の 3 時点の比較から特徴を示していく。

2000 年において、RCA の最高値は通関ベース、付加価値ベースともに「繊維・皮革製品・履物」であり、値はそれぞれ 3.82（CC）、4.38（VA）である。通関ベースの RCA を基準にすると、第 2 位以降は「その他製造品（再利用含む）」（CC：2.40, VA：3.13）、「電機・光学機器」（CC：1.05, VA：0.79）と続く。

ここで注目しておきたい点は、第 3 位の「電機・光学機器」である。通関ベースの RCA は比較優位があるとされる 1 以上であるが、付加価値ベースの RCA は比較優位がないとされる 1 未満である。しかしながら、輸出額そのものは通関ベース、付加価値ベースともに輸出額の第 2 位となっている（CC：538 億 4,800 万ドル、VA：163 億 7,500 万ドル）。比較優位の有無が通関ベースと付加価値ベースで分かれている部門は、本部門と「基礎金属・金属製品」（CC：0.96, VA：1.06）の 2 部門だけである。本部門とは対照的に、後者においては通関ベースでは比較優位がなく、付加価値ベースでは比較優位があるという結果になっている。

この時点において、輸出構造上は比較優位部門（CC：3 部門、VA：3 部門）より比較劣位部門（CC：8 部門、VA：8 部門）の方が多い。また、軽工業関連部門に優位性が偏っていることがわかる。

2011 年において、RCA の最高値は通関ベース、付加価値ベースともに 2000 年と同様、「繊維・皮革製品・履物」（CC：3.08, VA：3.89）である。第 2 位以下も 2000 年と同様に「その他製造品（再利用含む）」（CC：2.02, VA：2.64）、「電機・光学機器」（CC：1.77, VA：2.38）と続く。

2000 年と比較して輸出額全体が大きく伸びていることを反映して、比較優位構造も大きく変化している。特に、「電機・光学機器」の RCA は、2000 年において比較優位を持つか持たないかの境界線上であったにもかかわらず、通関ベースの RCA はさらに高くなり、付加価値ベースでは比較優位化している。本年においては比較優位の存在を十分に認められる水準にまで高

第Ⅱ-3-3-1-29 図
中国 RCA 指数の通関ベースと付加価値ベースの比較（2000 年）

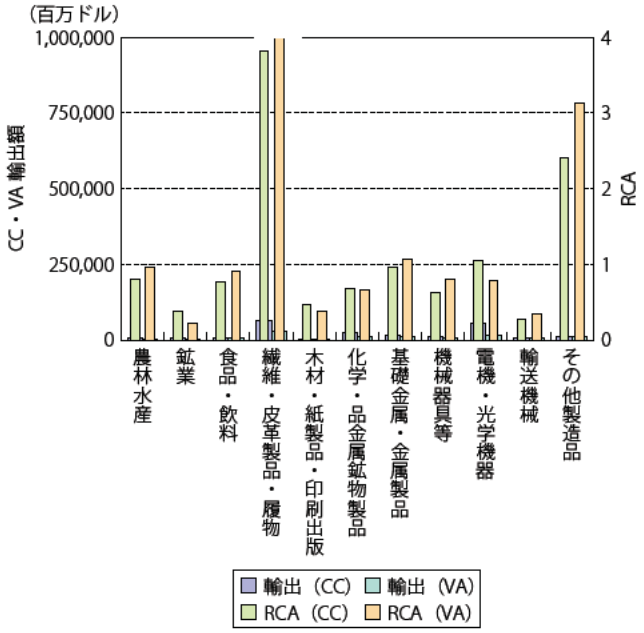

資料：UN, Comtrade 及び OECD, TiVA から経済産業省作成

第Ⅱ-3-3-1-30 図
中国 RCA 指数の通関ベースと付加価値ベースの比較（2011 年）

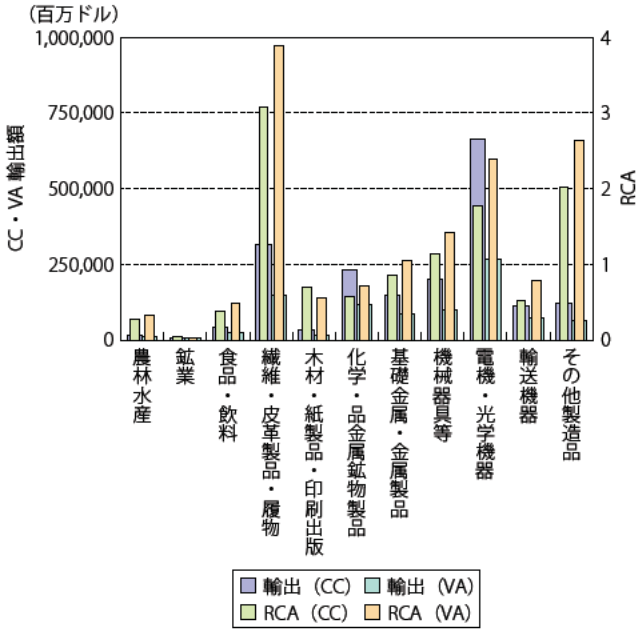

資料：UN, Comtrade 及び OECD, Trade in Value Added から経済産業省作成

144 RCA 指数＝（ある部門の輸出額／自国の輸出合計額）／（ある部門の世界輸出合計額／世界輸出合計額）。

まっている。

この部門以外では、「機械器具等」が2000年には比較優位のない水準（CC：0.63, VA：0.81）であったが、2011年には比較優位を持つようになっている（CC：1.80, VA：1.76）。また、比較優位化こそしていないが、「木材・紙製品・印刷出版」（CC：0.71, VA：0.55）及び「輸送機器」（CC：0.52, VA：0.78）は通関ベース、付加価値ベースともにRCAを伸ばしており、「化学・非金属鉱物製品」（CC：0.57, VA：0.72）は付加価値ベースでRCAを伸ばしている。

比較優位構造は、比較優位部門が通関ベースで4部門、付加価値ベースで5部門となっており、2000年と比べてそれぞれ1部門、2部門増えている。また、2000年と比べて、「電機・光学機器」のRCAが上昇している一方で、「繊維・皮革製品・履物」のRCAが低下している点は、軽工業部門から電気機械関連部門への比較優位上の構造変化を示唆しているものと考えられる。

2000年から2011年にかけて中国の輸出構造・比較優位構造が大きく変化していることは前述のとおりであるが、統計を入手可能な直近の状況（通関ベースは2015年、付加価値ベースは2014年）についても触れておく。

第Ⅱ-3-3-1-31図
中国RCA指数の通関ベースと付加価値ベースの比較（2015年）

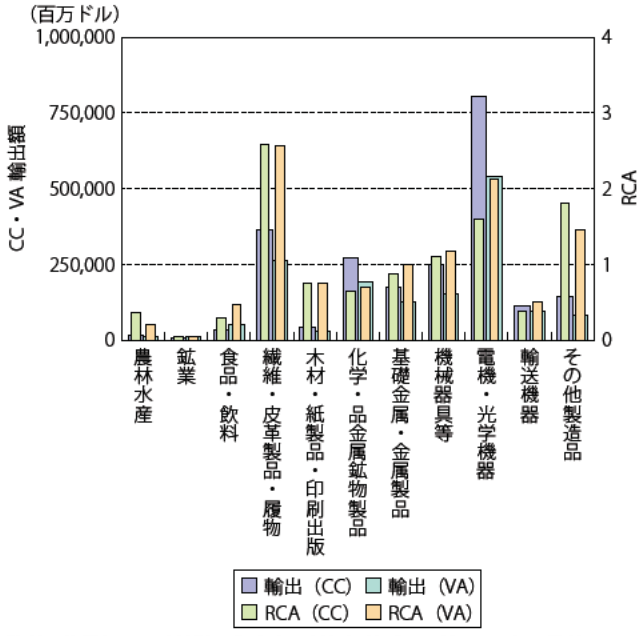

備考：使用している統計の都合上、付加価値ベースは2014年の数値。
資料：UN, Comtrade及びEU, WIODから経済産業省作成

2015年において、最もRCAが高い部門は「繊維・皮革製品・履物」（CC：2.58, VA：2.57）である。以下、「その他製造品（再利用含む）」（CC：1.80, VA：1.46）、「電機・光学機器」（CC：1.60, VA：2.12）と続く。比較優位部門の数は通関ベースで4部門、付加価値ベースで4部門となっており、2011年と比べて付加価値ベースで1部門（「基礎金属・金属製品」）が比較劣位化している。

この年において特徴的な点は、2000年から比較優位の上位部門であった「繊維・皮革製品・履物」及び「その他製造品（再利用含む）」のRCAが、2011年までは付加価値ベースの値が通関ベースの値を上回っていたにもかかわらず、通関ベースが付加価値ベースを上回るようになったことである。RCA指数の示唆するところに従うならば、これらの部門においては付加価値としての比較優位と輸出額としての比較優位が逆転したということになる。この事実は、近年になって比較優位を伸ばしてきている「電機・光学機器」が2000年のRCAは付加価値ベースより通関ベースの方が高く、直近のRCAは通関ベースより付加価値ベースが高くなっていることとは対照的である。

2011年と比べてあまり大きな変化を確認することはできないが、軽工業関連部門から電気機械関連部門への比較優位のシフトが徐々に進行していることがわかる。また、比較優位部門と比較劣位部門のRCAの差が縮小してきている。このことは、RCA指数を少ない部門数で計算する場合によく観測されることであるが、我が国あるいは米国など世界輸出総額に占める1国の輸出額が大きい国に見られる特徴の一つである。これらのことから、中国は貿易額の大きさだけでなく、比較優位構造の特徴としても世界の主要国になりつつあることがわかる。

中国の輸出部門における2000年から2011年にかけた通関ベースと付加価値ベースの比較優位の変化について、RCA指数を対称変換したRSCA（Revealed Symmetric Comparative Advantage）指数[145]を用いて表したものが第Ⅱ-3-3-1-32図である。輸出部門を表す点が図中の右上に位置していれば、通関ベースでも付加価値ベースでも比較優位を有する部門であることを意味する。同様にして、左上に位置している場合は通関ベースで比較劣位かつ付加価値ベースで比較優位、左下に位置している場合は通関ベースでも付加価

145 RSCA指数＝（RCA指数－1）／（RCA指数＋1）。対称変換すると、指数の値の範囲が－1から1までになることから、国・地域間あるいは部門間を比較する際の便宜性がよくなる。*Cf.* Laursen, K. (1998).

第Ⅱ-3-3-1-32 図　中国 RSCA 指数の通関ベースと付加価値ベースの変化

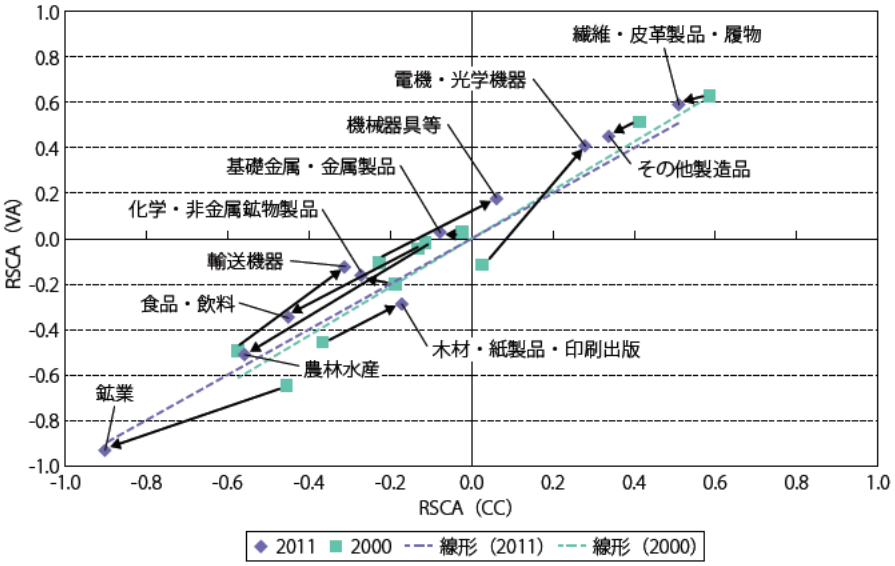

備考：統計上の不整合を避けるため、2000 年と 2011 年の値を用いている。
資料：経済産業省作成

値ベースでも比較劣位、右下に位置している場合は通関ベースで比較優位かつ付加価値ベースで比較劣位である。

特徴的な変化として注目しておきたい部門は、「電機・光学機器」及び「機械器具等」である。前者は通関ベースでは比較優位部門が継続しているが、付加価値ベースでは比較劣位から比較優位に転換している。後者は、通関ベースでも付加価値ベースでも比較劣位だったが、いずれのベースにおいても比較優位に転換している。また、「基礎金属・金属製品」は、付加価値ベースの比較優位があるにもかかわらず、通関ベースの比較劣位が続いている。

比較劣位化した部門を確認することはできないが、比較優位部門であっても「繊維・皮革製品・履物」及び「その他製造品（再利用含む）」は RCA が低下している。RCA の低下幅は、比較劣位部門において大きくなっており、「鉱業」、「農林水産」及び「食品・飲料」の 3 部門は、中国の輸出部門の中で RCA 変化率の下位 3 部門に該当する。

2011 年において比較劣位にある部門であっても、RCA が低下するより上昇する傾向を見受けられる点は、構造変化の特徴として興味深い。2011 年時点においては、まだ比較優位部門より比較劣位部門の方が多いが、それぞれの部門における RCA 指数の変化の方向を考えると、遠からず比較優位部門が増えていくことが想像に難くないであろう。

(4) 中国政府による輸入促進に向けた動き

上述したとおり、輸出の拡大が目立つ中国であるが、2017 年から本年にかけては、輸入を促進しようとする動きが見られ始めた。2018 年 4 月に開催されたボアオ・アジアフォーラム 2018 年度年次総会において、習主席は、市場参入の大幅な緩和、魅力ある投資環境の創造、知的財権保護の強化に加えて、輸入拡大についての措置を講じると発言している。

具体的な輸入拡大措置としては、中国の国内製品では消費者ニーズに対応しきれない製品を安く輸入できるようすることで、海外流出する消費を呼び戻し内需拡大につなげる目的で、2017 年 12 月 1 日から食品（乳児用粉ミルク等）、家電（電動シェーバー、電動歯ブラシ、温水洗浄便座等）、日用品（紙オムツ、魔法瓶、衣類、化粧品等）等の 187 品目の輸入関税を引き下げた。

他にも、イノベーションの発展や供給サイドの構造改革を支援するため需要の大きい品目の輸入奨励を目的に先進設備、基幹部品、エネルギー原材料等の 948 品目の関税を WTO 協定の最恵国税率より低い暫定税率に 2018 年 1 月より変更した他、FTA 締結国への関税引き下げなど、自国の産業構造改革や内需拡大のために昨年末から活発な対応をしている。

さらに、中国は、貿易自由化・経済グローバル化を推進し積極的な市場開放を主導し、開放型の世界経済発展を促進するためとして、同国で初めてとなる国際輸入博覧会を 2018 年 11 月に上海において開催することを発表している。

コラム 7

一帯一路と中欧班列

2013年に、習近平政権の下で提唱された「一帯一路」構想が追い風となり、中国と欧州を結ぶ貨物鉄道輸送が目覚ましい成長を遂げている。

とりわけ変化が著しいのが、中国鉄路局傘下の中鉄集装箱運輸が運営するコンテナ貨物専用列車「中欧班列」である[146]。中欧班列の主要な経路をみていくと、中欧班列の路線は、2018年4月現在、65路線あり、大きく分けて西、中、東、3つの主要ルートがある[147]。（コラム第7-1表）その中でも、西ルートが占める割合が大きく、2018年4月ダイヤでは、65路線のうち36路線が西ルート、16路線が東ルート、12路線が中ルートを利用している[148]。

中国と欧州間を結ぶ鉄道のコンテナ輸送量をみると、2016年コンテナ輸送量の約7割はカザフスタンを経由する西ルートを利用しており、物流経由地として、カザフスタンの存在感が高まっていることがわかる。（コラム第7-2図）

次に、中欧間のコンテナ列車の運行数をみると、2011年には、年20便にも満たなかった運行数は、2013年には80便、2015年には815便、2017年には3,673便と急速に増加しており、2020年までに5,000便という中国政府の目標は達成される見込みである。（コラム第7-3図）さらに、輸送量をみると、2011年には、1,404TEUのみであったが、2013年には、6,960TEU、2015年には68,902TEU、2017年

コラム第7-1表　中欧班列の主なルート

	国境駅	到着国	経由国
西ルート	阿拉山口 ホルゴス（霍尔果斯）	ドイツ、ポーランド、オランダ、チェコ、スペイン、トルコ、ベラルーシ	カザフスタン、ロシア、ベラルーシ、ポーランド、ドイツ、オランダ、チェコ、フランス、スペイン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア、トルコ、アフガニスタン
中ルート	二連浩特	ドイツ、ポーランド、ロシア	モンゴル、ロシア、ベラルーシ、ポーランド、ドイツ
東ルート	満洲里	ロシア、ベラルーシ、ポーランド、ドイツ	ロシア、ベラルーシ、ポーランド、ドイツ

備考：ルート分類は、海事プレス社「日刊CARGO」（2018.05.07）を参考。
資料：中鉄集装箱運輸（CRCT）（2018年4月時点）より作成。

コラム第7-2図　中欧間コンテナ輸送量（主要ルート別）

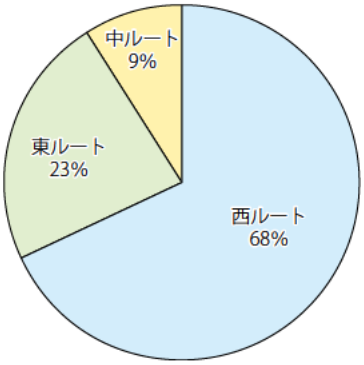

備考：シベリア鉄道を通る鉄道の貨物の輸送量を分類。
備考：東ルートには、極東からの貨物を含む。
出典：Coordinating Council on Trans-Siberian Transportation,Transcontainer

146 中国と中央アジアを結ぶコンテナ貨物専用列車「中亜班列」も運行しており、2018年4月の新ダイヤでは、33路線となり、ベトナム路線も追加された。
147 中欧鉄道について、東、西、中ルートのいずれのルートもロシアを経由し、シベリア鉄道を利用する。
148 中欧班列の中国側の発着都市は、重慶、成都、武漢、鄭州など内陸都市が多い。また、貨物が大量に発着する上海は含まれていない。

コラム第 7-3 図　中欧鉄道運行数の推移

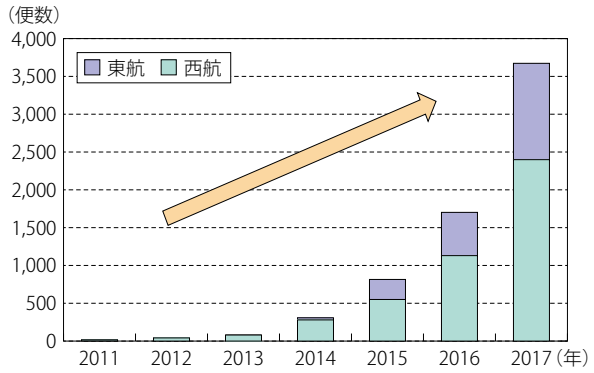

資料：中鉄集装箱運輸（CRCT）より作成。海事プレス社「日刊 CARGO」（2018.1）を参考。

には 317,930TEU と著しい増加である[149]。（コラム第 7-4 図）

図のとおり、運行数及び輸送量ともに、西航（中国→欧州）が東航（欧州→中国）を大きく上回っており、片荷が課題となっていたが、2018 年に入り、片荷は少しずつ改善されつつある。

次に、輸送されている品目に着目する。

中国から輸送されている主要な貨物は、電機・精密機器、自動車、自動車部品、衣類、化学製品などが多く、欧州から輸送されている主要貨物は、自動車部品、電気・精密機器の部品、化学繊維原材料、富裕層向け自動車、化粧品、食品（ワイン、粉ミルク等）である。PC 産業と自動車産業の集積地である重慶は欧州との鉄道物流拠点としても、存在感を高めている。

さらに、日系企業においても中欧鉄道を利用した物流サービスを提供しようとする動きもでてきている[150]。

鉄道での輸送価格は、一般的に、空輸の約 2 分の 1～5 分の 1、海運の約 2～3 倍であり、輸送日数は、海運より早く、空輸より遅い[151]。現在、コンテナ輸送においては、中欧間は海運輸送が主ではある。しかし、鉄道輸送は、空輸の費用は払えないが、海運より早く運びたいという、企業の物流の選択肢の一つとなる可能性がある[152]。

しかし、中欧鉄道には課題もある。まず、鉄道輸送に対して、中国の地方政府が補助金を支出しているが、この補助金がいつまで続くのかとの懸念がある。次に、国境で鉄道のレール幅が違うことによる

コラム第 7-4 図　中欧鉄道輸送量の推移

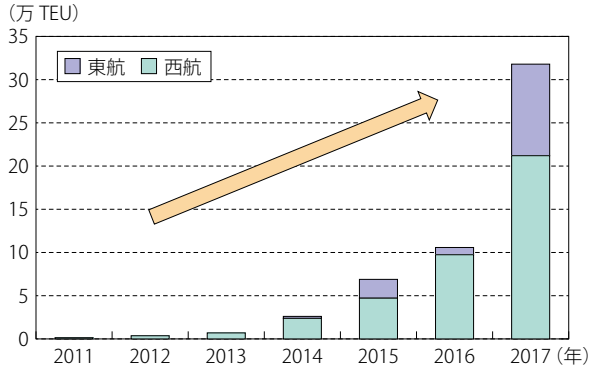

資料：中鉄集装箱運輸（CRCT）より作成。海事プレス社「日刊 CARGO」（2018.1）を参考。

149 1TEU とは、20 フィートコンテナ 1 個分を指す。
150 日本発着の貨物については、日中間を海運輸送で運び、中国内陸から欧州までを鉄道で輸送する複合輸送サービスが想定されている。
151 中国武漢発ハンブルク向けを例にとる。フォワーダーや発着都市により輸送価格やかかる日数は異なる。
152 中欧間の鉄道輸送は、中国内陸部発着の貨物輸送において、海運と比べ優位性がある。

積み替えの発生である[153]。積替え地で荷物が滞留し輸送が遅れるという問題も浮上しており、積み替え基地の整備の必要性が高まっている。さらに、前述のとおり、片荷の問題がある。改善されつつあるとはいえ、今後も注視が必要であろう。

2. 対外直接投資

(1) 中国の対外直接投資の推移

本項では、中国の対外直接投資の推移や特徴についてみていく。

中国は、2000年以降、海外資源の獲得、中国企業の国際競争力強化などを目的に「走出去」（海外進出のための政策）を導入し、対外直接投資を推進してきた[154]。海外投資に関する法制度の整備・緩和を累次実施したことも功を奏し、対外直接投資は右肩上がりに増加してきており、2014年には従来の海外投資の許可制から登録制が主となる制度に移行したことで投資額が一段と増加した[155]。

中国の対外直接投資を残高ベースでみると、2000年から一貫して増加してきており、2017年時点では米国を除く先進諸国と同等の規模（約1兆4,820億ドル）になっている。また、フローベースでみても、2000年から2016年にかけて一貫して増加し、2015年には日本を追い抜き、米国に次ぐ世界第2位の投資国になった（第Ⅱ-3-3-2-1図）。さらに、同年初めて対外直接投資の額が対内直接投資の額を上回った。しかし、近年、不動産等への過度な投資による海外への資本流出を懸念した中国当局は、2016年11月から投資分野の制限及び事前の審査・管理体制の強化に乗り出し、その結果2017年の対外直接投資は1,246億ドルと前年比36.5%の減少となった（第Ⅱ-3-3-2-2図）。

中国の対外直接投資の特徴を、国・地域別及び産業

第Ⅱ-3-3-2-2図
中国の対外・対内直接投資の推移（フロー）

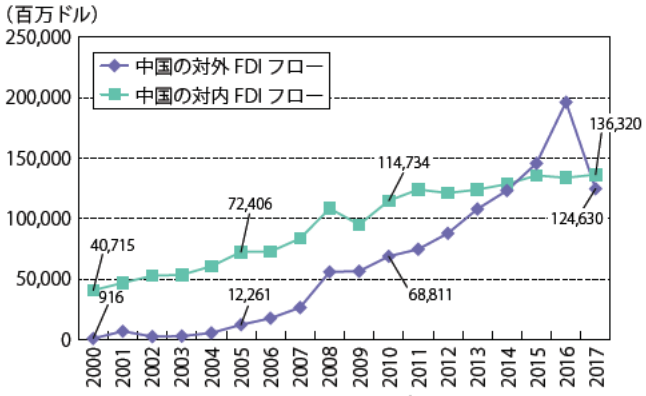

資料：UNCTAD "World Investment Report" から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-2-1図　主要国の対外直接投資ストック（左）とフロー（右）の推移

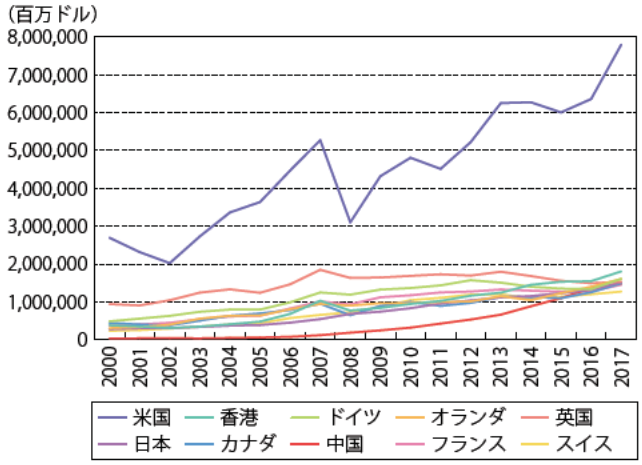

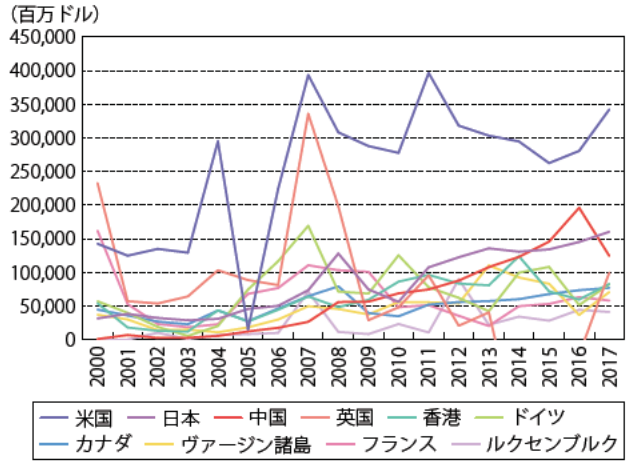

備考：2017年で投資金額の大きい上位国を抽出。
資料：UNCTAD "World Investment Report" から経済産業省作成。

153 中国・旧ソ連国境及び旧ソ連諸国・欧州国境のレール幅の違いのため、最低2回の積み替えが発生する。
154 国際貿易投資研究所（2015）。
155 李（2016）。

別にそれぞれ概観していく。

まず、2016 年の中国の対外直接投資残高を投資国・地域別にみていくと、香港が 57.5％と最大の投資先となっている。その他の主要投資先については、ASEAN が 5.3％、EU が同 5.1％、米国が 4.5％、アフリカが 2.9％、豪州が 2.5％、ラテンアメリカ（ケイマン諸島及びヴァージン諸島を除く）が 1.1％、ロシアが 1.0％などとなっており、日本は 0.2％と非常に少ない（第Ⅱ-3-3-2-3 図）。

次に、2016 年の中国の対外直接投資残高を産業別にみていくと、「その他サービス業」（リース・ビジネスサービスが 9 割を占める）が圧倒的に高い割合となっており、続いて金融業、卸・小売業、鉱業、製造業となっている（第Ⅱ-3-3-2-4 図）。

続いて、2010 年から 2016 年にかけての中国の対外直接投資の動向を、主要国・地域別かつ産業別にみていく。

対香港の直接投資残高は、2010 年から 2016 年にかけて 3.9 倍に増加した。特に大きく伸びたのは情報通信・ソフトウェア・IT サービス業で約 20 倍（2010 年 0.4％→2016 年 2.2％）となった。なお、対香港直接投資は以前よりリース・ビジネスサービス業向けが最大となっており、2016 年には 50％近い割合にまで達している。一国二制度を活用した海外からの資金調達等の中国企業の事業活動の存在が、この高い割合の背景にあると考えられる（第Ⅱ-3-3-2-5 図）。

対 ASEAN の直接投資残高は、2010 年から 2016 年にかけて 5.0 倍に増加した。2010 年の対 ASEAN 直接投資金額で最大の割合を占めていた産業は電力・ガス・水道（19.3％）であったが、2016 年には製造業（18.4％）へと変わった。中国が ASEAN との間で製造業のグローバルサプライチェーンを進展させていることが伺える（第Ⅱ-3-3-2-6 図）。

対米国の直接投資残高は、2010 年から 2016 年にかけて 12.4 倍に増加し、他の国・地域と比べて突出して高い伸びとなった。特に大きく伸びたのは不動産業

第Ⅱ-3-3-2-3 図
中国対外直接投資残高の国別割合（2016 年）

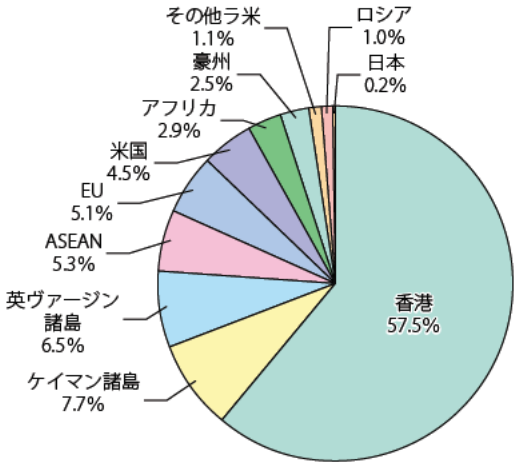

注：2005 年の EU は「欧州合計」から「ロシア」を除いて算出。ASEAN は 10 か国を合計して算出。
資料：『2016 年度中国対外直接投資統計公報』から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-2-4 図
中国対外直接投資残高の産業別割合（2016 年）

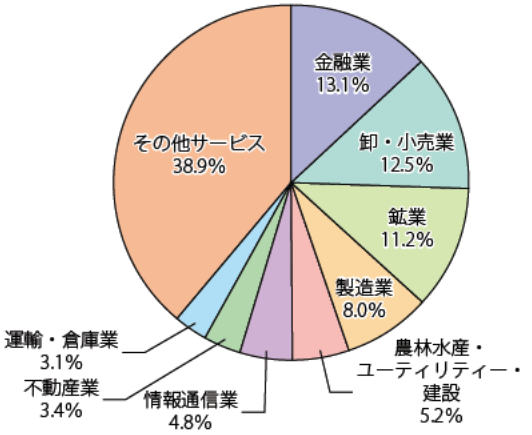

資料：『2016 年度中国対外直接投資統計公報』から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-2-5 図　中国の対香港投資

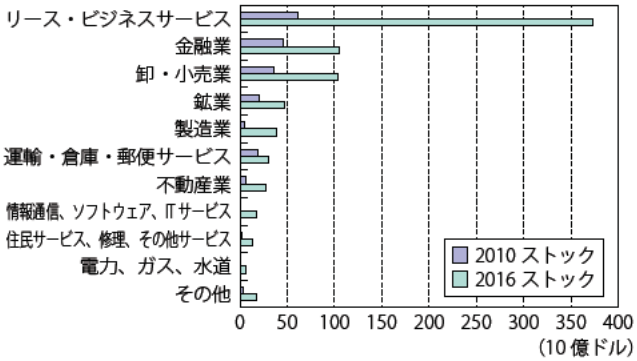

資料：『2016 年度中国対外直接投資統計公報』から経済産業省作成（以下、第Ⅱ-3-3-2-10 図まで同じ）。

第Ⅱ-3-3-2-6 図　中国の対 ASEAN 投資

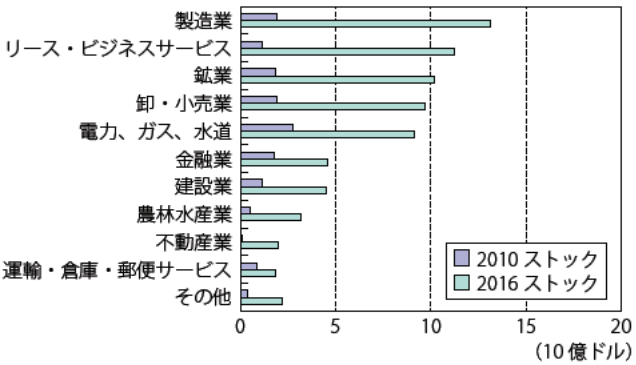

で 71.2 倍（2010 年 1.6％→ 2016 年 9.4％）に増加し、次いで情報通信・ソフトウェア・IT サービス業が 36.8 倍（同 3.0％→同 9.0％）となった。他にも金融業 20.0 倍（同 10.8％→同 17.3％）、学術研究・専門・技術サービス 16.5 倍（同 5.6％→同 5.0％）、リース、ビジネスサービス 12.1 倍（同 11/8％→同 11.5％）、製造業 11.5 倍（同 27.0％→同 25.1％）となっており、中国が米国の製造業や IT 産業の先進技術獲得を目指して精力的に投資を行ってきたことが伺える。なお、最大の割合を占めている産業は、2010 年も 2016 年も製造業である（第Ⅱ-3-3-2-7 図）。

対 EU の直接投資残高は、2010 年から 2016 年にかけて 5.6 倍に増加した。特に大きく伸びたのは鉱業（2.9％→ 22.0％）であった。最大の割合を占めていた産業は、2010 年のリース・ビジネスサービス（47.0％→ 8.0％）から 2016 年には製造業（24.6％→ 23.0％）へと変わった（第Ⅱ-3-3-2-8 図）。

対豪州の直接投資残高は、2010 年から 2016 年にかけて 4.2 倍に増加した。特に大きく伸びたのは農林水産業で 31.6 倍（0.3％→ 2.1％）、次いで不動産業が 16.0 倍（2010 年 3.3％→ 2016 年 12.34％）となった。投資金額で最大の割合を占めていた鉱業は、同期間に約 82％から約 57％へと全体に占める割合を下げた（第Ⅱ-3-3-2-9 図）。

対ロシアの直接投資残高は、2010 年から 2016 年にかけて 4.5 倍に増加した。特に大きく伸びたのは鉱業の 22.5 倍（9.9％→ 47.6％）で、農林水産業（26.8％→ 23.3％）に代わって、最大の割合を占める産業となった（第Ⅱ-3-3-2-10 図）。

次に、中国の一帯一路関係国[156]への対外直接投資の動向についてみていく。2016 年時点の直接投資残高は、129,414 百万ドルと中国の対世界残高 1,280,975 百万ドルのうち 10.1％を占めている。これは、5％前後の対 ASEAN、EU、米国向け直接投資残高より高い割合である。

一帯一路関係国の中では、シンガポール向けが最大の割合を占め 25.8％となっており、ロシア 10.0％、インドネシア 7.4％と続いている。地域として見ると ASEAN が 55.3％を占め一帯一路関係国向け投資残高の過半数を占めている。また、上位 20 か国で一帯一

第Ⅱ-3-3-2-7 図　中国の対米投資

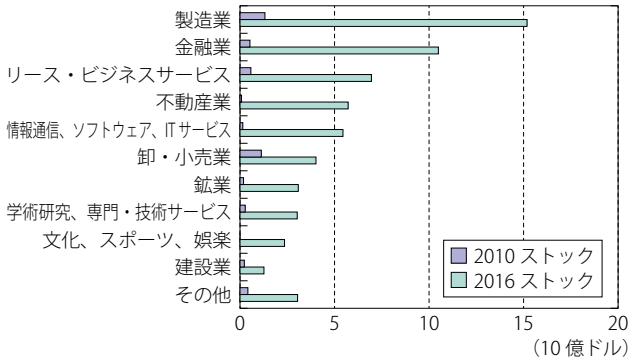

第Ⅱ-3-3-2-9 図　中国の対豪投資

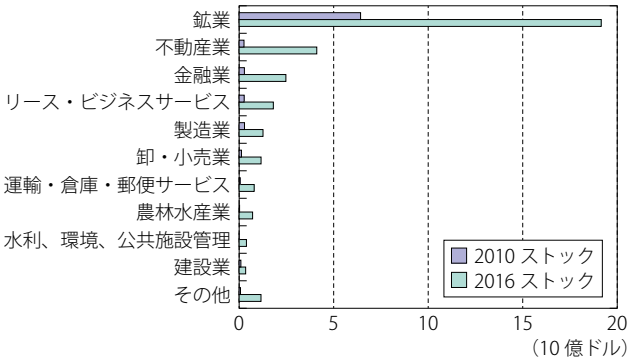

第Ⅱ-3-3-2-8 図　中国の対 EU 投資

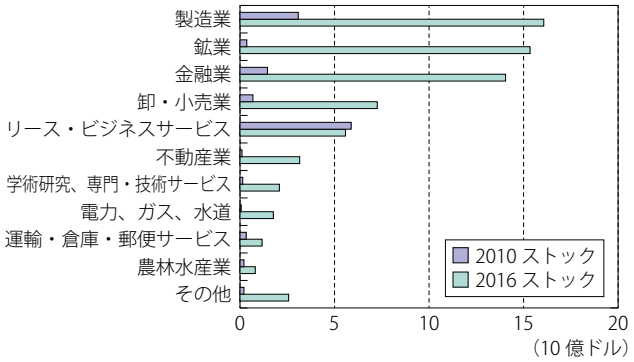

第Ⅱ-3-3-2-10 図　中国の対露投資

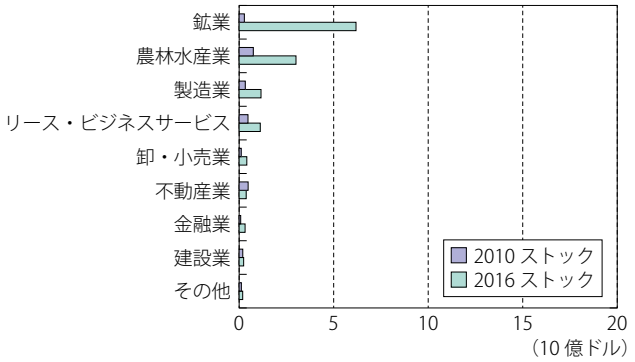

156『2016 年度 中国対外直接投資統計公報』附表 11 に掲載されている 63 か国のうち貿易データが存在する 62 か国・地域。

路関係国向け投資残高の 92.2％を占めている（第Ⅱ-3-3-2-11 図）。

現時点では、一帯一路関係国への対外直接投資残高が中国全体の投資残高に占める割合は高くはないが、インフラプロジェクトの進展と共に、今後増加していく可能性もある。

(2) 対外直接投資の実施主体の変化

次に、国有企業、非国有企業の別でみた中国の対外直接投資の実施主体の変化をみていく。

まず、国有企業、非国有企業それぞれの対外直接投資残高が対外直投資残高全体に占める割合をみてみると、当初国有企業の投資残高の占める割合が圧倒的であったが、徐々に非国営企業の投資残高の割合が拡大していることがわかる（第Ⅱ-3-3-2-12 図）。

また、中国企業による対外 M&A 件数を実施主体別でみると、全体に占める割合において、概ね国営企業の割合が減少し、民営企業と財務投資者（ベンチャーキャピタルや投資ファンド等の投資家）の割合が増加傾向にある（第Ⅱ-3-3-2-13 図）。

ただし、企業単位でみると、中国の対外直接投資残高の上位企業は資源・エネルギーやインフラ関係の国有企業が独占している。その多くはフォーチュン 500（世界売上高上位 500 企業）にも含まれる大企業である。民間企業ではファーウェイ（15 位）、美的集団（23 位）の２社が中国の対外直接投資残高の上位 30 位企業の中に入っている（第Ⅱ-3-3-2-14 表）。

第Ⅱ-3-3-2-12 図
海外直接投資残高に占める国有企業と非国有企業別の割合

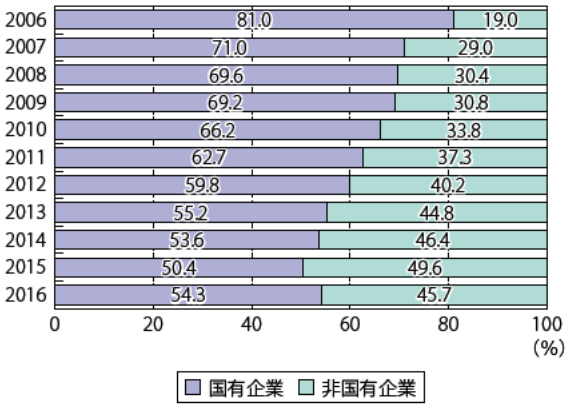

資料：『2016 年度中国対外直接投資統計公報』から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-2-11 図　一帯一路関係国に対する中国の直接投資金額（2016）

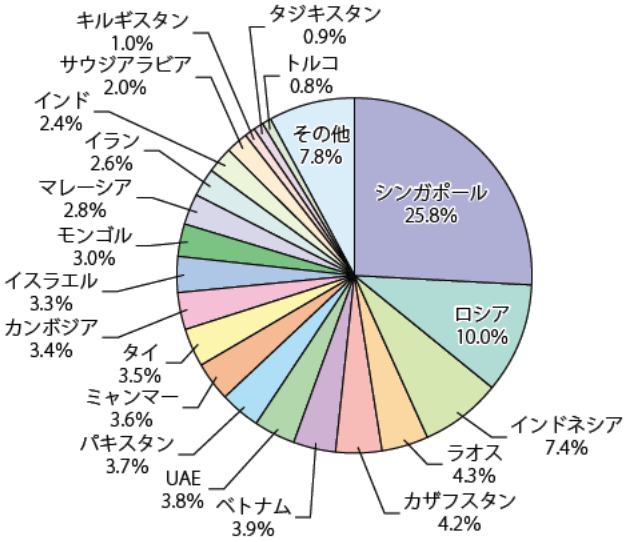

順位	国・地域	海外直接投資ストック（100 万ドル）	中国の全残高に占める割合
1	シンガポール	33,446	25.8%
2	ロシア	12,980	10.0%
3	インドネシア	9,546	7.4%
4	ラオス	5,500	4.3%
5	カザフスタン	5,432	4.2%
6	ベトナム	4,984	3.9%
7	UAE	4,888	3.8%
8	パキスタン	4,759	3.7%
9	ミャンマー	4,620	3.6%
10	タイ	4,533	3.5%
11	カンボジア	4,369	3.4%
12	イスラエル	4,230	3.3%
13	モンゴル	3,839	3.0%
14	マレーシア	3,634	2.8%
15	イラン	3,331	2.6%
16	インド	3,108	2.4%
17	サウジアラビア	2,607	2.0%
18	キルギスタン	1,238	1.0%
19	タジキスタン	1,167	0.9%
20	トルコ	1,061	0.8%
	その他	10,143	7.8%
	合計	129,414	100.0%

資料：『2016 年度中国対外直接投資統計公報』の附表 11、pp. 61-62 から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-2-13 図
対外 M&A 件数に占める実施主体別の割合

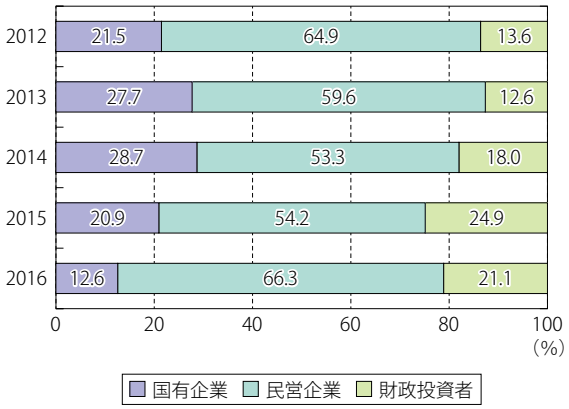

資料：“Hurun Report 2017” を基に三菱総合研究所作成。

（3）欧米での積極的な企業買収

中国企業は、先端技術の獲得により自社の国際競争力を高めることなどを目的として、近年活発なクロスボーダーM&A を実施している。そこで、本節では世界と中国のクロスボーダーM&A の動向を見ていく。M&A のデータは、全ての案件の金額、完了したか否かの情報が揃っているものではないため、あくまでも傾向を把握するためのデータとして用いる。

世界のクロスボーダーM&A 件数を買収側企業の国籍別に見ると、中国企業による M&A は 2000 年には 44 件だったものが 2006 年以降から増加の幅が大きくなりだし、2016 年には 598 件と約 14 倍になったが、2017 年には中国政府による資本流出を抑制する動きで 463 件に減少した。世界の M&A 件数に占める中国企業による M&A の割合も 2017 年に 4.6％となり世界で 7 番目に多い国となっている。

また、M&A 金額では、2000 年から 2017 年にかけて 54 倍に増加し、世界の M&A 金額に占める割合は 12.5％まで上昇し、2017 年時点で米国の 23.5％に次ぐ第 2 位の金額となっている（第Ⅱ-3-3-2-15 図）。

次に、中国のクロスボーダーM&A 件数を地域別にみていくと、EU 向け案件が 2000 年の 4 件から 2017 年には 137 件と最大の増加になった。2000 年代前半は、年間 20 件を超えるのはアジア地域向けだけだったが、2007 年以降に米国向けが、2009 年以降には EU 向けの M&A 件数が毎年 20 件を超えるようになった。また、EU 向け M&A 件数が占める割合は

第Ⅱ-3-3-2-14 表　中国における海外直投ストック上位 10 社（2015）

2015 順位	企業名（日）	業種	企業形態	備考	海外企業の買収・出資（各種公開情報による）
1	中国移動有限公司	携帯電話事業	国有企業	契約者数で世界最大の移動体通信業者。2000 年に中国電信から移動体通信事業社として分割、1997 年に香港証取、NY 証取に上場。フォーチュン 500（2017/12）で売上高 47 位（1071 億ドル）。	パキスタン Paktel（移動体通信）＊他、タイ、マレーシア企業買収の報道があったが実施されていない模様。
2	中国石油天然気集団公司	石油・ガス	国有企業	中国三大国有石油企業の 1 つ。フォーチュン 500（2017/12）で売上高 3 位（2675 億ドル）。	加ペトロカザフスタン社（カザフでの原油・ガス生産）
3	中国海洋石油総公司	石油・天然ガス	国有企業	中国三大国有石油企業の 1 つ。CNPC、Sinopec に次ぐ中国国内同業で第三位の企業。フォーチュン 500（2017/12）で売上高 115 位（658 億ドル）。	西レプソルから尼沖の 5 鉱区買収＊米ユノカル買収を巡り米シェブロン・テキサコと争い敗退。
4	中国石油化工集団	石油・ガス	国有企業	中国三大国有石油企業の 1 つ。フォーチュン 500（2017/12）で売上高 4 位（2625 億ドル）。	スイス アダックス（石油）、西レプソル YPF ブラジル部門（資源）、加デイライト・エナジー（石油）
5	華潤（集団）有限公司	電力、不動産、消費財、医薬品、金融、セメント、ガス等	国有企業	中国有数の複合企業（電力、不動産、消費財、医薬品、医療、金融、セメント、ガス）。フォーチュン 500（2017/12）で売上高 86 位（757 億ドル）。	
6	中国遠洋海運集団有限公司	海運、物流、リース、造船	国有企業	中国海運業界第 1 位。フォーチュン 500（2017/12）で売上高 366 位（297 億ドル）。	香港 OOCL（海運）、ギリシャ ピレウス港湾公社（港湾）
7	招商局集団有限公司	海運、造船、港湾・高速道路・物流施設等の管理運営、不動産開発、金融	国有企業	中国第 2 位の規模の船隊を運航する複合企業。	
8	中国建築股份有限公司	建築物・インフラ施設の設計施工、インフラ投資、不動産開発投資等	国有企業	2017 年の自国を除いた海外からの売上高合計で建設エンジニアリング世界第 11 位。フォーチュン 500（2017/12）で売上高 24 位（1445 億ドル）。	米 Plaza Construction（建設）
9	中国化工集団公司	石油化学	国有企業	石油化学大手。フォーチュン 500（2017/12）で売上高 211 位（451 億ドル）。	伊ピレリ（タイヤ）、独クラウス＝マッファイ（重電）、スイス シンジェンタ（農薬・種）、イスラエル アダマ（ジェネリック農薬）等
10	中国五鉱集団公司	鉄鉱山開発、鉄（黒色金属）製品輸出入、非鉄金属、金融等	国有企業	フォーチュン 500（2017/12）で売上高 120 位（645 億ドル）。	ペルー ラスバンバス銅鉱山

資料：中国商務部等「中国対外直接投資統計公報」（2015 年度、2016 年度）、web 等の公開情報より経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-2-15 図　世界における主要国の M&A 件数、金額

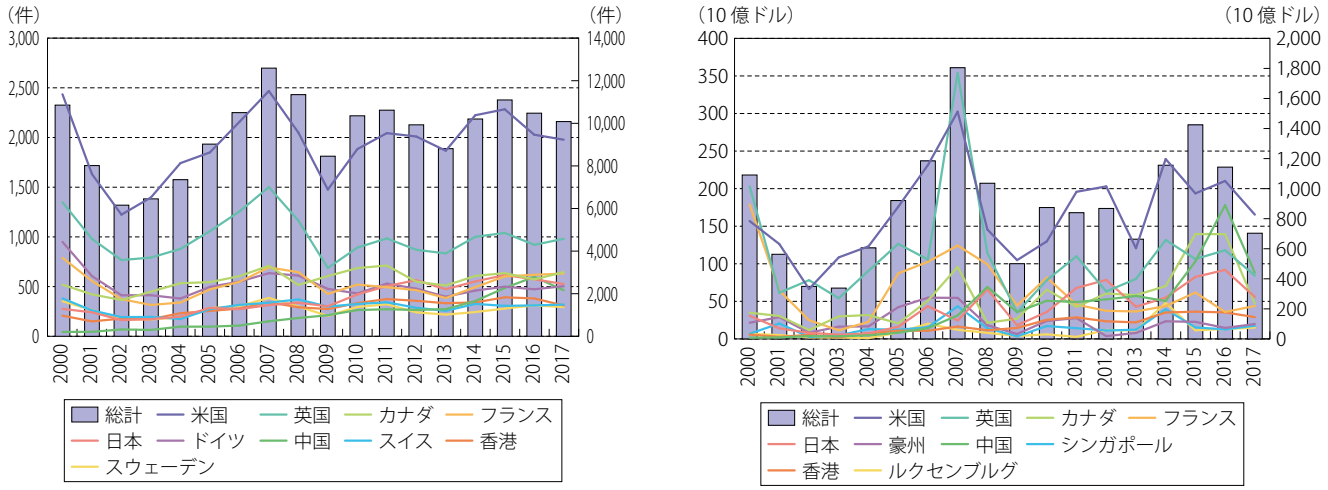

備考：2017 年に M&A 件数、金額が多い上位 10 か国、地域を抽出。
資料：Thomson One から経済産業省作成（2018 年 3 月時点）。

第Ⅱ-3-3-2-16 図
中国によるクロスボーダーM&A 件数の地域別推移

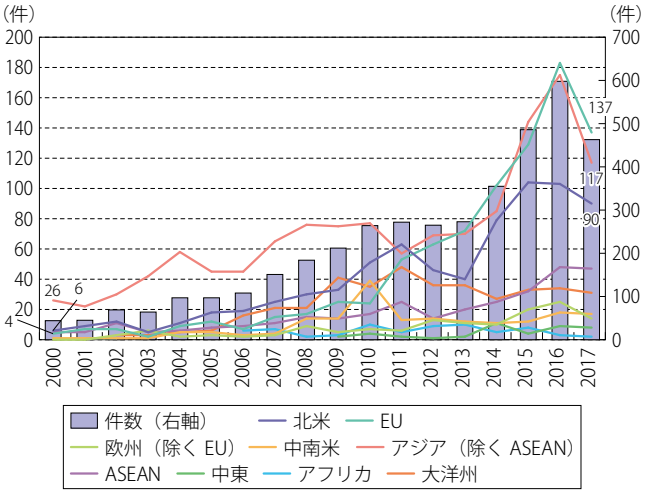

備考：件数は、M&A が公表された年を基にしてカウント。M&A 完了ベースの数値を使用。完了したか否かはロイター社が報道等の公表情報を基に確認しており、全ての完了案件を網羅しているものではない。
資料：Thomson One から経済産業省作成（2018 年 3 月時点）。

2011 年に急速に高まり、2017 年には全体の約 30％を占めるまでに至った。EU と北米を合わせた欧米向けの割合は 2011 年から 30％を超え、2017 年には約 50％を占めるまでに高まっている（第Ⅱ-3-3-2-16 図）。

また、大洋州向けが 2006 年から 2013 年にかけて 15％前後から 20％近くの割合を占め、中南米向けも 2008 年から 2010 年まで 7％から 15％と同期間内では相対的に高い割合を占めていた。これは、豪州やブラジルをはじめとする中南米での採鉱案件の増加の影響による。

M&A 件数の割合を業種[157]ごとに見ると、2004 年以降に素材の M&A 案件が急増した。2000 年から 2017 年の素材関係 M&A の合計 657 件の内訳は採鉱・金属が 492 件で約 75％と大半を占めており、そのうち豪州 47.2％、カナダ 14.2％と 2 か国で約 57％を占めている。他にも 2008 年から 2015 年頃にかけてブラジルを始めとする中南米やアフリカ向けに中国が鉱物資源獲得の動きを活発化していったことが分かる。2013 年以降には、工業とハイテクの M&A 件数が急激に増加しており、中でも半導体、電気機器、ソフトウェアの件数が増加している。

2000 年から 2017 年の合計件数における業種ごとの割合では素材が 16.2％と最も高く、工業 15.6％、金融 13.1％、ハイテク 13.0％と続いている（第Ⅱ-3-3-2-17 図）。

件数の多い 3 業種について、中国が先進国と新興・途上国のいずれに対して M&A を主に行っているかを見てみると、エネルギー、電力は先進国と新興・途上国が拮抗していたものが、2011 年以降は、カナダ、米国、豪州等先進国の石油・ガス企業に対するものが多くなった。工業・ハイテクは、米国と EU を主とした先進国向けが多く、素材は主に豪州とカナダを主とした先進国向けの金属・採鉱案件が多い（第Ⅱ-3-3-2-18 図）。

次に金額ベースでの中国 M&A の動向を見てみる。金額は欠損しているデータも多いため、必ずしも正確な実態を表しているとは言えないが、中国が関心を強

157 主な業種の内容は、ハイテク（半導体、電気機器、ソフトウェア、PC・周辺機器、E コマース等）、工業（機械、自動車・部品、交通・運輸・インフラ、航空宇宙・軍需産業等）、素材（金属、採鉱、化学、建設資材等）となっている。

第Ⅱ-3-3-2-17 図　中国によるクロスボーダーM&A 産業別の件数推移

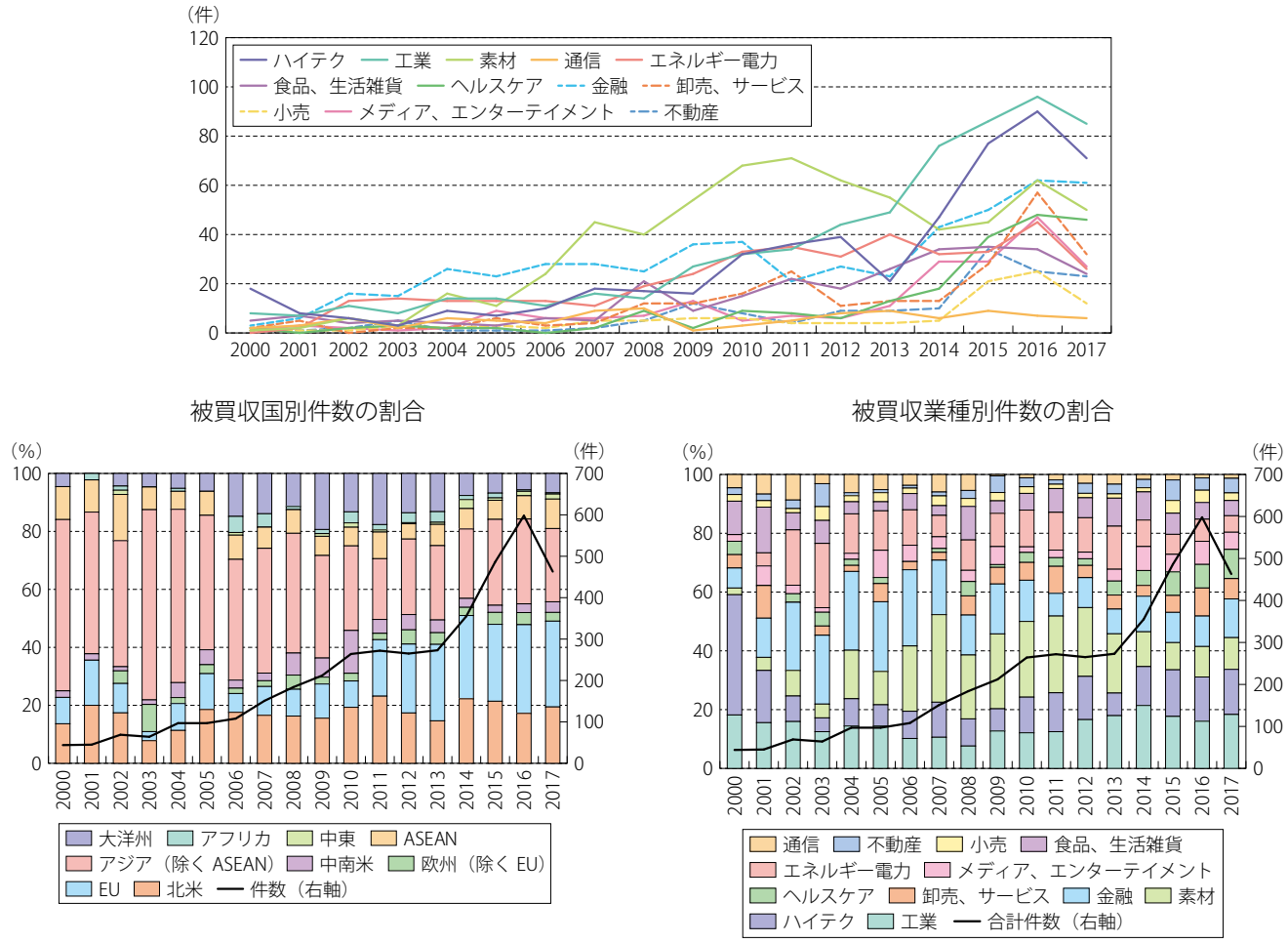

注：M&A 完了ベースの数値を使用。完了したか否かはロイター社が報道等の公表情報を基に確認しており、全ての完了案件を網羅しているものではない。
資料：Thomson One から経済産業省作成（2018 年 3 月時点）。

く持っている地域や業種の傾向は把握できるものと考える。中国による海外クロスボーダーM&A 金額は、2000 年から 2017 年の間において香港、米国、EU の割合が高く、件数ベースに比して米国の割合が高くなっている。2014 年以降の金額急増は、米国、EU、香港向けの M&A 増加が要因である。近年では米国向けの金額の割合が最も高い傾向にある（第Ⅱ-3-3-2-19 図）。

また、M&A 金額の割合を業種ごとに見ると、2000 年から 2017 年の間ではエネルギー・電力が 25.2％と最も高く、素材 17.4％、金融 10.8％、工業 9.6％と続いており、中国がこれまで資源の獲得を目的に大型 M&A 案件を多く実行してきたことが示唆される。エネルギー・電力以外では、素材の割合が比較的高く、同国の M&A 金額が最も高かった 2016 年は、素材 30.1％、ハイテク 20.1％、工業 11.4％が上位を占めていた（第Ⅱ-3-3-2-20 図）。

次に、特に近年、中国企業による M&A が増加している対米国、対 EU 企業買収案件の推移についてみていく。

まず、米国企業買収案件については、2013 年以降、年間件数が大きく上昇しているが、2017 年は減少している。産業別にみると、全期間を通じてハイテクが最大の割合を占めており、中国政府が「中国製造 2025」を公表した 2015 年から 2017 年までの 3 年間の件数の内訳を見ると、ハイテク産業の M&A66 件のうち、半導体が 19 件（28.8％）で最も多く、ソフトウェア 12 件（同 18.2％）、コンピュータ・周辺機器 10 件（同 15.2％）、インターネットサービス 10 件（同 15.2％）と続いている。その他、ヘルスケア、卸売・サービス、工業の件数も比較的高い割合を占めている（第Ⅱ-3-3-2-21 図）。

次に、EU 企業買収案件についてみていくと、2016 年まで件数が年々上昇傾向にあったが、2017 年については減少している。産業別にみると、工業向けが全期間を通じて最大の割合を占めており、2015 年から 2017 年までの 3 年間の件数の内訳を見ると、機械 52 件（32.9％）、自動車・自動車部品 41 件（25.9％）、建

第Ⅱ-3-3-2-18 図　中国によるクロスボーダーM&A の先進国、新興・途上国向けの推移

エネルギー・電力

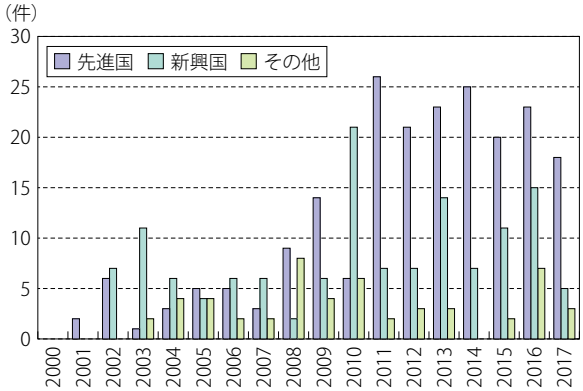

工業・ハイテク

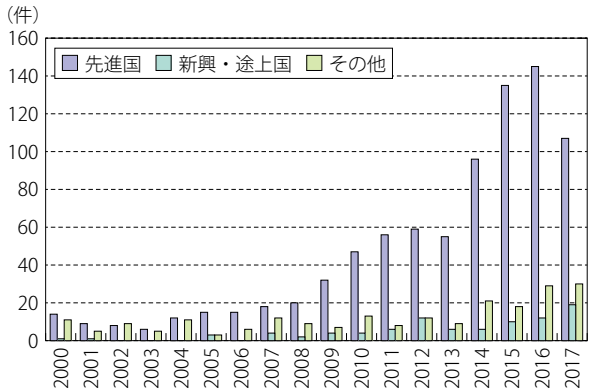

素材

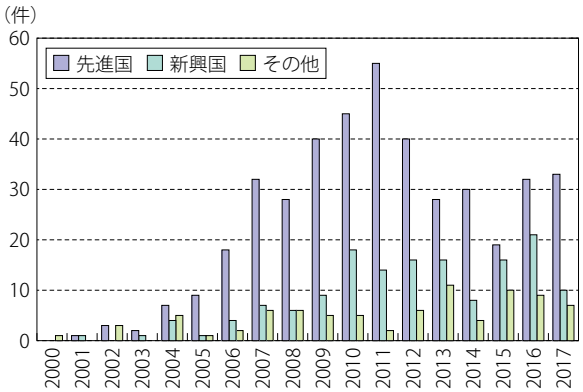

備考：１．被買収企業を先進国、新興・途上国及びその他に分類。「先進国」は IMF の分類から香港、マカオを除いたもの。「その他」は、香港、マカオ、英領ヴァージン諸島、ケイマン、バミューダとしている。
２．「工業・ハイテク分野」には、ソフトウェア、半導体、電気機器、機械、自動車・部品等が含まれる。
資料：Thomson One から経済産業省作成（2018 年 3 月時点）。

第Ⅱ-3-3-2-19 図
中国によるクロスボーダーM&A 金額の地域別推移

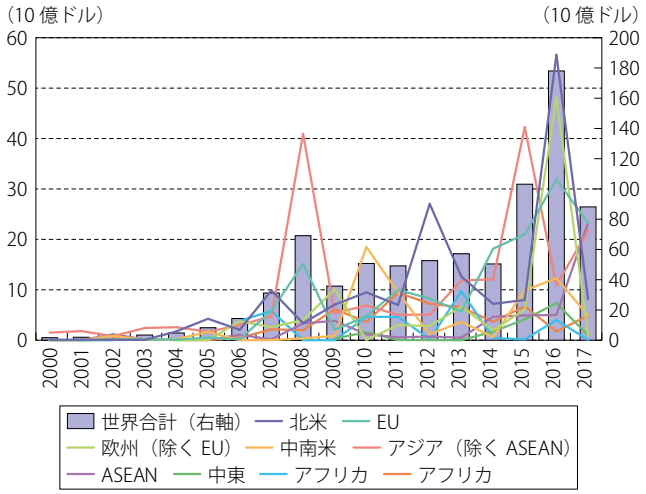

備考：M&A 完了ベースの数値を使用。完了したか否かはロイター社が報道等の公表情報を基に確認しており、全ての完了案件を網羅しているものではない。また、金額が公表されていないものは 0 円で計上。
資料：Thomson One から経済産業省作成（2018 年 3 月時点）。

設・エンジニアリング 28 件（17.7%）となっている。その他、同期間ではハイテクも比較的高い割合を占めており、中でも半導体とソフトウェアで過半数を占めている（第Ⅱ-3-3-2-22 図）。

中国政府は、重点的に振興したい技術や産業における自国のイノベーション力を高める手段の一つとして、国の政策で M&A を積極的に推進している[158]。

例えば、「中国製造 2025」（2015 年 5 月）では、M&A やベンチャー投資等の海外進出支援を行うとしている。また、「国家科学技術イノベーション第 13 次五ヶ年計画」（2016 年 8 月）においては、中国企業の国際化水準の向上のため、国際技術提携、企業による海外での研究センター設置、国際標準の制定への参画、クロスボーダーM&A 等を奨励するとされている（第Ⅱ-3-3-2-23 表）。

158 みずほ総合研究所（2016）。

第Ⅱ-3-3-2-20 図　中国によるクロスボーダーM&A 金額の産業別推移

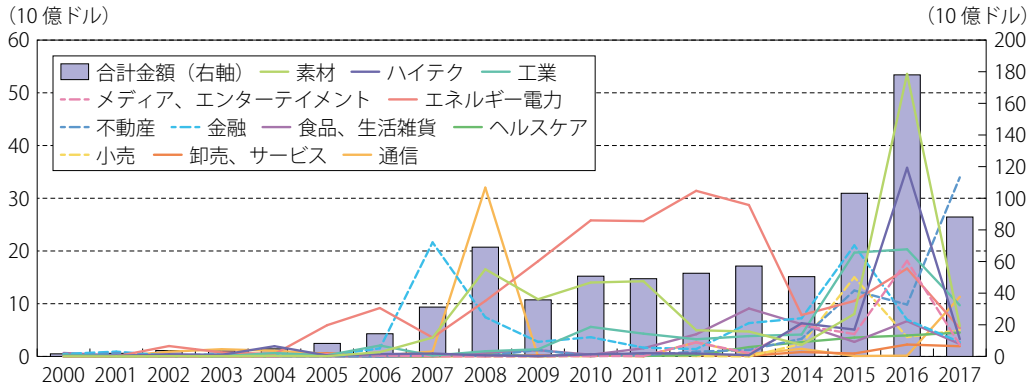

被買収国別金額の割合

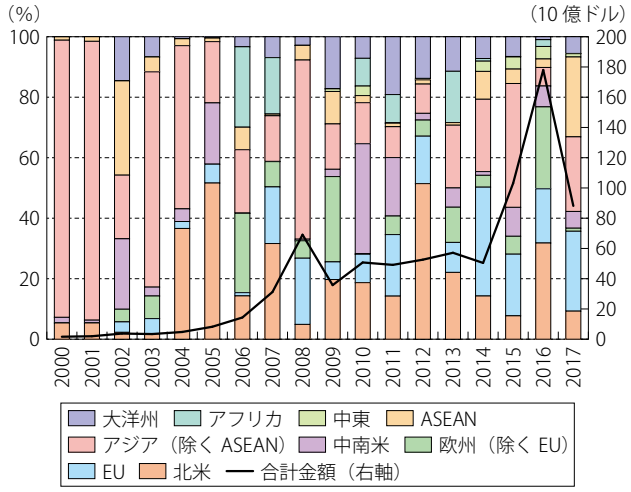

被買収業種別金額の割合

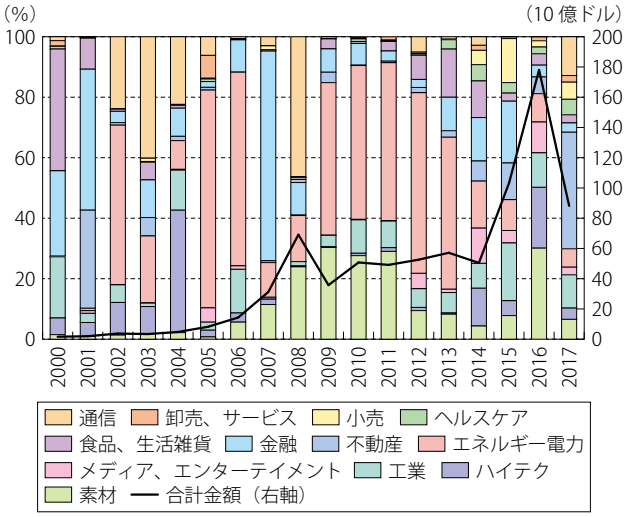

備考：M&A 完了ベースの数値を使用。完了したか否かはロイター社が報道等の公表情報を基に確認しており、全ての完了案件を網羅しているものではない。
　　また、金額が公表されていないものは 0 円で計上。
資料：Thomson One から経済産業省作成（2018 年 3 月時点）。

第Ⅱ-3-3-2-21 図
中国企業を最終親会社とする対米 M&A 件数

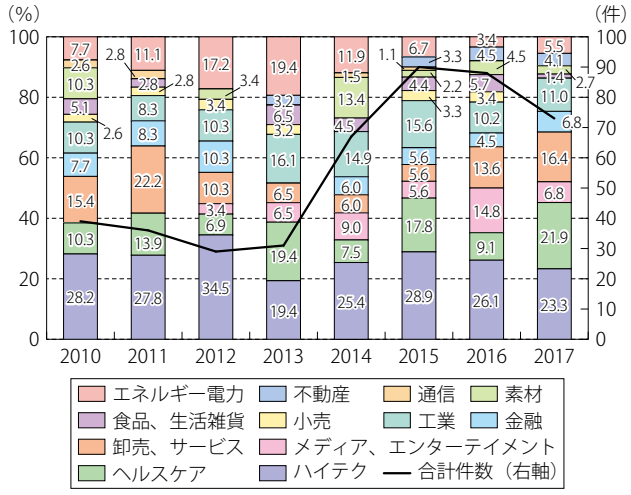

資料：Thomson One から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-2-22 図
中国企業を最終親会社とする対 EU M&A 件数

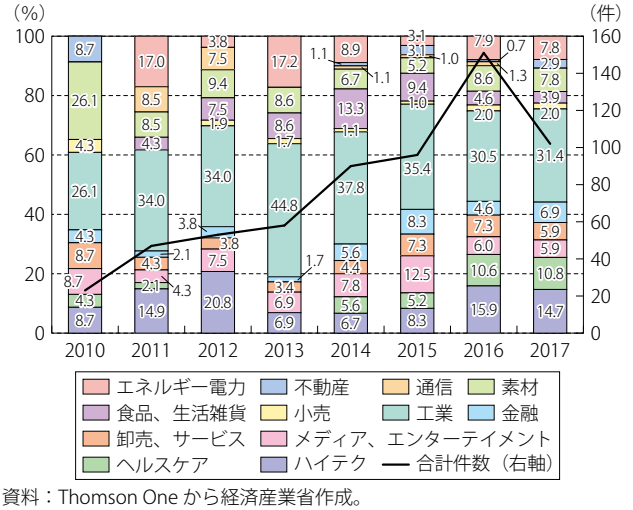

資料：Thomson One から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-2-23 表　中国政府の政策における重点産業・技術分野

製造 2025 重点分野
（2015 年 5 月）

「製造 2025」10 大重点産業分野
■次世代情報通信技術
■先進デジタル制御機械・ロボット
■航空・宇宙設備
■海洋建設機械・ハイテク船舶
■先進軌道交通設備（高速鉄道等）
■省エネ・新エネ自動車
■電力設備
■農業用機械設備
■新素材
■バイオ医薬・高性能医療器械

資料：三菱総合研究所（2018）。

科学技術イノベーション第 13 次五力年計画
（2016 年 8 月）

国家科学技術重大プロジェクト
■革新的電子部品、ハイエンドチップ等
■大型集積回路製造設備・製造技術
■次世代ブロードバンド無線移動通信網
■高精度工作機械・製造技術
■大型ガス田、炭層ガス開発
■大型先進加圧水型原子力発電・高温ガス冷却炉
■水質汚染対策、治水
■遺伝子組換新品種の育成
■重大疾患向け新薬製造
■エイズ・ウィルス性肝炎等重大感染症の予防・治療
■大型航空機
■高精度地球観測システム
■有人宇宙飛行・月探査計画

資料：中国国務院（2016 年）「科学技術イノベーション第 13 次五力年計画」より作成

3. 主要国の反応

これまで中国の貿易及び対外直接投資の動向を見てきた。中国は貿易面でもそして対外直接投資面でも世界に占める割合を拡大させ、グローバル経済に大きな影響を及ぼす存在に変化を遂げている。ここではこうした存在感を増した中国との関係において主要国がどのような反応を示してきているか、その動向を簡単にまとめたい。既に、米国及び欧州の反応については第Ⅰ部第 2 章「主要国・地域の経済動向及び対外経済政策の動き」の中でもふれており、詳細については各地域についての説明を参照されたい。

まず、中国に対する世界各国からの貿易救済措置の発動状況についてみていく。WTO 発足以降、1995 年～2016 年の AD 措置の被発動件数は中国が 1 位（866 件）であり、2 位韓国（239 件）、3 位台湾（191 件）、4 位米国（177 件）、5 位日本（146 件）以下を圧倒的に上回っている（第Ⅱ-3-3-3-1 図）。直近の動きを見ると、2015 年は 61 件、2016 年は 44 件となっており、1995 年の 27 件と比べると、件数が大幅に増加しており、世界各国から中国に対する AD 措置の発動が増えていることがわかる（第Ⅱ-3-3-3-2 図）。また、中国の AD 措置被発動件数を発動国・地域別で見ると、

第Ⅱ-3-3-3-1 図　各国の AD 措置被発動件数

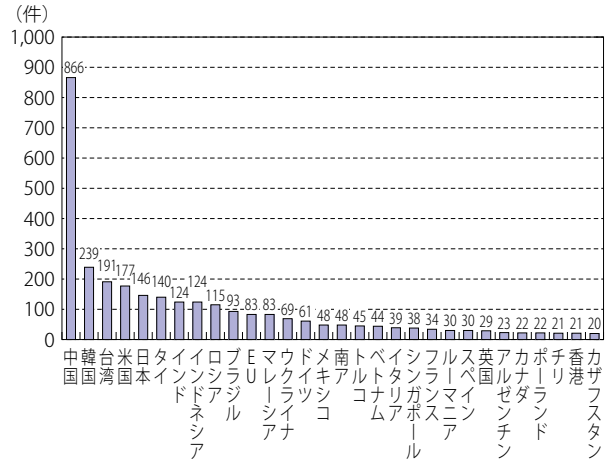

資料：WTO から経済産業省作成。

先進国と新興・途上国の区分でみると、新興・途上国の方が中国向け AD 措置の発動件数が多く、先進国の中では 1 位米国、2 位 EU となっている[159,160]（第Ⅱ-3-3-3-3 図）。

次に、米国の対中貿易や直接投資に関する措置の検討・実施状況をみていく。米国は、中国からの輸入が米国の国内産業に損害を与えているとの認識から、中

159 世界全体ではインドが最大（152 件）、米国（111 件）、EU（91 件）と続いている。
160 なお、我が国は、平成 29 年 12 月に中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して、平成 30 年 3 月に中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して AD 措置を発動した。

第Ⅱ-3-3-3-2 図　中国の AD 措置被発動件数推移

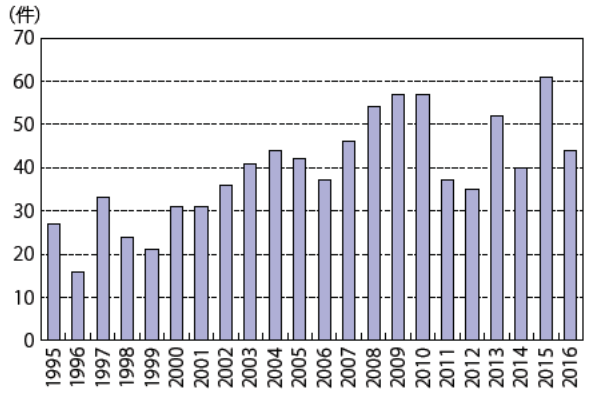

資料：WTO から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-3-3-3 図
中国向け AD 措置発動件数地域別シェア（累積値）

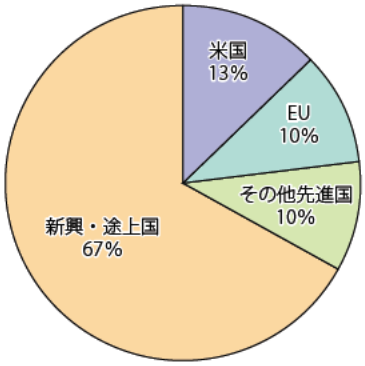

資料：WTO から経済産業省作成。

国への AD 措置の実施を増加させる傾向にある。中国に対する米国の AD 措置の発動件数は、年ごとにばらつきがあるが、2017 年には上半期だけで 8 件に達している。AD 措置に加え、2018 年 3 月 23 日に米国は、国家安全保障の名目で、中国を含め、一部の国を除いた全世界を対象に、米国通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼及びアルミニウムの輸入に対する追加関税賦課を開始した。また、2018 年 3 月 22 日には、米国企業の知的財産権や技術が中国企業に移転するよう中国政府が不当に介入しているとして、特定の産品に対する 25％の追加関税を含む、通商法 301 条に基づく中国に対する制裁措置を発動することを命ずる大統領覚書に署名した。

また、対内直接投資については、中国企業による企業買収案件が外国投資委員会（CFIUS）の審査対象とされる例が増え、大統領による買収差止命令が発動される例も出ている。また、米国議会においては、CFIUS の機能強化により対内直接投資管理を強化するための法案が、2017 年 11 月に超党派で議会に提出されている。

続いて、EU の対中貿易や直接投資に関する措置の検討・実施状況をみていく。欧州による AD 措置の発動件数は 2000 年代半ば以降減少傾向にあるが、中国を対象にしたものは足元で増加している。なお、2017 年 12 月には、AD 措置の EU における枠組みを定める EU 規則が改正され、輸出国政府の介入により輸出国の市場価格やコストが歪曲されている場合、ダンピングの有無の判断に用いる「正常価格」の算出に、輸出国の価格やコストではなく第 3 国の代替価格を使用できる制度となり、本年 3 月には新制度に基づき中国に対して AD 措置が発動されている。

また、対内直接投資については、2017 年 9 月に欧州委員会は、域内向け外国直接投資を審査する枠組みを設立するための規則案を加盟国に提案した。また、加盟国単位でも、例えばドイツでは、対内直接投資の審査を強化するための対外経済法施行規則（AWV）改正案を、2017 年 7 月に閣議承認した。[161]

161 日本においても、2017 年に外為法を改正し、対内直接投資管理について強化を実施したところ（2017 年 1 月 1 日施行）。具体的には、株式売却命令等投資後の是正措置の強化、外国投資家間の非上場株式の売買について規制対象の追加、規制対象業種の追加を行った。

第４節　日本企業にとってのビジネスチャンス

1. 我が国の対中輸出

本節では、中国における日本企業にとってのビジネスチャンスを考察する。まず、日本からの輸出について概観し、次に中国現地市場と中国で展開する日系現地法人の動向を考察する。

既に見てきたような中国の経済成長は、日本の輸出にとっても市場の拡大を通じて、好影響を及ぼしていると考えられる。その際に中国は経済規模が拡大しているだけでなく、様々な構造変化が同時に進行している点にも注意が必要である。すべての分野が必ずしも等しく成長しているわけではなく、成長に濃淡があることを示唆しており、特に成長が期待されている分野ではより大きなビジネスチャンスが見込めることになる。中国で起こっている大きな変化の一つは、個人の所得水準の上昇であり、マクロ経済的には投資から消費への需要構造の転換である。このように拡大する消費市場（いわゆるB to C市場）では、乳幼児向け、高齢者向け、中間層向けの市場拡大が著しいとの指摘がある。また、人口動態が生産年齢人口減少に転じ、産業構造の転換、産業のレベルアップ、グリーンな経済成長が志向される中で、企業向けの市場（B to B市場）では、産業用ロボット、環境関連などの分野が有望と指摘されている。

それでは実際の統計を見ながら成長分野を考えてみたい。まず、日本から中国向けの全体的な輸出の動向を概観すると、2000年代、中国のWTO加盟後に対中輸出額は大きく拡大した（第Ⅱ-3-4-1-1図）。その後、リーマン・ショック後に落ち込んだ時期もあるが、日本の対中輸出額は2017年に過去最高の約14.9兆円に達し、米国の約15.1兆円に次ぐ第2位の輸出先であり、日本の総輸出の約2割を占めるまでに至っている。また、最近は日本から中国に対する越境電子商取引の急速な拡大も指摘されており、2016年には1兆366億円と1兆円の大台を超え、さらに2017年には1兆2,978億円（前年比25.2%増）に達したと推定されている（第Ⅱ-3-4-1-2図）[162]。

日本の対中輸出の基本的な構造を見た上で、最近の増加品目を考察してみる。輸出額ベースで見た日本の主要輸出品目は、一般機械、電気機器、自動車、精密機械等の部品も含めた機械関係が約6割を占め、プラスチック、有機化学品、鉄鋼等の素材関係が続いている（第Ⅱ-3-4-1-3図）。過去の通商白書でも指摘してきたように、日本企業、特に日系製造業企業は積極的に海外に進出して、東アジアを中心に各国の優位性を活かしながら国際的な生産分業を展開してきた[163]。

第Ⅱ-3-4-1-1図　日本の中国向け輸出の推移

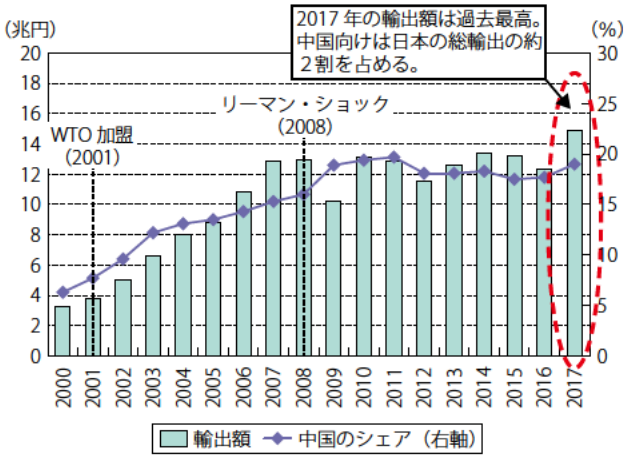

資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-3-4-1-2図
中国消費者による日本の事業者からの越境EC購入額

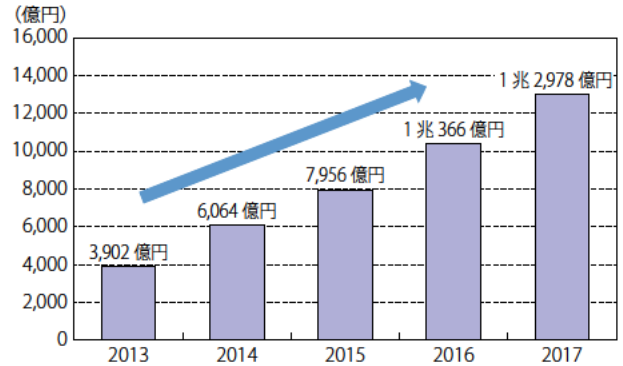

資料：経済産業省「電子商取引に関する市場調査」（各年版）から作成。

162 ここでは、中国の消費者の日本事業者からの越境電子商取引（B to C）による購入額を表示。越境電子商取引の対象分野として、モノの販売「物販系」のほか、金融取引やチケット販売等の「サービス系（非デジタル）」、オンライン・ソーシャルゲームやクラウド系サービス、スマートフォンアプリ等の「デジタル系」まで含めて推計しており、財貿易を対象とする通関統計よりも対象範囲が広い。

163 この国際的に展開された生産分業のリンクは、グローバル・バリュー・チェーン、グローバル・サプライ・チェーンなどとも呼ばれる。

第Ⅱ-3-4-1-3 図　日本の対中輸出品の構成

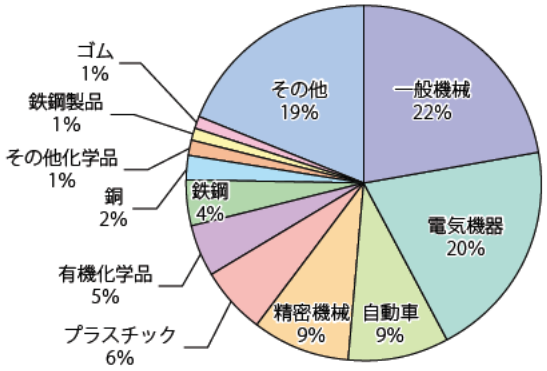

備考：2017 年の輸出額で HS 2 桁品目の上位 10 品目を表示。
資料：Global Trade Atlas から作成。

端的な表現をすれば、日本から高度な基幹部品や生産設備を輸出し、現地で組立て、日本を含めた海外に輸出する形態が典型的だった。現在の日本の対中輸出品構成も、それを反映して、一般機械では、工作機械や半導体製造装置などの生産設備やエンジンなど機械部品、電気機器の中では集積回路を始めとする電子機器部品、自動車では自動車部品、精密機械では、液晶デバイス、光ファイバー、制御装置、検査・測定機器といった基幹部品や生産資材に関連した品目が多い[164]。日系製造業の国際的な生産分業が基本にあるために、輸出相手は日系現地法人のシェアが高いものの、現地地場企業等へも一定割合輸出していると推測される[165]。

それでは、最近の動向、特に最近の成長率が著しい品目を見てみよう。「機械」類では、工作機械[166]が大きく伸びており、中国の省力化、合理化投資が反映していると見られる（第Ⅱ-3-4-1-4 表）。また、インターネットの利用者拡大を反映して、半導体需要の急増が指摘されており、半導体製造装置は金額も大きく伸びも高い。部品関係では、エンジン、自動車部品など「自動車」関係のほか、印刷回路、配電盤、スイッチ、液晶デバイス、光ファイバー等の「電子機器」関係が二桁台の高い伸びを示しており、集積回路も輸出規模が大きく安定的な伸びを維持している。先に述べたような生産年齢人口のピークアウト、人件費の高騰、中国製造 2025、インターネット＋による産業の省力化、高度化、電子化等の動きは、工作機械、半導体製造装置、電子機器部品等に輸出機会を提供していると見られる[167]。

このような機械類の輸出は、製造業の国際的生産分業を基本としたものとも考えられるが、最近は消費財の輸出も伸びている。消費財に目を転じると、化粧品、医薬品、玩具や旅行など娯楽関係品、幼児用用品も高い伸びを示している[168]。先に述べたように、所得水準の上昇に伴う消費の拡大は、生活関連用品の輸出を後押ししている。食品関係では、お茶、清酒、ビール、果実・野菜ジュースなどの伸びも高く、食を楽しむ傾向が強まっているようにも見られる。このような背景には日本製品に対する「安全・安心」という信頼感があることも指摘されている[169]。また、消費財については、越境 EC による購入拡大も影響していることが考えられる。越境 EC による日本製品購入経験のある人は多く、その理由として日本に旅行した時に気に入ったなど訪日旅行との関係も指摘されている[170]。越境 EC で購入した商品としては、化粧品、食品、医薬品が上位に挙げられており、貿易統計で見た高い伸び率の品目と符合する。

164 経済産業研究所の RIETI-TID データベースによれば、2016 年の中国の日本からの輸入は、機械などの資本財が全体の 24.2%、部品が 33.7%と全体の約 6 割を占め、ほかにも鉄鋼、化学品などの加工品が 30.8%と、生産のための中間財や資本財が大部分を占めている。反対に最終消費財のシェアは 9.3%と、全体の 1 割以下となっている。
165 経済産業省「企業活動基本調査」で、日本の製造業企業の輸出額のうち、関係会社に対する輸出シェアを計算すると 55.8%（世界計／2015 年度）、「海外事業活動基本調査」で海外に現地法人を有する製造業企業に限って集計した場合は 66.0%（世界計／2015 年度）と、自社の海外現地法人との取引シェアが高い。しかし、反対に見れば、それ以外の部分は、日系でも他社の関係企業、現地地場企業、第三国の多国籍企業向けの輸出となる。
166 品目名の表記に当たっては分かり易さを優先した。例えば、HS コードに「工作機械」という分類はないが、ここでは、レーザー加工用の機械（HS8456）、マシニングセンター（HS8457）、旋盤（HS8458）、フライス盤（HS8459）、部品（HS8466）など、HS8456～HS8466 までを工作機械及び部品と見なして表記した。
167 機械機器関係では、産業用機械のほか、医療用機器（HS9018）などが堅調に伸びている（2017 年 793 百万ドル／前年比 13%増）。
168 2017 年 12 月、中国は食品、家電、日用品など 187 品目に対して関税引下げを行っており、今後の消費財の輸入に対して好影響が見込まれる。
169 例えば、ジェトロが中国の消費者に対して 2017 年 8 月にインターネットを通じて行った調査（「中国の消費者の日本製品等意識調査」）において、中国人の各国に対する意識調査で、日本は「エコ（省エネ、環境にやさしい）」なイメージの国として第 1 位（回答者の 36.4%）、「安全・安心」なイメージの国として第 2 位（回答者の 25.5%）に選ばれている（同調査は、日本、中国、米国、など 9 か国の中から選択する形式）。
170 上記調査では、越境 EC の利用状況も調査されており、日本製品の購入経験のある人は、回答者中 67.7%にのぼり、越境 EC を利用する理由は、中国国内で販売されていない（44.4%）、日本に旅行した時に気に入った（40.4%）、ニセモノではない（32.4%）などが多い。また、越境 EC で購入した製品は、化粧品（48.5%）、食品（41.6）、医薬品（35.5%）が上位にきている。

第Ⅱ-3-4-1-4 表　日本の対中輸出の伸び率の高い主要品目[171]

【産業用の機械】　（単位：100 万ドル、%）

HS	品　目	輸出額	伸び率	
		2017 年	2017 単年	2014-17 年
8429	土木機械（ブルドーザー）	214	63.4	71.0
8456	工作機械（レーザー加工用）	245	60.9	45.6
8477	ゴム・プラスチックの加工機械	903	48.4	52.4
8486	半導体製造装置	6,552	43.5	118.1
9030	測定用機器（オシロスコープなど電気量測定用等）	640	44.3	66.0
8457	工作機械（マシニングセンター）	1,359	39.0	2.4

【消費財】　（単位：100 万ドル、%）

HS	品　目	輸出額	伸び率	
		2017 年	2017 単年	2014-17 年
3304	美容、メーキャップ用調整品	723.3	98.1	327.7
3305	シャンプー等の頭髪用調整品	128.4	94.2	367.1
3401	石けん	199.2	77.4	296.1
3005	脱脂綿、ガーゼ、包帯	45.4	57.3	160.1
9503	模型等の玩具	21.1	42.7	240.7
4202	旅行用バッグ、ハンドバッグ、財布、宝石ケース	7.3	32.6	128.7
9619	乳児用おむつ	1,220.8	25.7	121.1
2402	たばこ	6.8	23.5	1,330.7
6111 +6209	幼児用衣類	1.1	▲1.5	992.5

【機械部品】　（単位：100 万ドル、%）

HS	品　目	輸出額	伸び率	
		2017 年	2017 単年	2014-17 年
8408	エンジン（ディーゼル）	862	56.9	7.1
8534	印刷回路	817	49.2	68.1
8412	エンジン（その他）	466	42.2	27.2
8501	モーター	595	37.0	20.0
8537	配電盤	1,116	35.5	29.9
9013	液晶デバイス	4,029	23.3	▲15.4
8536	電気回路の開閉・保護・接続用機器	2,493	20.1	14.5
9001	光ファイバー	1,812	19.1	▲6.3
8532	コンデンサー	1,405	18.5	17.2
8407	エンジン（ガソリン）	1,256	18.1	161.9
8708	自動車部品	7,235	17.0	6.7
8542	集積回路	6,996	9.6	4.1

【食料品】　（単位：100 万ドル、%）

HS	品　目	輸出額	伸び率	
		2017 年	2017 単年	2014-17 年
902	茶	2.4	174.6	1,113.2
2206	発酵酒（清酒等の葡萄酒以外のもの）	23.9	76.5	266.2
2203	ビール	1.9	70.4	799.1
2009	果実・野菜ジュース	1.6	50.5	351.6
2005	調整野菜（マッシュポテト等）	3.3	28.2	823.2
901	コーヒー	4.0	27.4	351.2
2202	清涼飲料水	22.0	23.4	155.4
2101	コーヒー・茶のエッセンス	3.7	20.8	256.5
1704	砂糖菓子	10.2	6.1	205.7
1905	パン、ペストリー、ケーキ等	33.4	2.2	151.6

備考：HS4 桁ベースで 2017 年の伸び率の高い品目。
資料：Global Trade Atlas から作成。

2. 中国市場と日系現地法人

（1）中国市場の動向

本節では中国の現地市場と、中国で展開する日系現地法人の動向を見ていく。その際に、日本以外の欧米企業の様子も限られたデータの中ではあるが比較してみる。

中国市場については、中国の構造的な変化をもとに成長市場を考察する。既に述べたように、最近の中国の大きな変化のひとつとして、投資から消費への需要構造の転換が挙げられる。例えば、社会消費品の小売売上高は、名目でも実質でも経済全体の伸びを超えて拡大している（第Ⅱ-3-4-2-1 図）。また、販売チャンネルの変化も見られ、インターネットを通じた販売が

第Ⅱ-3-4-2-1 図
中国の GDP と小売売上高の伸び率の推移

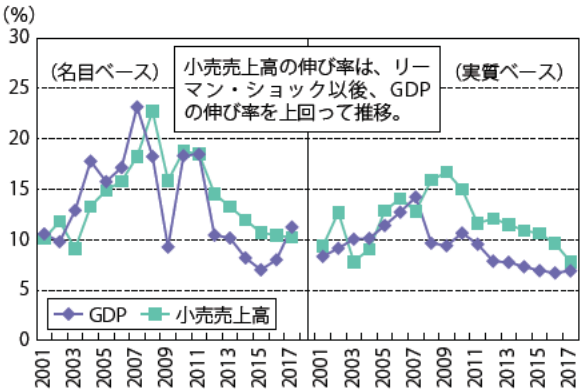

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

171 日本の 2017 年対中輸出のうち、HS4 桁ベースで伸び率の高い特徴的な品目を表示。2014～2017 年伸び率は 3 年間（2014 → 2017）の伸び率。第Ⅱ-3-4-1-4 表は原則として 2017 年、2014-2017 年のいずれも伸びている品目から選んだが、2015 年、2016 年は世界的に貿易が伸び悩んだ年であり、日本の対中輸出も 2017 年に高い伸びを示していても 2015 年、2016 年は伸び悩んでいた品目も多い。例えば、工作機械に入る研削盤、鍛造機、旋盤、工作機械部品、液晶デバイス、光ファイバーなどは 2017 年に 2 桁台の成長率をあげているが 3 年間（2014 → 2017）の成長ではマイナスであった。

前年比3割増と拡大が著しい[172]（第Ⅱ-3-4-2-2図）。その背景を概観し、伸びている分野を挙げる。

第1章では、中国において賃金水準が上昇してきたことをマクロ経済の課題として挙げたが、反対に見れば所得水準が上昇してきたことも意味している[173]。そして所得の上昇を受けて消費も拡大している。中国の一人当たり可処分所得及び消費支出の推移を見てみると、2013年から2017年の4年間の間に、可処分所得は約18.3千元から26.0千元へ増加し、それに応じて消費支出も13.2千元から18.3千元へと拡大、所得・支出とも約4割増となっていることが確認できる（第Ⅱ-3-4-2-3図）[174]。それでは拡大した消費がどこに向かっているのかを消費支出の構成の変化で見れば、衣食住に相当する義務的支出に対するシェアはほぼ横ばい又は低下傾向にある一方、交通・通信、教育・文化・娯楽、健康・医療のシェアが上昇している（第Ⅱ-3-4-2-4図）。この動きは、所得上昇や高齢化が進む中で、健康に留意するとともに、生活の質を高め、楽しむ方向に向かっているように見える。見方を変えれば、単純なモノの購入から、生活を楽しむ体験型の消費への関心が高まっているという指摘もある[175]。

最近の中国の拡大する消費や娯楽の例として、旅行者の増加や映画館の入場者の増加がよく指摘される。旅行については、中国人旅行者は国内旅行、海外旅行とも堅調に増加している（第Ⅱ-3-4-2-5図）[176]。日本の側から見れば、中国人旅行者は増加しており、訪日人数で外国人の約1/4、旅行消費額で約4割を占めるまでに至っており、インバウンド消費にも大きく貢献している（第Ⅱ-3-4-2-6図）。また、一度の旅行で日本製品を「爆買」することは少なくなってきたが、帰国後に、電子商取引で日本製品のリピーターとなるなど、その後の継続的な購入も指摘されている。このような中国人旅行者の増大が、本節の冒頭で指摘した、

第Ⅱ-3-4-2-2図
中国の小売売上高・ネット販売の伸び率

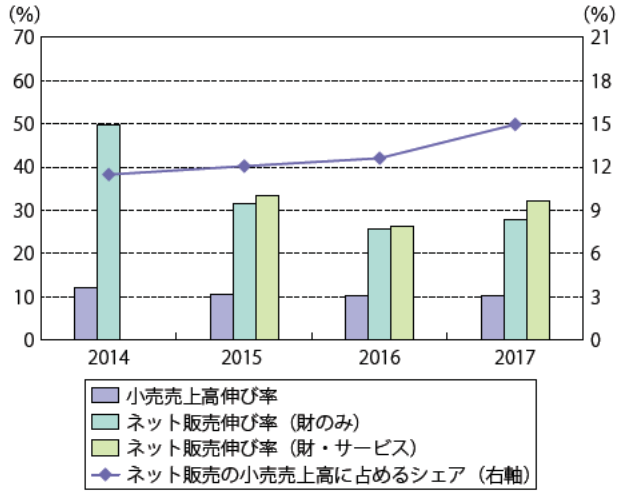

備考：1．ネット販売は、公共のオンライン取引プラットフォーム（自作・第三者運営を問わない）を通じて販売されたもの。
2．小売売上高は財のみが対象となるため、ネット販売のシェアも財のみの金額でシェアを計算。
資料：中国国家統計局、CEIC Databaseから作成。

第Ⅱ-3-4-2-3図　中国の一人当たり可処分所得及び消費支出の推移

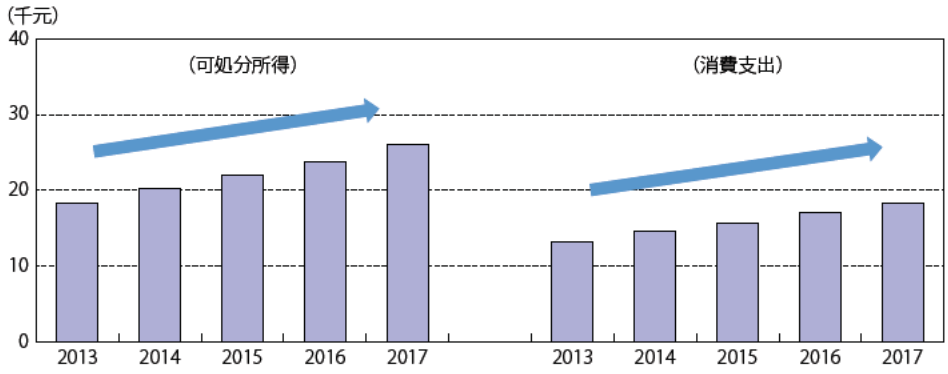

資料：中国国家統計局、CEIC databaseから作成。

172 インターネット通販やコンビニエンスストアなど小型店舗が伸びる一方で、百貨店など大型の実店舗は成長が鈍化しているとの指摘がある。さらに最近では、実店舗で商品を体験するとともに、インターネット通販も活用するなど両者の融合の動きもある。
173 GDPにおける雇用者報酬の比率を試算すると、2010年に45.0%だったが、2016年は47.5%まで上昇している。
174 中国の所得統計は、都市部は可処分所得、農村部は現金所得と分けて集計されていたが、2013年から可処分所得として全国計が公表されている。ここでは都市部・農村部を合わせた全国計を表示したが、都市部と農村部で所得が増加傾向にある点は変わらないものの、所得水準に相違がある点には注意が必要。例えば、2017年、都市部の可処分所得が約3万6千元なのに対して、農村部では約1万3千元となっている。
175 モノの購入に対して「コト消費」と表現することもある。例えば、ショッピングモールでも、単純な販売店のほかに、シネマコンプレックス、フィットネスジム、英会話教室など、多彩なサービスを提供するケース、テーマパークなど家族連れで1日中遊べるようなエンターテイメントの提供、旅行などが当てはまる。
176 中国日本商会の資料によれば、外資単独出資の旅行社は、中国人の海外旅行を扱うことが禁止されており、日本商会は緩和を要請している。

第Ⅱ-3-4-2-4 図　中国の一人当たり消費支出の構成比の推移

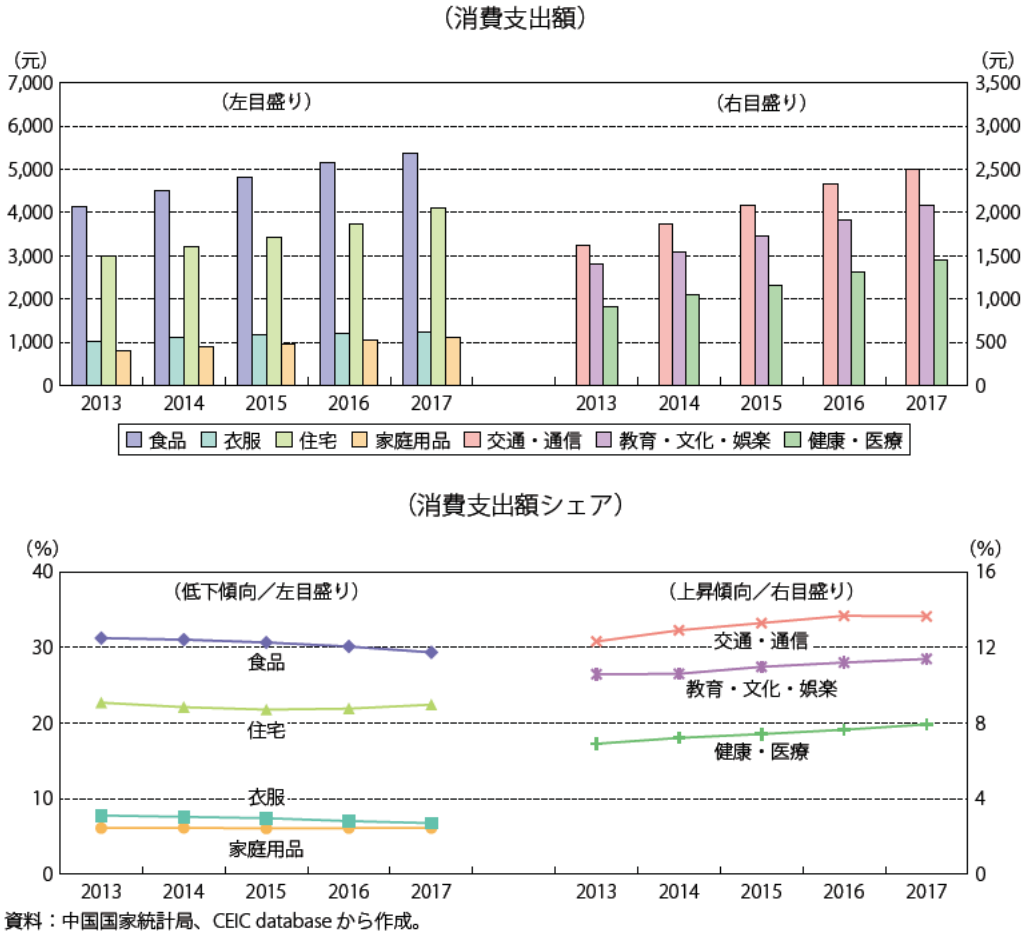

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第Ⅱ-3-4-2-5 図　中国の旅行者数の推移

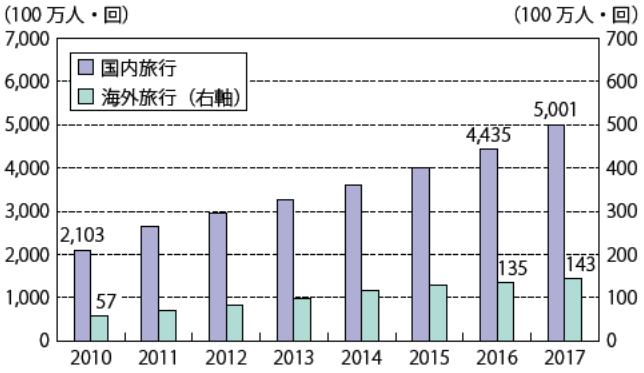

備考：延べ人数。１人の旅行者が１回旅行に出れば１人・回とする。
資料：中国旅行部、CEIC database から作成。

日本の対中電子商取引増加の一因となっている。

中国では、映画、テレビなどを含めた文化・娯楽産業が拡大している。例えば、中国における映画興行収入は、国内映画、輸入映画とも増加している[177]（第Ⅱ-3-4-2-7 図）。その結果、2016 年時点で中国の映画興行収入は、米国に次いで世界第２位であり、第３位である日本の３倍の規模を有するに至っている（第Ⅱ-3-4-2-8 図）[178]。

健康・医療分野への支出拡大の背景としては、ヘルスケアに対する関心の高まりとともに、社会の高齢化の影響が指摘されている[179]。第１節では、中国の生産年齢人口が減少に転じたことを指摘したが、このような人口動態の動きは同時に高齢化社会が到来することも示唆している。国連推定を基に計算すれば、2015 年時点で、中国の総人口に対する老齢人口[180]の比率は 9.7％で、日本の総人口に匹敵する約１億 3,600 万人の老齢人口がいると見られ、今世紀半ばの 2050 年には老齢人口比率は 26.3％、老齢人口は約３億 5,900

177 中国日本商会「中国経済と日本企業 2017 年白書」によれば、外資の参入障壁（独資による映画館設立の禁止など）、上映を許可される海外映画の本数の規制（年間 64 本）、海外映画・ドラマのテレビ放送時間に関する規制（19 時～22 時は禁止）、厳しい契約慣行（米国以外の映画は、利益分配方式でなく、版権買いきり方式が適用される）などがあり、日本商会は緩和を要請している。
178 日中両国政府は、2016 年から映画共同制作協定の交渉を重ね、2017 年９月に大筋合意。
179 すでに見たように日本の対中輸出の伸びの高い品目として、化粧品、医薬品等が挙げられる。また、医療用機器も堅調に増加している。
180 ここでは 60 歳以上を「老齢人口」として集計している。

第Ⅱ-3-4-2-6図　訪日外国人旅行者の推移

（外国人数）

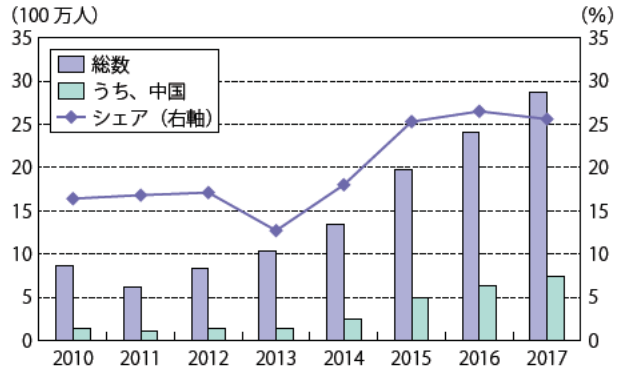

資料：日本政府観光局、CEIC dtabase から作成。

（旅行消費額）

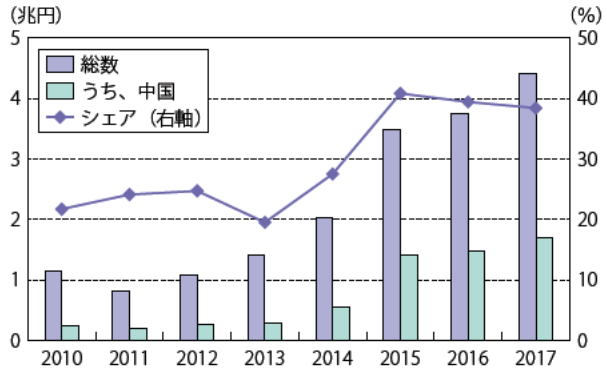

資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」から作成。

第Ⅱ-3-4-2-7図　中国の映画興行収入の推移

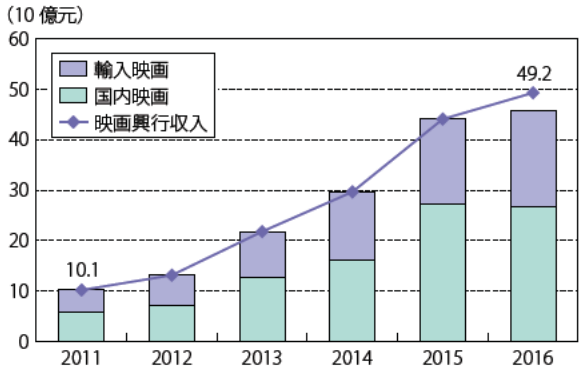

備考：2017年は55.9億元と合計額のみ発表されている。
資料：State Administration of Press, Publication, Radio, Film and Television、CEIC database から作成。

第Ⅱ-3-4-2-8図　主要国の映画興行収入（2016）

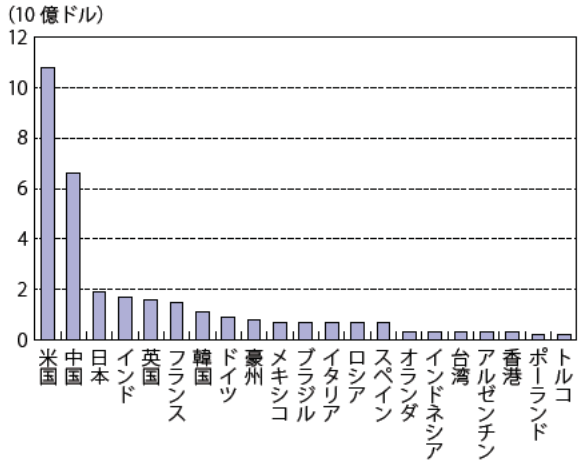

資料：Motion Picture Association of America「Theatrical Market Statistics Report 2016」から作成。

第Ⅱ-3-4-2-9図　中国における老齢人口の増加予測

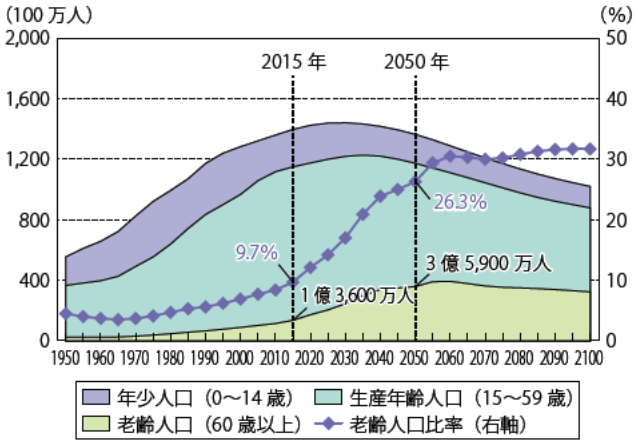

備考：国連による人口推計。出生率の仮定が何通りかあり、ここでは中位推計を表示。
資料：国連「World Population Prospects 2017」から作成。

万人まで拡大すると予測されている（第Ⅱ-3-4-2-9図）。

教育については、中国における高等教育機関への進学者が急速に増加していることが指摘できる（第Ⅱ-3-4-2-10図）。このような高学歴化を背景に、一人っ子政策のもとに生まれた子供に優れた教育を受けさせたいと、教育への関心が高まっていると考えられ、所得上昇によって教育にかける余裕が生まれたことも後押ししていると思われる[181]。

日本側から、サービス産業における日中協力の枠組みとして「日中サービス協力メカニズム」の構築を提案、今年５月の日中韓サミットにおいて合意し、覚書を結んだ。協力の第一弾として、高齢化分野での「予防・介護・生活支援サービス」を議題としたシンポジウムの今年中開催を提案しており、来年以降も、この枠組みの中で教育産業等をはじめとした幅広い分野において、シンポジウム・ビジネスマッチング・政策対話等の協力を進めていく。

181 例えば、本章第２節で見たようにインターネット・アプリケーションで、ｅラーニングの利用者が約1.5億人いるなど教育への関心は高い（第Ⅱ-3-2-8図）。

第Ⅱ-3-4-2-10 図
中国における大学・大学院生（在学生）の推移

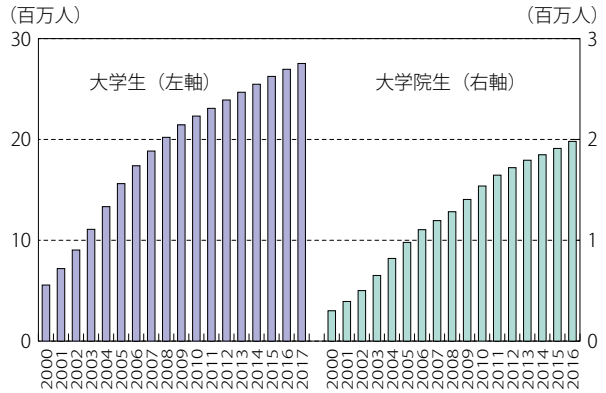

資料：中国教育部、CEIC database から作成。

既に述べたように、中国では環境問題への対応が大きな課題となっている。我が国企業にとっても環境規制の遵守が求められるとともに、優秀な環境技術を有する企業にとってはビジネスの機会ともなり得る。市場規模のひとつの目安として、中国政府が公表している環境汚染対策のための投資額を見ると、年による変動はあるもののすう勢的に増加してきている[182]（第Ⅱ-3-4-2-11 図）。中国政府は環境保護を重視する方針を掲げていることから、環境関連の投資拡大を予測する声が強い。

（2）日系現地法人の動向

次に、中国における日系現地法人の動向を見ていく。まず、日本企業の世界的な海外進出の中での中国の位置づけを見てみる。外務省調査によれば、中国の日系企業拠点数は約 3 万 2 千拠点（世界シェア 45%）と、米国、アセアンの日系企業拠点数の 3～4 倍に達し、世界最大規模となっている（第Ⅱ-3-4-2-12 表）。その背景には、中国の経済規模、高い成長率、日本からの近接性等の要因があることが考えられる。これを現地法人の企業ベースで見ると、世界シェアは企業数、従業員数ではそれぞれ 25%、27%と世界 1 位、売上げ、経常利益は、GDP 世界最大の米国にはゆずるものの、それぞれ 16%、20%と世界第 2 位の規模を有し、日本企業にとって大きな事業活動の舞台となっている（第Ⅱ-3-4-2-13 図）。国別に近年の現地法人の売上高経常利益率を比較してみても、中国は、米国、EU を上回り、高い水準にある（第Ⅱ-3-4-2-14 表）。

このように日本の対外直接投資の中で、中国に対するシェアは大きいが、過去からの推移を見ると、むしろ、2012 年のピーク以降、毎年の新規・追加の直接投資額は減少に転じ、2017 年はピーク時から半減している（第Ⅱ-3-4-2-15 図）。中国は世界第二の経済規模を有し、かつての 10%を超える高成長からは減速しているが、欧米先進国と比べれば高い成長率を持続しており、拡大する市場として事業機会を考えていく必要がある。

実際に日本企業に有望な事業進出先をアンケート調査した結果では、中国は、マーケットの規模や成長性を背景に最も有望な進出先との声が高い（第Ⅱ-3-4-2-16 図）[183]。

ここまで、日本の対中投資の動向を見てきたが、業種別の観点を加えてみる。中国側統計で中国の世界か

第Ⅱ-3-4-2-11 図　中国の環境汚染対策投資の推移

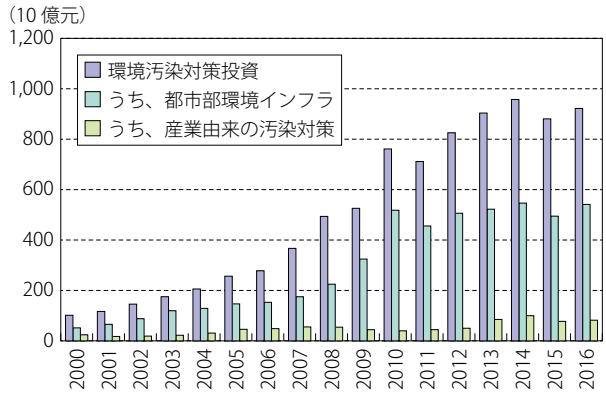

資料：中国環境保護部、CEIC database から作成。

第Ⅱ-3-4-2-12 表
主要国における日系企業拠点数（2016 年 / 上位 10 か国）

（拠点、%）

順位	国・地域	拠点数	シェア
1	中国	32,313	45.0
2	米国	8,422	11.7
3	インド	4,590	6.4
4	ドイツ	1,811	2.5
5	インドネシア	1,810	2.5
6	タイ	1,783	2.5
7	ベトナム	1,687	2.3
8	フィリピン	1,440	2.0
9	マレーシア	1,362	1.9
10	台湾	1,152	1.6
―	ASEAN	10,033	14.0
―	世界計	71,820	100.0

資料：外務省「海外在留邦人数調査統計」から作成。

182 環境汚染対策のための投資額は 2016 年総額約 9,200 億元、うち、都市部環境インフラ約 5,400 億元、産業由来の汚染対策約 820 億元となっている。都市部環境インフラの中では、緑化（都市部環境インフラの 40%）、排水（同 27%）などが大きい。産業由来の投資額の中では、大気（産業由来の投資額の 69%）、水質（同 13%）、土壌（同 6%）、その他（同 12%）となっている

183 国際協力銀行が行った調査で、製造業が対象業種となっている。

第Ⅱ-3-4-2-13 図　日系海外現地法人（2016）

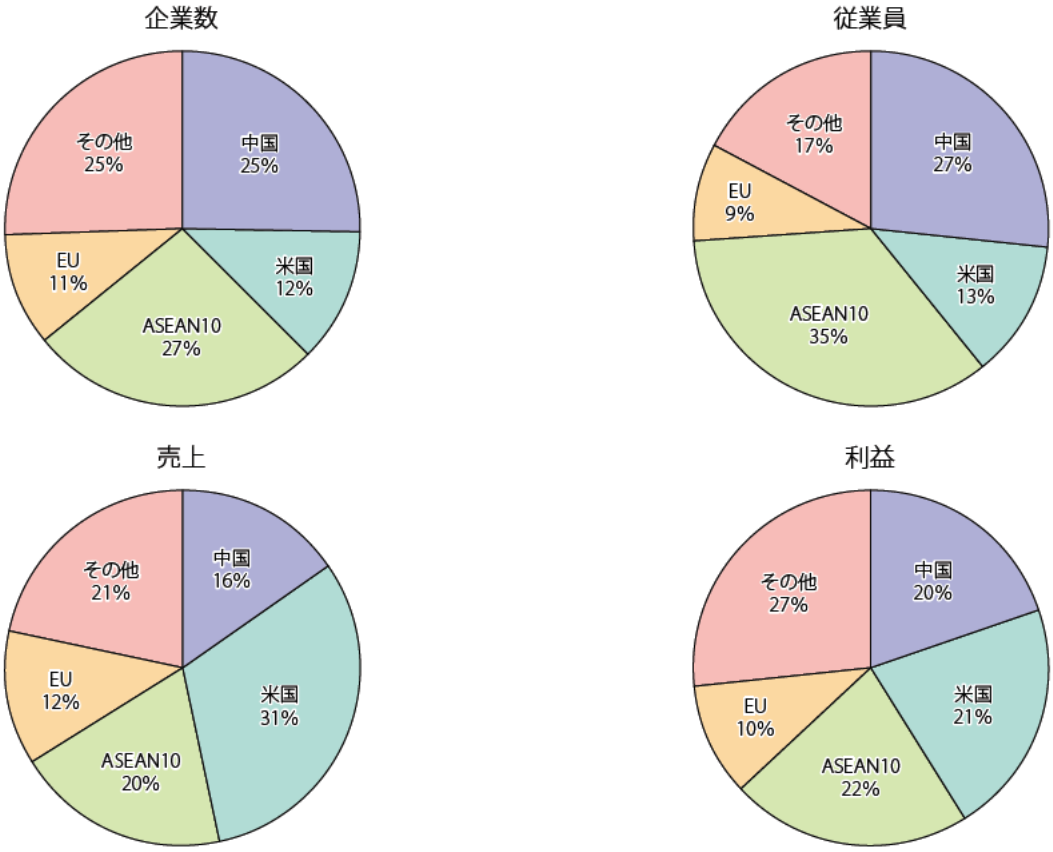

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-4-2-14 表　日系海外現地法人の経常利益率

（単位：%）

立地国・地域	2015	2016
中国	6.0	6.4
米国	3.3	3.4
ASEAN10	5.0	5.6
EU	2.9	3.6
世界	4.0	4.9

備考：経常利益率は、売上高、経常利益ともに回答した企業で計算
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-4-2-15 図
中国の日本からの対内直接投資の推移

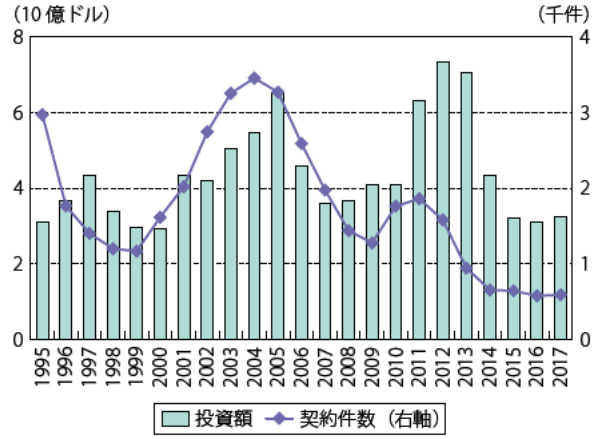

資料：中国商務部、CEIC database から作成。

第Ⅱ-3-4-2-16 図
日本企業から見た有望な事業展開先

（中期的（今後３年程度）有望事業展開先）

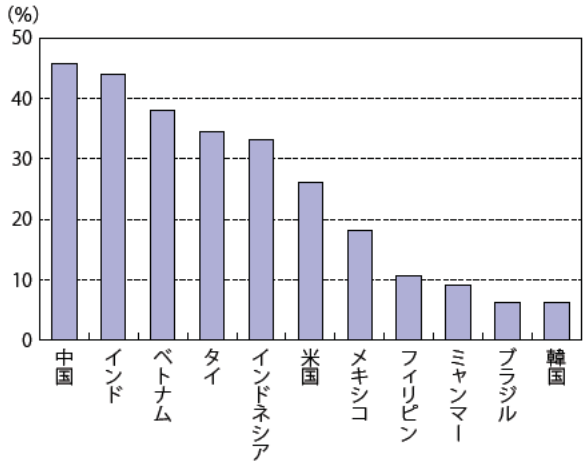

（中国の有望理由と課題）

有望理由	得票率	課題	得票率
マーケットの今後の成長性	68.5	労働コストの上昇	64.7
マーケットの現状規模	61.4	他社との激しい競争	57.4
組立メーカーへの供給拠点	26.9	法制の運用が不透明	54.2
産業集積がある	22.3	知的財産権の運用が不十分	40.0
安価な労働力	14.2	為替規制・送金規制	35.8

備考：1. 事業展開先の質問では、1企業5か国までの複数回答を認め、当該国の得票数を回答社数で除した比率を得票率として表示。
2. 有望理由・課題の質問では、中国を有望な事業展開先と回答した企業の中で、有望理由・課題に回答した企業における得票率を表示。
資料：国際協力銀行「2017年度 海外直接投資アンケート結果（第29回）」から作成。

らの対内直接投資の推移を見ると、対内投資の受入額は長期的に拡大傾向が続いており、その業種構成は第二次産業から第三次産業へとシフトしてきている。2017年時点では、製造業は約３割にまで縮小している（第Ⅱ-3-4-2-17図）。

一方、日本の国際収支統計で、対中直接投資の推移を見ると、製造業のシェアが縮小してきているものの、依然として製造業が約６割を占めており、卸小売は約３割、その他の業種は約１割にすぎない（第Ⅱ-3-4-2-18図）[184]。中国が賃金の上昇（＝所得の増加）を背景に「世界の工場」から「世界の市場」へ変化する中で、日本の対中投資は、非製造業分野の進出が遅れているといえる。しかし、同時に、日本にとってさらなる進出の余地、ビジネスチャンスがあると見ることもできる。

国際収支でなく、経済産業省が毎年実施している海外現地法人に関する調査で見てみる。中国に立地する日系現地法人の売上高の推移を見ると、やはり製造業の割合が多いのが特徴である。旺盛な中国内外の需要を捉え、売上・利益共に伸ばしている。個人消費関連サービス[185]も伸びてきているものの、その売上高は製造業の約30兆円に対して、約６千億円と相対的に

第Ⅱ-3-4-2-17図　中国の対内直接投資額及び業種別構成の推移

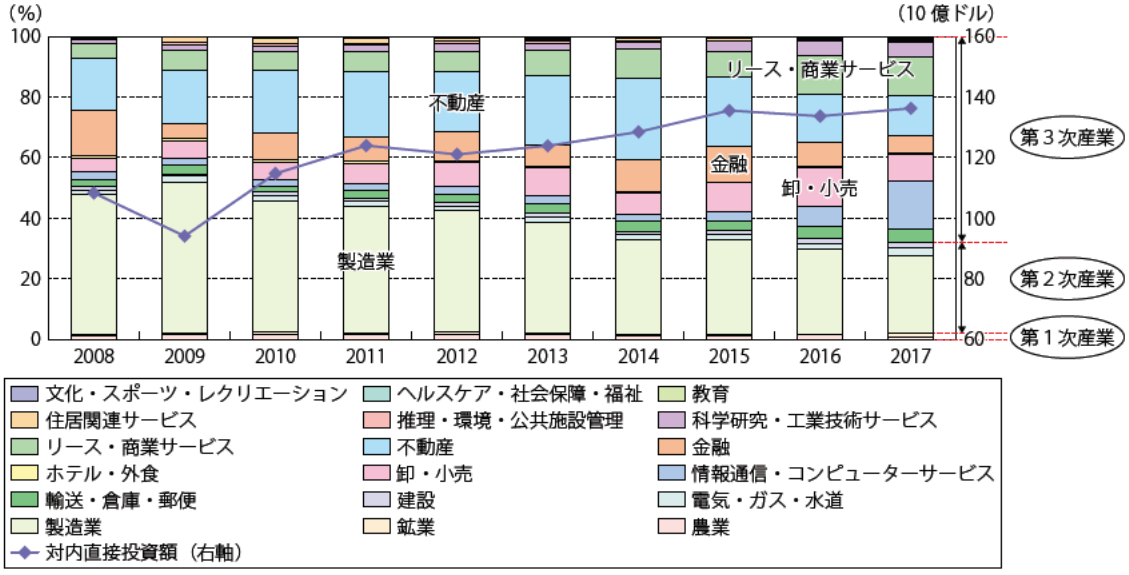

資料：中国商務部、CEIC database から作成。

第Ⅱ-3-4-2-18図　日本の対中直接投資の推移

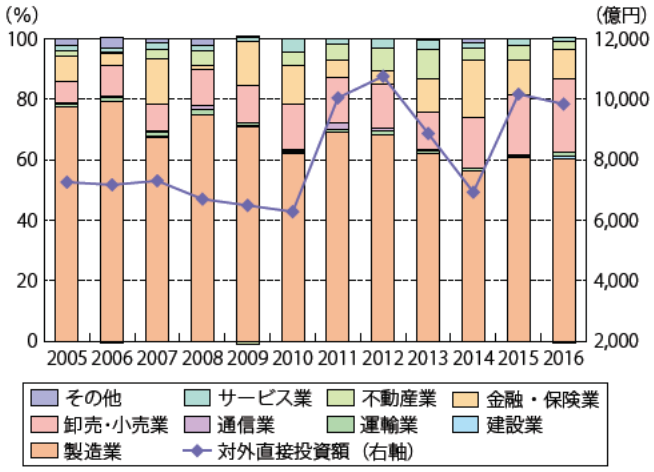

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

第Ⅱ-3-4-2-19図
主要業種別の在中日系現地法人売上高の推移

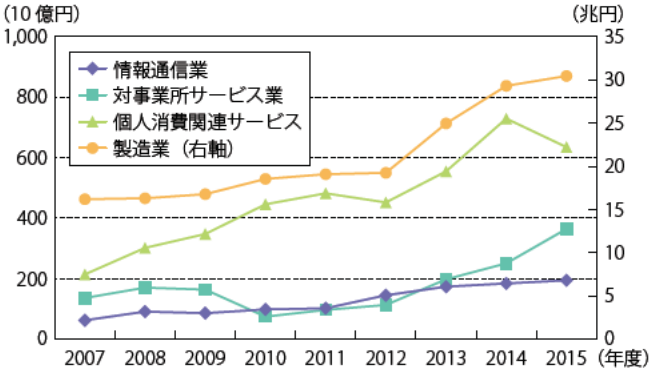

備考：ここで「対事業所サービス」は、コンサルタント、広告、専門技術サービス業等、「個人消費関連サービス」は、小売、宿泊・飲食、教育、医療・福祉、娯楽等。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

184 国際収支統計で見ているため、対外直接投資の増加の中に、再投資収益が含まれている点には注意が必要である。これは、統計上、現地法人の内部留保の増加分を、一旦利益として日本の出資者に配当され、直ちに再投資されたとみなすもので、実際の投資が行われたわけではない。
185 ここでは、個人消費に関係が深いと思われる、小売業や対個人向けのサービス（例えば、生活関連サービス、娯楽、宿泊・飲食、教育、医療・福祉）を便宜的に「個人消費関連サービス」と表記する。

小さな規模にとどまっている（第Ⅱ-3-4-2-19図）[186]。

中国に立地する日系現地法人の事業活動の状況を業種別により詳しく見てみよう。第Ⅱ-3-4-2-20表は、中国における個人消費関連サービス業の詳細にまでおりた日系現地法人数であり、その際に米国に立地する日系企業との比較も行っている。この表からも、中国に展開している日系現地法人は製造業が中心であり、旺盛な消費に関連すると思われる小売業や対個人向けのサービス、例えば、生活関連サービス、娯楽、宿泊・飲食、教育、医療・福祉等はわずかなシェアにとどまっていることがわかる。同じ日系現地法人でも、米国に進出している企業を見ると、個人消費関連サービスのシェアが必ずしも大きくはないものの、中国に進出している企業に比べれば、これら業種のシェアが高い。

このように中国における企業の個人消費関連サービスのシェアが低いのは、外資系企業共通に見られる現象であろうか、それとも日本企業に特徴的なことであろうか。米国商務省、欧州統計局のデータを利用して、日米欧の現地法人の売上額を比較すると、日本は個人消費関連サービスの売上高が欧米に比べて金額ベースで小さく、また、全業種に対する業種別シェアでも低くなっている（第Ⅱ-3-4-2-21図）。中国では、中間層、乳幼児、シルバー市場の拡大が指摘される中で、欧米企業は既に中国に進出してこの分野で売上げを上げているのに対して、日本企業は進出が遅れている可能性がある。

日系企業が、業種別に中国市場をどう評価しているかを見ると、約半数の企業は事業拡大を考えており、特に、卸・小売ではその比率が高い（第Ⅱ-3-4-2-22図）。

また、外資企業が中国市場をどう見ているか、米国企業を例に中国市場の見込みを見ると、製造業だけでなく、消費関連産業やサービス業も市場拡大を予想している（第Ⅱ-3-4-2-23図）。

それでは、現在実際に進出している日本の個人消費

第Ⅱ-3-4-2-20表　中国・米国における日系現地法人の比較（2015年度）

（単位：社、%）

業種	在中国		在米国	世界計
	企業数	シェア	シェア	シェア
全産業	6,670	100.0	100.0	100.0
製造業	3,930	58.9	36.6	43.9
非製造業	2,740	41.1	63.4	56.1
農林漁業	12	0.2	0.3	0.4
鉱業	1	0.0	0.7	0.8
建設業	61	0.9	1.0	1.5
情報通信業	252	3.8	4.8	3.3
運輸業	222	3.3	3.1	5.5
卸売業	1,480	22.2	29.2	28.2
*小売業	169	2.5	3.1	2.7
サービス業	445	6.7	15.3	9.5
経営コンサルタント業、純粋持株会社	92	1.4	7.2	3.2
広告業	38	0.6	0.2	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	112	1.7	2.7	1.7
*生活関連サービス業、娯楽業	14	0.2	1.2	0.7
その他のサービス業	189	2.8	4.0	3.3
その他の非製造業	98	1.5	5.9	4.0
電気業、ガス業、熱供給業、水道業	12	0.2	0.7	0.5
金融業、保険業	10	0.1	2.3	1.3
不動産業	23	0.3	1.5	0.7
物品賃貸業	18	0.3	0.2	0.8
*宿泊・飲食業	24	0.4	0.9	0.6
*教育、医療・福祉	11	0.2	0.3	0.2
個人消費に関係すると思われる業種（*印）計	218	3.3	5.6	4.3

備考：詳細分類については個票データから集計した。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

186 売上高は、中国国内販売のほか、輸出も含むため、主として国内需要を対象とする個人消費関連サービスの影響が出にくい面はある。

第Ⅱ-3-4-2-21 図　中国における日米欧現地法人の業種別売上高の比較（2015）

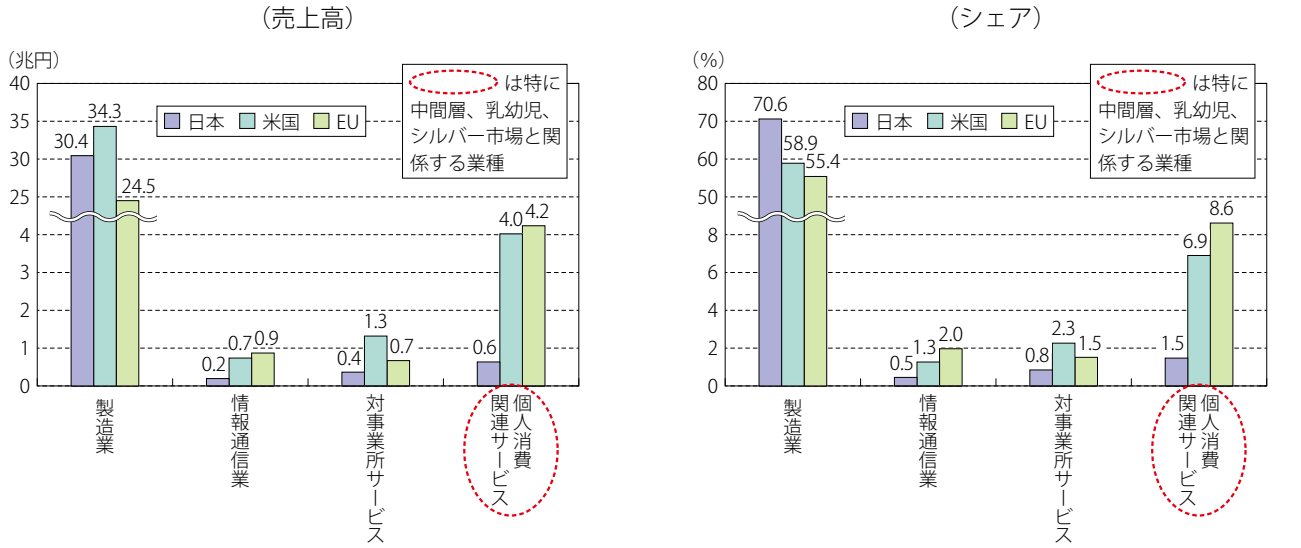

備考：1．米国、EU 企業の売上は、2015 年の年間平均レートで換算（1 ドル＝ 121 円、1 ユーロ＝ 134 円）。
2．日米欧で比較的近いと思われる業種分類を集計。例えば「個人消費関連サービス」は、小売、宿泊・飲食、教育、医療・福祉、娯楽等に相当する分類、「対事業所サービス」はコンサルタント、広告、専門・技術サービス等に相当する分類を集計した。なお、EU の自動車販売・修理は卸売業に含めた。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」、米国商務省経済分析局 Web サイト、EU 統計局 Web サイトから作成。

第Ⅱ-3-4-2-22 図
在中日本企業の今後 1〜2 年の事業展開

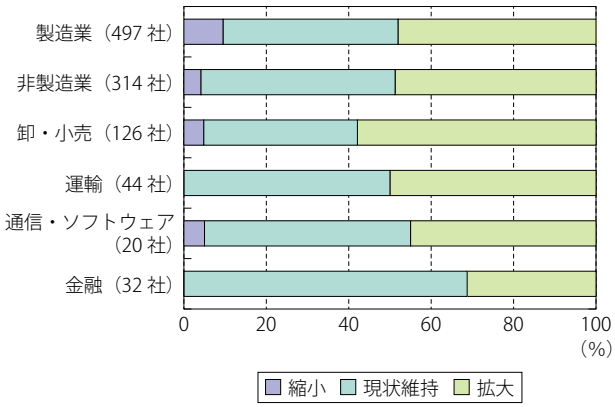

備考：本質問に対する回答企業数。卸・小売業〜金融業は非製造業の内数。
資料：ジェトロ「2017 年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」から作成。

第Ⅱ-3-4-2-23 図
米国企業が中国の当該産業の市場をどう見ているか（2018 年成長率予測）

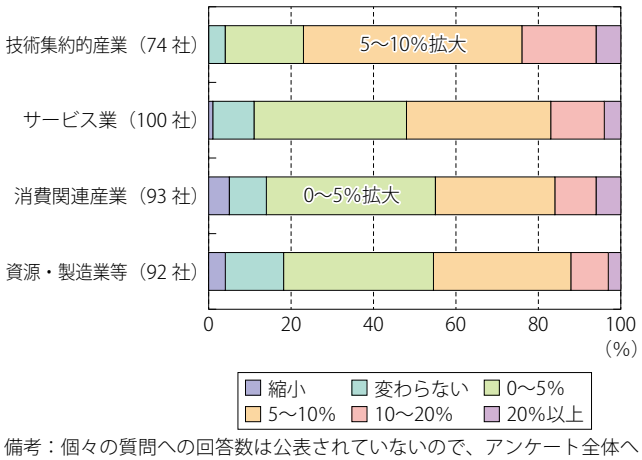

備考：個々の質問への回答数は公表されていないので、アンケート全体への回答社数を参考に表示した。
資料：The American Chamber of Commerce in the Peoples's Republic of China「2018 China Business Climate Survey Report」から作成。

関連サービス業（小売業や消費関連のサービス業）に属する企業の実態、プロフィールを見てみる。果たしてどのような企業が進出しているのであろうか。まず、従業員数で見た企業規模では比較的小規模な企業が多い。例えば、従業員 10 人未満の企業が全産業で 2 割以下、製造業では数%にすぎないが、小売業では 3 割、消費関連サービス業では 2 割を超えている（第Ⅱ-3-4-2-24 図）[187]。次に操業年数を見ると比較的若い企業が多い。例えば、10 年未満の企業が全産業で 4 割、製造業で 3 割に対して、小売業では 7 割、消費関連サービス業でも 6 割を占めている。企業規模が小さく、操業年数も若い影響か、売上高規模も他業種と比べ相対的に小さい企業が多く、経常利益が黒字に至っていない企業も多い。一方、出資比率については、全産業でも日本側 100%出資の企業が 7 割と多いが、消費関連サービスでは 8 割を超えている[188]。日本側全額出資

187 ただし、業種ごとに特性があることは考えられる。例えば、日本において中小企業の定義を従業員規模で考える場合、製造業等 300 人以下、卸売業・サービス業 100 人以下、小売業 50 人以下というように、製造業の企業規模は相対的に大きく、小売業は相対的に小さい傾向は見られる。

第Ⅱ-3-4-2-24 図　在中日系現地法人のプロフィール（2015 年）

企業規模（従業員数）

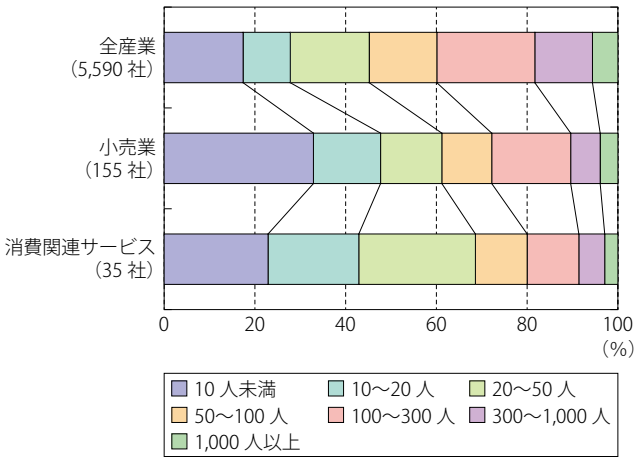

備考・資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」において、従業員数を回答した企業のみで集計。

操業年数

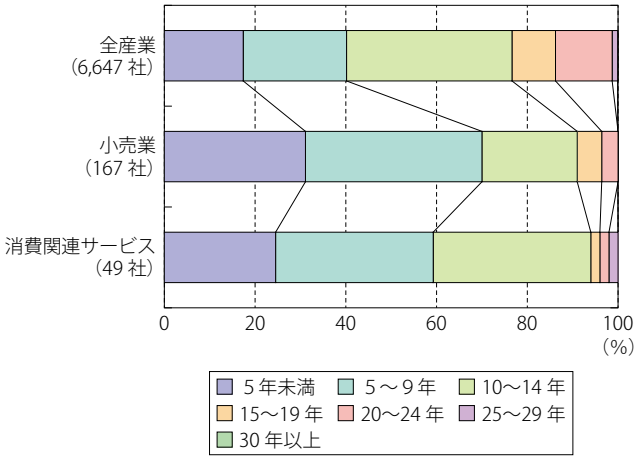

備考・資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」において、設立年を回答した企業のみで集計。

売上高

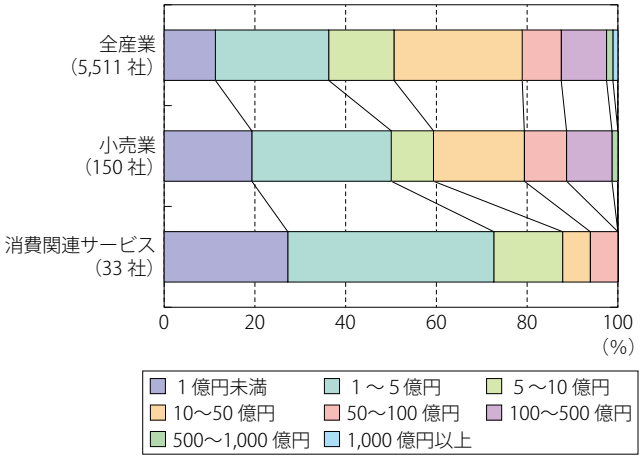

備考・資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」において、売上高を回答した企業のみで集計。

経常利益

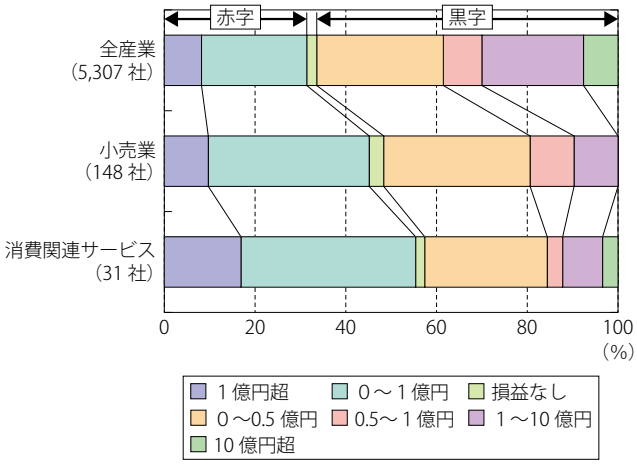

備考・資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」において、経常利益を回答した企業のみで集計。

出資比率

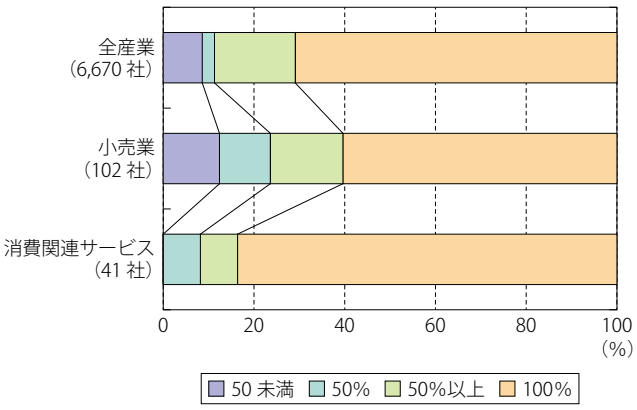

備考・資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」において、出資比率を回答した企業のみで集計。

188 業種によっては出資比率規制がある点には注意が必要。

第Ⅱ-3-4-2-25 図　在中日本企業の経営上の問題点

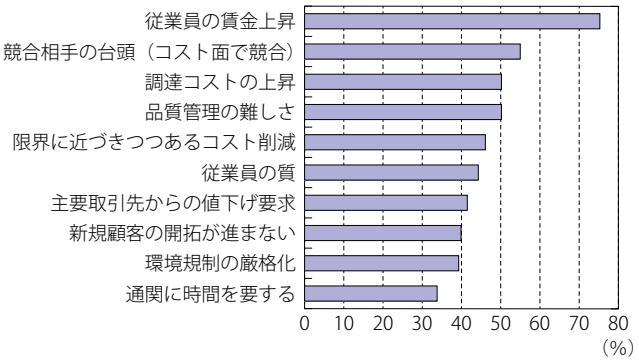

備考：数値は回答者の中で同項目を選択した割合。
資料：ジェトロ「2017 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」から作成。

第Ⅱ-3-4-2-26 図
米国企業から見た中国におけるビジネス上の課題

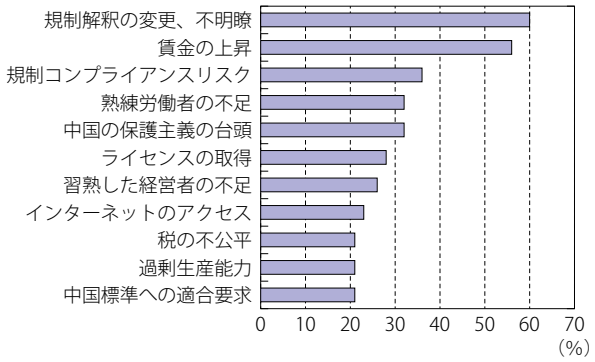

備考：回答者のうち、同項目を選択した割合。
資料：The American Chamber of Commerce in the Peoples's Republic of China「2018 China Business Climate Survey Report」から作成。

の場合は、経営の自由度が高いことが大きな利点であるが、現地の市場動向や商慣行に精通した現地人材や地場企業との協働の必要性を指摘する声もある[189]。

ここまで、中国市場の有望性を見てきたが、中国でビジネスを行う上での課題も指摘されている。在中日系企業が指摘する課題は、従業員の賃金上昇を筆頭に、競合相手の台頭、調達コストの上昇、品質管理の難しさ等多岐にわたっている[190]（第Ⅱ-3-4-2-25 図）。また、別の調査では、知的財産権の運用が不十分との指摘もされている[191]。

中国におけるビジネス上の課題を他の外国企業から見た場合、賃金上昇のほかに、規制の不明瞭さ、規制のコンプライアンスリスクを挙げる声が多い（第Ⅱ-3-4-2-26 図）。

これまで、本節において中国市場におけるビジネスチャンスを見てきたが、第三国においても、日中民間企業が協力してビジネスチャンスをつかむことも有益である。

一般論として、第三国協力を進めることには、外交上の意義に加え、①競争力ある他国企業と組むことによるコスト競争力の強化、②他国企業が進めるプロジェクトにサプライヤーとして参画することによるビジネス機会の拡大、③相手国との太いパイプを有する第三国企業と連携することによる政治・外交リスクの低減といった、ビジネス上の意義がある[192]。

このような背景から、日中両国政府は、日中企業による第三国協力の推進に向けて取り組んでいる。まず、2017 年 11 月の日中首脳会談において、双方は、ルールに基づく自由で開かれた win-win の関係を築いていくために、民間企業間のビジネスを促進し、第三国でも日中のビジネスを展開していくことが両国及び対象国の発展にとって、有益であることで一致した。2017 年 12 月に東京で開催した「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」において「第三国市場協力分科会」を新設し太陽光、水力発電といったグリーン電源の開発、ガス火力発電、製油所近代化といった産業高度化などの分野における日中協力の可能性について意見交換を行った。また、省エネ・環境分野に限らず幅広い日中企業が参加し意見交換を行う場の必要性について企業から指摘があった。さらに、2018 年 5 月の日中首脳会談（安倍総理・李克強総理）において、両首脳は、第三国における日中民間経済協力について、①日中ハイレベル経済対話の下、省庁横断・官民合同で議論する新たな「日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会」を設け、具体的な案件を議論していくこと、②また民間企業間の交流の場として「第三国市場協力フォーラム」を安倍総理の訪中の際に開催することで一致した。今後、両枠組みを活用して、対話や交流を推進し、具体的な日中企業の第三国協力プロジェクトを組成していく。

189 現地事情の把握等のためには公的サービスの活用も有益であり、例えば、ジェトロは日本企業の海外進出支援を行っている。企業のスタートアップに関しては、現地の有力スタートアップ・アクセラレータ（スタートアップ支援企業・団体）等と提携して、日本企業の現地展開、現地有力スタートアップの日本進出の支援等を行う事業を立ち上げた。具体的には、このようなハブ（拠点）を中国においては、深圳、上海に設置し、提携先アクセラレータの専門家による現地ブリーフィング、事業戦略立案に関するアドバイス、コワーキングスペースの提供等の支援を行っている。

190 その他にも、例えば、雇用面では、7 割以上の企業が賃金上昇を課題に挙げているほか、従業員の質、ワーカーや技術者など人材確保の難しさを指摘する声が強いなど、様々な課題に直面している。

191 第Ⅱ-3-4-2-16 図参照。

192 同様の観点から、日米、日印、日中の第三国協力を推進している。日米第三国協力については、第 3 部第 1 章第 3 節 1 を参照のこと。

これまで中国は「世界の工場」といわれるように生産拠点として見られており、サプライチェーン関連の製造業が多く立地していた。しかし、中国は人件費が上昇し、かわりに消費市場が拡大して「世界の市場」へと変貌を遂げつつある。中国には、様々な構造問題はあるが、それらを克服し消費主導型成長に転換していくことができれば、今後とも有望な市場としてビジネスチャンスを考えていくことが重要となってくる。また、中国企業が積極的に海外進出をしていく中で、第三国における日中企業協力も有益と指摘されている。成長を続ける中国の活力を日本の活力につなげていく必要がある。

第Ⅲ部

施策編

第1章 自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築

第1節 メガFTAの進展（CPTPP、日EU・EPA、RCEP）等

第2節 投資関連協定

第3節 日米経済関係

第4節 WTO

第5節 G7/G20及びOECD関連会合

第6節 APEC

第1章
自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築

第2部においては、大きく転換するグローバル経済について紹介したが、こうした状況下では、自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築の重要性が益々高まっている。2017年には、我が国はTPP11に署名し、また日EU・EPAについても交渉妥結に至るなど、大きな進展がみられた。

第1章では、我が国による自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築に向けた取組について、メガFTA、日米経済関係、WTO、G7、G20、OECD、APECの直近の動きを含めて紹介していく。

第2章では、今回第2部で取り上げた中国をはじめ、ASEAN・大洋州、インド、ロシア、中東及びアフリカに関して、主に2017年度中の我が国の取り組みを紹介していく。

昨年の通商白書では、貿易によるメリットを享受する裾野を拡大していくための包摂的な通商政策の重要性を論じた。第3章では、TPP11及び日EU・EPAの発効を見据え、中堅・中小企業等がこれらの発効によりメリットが得られるよう取りまとめられた「総合的なTPP等関連政策大綱」の内容を紹介する。また、中堅・中小企業の海外展開を支援する「新輸出大国コンソーシアム」による支援状況や食品輸出支援の状況を紹介する。

第1節 メガFTAの進展（CPTPP、日EU・EPA、RCEP）等

1. 経済連携協定（EPA/FTA）の意義

経済連携の推進は、輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。輸出の面では、関税削減によって我が国からの輸出品の競争力を高められる。メキシコでは乗用車に20%、マレーシアではエアコンに30%、インドネシアではブルドーザーに10%の関税が課されているが、EPAを利用した場合、これらの関税がゼロになる。海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益を我が国へ送金することの自由の確保、現地労働者の雇用等を企業へ要求することの制限・禁止、民間企業同士で交わされる技術移転契約の金額及び有効期間への政府の介入の禁止等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の法的安定性を高めている。また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行なうためのルールを定めている。

この他にも、我が国のEPAでは、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置に係る規定を設けている。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」の成果として、メキシコとは模倣品取り締りのためのホットライン設置に合意し、マレーシアとは治安向上のためパトロールの強化や監視カメラの増設等を実現してきている。

2. 経済連携（EPA/FTA）を巡る動向

世界を見渡すと、これまでに多くの国が EPA/FTA を締結してきている。WTO への通報件数を見ると、1948 年から 1994 年の間に GATT に通報された RTA（FTA や関税同盟等）は 124 件であったが、1995 年の WTO 創設以降、400 を超える RTA が通報されており、2018 年 3 月 30 日時点で GATT/WTO に通報された発効済 RTA は 456 件に上る[1]。

特に、アジア太平洋地域においては、2010 年 3 月に TPP 協定交渉が開始（我が国は 2013 年 7 月に交渉に参加）、2013 年 3 月には日中韓 FTA、5 月には RCEP についてそれぞれ交渉が開始されているほか、それらを道筋として、APEC 参加国・地域との間で、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP：エフタープ）の実現が目指されている。（第Ⅲ-1-1-1 図）

また、2013 年 4 月には日本と EU の間で日 EU・EPA 交渉、7 月には米国と EU の間で環大西洋パートナーシップ（TTIP）協定交渉が開始されるなど、北米、欧州、アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組も同時並行で進行している。（第Ⅲ-1-1-2 図）

このような多層的な経済連携を通じて、我が国は自由貿易の旗手として、自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ世界に広げていくことを目指していく必要がある。

第Ⅲ-1-1-1 図　FTAAP への道筋

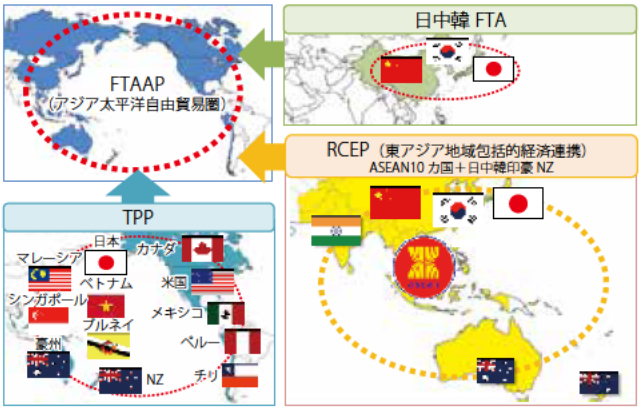

第Ⅲ-1-1-2 図　世界の FTA 動向

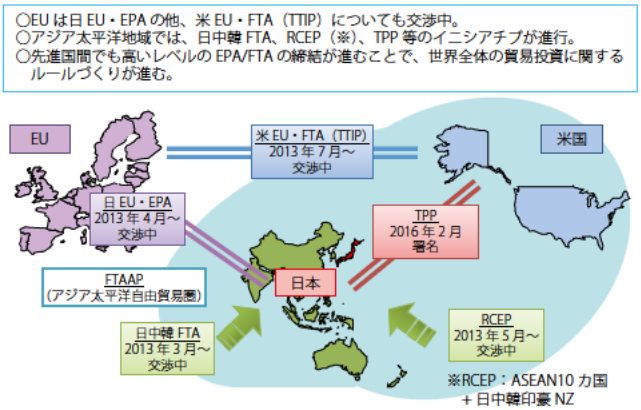

資料：経済産業省作成。

3. 我が国の経済連携を巡る取組

我が国は、2018 年 3 月現在、20 か国との間で 17 の経済連携協定を署名・発効済みである。また、現在 RCEP、日中韓 FTA 等の経済連携交渉を推進中である（第Ⅲ-1-1-3 図、第Ⅲ-1-1-4 図）。

自由貿易の拡大、経済連携の推進は、我が国の通商政策の柱であり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

「未来投資戦略 2017」（2017 年 6 月 9 日閣議決定）においても、「TPP 協定の発効に取り組むとともに、参加国・地域の拡大について議論を進めて行く。また、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。」こととしている。また、引き続き「2018 年までに、FTA 比率 70%（2012 年：18.9%）を目指す」ことを目標としており、交渉を進めているところである。（第Ⅲ-1-1-5 図）

1　WTO ウェブサイトより　http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm
なお、ここでいう RTA の数は、WTO への通報要綱に基づき、物品とサービス両方を含む RTA を二つの RTA としてカウントしたものだが、当該 RTA を一つの RTA と数えた場合、2018 年 3 月 30 日時点での発効済 RTA は 285 件となる。

第Ⅲ-1-1-3 図　日本の EPA 交渉の歴史

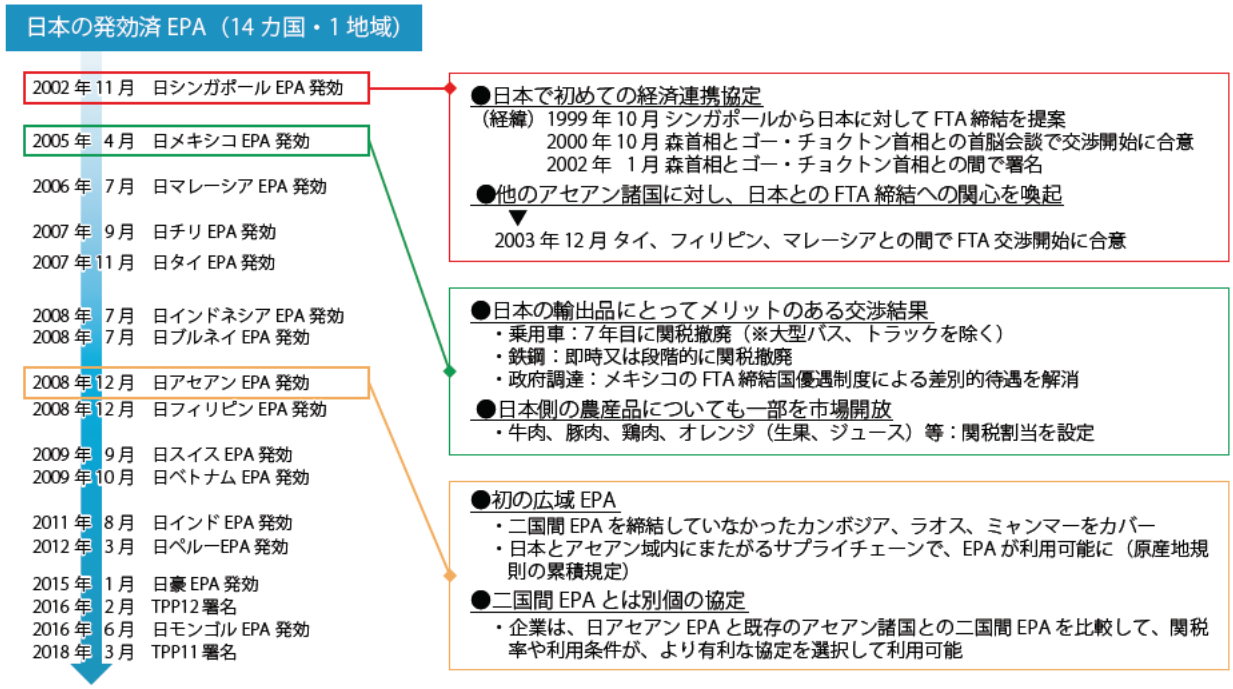

第Ⅲ-1-1-4 図　日本の EPA 交渉の歴史経済連携の推進状況（2018 年 3 月現在）

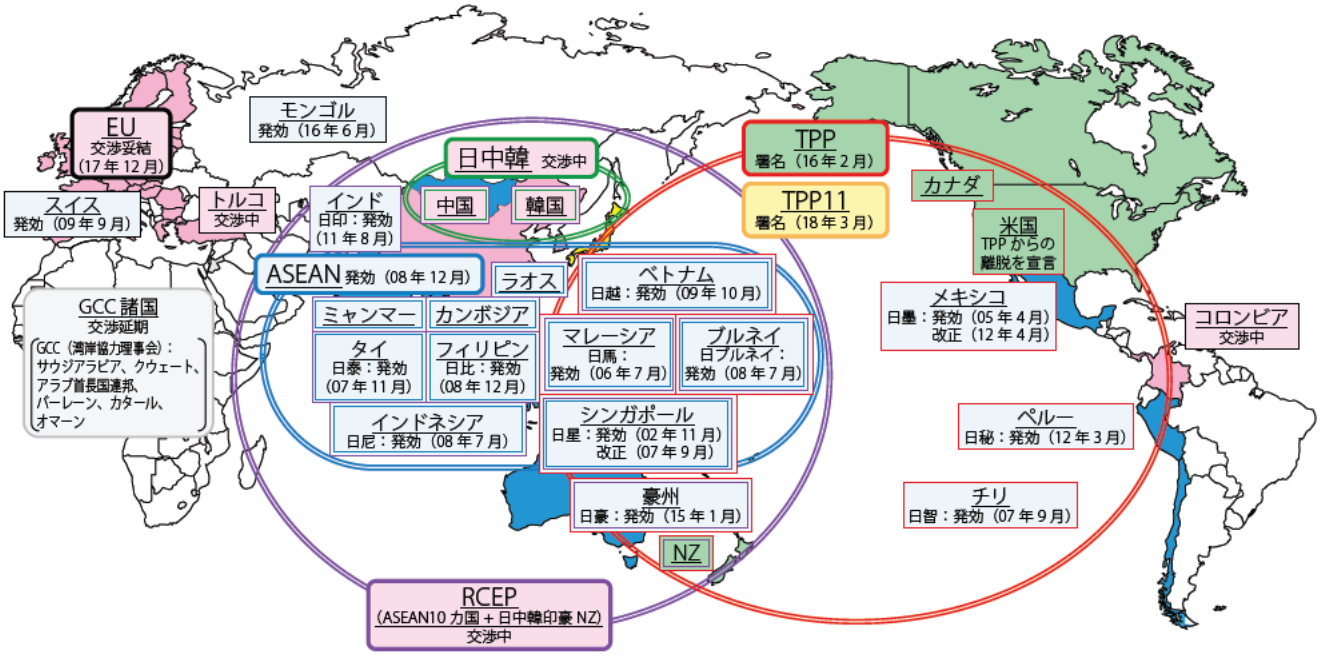

第Ⅲ-1-1-5 図　各国の FTA カバー率比較

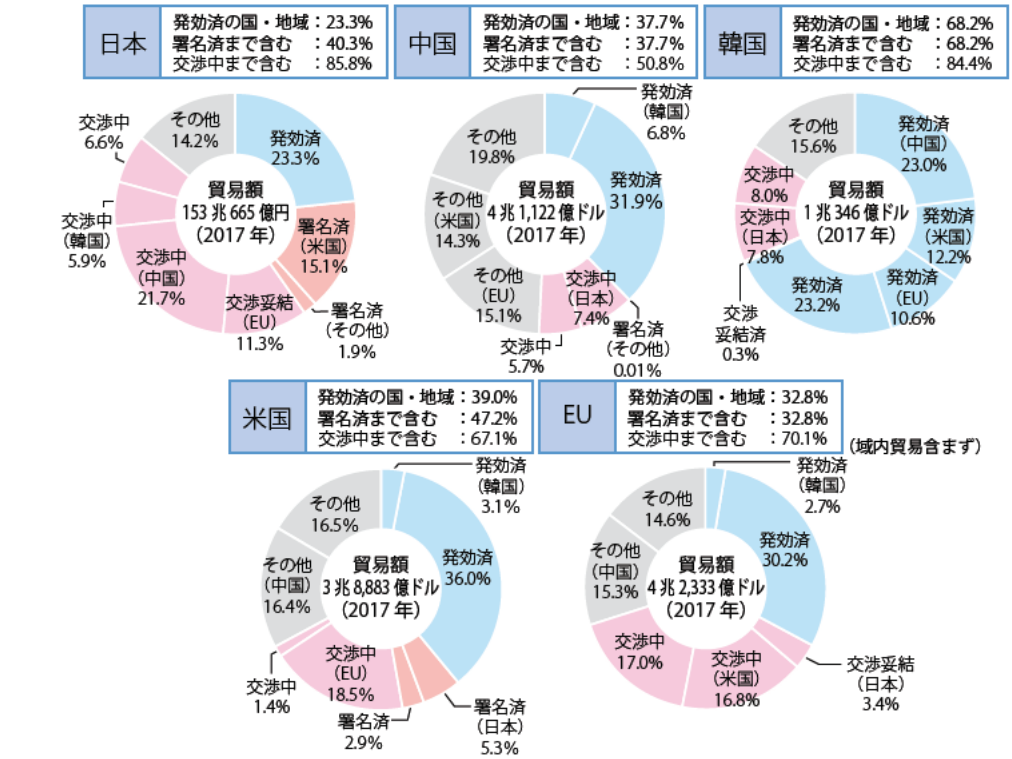

・発効・署名・交渉状況は 2018 年 3 月末時点。
・「交渉中までを含む」の数字には、交渉妥結済の数字も含まれる。
・国・地域名の記載は日本・中国・韓国・米国・EU28 を特記。
・同一の国とマルチの FTA、バイの FTA がともに進行している場合、貿易額は進行順（発効済→署名済→交渉中→その他）にカウント。
・貿易額データ出典：日本…財務省貿易統計（2017 年 1–12 月：確定値）、中国・韓国・米国・EU…IMF、Direction of Trade Statistics（2018 年 4 月 17 日）
・小数第 2 位を四捨五入のため合計は必ずしも 100%とならない。

4. 我が国が推進中の経済連携

(1) TPP（環太平洋パートナーシップ）（2016 年 2 月 4 日署名）

我が国は、環太平洋パートナーシップ協定（以下、TPP）に関し、2013 年 3 月に参加を表明、同年 7 月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの 11 か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日に署名がなされた。日本国内においては、2016 年 12 月 9 日に、TPP 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017 年 1 月 20 日、TPP 協定原署名国 12 か国の中で最も早く国内手続完了の通報を協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

一方、米国は、2017 年 1 月 30 日に、TPP 協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及び TPP 協定署名国各国に対して発出した。

(2) CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）（2018 年 3 月 8 日署名）

2017 年 1 月に米国が TPP からの離脱を参加各国に通告した後、同年 3 月 15 日にチリにおいて TPP 閣僚会合が開催された。閣僚会合の結果、米国を除く TPP 協定署名 11 か国が今後も結束して対応することを確認する共同声明が発出された。

共同声明を踏まえ、2017 年 5 月 21 日にベトナムで TPP 閣僚会合が開催された。本会合では、原署名国の参加を促進する方策も含めた、TPP の早期発効のための選択肢の検討を 11 月の APEC 首脳会合までに完了させること等に合意した。その後 7 月に日本、8 月豪州、9 月・10 月と日本で首席交渉官会合が開催された。

11 月 9 日にベトナムにおいて TPP 閣僚会合が開催された。新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）した。翌 10 日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、閣僚声明を作成し

た。閣僚声明には①11か国によるTPP（以下TPP11）について合意に達したこと、②TPP11が、TPPの高い水準、全体的なバランスを維持していること等が盛り込まれた。

2018年1月に東京で首席交渉官会合が開催され、11か国間でTPP11の協定文が最終的に確定した。

3月8日午後3時（現地時間）、チリにおいてTPP11協定の署名を実現した。今後は各国が国内手続きを進め、早期発効を目指す。

TPP11は前文の他、7条の条文から成る。第1条においてTPP協定の組込みを、第2条において停止する項目（凍結項目）を規定。TPP協定の高い水準を維持しつつもTPP11に参加している国が全て合意できる内容にするという、バランスの取れた協定内容となっている。TPP11の発効によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場を作り出すことが期待される。

（3）日EU・EPA（交渉妥結）

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EUとのEPA交渉が挙げられる。我が国とEUは、世界人口の約1割、貿易額の約3割（EU域内を除くと約2割）、GDPの約3割を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日EU間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものといえる。

EUは、近隣諸国や旧植民地国を中心としてFTAを締結してきたが、2000年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国とのFTAを重視するようになった。さらに、2016年10月には先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定（CETA：the Comprehensive Economic and Trade Agreement）に署名した。また、南米南部共同市場（メルコスール）との自由貿易協定（EU-Mercosur Free Trade Agreement）が交渉中である。

日EU・EPAについては、2009年5月の日EU定期首脳協議において、日EU経済の統合の強化に協力する意図が表明され、翌2010年4月の日EU定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日EU経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」を開始することに合意した。合同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011年5月の日EU定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の大枠（交渉の「範囲（scope）」及び「野心のレベル（level of ambition）」）を定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

翌2012年にかけて実施したスコーピング作業の終了を受け、同年11月のEU外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限（マンデート）を取得した。2013年3月に行われた日EU首脳電話会談において、日EU・EPA及び戦略パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意した。交渉において、日本側はEU側の鉱工業品等の高関税の撤廃（例：乗用車10%、電子機器最大14%）や日本企業が欧州で直面する規制上の問題の改善等を要望した。他方、EU側は、農産品等の市場アクセスの改善、非関税措置（自動車、化学品、電子機器、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等の分野）への対応、地理的表示（GI）の保護、政府調達、持続可能な開発等を要望した。

2017年4月までに計18回の交渉会合が開催された後、同年7月に大枠合意、同年12月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。

（4）東アジア地域包括的経済連携（RCEP（アールセップ）：Regional Comprehensive Economic Partnership）（交渉中）

RCEPは、世界全体の人口の約半分、GDPの約3割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的にはFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現に寄与する重要な地域的取組の一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されている（第Ⅲ-1-1-6図）が、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域EPAが実現すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることが期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によってEPAを活用する企業の負担軽減が図られる（第Ⅲ-1-1-7図）。

第Ⅲ-1-1-6図　東アジア地域におけるサプライチェーンの実態

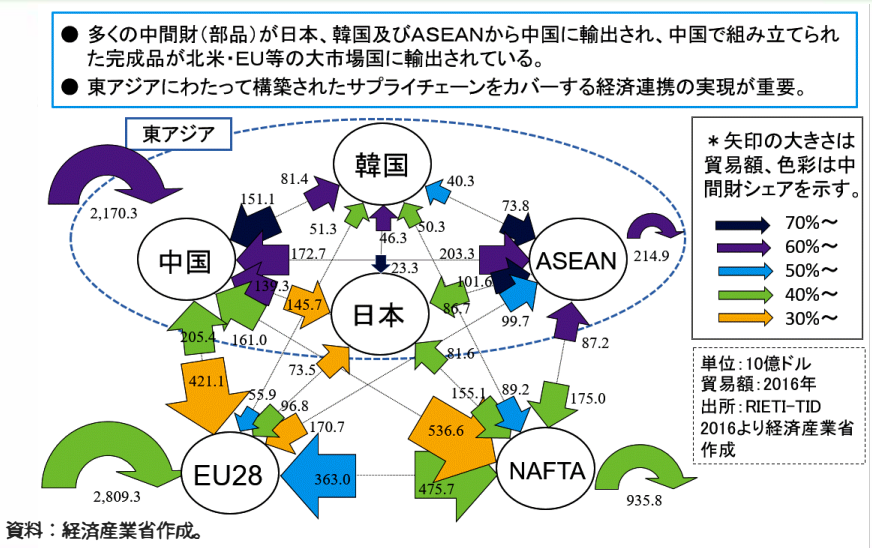

資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-7図　RCEP参加の意義

2012年11月のASEAN関連首脳会議において、「RCEP交渉の基本方針及び目的」が16か国（ASEAN10か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）の首脳によって承認され、RCEPの交渉立ち上げが宣言された。

基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすること、が盛り込まれている。第1回RCEP交渉会合は、2013年5月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第1回交渉会合が開催されて以降、2018年5月までに10回の閣僚会合、22回の交渉会合が開催されている。2017年11月には、RCEP首脳会議が開催された。会議後、共同首脳声明が発出され、①市場アクセス・ルール・協力を柱とした質の高い協定の妥結を目指すことを再確認し、②RCEP交渉の妥結に向けて、2018年に一層努力することが閣僚及び事務方に指示された。

現在、貿易交渉委員会（Trade Negotiating Committee）に加え、物品貿易、原産地規則、税関手続・貿易円滑化、衛生植物検疫措置（SPS）、任意規格・強制規格・適合性評価手続（STRACAP）、貿易救済、サービス貿易、金融サービス、電気通信サービス、人の移動、投資、競争、知的財産、電子商取引、中小企業、経済技術協力、政府調達、紛争解決という幅広い

分野について交渉が行われている。

（5）日中韓 FTA（交渉中）

日中韓３か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、３か国の GDP 及び貿易額は、世界全体の GDP 及び貿易額の約２割を占める。日中韓 FTA は、３か国間の貿易・投資を促進するのみならず、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現にも寄与する重要な地域的取組の一つである。

2013 年３月に交渉を開始して以降、2018 年３月までに計 13 回の首席代表による交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サービス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行っている。

また、2015 年 10 月の日中韓経済貿易大臣会合及び同年 11 月の日中韓サミットでは、包括的かつ高いレベルの協定の実現を目指し交渉を加速化していくことが確認された。加えて、2016 年 10 月の日中韓経済貿易大臣会合では、日中韓 FTA 独自の価値を追求して一層努力していくことを確認した。

（6）日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定（サービス貿易章・投資章交渉終結）

ASEAN 全加盟国との EPA である日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定は、2004 年 11 月の首脳間での合意に基づき 2005 年４月より交渉を開始し、2008 年４月 14 日に各国持ち回りでの署名を完了し、2008 年 12 月から加盟国との間で順次発効している。2010 年 10 月より交渉が行われていた AJCEP 協定のサービス貿易章・投資章については３年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。その後、残された技術的論点の調整等を実施した結果、2017 年 11 月の日 ASEAN 非公式経済大臣会合において、AJCEP 協定にサービス貿易・投資に係る規定を追加する改正議定書についても、閣僚レベルの交渉終結に合意した。今後は、改正議定書の早期署名に向けた法的精査を進めることとなった。

（7）日 GCC・FTA（交渉延期）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなる GCC（湾岸協力理事会）諸国との FTA については、2006 年９月に交渉が開始され、2009 年３月までに２回の正式会合と４回の中間会合が実施された。しかし同年７月に、GCC 側の要請により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。

この地域は、我が国の原油輸入量全体の約 77％（2016 年）を占め、また我が国からの総輸出額も約 2.1 兆円に達する（2016 年）。さらに、人口増加に伴う大規模なインフラ整備の需要があり、各国による、官民一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが重要である。

（8）日カナダ EPA（交渉中）

日・カナダ EPA 交渉については、2011 年３月から 2012 年１月までに４回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。共同研究の報告書を受け、2012 年３月の日・カナダ首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間 EPA の交渉を開始することで一致した。第１回交渉会合は 2012 年 11 月に行われ、直近では 2014 年 11 月に第７回交渉会合が開催された。

（9）日コロンビア EPA（交渉中）

コロンビアは、2016 年 11 月にコロンビア政府とコロンビア革命軍（FARC）の間での和平合意が議会で承認され、直近の成長率見通しも良好（2017 年 1.8％から 2018 年 2.7％）が見込まれる人口 4,900 万人の市場であり、EPA を通じた貿易・投資環境の改善により輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待される。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、中南米諸国・米国・カナダ・EU、及び韓国との FTA が発効済みである。

2011 年９月の日・コロンビア首脳会談において、日・コロンビア EPA の共同研究の立ち上げが合意されたことを受けて共同研究が開始され、2012 年７月にあり得べき EPA は両国に多大な利益をもたらすことに資するとの報告書が取りまとめられた。同報告書を踏まえ 2012 年９月に行われた日・コロンビア首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始することで合意し、

2012 年 12 月に第 1 回交渉が開催された。

その後、2018 年 3 月末までに、13 回の交渉会合が開催された。また、2016 年 9 月に続き同年 11 月にも行われた日・コロンビア首脳会談においては、両首脳は、交渉が最終段階にあり、交渉の早期妥結を目指すことを確認した。

（10）日トルコ EPA（交渉中）

トルコは高い成長率（今後 5 年で平均 5%強）が見込まれる人口 7,981 万人の魅力的な市場を持つ。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心は高い。日・トルコ間の投資・ビジネス環境の改善や、第三国に劣後しない貿易の自由化や規律の策定を目指している。

トルコと我が国は 2012 年 7 月に第 1 回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日・トルコ EPA の共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年 11 月に第 1 回、2013 年 2 月に第 2 回の共同研究が開催され、同年 7 月に日本・トルコの両政府に EPA 交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014 年 1 月に行われた日・トルコ首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始することで一致し、同年 12 月に第 1 回交渉会合が開催され、最近では 2018 年 4 月に第 9 回交渉会合が開催された。日・トルコ EPA によって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしての競争力を高めるべくトルコの投資環境関連制度の改善を図ることを目指す。

（11）日韓 EPA（交渉中断中）

韓国との EPA 交渉は 2003 年 12 月の交渉開始後、2004 年 11 月の第 6 回交渉会合を最後に中断している。

（12）EPA の活用と見直し（ライフサイクル）

以上、現在交渉中、交渉開始に合意した EPA/FTA を紹介したが、グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、このような新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTA の円滑な利用促進、既存 EPA の見直しも重要である。

現在、我が国の発効済み EPA においては企業による活用も浸透し始め、「活用・運用段階」にあるといえる。今後、

①政府のみならず JETRO[2]、日本商工会議所[3]、業界団体等による積極的な EPA の普及啓蒙・利活用率の向上・着実な執行、

②「ビジネス環境の整備に関する委員会」等の場を通じた両国政府・民間企業代表者を交えた協議[4]

③ EPA の利活用実態やニーズ、国際的な通商ルール形成の動向を踏まえた協定見直し[5]

等、いわば「EPA のライフサイクル」にわたって、EPA を活用し、見直すことを通じて質を高めていくことが重要であるといえる。

2　EPA 利活用（日本企業の方）https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/
　アドバイザー等海外進出企業の支援サービス（在海外企業の方）https://www.jetro.go.jp/services/advisor/
3　第一種特定原産地証明書の指定発給機関 http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/
4　ビジネス環境の整備に関する委員会 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/business.html
5　日・タイ EPA（2007 年発効）、日・インドネシア EPA（2008 年発効）、日・フィリピン EPA（2008 年発効）については、見直しの議論中。

第２節　投資関連協定

1. 世界の投資関連協定を巡る状況

1980年代以降、世界の海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長をけん引する大きな役割を果たしている。海外直接投資残高の対GDP比は、1980年には対外直接投資額で5.8%、対内直接投資額で5.3%であったのに対し、2016年にはそれぞれ35.5%、34.7%に伸びている[6]。

海外直接投資の拡大を踏まえ、世界各国は、投資先国における差別的扱いや収用（国有化も含む）などのリスクから自国の投資家とその投資財産を保護するため、投資協定を締結してきた。投資ルールは、貿易におけるWTO協定のような多国間協定がなく、二国間若しくは地域協定が中心となっている。

世界の投資協定数は大きく増加しており、2016年末時点で2,957件に達している（第Ⅲ-1-2-1図）。国別では、ドイツ、スイス、中国、英国、フランス、エジプトといった国々が100件以上の投資協定を締結している。

第Ⅲ-1-2-1図
世界の投資協定数の推移（UNCTAD「World Investment Report 2017」から作成）

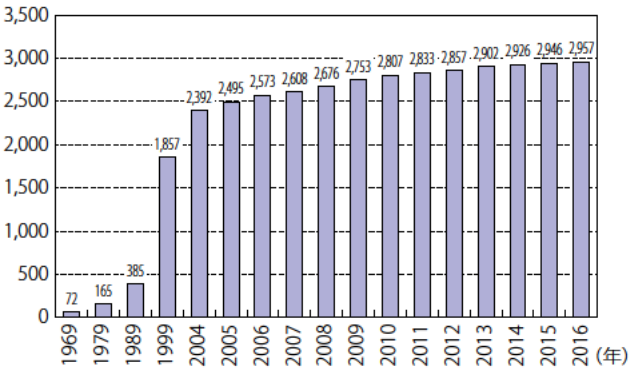

2. 投資関連協定の主な規定内容

従来の投資協定は、投資受入国における投資財産の収用や法律の恣意的な運用等のカントリー・リスクから投資家を守り、投資家を保護することを主目的として締結されてきた。こうした内容の協定は「保護型」の投資協定と呼ばれ、投資財産設立後の内国民待遇や最恵国待遇、収用の原則禁止および合法とされる収用の要件と補償額の算定方法、自由な送金、締約国間の紛争処理手続、投資受入国と投資家との間の紛争処理等を主要な内容とする。1990年代に入ると、そのような投資財産保護に加えて、投資設立段階の内国民待遇や最恵国待遇、パフォーマンス要求[7]の禁止、外資規制強化の禁止や漸進的な自由化の努力義務、透明性確保（法令の公表、相手国からの照会への回答義務等）等を盛り込んだ「自由化型」の投資協定が出てきた（第Ⅲ-1-2-2表）[8]。

3. エネルギー憲章条約の主な規定内容

投資関連協定と同じように、国際仲裁への付託を可能とする条約としてエネルギー憲章条約がある。1998年に発効したエネルギー憲章条約は、エネルギー分野における投資の保護及び自由化に関し、一般的な二国間の投資協定と類似の内容（締約国が外国投資家の投資財産に対して内国民待遇（NT）又は最恵国待遇

6　UNCTAD「World Investment Report 2017」
7　例えば、投資受け入れ国が一定の現地部材（ローカルコンテンツ）比率を満たすことや、製造したものの総量のうち一定の比率を輸出すること等を投資活動に関する条件として要求すること。
8　代表的なものとしてNAFTAの投資章があり、我が国の場合、二国間EPAの投資章や、日韓、日・ベトナム、日・カンボジア、日・ラオス、日・ウズベキスタン、日・ミャンマー投資協定等がこのタイプにあたる。

第Ⅲ-1-2-2表　投資関連協定の内容

1．投資財産の保護＆投資家に対する公正な待遇
①一度受けた事業許可を後で撤回されない
②事業資産を収用・国有化されない
③規制が強化されたことによって事業が継続できなくなる事態を防ぐ（間接収用 "indirect expropriation"）
④相手国政府と締結した投資契約・コンセッション契約が遵守される（アンブレラ条項）
⑤日本への送金の自由が確保される
2．現地資本以外の企業（外国企業）との間で差別的な待遇を禁止（最恵国待遇（MFN））
3．現地資本企業との間で差別的な待遇を禁止（内国民待遇（NT））
4．投資家及び投資財産に対して、公正かつ衡平な待遇 （FET：Fair and Equitable Treatment）を与える義務
5．協定によっては、次のような投資許可要件を禁止しているものもある。（パフォーマンス要求（PR）の禁止）
①一定割合・水準の物品・サービスを輸出するよう要求すること
②一定割合・水準の現地調達を達成するよう要求すること
③現地の物品・サービスを購入、利用又は優先するよう要求すること
④輸入量・輸入額を、輸出量・輸出額又は外貨の獲得量と関係づけるよう要求すること
⑤生産した物品・サービスの国内販売量・販売額を、輸出量・輸出額又は外貨獲得量と関係づけるよう要求すること
⑥輸出又は輸出のための販売を制限するよう要求すること
⑦取締役、経営者等が一定の国籍であることを要求すること
⑧現地資本のパートナーに技術移転するよう要求すること
⑨一定地域の管理拠点（headquarter）を現地に置くよう要求すること
⑩一定割合・一定人数の現地人を雇用するよう要求すること
⑪現地で一定程度の研究開発予算を投じるよう要求すること
⑫一定地域に対して、排他的に産品を供給するよう要求すること（他国に別の供給拠点を設立しないこと）
⑬ロイヤリティの額、率を一定の水準以下にすること

※相手国がこれらの義務に違反した場合、投資家は国家を相手に国際仲裁に付託することができる。
資料：経済産業省作成。

（MFN）のうち有利なものを付与すること、一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由、紛争解決手続等）について規定している。エネルギー憲章条約の締約国は、2018年2月現在で東欧やEU諸国等48か国及び1国際機関である。なお、ロシア、豪州、ベラルーシ、ノルウェーは署名したものの未批准であり、また、オブザーバー参加にとどまる国及び国際機関等（米国、カナダ、中国、韓国、WTO、OECD、IEA、ASEANなど）も存在する。

4. 我が国の投資関連協定を巡る状況

海外に拠点を構える日系企業の数は近年増加してきており、2016年10月時点で71,820拠点を数えるに至った。また、我が国の対外直接投資は2000年時点に比べ、2017年は約3.9倍となり、2005年度以降、第一次所得収支と貿易収支が逆転した。

このように、我が国から海外への投資が一層進んでいる。同時に、新興国を中心に世界の市場が急速な勢いで拡大を続ける中、日本企業や日系企業は、熾烈な海外市場の獲得競争に晒されている。我が国の経済成長をより強固で安定的なものにしていくためには、貿易投資立国としての発展を目指し、世界のビジネス環境をより一層整備していく必要がある。かかる観点から、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡大等について規定する投資協定及び投資章を含む経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）（以下、投資関連協定）は、投資支援のツールとしての重要性を一層増している。租税条約、社会保障協定と合わせて、国境をまたぐ資本・人・物の移動に係る課題

の解決のために重要であり、企業のニーズも高い。

投資関連協定は、海外における我が国投資家の適切な保護を確保するとともに、国内外の市場に跨がる投資環境を整備し、日本企業の海外展開及び対日直接投資を促進する役割が期待されており、日本政府は、他の経済政策と並び、既存協定の改正を含む投資関連協定の締結を一層加速し、投資環境の整備を進めていく方針である。

我が国は、1978 年、エジプトとの間で初の投資協定が発効し、以降、これまで重要な経済関係を有するアジア地域の国々を中心に、投資関連協定を締結してきた。現在、45 件の投資関連協定に署名し、うち 41 件が発効している。（2018 年 5 月現在）（第Ⅲ-1-2-3 表）。我が国は比較的近年になってから投資関連協定の締結

第Ⅲ-1-2-3 表　我が国の投資関連協定締結状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977 年　1 月 28 日	1978 年　1 月 14 日
スリランカ	1982 年　3 月　1 日	1982 年　8 月　7 日
中国	1988 年　8 月　2 日	1989 年　5 月 14 日
トルコ	1992 年　2 月 12 日	1993 年　3 月 12 日
香港	1997 年　5 月 15 日	1997 年　6 月 18 日
パキスタン	1998 年　3 月 10 日	2002 年　5 月 29 日
バングラデシュ	1998 年 11 月 10 日	1999 年　8 月 25 日
ロシア	1998 年 11 月 13 日	2000 年　5 月 27 日
シンガポール（経済連携協定）	2002 年　1 月 13 日	2002 年 11 月 30 日
韓国	2002 年　3 月 22 日	2003 年　1 月　1 日
ベトナム	2003 年 11 月 14 日	2004 年 12 月 19 日
メキシコ（経済連携協定）	2004 年　9 月 14 日	2005 年　4 月　1 日
マレーシア（経済連携協定）	2005 年 12 月 13 日	2006 年　7 月 13 日
フィリピン（経済連携協定）	2006 年　9 月　9 日	2008 年 12 月 11 日
チリ（経済連携協定）	2007 年　3 月 27 日	2007 年　9 月　3 日
タイ（経済連携協定）	2007 年　4 月　3 日	2007 年 11 月　1 日
カンボジア	2007 年　6 月 14 日	2008 年　7 月 31 日
ブルネイ（経済連携協定）	2007 年　6 月 18 日	2008 年　7 月 31 日
インドネシア（経済連携協定）	2007 年　8 月 20 日	2008 年　7 月　1 日
ラオス	2008 年　1 月 16 日	2008 年　8 月　3 日
ウズベキスタン	2008 年　8 月 15 日	2009 年　9 月 24 日
ペルー	2008 年 11 月 21 日	2009 年 12 月 10 日
ベトナム（経済連携協定）※ 1	2008 年 12 月 25 日	2009 年 10 月　1 日
スイス（経済連携協定）	2009 年　2 月 19 日	2009 年　9 月　1 日
インド（経済連携協定）	2011 年　2 月 16 日	2011 年　8 月　1 日
ペルー（経済連携協定）※ 2	2011 年　5 月 31 日	2012 年　3 月　1 日
パプアニューギニア	2011 年　4 月 26 日	2014 年　1 月 17 日
コロンビア	2011 年　9 月 12 日	2015 年　9 月 11 日
クウェート	2012 年　3 月 22 日	2014 年　1 月 24 日
日中韓	2012 年　5 月 13 日	2014 年　5 月 17 日
イラク	2012 年　6 月　7 日	2014 年　2 月 25 日
サウジアラビア	2013 年　4 月 30 日	2017 年　4 月　7 日
モザンビーク	2013 年　6 月　1 日	2014 年　8 月 29 日
ミャンマー	2013 年 12 月 15 日	2014 年　8 月　7 日
豪州（経済連携協定）	2014 年　7 月　8 日	2015 年　1 月 15 日
カザフスタン	2014 年 10 月 23 日	2015 年 10 月 25 日
ウルグアイ	2015 年　1 月 26 日	2017 年　4 月 14 日
ウクライナ	2015 年　2 月　5 日	2015 年 11 月 26 日
モンゴル（経済連携協定）	2015 年　2 月 10 日	2016 年　6 月　7 日
オマーン	2015 年　6 月 19 日	2017 年　7 月 21 日
TPP（経済連携協定）	2016 年　2 月　4 日	未定
イラン	2016 年　2 月　5 日	2017 年　4 月 26 日
ケニア	2016 年　8 月 28 日	2017 年　9 月 14 日
イスラエル	2017 年　2 月　1 日	2017 年 10 月　5 日

備考：1．2004 年 12 月 19 日に発効した日・ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。
2．2009 年 12 月 10 日に発効した日・ペルー投資協定の内容が組み込まれている
3．この他、台湾とは民間窓口機関の取決めが 2011 年 9 月 22 日に署名されており、2012 年 1 月 20 日に手続が完了している。
4．2018 年 4 月末時点。
資料：経済産業省作成。

に取り組んできたが、産業界のニーズや相手国の事情に応じながら、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を一層積極的に進めていく必要がある。

5. 投資関連協定を巡る新たな取組（投資関連協定に係るアクションプランの策定）

2016年5月、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を策定し、今後は当該プランに基づいて投資関連協定の締結を始めとして、投資環境の整備を促進していくこととなった。その主な内容として、第一に、我が国として、投資関連協定の締結促進に集中的に取り組み、2020年までに、投資関連協定について、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。第二に、交渉相手国の選定に当たっては、毎年度、我が国から相手国・地域への投資実績と投資拡大の見通し、我が国産業界の要望、我が国外交方針との整合性、相手国・地域のニーズや事情等を総合的に勘案の上、方向性を検討していく。第三に、投資関連協定の締結交渉に当たっては、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保することを不断に追求する。同時に、産業界の具体的なニーズや相手国の事情等に応じながら、スピード感を重視した柔軟な交渉を行う。第四に、我が国は、二国間又は複数国間の投資関連協定の交渉を積極的に進めると同時に、多数国間フォーラムなどにおける投資環境整備に向けた国際的な議論に積極的に貢献していく。第五に、協定を締結するに当たっては、従来からの投資協定の内容のみならず、近年の経済・社会状況の変化も踏まえ、サービスや電子商取引等の分野を含めることも検討するなどして、新たな企業活動にも対応した投資環境を作り上げることにより我が国の経済成長を目指すこと等について盛り込まれている。

6. 今後の課題

投資関連協定の規定に関する紛争は、それぞれ一定の条件下で国家対国家の紛争処理手続（SSDS）又は投資家対国家の仲裁手続（ISDS）の対象となる。我が国の投資関連協定におけるSSDSでは、投資関連協定の解釈、適用等に関する締約国間の紛争についての解決手続を規定している。

ISDSは、投資家が投資先国政府の投資関連協定違反により自らの投資財産に損害を受けた場合、ICSID[9]仲裁規則やUNCITRAL[10]仲裁規則に基づく国際仲裁に付託することを可能としている。

UNCTADによれば、投資関連協定に基づくISDSの件数（仲裁機関へ案件付託の数）は、1987年の最初の事案[11]以来、1998年までは累計で14件にとどまっていたものの[12]、1990年代後半から急増し[13]、2017年7月末時点で累計817件に上っている。一方、我が国企業が投資仲裁に訴えた事例は、公表されている中では2件[14]のみである。また、民間の調査[15]によれば、国際商事仲裁の経験がない日本の大手企業の割合は、8割に上るという結果が出ている。日本企業の現状として、未だ国際投資仲裁、国際商事仲裁が積極的に利用されているとは言い難い状況にある。

投資関連協定に基づく国際仲裁において、仲裁判断

9　International Centre for Settlement of Investment Disputes（投資紛争解決センター）：世界銀行グループの1機関である常設の仲裁機関。所在地はワシントンD.C.。
10　United Nations Commission on International Trade Law（国際連合国際商取引法委員会）：所在地はオーストリア（ウィーン）。
11　Asian Agricultural Products Limited対スリランカ政府の事案（ICSID Case No. ARB/87/3）。
12　UNCTAD（2005）“INVESTOR-STATE DISPUTES ARISING FROM INVESTMENT TREATIES: A REVIEW”。
13　1996年、NAFTAにおける「エチル事件」（米国企業がカナダ政府による環境規制がNAFTA上の「収用」に当たるとして提訴。カナダ政府が米国企業に金銭を支払って和解）をきっかけに、投資仲裁に対する関心が高まったとされる。
14　2015年から2016年にかけて、計2社の日本国企業が、スペイン政府による再生可能エネルギー関連制度の変更について、エネルギー憲章条約に基づき、投資紛争解決国際センター（ICSID）に仲裁を申立てたケース。
なお、この他の代表的な日系企業の仲裁事例としては、1998年、我が国の証券会社の在ロンドン子会社が、オランダ法の下で設立された法人を介して買収したチェコの銀行に対してチェコ政府がとった措置に関し、チェコとオランダ間の二国間投資協定に基づき、国連商取引委員会（UNCITRAL）仲裁規則による仲裁に付託したケースがある。
15　日本経済新聞2014年1月20日　16面

は先例として拘束力があるものではないものの、仲裁廷は過去の同様の仲裁判断を参考にする傾向がある。投資関連協定に基づく国際仲裁は2000年以降、急増しており、仲裁判断例が蓄積される一方で、判断の分かれる論点も少なからずある。国際投資仲裁において下された判断は、今後の我が国の投資関連協定交渉戦略に影響を与えうるものである。また、我が国企業が投資先国との紛争解決手段として国際仲裁を積極的に活用できる環境を構築することも今後の課題である[16]。

国際的な企業活動のルールは固定的なものではなく変動的であり、国際投資仲裁や国際商事仲裁はそのルールが形成されるフィールドとしての意味を持つ。国際ビジネスルール形成に影響を与えていくという観点からも、我が国の学者・実務家が国際投資仲裁や国際商事仲裁に積極的に関与することが望まれる。

国際仲裁の活用においては、仲裁ルール及び仲裁場所の整備も重要である。これまで、シンガポール[17]と香港がアジアにおける主な仲裁地であったが、近年は韓国も国際仲裁環境の整備に力を入れており、2013年５月には「ソウル国際紛争解決センター」を設立している。これらの国は、仲裁環境の整備を国際的なビジネス拠点であるために不可欠なツールと位置づけ、振興に努めている[18]。

16　ISDS条項に関しては、公益が制限されるとの懸念を強調する意見も多く見受けられるが、これらの意見が仲裁判断などに関する正確な理解に基づかないと評価する意見もある。ISDS条項と公益制限論を結びつける議論について、引用されることの多いエチル事件及びメタルクラッド事件の概要を紹介した上で当該議論が一定の問題を有していることを指摘する資料として、日本弁護士連合会ADR（裁判外紛争解決機関）センター国際投資紛争特別部会作成「投資協定仲裁制度（ISDS）を巡る議論に関する報告書」（p. 31-33）参照（なお、当該資料は上記特別部会が日本弁護士連合会内の討議資料として作成したものであり、同連合会としての見解を示すものではない）。
上記資料では「二つの事件を精察すればわかるように、ISDS条項、あるいは、これを含む投資保護協定それ自体は、投資家の利益を無条件に公益に優先させるようなことは何ら目的としていない。ただ、前者の事件では、環境保護を達成するための規制手段が内外の事業者に差別的なものであったため、後者の事件では、特に国内法上で権限を与えられていない機関が規制を行ってしまったため、投資保護協定との関係で問題が発生してしまったのである。したがって、これらの二つの事件の特殊性を無視して、事件の最終的な結末のみからISDS条項を公益制限論に結び付けてしまう議論には、一定の問題があると言えるであろう。」との分析が行われている。

17　シンガポールは2015年１月に、シンガポール国際商事裁判所（SICC）を設立した。SICCはシンガポールの裁判所として開設されたものであるが、その審理手続は国際仲裁に類似した特徴を有している（外国の裁判官による訴訟指揮が可能、外国法弁護士による訴訟代理が一定範囲で許容されている、証拠調べに関するルールが柔軟に適用されうる等。）。「シンガポール国際商事裁判所（SICC）の創設及び関連する諸問題（上）」（国際商事法務 Vol 43, No. 10, 2015 p. 1471-1479）参照

18　このような取組もあり、韓国における仲裁件数は増加傾向にある。

第3節 日米経済関係

1. 日米経済対話

2017年2月、安倍総理とトランプ大統領の間で行われた最初の日米首脳会談で、今後、日米経済関係を更に大きく飛躍させ、日米両国、アジア太平洋地域、ひいては世界の力強い経済成長をリードしていくために対話と協力を更に深めていこうという認識で一致し、麻生副総理とペンス副大統領の下で経済対話を立ち上げることを決定した。

2017年4月18日に東京で開催された第1回会合では、経済対話を、貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、及び分野別協力の3つの政策の柱に沿って構成することで一致した。

貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略の柱においては、日米両国は、高い貿易及び投資に関する基準についての二国間枠組み、地域及び世界の貿易環境における日米両国の貿易及び投資イニシアティブの視座、及び第三国に関する懸念への対処について取り上げることで一致した。

経済及び構造政策分野における協力の柱においては、日米両国は、G7による3本の矢のアプローチ（相互補完的な財政、金融及び構造政策）の積極的活用、グローバルな経済及び金融の進展及び課題に関する協力、及び地域におけるマクロ経済及び金融課題に関する協力について取り上げることで一致した。

分野別協力の柱においては、日米両国が相互に経済的利益を促進するため、インフラ、エネルギー分野等で、建設的かつ有意義な議論が行われた。

10月18日には、ワシントンDCで第2回の日米経済対話が開催された。第2回の経済対話では、第1回会合で一致した3つの柱について具体的な成果を得るべく精力的に議論してきたことを評価するとともに、今後とも、日米経済関係を更に深化させるため、建設的な議論を進めていくことの重要性について確認した。また、会合後に日米共同プレス・リリースが発出された。

貿易・投資のルール／課題に関する共通戦略については、日米双方は、二国間の貿易事項に関し、①日本産の柿及びアイダホ産ばれいしょに対する制限が解除されたことを確認するとともに、②自動車貿易分野では、日本がその輸入自動車特別取扱制度（PHP）の下で認証される米国産自動車輸出のための騒音及び排出ガス試験に関する手続を合理化することについて確認した。さらに、③日本が、地理的表示（GI）制度について国内の法及び手続に基づいて透明性及び公平性を確保すること、また、④ライフサイエンス・イノベーションに関する償還政策について透明性を引き続き確保することが確認された。

また、日米双方は、不公正な貿易慣行に対する効果的なエンフォースメント強化や、高い貿易投資基準の推進等に関する専門家レベルの議論が進んでいることを確認した。

経済及び構造政策分野における協力については、①G7による3本の矢のアプローチの積極的活用を再確認した。また、双方は、②金融規制制度を始めとしたグローバルな経済・金融の現状と課題における協力について認識を共有し、③国際開発金融機関の主要なステークホルダーとして、日米両国が最も高い国際基準及び債務持続可能性との整合性を保ちつつ、持続可能かつ包摂的な開発を推進すべく緊密に連携していくことについて確認した。

分野別協力については、日米両国において相互の経済的利益及び雇用創出を促進できる分野で、それぞれ作業を設置し、実質的で幅広い議論が行われ、日米両国のウィン・ウィンの関係を更に強化できる具体的成果が得られつつあることが歓迎された。

日米双方は、この文脈で、①インフラの老朽化対策や高速鉄道の整備を含む交通インフラ協力、投資増大、また第三国におけるインフラ整備等を通じた質の高いインフラの促進、②液化天然ガスや民生用原子力、エネルギーインフラ等を含むエネルギー連携、③グローバルな競争条件の公平化、④デジタルエコノミーに係る連携、⑤女性の経済参画を始めとする包摂的な労働力参加等の分野において議論を深めていくことを確認した。

第Ⅲ-1-3-1 図　日米経済対話（第２回会合）

参考　共同プレスリリース（2017 年 10 月 16 日）

本日、麻生太郎日本国副総理及びマイク・ペンス・アメリカ合衆国副大統領は、日米経済対話第２回会合を開催した。本日の会合において、麻生副総理及びペンス副大統領は、経済対話の議長として、二国間の経済、貿易及び投資関係を強化することの重要性を確認した。強力な内需主導の成長や公正な貿易慣行の促進は、二国間の貿易及び海外直接投資を拡大させることが可能であり、経済成長及び雇用創出に寄与するとともに、よりバランスのとれた貿易をもたらし得る。日米両国は、近い将来に進展を示すために本対話においてモメンタムを構築することにコミットした。

貿易及び投資のルール / 課題に関する共通戦略

（1）第三国による不公正な貿易慣行に対して、更に効果的なエンフォースメント活動をもたらすとともに、（2）高い貿易投資基準を推進する上での共通の関心に係る新しい分野を特定するため、専門家レベルの作業が進行中である。

二国間の貿易事項に関し、日本産柿生果実及びアイダホ産ばれいしょに対する制限の解除を含め、いくつかの初期の進展が得られた。自動車貿易分野では、日本は、輸入自動車特別取扱制度（PHP）の下で認証される米国産自動車輸出のための騒音及び排出ガス試験に関する手続を合理化する。日本は、国際協定を通じて保護を受けるものを含む、地理的表示（GI）制度について国内の法及び手続に基づき、意義ある透明性及び公平性を確保することにコミットした。日本は、また、ライフサイエンス・イノベーションに関する償還政策について意義ある透明性を引き続き確保することにコミットした。日米両国は、近い時期に二国間の貿易事項に関し、更なる進展を達成するための作業を強化することを確認した。

経済及び構造政策分野における協力

日米両国は、G7 で確認された三本の矢のアプローチ（相互補完的な財政、金融及び構造政策）の積極的活用を再確認した。

日米両国は、金融規制制度は、安全性及び健全性に係る高い水準を維持し、金融システムに関する国民への説明責任を確保しつつ、規制によるコスト及び負担を削減するよう調整されるべきであるとの認識を共有した。

国際開発金融機関の主要なステークホルダーとして、日米両国は、最も高い国際基準及び債務持続可能性との整合性を保ちつつ、持続可能かつ包摂的な開発を推進すべく緊密に連携していくことにコミットした。

分野別協力

日米両国は、両国における経済的利益及び雇用創出を促進するために、個別分野について協調を行っている。それらは、投資増大、質の高いインフラの促進及びエネルギー連携の深化に係るプログラム、ビジネスのためのグローバルな競争条件の公平化を図る共有された戦略の策定に向けた対話並びにデジタル・エコノミー及び包摂的な労働

力参加を含む個別分野での協力の促進のための活動に主眼を置いている。

日米両国は、インド太平洋地域におけるインフラ・プロジェクトは、市場競争、透明性、責任ある資金調達、開かれ、公平な市場アクセス並びにグッド・ガバナンスの高い基準と整合的であるべきことを確認した。本日、の日米両国政府は、インフラ整備、資金調達、メンテナンス及び高度道路交通システムを含む交通分野の協力強化のための協力覚書に関する協議を妥結した。

エネルギー連携について、日米両国は、液化天然ガス、高効率石炭、CCUS(二酸化炭素回収・利用・貯留)、民生用原子力、エネルギーインフラを含む様々なエネルギー案件に係る具体的な成果が近い将来に発表されることを期待する。

2. 日米首脳会談（11月、於：東京）

2017年11月6日、トランプ大統領が初来日し、日米首脳会談が開催された。

経済分野では、日米両国が、地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し、第三国の不公正な貿易慣行に対するエンフォースメントに係る協力を進め、地域、ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていく考えであることで一致した。加えて、日米経済関係を更に強化するために、貿易・投資分野において、以下のとおり取り組むことが確認された。

・自動車分野に関し、両国は、二国間で、また、必要に応じて、自動車基準調和世界フォーラム（WP29）を含む国際的フォーラムにおいて、基準と、規制に関する良い慣行の促進において協力を強化することを確認した。加えて、米国安全基準のうち日本より緩やかでないと認めた項目については日本の基準を満たすものとみなすとともに、輸入自動車特別取扱制度下での輸入車に政府の財政的インセンティブの同等の機会を提供することとした。

・ライフサイエンス・イノベーションに関し、日本側は、中央社会保険医療協議会における業界団体の意見陳述時間を延長する等国内制度において透明性を高めることとした。

・また、米側は、蒸留酒の容器容量に係る規制を改正することを検討していることを確認した。

両首脳は、日米経済対話の枠組みの中で、「日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）」を進めていくとの認識で一致した。また、両首脳は、新興市場における開発を支援するため、エネルギー、インフラその他の重要な分野における投資機会に関し協力するとのコミットメントを強調した。また、両首脳は、第三国のインフラ整備を共同で進めるための関連機関の連携で一致した。

さらに、両首脳は、日本企業から米国への投資が高い水準で推移していることを歓迎し、日米双方向で投

第Ⅲ-1-3-2図　日米首脳会談（2017年11月）

資を促進していくことで一致した。

3. 日米首脳会談（4 月、於：フロリダ）

2018 年 4 月 17 日及び 18 日（現地時間）、米国フロリダ州にて、安倍総理大臣は、トランプ大統領と日米首脳会談、少人数会合、ワーキングランチの 3 回会談を行った。

経済について、両首脳はインド太平洋地域における自由で公正な交易を守ることが必要であることを確認した。

また、安倍総理から、日本企業による米国への投資と、それを通じた米国の雇用と輸出の拡大への貢献や、日本企業による米国産エネルギー購入額の増大等を説明し、トランプ大統領はこれを歓迎した。

両首脳は、双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域における経済発展を実現するために、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」を開始し、これを麻生副総理とペンス副大統領の下で行われている日米経済対話に報告させることで一致した。

第Ⅲ-1-3-3 図　日米首脳会談（2018 年 4 月）

4. 日米貿易投資関係の更なる発展に向けた取り組み

1980 年代の貿易「摩擦」は過去のものとなり、自動車産業を始めとする日本企業の広範な投資によって多くの良質な雇用が米国内に生み出されるとともに、イノベーションの創出等により米国人の生活に付加価値をもたらしており、両国経済関係は「協力」を基調とするものとなっている。

こうした理解を更に広げるとともに、日米間の貿易投資関係を更に発展させるため、2017 年 7 月に取りまとめられた「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）行動計画」にも基づき、ジェトロにおいて、①地方都市での「ロードショウ」開催、②州知事・ローカルコミュニティ有力者への個別アプローチ、③対米投資促進のためのセミナー開催、④両国企業の現地でのマッチングイベント開催、などに取り組んでいる。

これは、日本企業にとっては、米国における一層安定した投資環境の維持に繋がるものであるとともに、米国にとっても雇用確保や生活・産業基盤の強化に繋がるものであると評価できる。

5. 米国による鉄鋼及びアルミニウムに係る輸入制限措置への対応

米国は、輸入鉄鋼及び輸入アルミニウムが米国の国家安全保障の脅威であるとし、2018年3月8日、米国通商拡大法232条に基づき、輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与えるとして、鉄鋼に25%、アルミニウムに10%の関税を賦課するとの大統領布告を発出、同月23日より措置を発動した。米国は、当該国からの輸入が米国の安全保障を脅かすことがないよう確保する代替手段に合意できれば、関税を変更または撤廃できる余地を残している（国別除外）。また、米国内で十分に生産できない製品、安全保障上の考慮を要する製品については、米国企業の申請により除外されうるとしている（製品別除外）。

日本からは、従前より米国に対して、同盟国である日本からの鉄鋼やアルミニウムの輸入が米国の安全保障に悪影響を与えることはなく、むしろ、米国の産業や雇用にも多大な貢献をしていること等を粘り強く説明し、除外を求めてきたほか、3月9日及び5月1日に経済産業大臣談話を発表した。

上記国別除外については、3月22日の大統領布告においてメキシコ・カナダ・豪州・アルゼンチン・ブラジル・EU・韓国の7か国・地域が4月30日までの間暫定的に除外された。5月1日には、このうち韓国について、鉄鋼に関する過剰生産と過剰生産能力の削減、韓国から米国に輸入される鉄鋼製品の数量を制限するクォータを含む、米国の稼働率増加に貢献する施策に合意したことから、鉄鋼について232条措置から期間を定めず除外される旨発表された。また、豪州、ブラジル、アルゼンチンが無期限で除外され、メキシコ、カナダ、EUについては暫定除外の期間が5月31日まで延長された。

参考　経済産業大臣談話
米国による鉄鋼及びアルミニウムに係る輸入制限措置の決定について
平成30年3月9日

我が国は、かねてより市場歪曲的な補助金によって世界的な供給過剰が生じている事態を憂慮し、国際協調により、G20、鉄鋼グローバルフォーラムなどで積極的な取組を続けてきた。

米国に対しては、今般の措置の決定に至る過程において、日本からの鉄鋼やアルミニウムの輸入が米国の安全保障に悪影響を与えることはないこと、むしろ、米国の産業や雇用にも多大な貢献をしていること等を粘り強く説明してきた。

こうした中で、3月8日、米国政府が、1962年通商拡大法第232条に基づき、鉄鋼及びアルミニウムの輸入に関して、日本を含む各国からの輸入に対して追加関税を課すことを決定したことは極めて遺憾である。

今般の措置は、単に米国の市場を閉ざすのみならず、アジア地域を含む世界の鉄鋼及びアルミニウム市場を混乱させ、多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねない。

鉄鋼やアルミニウムの世界的な過剰生産に対処することが問題の本質であり、WTOルールに則らない一方的措置の応酬は、どの国の利益にもならないことを改めて各国に呼びかけたい。

我が国としては、今後、措置の内容及び日本企業への影響を十分に精査した上で、WTOの枠組みの下、必要な対応を検討するとともに、対象から除外するよう改めて米国への働きかけを行っていく。同時に、我が国としては、自由貿易を堅持する立場から、WTOルールに則った解決を図ることが適切であると関係国に訴えていく。

参考　経済産業大臣談話
米国による鉄鋼及びアルミニウムに係る輸入制限措置について
平成30年5月1日

我が国はこれまで米国政府に対し、1962年通商拡大法第232条に基づく鉄鋼及びアルミニウムの輸入に対する追加関税について、日本からの鉄鋼やアルミニウムの輸入が米国の安全保障に悪影響を与えることはないこと、むしろ、米国の産業や雇用にも多大な貢献をしていること等を繰り返し説明し、日本を対象から除外するよう要請してきた。

それにも関わらず、今般の決定において、米国政府が、日本を対象から除外しなかったことは極めて遺憾である。

我が国としては、WTO の枠組みの下、必要な対応の検討を進めるとともに、引き続き、対象から恒久的に除外するよう断固として米国への働きかけを行っていく。

第4節 WTO

1. WTO関連ルール形成動向

本節では、WTO[19]に関わる最近の動きとして、ドーハ・ラウンド交渉の状況、①ITA（情報技術協定）拡大交渉、②EGA（環境物品協定）交渉、③TiSA（サービスの貿易に関する新たな協定）交渉といったラウンド外のプルリ交渉のほか、保護主義抑止に向けた取組、WTO協定の実施、我が国の紛争解決手続の活用を概観する。

（1）WTO全体の動向

2001年にカタールのドーハで行われた第4回WTO閣僚会議においては、WTO設立後初のラウンド交渉として途上国の要求に配慮する形でドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）が立ち上げられた。同ラウンドは農林水産物や鉱工業品の貿易のみならず、サービス貿易の自由化に加え、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、貿易と環境、開発のほか、ルール作りを検討すべき分野として投資、競争、貿易円滑化なども含んでいた（第Ⅲ-1-4-1表）。

ドーハ・ラウンドは、全加盟国一致（コンセンサス）を原則としているため、先進国と新興途上国の間の利害対立により交渉がなかなか進まず、2001年の立ち上げ後一進一退を繰り返したが、2008年7月の閣僚会合に決裂した後、交渉が停滞した（第Ⅲ-1-4-2図）。2011年12月の第8回閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しがないことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された。その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議（MC9）において精力的な交渉の結果、WTO設立後初のマルチ協定である貿易円滑化協定を含むバリ・パッケージが合意された。

その後、第10回WTO閣僚会議（MC10）における成果につき、加盟国で検討が進められたが、14年間の長期の交渉にも関わらず十分な成果を出せていないドーハ・ラウンド交渉に代わる「新たなアプローチ」

第Ⅲ-1-4-1表
ドーハ・ラウンド　一括受託の交渉項目と主要論点[20]

農業	関税・国内補助金削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA（非農産品市場アクセス）	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外貨規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続きの簡略化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S&D）
TRIPS（知的所有権）	ワイン・スピリッツの地理的表示（GI） 他国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品、サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成。

19 1930年代に蔓延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948年に、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とするGATT（関税及び貿易に関する一般協定）が発効した。GATT締約国は、数次のラウンド交渉を含む8度の多角的交渉を経て、相当程度の関税削減及び関税以外の貿易関連ルールの整備を実現し、1995年には、GATTを発展的に改組してWTO（世界貿易機関）を設立した。現在164か国が加盟するWTOは、①交渉（ラウンド交渉などによるWTO協定の改定、関税削減交渉）、②監視（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）、③紛争解決（WTO紛争解決手続による貿易紛争の解決）の機能を有し、多角的な貿易を規律する世界の貿易システムの基盤となっている。具体的には、①WTOの交渉機能については、2001年、WTO設立後初のラウンド交渉として「ドーハ開発アジェンダ」が立ち上げられ、14年経った現在に至るまで交渉が継続されている。ラウンド交渉が進まない中、ITA拡大交渉のほか、EGA（環境物品協定）交渉や新たなサービス貿易協定交渉といった有志国による個別ルール・分野毎の複数国間交渉（プルリ交渉）が積極的に行われてきた。②WTOの監視機能は、保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化しており、保護主義監視、保護主義抑止のための政治的コミットメントが重要となっている。③WTOの紛争解決機能は、二国間の貿易紛争を政治化させることなく中立的な準司法的手続によって解決するシステムである。WTOにおいて、協定（ルール）の実施に係る紛争解決手続が有効に機能しており、新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。我が国もルール不整合である他国の措置による自国の不利益を解消し、先例の蓄積によってルールを明確化させることを目指し積極的に活用している。

20 ラウンド立ち上げ当初は、投資、競争、貿易円滑化、政府調達の透明性のいわゆる「シンガポール・イシュー」が検討の対象として含まれていたが、カンクン閣僚会議で貿易円滑化のみにつき交渉を始めることとされた。

第Ⅲ-1-4-2 図　ドーハ・ラウンド交渉の経緯

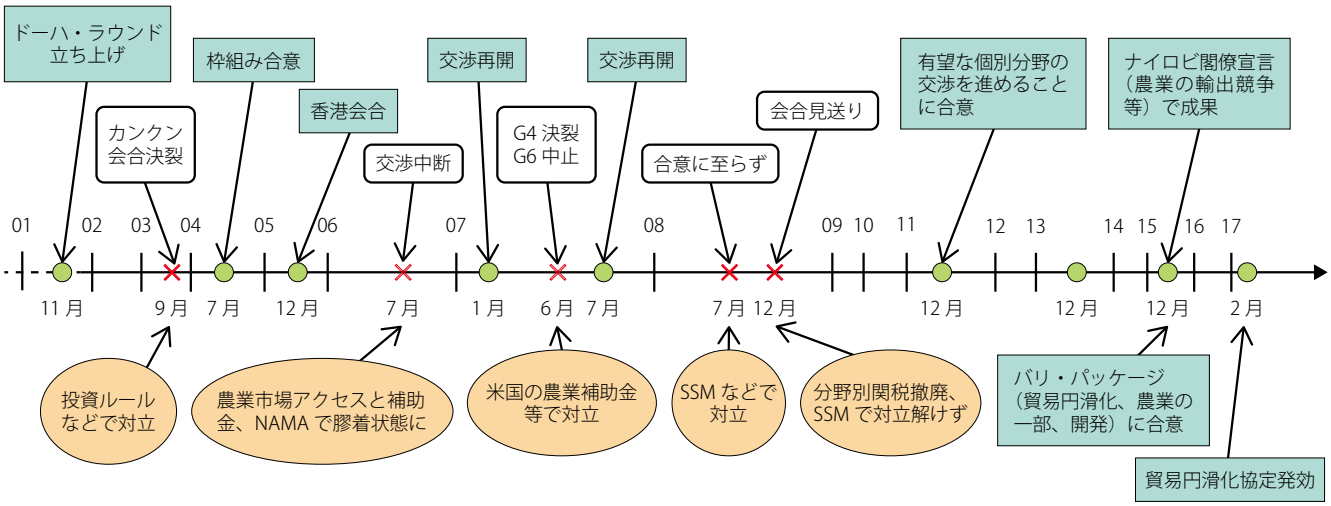

が必要であるとする先進国と交渉継続を主張する途上国の間での見解の懸隔が明らかになった。また、グローバル・バリュー・チェーン（GVC）の深化や IT 技術など時代の変化に対応するための新たな課題についても、米、EU、日本等の先進国と新たな課題への取組に慎重な姿勢を示すインド、中国等の途上国の間で意見は対立した。

このような中、2015 年 12 月にケニア・ナイロビで開催された第 10 回 WTO 閣僚会議（MC10）においては、農業の輸出競争（輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等）、開発分野で合意を得るとともに、ITA 拡大交渉の妥結をみた（詳細後述）。ドーハ・ラウンドの今後の扱い及び新たな課題への取組については、最終的に見解は一致せず、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉についての双方の主張が両論併記され、時代に即した新たな課題への取組を求める国があることも明記された。

MC10 以降の議論では、2016 年の G7 首脳宣言、G20、APEC の各首脳会合、貿易担当大臣会合の宣言文に見られるように、新たな課題への取組の重要性が引き続き取り上げられた。新たな課題としては、中小企業、投資及びグローバル・バリューチェーン（GVC）等もあるが、各国の関心が特に強いものは、電子商取引であった。2016 年 7 月の WTO 電子商取引特別会合では、多くの国から電子商取引に関する論点や必要と考えるルールについて提案が出され、我が国からも提案を行った。他方、交渉の進展を警戒する新興国・途上国からは、開発に焦点をあてた主張が展開され、議論は停滞した。2017 年 1 月にダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合では、第 11 回定期閣僚会議（MC11　於ブエノスアイレス）に向けては、実現可能な分野について、具体的で的を絞った議論を始めるべきとの意見が多数を占めた。しかしながら 12 月の閣僚会議に向けた調整が本格化しても、各論点における議論の収斂はなかなか見られなかった。ドーハ開発アジェンダに関しても、農業の国内支持と公的備蓄、漁業補助金等での合意を目指し議論が続けられた。電子商取引、中小企業等の新たな課題の分野では、依然として途上国の一部を中心として議論を進めることに強い警戒感がみられた。主要分野では大きな前進がないまま第 11 回閣僚会議を迎えることとなった。

第 11 回閣僚会議は 2017 年 12 月にアルゼンチンのブエノスアイレスで行われた。成果文書については、閣僚会議の最終日まで参加閣僚による交渉が行われたが、閣僚宣言はまとまらず、議長声明の発出にとどまった。また、農業についても、今後の交渉の進め方を含め合意を得ることはできず、先進国、途上国等立場が異なる多くの国の全会一致による合意の難しさが閣僚会議の場においても示された形となった。そうした中でも、各加盟国からは WTO に関与し続ける姿勢は示され、全加盟国での目立った成果は出せなかったものの、漁業補助金について、第 12 回定期閣僚会議に向けて議論を継続することとなった。また、電子商取引、中小企業（MSMEs）、投資円滑化といった今日的課題について、今後の WTO における議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。特に、電子商取引については我が国の主導により、豪州、シンガポールと共に、WTO における電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの意思を共有する国を集めた有志国閣僚会合を開催し、米国や EU をはじめ先進国から途上国ま

で全70ヵ国・地域が参加する共同声明の発出に至った。全加盟国での合意形成の難しさが改めて明らかになる一方、分野毎に有志国で交渉を主導していく新たなアプローチの方向性が示され、第11回WTO閣僚会議は閉幕した。なお、本閣僚会議のマージンで、日本の呼びかけにより、世耕経済産業大臣、マルムストローム欧州委員（貿易担当）及びライトハイザー米国通商代表により日米欧三極貿易大臣会合が開催された[21]。グローバルな競争条件平準化の確保のため、第三国による市場歪曲的措置の排除に向けた、三極間協力の拡大に合意する共同声明を発出した。

その後電子商取引については、MC11で発出された共同声明にもとづき、交渉に向けた探求的作業を行うため、第1回の有志国会合が2018年3月に、第2回の有志国会合が4月に、いずれもジュネーブで開催された。

（2）ITA（情報技術協定）拡大交渉

第10回WTO閣僚会議（MC10）の重要な成果の一つがITA（情報技術協定）の拡大交渉の妥結であった。201対象品目の全世界年間貿易額約1.3兆ドルは総貿易額の約10％を占める規模であり、2016年7月1日から関税撤廃が順次開始されており、2019年7月には約90％の関税が、2024年1月には全品目の関税が完全に撤廃される。

① 拡大交渉の背景

ITA拡大交渉に先行して合意されたIT製品の関税撤廃に関するITA（情報技術協定）は、1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議の際に日米EU韓など29メンバーで合意され、1997年に発効した。その後の参加国拡大の結果、2016年3月末現在、対象品目17の世界貿易総額の97％以上を占める82メンバー（中国、インド、タイが含まれているが、メキシコ、ブラジル、南アフリカ等は未参加）が協定に参加している。ITAは世界貿易総額の約15％（5.3兆ドル（2013年））の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

ITA協定の発効からの技術進歩を受け、ITA協定の品目リスト拡大と品目リストの対象範囲の明確化に対する各国産業界からの期待の高まりもあり、新たにITAの対象とする品目リストの拡大や、対象品目の明確化を目的として、2012年5月にITA拡大交渉が立ち上げられた。

② 拡大交渉妥結までの経緯

交渉立ち上げ以降、月に1回の頻度で交渉会合がジュネーブで開催され「品目候補リスト」の作成が進み、2012年秋からは、フィリピン、シンガポール、中国が参加し、品目候補の絞り込みが始まったが、中国が多くの対象品目の除外を主張したため、交渉はしばしば中断された。

2014年11月のAPEC北京首脳会議の際に行われた米中首脳会談における米中間の対象品目合意の後、2015年7月、交渉参加メンバーは拡大対象品目201品目（新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタルAV機器、医療機器等）に合意し、同月、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文とともに、WTO一般理事会で報告・公表された。

同年9月からは、我が国がITA拡大交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を行った。そして、2015年12月、ケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）において、林経済産業大臣が議長を務め、対象品目の世界貿易額の90％以上をカバーする、53メンバー（EU加盟国28か国を含む）で交渉妥結に至った。

201対象品目の全世界貿易額は年間1.3兆ドルを上回り、世界の貿易総額の約10％に相当し、自動車関連製品が世界貿易に占める割合4.8％を大幅に上回る規模である。日本からの201対象品目の対世界輸出額は約9兆円と総輸出額約73兆円の約12％を占め、関税削減額は約1700億円と試算される。

（3）EGA（環境物品協定）交渉

① 議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合（CTESS）の設置が盛り込まれたことを受け、CTESSにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、

21　日米欧三極貿易大臣会合についてはコラム8参照。

APEC に場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011 年 11 月の APEC ホノルル首脳会議で、2015 年末までに対象物品の実行関税率を 5%以下に削減する旨合意され、2012 年 9 月の APEC ウラジオストク首脳会議で、その対象品目として 54 品目に合意した。

② 交渉立ち上げまでの経緯

APEC で環境物品 54 品目の関税削減が合意されたことを受け、2012 年 11 月、環境物品の自由化推進国で形成する「環境フレンズ」メンバー（日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー）は、WTO での今後の環境物品自由化の交渉の進め方について議論を開始した。

その後、2013 年 10 月の APEC バリ首脳会議で、APEC 環境物品リストを基に WTO で前進する機会を探求する旨合意したことを受け、ジュネーブにおける議論が加速した。2014 年 1 月、ダボスの WTO 非公式閣僚会合の開催にあわせ、有志の 14 メンバー（日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ）は、WTO における EGA（環境物品協定）交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014 年 7 月、有志の 14 メンバーで EGA 交渉を立ち上げ、APEC で合意した 54 品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

③ 交渉の現状

2014 年 7 月以降、2 か月に 1～2 回程度のペースで交渉会合がジュネーブで開催され、各メンバーからの要望品目の積み上げ作業が行われた。

2015 年 4 月以降、積み上げが行われた品目について、環境クレディビリティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015 年 11 月の交渉会合では、同年 12 月のケニア・ナイロビで開催された第 10 回 WTO 閣僚会議（MC10）での品目合意を目指し議論が行われたものの、結局合意には至らなかった。交渉参加メンバーは、2015 年 1 月にはイスラエル、5 月にはトルコとアイスランドが加わり、2018 年 3 月末現在、18 か国・地域が参加している。

2016 年 9 月の G20 杭州サミット首脳宣言において、EGA 交渉の「着地点」到達を歓迎し、年内妥結に向けた努力を倍増するとされたことを踏まえ、同年 12 月に妥結を目指し閣僚会合を開催したが、対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかった。

今後の交渉スケジュールは未定だが、我が国としては、2017 年 8 月に EGA 北京シンポジウムを主催するなど早期交渉再開のモメンタム醸成に取り組んでいる。

（4）TiSA（サービスの貿易に関する新たな協定）交渉

1995 年の GATS 発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及を始めとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の態様が大きく変化してきていることを背景に、WTO においても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国は FTA や EPA の締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011 年 12 月の第 8 回 WTO 閣僚会議（MC8）の結果を受け、2012 年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。我が国を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21 世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013 年 6 月に本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行い、交渉を継続してきた。2015 年 6 月、2016 年 1 月、6 月及び 10 月には非公式閣僚会合が開催され、先進的な新協定を 2016 年末までに策定することを目標に交渉が加速化された。2016 年 12 月に開催された交渉会合において、各交渉参加国・地域は、年内の実質合意は困難になったものの、翌年以降の早期妥結に向けて引き続き連携していくことで一致した。2017 年 3 月末現在のメンバーは、23 か国・地域（日本、米国、EU、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン及びモーリシャスで、EU 各国を含めると 50 か国）である。

（5）保護主義の抑止

世界経済危機以降、自国産業支援や雇用確保を目的とした保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各

国で高まった[22]。そうした国内の圧力を受けて保護主義的措置をとる国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延し、世界貿易・経済に悪影響を及ぼすことが懸念された。そうした中で、多角的貿易体制の中核であるWTOは保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化しており、下記に述べるような保護主義監視、保護主義抑止のための政治的コミットメントが重要となっている。

2017年11月に公表されたG20諸国・貿易投資措置に関する報告書（第18版）は、G20諸国が新たに導入した貿易制限的措置数は減少したものの、輸入促進措置よりも輸入制限的措置がカバーする貿易額がわずかに上回っているとして、G20諸国が保護主義に対抗する努力を強化するよう訴えている。こうした報告書は、各国の貿易措置の監視を強化し、保護主義的措置の拡散を防止する効果が期待される。

また、G20やAPEC等の国際フォーラムの場では保護主義抑止を求める国際的な高いレベルの政治宣言がなされてきた。加盟国はWTO協定を遵守する義務を負うが、政治合意により協定以上のコミットが表明されるという意義がある。例えば、2017年5月のG7タオルミーナ・サミット、7月のG20ハンブルク・サミット、11月のAPEC首脳会合の成果文書において、保護主義抑止の必要性について再確認した。

G20、APEC等における保護主義抑止の政治宣言については、保護主義抑止の実効性を高めるため、WTO整合的であっても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の最大限の自制に加えて、二つの大きな要素が存在する。一つは、「スタンドスティル（現状維持）」のコミットメントであり、新たな保護主義的措置を実施しないことを約束している。もう一つは、既に導入された保護主義的措置を是正すること、すなわち、「ロールバック」のコミットメントである。例えば、2016年9月に中国・杭州で開催されたG20杭州・サミットでは、2018年まで「スタンドスティル」及び「ロールバック」のコミットメントを延長することが再確認されたほか、2017年11月のAPEC首脳会合では2020年まで「スタンドスティル」約束を延長することが確認された。また、G20ハンブルグ・サミット及び2017年11月のAPEC首脳会議では、保護主義的措置には全ての不公正な貿易慣行が含まれることが確認された。

（6）WTO協定（ルール）の実施

WTO協定は、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。この紛争解決手続による措置の是正勧告は、履行監視手続や履行されない場合の対抗措置等も用意されており、履行率が高く実効性が高いものとなっている。また、通商摩擦を政治問題化させずに解決することができるという点でも有益である。1995年のWTO発足以来、紛争解決手続が利用された案件は538件（2018年3月現在。協議要請が行われたがパネル設置に至らなかったものを含む。）に上っている。

我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託している案件のうち経済産業省が関与して、解決を図っている最近の事例の詳細は、下記2.を参照されたい。

22 『通商白書2009』第2章第3節参照

コラム 8

日米欧三極貿易大臣会合

2017年12月12日、日本の世耕経済産業大臣が呼びかけ、米国のライトハイザー通商代表、EUのマルムストローム欧州委員（貿易担当）の参加により、MC11（第11回WTO閣僚会議）のマージンで初めて開催された（於アルゼンチン・ブエノスアイレス）。日本、米国、EUの三極が連携し、第三国による市場歪曲的な措置に対処していくことに合意した。

2018年3月10日には第二回会合を開催された（於ベルギー・ブラッセル）。①産業補助金に対するルールの強化に向けた検討、②WTOにおける共同提訴の検討、③G7、G20、OECDといった国際フォーラムにおける連携、等の具体的な共同アクションに合意した。

コラム第8-1図　第一回三極貿易大臣会合

コラム第8-2図　第二回三極貿易大臣会合

2. WTO紛争解決手続を活かした取組

我が国は、ルール不整合である他国の措置による自国の不利益を解消すること、また、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中でも先例の蓄積によって貿易ルールを発展させることを目指して、WTOの紛争解決手続を積極的に活用してきた。我が国が当事国として協議を要請した案件は23件あり、近年では対新興国の案件が多い。係争中の4件を除く19件のうち、18件は我が国の主張に沿った解決がなされている（2018年3月末現在）。また、我が国は、先例形成を通じたルールの発展の観点から、第三国としても多くの案件に参加（第三国参加）し、重要な論点に関して我が国の立場を述べている。

我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託している案件のうち、経済産業省が関与して、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

(1) インドの鉄鋼製品に対するセーフガード措置等

2015年9月、インド政府は自動車、建材向けの熱延コイルに対するセーフガード措置を暫定発動し、2016年3月に本発動した。また、インド政府は2016年2月に鉄鋼製品の最低輸入価格（MIP）を設定し、この価格を下回る製品の輸入を禁止・制限する措置を開始した。

インド政府によるセーフガード措置は、GATT19条で規定される要件やセーフガード協定で規定する発動要件及び手続要件を満たしておらず、WTO協定に違反する可能性がある。また、MIP制度は、一定の価格を下回る製品の輸入を禁止･制限する措置であり、GATT11条に違反する可能性がある。以上のことから、2016年12月、我が国は、インドに対して協議要請を行い、翌年4月、パネルが設置され、現在パネルにおいて審理が行われている。なお、MIP制度は時

限措置であり、インド政府は、2017年2月に時限措置の延長を行わず、同制度は失効しため、パネル設置要請の対象はセーフガード措置のみとしている。

(2) 韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置

2014年2月、韓国政府は我が国からの空気圧伝送用バルブの輸入に対するアンチ・ダンピング調査を開始し、2015年8月に課税措置が開始された。

本措置は、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係の認定等に関し、アンチ・ダンピング協定に違反する可能性があるため、2016年3月、我が国は、韓国に対して協議要請を行い、同年7月、パネル設置を要請、パネルにおいて審理が行われた。

2018年4月、パネル最終報告書が公表された。同報告書は我が国の核となる主張を認め、韓国の上記課税措置は、損害・因果関係の認定や手続の透明性に問題があり、アンチ・ダンピング協定に整合しないと判断し、韓国に対し措置の是正を勧告した。

(3) ブラジルの自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

ブラジル政府は、2011年12月、自動車に対するIPI(工業製品税)を30%引上げるとともに、翌年、新自動車政策(イノバール・アウト)を発表し、国内の自動車メーカーに対し、一定の生産工程の実施及び国産部品の使用等を条件にIPIを最大30%減税することとした。また、情報通信分野においても、一定の部品の製造及びこれを使用した最終製品の組立て等の国内実施を要件として、当該産品にかかる間接税を大幅に減免する措置を導入している。

これらの措置は、WTO協定上の内国民待遇義務等に違反する可能性があるため、2015年7月、我が国はブラジルに対して協議要請を行い、同年9月、パネル設置を要請し、同月パネルが設置された(EUは、2014年10月にパネル設置要請を実施。)。2017年8月、パネルは我が国及びEUの主張を受け入れたが、ブラジルはパネルの判断を不服として上訴している。

第５節　G7/G20 及び OECD 関連会合

1. G20 ハンブルグ・サミット（2017 年７月）

2017 年７月に開催された G20 ハンブルグ・サミットでは、首脳宣言において、「開かれた市場を維持する」とともに、「全ての不公正な貿易慣行を含む保護主義と引き続き闘う」こと、「公平な競争条件を確保するため努力する」こと、「ルールに基づく国際的貿易体制の極めて重要な役割を強調する」こと、「交渉、監視、紛争解決制度に関わる WTO の機能の向上のため協力する」こと等について合意した。

また、過剰生産能力についても、「過剰生産能力が国内生産、貿易及び労働者に与える継続的な負の影響を認識」するとともに、「集団的な解決策を見出すための協力を一層強化することにコミット」した。また、「政府及び関連主体による市場歪曲的な補助金及びその他の支援措置の撤廃を緊急に求める」こと、「鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの構成国に対し、鉄鋼の過剰生産能力を減少させる具体的な政策的解決策を速やかに構築する」よう要請するとともに、「2017 年 11 月までに、具体的な政策的解決策を含む実質的な報告がなされること、また、2018 年中に進捗をフォローアップする報告がなされること」への期待が表明された。

さらに、翌年以降の議長国について、2019 年は日本で、2020 年はサウジアラビアで G20 を開催することも決定された。

2. 鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム閣僚会合（2017 年 11 月）

2016 年の G20 杭州サミット首脳宣言を受け、G20 及び関心を有する OECD 加盟国をメンバーとする「鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム」が 2016 年 12 月に設立された。OECD 事務局がファシリテーターを務め、2016 年 12 月からの初年度は、ドイツ、米国、中国が、2017 年 12 月からの本年度はアルゼンチン、EU、インドが共同議長を務めている。2018 年３月までに事務レベルの会合を７回開催し、各国の粗鋼生産能力や政府支援措置等に関する情報共有等を実施。また、G20 ハンブルグ・サミットを受け、2017 年 11 月 30 日には閣僚級の会合を初開催し、市場歪曲的な補助金措置の除去に向けた実効性あるレビューを行うことや国有企業と民間企業の同等の扱い等、過剰生産能力問題に対処するために各国が実施すべき６つの原則の政策的解決策を含む、１年間の成果を報告書として取りまとめた。2018 年においては、これらを着実に実行するため、引き続き、生産能力及び政府支援措置に関し、情報の共有と相互のレビューを行うとともに、６月には２回目の鉄鋼グローバルフォーラム閣僚会合を開催し、さらなる行動計画策定等の議論を行う予定である。

3. OECD 閣僚理事会（2018 年５月）

2018 年の OECD 閣僚理事会は、フランス議長下で、「より責任ある、効果的で、包摂的な成果を得るための多国間主義のテコ入れ」をテーマとして、５月 30-31 日にパリで開催された。貿易・投資セッションでは、ルールに基づく多角的貿易体制の重要性や、いかなる貿易措置も WTO 整合的でなければならないこと、問題の根本原因である市場歪曲的措置を除去し、公平な競争条件を確保することの重要性等について議論した。世耕経済産業大臣からは、補助金の国際ルールの強化、強制技術移転への対処、輸出信用作業部会や鉄鋼グローバル・フォーラムの作業加速化の重要性を指摘し、いずれも議長声明に反映された。

4. G7 シャルルボワ・サミット（2018 年 6 月）

2018 年の G7 においては、議長国カナダより「皆が裨益する経済成長」、「経済成長、将来の仕事」、「平和で安全な世界」、「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメント」、「気候変動、クリーンエネルギー」、「海洋」といったテーマが示され、2018 年 6 月に開催された G7 シャルルボワ・サミットでは上記テーマを踏まえつつ、貿易についても議論が行われた。首脳コミュニケにおいて、自由、公正、かつ互恵的な貿易及び投資が、成長や雇用創出の主要な原動力であるとの認識の下、G20 ハンブルク・サミットの貿易に関する結論、特に、ルールに基づく国際貿易体制の極めて重要な役割を強調し、引き続き保護主義と闘うことに改めてコミットした。また、二国間、地域間及び複数国間の協定の重要性、WTO の近代化、関税障壁、非関税障壁及び補助金の削減に向けて取り組むことも確認された。

また、公平な競争条件を促進するため、市場指向的ではない政策・慣行及び強制技術移転やサイバーによる窃取等の不適切な知的財産の保護への対処、市場歪曲的な産業補助金及び国有企業による貿易歪曲的な行動などに関する国際ルール強化のための本年の交渉開始、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの取組促進、アルミニウムやハイテク分野等での過剰生産能力の回避、及び輸出信用に関する新たな国際指針の 2019 年のなるべく早期の策定などの重要性についても一致した。

5. 2019 年 G20 日本開催に向けて

2018 年 4 月、日本政府は 2019 年 6 月 28-29 日に大阪において G20 首脳会合を開催することを発表した。また、「貿易・デジタル経済大臣会合」を 2019 年 6 月 8-9 日に茨城県つくば市で開催することを発表した。同会合では、自由貿易の推進や、IoT や AI 等の革新的技術を通じて世界の経済成長を力強いものとするための G20 の取組について議論予定である。

第６節　APEC

ベトナムが議長を務めた2017年のAPEC閣僚会議・首脳会議では、経済的・金融的・社会的包摂の促進に関する行動アジェンダとともに、ボゴール目標の達成年である2020年以降を見据えたAPECビジョン形成を進めることに合意された。また、多角的貿易体制を支えるAPECの重要な役割を強調するとともに、レベル・プレイング・フィールドの確保に取り組むことや、あらゆる不公正な貿易慣行を含む保護主義と闘うことにAPECが改めてコミットすることが確認された。アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）については、その最終的な実現に向けたプロセス進展へのAPECのコミットが再確認された。

デジタル貿易については、電子商取引とデジタル貿易を含むインターネット及びデジタル経済の発展を促進するための行動の検討をすることが確認され、「APEC越境電子商取引円滑化枠組」が承認された。連結性・質の高いインフラについては、我が国が提案する「インフラ開発・投資のピアレビュー及び能力構築」の進捗を含む「質の高いインフラ」に関連する一連の進展が歓迎されるとともに、「インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」の改定開始が歓迎された。

2018年はパプアニューギニア（PNG）がAPECの議長を務め、「包摂的な機会の活用、デジタル未来の受　容（Harnessing Inclusive Opportunities, Embracing the Digital Future）」をテーマに、（1）連結性の向上、地域経済統合の深化、（2）持続可能で包摂的な成長の促進、（3）構造改革を通じた包摂的成長の強化の３つの優先課題の下に議論を進めている。5月に開催されたAPEC貿易担当大臣会合では、閣僚声明においてデジタル貿易や質の高いインフラの重要性等が確認されるとともに、多角的貿易体制の支持・強化・改善や、保護主義及び貿易歪曲的措置への対抗等について盛り込んだ「多角的貿易体制の支持に関する議長声明」が発出された。１年を通じたAPECの活動の成果は11月にポートモレスビーで開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議で取りまとめられる予定である。

我が国としては、2010年の「横浜ビジョン」を基礎とした議論の流れを着実に引き継ぎつつ、FTAAPを始めとするアジア太平洋地域の経済統合に取り組んでいくとともに、質の高いインフラ開発・投資の促進等に関する具体的な取組を進め、この地域の力強い成長力を取り込みつつ、我が国に豊かさと活力をもたらすよう政策を実現していく。また、時代の変化に合わせてAPECにおいてもデジタル貿易等の新しい経済・貿易アジェンダを積極的に進めていくとともに、市場歪曲措置の是正やレベル・プレイング・フィールドの確保にも取り組み、2020年以降を見据えたAPECビジョン形成に積極的に関与していく。

第Ⅲ-1-6-1図　APEC閣僚・首脳会議

APEC閣僚会議（経済産業省HP）

APEC首脳会議（APEC事務局）

第2章 新興国戦略

第1節 中国

第2節 ASEAN・大洋州

第3節 インド

第4節 ロシア

第5節 中東

第6節 アフリカ

第2章 新興国戦略

第1節 中国

〈今後の方針〉

中国はGDP世界第2位の経済大国であり、日本と緊密な経済関係を有する重要な隣国である。日中関係は、2017年に日中国交正常化45周年、2018年に日中平和友好条約締結40周年という節目の年を迎えており、特に2017年11月にベトナム、フィリピンで相次いで行われた日中首脳会談を契機に、日中経済交流の機運が高まってきている。

本年の施政方針演説等において、安倍総理は、早期の日中韓サミット開催による李克強総理の日本への招待、安倍総理自身の訪中、習近平国家主席の日本訪問に言及し、ハイレベルな往来を深めることで、日中関係を新たな段階へと押し上げ行く方針を示している。こうした方針に基づき、今後、政府間、官民による日中経済界交流や民間企業間のビジネス協力の後押し等を通じて、日中経済関係のさらなる強化を目指していく。

〈進捗状況〉

2017年5月14日から15日にかけて、「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムが中国・北京で開催され、松村経済産業副大臣他が参加した。14日午後には、6つのテーマ別分科会（①政策コミュニケーション、②インフラ連結性、③貿易円滑化、④資金融通、⑤民心交流、⑥シンクタンク交流）が同時開催された。

2017年11月にベトナム・ダナンで開かれたAPEC首脳会議においては、安倍総理大臣と習近平国家主席の間で日中首脳会談が行われ、日中双方は以下の点について一致した。

①経済関係の発展が両国の最も重要な基盤の一つであり、金融、食品貿易、環境・省エネ、観光、少子高齢化などの幅広い協力を進めていくこと、及び両国の経済界の交流を後押ししていくこと、

②ルールに基づく自由で開かれたwin-winの関係を築くため協力していくことが重要であり、民間企業間のビジネスを促進し、第三国でも日中のビジネスを展開していくことが、両国のみならず対象国の発展にとっても有益であること、

③「一帯一路」を含め、日中両国が地域や世界の安定と繁栄にどのように貢献していくか共に議論していくこと。

同月、フィリピン・マニラで開かれたASEAN関連首脳会議において、安倍総理大臣は李克強総理とも会談を行い、基本的に同様の内容で一致した。

この首脳会談で安倍総理から言及があった、第43回日中経協合同ミッションが11月20から26日にかけて、実現した。日中経済協会、日本経済団体連合会（経団連）及び日本商工会議所の三団体から構成される代表団（過去最大の約250名）が、北京市及び広東省を訪問した。21日には、李克強総理と非常に良好な雰囲気の中、過去最大となる1時間の会談が行われた。李総理からは、日中関係改善のためには、両国経済界の交流を促進することで、基礎を強固にするという新しい貢献が必要である旨の意向が示された。また訪中団からは、WTOルールの遵守を依頼すると共に、インターネット安全法及び独禁法の運用、資本流出規制、輸出管理法案等に係る懸念と改善を依頼した。

日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）は、経団連が、中国国際経済交流センター（CCIEE）とともに、経済界の交流促進及び共通課題の意見交換の場として、2015年より毎年日中で相互に開催しているもので、2017年12月4日から5日にかけて東京で第3回が開催された。

安倍総理大臣、福田康夫元総理大臣、榊原定征経団連会長、曾培炎CCIEE理事長（元国務院副総理）をはじめ日中両国から約100名が参加し、日中両国の経

済情勢や今後の展望のほか、①貿易・投資・金融協力（経済連携を含む）、②成長分野における協力（ヘルスケア、観光、環境）、③インフラ整備（一帯一路を含む）分野について意見交換を実施するとともに、日中経済界の交流を強化し、戦略的互恵関係の継続的な発展に資する取り組みを推進していくことで一致し、共同声明を発表した。

来賓スピーチにおいて安倍総理大臣は、インフラ分野における日中の互恵的な経済関係は二国間貿易にとどまらず、アジアの人々の繁栄にも大きく貢献するものだと指摘し、今回の対話が日中経済界の協力関係において新たなスタートとなることを期待すると述べた。

また、世耕経済産業大臣は、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）やWTOなどの通商枠組みにおいて、日中両国で協力してグローバルなビジネス環境の改善を実現していくこと及び日中両国が第三国におけるビジネス協力を具体的に進めていくことが重要との考えを示した。

2017年12月24日には東京で第11回日中省エネルギー・環境総合フォーラムが開催され、日中官民関係者合わせて約860名が参加した。日本側からは、世耕経済産業大臣、平木大作経済産業大臣政務官、中川雅治環境大臣、宗岡正二日中経済協会会長他が出席し、中国側からは、張勇国家発展改革委員会副主任、高燕商務部副部長他が出席した。午前中に行われた全体会議では、世耕経済産業大臣があいさつを行い、前回のフォーラムからの取組状況、2017年11月に行われた日中首脳会談を受けて、日中企業の第三国市場協力を後押ししていくこと等について述べた。午後に6つの分科会が開かれたが、特に第11回では「第三国市場展開分科会」が新設され、これまでの第三国における日中協力案件を紹介の上、更なる協力に向けた、日中両国の政府・民間企業間で数多くの具体的かつ前向きな議論がなされた。また協力プロジェクト文書交換式が行われ、新規23件の日中間の協力プロジェクトについて合意文書の交換があり、第1回からの累計で336件に達した。

2018年4月16日には第4回日中ハイレベル経済対話が東京で開催された。2010年以来約8年ぶりの開催となり、日本側からは河野太郎外務大臣、世耕弘成経済産業大臣他が参加し、中国側からは王毅国務委員兼外交部長、鍾山商務部長他が出席し、マクロ経済政策、日中間の経済分野における協力と交流、第三国における日中協力、東アジアにおける経済連携及び地球規模課題への対応等について議論した。

経済産業省の関係では、以下の点において主な成果があった。

①第三国での日中のビジネス協力について、意思疎通を維持し、官民の関係者による議論の場及び具体的な進め方、協力案件を検討することを確認

②サービス産業協力の枠組みとして、「日中サービス協力メカニズム」の構築、高齢化分野でのシンポジウムの開催を提案し、協力の方向性について確認

③過剰生産能力、補助金の在り方、外資開放、知財権保護、サイバーセキュリティ、輸出管理等を巡る公平な競争条件の確保、公正かつ自由で開かれたビジネス環境の整備の必要性について伝達

なお、4月15日には世耕経済産業大臣が、日中ハイレベル経済対話に合わせて来日した鍾山商務部長及び張勇国家発展改革委員会副主任とそれぞれ会談を行った。

2018年5月9日に第7回日中韓サミットが東京で開催された。この機会を活かして、安倍総理大臣と李克強総理の間で会談が行われた。両首脳は4月に行われた日中ハイレベル経済対話の議論も踏まえ、経済産業省関連では主に以下の点について一致した。

① RCEPや日中韓FTAの交渉についても連携を強化すること

②第三国における日中民間経済協力について、日中ハイレベル経済対話の下、省庁横断・官民合同で議論する新たな「委員会」を設け、具体的な案件を議論していくこと、また、民間企業間の交流の場として「フォーラム」を安倍総理の訪中の際に開催すること

また、安倍総理からは、開放性、透明性、経済性、財政健全性等の国際スタンダードが確保されることを踏まえた上で、個別案件ごとに協力の可能性を検討するとの日本の立場を改めて説明した。

なお、9日午前中に世耕経済産業大臣は、日中韓サミットのために来日した鍾山中華人民共和国商務部部長及び何立峰中華人民共和国国家発展改革委員会主任と会談を行った。

鍾山部長との会談において、サービス産業における日中協力として、「日中サービス貿易協力メカニズム」を構築し、サービス貿易・投資の環境を構築し、サービス分野の投資及び互恵協力を進めていくことに合意した。その後の日中首脳会談において、世耕大臣と鍾

山部長との間で「サービス貿易協力強化に関する覚書」に署名した。

何立峰主任との会談において、サービス産業における日中協力として、「日中サービス産業協力メカニズム」を構築し、マクロ的な政策の交流を通じ、高齢化、教育等のサービス産業領域での協力を進めていくことで合意した。その後、日中首脳会談の場で、世耕大臣と何立峰主任との間で「サービス産業協力の発展に関する覚書」に署名した。

また、鍾山部長及び何立峰主任との会談の両方において、第三国市場協力について、第三国での日中ビジネス展開を進めるための官民の関係者による議論の場の具体化に向けた意見交換を行い、その後の日中首脳会談において、世耕大臣及び河野外務大臣と何立峰主任及び鍾山部長との間で「第三国における日中民間経済協力に関する覚書」に署名した（2018 年 5 月 9 日の日中首脳会談での一致した②の内容）。

第2節 ASEAN・大洋州

〈今後の方針〉

ASEANは、安価な人件費を優位性にした生産拠点、急増する中間層・富裕層が牽引する消費市場といった特徴がある。最近はこれらに加え、ASEAN各国から革新的なスタートアップが生まれ、域内のイノベーションを牽引する動きも見られる。こういったASEANのダイナミズムを取り込み、ASEANのパートナーとして互恵的な関係構築を目指す。

〈進捗状況〉

2017年9月、日ASEAN経済大臣会合がフィリピン・マニラにて開催され、設立50周年を迎えるASEANの更なる経済統合の深化、及び各国の複雑化・多様化する課題の解決に向け、今後の日ASEAN協力として、日本から、(1)日ASEANのイノベーション連携の推進、(2)ASEANの中小企業の包摂的成長への支援、(3)RCEPに関する貿易促進型ルールの導入支援、という三本柱による「包摂的でイノベーション志向の成長に向けた日ASEAN協力」を提案した。また、ASEAN日本人商工会議所連合会（FJCCIA）よりASEANに対し、日系在ASEAN企業約7000社の意見を集約した「要望と提案」の説明が行われた。加えて、日ASEANのイノベーションに関するビジネス間連携を進めるための枠組みである「日ASEANイノベーションネットワーク」における取組みとして、EC利用実態調査及びASEANビジネス・アドバイザリー・カウンシル（ASEAN-BAC）との共同によるイノベーションWG設置について、日ASEAN経済協議会（AJBC）から報告された。

2017年11月には、同じくフィリピン・マニラにおいて日ASEAN非公式経済大臣会合が開催され、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定にサービス貿易・投資に係る規程を追加する改正議定書について、閣僚レベルの交渉が終結した。また、同会合では、日本が作成に協力したASEANの中小企業海外展開事例集が配布され、引き続き中小企業分野における日ASEAN協力を進めていくことを確認した。

経済産業省は、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への支援を通じて、ASEAN及び東アジアの経済統合を支援している。2017年には、ERIAはASEAN経済大臣会合からの依頼を受けASEAN域内の貿易円滑化政策を評価するASTFI(ASEAN Seamless Trade Facilitation Indicators）の作成を進めたほか、OECDと共同で、ASEANの中小企業政策指標の見直しを行った。また、ASEANが設立50周年を迎えたことを記念し、議長国のフィリピン政府と共同で、ASEANのこれまでの50年の歩みを振り返る記念出版物を発行した。ERIAは、RCEP交渉においても、豪州政府と共同で首席交渉官会合メンバーと東アジアの著名な経済学者のダイアログを主催し、首席交渉官会議議長にサポーティングスタッフを派遣するなど、様々な支援を行っており、さらに個別FTA

第Ⅲ-2-2-1図　日ASEAN経済大臣会合

日ASEAN経済大臣会合（9月）
（資料：経済産業省撮影）

日ASEAN非公式経済大臣会合（11月）
（資料：経済産業省撮影）

についても、ASEANからの依頼に基づき、ASEAN側の代表機関として、ASEANとカナダのFTAのフィージビリティスタディをカナダ政府と共同で実施するなど、各種のサポートを行っている。今後も、非関税措置データベースの拡充等を通じ、ASEAN及び東アジアのさらなる経済統合の深化に貢献することが期待されている。

タイとは、2017年6月、世耕経済産業大臣とウッタマ工業大臣が、ソムキット副首相の立会いのもと、「東部経済回廊及び産業構造高度化に向けた協力に関する覚書」に署名した。本覚書は、経済産業省とタイ工業省との間で、東部経済回廊（EEC）を中心としたタイ産業の高度化に向けた協力を表明するものとなっている。

2017年9月には、約600名の日本企業ミッションとともに世耕経済産業大臣がタイを訪問し、タイの産業高度化等についてプラユット首相やソムキット副首相、ウッタマ工業大臣との会談を実施し、また、タイの産業高度化をテーマとしたシンポジウム（ジェトロ・タイ政府共催）に出席した際には「Connected Industries」のコンセプトによる産業高度化について講演を実施した。

フィリピンとは、2017年9月、世耕経済産業大臣よりロペス貿易産業大臣に、雇用を創出し、貧困を削減するためのフィリピンの産業発展の方向性について提言をまとめた「フィリピン産業ビジョン策定に向けた日本提案」を手交。同年10月の日比首脳会談における共同声明にも本提案を含む産業協力が位置づけられた。

ベトナムとは、2017年6月、第2回日越産業・貿易・エネルギー協力委員会を開催した。双方は同委員会の下に、自動車作業部会を設置し、ベトナムの自動車及び自動車部品産業の発展のため、アクションプランの策定、裾野産業の人材育成協力に合意した。また、2017年9月には同委員会の合意を基礎に、更に協力を推進していくための「戦略協力パッケージ」に署名した。さらに、2017年11月にこの「戦略協力パッケージ」の一つの成果である「エネルギー分野の協力覚書」に署名し、エネルギー分野の協力について協議する場とすることを目的に同委員会の下に日越エネルギーワーキンググループを設置することで合意した。

ミャンマーとは、外資を中心とした産業集積の形成に寄与する工業団地プロジェクト「ティラワ経済特別区（SEZ）」の開発に官民一体で取り組んでおり、2018年半ばにはZone B（次期開発区域）第一期の開業を予定している。

オーストラリアとは、2018年1月のターンブル首相訪日時に、日豪間における経済面での戦略的な課題に関する対話を深めるため、経済産業大臣と貿易・観光・投資大臣との間での閣僚対話を設立するとともに、イノベーション分野における協力を引き続き実施することで合意した。

第3節 インド

2017年4月、インドのシタラマン商工大臣が来日し、世耕経済産業大臣と会談を実施した。会談では、日本式工業団地（JITs）の開発や日本の中小企業のインドへの進出促進、包括的で質の高い互恵的な東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定の妥結に向けた協力などについて議論した。

さらに、2017年7月には、高木経済産業副大臣が、インドのアンドラ・プラデシュ（以下「AP」）州を訪問し、ナイドゥAP州首相と新州都開発について議論するとともに、「アンドラ・プラデシュ州における新州都開発及び産業協力に係る共同声明」に合意した（第Ⅲ-2-3-1図）。また、高木経済産業副大臣とナイドゥAP州首相を議長として、日本とAP州双方の官民の関係者約140名が参加した「日AP州官民合同会議」において、新州都開発の現在の進捗を確認するとともに、今後の協力の方向性について議論した。

また、2017年9月、安倍内閣総理大臣はインド・グジャラート（以下「GJ」）州を訪問し、モディ首相と通算10回目となる会談を実施した。安倍総理は、「強いインドは日本のためになり、強い日本はインドのためになる、日印関係は世界で最も可能性を秘めた二国間関係であり、モディ首相と共にその潜在力を全面的に開花させ、インド太平洋地域と世界の平和と繁栄を主導していきたい」旨述べ、モディ首相からも「「アクトイースト」と「自由で開かれたインド太平洋戦略」を一層連携させるとの考えを支持する」旨述べるなど、インド太平洋地域における連結性強化への共通認識を深める首脳会談となった。

当該首脳会談においては、日本企業による更なる対印投資の促進により「メイク・イン・インディア」に貢献する「日印投資促進ロードマップ[23]」の合意や、GJ州における工業団地開発等を通じた日本企業の進出及び投資拡大を目指した「日印メイク・イン・インディア特別プログラム[24]」覚書への署名を歓迎するとともに、同日開催された日印ビジネス全体会合において、両首脳立ち会いの下、双方署名者間でこれらの交換を行った。加えて、同会談では、貨物専用鉄道建設計画（DFC）西回廊及びロジスティクス・データ・バンクプロジェクトを含むデリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想の進展、製造業人材育成に係る「日本式ものづくり学校（JIM）」4校が既に開始され、更に2校が今後開始予定であること、加えて、「寄附講座（JEC）」1講座が開始されたことを歓迎した。さらに、「アンドラ・プラデシュ州における新州都開発及び産業協力に係る共同声明」の合意、エネルギー協力強化のための「日印エネルギー・パートナーシップ・イニシアティブ」や、日本の提案である「日印クリーン・エネルギー・省エネルギー協力プラン」などを歓迎した。

また、同日開催されたムンバイ・アーメダバード間高速鉄道起工式典では、安倍総理から、インドの高速鉄道事業への全面支援及びインド全国での鉄道安全確保への協力を表明した。

会談終了後、両首脳は、日印両国のパートナーシップを次の段階に引き上げるべく協働していく旨記載した日印共同声明に署名を行った（第Ⅲ-2-3-2図）。

翌2018年2月には、平木経済産業大臣政務官がインドAP州で開催されたパートナーシップ・サミット2018に出席するとともに、ナイドゥAP州首相と新州都開発を中心とするこれまでの日本の協力について確認を行い、今後とも協力関係の強化に向けて議論していくことを確認した。また、同時に、プラブー商工大

第Ⅲ-2-3-1図
「アンドラ・プラデシュ州における新州都開発及び産業協力に係る共同声明」の合意

資料：経済産業省撮影。

23　柳瀬経済産業審議官とアビシェック・インド商工省産業政策・振興局次官が署名。
24　柳瀬経済産業審議官とシン・インド・グジャラート州首席次官が署名。

第Ⅲ-2-3-2 図
日印首脳会談終了後の共同声明署名式

撮影：内閣広報室。

臣とも会談し、日印投資促進ロードマップの推進など、日印間の貿易・投資の現状やさらなる推進のための課題に関して議論を行った他、シンガポールのイスワラン第二産業貿易大臣と AP 州の新州都開発に係る日本とシンガポールの連携について議論を行った。

第4節 ロシア

〈今後の方針〉

ロシア・CIS地域は、石油・石炭・天然ガスをはじめ、ウラン、レアメタル、レアアース等の鉱物・エネルギー資源が豊富である。一方、旧ソ連時代に建設されたインフラは老朽化が進んでおり、インフラ設備等の新規建設及び更新プロジェクトが多数存在し、これらを促進するため、我が国企業から、投資環境の改善ニーズが高まっている。

大統領や政府高官に権限が集中している国が多いことから、要人往来の機会を捉えたトップセールスが重要である。特に、ロシアにおいては、2016年5月の首脳会談以降、8項目の「協力プラン」（下記注）の具体化に向けた動きが加速化している。今後、同プランの具体化を更に加速化させ、日露経済関係の深化を進める。

（注）（1）健康寿命の伸長、（2）快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、（3）中小企業交流・協力の抜本的拡大、（4）エネルギー、（5）ロシアの産業多様化・生産性向上、（6）極東の産業振興・輸出基地化、（7）先端技術協力、（8）人的交流の抜本的拡大

〈進捗状況〉

2016年5月6日、ロシア連邦ソチで安倍総理大臣がプーチン大統領に8項目の「協力プラン」を提示した。同年9月、世耕経済産業大臣がロシア経済分野協力担当大臣に任命され、同11月には「協力プラン」の具体化に関する日露ハイレベル作業部会が設置された。

2016年12月、大統領としては11年ぶりとなるプーチン・ロシア大統領の訪日が実現し、経済分野では、日露間で協力覚書等80件の文書が署名され、インフラプロジェクト等を始めとした経済案件の着実な進展が見られた。

2017年4月、モスクワで日露首脳会談が行われたが、この機会に日露間の協力覚書等28件の文書が署名され、新日露租税条約の実質合意とともに両首脳に歓迎された。

同6月、サンクトペテルブルク国際経済フォーラムに、世耕経済産業大臣が我が国の閣僚として初めて参加し、日露ラウンドテーブルへ出席して8項目の「協力プラン」のこれまでの成果と今後の取組み方針を述べた。また、オレシュキン経済発展大臣と会談し、個別案件の進め方等について意見交換を行った。

同7月、日本は、産業総合見本市イノプロム2017にパートナー国として参加し、中堅・中小企業80社を含む約170社が参加するジャパン・パビリオンを出展した。ジャパン・パビリオンにはプーチン大統領が訪問し、世耕経済産業大臣から日本企業の高い技術、ノウハウについて紹介した。

同9月、ウラジオストクで行われた日露首脳会談では、同4月に実質合意に至った新日露租税条約を含む日露間の協力覚書等56件の文書が署名された。また、世耕経済産業大臣は、ノヴァク・エネルギー大臣との間で第4回エネルギー・イニシアティブ協議会を開催するとともに、オレシュキン経済発展大臣との間で「デジタル経済に関する協力に係る共同声明」及び「労働生産性向上の分野における経験の交換に関する相互理解に関する覚書」に署名し、マントゥロフ産業商務大臣との間では、「IT技術の導入によるロシア企業の生産性診断及び裾野産業の人材育成の取組に関する相互理解に関する覚書」に署名するなど、新たな分野での協力を確認した。

同12月、トルトネフ副首相兼極東連邦管区大統領全権代表及び極東発展省の主催で初めて開催された

第Ⅲ-2-4-1図
2017年9月ウラジオストクでの首脳会談の様子

出典：外務省HP

「日本投資家デー」に世耕経済産業大臣が出席し、同副首相との会談では、極東地域における日露協力をさらに発展させていくことで一致した。

2018年2月には、東京で第2回日露ハイレベル作業部会及び第5回エネルギー・イニシアティブ協議会が開催されるなど、引き続き日露経済関係は進展している。

8項目の「協力プラン」の個別分野では、「(3) 中小企業交流・協力の抜本的拡大」に関連し、2016年9月、ウラジオストクで行われた東方経済フォーラムの際、経済産業省とロシア連邦経済発展省が締結した、中堅・中小企業分野における協力のためのプラットフォーム創設に関する覚書に基づき、海外展開支援機関や、自治体、金融機関などからなる日本側プラットフォームを設立した。プラットフォームメンバーであるJETROにロシア展開の専門家を配置し、戦略策定から販路開拓、パートナー探し、商談同行、契約締結まで一貫して個別企業支援を行う仕組みを整備し、一体的に支援を行っている。

また、「(4) エネルギー」に関連し、世耕経済産業大臣はノヴァク・エネルギー大臣との間で2016年11月、エネルギー・イニシアティブ協議会第一回会合を開催し、炭化水素、原子力、省エネ・再エネの各分野についてワーキング・グループを設置した。2017年1月の第二回会合では、各分野の協力プロジェクトについて、その早期の具体化を目指して協力を進めていくことを確認した。その後、第三回会合を同年4月、第四回会合を同年9月、第五回会合を2018年2月に開催し、協力分野の具体化を進めている。

成果の例として、2017年9月の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）とイルクーツク石油の間の東シベリアにおける共同探鉱プロジェクトの実施のための合弁事業設立に係る枠組み合意及び同年11月の対象鉱区における地質調査の開始、2018年1月の省エネルギーセンター及びカムチャッカエネルギーセンターの協力による、カムチャッカ地方における省エネルギー診断およびセミナーの実施、2018年2月のNEDO、ルスギドロ及びサハ共和国の協力による、サハ共和国における風力発電を含むエネルギーインフラ実証の開始等があげられる。これら事業により、我が国のエネルギー供給源多角化・安定供給確保、日本のエネルギー技術の導入及び両国間の経済関係強化につながることが期待される。

「(5) ロシアの産業多様化・生産性向上」については、2016年8月、貿易経済に関する日露政府間委員会のもとに産業分野における協力に関する分科会を設立した。同分科会での議論を踏まえ、①高い技術力や生産性管理技術を備えた日本の専門家によるロシア企業のIT化を含めた生産性診断及び改善指導、②ロシアの裾野産業に従事する役員・ラインマネージャークラスを日本に招聘し、生産工場の現場視察や日本の管理技術・設備、IT化に関する研修等を行った。これら事業により、日本の最先端設備をロシア企業に導入することを目指すとともに、ロシア企業の生産性向上により、ロシアに進出している日系企業のロシア企業からの部品等の調達条件が改善され、ひいては日系企業の市場シェア拡大につながることが期待される。

2017年11月に開催された産業分野における協力に関する分科会では、2018年度も同事業を継続することを確認し、新たな対象企業が選定された。

第5節 中東

〈今後の方針〉

中東地域は、我が国にとってエネルギーの安定供給に欠かせない地域である。石油依存度の高い中東諸国において課題となっている産業多角化や貿易・投資環境改善への支援を通じ、同地域との経済関係の強化・市場の拡大と、同地域の安定確保を目指す。

〈進捗状況〉

サウジアラビアについては、2016年9月にムハンマド現皇太子と安倍総理大臣が「日・サウジ・ビジョン2030共同グループ」の設立に合意し、「サウジ・ビジョン2030」と日本の「成長戦略」のシナジーを最大化する、具体的かつ広範な二国間協力を進めるための議論が開始された。同年10月には、「日・サウジ・ビジョン2030共同グループ」第1回閣僚級会合がリヤドで開催され、世耕経済産業大臣が出席した。2017年3月には、サウジアラビア国王として46年ぶりとなるサルマン国王訪日の機会を捉え、安倍総理大臣との首脳会談時に、新たな二国間協力の羅針盤となる「日・サウジ・ビジョン2030[25]」が合意された。また、両首脳立ち会いの下で、世耕経済産業大臣及びファキーフ経済企画大臣他による「日・サウジ・ビジョン2030」に係る協力覚書への署名が行われるとともに、両大臣の出席を得て、「日・サウジ・ビジョン2030共同グループ」第2回閣僚級会合が開催され、同ビジョンの着実な実施に向けた討議が行われた。2017年4月以降、事務レベルの作業部会である「日・サウジ・ビジョン2030共同グループ」サブグループ会合を4回開催し、同ビジョンに盛り込まれた協力プロジェクトのモニタリングを行うとともに、協力機会の拡大に向け、検討を進めた。さらに、2018年1月、同ビジョンに基づく協力の一環として、日本側から世耕経済産業大臣、サウジアラビア側からアル＝ファーレフ・エネルギー・産業・鉱物資源大臣、アル＝カサビ商業投資大臣、アル＝ルマイヤン公共投資基金事務局長他が出席し、リヤドで「日・サウジ・ビジョン2030ビジネスフォーラム」（主催：日本貿易振興機構（以下、JETRO）、中東協力センター（以下、JCCME）及びサウジアラビア総合投資院）が開催された。同フォーラムは、日本企業67社、サウジアラビア企業130社の出席を得て、世耕経済産業大臣ほか出席閣僚による「日・サウジ・ビジョン2030」の進捗報告、企業間協力に関する覚書の交換、ヘルスケア・エンターテインメント・製造業及びエネルギーの3つのテーマ別企業セッションが行われたほか、「日・サウジ・ビジョン2030」の協力プロジェクトの更なる推進及び拡大を実施する「日・サウジ・ビジョンオフィス」をリヤドに開設することが発表された。また、世耕経済産業大臣は、サウジアラビア政府内に新たに設置され二国間協力をとりまとめる「サウジアラビア戦略的パートナーシップセンター」の会長を兼務することとなったアル＝ファーレフ・エネルギー・産業・鉱物資源大臣と会談し、引き続き「日・サウジ・ビジョン2030」に基づく協力を、モメンタムとスピードを一層高めて連携していくことで一致した。

イランについては、2017年8月、アラグチ外務次官が訪日し、世耕経済産業大臣と会談を実施した。会談ではイランにおける日本企業の取組や、両国政府におけるビジネス支援等について意見交換を実施した。また、9月には国連総会の場で安倍総理大臣がローハニ大統領と首脳会談を実施した。ローハニ大統領から、最近の日イラン関係の発展への歓迎並びに日本の投資促進に対する期待が示され、安倍総理大臣は両国の経済関係の拡大に向けて企業の活動を支援していく旨を

25 「日・サウジ・ビジョン2030」の概要
- 新しい二国間協力の羅針盤として、脱石油依存と雇用創出のためサウジが追求する「サウジ・ビジョン2030」と、GDP600兆円の達成に向けて日本が追求する「成長戦略」のシナジーを目指す。
- シナジーを最大化させるため、「多様性」、「革新性」、「ソフトパリュー」の3本の柱からなる日本ならではの総合的な協力とする。
- 具体的連携の重点分野として9分野（競争力ある産業、エネルギー、エンターテイメント・メディア、健康・医療、質の高いインフラ、農業・食料、中小企業・能力開発、文化・スポーツ・教育、投資・ファイナンス）に渡る広範な協力分野を設定する。
- 9分野における協力を促進するため、規制の見直し、インセンティブ等のビジネス促進措置の分野でも連携する。
- 「貿易・投資機会」、「投資・ファイナンス」、「エネルギー・産業」、「中小企業・能力開発」、「文化・スポーツ・教育」、「ビジネス促進措置・横断的課題」の6つのサブグループを設置する。
- サウジアラビアの経済改革のモデルを示す特区（Enabler Showcase Zone）の設立に向けた検討を進める。また、東京とリヤドに、ビジョンの実施を継続的にフォローする拠点として、「日・サウジ・ビジョンオフィス」を設置する。

述べた。10月には前年に続きJETROがテヘラン国際産業見本市にジャパン・パビリオンを出展し、15の日本企業がこれに参加した。

アラブ首長国連邦（以下、UAE）については、2017年4月、アブダッラー外務・国際協力大臣が訪日し、安倍総理大臣を表敬訪問したほか、世耕経済産業大臣と会談した。エネルギー分野に限らず二国間関係を強く発展させていくことを確認した。また、岸田外務大臣との外相会談においては、両国間の投資協定が大筋合意に至ったことが確認された。10月、世耕経済産業大臣がUAEを訪問し、アブダッラー外務・国際協力大臣ほかUAE政府要人と会談し、日本企業が保有する海上油田の権益更新を働きかけるとともに、経済関係を始めとした二国間関係の拡大に向けた意見交換を実施した。加えて、アブダビ国営石油会社（以下、ADNOC）及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構との間で石油・天然ガスの上中下流の戦略的ビジネス開発、技術協力、人材育成等を強化に関する協力覚書を締結したほか、日本の女性ビジネスリーダーを派遣し、両国間で初の女性リーダー交流セッションが行われた。12月、世耕経済産業大臣は、訪日したマイサ・アル・シャムシ国務大臣と会談し、女性ビジネスリーダーの交流を更に進めていくことで一致した。2018年1月、世耕経済産業大臣は、UAE政府が主催したワールド・フューチャー・エナジー・サミットに参加した際、ムハンマド・アブダビ皇太子等と会談し、日本企業が保有する海上油田の権益更新を働きかけた。2月には、ジャーベル国務大臣兼ADNOC・CEOが訪日し、安倍総理大臣を表敬訪問したほか、世耕経済産業大臣と会談した。エネルギー分野に限らず二国間関係を強く発展させていくことで一致した。同月、2018年3月に期限を迎える予定であった日本企業が保有する海上油田の権益が2058年まで40年間更新されることが決定した。3月には、経済産業省、UAE経済省及びJETROが共催で、日本企業によるUAEへの投資や両国企業間交流の促進を目指した「日・UAE経済フォーラム」を開催した。同フォーラム出席等のために訪日したマンスーリ経済大臣と世耕経済産業大臣が会談し、産業多角化や研究機関間の協力などについて意見交換を行った。

イスラエルについては、2017年5月に世耕経済産業大臣がイスラエルを訪問し、ネタニヤフ首相を表敬訪問し、両国企業間の関係強化に向けて取組むことで一致したほか、コーヘン経済産業大臣と経済政策対話を行い、サイバーセキュリティ分野、産業R&D分野、BtoB連携の加速化等についての新たな取組に係る方針を、「日・イスラエル・イノベーション・パートナーシップ」として、共同声明に署名した。また、パレスチナも訪問し、ハムダッラー首相と会談し、両国の経済交流の活発化について意見交換を実施した。11月にはコーヘン・イスラエル経済産業大臣が来日し、世耕経済産業大臣との間で日イスラエル経済イノベーション政策対話を開催したほか、企業間の交流を加速させるための、両国政府機関、貿易振興機関、全ての主要経済団体を構成員とする新たなプラットフォームである、「日・イスラエルイノベーションネットワーク」を設立するなど、日・イスラエルビジネスの一層の推進に向けた取組を実施した。

トルコについては、2017年4月に日・トルコ間の貿易・投資促進のための事務レベル会合である、「日トルコ経済・貿易委員会」を開催したほか、6月にチャヴシュオール外務大臣が訪日し、世耕経済産業大臣と会談を実施した。世耕経済産業大臣は、中東最大の製造・輸出拠点である同国と戦略的パートナーとして関係を更に発展させたい旨、期待を表明した。また、9月の国連総会の場で、安倍総理大臣がエルドアン大統領と首脳会談を実施し、両国間の貿易・投資・観光等経済分野における二国間関係の強化について議論を実施した。2018年3月にはゼイベキチ経済大臣が訪日し、「日トルコ貿易投資閣僚級会合」を実施し、両国経済関係の更なる強化に向けた意見交換を行った。

カタールについては、2017年10月、LNG産消会議2017の開催に併せ、アル・サダ・エネルギー工業大臣が訪日し、世耕経済産業大臣とともに当該会議に出席した。また、その機会を捉えて、第11回日・カタール合同経済委員会を開催し、我が国へのLNGの安定供給を始めとする経済関係強化に向けた意見交換を実施した。本委員会に際して、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とカタール電力水公社との間で、省水・高効率の海水淡水化実証事業に係る協力覚書が締結された。

安倍総理は2018年4月から5月にかけてアラブ首長国連邦、ヨルダン、パレスチナ及びイスラエルを訪問した。

アラブ首長国連邦では、安倍総理はムハンマド・アブダビ皇太子との会談を行った。会談において、双方は、エネルギー・経済に加え、政治、防衛、教育、農業、先端技術等の広範な分野で、両国の戦略的パート

ナーシップをさらに強固にしていくことで一致した。また、両国が共有する未来に向けて、「戦略的パートナーシップの深化及び強化に関する共同声明」を発出した。

ヨルダンでは、安倍総理はアブドッラー2世・イブン・アル・フセイン・ヨルダン・ハシェミット王国国王との首脳会談を行った。会談において、両首脳は、今般、二国間投資協定が実質合意に至ったことを歓迎し、これが、両国の経済関係が飛躍するきっかけとなることへの期待を表明した。

パレスチナでは、安倍総理はマフムード・アッバース・パレスチナ大統領と首脳会談を行った。

イスラエルでは、安倍総理はビンヤミン・ネタニヤフ・イスラエル首相との首脳会談を行った。安倍総理から、2017年に「日・イスラエルイノベーションネットワーク（JIIN）」が設置されたことに触れ、若手起業家のイスラエル派遣、サイバー、イノベーション、バイオ等の先端分野のセミナーやマッチング等を推進予定である旨述べた。

第6節　アフリカ

〈今後の方針〉

アフリカは、若年層を中心に12億人を超える人口を抱え、経済成長とともに電力・運輸・港湾等のインフラ需要が高まっている。一部の地域では石油・天然ガス・鉱物資源が豊富である一方、近年の国際資源価格の下落はこれらの地域の財政を悪化させ、各国に対し資源依存からの脱却を促している。消費財やICTを活用したビジネスが広がるなど、かつて資源・インフラを中心としていたアフリカビジネスは多様化しつつある。我が国は、質の高いインフラ整備の推進、投資協定の締結促進などとともに、日アフリカ官民経済フォーラム等の官民が一体となった対話の場を活用し、アフリカに加え第三国や国際機関との協力を強化することを通じて、日本企業のアフリカ進出を支援していく。

〈進捗状況〉

2016年8月にケニア・ナイロビで開催された第六回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）において、安倍総理大臣より「日アフリカ官民経済フォーラム」の設立が表明された。日本とアフリカの企業がともに発展していくためには何が必要か、エネルギーや貿易・投資、人材育成、インフラ整備、ファイナンス等の観点について、ビジネスの視点から議論を行い、実際のビジネスに繋げていくことを目的としている。

第一回会合は、2018年5月3日、4日に、アフリカ大陸で最も多くの日本企業が進出する南アフリカ・ヨハネスブルグで開催された。日本からは世耕経済産業大臣、岡本外務大臣政務官、高橋国土交通大臣政務官が出席し、アフリカ側からはシリル・ラマポーザ南アフリカ大統領、ロブ・デービス南アフリカ貿易産業大臣をはじめとして閣僚級28名を含む42カ国が出席した。また、アフリカ企業約400社、日本企業100社以上、さらに欧州や中東等の第三国企業や国際機関を含めて総勢約2000名が参加し、日本企業のアフリカビジネス拡大に向けた議論を実施した。

世耕経済産業大臣は、日アフリカ間の協業の機会及び課題を議論するプレナリー・セッション1において、日本とアフリカの経済がwin-winで持続的に発展するための4つの柱として、(1) 民間資金を活用したインフラ整備、(2)ビジネス分野の拡大、(3)プレイヤーの拡大、(4) ビジネス環境整備に関する取組を表明した。

さらに、日アフリカ官民経済フォーラムでは、公式サイドイベントとしてJETRO主催のジャパンフェアが開催され、世耕経済産業大臣、デービス南アフリカ貿易産業大臣らが巡覧した。ジャパンフェアには日本企業等約70社・機関の産官学各界が結集し、インフラや通信、農業やヘルスケア等におけるロボット等を駆使した日本企業の高い技術力やアイディアが幅広く展示されたほか、アフリカに貢献する日本企業の紹介がなされ、多くの政府関係者、ビジネス関係者が訪れ

第Ⅲ-2-6-1図　日アフリカ官民経済フォーラム

フォーラムに参加する世耕経済産業大臣

シリル・ラマポーザ南アフリカ大統領が出席

資料：経済産業省撮影

た。

また、多くの政府要人が集うこの機会をとらえ、世耕経済産業大臣は、ラマポーザ南アフリカ大統領への表敬をはじめ、デービス南アフリカ貿易産業大臣ら18名の政府要人と会談し、我が国のアフリカにおけるビジネス協力や二国間関係における更なる進展の可能性について意見を交わした。

日アフリカ官民経済フォーラムのほか、エジプトについては、2017年7月に高木経済産業副大臣がエジプトに出張し、イスマイール首相及びシャーケル電力・再生可能エネルギー大臣と会談した。また、2018年2月には、大串経済産業大臣政務官がエジプトに出張し、シャーケル電力・再生可能エネルギー大臣、エルモッラー石油・鉱物資源大臣との会談を通じて、両国のエネルギー分野における協力の現状、今後の協力拡大などについて議論を行った。

モロッコについては、2017年10月にエル・アラミ産業・投資・貿易・デジタル経済大臣が訪日し、世耕経済産業大臣と会談を行い、投資・貿易関係強化に向けた意見交換を行った。2017年4月には、日・モロッコ投資協定が実質合意に至った。

サブサハラ・アフリカについては、2017年1月以降、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア、ザンビア、エチオピアとの投資協定交渉が開始した。また、2017年10月にはモザンビーク・マプトにアフリカ8か所目となるジェトロ事務所が開設した。モザンビークとの貿易投資促進が期待される。

第3章 包摂的な通商政策

第1節 経済連携協定活用の推進

第2節 新輸出大国コンソーシアム

第3節 食品輸出関連

第3章
包摂的な通商政策

第1節 経済連携協定活用の推進

1. 総合的なTPP等関連政策大綱の決定

TPP(TPP11を含む)及び日EU・EPAの発効を見据え、「総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)」で明示した施策のうち、引き続き必要となる施策については、必要な見直し等を行ったうえで実施することとし、特に日EU・EPAにより必要となる施策等について新たに盛り込むことで、TPP等を見据えた対策を体系的に整理し、上記大綱を改訂した「総合的なTPP等関連政策大綱」を2017年11月24日に決定した。

2. 中堅・中小企業を含めたグローバル展開の推進

TPP11及び日EU・EPAの発効によって、関税のみならず、投資・サービス等も含めた市場アクセスに係る諸条件が改善される。さらには通関手続の迅速化等の各種手続の簡素化、標準化、投資ルールの明確化、知的財産の保護等により、安心して海外展開をすることが可能となり、TPP各国、EU諸国との貿易、投資が活発化することが期待できる。これまで様々なリスクを懸念して海外展開に踏み切れなかった地域の中堅・中小企業にとって、オープンな世界へ果敢に踏み出す大きなチャンスをもたらす。

従来、大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開する。そのような意味で、TPP等を契機として我が国は「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施することとする。

第２節　新輸出大国コンソーシアム

1. 新輸出大国コンソーシアムの設立

我が国の中堅･中小企業は多様な事業を行っており、海外展開の際に直面する課題も様々である。JETROが行ったアンケート調査によると、海外展開に向けた課題として、多くの企業が、「現地市場に関する情報」や「現地でのビジネスパートナー」（販路開拓）、「海外ビジネスを担う人材」（人材確保）、「必要な資金の確保」（資金確保・リスクへの対応）、「海外の制度情報」（現地規制・規格への対応）など、様々な課題を挙げている（第Ⅲ-3-2-1図）。

したがって、中堅･中小企業の海外展開支援に当たっては、個々の企業のニーズに応じて、専門家が寄り添い、情報収集、計画策定から販路開拓に至るまでの総合的な支援をきめ細かく行うことが必要である。こうした背景から、2016年2月26日に「新輸出大国コンソーシアム」が設立された。（第Ⅲ-3-2-2図）

第Ⅲ-3-2-1図
海外展開の課題についての企業アンケート結果

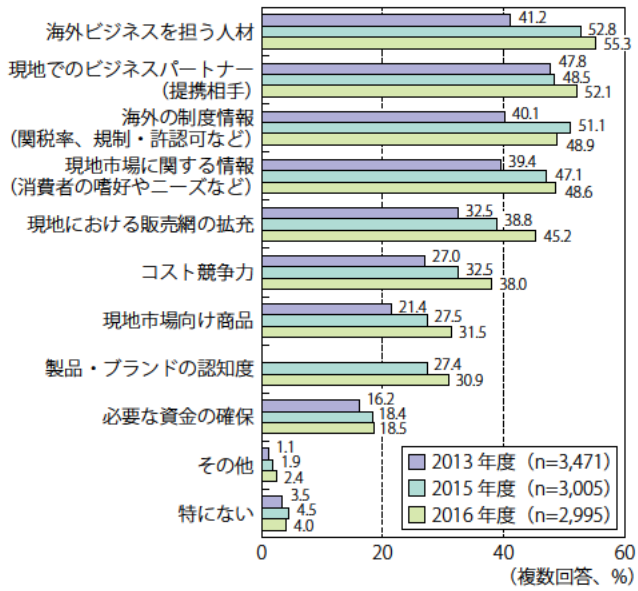

備考：1．母数は本調査の回答企業総数。
　　2．2013年度調査では、「製品･ブランドの認知度」の選択肢がない。
資料：JETRO「2016年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」

2. 新輸出大国コンソーシアムによる支援状況

「新輸出大国コンソーシアム」の設立以降、工業品のみならず、農水産品、サービスなども含めた多様な業種にわたる7,088社に対し会員証を発行し、専門家を割り当て、支援を実施している（支援対象企業の業種は第Ⅲ-3-2-3図参照）。また、全国で1,110の支援機関が参加（支援機関の構成は、第Ⅲ-3-2-4表参照）しており、今後も、参加機関の拡大に努め、支援メニューの一層の充実を図る。専門家については、中堅･中小企業が直面する様々な課題に対応するため、幅広い分野における473名の専門家を確保した。

3. 新輸出大国コンソーシアムによる支援の取組

新輸出大国コンソーシアムでは、中堅・中小企業の海外展開に関する主な課題である「販路開拓」「人材確保」「資金確保・リスクへの対応」「現地規制・規格への対応」等について、支援機関と相互に連携しながら、以下の支援を実施している。

第Ⅲ-3-2-2図　新輸出大国コンソーシアム概要図

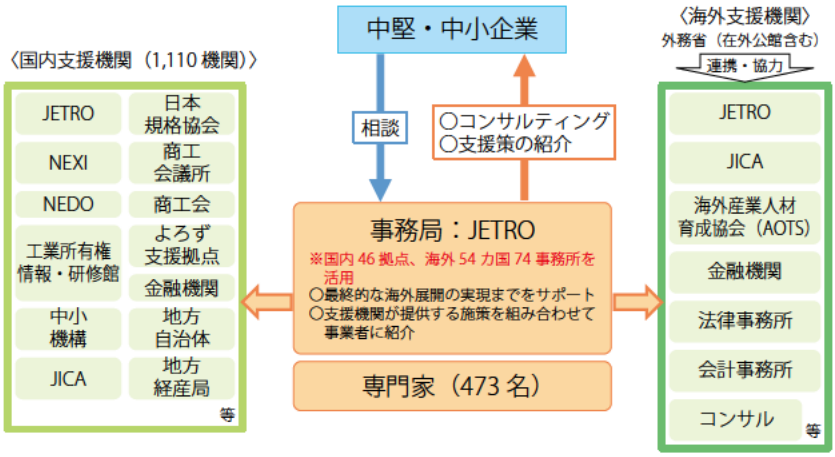

第Ⅲ-3-2-3 図
支援対象企業の業種（2018 年 3 月 31 日時点）

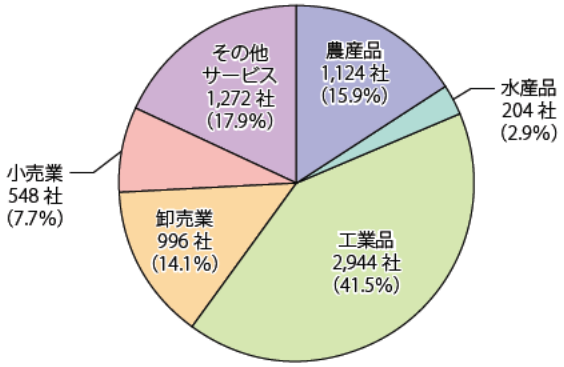

第Ⅲ-3-2-4 表
支援機関の構成（2018 年 3 月 31 日時点）

支援機関	機関数
1．政府・政府関係機関等	42
2．自治体	372
3．地域支援機関等	135
4．商工会議所・商工会	286
5．地方銀行	100
6．信用金庫	143
7．その他の金融機関（都市銀行、リース、損保等）	32
合計	1,110

(1) 販路開拓

支援対象企業のニーズに応じて、専門家が、市場調査、ビジネスプランの策定、バイヤーの選定、現地での商談、基準・認証制度への対応、海外店舗の立ち上げなどを通して、海外展開のあらゆる段階において適切なサポートを行い、企業の輸出・現地進出をハンズオン支援している。

(2) 人材の確保

支援機関である海外産業人材育成協会（AOTS）が、海外進出先のビジネスを担う外国人材を育成するため、日本での受入れ研修や海外への専門家派遣による支援を実施している。また、JETRO が、海外展開を目指す企業における高度外国人材や外国人留学生の採用を支援するため、企業向けセミナー等の機会を提供している。

(3) 資金確保・リスクへの支援

日本貿易保険（NEXI）、国際協力銀行（JBIC）、日本政策金融公庫（JFC）などが、支援機関として、企業の様々な金融面のニーズに対応している。貿易代金の回収不能など貿易に係る損失をカバーする NEXI の貿易保険のほか、JBIC の現地通貨建て融資（バーツ、ルピア等）、JFC の海外展開・事業再編資金融資など海外展開も支援している。

(4) 現地規制・規格への対応

現地の輸入規制、海外展開に必要な UL、CE マーク等の国際認証や FDA 取得に関する支援対象企業の課題解決のため、専門家による情報提供や、国際認証の取得手続きについてのアドバイスを行っている。

第３節　食品輸出関連

1. 政府全体の動き

農林水産物・食品の輸出額を１兆円とする目標の達成のため「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」（座長：経済財政担当大臣、副座長：官房長官、農林水産大臣、経済産業大臣）が2016年１月に発足した。10回のワーキンググループ開催を経て2016年５月、「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられた。

農林水産物・食品の輸出にあたっては、政府として現在、輸出総額１兆円を2019年までに達成することを目指すこととしている（2016年11月「農林水産業・地域の活力創造プラン」）。直近、2017年の輸出額は8,071億円なっており、対前年比で569億円（7.6％）の増加となった。この先２年間で約2,000億円の輸出増を目指す。

第Ⅲ-3-3-1図　農林水産物・食品の輸出額の推移

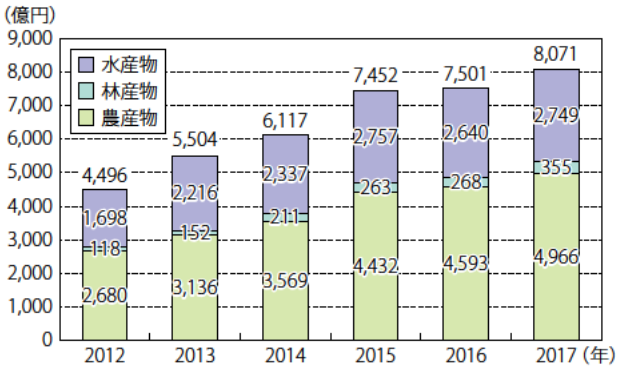

資料：農林水産省　農林水産物・食品にかかわる統計情報より作成。

2. 輸出拡大にあたっての経済産業省の取組

上記のような経緯から、経済産業省においても農林水産物・食品の輸出に関して以下の取組を実施しており、政府目標の達成に貢献していく。

(1) 農林水産物・食品の販売促進

① 日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）の創設

2016年11月に決定した「農業競争力強化プログラム」に基づき、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に貢献するべく、2017年４月、「日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」をJETRO内に設置した。2017年度は、和牛（台湾）、水産物（ハマチ等）（香港）、日本茶（米国）、米粉（米国等）、日本産アルコール飲料（日本酒：英国、日本ワイン：英国等、クラフトビール：米国）の５品目７テーマのプロモーション戦略を策定・実行している。

(2) 企業の販路開拓等への支援

① 新輸出大国コンソーシアム

第２節１.に記載の「新輸出大国コンソーシアム」においては、農林水産物・食品の輸出も積極的に支援した。会員証を発行した7,088社のうち、農水産品関係の企業は1,328社（平成30年３月31日現在）となり、専門家の支援を受けて海外展開に取り組んだ。

② コンビニとの連携による日本産食品の拡大

JETROと日系コンビニエンス・ストアが連携し、ベトナムにおいて、2016年11月に日本食品のテスト販売を約200店舗で実施したところ、半数以上が継続販売・買取りに繋がるなど好評であったことから、２回目のテスト販売を2017年11月に実施した。コンビニエンス・ストアと連携したテスト販売はシンガポールでも取り組んでおり、2017年４月に約350店舗、2017年11月に約300店舗で日本食品のテスト販売を実施した。

③ 貿易保険の利用拡大

農林水産事業者が低料率で利用できるNEXIの「中小企業・農林水産業輸出代金保険」は、積極的な広報により事業者の利用が拡大しており、2016年は引受件数1,742件、引受金額で9,516百万円の引受けを行っている。

（3）輸出に係る周辺環境整備

① 海外輸入規制への対応のための現地体制の整備

在外公館及びジェトロ海外事務所のスタッフで構成される現地体制を整備し、我が国事業者が直面している、相手国の規制やその運用に関する様々な課題について、情報収集や相手国政府等への改善の働きかけを実施している。

② 国際物流の国際規格化と、国際標準化及びアジア諸国における国家規格の取得

英国規格協会における小口保冷輸送のPAS規格が2017年2月に発行し、規格の普及のための国交省、農水省、物流業者を含めた「我が国物流システムの国際標準化等の推進に関する連絡検討会」を同月開催した。また、2018年1月に国際標準化機構に規格を作成するための委員会を設置した。あわせて、アジア諸国への普及に向けた働きかけを行っている。

③ 知財総合支援窓口におけるGI制度・植物品種保護制度の資料配付、相談業務

全国47都道府県に設置する知財総合支援窓口で特許、商標に加え育成者権とGIも併せて相談を受け付けている。また、中小企業の海外への特許や商標等の出願費用補助や訴訟・冒認商標取消等の費用補助等の支援制度や、内外知財制度の農林水産事業者向け周知を実施している。

参考文献

参考文献

第Ⅰ部

第1章

▷第1節

BIS（2018）, “International Banking and Financial Market Developments”, *BIS Quarterly Review, March 2018.*

IMF（2014）, “IMF Emerging Market Volatility: Lessons from Taper Tantrum”, *Staff Discussion Notes, No. 14/9, October 2014.*

IMF（2017）, “Is Growth at Risk”, *Global Financial Stability Report, October 2017.*

IMF（2018）, “World Economic Outlook, April 2018: Cyclical Upswing, Structural Change”.

Institute of International Finance（IIF）, “Capital Flows to Emerging Markets: Is the Party Over?”, *May 2018.*

Koepke, R.（2014）, “Fed Policy Expectations and Portfolio Flows to Emerging Markets”, *Working Paper, May 2014,* IIF.

UNCTAD（2017）, *2017 Handbook of Statistics.*

WTO（2017）, *World Trade Statistical Review 2017.*

小野亮（2017a）、「無難に利上げをこなした3月FOMC～政策金利見通しが鍵。6月会合は荒れ模様か～」、みずほインサイト、2017年3月16日、みずほ総合研究所。

小野亮（2017b）、「利上げと出口戦略改定は「間近」～5月FOMC議事要旨と再投資政策の具体的修正案～」、みずほインサイト、2017年5月25日、みずほ総合研究所。

JETRO（2017）『ジェトロ世界貿易投資報告2017年版』。

みずほ総合研究所（2017）、「米国金融政策　金融安定性と低インフレのジレンマ」、『経済がわかる論点50 2018』、2017年11月。

三井住友信託銀行（2017）「乖離する先進国と新興国の金融政策～グローバル経済金融レビュー2017年秋～」、『三井住友信託銀行　調査月報』、2017年11月号。

米澤康博（2016）「ポートフォリオリバランスとその効果」、『証券経済研究』、第93号、日本証券経済研究所。

▷第2節

石井寛治（2000）『日本経済史2 産業革命期』。

杉山伸也（2012）『日本経済史　近世―現代』。

山澤逸平・山本有造（1980）『貿易と国際収支（長期経済統計14）』。

第2章

▷第1節

American Petroleum Institute（2017）, “Energy Benefits of NAFTA”, *DM2017-011, January 2017.*

Boston Consulting Group（2017）, “A World without NAFTA? A Look at the Future through the Lens of the Motor Vehicle Industry”, *October 12 2017.*

Center for Automotive Research（2017）, “NAFTA Briefing: Trade Benefits to the Automotive Industry and Potential Consequences of Withdrawal from the Agreement”, *January 2017.*

Committee for a Responsible Federal Budget（2017）, “Final Tax Bill Could End Up Costing $2.2 Trillion”,

December 18 2017.

Congressional Research Service (2017), "The North American Free Trade Agreement (NAFTA)", *7-5700, R42965, May 24 2017*.

Joint Committee on Taxation (2017), "Estimated Budget Effects of the Conference Agreement for H.R. 1, "The Tax Cuts and Jobs Act" Fiscal Years 2018-2027", *December 18 2017*.

Morrison, W. M. (2018), "China-U.S. Trade Issues", *March 2014*, Congressional Research Service.

Rhodium Group (2018), "Chinese FDI in the US in 2017: A Double Policy Punch", *January 17 2018*.

Tax Foundation (2017), "Preliminary Details and Analysis of the Tax Cuts and Jobs Act", *December 18 2017*.

Tax Policy Center (2017), "Macroeconomic Analysis of the Tax Cuts and Jobs Act", *December 20, 2017*.

Tempalski, J. (2013), "Revenue Effects of Major Tax Bills Updated Tables for all 2012 Bills", *February 2013,* Office of Tax Analysis Department of the Treasury.

Treasury Department (2017), "Committee on Foreign Investment in the United States Annual Report to the Congress: CY2015", *September 2017*.

US-China Business Council (2017), "2017 China Business Environment Member Survey".

US-China Economic and Security Review Commission (2017), "2017 Report to the Congress", *November 2017*.

USITC (2003), "The Impact of Trade Agreements: Effect of the Tokyo Round, U.S.-Israel FTA, U.S.-Canada FTA, NAFTA, and the Uruguay Round on the U.S. Economy", *Investigation No. TA-2111-1, Publication 3621, August 2003*.

USITC (2016), "Economic Impact of Trade Agreements Implemented under Trade Authorities Procedures, 2016 Report", *Publication No. 4614, Investigation No. 332-555, June 2016*.

USTR (2018), "2018 Trade Policy Agenda and 2017 Annual Report", *February 28 2018*.

White & Case (2017), "FIRRMA: Proposed CFIUS Legislation Would Bring Significant Changes", *November 2017*.

Xing, Y. and Detert, N. (2010), "How the iPhone Widens the United States Trade Deficit with the People's Republic of China", *No. 257, December 2010,* ADBI.

小関健一郎（2018）、「米国税制改革の日系企業への影響について」、みずほグローバルニュース、2018APR&MAY vol. 96、みずほ銀行。

坂中弥生（2018）「米財政赤字拡大と FRB 再投資縮小の米金利への影響」、『みずほインサイト』、2018 年 2 月 21 日、みずほ総合研究所。

鳥毛拓馬、橋本政彦（2018）、「米国税制改革法の概要と経済効果」、2017 年 12 月 26 日、大和総研。

日向寺裕芽子、塩田真弓（2018）、「「トランプ税制改革」について」、『ファイナンス』、平成 30 年 2 月号、財務省。

みずほ総合研究所（2017）、「米中貿易摩擦は日本経済にどのような影響を及ぼすか」、みずほインサイト、2017 年 4 月 6 日。

西川珠子（2017a）、「動き出す NAFTA 再交渉とメキシコ」、みずほインサイト、2017 年 2 月 10 日、みずほ総合研究所。

西川珠子（2017b）、「本格化する NAFTA 再交渉：明らかになる「米国第一主義」の具体案」、みずほインサイト、2017 年 10 月 19 日、みずほ総合研究所。

西川珠子（2018）、「「核心」に踏み込む NAFTA 再交渉」、みずほインサイト、2018 年 2 月 1 日、みずほ総合研究所。

渡辺浩志（2018）「長期金利の上昇どこまで（前編・後編）」、『Special Report』、2018 年 2 月 27 日（前編）、同 3 月 1 日（後編）、ソニーフィナンシャルホールディングス。

▷第 2 節

ADS（2017）, a letter to Chair of Business, Energy and Industrial Strategy Committee of House of Commons.

Business, Energy and Industrial Strategy Committee of House of Commons（2017）, “Oral evidence: Leaving the EU: implications for the automotive industry”, *HC379*.

CBI（2017）, “BREXIT BRIEFING”.

Chemical Industries Association（2017a）, “The Chemical Industry – Brexit priorities for UK growth”.

Chemical Industries Association（2017b）, a letter to Secretary of State for Environment, Food and Rural Affairs.

DIHK（2018）, “Auswirkungen des Brexit – Going International 2018”.

DIHK（2017）, “The Impact of Brexit on German Business – Going International 2017”.

European Central Bank（2018）, “Monetary policy decisions”.

European Commission（2016）, “The benefits of CETA”.

European Commission（2017a）, “EU-JAPAN ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT”.

European Commission（2017b）, “Harnessing globalization”.

European Commission（2017c）, “STATE OF THE UNION 2017”.

European Commission（2018）, “European Economic Forecast, spring 2018”.

Economic and finance ministry（Government of the United Kingdom）（2016）, “HM Treasury analysis: the immediate economic impact of leaving the EU”.

Keidanren（Japan Business Federation）and Japan Business Council in Europe（JBCE）（2018）, “JBCE and Keidanren Joint statement on the Brexit”.

外務省（2017）「日 EU・EPA に関する共同声明」。

経済産業省（2018）「不公正貿易報告書 2018 年版」。

田中素香、長部重康、久保広正、岩田健治（2011）『現代ヨーロッパ経済第 3 版』、有斐閣アルマ。

独立行政法人日本貿易振興機構（2017a）「欧州進出日系企業実態調査（2017 年度調査）」。

独立行政法人日本貿易振興機構（2017b）「EU、市場歪曲を判断基準に加える改正 AD 規則を発効―初回「カントリー・リポート」で中国を取り上げる―」、『通商弘報』、2017 年 12 月。

みずほフィナンシャルグループ（2017）「英国選挙後の EU 離脱交渉の行方と経済・産業への影響～〈みずほ〉Brexit レポート第 3 弾～」、『MIZUHO Research & Analysis』。

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2018）「EU と英国は離脱条約案で大枠合意」、『MURC Focus』。

▷第 3 節

ASSCHAM India, Deloitte（2015）, *Future of e-Commerce: Uncovering Innovation.*

The ASEAN Secretariat, UNCTAD（2017）, *ASEAN Investment Report 2017, October 2017.*

池部亮、藤江秀樹（2016）『分業するアジア』、JETRO。

石川幸一、清水一史、助川成也（2016）『ASEAN 経済共同体の創設と日本』、文眞堂。

大泉啓一郎（2018）「深化する ASEAN 中国 FTA―中国市場は ASEAN に大きく開放―」（2016 年 3 月 8 日）、日本総合研究所。

蒲田亮平（2016）、「タイ：求められる産業構造の高度化」、『分業するアジア』、第 10 章、JETRO。

小林恵介（2017）「東アジア経済圏との関係深めるベトナム経済とその分業構造」、『ジェトロ中国経済』、2017 年 9 月号、JETRO。

末廣昭、伊藤亜聖、大泉啓一郎、助川成也、宮島良明、森田英嗣（2014）「南進する中国と東南アジア：地域の「中国化」、『現代中国研究拠点研究シリーズ No. 13』、東京大学社会科学研究所。

須貝耕（2017）「IEF Weekly：インドにおけるデジタルペイメントの進展」、2017年第24号、25号、27号、同（2018）「IEF Weekly：国民固有識別番号Aadhaar関連の最近のトピックスについて」、2018年第4号、株式会社インド経済フォーラム。
助川成也（2017）「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）とアジア統合の中核『ASEAN』の役割」、『アジア研究所所報』、第168号。
藤田哲雄（2017）「インドのデジタル化政策とフィンテック発展の可能性」、『RIM環太平洋ビジネス情報』、Vol. 17 No. 67、日本総合研究所。
宮島良明（2010）「自立に向かう東アジア―域内貿易の拡大と分業体制の形成―」、『RIM環太平洋ビジネス情報』、Vol. 10 No. 38、日本総合研究所。
宮島良明（2016）「中国とASEANの貿易・分業構造の変化」、『分業するアジア』、第4章、JETRO。

▷第4節

IMF（2018）, World Economic Outlook, April 2018.
ILO（2017）, “Effects of China on the quantity and quality of jobs in Latin America and the Caribbean”.
JETRO（2017年）『ジェトロ世界貿易投資報告2017年版』。

▷第5節

Dmitri Trenin（2012）, *Post Imperium a Eurasian Story,*（河東哲夫、湯浅剛、小泉悠訳『ロシア新戦略（ユーラシアの大変動を読み解く）』、作品社）。
IMF（2018）, World Economic Outlook, April 2018.
栗田抄苗（2014）「ロシアの石油・ガス東方戦略」、『経済学研究』、北海道大学。
坂口泉（2018）「2017年のロシアの石油ガス産業」、『ロシアNIS調査月報』、2018年5月、一般社団法人 ロシアNIS貿易会。
下斗米伸夫（2016）『宗教・地政学から読むロシア（第三のローマを目指すプーチン）』、日本経済新聞出版社。
竹原実佳（2016）「中国の天然ガス（LNG）受給動向」独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構。
独立行政法人日本貿易振興機構（2016）『世界貿易投資報告』。
服部倫卓（2018）「ロシアの貿易構造改革は進捗したか」『ロシアNIS調査月報』、2018年4月、一般社団法人　ロシアNIS貿易会。
伏田寛範（2013）「プーチン新政権の経済政策」、『ロシアの政治システムの変容と外交政策への影響』、公益財団法人 日本国際問題研究所。
本村眞澄（2007）「東方ガス・プログラムの現状と対中国エネルギー関係」、独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構。
山崎加津子（2018）「新興国マンスリー」2018年2月、大和総研。

▷第6節

AFRICA BUSINESS PARTNERS（2018）「週刊アフリカビジネス第388号（2018年3月26日発行）」。

第Ⅱ部

第１章

▷第１節

Albright Stone Bridge Group（2015）, “Data Localization: A Challenge to Global Commerce”, *September 2015*.

Chander, A. and Le, U. P.（2014）. “Breaking the Web: Data Localization vs. the Global Internet”, *UC Davis Legal Research Paper No. 378, April 2014*, University of California, Davis.

Crosby, D.（2016）, “Analysis of Data Localization Measures Under WTO Services Trade Rules and Commitments”, *March 2016*, ICTSD.

ECIPE（2014）, “The Costs of Data Localisation: Friendly Fire on Economic Recovery”, *ECIPE Occational Paper, No. 3/2014*.

Ferracane, M.F.（2017）, “Restrictions to Cross-Border Data Flows: a Taxonomy”, *ECIPE Working Paper, November 2017*, ECIPE.

González, J. L. and Jouanjean, M（2017）, “Digital Trade: Developing a Framework for Analysis”, *OECD Trade Policy Papers, No. 205*, OECD Publishing, Paris.

Leviathan Security Group（2015）, “Quantifying the Cost of Forced Localization”.

Lund. S. and Manyika, J.（2016）, “How Digital Trade is Transforming Globalization”, *January 2016*, McKinsey and Company, ICTSD.

McKinsey Global Institute（2016）, “Digital Globalization: The New Era of Global Flows”, *March 2016*.

Nielsen（2016）, “Global Connected Commerce: Is E-tail Therapy the New Retail Therapy?”, *January 2016*.

OECD（2017）, “Measuring Digital Trade: Towards a Conceptual Framework”, *STD/CSSP/WPTGS（2017）3, March 2017,* Working Party on International Trade in Goods and Trade in Services Statistics.

PayPal（2016）, “Cross Border Consumer Research 2016”, *October 5 2016*.

United States International Trade Commission（2014）, “Digital Trade in the U.S. and Global Economies, Part 2”, *August 2014*.

アレックス・モザド、ニコラス・L・ジョンソン（2018）、『プラットフォーム革命』、英治出版。

経済産業省（2016）、「我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備事業（越境データフローに係る制度等の調査研究）報告書」、2016 年 3 月。

経済産業省（2017）、「平成 28 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サイバー国際経済に関する調査）調査報告書」、2017 年 3 月。

経済産業省（2018）、「平成 29 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（デジタル貿易に関連する規制等に係る調査）調査報告書」、2018 年 2 月。

日本貿易振興機構、「EU 一般データ保護規則（GDPR）に関わる実務ハンドブック」、2016 年 11 月（前編）、2017 年 8 月（後編）。

平野敦士カール、アンドレイ・ハギウ（2010）、『プラットフォーム戦略』、東洋経済新報社。

第２章

▷第２節

BMWi & OECD（2017）“Global Forum on Steel Excess Capacity report”

European Commission（2017）” ON SIGNIFICANT DISTORTIONS IN THE ECONOMY OF THE PEOPLE’S REPUBLIC OF CHINA FOR THE PURPOSES OF TRADE DEFENCE INVESTIGATIONS”,

Commission Staff Working Document , SWD(2017) 483 final, December 2017.
PCAST（2017）“REPORT TO THE PRESIDENT Ensuring Long-Term U.S. Leadership in Semiconductors”
経済産業省（2018）「これまでの国家プロジェクトの変遷」産業構造審議会 産業技術分科会 研究開発小委員会第 31 回研究開発小委員会資料
財団法人武田計測先端知財団（2005）「超 LSI 共同研究所―共同研究所の元祖」
刘晓波（2018）「半导体：中国崛起正当时（半導体：中国の台頭）」、『証券研究報告書』、光大証券。
渡邉真理子（2017）「中国鉄鋼産業における過剰生産能力問題と補助金：ソフトな予算制約の存在の検証」、RIETI Discussion Paper Series, 17-J-058

第 3 章

▷第 1 節

BIS（2018）, *BIS Quarterly Review: International banking and financial market developments, March 2018.*
Financial Stability Board（2015）, *Global Shadow Banking Monitoring Report 2015, November 2015.*
IMF（2018）, *Global Financial Stability Report: A Bumpy Road Ahead, April 2018.*
加藤弘之、渡邉真理子、大橋英夫（2013）『21 世紀の中国 経済篇―国家資本主義の光と影』、朝日新聞出版。
関志雄（2018）「2018 年の中国経済の展望」（2018 年 1 月 9 日）、RIETI。
JETRO（2018）『2017 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査』。
丸川知雄（2013）『現代中国経済』、有斐閣。
株式会社三菱総合研究所（2018）「世界及び新興国経済・貿易投資動向等に関する調査」（経済産業省委託調査）。

▷第 2 節

国家信息中心分享经济研究中心、中国互聯網協会分享経済工作委員会（2018）『中国共享经济发展年度报告 2018』（中国語）。
中国互聯網絡信息中心（2018）『第 41 次中国互聯網絡発展状況統計報告』（中国語）。
中国国務院（2016）「十三五”国家科技创新规划」（科学技術イノベーション第 13 次五か年計画）。
Cornell University, INSEAD and WIPO（2017）, *Global Innovation Index 2017.*
Dang, J. and K. Motohashi（2013）, “Patent statistics: A good indicator for innovation in China? Patent subsidy program impacts on patent quality,” IAM Discussion Paper Series, No. 029.
Soete, L.（1987）, “The Impact of Technological Innovation on International Trade Patterns: the Evidence Reconsidered,” *Research Policy*, Vol. 16, pp. 101-130.
USCC（2017）, *2017 Report to Congress of the U.S.-China Economic and Security Review Commission.*
伊藤亜聖、李卓然、王敏（2014）「中国におけるイノベーション政策の効果推計　多層・多ルートの政策体系は機能しているのか？」『社會科學研究』66 巻 1 号 , pp. 75-106。
科学技術振興機構（2017）「中国科学技術政策の現状と展望」。
関志雄（2002）「ハイテク集積地としての北京、上海、深圳」経済産業研究所。
経済産業省（2017）「我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向―主要指標と調査データ―（第 17.2 版）」。
国際貿易投資研究所（2015）「平成 26 年度　世界経済の新潮流となった“走出去”（中国の対外展開）の現状とその行方」ITI 調査研究シリーズ, No. 7。
関根栄一（2016）「相次ぐ中国のイノベーション政策と金融面での支援に向けた動き」野村資本市場研究所。
張紅咏（2016）「中国の産業貿易政策と経済成長」RIETI Discussion Paper Series, 16-J-043。
樋口壮人、寺岡伸章、周少丹、林幸秀（2016）「高い被引用回数の論文を著した研究者に関する調査報告書～中国の研究者を一例として～」国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター海外動向ユニット。

ベンチャーエンタープライズセンター(2017)『ベンチャー白書 2017 ベンチャービジネスに関する年次報告』。
細川美穂子（2016）「中国商務 指南～中国ビジネス最新ガイド～13 次五カ年計画の概要」mizuho global news 2016 Jul & Aug Vol. 86。
村山昭義、伊神正貴（2017）『科学研究のベンチマーキング 2017―論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況』文部科学省科学技術・学術政策研究所。
元橋一之（2018）「中国の地域イノベーションシステム：深センを中心とした技術、資金、人材の現状」RIETI Policy Discussion Paper Series, 18-P-011。
文部科学省（各年）「教育指標の国際比較」（平成 21 年版～25 年度版）。
文部科学省（各年）「諸外国の教育統計」（平成 26 年版～29 年度版）。
文部科学省科学技術・学術政策研究所（2017）「科学技術指標 2017」。
文部科学省科学技術・学術政策研究所（2017）「科学研究のベンチマーキング 2017―論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況―」。
孟健軍（2018）「中国の改革開放と留学政策」RIETI Discussion Paper Series, 18-J-016。

▷第 3 節

ASEAN-JAPAN Center (2017), Global Value Chains in ASEAN, A Regional Perspective Paper1.
Balassa, B. (1965), “Trade Liberalisation and Revealed Comparative Advantage,” *Manchester School of Economic and Social Studies*, Vol. 33, pp. 99-123.
Edited by Marcel Timmer, University of Groningen (2012), “The World Input-Output Database (WIOD): Contents, Sources and Methods”.
European Commission (2017), Commission Staff Working Document On Significant Distortions In the Economy of the People’s Republic of China for the Purposes of Trade Defense Investigations, SWD (2017) 483 final of 19.12.2017.
Laursen, K. (1998), “Revealed Comparative Advantage and the Alternatives as Measures of International Specialization,” DRUID Working Paper, No. 98-30.
UNCTAD (2017), *World Investment Report 2017*.
UNCTAD (2018), *World Investment Report 2018*.
World Bank, WTO, IDE-JETRO, OECD and Research Center of Global Value Chains at the University of International Business and Economics (2017), *Global Value Chain Development Report 2017, Measuring and Analyzing the Impact of GVCs on Economic Development*.
猪俣哲史（2014）「東アジアの付加価値貿易」、一橋大学、博士論文、甲第 782 号。
玉村千治、桑森啓編（2014）『国際産業連関分析論―理論と応用』アジア経済研究所。
中国商務部、国家統計局、国家外資管理局（2017）『2016 年度 中国対外直接投資統計公報』。
中国商務部、国家統計局、国家外資管理局（2016）『2015 年度 中国対外直接投資統計公報』。
辻久子（2016）「中欧大陸横断鉄道の展開」『ロシア NIS 調査月報』、2016 年 1 月、一般社団法人　ロシア NIS 貿易会。
辻久子（2017）「シベリア鉄道フォーラム」『ロシア NIS 調査月報』、2017 年 7 月、一般社団法人　ロシア NIS 貿易会。
萩野覚（2017）「付加価値貿易指標改善を目的とする拡張産業連関表の整備―OECD との協働に向けて―」、『季刊国民経済計算』、第 161 号、内閣府経済社会総合研究所。
服部哲也、下井直毅（2016）「付加価値貿易から見た比較優位の変化」、日本経済研究センター。
久永忠（2015）「貿易構造変化と東アジアの比較優位構造の国際比較」『経済学研究』65 巻 1 号 pp. 137-155.
広田堅志(2017)「付加価値貿易から見た日本の輸出競争力」、『広島経済大学創立五十周年記念論文集』上巻、広島経済大学。

深尾京司、袁堂軍（2017）「日中製造業の国際競争力に関する比較研究―生産コスト・アプローチ―」Center for Economic Institutions Working Paper Series　No. 2017-1、一橋大学。
三浦有史（2016）「アジアの相互依存と競争関係はどのように変わったか―日中韓の比較優位―」、JRI レビュー 2016　Vol. 3, No. 33、日本総研。
みずほ総合研究所（2016）「2025 年の製造強国入りを目指す中国の新製造業振興策―2015 年度中国商務部国際貿易経済合作研究院への委託調査」
株式会社三菱総合研究所（2018）「世界及び新興経済・貿易投資動向等に関する調査」（経済産業省委託調査）。
李立栄（2016）「中国の新たな海外展開戦略と銀行・保険会社の動向―加速する海外 M&A―」、野村資本市場研究所。

▷第 4 節

American Chamber of Commerce in the Peoples's Republic of China（2018）, *2018 China Business Climate Survey Report*.
Motion Picture Association of America（2017）, *Theatrical Market Statistics 2016*.
外務省（2017）『海外在留邦人数調査統計』。
経済産業省『海外事業活動基本調査』（各年版）。
経済産業省『電子商取引に関する市場調査』（各年版）。
国際協力銀行（2017）『2017 年度海外直接投資アンケート結果（第 29 回）』。
小宮昇平（2017）「中国―「コト」消費を追い風に」、『ジェトロセンサー』、2017 年 10 月号、JETRO。
JETRO（2017）『中国の消費者の日本製品等意識調査』。
JETRO（2018）『2017 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査』。
中国日本商会（2017）『中国経済と日本企業 2017 年白書』。
箱崎大ほか（2017）「（特集）中国の越境 EC」、『ジェトロセンサー』、2017 年 2 月号、JETRO。
株式会社三菱総合研究所（2018）「世界及び新興国経済・貿易投資動向等に関する調査」（経済産業省委託調査）。

図表索引

図表索引

第 I-1-1-1 図　世界の GDP 成長率推移 …… 4
第 I-1-1-2 表　GDP 成長率（地域別）…… 4
第 I-1-1-3 図　世界の貿易量伸び率と実質 GDP の伸び率の比較 …… 5
第 I-1-1-4 表　世界の財の貿易量伸び率 …… 5
第 I-1-1-5 図　サービス貿易の貿易全体に占める割合推移 …… 6
第 I-1-1-6 図　財貿易とサービス貿易の前年比伸び率 …… 6
第 I-1-1-7 表　地域別サービス貿易額と対前年変化率 …… 7
第 I-1-1-8 図　対内直接投資額の推移（フロー）…… 8
第 I-1-1-9 図　世界のクロスボーダーM&A 件数と総額の推移 …… 8
第 I-1-1-10 表　世界の国・地域別クロスボーダーM&A（2017 年）…… 8
第 I-1-1-11 図　日米欧の中銀バランスシート推移 …… 9
第 I-1-1-12 図　世界の非金融部門への与信残高 …… 10
第 I-1-1-13 図　過去の危機時における非金融民間部門の債務／名目 GDP（トレンドからの乖離）…… 10
第 I-1-1-14 図　国別の非金融民間部門の債務／名目 GDP（トレンドからの乖離）…… 10
第 I-1-1-15 図　新興国への証券投資フローの累積寄与度（モデル推計）…… 11
第 I-1-1-16 図　新興国への証券投資フローの月次累積寄与度（2017～2019 年）…… 11
第 I-1-1-17 図　新興国への株式投資フロー（2013）…… 11
第 I-1-1-18 図　新興国への債券投資フロー（2013）…… 11
第 I-1-1-19 図　新興国の政策金利推移 …… 12
第 I-1-1-20 図　新興国への株式投資フロー（2017）…… 12
第 I-1-1-21 図　新興国への債券投資フロー（2017）…… 13
第 I-1-1-22 表　新興国の GDP 成長率、経常収支、基礎的財政収支、政府総債務残高、外貨準備高 …… 13
第 I-1-1-23 図　インフレ率と為替騰落率の関係 …… 14
第 I-1-1-24 図　GDP 成長率、経常収支、資金流入額の累積規模 …… 14
第 I-1-2-1-1 図　我が国の輸出入額の推移 …… 15
第 I-1-2-1-2 図　我が国の輸出入額の推移（前年比）…… 15
第 I-1-2-1-3 図　貿易収支変化の要因分解 …… 15
第 I-1-2-1-4 表　国・品目別輸出額の寄与度（2016 年→ 2017 年）…… 16
第 I-1-2-1-5 図　我が国の中国向け輸出金額の推移 …… 16
第 I-1-2-1-6 図　我が国の中国向け一般機械輸出金額の品目別寄与度と半導体等製造装置の輸出伸び率の推移 … 17
第 I-1-2-1-7 図　我が国の中国向け一般機械・電気機器輸出金額の品目別寄与度推移（前年比）…… 17
第 I-1-2-1-8 図　我が国の中国向け半導体等製造装置、半導体等電子部品の輸出金額の推移 …… 18
第 I-1-2-1-9 表　国・品目別輸入額の寄与度（2016 年→ 2017 年）…… 18
第 I-1-2-1-10 図　我が国の原油及び粗油の輸入推移 …… 18
第 I-1-2-1-11 図　WTI 原油先物価格の前年比伸び率推移 …… 18
第 I-1-2-1-12 図　我が国の ASEAN からの電気機器輸入額の品目別シェアと前年比伸び率寄与度の推移 … 19
第 I-1-2-1-13 図　我が国の中国からの電気機器輸入額の品目別シェアと前年比伸び率寄与度の推移 …… 19
第 I-1-2-1-14 図　我が国の半導体等電子部品（IC）の国・地域別輸入価格・数量の推移 …… 20
第 I-1-2-2-1 図　我が国の経常収支の推移 …… 20
第 I-1-2-2-2 図　我が国の経常収支前年差の推移 …… 20
第 I-1-2-2-3 図　我が国の貿易収支の推移 …… 21

第 I-1-2-2-4 図　我が国の貿易収支の前年差の推移 …… 21
第 I-1-2-2-5 図　我が国のサービス収支の推移 …… 21
第 I-1-2-2-6 図　我が国のサービス収支前年差の推移 …… 21
第 I-1-2-2-7 図　我が国のサービス収支の受取・支払別伸び率寄与度の推移 …… 22
第 I-1-2-2-8 図　我が国の訪日外客数と一人当たり旅行受取額の推移 …… 22
第 I-1-2-2-9 図　我が国の第一次所得収支の推移 …… 22
第 I-1-2-2-10 図　我が国の第一次所得収支前年差の推移 …… 23
第 I-1-2-2-11 図　我が国の第一次所得収支の受取・支払別伸び率寄与度の推移 …… 23
第 I-1-2-3-1 図　世界の国・地域別直接投資残高のシェア（2016 年末時点）…… 24
第 I-1-2-3-2 図　我が国の対外直接投資残高の推移（2016 年末時点）…… 24
第 I-1-2-3-3 図　主要国の対外直接投資残高と業種別割合 …… 24
第 I-1-2-3-4 表　我が国の対外直接投資フロー、残高の国・地域別上位 10 か国 …… 24
コラム第 1-1 図　明治期の貿易推移 …… 25
コラム第 1-2 図　輸出額品目別シェア推移 …… 26
コラム第 1-3 図　輸入額品目別シェア推移 …… 26
コラム第 1-4 図　輸出額地域別シェア推移 …… 27
コラム第 1-5 図　輸入額地域別シェア推移 …… 27
コラム第 1-6 表　地域別貿易収支　1876～1910 年（５か年累計額）…… 28
コラム第 1-7 表　製糸生産量、輸出量及び輸出率推移 …… 29
コラム第 1-8 表　製茶・製銅・石炭の生産量、輸出量及び輸出率推移 …… 29
第 I-2-1-1 図　米国 GDP 需要項目別寄与度推移 …… 32
第 I-2-1-2 図　米国 FF 金利推移 …… 33
第 I-2-1-3 図　S&P500 種、米国 10 年国債利回り推移 …… 33
第 I-2-1-4 図　非農業部門雇用者数、失業率推移 …… 33
第 I-2-1-5 図　PCE 価格指数推移 …… 33
第 I-2-1-6 図　米国貿易収支推移 …… 34
第 I-2-1-7 表　米国の主要輸出品目 …… 34
第 I-2-1-8 表　米国の主要輸入品目 …… 34
第 I-2-1-9 表　2017 年の米国の貿易黒字上位 10 か国 …… 34
第 I-2-1-10 表　2017 年の米国の貿易赤字上位 10 か国 …… 35
第 I-2-1-11 図　対内直接投資（地域別、残高）…… 35
第 I-2-1-12 図　対外直接投資（地域別、残高）…… 35
第 I-2-1-13 図　対内直接投資（業種別、残高）…… 36
第 I-2-1-14 図　対外直接投資（業種別、残高）…… 36
第 I-2-1-15 図　法人実効税率の国際比較 …… 36
第 I-2-1-16 図　減税規模の比較 …… 37
第 I-2-1-17 図　減税額 …… 37
第 I-2-1-18 図　税制改革が GDP に与える影響 …… 37
第 I-2-1-19 表　NAFTA３か国間の物品貿易 …… 39
第 I-2-1-20 表　NAFTA の人口、GDP、貿易額 …… 39
第 I-2-1-21 表　米国の国別貿易額（2017 年）…… 39
第 I-2-1-22 表　米国の NAFTA 域内貿易品目 …… 40
第 I-2-1-23 表　MFN 税率と NAFTA 税率（メキシコから米国への輸出）…… 41
第 I-2-1-24 表　MFN 税率と NAFTA 税率（米国からメキシコへの輸出）…… 41

第 I-2-1-25 表　MFN 税率と NAFTA 税率（カナダから米国への輸出）…… 41
第 I-2-1-26 表　MFN 税率と NAFTA 税率（米国からカナダへの輸出）…… 41
第 I-2-1-27 図　米国の農産品輸出額推移 …… 41
第 I-2-1-28 図　米国の農産品輸入額推移 …… 41
第 I-2-1-29 表　MFN 税率と NAFTA 税率（農産品）…… 42
第 I-2-1-30 表　MFN 税率と NAFTA 税率（繊維）…… 42
第 I-2-1-31 表　NAFTA 再交渉の目的 …… 42
第 I-2-1-32 図　米国の自動車輸入（NAFTA 域外と加墨からの輸入）推移 …… 43
第 I-2-1-33 表　メキシコの自動車輸出・生産台数 …… 43
第 I-2-1-34 図　NAFTA 再交渉による影響 …… 45
第 I-2-1-35 図　米中貿易収支 …… 45
第 I-2-1-36 表　米国から中国への輸出品目 …… 46
第 I-2-1-37 表　中国から米国への輸出品目 …… 46
第 I-2-1-38 図　アジア太平洋諸国から米国への機械・輸送機器の輸出推移 …… 46
第 I-2-1-39 図　米国へのコンピュータ輸出額推移 …… 46
第 I-2-1-40 図　米国から中国への輸出（生産工程別）…… 47
第 I-2-1-41 図　中国から米国への輸出（生産工程別）…… 47
第 I-2-1-42 図　米企業と競合する中国の SOE が受けている恩恵 …… 47
第 I-2-1-43 図　知的財産権保護のために米国企業が中国で実施している措置 …… 48
第 I-2-1-44 図　米国・中国による AD 措置発動件数推移 …… 49
第 I-2-1-45 図　米国・中国の AD 措置被発動件数推移 …… 49
第 I-2-1-46 図　米国による対中国 AD 措置発動件数推移（セクター別）…… 49
第 I-2-1-47 図　中国による対米国 AD 措置発動件数推移（セクター別）…… 49
第 I-2-1-48 表　通商法 301 条対象品目の 2017 年貿易額と構成比 …… 50
第 I-2-1-49 表　米国の鉄鋼及びアルミニウムの輸入（国別）…… 50
第 I-2-1-50 表　中国による対米追加関税措置（米国の対中輸出額と追加関税額）…… 51
第 I-2-1-51 図　中国企業による米国企業への M&A 件数推移 …… 52
第 I-2-1-52 表　CFIUS の構成 …… 52
第 I-2-1-53 図　国別対象案件数推移 …… 52
第 I-2-1-54 表　大統領令に基づく投資差し止め事例 …… 53
コラム第 2-1 図　米国 10 年国債利回り、タームプレミアム推移 …… 54
コラム第 2-2 図　中立金利と FF 金利の推移 …… 54
コラム第 2-3 図　金融政策スタンスと GDP ギャップの推移 …… 55
第 I-2-2-1 図　ユーロ圏諸国と英国の実質 GDP 成長率（年率）…… 56
第 I-2-2-2 図　ユーロ圏諸国と英国の実質 GDP 成長率（前期比）…… 56
第 I-2-2-3 図　ユーロ圏の実質 GDP 成長率（需要項目別寄与度）…… 56
第 I-2-2-4 図　ユーロ圏の景況感（セクター別）…… 56
第 I-2-2-5 図　ユーロ圏諸国と英国の失業率の改善（前年差）…… 57
第 I-2-2-6 図　ユーロ圏諸国と英国の失業率 …… 57
第 I-2-2-7 図　ユーロ圏諸国と英国の総固定資本形成伸び率 …… 57
第 I-2-2-8 図　ユーロ圏企業の借入れ金利 …… 57
第 I-2-2-9 図　ユーロ圏銀行の民間向け貸出額の推移 …… 58
第 I-2-2-10 図　ユーロ圏の消費者物価上昇率の推移 …… 58
第 I-2-2-11 表　ECB の金融政策 …… 58

第Ⅰ-2-2-12図　ユーロ圏の輸出額伸び率（相手先別寄与度）…… 58
第Ⅰ-2-2-13図　ユーロ圏の輸出先別割合と伸び率 …… 59
第Ⅰ-2-2-14図　ユーロ圏の輸出額伸び率と各国寄与度 …… 59
第Ⅰ-2-2-15図　ユーロ圏の輸入額伸び率（相手先別寄与度）…… 59
第Ⅰ-2-2-16図　ユーロ圏の輸入相手国別割合と伸び率 …… 59
第Ⅰ-2-2-17図　ユーロ圏の輸入額伸び率と各国寄与度 …… 59
第Ⅰ-2-2-18図　英国の実質GDP成長率（需要項目別寄与度）…… 60
第Ⅰ-2-2-19図　英国の実質GDP成長率（セクター別寄与度）…… 60
第Ⅰ-2-2-20図　英国の民間投資推移 …… 60
第Ⅰ-2-2-21図　英国製造企業の投資意欲 …… 60
第Ⅰ-2-2-22図　英国の外国直接投資（フロー）…… 61
第Ⅰ-2-2-23図　英国企業に対する外国企業による買収 …… 61
第Ⅰ-2-2-24図　英国の消費者物価上昇率 …… 61
第Ⅰ-2-2-25図　英国の物価と為替の推移 …… 61
第Ⅰ-2-2-26図　英国の輸出伸び率（相手先別寄与度）…… 62
第Ⅰ-2-2-27図　英国の輸入伸び率（相手先別寄与度）…… 62
第Ⅰ-2-2-28図　英国の金輸入額推移（相手先別）…… 62
第Ⅰ-2-2-29表　BREXITによる影響見通し（英国財務省）…… 63
第Ⅰ-2-2-30表　「合意なし」のEU離脱の場合の非関税障壁 …… 63
第Ⅰ-2-2-31図　英国の輸出額に占めるEU割合（品目別）…… 64
第Ⅰ-2-2-32図　英国の輸入額に占めるEU割合（品目別）…… 64
第Ⅰ-2-2-33図　EUの輸出額に占める英国割合（品目別）…… 64
第Ⅰ-2-2-34図　EUの輸入額に占める英国割合（品目別）…… 64
第Ⅰ-2-2-35図　英国の自動車貿易に占めるEU割合 …… 65
第Ⅰ-2-2-36図　ドイツ企業による優先事項（BREXIT交渉）…… 65
第Ⅰ-2-2-37図　英国内の投資先を移転する予定の有無（ドイツ企業）…… 65
第Ⅰ-2-2-38図　BREXITによる影響評価（ドイツ企業）…… 66
第Ⅰ-2-2-39図　「英国の規制・法制の変更」で懸念のある分野（日本企業）…… 66
第Ⅰ-2-2-40図　在英日本企業がBREXIT対応に要する期間 …… 66
第Ⅰ-2-2-41図　EUのFTA発効済み貿易額に占める貿易相手国 …… 68
第Ⅰ-2-2-42図　EUのFTAカバー率（対EU域外貿易額）…… 68
第Ⅰ-2-2-43図　EU15か国のFTA（発効済み）カバー率推移 …… 68
第Ⅰ-2-2-44図　主要国・地域のFTAカバー率 …… 68
第Ⅰ-2-2-45図　EU（15か国）の域外貿易額推移（相手国・地域別）…… 69
第Ⅰ-2-2-46図　EU（15か国）の財貿易額伸び率（域外相手国・地域別）…… 69
第Ⅰ-2-2-47図　EU（15か国）のサービス輸出 …… 69
第Ⅰ-2-2-48図　EUの財貿易収支 …… 69
第Ⅰ-2-2-49図　主要国のAD措置発動件数推移 …… 69
第Ⅰ-2-2-50図　EUによるAD措置発動件数推移 …… 70
第Ⅰ-2-2-51図　EUによる対中国AD措置発動件数推移（品目別）…… 70
第Ⅰ-2-2-52図　主要国の対内直接投資推移 …… 71
第Ⅰ-2-2-53図　EUに対する域外からのM&A件数（被買収国別）…… 71
第Ⅰ-2-2-54図　EU各国に対する外国からのM&A件数（買収側地域別）…… 71
第Ⅰ-2-2-55表　欧州委員会「投資スクリーニング」提案 …… 71

第 I-2-2-56 図　中国による M&A のセクター別割合（対 EU 加盟国）…… 72
第 I-2-2-57 図　EU 向け域外国企業による M&A に占める中国割合 …… 72
第 I-2-2-58 図　EU 加盟国と中国の M&A …… 72
第 I-2-2-59 図　ドイツの対内 FDI（四半期ベース、再投資除く）…… 72
第 I-2-3-1-1 表　2025 年に向けた ASEAN 統合のロードマップ（AEC ブループリント 2025）…… 74
第 I-2-3-1-2 図　ASEAN の人口（主要国・地域との比較）…… 75
第 I-2-3-1-3 図　ASEAN の名目 GDP（主要国・地域との比較）…… 75
第 I-2-3-1-4 図　ASEAN の一人当たり名目 GDP（主要国・地域との比較）…… 75
第 I-2-3-1-5 図　ASEAN の財貿易（輸出入）額（主要国・地域との比較）…… 75
第 I-2-3-1-6 図　ASEAN のサービス貿易（輸出入）額（主要国・地域との比較）…… 75
第 I-2-3-1-7 図　ASEAN の対内直接投資額（ストック）（主要国・地域との比較）…… 75
第 I-2-3-1-8 図　ASEAN の実質 GDP 成長率の推移（主要国・地域との比較）…… 76
第 I-2-3-1-9 図　ASEAN 各国の実質 GDP 成長率の推移 …… 76
第 I-2-3-1-10 図　ASEAN 主要国の実質 GDP 成長率及び需要項目別寄与度の推移 …… 76
第 I-2-3-1-11 図　ASEAN 主要国の実質 GDP 成長率及び産業項目別寄与度の推移 …… 76
第 I-2-3-1-12 図　ASEAN の輸出金額と輸出先の推移 …… 77
第 I-2-3-1-13 図　ASEAN の輸出先割合の推移 …… 77
第 I-2-3-1-14 図　ASEAN の輸入金額と輸入先の推移 …… 77
第 I-2-3-1-15 図　ASEAN の輸入先割合の推移 …… 77
第 I-2-3-1-16 表　ASEAN 主要 6 カ国の輸出相手国上位 10 か国の推移 …… 79
第 I-2-3-1-17 表　ASEAN 主要 6 カ国の輸入相手国上位 10 か国の推移 …… 80
第 I-2-3-1-18 図　ASEAN 各国の貿易に占める中国の割合 …… 81
第 I-2-3-1-19 図　ASEAN の対中国貿易の推移 …… 81
第 I-2-3-1-20 図　ASEAN の対中国貿易収支の推移 …… 81
第 I-2-3-1-21 図　ASEAN の対中国貿易収支の品目別内訳（2007 年と 2016 年の比較）…… 81
第 I-2-3-1-22 図　垂直型分業と水平型分業のモデル …… 81
第 I-2-3-1-23 表　ASEAN の対中国輸出上位 10 品目の推移 …… 82
第 I-2-3-1-24 表　ASEAN の対中国輸入上位 10 品目の推移 …… 82
第 I-2-3-1-25 図　ASEAN の対中国輸出（生産工程別金額）の推移 …… 83
第 I-2-3-1-26 図　ASEAN の対中国輸入（生産工程別金額）の推移 …… 83
第 I-2-3-1-27 図　ASEAN の対中国輸出（生産工程別割合）の推移 …… 83
第 I-2-3-1-28 図　ASEAN の対中国輸入（生産工程別割合）の推移 …… 83
第 I-2-3-1-29 図　ASEAN の対中国輸出（生産工程別・品目別金額）
（1996 年、2006 年、2016 年の 3 時点）…… 84
第 I-2-3-1-30 図　ASEAN の対中国輸入（生産工程別・品目別金額）
（1996 年、2006 年、2016 年の 3 時点）…… 84
第 I-2-3-1-31 表　ASEAN の対中国貿易（生産工程別・品目別金額）の特徴 …… 85
第 I-2-3-1-32 図　ASEAN の対中国貿易：産業内貿易指数による 2 分類の割合の推移 …… 85
第 I-2-3-1-33 図　ASEAN の対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の割合の推移 …… 85
第 I-2-3-1-34 図　ASEAN の対中国貿易：垂直型分業と水平型分業の貿易額の推移 …… 85
第 I-2-3-1-35 図　ASEAN の対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の貿易額の推移 …… 85
第 I-2-3-1-36 図　ASEAN 各国の対中国貿易：分業タイプによるグルーピング（イメージ）…… 86
第 I-2-3-1-37 図　タイの対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の貿易額の推移 …… 86
第 I-2-3-1-38 図　シンガポールの対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の貿易額の推移 …… 86

第 I-2-3-1-39 図　ベトナムの対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の貿易額の推移 …… 86
第 I-2-3-1-40 図　マレーシアの対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の貿易額の推移 …… 86
第 I-2-3-1-41 図　インドネシアの対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の貿易額の推移 …… 86
第 I-2-3-1-42 図　フィリピンの対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の貿易額の推移 …… 87
第 I-2-3-1-43 図　カンボジアの対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の貿易額の推移 …… 87
第 I-2-3-1-44 図　ブルネイの対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の貿易額の推移 …… 87
第 I-2-3-1-45 図　ミャンマーの対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の貿易額の推移 …… 87
第 I-2-3-1-46 図　ラオスの対中国貿易：産業内貿易指数による 5 分類の貿易額の推移 …… 87
第 I-2-3-1-47 図　携帯電話（HS8517）にかかるベトナムの対中国貿易額の推移 …… 88
第 I-2-3-1-48 図　集積回路（HS8542）にかかるベトナムの対中国貿易額の推移 …… 88
第 I-2-3-1-49 図　コンピュータ製品（HS8471）にかかるタイの対中国貿易額の推移 …… 88
第 I-2-3-1-50 図　集積回路（HS8542）にかかるシンガポールの対中国貿易額の推移 …… 88
第 I-2-3-1-51 図　ASEAN の世界からの対内直接投資額（フロー・ストック）の推移 …… 89
第 I-2-3-1-52 図　ASEAN の世界からの対内直接投資額（フロー）の推移（投資元別）…… 89
第 I-2-3-1-53 図　ASEAN の世界からの対内直接投資割合（フロー）の推移（投資元別）…… 89
第 I-2-3-1-54 図　ASEAN の世界からの対内直接投資額（フロー）の推移（業種別）…… 90
第 I-2-3-1-55 図　ASEAN の世界からの対内直接投資割合（フロー）の推移（業種別）…… 90
第 I-2-3-1-56 図　ASEAN への対内直接投資額（フロー）に占める各国内訳 …… 90
第 I-2-3-1-57 図　ASEAN への対内直接投資額（フロー）の推移（各国別）…… 90
第 I-2-3-1-58 図　ASEAN の対内直接投資額（フロー）に占める中国の割合と各国への投資額の推移 …… 91
第 I-2-3-1-59 表　ASEAN 各国の対内直接投資額（フロー）に占める中国の割合の推移 …… 91
第 I-2-3-1-60 図　ASEAN の世界への対外直接投資額（フロー・ストック）の推移 …… 91
第 I-2-3-1-61 図　対外直接投資額（フロー）に占める ASEAN 各国の割合 …… 91
第 I-2-3-1-62 図　ASEAN 各国の対外直接投資額（フロー）の推移 …… 91
第 I-2-3-1-63 図　シンガポールの対外直接投資額（フロー）の推移（国・地域別）…… 92
第 I-2-3-1-64 図　マレーシアの対外直接投資額（フロー）の推移（国・地域別）…… 92
第 I-2-3-1-65 図　タイの対外直接投資額（フロー）の推移（国・地域別）…… 92
第 I-2-3-1-66 図　世界の対外直接投資額（フロー）の投資先の国・地域別割合 …… 92
第 I-2-3-1-67 図　世界の対外直接投資額（フロー）の投資先の国・地域別推移 …… 93
第 I-2-3-1-68 図　ASEAN 各国の海外直接投資制限指数（主産業における主要国・地域との比較）…… 93
第 I-2-3-1-69 図　カンボジアの海外直接投資制限指数（産業別）…… 94
第 I-2-3-1-70 図　インドネシアの海外直接投資制限指数（産業別）…… 94
第 I-2-3-1-71 図　マレーシアの海外直接投資制限指数（産業別）…… 94
第 I-2-3-1-72 図　ミャンマーの海外直接投資制限指数（産業別）…… 94
第 I-2-3-1-73 図　ラオスの海外直接投資制限指数（産業別）…… 94
第 I-2-3-1-74 図　フィリピンの海外直接投資制限指数（産業別）…… 94
第 I-2-3-1-75 図　ベトナムの海外直接投資制限指数（産業別）…… 94
第 I-2-3-1-76 図　OECD（各国平均）の海外直接投資制限指数（産業別）…… 94
第 I-2-3-1-77 表　ASEAN をめぐる FTA の交渉開始、発効、関税削減完了年 …… 95
第 I-2-3-1-78 図　ASEAN の単純平均特恵税率の推移 …… 95
第 I-2-3-1-79 表　ASEAN をめぐる FTA の自由化水準 …… 95
第 I-2-3-2-1 図　インドの実質 GDP 成長率及び需要項目別寄与度の推移 …… 97
第 I-2-3-2-2 図　インドの実質 GVA 成長率及び産業項目別寄与度の推移 …… 97
第 I-2-3-2-3 図　インドの実質 GDP 成長率の推移（主要国・地域との比較）…… 98

第 I-2-3-2-4 図　インドの貿易収支の推移 …… 98
第 I-2-3-2-5 表　インドの貿易金額と構成比（主要国・地域別）の 2 時点比較 …… 98
第 I-2-3-2-6 表　インドの貿易金額と構成比（主要品目別）の 2 時点比較 …… 99
第 I-2-3-2-7 図　インドの対内直接投資額の推移（国別）…… 99
第 I-2-3-2-8 図　インドの対内直接投資額の推移（業種別）…… 99
第 I-2-3-2-9 図　デジタル・インディア・プログラム達成のための 9 つの柱 …… 100
第 I-2-3-2-10 図　インド政府 HP で周知されている各種デジタル政策のトップページ（4 例）…… 100
第 I-2-3-2-11 図　UPI の取引（金額と件数）の推移 …… 102
第 I-2-3-2-12 図　USSD の取引（金額と件数）の推移 …… 102
第 I-2-3-2-13 図　POS におけるデビッドカードとクレジットカードの取引（金額と件数）の推移 …… 102
第 I-2-3-2-14 図　PPI の取引（金額と件数）の推移 …… 102
第 I-2-3-2-15 図　モバイルバンキングの取引（金額と件数）の推移 …… 102
第 I-2-3-2-16 図　デリーの屋台や移動販売車の写真（キャッシュレス化の風景）…… 102
第 I-2-3-2-17 図　インドの小売市場の電子商取引による売上高の推移 …… 103
第 I-2-3-2-18 図　インドの電子商取引（B2C）の取引額（主要国との比較）…… 103
第 I-2-3-2-19 図　インドの M コマース小売売上金額の推移 …… 103
第 I-2-3-2-20 図　携帯電話加入者数の推移（主要国・地域との比較）…… 103
第 I-2-3-2-21 図　携帯電話加入者割合（主要国・地域との比較）とインドにおける都市・農村別の内訳 … 104
第 I-2-3-2-22 図　利用者数による携帯キャリアの占有率 …… 104
第 I-2-3-2-23 図　インドの IT 企業の数、売上額・支出額・営業利益の推移 …… 104
第 I-2-4-1 図　中南米地域及び主要国の実質 GDP 成長率の推移 …… 105
第 I-2-4-2 図　中南米地域における太平洋同盟とメルコスールの比較 …… 106
第 I-2-4-3 表　中南米主要国の経済・貿易指標の比較 …… 106
第 I-2-4-4 表　太平洋同盟の概要 …… 107
第 I-2-4-5 図　太平洋同盟の貿易額と域内貿易比率の推移 …… 107
第 I-2-4-6 図　主要経済圏の域内貿易比率の比較 …… 107
第 I-2-4-7 図　太平洋同盟の域内輸出・輸入比率の比較（2017 年）…… 108
第 I-2-4-8 図　太平洋同盟の貿易構造（財別：2015 年）…… 108
第 I-2-4-9 表　メルコスールの概要 …… 109
第 I-2-4-10 図　メルコスールの貿易額と域内貿易比率の推移 …… 109
第 I-2-4-11 図　主要経済圏の域内貿易比率（前掲）…… 110
第 I-2-4-12 図　メルコスールの域内輸出・輸入比率の比較（2017 年）…… 110
第 I-2-4-13 図　メルコスールの貿易構造（財別：2015 年）…… 110
第 I-2-4-14 図　中南米の対主要国・地域別貿易総額と貿易比率の比較 …… 112
第 I-2-4-15 図　中南米の対日本貿易額の推移 …… 113
第 I-2-4-16 図　中南米主要国の対日本貿易額の比較（2017 年、総額・輸出額）…… 113
第 I-2-4-17 表　世界の生産量上位 6 か国（主要鉱物・主要農水産物）…… 113
第 I-2-4-18 図　中南米の対中国貿易額の推移 …… 113
第 I-2-4-19 図　中南米主要国の対米国・対中国・対日本輸出比率の比較（2017 年）…… 114
第 I-2-4-20 図　中国の対中南米主要国向け海外投資額の比較（2016 年、国別・ストック）…… 114
第 I-2-4-21 図　中国の対中南米主要国向け海外投資額の推移（国別・ストック）…… 114
第 I-2-4-22 図　 中南米と中国の経済トレンドの変化（ILO による）…… 114
第 I-2-4-23 表　中国の国際インフラ案件の比較（国別：2005-2016 年）…… 115
第 I-2-4-24 図　ブラジルの対中国貿易額の推移 …… 115

第 I-2-4-25 表　ブラジルの対中国主要輸出入上位 10 品目 …… 116
第 I-2-4-26 図　ブラジルの貿易総額の推移（国別）…… 116
第 I-2-4-27 図　ブラジルの貿易相手国の割合（輸出・輸入）…… 116
第 I-2-4-28 図　中国の対ブラジル向け海外投資額の推移（フロー）と投資相手国の割合 …… 117
第 I-2-4-29 図　アルゼンチンの対中国貿易額の推移 …… 117
第 I-2-4-30 表　アルゼンチンの対中国主要輸出入上位 10 品目 …… 118
第 I-2-4-31 図　アルゼンチンの貿易総額の推移（国別）…… 118
第 I-2-4-32 図　アルゼンチンの貿易相手国の割合（輸出・輸入）…… 118
第 I-2-4-33 図　メキシコの対中国貿易額の推移 …… 119
第 I-2-4-34 表　メキシコの対中国輸出入上位 10 品目 …… 119
第 I-2-4-35 図　メキシコの貿易総額の推移（国別）…… 119
第 I-2-4-36 図　メキシコの貿易相手国の割合（輸出・輸入）…… 120
第 I-2-4-37 図　中国の海外投資額の推移（国別：ストック）…… 120
第 I-2-4-38 図　中南米地域を含むアジア太平洋地域の地域経済統合の概観図 …… 121
第 I-2-5-1 図　ロシアの実質 GDP 成長率と需要項目別寄与度 …… 122
第 I-2-5-2 図　原油価格伸び率とロシアの実質 GDP 成長率推移（前年比）…… 122
第 I-2-5-3 図　ロシアの貿易収支と輸出入の伸び率（前年同月比）推移 …… 123
第 I-2-5-4 表　ロシアの主要輸出品目 …… 123
第 I-2-5-5 表　ロシアの主要輸入品目 …… 124
第 I-2-5-6 表　ロシアの主な輸出入相手国 …… 124
第 I-2-5-7 図　ロシアの貿易収支（対 EU 諸国）の推移 …… 124
第 I-2-5-8 表　ロシアから EU 諸国への主要輸出入品目及びシェア（2017 年）…… 125
第 I-2-5-9 図　ロシアの EU 諸国向け鉱物性燃料輸出量の推移 …… 125
第 I-2-5-10 図　ロシアの輸出額に占める APEC 諸国への財輸出額割合の政府目標 …… 126
第 I-2-5-11 図　ロシアの対 APEC 諸国向け輸出額の推移 …… 126
第 I-2-5-12 図　ロシアの対 APEC 諸国からの輸入額の推移 …… 127
第 I-2-5-13 図　ロシアの貿易収支（対中国）の推移 …… 127
第 I-2-5-14 表　ロシアと中国の主要輸出入品目及びシェア（2017 年）…… 127
第 I-2-5-15 表　ロシアの原油輸出相手国 …… 128
第 I-2-5-16 表　中国の原油輸入相手国 …… 128
第 I-2-5-17 図　ロシアの中国への鉱物性燃料輸出量の推移 …… 128
第 I-2-5-18 図　中国からロシアへの対外直接投資 業種別（ストック）…… 128
第 I-2-5-19 図　ロシアの貿易収支（対日本）の推移 …… 128
第 I-2-5-20 表　ロシアの液化天然ガス主要輸出相手国 …… 129
第 I-2-5-21 表　日本の液化天然ガス主要輸入相手国 …… 129
第 I-2-5-22 表　ロシアと日本の主要輸出入品目及びシェア（2017 年）…… 129
第 I-2-5-23 図　日本からロシアへの対外直接投資額推移（業種別）（ストック）…… 130
第 I-2-5-24 図　中央アジアの一人当たり GDP（ドル）…… 130
第 I-2-5-25 図　中央アジア諸国の輸出依存度の推移 …… 131
第 I-2-5-26 図　トルクメニスタンの輸出に占める中国及びロシアへの依存度 …… 131
第 I-2-5-27 表　中央アジア諸国の対中貿易の伸び …… 131
第 I-2-5-28 表　中央アジア諸国の輸出入品目シェア（対中国）…… 132
第 I-2-5-29 表　中国の天然ガス輸入相手国 …… 132
第 I-2-5-30 図　世界から中央アジア諸国への直接投資額推移 …… 132

第Ⅰ-2-5-31図　カザフスタン　対内直接投資残高　国別割合（2016年）…… 133
第Ⅰ-2-5-32図　キルギス　対内直接投資残高　国別割合（2016年）…… 133
第Ⅰ-2-5-33図　タジキスタン　対内直投投資残高　国別割合（2016年）…… 133
第Ⅰ-2-5-34表　対内直接投資に占める中国の割合の推移 …… 134
第Ⅰ-2-5-35図　中国の中央アジア諸国への対外経済協力（プロジェクト完成額）…… 134
第Ⅰ-2-5-36図　中央アジア諸国の対外債務残高対GNI比 …… 134
第Ⅰ-2-5-37図　ユーラシア経済同盟国の輸出総額に占める域内外輸出割合（2017年）…… 134
第Ⅰ-2-5-38図　ユーラシア経済同盟国の輸入総額に占める域内外輸入割合（2017年）…… 135
第Ⅰ-2-6-1-1図　中東における国・地域別GDPシェア …… 136
第Ⅰ-2-6-1-2図　中東諸国の資源確認埋蔵量及び輸出シェア …… 136
第Ⅰ-2-6-1-3図　中東の輸出入額の推移と貿易品目 …… 137
第Ⅰ-2-6-1-4図　中東の産油国の財政収支（対GDP比）推移 …… 137
第Ⅰ-2-6-1-5図　サウジアラビアの実質GDP成長率の推移（需要項目別）…… 137
第Ⅰ-2-6-1-6図　サウジアラビアの歳入割合と財政収支額の推移 …… 138
第Ⅰ-2-6-1-7図　世界の石油確認埋蔵量と生産量 …… 138
第Ⅰ-2-6-1-8図　サウジアラビアの産業部門別シェアとその推移 …… 138
第Ⅰ-2-6-1-9図　サウジアラビアの実質GDP成長率の推移（産業別）…… 139
第Ⅰ-2-6-1-10図　サウジアラビアの輸出入額の推移 …… 139
第Ⅰ-2-6-1-11図　サウジアラビアの輸出入品目（2016年）…… 139
第Ⅰ-2-6-1-12表　サウジアラビアの貿易相手国変化 …… 140
第Ⅰ-2-6-1-13図　サウジアラビアの国籍別労働力人口のシェア（2016年）…… 140
第Ⅰ-2-6-1-14図　サウジアラビアの国籍別労働力人口のシェア推移 …… 140
第Ⅰ-2-6-1-15図　サウジアラビアの年齢別国籍別失業率（2017年第3四半期）…… 141
第Ⅰ-2-6-1-16図　サウジアラビアの年齢別国籍別人口（2018年1月）…… 141
第Ⅰ-2-6-1-17図　中国の国・地域別原油（HS2709）輸入シェア（2017年）…… 141
第Ⅰ-2-6-1-18図　中国の国・地域別プロジェクト輸出額の推移 …… 142
第Ⅰ-2-6-1-19図　中国の国・地域別プロジェクト輸出額シェア …… 142
第Ⅰ-2-6-2-1図　アフリカにおける資源の賦存状況 …… 143
第Ⅰ-2-6-2-2図　地域別の人口推計 …… 143
第Ⅰ-2-6-2-3図　地域別の生産年齢人口推計 …… 143
第Ⅰ-2-6-2-4図　アフリカの需要項目別GDP成長率の推移 …… 144
第Ⅰ-2-6-2-5図　アフリカの対世界輸入品目のシェア（2016年）…… 144
第Ⅰ-2-6-2-6図　アフリカの対世界輸出品目のシェア（2016年）…… 144
第Ⅰ-2-6-2-7図　アフリカの対世界輸出国・地域別のシェアの変化 …… 144
第Ⅰ-2-6-2-8図　アフリカの対世界輸入国・地域別のシェアの変化 …… 145
第Ⅱ-1-1-1表　デジタル貿易の類型 …… 151
第Ⅱ-1-1-2図　世界のインターネット利用者数推移 …… 152
第Ⅱ-1-1-3図　世界の越境データ通信量及びその将来推計 …… 152
第Ⅱ-1-1-4図　世界のB2C EC市場規模推移 …… 152
第Ⅱ-1-1-5図　各国のB2C EC市場のポテンシャル …… 153
第Ⅱ-1-1-6図　世界の越境EC市場規模 …… 154
第Ⅱ-1-1-7図　人口100人当たりの携帯電話保有台数（世界）…… 154
第Ⅱ-1-1-8図　世界のオンライン決済手段（2015年と2020年の比較）…… 154
第Ⅱ-1-1-9表　地域別支払手段（2014年）…… 154

第Ⅱ-1-1-10 表　UNCTAD B2C EC 関連指標（上位 10 か国／2017 年）…… 155
第Ⅱ-1-1-11 表　UNCTAD B2C EC 関連指標（途上国上位 10 か国／2017 年）…… 155
第Ⅱ-1-1-12 図　オンラインショッピングの利用者数 …… 155
第Ⅱ-1-1-13 図　オンラインで購入したことのある品目（世界平均）…… 156
第Ⅱ-1-1-14 表　世界時価総額ランキング（2008 年と 2018 年の比較）…… 156
第Ⅱ-1-1-15 図　S&P500 における IT プラットフォーム企業数推移 …… 157
第Ⅱ-1-1-16 図　直線的企業と IT プラットフォーム企業の平均費用曲線 …… 158
第Ⅱ-1-1-17-1 図　越境データフローに係る規制数（推移）…… 159
第Ⅱ-1-1-17-2 表　越境データフローに係る規制数（国・地域別内訳）…… 159
第Ⅱ-1-1-18 表　個人データ・非個人データの越境移転の現状整理 …… 160
第Ⅱ-1-1-19 図　データローカライゼーション及び関連規制が導入された場合の GDP への影響 …… 160
第Ⅱ-1-1-20 図　EU の体系的な方針と規制の見直し等 …… 163
第Ⅱ-2-1-1-1 図　世界の名目 GDP 及び新興・途上国シェアの推移 …… 166
第Ⅱ-2-1-1-2 図　世界の実質 GDP 成長率の推移（国・地域別寄与度）…… 166
第Ⅱ-2-1-1-3 図　先進国及び新興・途上国の実質 GDP 成長率推移 …… 167
第Ⅱ-2-1-1-4 図　新興・途上国の実質 GDP 成長率の需要項目別寄与度分解推移 …… 167
第Ⅱ-2-1-1-5 図　国内投資額推移（先進国及び新興・途上国別）…… 167
第Ⅱ-2-1-1-6 図　国内最終消費額推移（先進国及び新興・途上国別）…… 167
第Ⅱ-2-1-2-1 図　世界の財輸出額推移（国・地域別）…… 168
第Ⅱ-2-1-2-2 図　世界の財輸出額における国・地域別シェアの推移 …… 168
第Ⅱ-2-1-2-3 図　世界の財輸入額推移（国・地域別）…… 168
第Ⅱ-2-1-2-4 図　世界の財輸入額における国・地域別シェアの推移 …… 168
第Ⅱ-2-1-3-1 図　世界の対内直接投資額の推移（先進国及び新興・途上国別）…… 169
第Ⅱ-2-1-3-2 図　世界の対外直接投資額の推移（先進国及び新興・途上国別）…… 169
第Ⅱ-2-1-4-1 図　世界の粗鋼生産能力の推移（先進国及び新興・途上国別）…… 170
第Ⅱ-2-1-4-2 表　世界の粗鋼生産量トップ 10（2016 年及び 2006 年）…… 170
第Ⅱ-2-1-4-3 表　世界のアルミ新地金生産量トップ 10（2016 年）…… 170
第Ⅱ-2-2-1 図　中国粗鋼生産量と世界生産量に占める割合の推移 …… 171
第Ⅱ-2-2-2 図　中国鉄鋼産業の発展経緯（2001-2016 年）…… 171
第Ⅱ-2-2-3 図　中国見掛け消費量と世界に占める割合の推移（粗鋼ベース）…… 172
第Ⅱ-2-2-4 図　中国鉄鋼企業の長期借入金利と政策金利の推移 …… 172
第Ⅱ-2-2-5 図　中国の政策金利および預金金利の推移 …… 173
第Ⅱ-2-2-6 図　中国鉄鋼産業の余剰生産能力と生産設備稼働率 …… 173
第Ⅱ-2-2-7 図　中国鉄鋼上場 33 社における営業赤字の割合 …… 173
第Ⅱ-2-2-8 図　中国鉄鋼上場 33 社における補助金用途別割合（2015 年）…… 173
第Ⅱ-2-2-9 図　2005 年以降の鉄鋼関連政策と関連通知年表 …… 174
第Ⅱ-2-2-10 図　中国の粗鋼生産設備削減目標と実績 …… 175
第Ⅱ-2-2-11 図　中国鉄鋼上場企業 33 社の借入金残高、政府補助額、固定資産額の推移（企業分類別）… 175
第Ⅱ-2-2-12 図　中国鉄鋼上場企業 33 社の長期借入金残高対総資産の推移（企業分類別）…… 176
第Ⅱ-2-2-13 図　中国鉄鋼上場企業 33 社の長期借入金残高対固定資産の推移（企業分類別）…… 176
第Ⅱ-2-2-14 図　中国鉄鋼上場企業 33 社の短期借入金残高対総資産の推移（企業分類別）…… 176
第Ⅱ-2-2-15 図　中国鉄鋼上場企業 33 社の政府補助額対売上高の推移（企業分類別）…… 176
第Ⅱ-2-2-16 図　中国鉄鋼企業の総資産営業利益率（企業分類別）…… 177
第Ⅱ-2-2-17 図　中国上場鉄鋼企業 33 社への政府補助金支出元内訳（2015 年）…… 177

第Ⅱ-2-2-18 図　中国の鉄鋼生産者物価と輸出価格の推移（前年比）…… 177
第Ⅱ-2-2-19 図　中国の鉄鋼輸出価格と日米欧の鉄鋼平均輸出単価（2015 年）…… 178
第Ⅱ-2-2-20 図　鉄鋼分野の新規 AD 調査開始件数の推移 …… 178
第Ⅱ-2-2-21 図　世界半導体市場規模と各地域・国別シェアの推移 …… 178
第Ⅱ-2-2-22 図　過去 9 年間の中国集積回路関連企業の動向 …… 179
第Ⅱ-2-2-23 図　中国の集積回路需要 …… 179
第Ⅱ-2-2-24 図　産業投資基金の基金数・基金総額の推移 …… 180
第Ⅱ-3-1-1 図　中国の実質 GDP 成長率の推移 …… 184
第Ⅱ-3-1-2 表　中国の業種別実質 GDP 成長率の推移 …… 185
第Ⅱ-3-1-3 表　中国の主要経済目標 …… 185
第Ⅱ-3-1-4 表　中国の 2018 年重点的取組分野 …… 186
第Ⅱ-3-1-5 図　中国の長期的な実質 GDP 成長率の推移 …… 186
第Ⅱ-3-1-6 図　中国の産業別 GDP・就業人員構成の推移 …… 187
第Ⅱ-3-1-7 図　中国の産業別 GDP 構成の推移 …… 187
第Ⅱ-3-1-8 図　中国の鉱工業における主要業種の売上額シェアの推移 …… 187
第Ⅱ-3-1-9 図　中国の需要項目別 GDP 構成比の推移 …… 187
第Ⅱ-3-1-10 図　中国の実質 GDP 成長率寄与度の推移 …… 188
第Ⅱ-3-1-11 図　中国の鉱工業分野における企業別売上・雇用者の推移 …… 188
第Ⅱ-3-1-12 図　中国の輸出に占める企業別シェア …… 189
第Ⅱ-3-1-13 図　中国の企業別の貿易収支 …… 189
コラム第 3-1 図　中国の鉱工業部門における企業別シェア（2016）…… 190
コラム第 3-2 図　中国の鉱工業分野の企業の利益率 …… 190
コラム第 3-3 図　中国の鉱工業分野の主要業種・企業形態別利益率（2016）…… 190
第Ⅱ-3-1-14 図　中国の人口構成の将来予測（国連推計）…… 191
第Ⅱ-3-1-15 図　中国の都市部求人倍率の推移 …… 192
第Ⅱ-3-1-16 図　中国の平均賃金の推移 …… 192
第Ⅱ-3-1-17 図　アジアに展開する日系企業の賃金水準（製造業作業員／基本給・月給）…… 192
第Ⅱ-3-1-18 図　非金融企業の債務残高の対 GDP 比 …… 192
第Ⅱ-3-1-19 表　中国政府の過剰債務問題に関連する対応方針 …… 193
コラム第 4-1 図　中国の商業銀行の不良債権の推移 …… 194
コラム第 4-2 図　中国の銀行の理財商品の残高の推移 …… 194
コラム第 4-3 表　中国の銀行（2016 年末）…… 194
コラム第 4-4 図　中国の銀行の総資産利益率と不良債権比率の推移 …… 195
コラム第 4-5 図　中国の銀行の不良債権比率と貸倒引当金比率 …… 195
コラム第 4-6 図　中国の銀行の不良債権比率と自己資本比率 …… 195
コラム第 5-1 図　国民経済・社会発展 5 カ年計画の産業関連編における構成の変遷 …… 198
コラム第 5-2 表　製造 2025 重点分野における国産比率目標の代表事例 …… 199
コラム第 5-3 表　中国地方政府の産業支援措置の具体事例 …… 199
第Ⅱ-3-2-1 図　中国の業種別実質 GDP 成長率（2017 年）…… 200
第Ⅱ-3-2-2 図　国別ユニコーン企業 …… 201
第Ⅱ-3-2-3 表　スーパーユニコーン企業 …… 201
第Ⅱ-3-2-4 図　中国におけるインターネット利用状況の推移 …… 201
第Ⅱ-3-2-5 図　中国の電子商取引の市場規模の推移 …… 202
第Ⅱ-3-2-6 図　中国の電子商取引に伴う雇用の推移 …… 202

第Ⅱ-3-2-7 図　中国におけるインターネット利用者のプロフィール …… 202
第Ⅱ-3-2-8 図　中国における分野別のインターネット・アプリケーション利用状況（2017 年末）…… 203
第Ⅱ-3-2-9 表　シェアリング・エコノミーの市場規模（2017 年）…… 203
第Ⅱ-3-2-10 図　中国の共有経済プラットフォーム企業の雇用創出 …… 204
第Ⅱ-3-2-2-1 表　中国のイノベーションランキング …… 205
第Ⅱ-3-2-2-2 図　主要国の国際特許出願件数の推移 …… 205
第Ⅱ-3-2-2-3 図　国際特許出願件数に占める各国の割合 …… 205
第Ⅱ-3-2-2-4 図　主要国の論文数と全世界の論文数伸び率の各国寄与度 …… 206
第Ⅱ-3-2-2-5 図　ISO/IEC 国際幹事引受数の各国割合の推移 …… 206
第Ⅱ-3-2-2-6 図　国際特許公開件数の推移 …… 207
第Ⅱ-3-2-2-7 図　中米日の技術別国際特許公開件数の比較 …… 207
第Ⅱ-3-2-2-8 図　世界の論文数に占める中国の論文数の割合 …… 208
第Ⅱ-3-2-2-9 図　世界の論文数に占める中国の論文数・被引用論文数の順位 …… 208
第Ⅱ-3-2-2-10 図　中国の国際共著論文数と国際共著割合の推移 …… 209
第Ⅱ-3-2-2-11 表　科学技術イノベーション第 13 次五か年計画の重点分野 …… 209
第Ⅱ-3-2-2-12 表　RTA 指数算出諸元 …… 209
第Ⅱ-3-2-2-13 図　中国 RTA 指数の分布（2000 年）…… 210
第Ⅱ-3-2-2-14 図　RTA 指数の 5 か国比較（2000 年）…… 210
第Ⅱ-3-2-2-15 表　中国優位の技術分野の国際比較（2000 年）…… 211
第Ⅱ-3-2-2-16 図　中国 RTA 指数の分布（2017 年）…… 211
第Ⅱ-3-2-2-17 図　RTA 指数の 5 か国比較（2017 年）…… 212
第Ⅱ-3-2-2-18 表　中国優位の技術分野の国際比較（2017 年）…… 212
第Ⅱ-3-2-2-19 図　中国 RTA 指数の変化（2000 年と 2017 年の比較）…… 212
第Ⅱ-3-2-2-20 表　RTA 指数伸び率上位・下位 5 分野 …… 213
第Ⅱ-3-2-2-21 図　デジタル通信分野及びバイオテクノロジー分野の公開割合変化 …… 214
第Ⅱ-3-2-2-22 表　RTA 指数でみる二国間技術構造関係の目安 …… 214
第Ⅱ-3-2-2-23 図　中国－日本の技術構造関係の変化 …… 215
第Ⅱ-3-2-2-24 図　中国－米国の技術構造関係の変化 …… 215
第Ⅱ-3-2-2-25 図　中国－ドイツの技術構造関係の変化 …… 216
第Ⅱ-3-2-2-26 図　中国－韓国の技術構造関係の変化 …… 216
第Ⅱ-3-2-2-27 表　中国と日米独韓との技術構造関係の変化 …… 217
第Ⅱ-3-2-2-28 図　国際特許出願件数上位企業の変化 …… 217
第Ⅱ-3-2-2-29 図　ファーウェイ社と ZTE 社の国際特許出願割合の推移 …… 218
第Ⅱ-3-2-2-30 図　国際特許出願企業集中度の国際比較 …… 218
第Ⅱ-3-2-2-31 図　出願者の属性（外国、国内）別の出願数と出願者属性の割合（左）…… 219
コラム第 6-1 図　行政区域別特許数分布 …… 219
コラム第 6-2 図　クラスターごとの出願人の属性別、技術分野別の特許出願数 …… 220
コラム第 6-3 図　小口出願人の割合（特許出願件数 1,000 件未満）…… 220
第Ⅱ-3-2-2-32 表　中国の主なイノベーション関連施策 …… 221
第Ⅱ-3-2-2-33 図　R&D 支出額の国際比較 …… 221
第Ⅱ-3-2-2-34 図　ベンチャーキャピタルの投資実行額の国際比較 …… 222
第Ⅱ-3-2-2-35 図　中国における取引所ごとの上場企業数の変化 …… 222
第Ⅱ-3-2-2-36 図　新三板の業種別上場企業数（2017 年末）…… 222
第Ⅱ-3-2-2-37 図　主要国の大学における専攻別学生数 …… 223

第Ⅱ-3-2-2-38 図　米国に留学している地域・出身国別の学生数 …… 223
第Ⅱ-3-2-2-39 図　米国に留学している学生の出身国別・専攻別人数 …… 224
第Ⅱ-3-2-2-40 図　中国の留学生数と帰国者数 …… 224
第Ⅱ-3-2-2-41 図　中国の新規登録企業数と中米日の開業・廃業率 …… 225
第Ⅱ-3-2-2-42 図　中国の大学新卒創業者数と創業率 …… 225
第Ⅱ-3-3-1-1 図　主要国の世界輸出に占める割合 …… 226
第Ⅱ-3-3-1-2 図　主要国の世界輸入に占める割合 …… 226
第Ⅱ-3-3-1-3 図　世界各国の最大輸入相手国 2000 年から 2017 年の変化 …… 227
第Ⅱ-3-3-1-4 図　世界各国の最大輸出相手国 2000 年から 2017 の変化 …… 227
第Ⅱ-3-3-1-5 表　総輸出に占める中国向け輸出の割合（2000 年から 2017 年の変化）…… 228
第Ⅱ-3-3-1-6 表　総輸入に占める中国からの輸入の割合（2000 年から 2017 年の変化）…… 229
第Ⅱ-3-3-1-7 図　中国の主要輸出相手国向け貿易額の推移 …… 230
第Ⅱ-3-3-1-8 表　中国の輸出額上位 10 か国・地域の占める割合の変化 …… 230
第Ⅱ-3-3-1-9 図　中国の主要輸入相手国向け貿易額の推移 …… 230
第Ⅱ-3-3-1-10 表　中国の輸入額上位 10 か国・地域の占める割合の変化 …… 230
第Ⅱ-3-3-1-11 図　中国の貿易黒字相手国上位 10 か国の変化 …… 230
第Ⅱ-3-3-1-12 図　中国の貿易赤字相手国上位 10 か国の変化 …… 231
第Ⅱ-3-3-1-13 図　中国と米国、EU、一帯一路関係国との貿易額比較 …… 232
第Ⅱ-3-3-1-14 図　中国と一帯一路関係国との貿易収支 …… 232
第Ⅱ-3-3-1-15 表　中国の主要輸出品目の金額と主な輸出先（2017 年）…… 233
第Ⅱ-3-3-1-16 図　中国の上位輸出品目の推移 …… 233
第Ⅱ-3-3-1-17 表　中国の主要輸入品目の金額と主な輸入先（2017 年）…… 234
第Ⅱ-3-3-1-18 図　中国の上位輸入品目の推移 …… 234
第Ⅱ-3-3-1-19 図　中国の主要輸出品が世界輸出に占めるシェア …… 234
第Ⅱ-3-3-1-20 図　中国の主要品目の競争力（貿易特化係数）…… 235
第Ⅱ-3-3-1-21 図　鉄鋼、アルミニウム、太陽電池セル輸出に占める主要国の割合 …… 236
第Ⅱ-3-3-1-22 図　セラミック、化学製品輸出に占める主要国の割合 …… 237
第Ⅱ-3-3-1-23 図　主要国の付加価値輸出の変化 …… 237
第Ⅱ-3-3-1-24 図　主要国の世界付加価値輸出に占める割合 …… 237
第Ⅱ-3-3-1-25 図　中国と日本の世界輸出に占める産業別輸出割合の変化 …… 238
第Ⅱ-3-3-1-26 図　各国の輸出に含まれる自国創出付加価値の比率 …… 238
第Ⅱ-3-3-1-27 図　主要国の輸出に占める自国創出付加価値の割合 …… 239
第Ⅱ-3-3-1-28 表　RCA 指数算出諸元 …… 239
第Ⅱ-3-3-1-29 図　中国 RCA 指数の通関ベースと付加価値ベースの比較（2000 年）…… 240
第Ⅱ-3-3-1-30 図　中国 RCA 指数の通関ベースと付加価値ベースの比較（2011 年）…… 240
第Ⅱ-3-3-1-31 図　中国 RCA 指数の通関ベースと付加価値ベースの比較（2015 年）…… 241
第Ⅱ-3-3-1-32 図　中国 RSCA 指数の通関ベースと付加価値ベースの変化 …… 242
コラム第 7-1 表　中欧班列の主なルート …… 243
コラム第 7-2 図　中欧間コンテナ輸送量（主要ルート別）…… 243
コラム第 7-3 図　中欧鉄道運行数の推移 …… 244
コラム第 7-4 図　中欧鉄道輸送量の推移 …… 244
第Ⅱ-3-3-2-1 図　主要国の対外直接投資ストック（左）とフロー（右）の推移 …… 245
第Ⅱ-3-3-2-2 図　中国の対外・対内直接投資の推移（フロー）…… 245
第Ⅱ-3-3-2-3 図　中国対外直接投資残高の国別割合（2016 年）…… 246

第Ⅱ-3-3-2-4 図　中国対外直接投資残高の産業別割合（2016 年）…… 246
第Ⅱ-3-3-2-5 図　中国の対香港投資 …… 246
第Ⅱ-3-3-2-6 図　中国の対 ASEAN 投資 …… 246
第Ⅱ-3-3-2-7 図　中国の対米投資 …… 247
第Ⅱ-3-3-2-8 図　中国の対 EU 投資 …… 247
第Ⅱ-3-3-2-9 図　中国の対豪投資 …… 247
第Ⅱ-3-3-2-10 図　中国の対露投資 …… 247
第Ⅱ-3-3-2-11 図　一帯一路関係国に対する中国の直接投資金額（2016）…… 248
第Ⅱ-3-3-2-12 図　海外直接投資残高に占める国有企業と非国有企業別の割合 …… 248
第Ⅱ-3-3-2-13 図　対外 M&A 件数に占める実施主体別の割合 …… 249
第Ⅱ-3-3-2-14 表　中国における海外直投ストック上位 10 社（2015）…… 249
第Ⅱ-3-3-2-15 図　世界における主要国の M&A 件数、金額 …… 250
第Ⅱ-3-3-2-16 図　中国によるクロスボーダーM&A 件数の地域別推移 …… 250
第Ⅱ-3-3-2-17 図　中国によるクロスボーダーM&A 産業別の件数推移 …… 251
第Ⅱ-3-3-2-18 図　中国によるクロスボーダーM&A の先進国、新興・途上国向けの推移 …… 252
第Ⅱ-3-3-2-19 図　中国によるクロスボーダーM&A 金額の地域別推移 …… 252
第Ⅱ-3-3-2-20 図　中国によるクロスボーダーM&A 金額の産業別推移 …… 253
第Ⅱ-3-3-2-21 図　中国企業を最終親会社とする対米 M&A 件数 …… 253
第Ⅱ-3-3-2-22 図　中国企業を最終親会社とする対 EU M&A 件数 …… 253
第Ⅱ-3-3-2-23 表　中国政府の政策における重点産業・技術分野 …… 254
第Ⅱ-3-3-3-1 図　各国の AD 措置被発動件数 …… 254
第Ⅱ-3-3-3-2 図　中国の AD 措置被発動件数推移 …… 255
第Ⅱ-3-3-3-3 図　中国向け AD 措置発動件数地域別シェア（累積値）…… 255
第Ⅱ-3-4-1-1 図　日本の中国向け輸出の推移 …… 256
第Ⅱ-3-4-1-2 図　中国消費者による日本の事業者からの越境 EC 購入額 …… 256
第Ⅱ-3-4-1-3 図　日本の対中輸出品の構成 …… 257
第Ⅱ-3-4-1-4 表　日本の対中輸出の伸び率の高い主要品目 …… 258
第Ⅱ-3-4-2-1 図　中国の GDP と小売売上高の伸び率の推移 …… 258
第Ⅱ-3-4-2-2 図　中国の小売売上高・ネット販売の伸び率 …… 259
第Ⅱ-3-4-2-3 図　中国の一人当たり可処分所得及び消費支出の推移 …… 259
第Ⅱ-3-4-2-4 図　中国の一人当たり消費支出の構成比の推移 …… 260
第Ⅱ-3-4-2-5 図　中国の旅行者数の推移 …… 260
第Ⅱ-3-4-2-6 図　訪日外国人旅行者の推移 …… 261
第Ⅱ-3-4-2-7 図　中国の映画興行収入の推移 …… 261
第Ⅱ-3-4-2-8 図　主要国の映画興行収入（2016）…… 261
第Ⅱ-3-4-2-9 図　中国における老齢人口の増加予測 …… 261
第Ⅱ-3-4-2-10 図　中国における大学・大学院生（在学生）の推移 …… 262
第Ⅱ-3-4-2-11 図　中国の環境汚染対策投資の推移 …… 262
第Ⅱ-3-4-2-12 表　主要国における日系企業拠点数（2016 年 / 上位 10 か国）…… 262
第Ⅱ-3-4-2-13 図　日系海外現地法人（2016）…… 263
第Ⅱ-3-4-2-14 表　日系海外現地法人の経常利益率 …… 263
第Ⅱ-3-4-2-15 図　中国の日本からの対内直接投資の推移 …… 263
第Ⅱ-3-4-2-16 図　日本企業から見た有望な事業展開先 …… 263
第Ⅱ-3-4-2-17 図　中国の対内直接投資額及び業種別構成の推移 …… 264

第Ⅱ-3-4-2-18図　日本の対中直接投資の推移 …… 264
第Ⅱ-3-4-2-19図　主要業種別の在中日系現地法人売上高の推移 …… 264
第Ⅱ-3-4-2-20表　中国・米国における日系現地法人の比較（2015年度）…… 265
第Ⅱ-3-4-2-21図　中国における日米欧現地法人の業種別売上高の比較（2015）…… 266
第Ⅱ-3-4-2-22図　在中日本企業の今後1～2年の事業展開 …… 266
第Ⅱ-3-4-2-23図　米国企業が中国の当該産業の市場をどう見ているか（2018年成長率予測）…… 266
第Ⅱ-3-4-2-24図　在中日系現地法人のプロフィール（2015年）…… 267
第Ⅱ-3-4-2-25図　在中日本企業の経営上の問題点 …… 268
第Ⅱ-3-4-2-26図　米国企業から見た中国におけるビジネス上の課題 …… 268
第Ⅲ-1-1-1図　FTAAPへの道筋 …… 275
第Ⅲ-1-1-2図　世界のFTA動向 …… 275
第Ⅲ-1-1-3図　日本のEPA交渉の歴史 …… 276
第Ⅲ-1-1-4図　日本のEPA交渉の歴史経済連携の推進状況（2018年3月現在）…… 276
第Ⅲ-1-1-5図　各国のFTAカバー率比較 …… 277
第Ⅲ-1-1-6図　東アジア地域におけるサプライチェーンの実態 …… 279
第Ⅲ-1-1-7図　RCEP参加の意義 …… 279
第Ⅲ-1-2-1図　世界の投資協定数の推移（UNCTAD「World Investment Report 2017」から作成）…… 282
第Ⅲ-1-2-2表　投資関連協定の内容 …… 283
第Ⅲ-1-2-3表　我が国の投資関連協定締結状況 …… 284
第Ⅲ-1-3-1図　日米経済対話（第2回会合）…… 288
第Ⅲ-1-3-2図　日米首脳会談（2017年11月）…… 289
第Ⅲ-1-3-3図　日米首脳会談（2018年4月）…… 290
第Ⅲ-1-4-1表　ドーハ・ラウンド　一括受託の交渉項目と主要論点 …… 293
第Ⅲ-1-4-2図　ドーハ・ラウンド交渉の経緯 …… 294
コラム第8-1図　第一回三極貿易大臣会合 …… 298
コラム第8-2図　第二回三極貿易大臣会合 …… 298
第Ⅲ-1-6-1図　APEC閣僚・首脳会議 …… 302
第Ⅲ-2-2-1図　日ASEAN経済大臣会合 …… 307
第Ⅲ-2-3-1図　「アンドラ・プラデシュ州における新州都開発及び産業協力に係る共同声明」の合意 …… 309
第Ⅲ-2-3-2図　日印首脳会談終了後の共同声明署名式 …… 310
第Ⅲ-2-4-1図　2017年9月ウラジオストクでの首脳会談の様子 …… 311
第Ⅲ-2-6-1図　日アフリカ官民経済フォーラム …… 316
第Ⅲ-3-2-1図　海外展開の課題についての企業アンケート結果 …… 321
第Ⅲ-3-2-2図　新輸出大国コンソーシアム概要図 …… 321
第Ⅲ-3-2-3図　支援対象企業の業種（2018年3月31日時点）…… 322
第Ⅲ-3-2-4表　支援機関の構成（2018年3月31日時点）…… 322
第Ⅲ-3-3-1図　農林水産物・食品の輸出額の推移 …… 323

「通商白書」についてのご質問、お問い合わせは、下記へどうぞ。

経済産業省　通商政策局　企画調査室
（03）3501-0533　内線　2961～2966

通商白書 2018

～急伸するデジタル貿易と新興・途上国経済への対応　新たな通商ルール構築の必要性～

平成 30 年 9 月 26 日発行

定価は裏表紙に表示してあります。

編　集　経 済 産 業 省

〒 100-8901
東京都千代田区霞が関 1 － 3 － 1
電話　（03）3501-1511

経済産業省
http://www.meti.go.jp/

発　行　勝美印刷株式会社

〒 113-0001
東京都文京区白山 1 － 13 － 7　アクア白山ビル 5F
電話　（03）3812-5201（代表）
http://www.shobix.co.jp/

※落丁・乱丁の場合はお取り替えいたします。
購入された書店を明記の上、発行所までお送りください。
送料は当社負担でお取り替えいたします。

ISBN978-4-906955-87-9　C0036　¥3614

White Paper on International Economy and Trade

ISBN978-4-906955-87-9

C0036 ¥3614E

9784906955879

定価（本体3,614円＋税）

1920036036141

通商白書 2018

発行：勝美印刷株式会社